

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて平成30年度決算検査報告を作成し、令和元年11月8日、これを内閣に送付した。

また、会計検査院長は内閣総理大臣に手交するに際し、その概要を説明した。

この検査報告には、平成30年度の国の歳入歳出決算、政府関係機関の収入支出決算等について、会計検査院が令和元年次中に実施した会計検査の成果が収録されており、内閣から決算とともに国会に提出される。

平成30年度決算検査報告では、各府省、政府関係機関、独立行政法人などの会計経理に関して指摘した事項等を次のように分類して掲記している。

(1) 不当事項

検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項

(3) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況

(4) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

a 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

b 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

(6) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

(7) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果

(8) 特定検査対象に関する検査状況

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(9) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況

(10) 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査

この「概要」は、平成30年度決算検査報告に掲記した検査結果を要約整理したもので、上記(1)から(10)の内容は19ページから401ページに記載した。また、国の財政等の概況を403ページ以下に記載した。

なお、簡潔に記述するため、金額は、表示単位未満を切り捨てている。このため、集計しても必ずしも合計額が一致しないものがある。

○関係法令

【日本国憲法】

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

【会計検査院法】

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和22年法律第79号）第105条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

【国会法】

第105条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

【特別会計に関する法律】

第19条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

◇◇◇ 総 目 次 ◇◇◇

	ページ
1 検査結果の概要	1
【参考1】平成30年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表	4
【参考2】掲記件数、指摘金額の推移（平成21～30年度決算検査報告）	7
【参考3】指摘金額と背景金額	7
2 検査の概況	9
【会計検査院の概要】	1 1
【検査の基本方針】	1 1
【検査の対象】	1 3
【検査の方法と実績】	1 4
3 決算の確認	1 5
4 検査の結果	1 9
(1) 不当事項	2 1
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項	1 7 7
(3) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	2 3 7
(4) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	2 5 5
(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果	3 4 3
(6) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）	3 4 7
(7) 国会からの検査要請事項に関する報告	3 6 5
(8) 特定検査対象に関する検査状況	3 7 5
(9) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況	3 9 5
(10) 特別会計財務書類の検査	3 9 9
5 国の財政等の概況	4 0 3

1 検査結果の概要

平成30年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は335件であり、指摘金額は計1002億3058万円である。この内訳は次のとおりである。

事項等	掲記件数	指摘金額	左記の掲記件数のうち背景金額を掲記した件数
不当事項	収 4件	11億4872万円	—
	支 248件	40億9093万円	—
	外 2件	4億8221万円	—
	254件	57億2187万円	—
意見を表示し又は処置を要求した事項			
34条関係	収 1件	26億8060万円	—
	支 3件	1億3345万円	—
34条及び36条関係	支 6件	40億1376万円	1件
36条関係	収 1件	9910万円	—
	支 14件	481億8436万円	7件
	外 2件	24億8932万円	—
	27件	576億0059万円	8件
本院の指摘に基づき 本当局において改善の 処置を講じた事項	収 5件	25億7755万円	2件
	支 30件	218億0870万円	3件
	外 11件	125億2312万円	4件
	44件	369億0937万円	9件
指摘事項計	収 11件	< 9件分 > 65億0472万円	/
	支 301件	< 297件分 > 782億3120万円	
	外 15件	< 14件分 > 154億9465万円	
	325件	< 320件分 > 1002億3058万円	
国会及び内閣に対する 報告（随時報告）	4件		
国会からの検査要請 事項に関する報告	2件		
特定検査対象に 関する検査状況	4件		
総計	335件	< 320件分 > 1002億3058万円	

注(1) 指摘金額・背景金額……7ページ参照

注(2) 収 は収入に関するもので、支 は支出に関するもので、外 は収入支出以外のものである。

注(3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。

注(4) 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」のうち1件は収入(背景金額)と収入支出以外(指摘金額)の両方に関するもので、1件は支出(指摘金額)と収入支出以外(背景金額)の両方に関するものであり、それぞれで件数と金額を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(5) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計12件ある。

注(6) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

【参考1】

平成30年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表

事項 府省又は 団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
	件	件	件	件	件	件
国 (衆議院)				外 1 9億4448万円		外 1 9億4448万円
内閣 (内閣官房)			支 1			支 1
内閣府 (内閣府本府)	支 11 1億7540万円		支 1	支 2 40億2675万円 (4933万円)		支 14 42億0215万円 (4933万円)
内閣府 (宮内庁)					支 1 5846万円	支 1 5846万円
内閣府 (金融庁)					支 1 2025万円	支 1 2025万円
総務省	支 8 6億7855万円		支 2 34億5274万円	支 2 13億1946万円		支 12 54億5075万円
					外 1 2億2950万円	外 1 2億2950万円
法務省					外 1 23億5845万円	外 1 23億5845万円
外務省				支 2 80億1511万円 (131億7689万円)	支 1 2994万円	支 3 80億4505万円 (131億7689万円)
財務省	取 1 2億1279万円				取 2 5億7908万円 (11億8542万円)	取 3 7億9062万円 (11億8542万円)
					支 2 146億5709万円	支 2 146億5709万円
文部科学省	支 36 6億6474万円		支 1 2億4305万円		支 1 35億4060万円	支 38 44億4839万円
					外 1 4億9412万円	外 1 4億9412万円
厚生労働省	取 2 9億3461万円					取 2 9億3461万円
	支 79 9億0907万円	支 1 3994万円	支 3 3億1797万円 (12億1237万円)	支 2 3658万円 (3437億2957万円) (2億9144万円)	支 4 3億0322万円	支 89 16億0678万円 (12億1237万円) (3437億2957万円) (2億9144万円)
農林水産省	支 39 4億7181万円	支 1 2677万円		支 3 135億7299万円 (103億5202万円) (23億8310万円)	支 2 3659万円 (18億0913万円)	支 45 141億0816万円 (103億5202万円) (23億8310万円) (18億0913万円)
経済産業省	支 15 8694万円			支 1 202億6103万円		支 16 203億4797万円
国土交通省		取 1 26億8060万円				取 1 26億8060万円
	支 23 3億3781万円			支 1 8億1655万円 (11億7676万円)	支 5 6億1076万円 (945億1337万円)	支 29 17億6512万円 (11億7676万円) (945億1337万円)

府省又は 団体名	事項 不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
環 境 省	件 [支] 19 3億0393万円	件	件	件 [支] 1 1億3589万円	件 [支] 3 8億7639万円	件 [支] 23 13億1621万円
防 衛 省					[収] 1 4826万円	[収] 1 4826万円
	[支] 1 2174万円				[支] 5 3億9651万円 (50億3682万円)	[支] 6 4億1825万円 (50億3682万円)
					[外] 2 90億6640万円	[外] 2 90億6640万円
日本私立学校振興 ・ 共済事業団	[支] 12 2億7840万円					[支] 12 2億7840万円
日 本 銀 行					[支] 1 970万円	[支] 1 970万円
日本中央競馬会				[外] 1 15億4484万円		[外] 1 15億4484万円
東京地下鉄株 式会社	[支] 1 1710万円					[支] 1 1710万円
東日本高速道 路株式会社					[外] 1 1億4889万円 (11億1514万円)	[外] 1 1億4889万円 (11億1514万円)
中日本高速道 路株式会社					[外] 1 2678万円 (1億0316万円)	[外] 1 2678万円 (1億0316万円)
西日本高速道 路株式会社					[外] 1 5557万円 (6億3784万円)	[外] 1 5557万円 (6億3784万円)
本州四国連絡 高速度株式 会社					[収] 1 (4億2703万円)	[収] 1 (4億2703万円)
					[外] 1 5964万円	[外] 1 5964万円
日本年金機構	[収] 1 130万円					[収] 1 130万円
		[支] 1 6674万円				[支] 1 6674万円
独立行政法人 国立美術館	[支] 1 530万円					[支] 1 530万円
独立行政法人 国際協力機構				[支] 1		[支] 1
独立行政法人 日本スポーツ 振興センター					[外] 1 8377万円	[外] 1 8377万円
独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構	[支] 1 353万円					[支] 1 353万円
独立行政法人 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構					[支] 1 1億1966万円	[支] 1 1億1966万円
独立行政法人 国立病院機構	[支] 1 3582万円					[支] 1 3582万円
独立行政法人 中小企業基盤 整備機構				[支] 1		[支] 1
独立行政法人 都市再生機構					[収] 1 19億5021万円	[収] 1 19億5021万円

府省又は 団体名	事 項	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
			会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
独立行政法人 日本高速道路保有 ・債務返済機構		件	件	件	件	件	件
					収 1 9910万円	収 1 9910万円	
国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構						支 1 10億9675万円	支 1 10億9675万円
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	外	1 2667万円					外 1 2667万円
国立大学法人 山梨大学	外	1 4億5554万円					外 1 4億5554万円
阪神国際港湾 株式会社	支	1 2億0065万円					支 1 2億0065万円
日本郵便株式会社						支 1 5083万円	支 1 5083万円
東京電力ホール ディングス株式 会社						支 1 195万円	支 1 195万円
						外 1 (203億1399万円)	外 1 (203億1399万円)
合 計	収	4 11億4872万円	収 1 26億8060万円		収 1 9910万円	収 5 25億7755万円	収 11 65億0472万円
	支	248 40億9093万円	支 3 1億3345万円	支 6 40億1376万円	支 14 481億8436万円	支 30 218億0870万円	支 301 782億3120万円
	外	2 4億8221万円			外 2 24億8932万円	外 11 125億2312万円	外 15 154億9465万円
	計	254 57億2187万円	計 4 28億1405万円	計 6 40億1376万円	計 17 507億7278万円	計 44 369億0937万円	計 325 1002億3058万円

○ 上記の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が4件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が2件、「特定検査対象に関する検査状況」が4件あり、これらを含めた掲記件数は335件である。

注(1) 収は収入に関するもので、支は支出に関するもので、外は収入支出以外のものである。

注(2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

注(3) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(4) 内閣（内閣官房）の1件及び総務省のうち1件は、内閣（内閣官房）及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 内閣府（内閣府本府）のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府（内閣府本府）及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は経済産業省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(8) 国土交通省のうち1件及び阪神国際港湾株式会社の1件は、国土交通省及び阪神国際港湾株式会社の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(9) 本州四国連絡高速株式会社の1件は収入(背景金額)と収入支出以外(指摘金額)の両方に関するものであり、それぞれで件数と金額を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(10) 東京電力ホールディングス株式会社の1件は支出(指摘金額)と収入支出以外(背景金額)の両方に関するものであり、それぞれで件数と金額を計上している。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注(11) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの（租税の徴収過不足に関するもの(45ページ及び272ページ参照)）があり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(12) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計12件ある。

【参考2】

掲記件数、指摘金額の推移（平成21～30年度決算検査報告）

年 度	掲 記 件 数	指 摘 金 額
平成21	986件	1兆7904億8354万円
22	568件	4283億8758万円
23	513件	5296億0742万円
24	630件	4907億4510万円
25	595件	2831億7398万円
26	570件	1568億6701万円
27	455件	1兆2189億4132万円
28	423件	874億4130万円
29	374件	1156億9880万円
30	335件	1002億3058万円

(注) 掲記件数には「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）、「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「特定検査対象に関する検査状況」の件数も含まれている。

【参考3】

指摘金額と背景金額

「指摘金額」

指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

「背景金額」

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

2 検査の概況

【会計検査院の概要】

会計検査院は、国の収入支出の決算等の検査を行うため憲法第90条の規定に基づいて設置されており、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位を有する機関である。

会計検査院は、検査官会議と事務総局とで組織されている。

- ① 検査官会議は、3人の検査官により構成されており、その合議によって会計検査院としての意思決定を行う機関である。
- ② 事務総局は、検査官会議の指揮監督のもとに会計検査等の職務を行う機関として、事務総長官房と会計検査を行う5つの局とで構成されている。

職員数は1,249人（平成31年4月現在定員）であり、これらの者の多くは調査官又は調査官補として各検査課・上席調査官付（36の課等で検査事務を分担）に所属している。

【検査の基本方針】

会計検査院は、平成31年次の検査（検査実施期間：30年10月から31年9月まで）に当たって、30年9月、「平成31年次会計検査の基本方針」を次のように定めた。

平成31年次会計検査の基本方針（抄）

- 1 会計検査院の使命（略）
- 2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況（略）
- 3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信（IT）

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通若しくは関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点

エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点

オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合規性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政及び財政の健全化に向けた取組についてその分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実を資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調

査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

なお、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（31年4月30日）の翌日から元号を改める政令（平成31年政令第143号）が施行され、元号が「令和」に改められたことから、以下の記述においては、平成31年次は「令和元年次」とし、また、同年次の検査実施期間は「平成30年10月から令和元年9月まで」とする。

【検査の対象】

会計検査院は、国の一般会計及び特別会計の収入支出をはじめ、国の所有する現金、物品、国有財産、国の債権、債務等全ての分野の国の会計を検査の対象としている。

これらの国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。令和元年次（平成30年10月から令和元年9月まで）の検査における主な検査対象は次のとおりである。

①	国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計	212
②	法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計	1
③	国が資本金の一部を出資しているものの会計	8
④	国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計	19
⑤	国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計	3
⑥	国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計	5,596
⑦	国若しくは①に該当する法人の工事その他の役務の請負人等のその契約に関する会計	72

【検査の方法と実績】

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

(ア) 書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類等について在庁して常時行う検査である。

書面検査については、平成30年度分の計算書12万5千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類として、紙媒体3936万余枚を受領したほか電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したのものがあ、これらを対象に実施した。

(イ) 実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

令和元年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,466か所についての実施率は41.7%、②地方出先機関であつて検査上の重要性が①に準ずる箇所6,631か所についての実施率は16.5%となっており、これらを合わせた計11,097か所についての実施率は26.7%となっている。

実地検査の対象箇所	左の箇所数 (A)	左のうち検査を 実施した箇所数 (B)	実施率(%) (B/A)
①検査上重要な箇所 (本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,466	1,865	41.7(42.3)
②上記に準ずる箇所 (その他の地方出先機関等)	6,631	1,100	16.5(16.3)
計	11,097	2,965	26.7(26.7)

注(1) ()は、平成30年次。

注(2) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は20,408か所のうち77か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は9.6%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,596の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万1千7百余人日となっている。

3 決算の確認

会計検査院は、下記の平成30年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

		円
歳	入	105,697,418,124,148
歳	出	98,974,696,544,350

第2 特別会計

所管及び会計名	歳	入	歳	出
	円		円	
内閣府、総務省及び財務省				
交付税及び譲与税配付金	52,483,161,872,849		51,596,235,238,168	
財 務 省				
地震再保険	186,202,125,203		13,105,332,423	
国債整理基金	186,158,078,329,014		183,081,643,121,038	
外国為替資金	3,101,062,906,592		85,180,230,482	
財務省及び国土交通省				
財 政 投 融 資				
財政融資資金勘定	24,599,906,654,560		24,475,394,237,532	
投資勘定	1,384,930,982,678		670,207,305,287	
特定国有財産整備勘定	85,328,686,235		29,891,562,930	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省				
エ ネ ル ギ ー 対 策				
エネルギー需給勘定	2,473,045,899,453		2,135,461,089,026	
電源開発促進勘定	365,737,384,824		319,635,587,291	
原子力損害賠償支援勘定	7,774,445,359,676		7,702,460,596,917	
厚 生 労 働 省				
労 働 保 険				
労災勘定	1,170,459,028,109		1,017,435,860,306	
雇用勘定	2,323,367,133,515		2,193,474,626,330	
徴収勘定	2,579,403,999,137		2,524,517,715,017	
内閣府及び厚生労働省				
年 金				
基礎年金勘定	25,098,808,690,420		23,864,441,949,262	
国民年金勘定	3,933,032,300,340		3,813,056,035,911	
厚生年金勘定	47,982,749,634,810		47,386,385,519,835	
健康勘定	11,516,577,141,783		11,492,204,049,648	
子ども・子育て支援勘定	2,744,458,253,180		2,533,179,683,760	
業務勘定	424,053,312,533		375,056,132,058	
農 林 水 産 省				
食 料 安 定 供 給				
農業経営安定勘定	280,777,731,849		177,305,054,692	
食糧管理勘定	556,917,176,901		533,778,167,785	
農業再保険勘定	71,553,171,261		50,208,615,608	
漁船再保険勘定	11,245,422,426		6,022,129,983	
漁業共済保険勘定	11,112,774,544		9,040,763,024	

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
業 務 勘 定	10,219,231,262	10,219,231,262
国営土地改良事業勘定	28,138,322,635	27,220,198,762
国有林野事業債務管理	348,902,878,171	348,902,878,171
経 済 産 業 省		
特 許	269,592,491,567	145,364,491,555
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	62,403,111,494	1,890,136,881
自 動 車 検 査 登 録 勘 定	52,491,430,346	33,685,165,384
自 動 車 事 故 対 策 勘 定	13,748,674,888	13,237,149,408
空 港 整 備 勘 定	542,965,316,147	402,147,893,364
国会、裁判所、会計検査院、 内閣、内閣府、復興庁、総務 省、法務省、外務省、財務省 、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国 土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	2,532,270,782,759	1,868,024,984,653

4 検査の結果

(1) 不当事項

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
内 閣 府（内閣府本府）		
・ 遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかずに算定していたため、委託費の支払額が過大……………		3 1
・ 子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大……………		3 2
・ 子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)の交付が過大……………		3 4
・ 子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費の精算が過大……………		3 5
・ 企業主導型保育事業における企業主導型保育施設の整備費の精算が過大など……………		3 6
・ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により実施した事業の交付対象事業費の精算が過大……………		3 7
・ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の費用の一部が補助対象外……………		3 8
・ 防護柵工の設計が不適切……………		3 9
総 務 省		
・ 国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大……………		4 0
・ 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等の交付が過大など……………		4 2

【府省・団体名】	<件名>	ページ
総務省	・無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が不適切など……………	4 4
財務省	・租税の徴収額に過不足……………	4 5
文部科学省	・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付が過大……………	4 7
	・へき地児童生徒援助費等補助金の交付が過大……………	4 8
	・災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)の交付が過大……………	4 9
	・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども園整備事業に係る分)において基金の使用が過大……………	5 0
	・私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)の交付が過大……………	5 1
	・私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)の交付が過大……………	5 2
	・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)の交付が過大……………	5 3
	・私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及びICT活用推進事業)の交付が過大……………	5 4
	・私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金の交付が過大……………	5 6
	・学校施設環境改善交付金の交付が過大……………	5 7
	・沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)の交付が過大……………	5 8
	・義務教育費国庫負担金の交付が過大……………	5 9

【府省・団体名】	<件名>	ページ
厚生労働省		
	・労働保険の保険料の徴収額が過不足……………	6 2
	・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収額が不足……………	6 4
	・雇用保険の雇用調整助成金の支給が不適正……………	6 6
	・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が不適正……………	6 7
	・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が不適正……………	6 8
	・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正……………	7 0
	・雇用保険の失業等給付金の支給が不適正……………	7 1
	・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正……………	7 3
	・医療費に係る国の負担が不当……………	7 5
	・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大…	7 7
	・医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)の補助対象事業費の精算が過大……………	7 9
	・医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の補助対象事業費の精算が過大……………	8 0
	・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金の使用が過大…	8 1
	・地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の目的不達成……………	8 2
	・国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大……………	8 3
	・国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大……………	8 5

厚生労働省

- ・ 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を目的外使用…………… 8 9
- ・ 生活扶助費等負担金等の交付が過大…………… 9 0
- ・ 障害者自立支援給付費負担金の交付が過大…………… 9 2
- ・ 障害児入所給付費等負担金の交付が過大…………… 9 3
- ・ 障害者医療費国庫負担金の交付が過大…………… 9 4
- ・ 介護保険の普通調整交付金の交付が過大…………… 9 5
- ・ 高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の補助対象経費の精算が過大など…………… 9 6
- ・ 被災者支援総合交付金により実施した事業の事業費の精算が過大 9 7
- ・ 介護給付費に係る国の負担が不当…………… 9 8
- ・ 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当…………… 1 0 0
- ・ 障害児通所給付費に係る国の負担が不当…………… 1 0 2

農林水産省

- ・ 国営総合農地防災事業の実施に当たり、基礎杭かんきょの設計が適切でなかったため、函渠の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的不達成…………… 1 0 3
 - ・ 復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムの施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的不達成 1 0 4
 - ・ 経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)の実施に当たり、補助金の算定が不適切…………… 1 0 5
-

農林水産省

-
- ・ 農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、交付率の適用を誤るなど…………… 1 0 6
 - ・ 畜産競争力強化対策緊急整備事業の実施に当たり、補助金の算定が不適切など…………… 1 0 7
 - ・ 低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして交付金等の額を確定…………… 1 0 8
 - ・ 漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費の精算が過大など…………… 1 1 0
 - ・ 漁業経営安定対策事業費補助金(外国漁船操業等調査・監視事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において助成金の交付が過大…………… 1 1 1
 - ・ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、補助の要件を満たしていない家畜の貸付けを実施して基金補助金の交付対象外…………… 1 1 2
 - ・ 都市農村共生・対流総合対策交付金事業等の交付対象事業費の一部が交付対象外…………… 1 1 3
 - ・ 農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外…………… 1 1 4
 - ・ 森林環境保全整備事業として実施した森林作業道整備が補助対象外…………… 1 1 5
 - ・ 森林環境保全整備事業として実施した間伐が補助対象外…………… 1 1 6
 - ・ 多面的機能支払交付金の一部が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外に使用されていて、交付対象外…………… 1 1 7
-

【府省・団体名】	<件名>	ページ
農林水産省		
	・調整池の設計が不適切	1 1 8
	・導水路の設計が不適切	1 1 9
	・静砂工の設計が不適切	1 2 0
	・擁壁の設計が不適切	1 2 1
	・農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業等の事業費の精算が過大	1 2 2
	・アジアにおける貧困削減と持続的農業の推進のための技術指導事業に係る補助対象事業費の精算が過大	1 2 3
	・揚水機場の設計及び施工が不適切	1 2 4
	・農業・食品産業強化対策整備交付金事業において、財産処分に係る承認を受けずに無断で事業を中止	1 2 5
	・護床工の施工が不適切	1 2 6
	・地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大	1 2 7
	・ため池廃止工事の実施に係る計画が不適切	1 2 8
経済産業省		
	・受水槽の設計が不適切	1 2 9
	・街路灯の設計が不適切	1 3 0
	・照明設備工の設計が不適切	1 3 1

【府省・団体名】	＜件	名＞	ページ
----------	----	----	-----

経済産業省

- ・農道横断工の設計が不適切…………… 1 3 2
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外など…………… 1 3 3
- ・地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業の事業主体に該当しない者が実施していて補助対象外…………… 1 3 4
- ・地熱開発理解促進関連事業支援補助金により実施した事業の費用の一部が補助対象外…………… 1 3 5
- ・地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外…………… 1 3 6
- ・地域未来投資促進事業費補助金の補助対象事業費の精算が過大… 1 3 7
- ・再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業の実施に当たり、実績報告書の事業費よりも低額で実施していて事業費の精算が過大… 1 3 8
- ・地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の交付を受けて実施した事業により整備した施設を無断で取り壊すなど…………… 1 3 9
- ・資金供給円滑化信用保証協会等補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用…………… 1 4 0
- ・ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金により造成した基金を用いた事業の基金補助事業の対象事業費の精算が過大…………… 1 4 1
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付が不要…………… 1 4 2
- ・付帯道路工等の施工が不適切…………… 1 4 3

国土交通省

- ・通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が不適切…………… 1 4 4

【府省・団体名】	＜件 名＞	ページ
----------	-------	-----

国土交通省

- ・ 建物の移転に係る補償費の算定が不適切…………… 1 4 6
- ・ 交付額の算定が適切でなかったため、補助金の交付が過大…………… 1 4 7
- ・ 機器の設計数量を誤ったため、契約額が割高…………… 1 4 8
- ・ 機械設備の移転に係る補償費の算定が不適切…………… 1 4 9
- ・ 落石防護柵の設計が不適切…………… 1 5 0
- ・ 根固工の設計が不適切…………… 1 5 1
- ・ 鋼矢板の防食工の設計が不適切…………… 1 5 2
- ・ 護岸工の設計が不適切…………… 1 5 3
- ・ 擁壁の設計が不適切…………… 1 5 4
- ・ 地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大…………… 1 5 5
- ・ 浚 渫しゅんせつ工事に係る土運船運搬工費の積算が過大…………… 1 5 6
- ・ 灯火運用卓の移設工事に係る設計及び施工が不適切…………… 1 5 7
- ・ 事業が完了したとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けていて補助対象外…………… 1 5 8
- ・ 電気防食工の計画が適切でなかったため、工事費が過大…………… 1 5 9

環 境 省

- ・ 国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的不達成…………… 1 6 0

環 境 省

- ・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において設備の設計が不適切……………
1 6 1
- ・循環型社会形成推進交付金事業等の建築物等の整備等に要した費用が補助対象外……………
1 6 3
- ・災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外……………
1 6 4
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外……………
1 6 5
- ・循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大など……………
1 6 6

防 衛 省

- ・侵入防止柵の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の安定性が確保されていない状態になっているなどして、工事の目的不達成など……………
1 6 7

日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当……………
1 6 8

東京地下鉄株式会社

- ・車両基地の侵入防止柵改良工事等の施行に当たり、フェンス設置工費の積算を誤ったため、契約額が割高……………
1 6 9

日本年金機構

- ・職員の不正行為……………
1 7 0

独立行政法人国立美術館

- ・建築設備改修工事の施行に当たり、シャッターの部品交換費等の積算を誤ったため、契約額が割高……………
1 7 1

【府省・団体名】	<件名>	ページ
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	・職員宿舎修繕業務において、入居停止の措置や職員宿舎の入居状況を考慮して業務を見直すことについての検討が十分でなかったなどのため、必要のない修繕業務を実施……………	172
独立行政法人国立病院機構	・設計変更工事の実施による増額分の支払が会計規程等に違反……	173
独立行政法人地域医療機能推進機構	・職員の不正行為……………	174
国立大学法人山梨大学	・固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が不適正……	175
阪神国際港湾株式会社	・コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払額が過大……………	176

－内閣府（内閣府本府）－

遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかず算定していたため、委託費の支払額が過大

1 件 不当金額(支出) 4 7 3 7 万円

1 遺棄化学兵器処理事業等の概要

内閣府本府は、中華人民共和国(中国)において、旧日本軍が中国国内に持ち込み、戦後も遺棄されたままとなっている砲弾等の化学兵器の発掘、回収、廃棄処理等を行う事業(遺棄化学兵器処理事業)を実施している。同本府は、遺棄化学兵器処理事業のうち、作業員が宿泊する施設(要員宿泊施設)の運営等の業務については、中国政府に委託して実施しており、中国政府に委託した業務について同本府が行う履行監理を支援等させることを目的として、平成26年度から29年度までの各年度に、株式会社JPM(JPM)と「中国遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄処理事業に関する施設建設支援等業務委託契約」等4契約(委託契約)を締結して委託業務を実施させ、委託費として計18億5436万円を支払っている。

JPMは、委託業務に要した経費を、作業員に支払う人件費、人件費に一定の率を乗じて算出する間接経費等に区分して精算報告書等を作成して提出しており、JPMが直接雇用している作業員の人件費については、給与等の支払額を基に定めた日額単価に委託業務に従事した日数を乗じて算定している。また、JPMが業務の一部を第三者に再委託した場合の人件費については、委託先が再委託先へ実際に支払った額とすることなどになっている。

JPMは、委託契約に基づき、要員宿泊施設の運営に係る支援として、調理師の免許を有する者(調理指導員)を長期にわたり現地に派遣して、要員宿泊施設で提供する食事を調理する現地職員に対して日本食の調理方法の指導等を行う業務(調理指導業務)を実施している。

2 検査の結果

JPMは、調理指導業務に係る人件費については、JPMが直接雇用している作業員と同額の日額単価に調理指導業務に従事した日数を乗じて、26年度から29年度までの間で計3446万円と算定していた。そして、JPMは、調理指導業務に係る人件費とこれに係る間接経費等を委託費に含めた精算報告書等を作成して同本府へ提出し、同本府は、提出を受けた精算報告書等を審査して、報告された額と同額を委託費の額として確定して支払っていた。

しかし、JPMは、現地への調理指導員の派遣に当たり、日本国内で旅館業を営む会社に調理指導業務を再委託していて、必要に応じて再委託先から現地へ調理指導員を派遣していた。そして、JPMが再委託先に実際に支払った額は26年度から29年度までの間で計1395万円となっていたことから、調理指導業務に係る人件費は、JPMが直接雇用している作業員に係る算定方法によるのではなく、JPMが再委託先に実際に支払った額に基づき算定すべきと認められた。

したがって、再委託先に実際に支払った額に基づき適正な委託費の額を算定すると計18億0698万円となり、前記の委託費支払額18億5436万円との差額4737万円が過大に支払われていて、不当と認められる。

子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大

3件 不当金額(支出) 6597万円

1 交付金の概要

放課後児童健全育成事業は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対して、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。本件事業には、同じ名称であり、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童健全育成事業(健全育成事業)のほか、健全育成事業を実施するために既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備等を行う放課後子ども環境整備事業(環境整備事業)等の複数の種類の事業があり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

「放課後児童健全育成事業」の実施について等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一つの単位(支援単位)とし、一つの支援単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすることとされている。そして、放課後児童支援員等(支援員等)を、一つの支援単位ごとに2人以上配置することなどが実施要件とされている。また、環境整備事業は、健全育成事業を新たに実施するために必要な小学校の余裕教室等の既存施設の改修の有無等により複数の事業に区分されている。

また、「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の額は、各事業の区分ごとに定められた方法により算定するなどした基準額を合算した額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(基本額)に国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額とすることとされている。そして、健全育成事業に係る基準額は、支援単位を構成する児童の数により算定される一支援単位当たりの年額と年間開所日数により算定される開所日数加算額等を合算して算定することとされている。

2 検査の結果

3県の3市町において、交付金の交付額の算定に当たり、年間開所日数に含まれている土曜日の中には一つの支援単位に支援員等を2人以上配置していない日が含まれていたのに、これらの日を年間開所日数に含めていたり、既存施設の改修を行っていないのに改修を伴う事業の基準額を選定していたりしていた。このため、交付金計6597万円が過大に交付されていて不当と認められる。

<事例1> 実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めて基本額を過大に算定していた事態

福岡市は、平成27、28両年度に、27年度283支援単位、28年度312支援単位において、土曜日も含めて支援員等を2人以上配置して健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計33億8622万円として福岡県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計11億2043万円の交付を受けていた。

しかし、上記支援単位のうち27年度270支援単位、28年度301支援単位において、放課後児童クラブ内の複数の支援単位は土曜日に合同で健全育成事業を実施していたことから、これらの支援単位ごとにみた場合、支援員等が2人以上配置されておらず実施要件を満たしていない日もあったのに、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、これらの実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めて基準額を算定していたため、基本額が1億9704万円過大に算定されていた。このため、交付金5737万円が過大に交付されていた。

<事例2> 実施した事業の基準額を選定を誤っていた事態

千葉県四街道市は、28、29両年度に、28年度3か所、29年度1か所の放課後児童クラブにおいて、環境整備事業の実施に当たり、小学校の余裕教室等の既存施設の改修等を伴う放課後児童クラブ設置促進事業に係る一放課後児童クラブ当たりの基準額(1200万円)を選定していた。そして、同市は、上記環境整備事業の基準額のほか健全育成事業等の基準額を合算するなどして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計1億6595万円として千葉県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計5531万円の交付を受けていた。

しかし、同市が実施した環境整備事業は備品の購入(28年度の実支出額177万円、29年度の実支出額99万円)のみであることから、環境整備事業のうち既存施設の改修を伴わない放課後児童クラブ環境改善事業に係る一放課後児童クラブ当たりの基準額(100万円)を選定するなどして基本額を算定すべきであり、基本額1743万円が過大となっていた。このため、交付金581万円が過大に交付されていた。

ア 実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めて基本額を過大に算定していた事態

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
山梨県	西八代郡市川三郷町	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成)	平成27、28	円 5609万	円 1866万	円 845万	円 278万
福岡県	福岡市	同	27、28	33億8622万	11億2043万	1億9704万	5737万

イ 実施した事業の基準額の選定を誤っていた事態

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
千葉県	四街道市	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成)	平成28、29	円 1億6595万	円 5531万	円 1743万	円 581万

ア、イの計

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認め る事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
	3事業主体			円 36億0827万	円 11億9442万	円 2億2292万	円 6597万

子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 542万円
(前年度 1件 496万円)

1 交付金の概要

地域子育て支援拠点事業(拠点事業)は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(地域子育て支援拠点)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。

「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の額は、地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(基本額)に国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額とすることとされている。

2 検査の結果

長崎県大村市は、平成27、28両年度に、8か所の拠点事業に係る基本額を計1億1870万円として長崎県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計3956万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、1か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置しておらず実施要件を満たしていないのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めていたため、基本額が1626万円過大に算定されていた。

したがって、これに係る交付金542万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費	不当と認め る国庫補助 金等相当額
長崎県	大村市	子ども・子育て支援 交付金(地域子育て 支援拠点)	平成 27、28	1億1870万 円	3956万 円	1626万 円	542万 円

子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費の精算が過大

2件 不当金額(支出) 649万円
(前年度 4件 1299万円)

1 負担金の概要

子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(支給認定子ども)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(これらを「民間保育所等」)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{負担金の交付額}} = \left(\boxed{\text{費用の額①}} - \boxed{\text{利用者負担額②}} \right) \times \boxed{\text{国庫負担率(1/2)}}$$

国庫負担対象事業費

- ① 費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の支給認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。そして、各種加算には、民間保育所等が当該施設において運営管理の業務に常時従事している所長を配置しているなどの要件を満たしている場合に計上される所長設置加算や、主任保育士を保育計画の立案等に専任することができるよう代替保育士を配置しているなどの要件を満たしている場合に計上される主任保育士専任加算等がある。
- ② 利用者負担額は、支給認定に係る保護者及びその配偶者の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に各支給認定子どもにつき1人当たり月額で定められている利用者負担の上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した支給認定子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した年間の合計額による。

2 検査の結果

2県の2事業主体は、誤って、所定の要件を満たしていないのに費用の額の算定に当たり所長設置加算や主任保育士専任加算を計上しており、費用の額を過大に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金相当額計649万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
福島県	福島市	子どものための教育・保育 給付費国庫負担金	平成 27、28	53億6445万 円	26億8222万 円	966万 円	483万 円
群馬県	富岡市	同	28	8億4469万	4億2234万	332万	166万
計	2事業主体			62億0915万	31億0457万	1298万	649万

企業主導型保育事業における企業主導型保育施設の整備費の精算が過大など

1件 不当金額(支出) 2827万円

1 補助事業の概要

企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法に基づき、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所等の待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として平成28年度に創設されたものであり、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」等(実施要綱)に基づき、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等(一般事業主)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児の保育を、一般事業主が整備する企業主導型保育施設等において行うものである。

内閣府本府は、「平成28年度企業主導型保育事業費補助金の国庫補助について」等に基づき、補助事業者に対して企業主導型保育事業費補助金を交付することとしており、28、29両年度は公募により選定した公益財団法人児童育成協会を補助事業者として補助金を交付している。

そして、協会は、実施要綱に基づき、補助金を原資として企業主導型保育事業を実施する一般事業主等(事業主体)に対して、企業主導型保育施設の整備に要する費用(整備費)等の助成を行っている(協会が整備費の助成のために事業主体に対して交付する助成金を「助成金」)。

「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」等によれば、事業主体は、企業主導型保育施設の整備完了後に事業完了報告書等を協会に提出し、協会は、同報告書等を審査することなどとされている。

2 検査の結果

株式会社Top Counselings(会社)は、富山県富山市内に所在する建物の改修等工事を実施し、当該建物の一部において企業主導型保育施設を開設することとして、協会に助成金の申請を行っていた。そして、会社は、29年3月に請負業者と請負契約を締結して、28、29両年度に助成対象となる保育室等の整備を工事費計8650万円で実施したとして請負業者に対して同額を支払うとともに、当該改修等工事に係る事務費を合算するなどして、助成対象となる経費の実支出額が計8698万円であったとして協会に事業完了報告を行い、協会から助成金計6523万円の交付を受けていた。

しかし、会社が協会に提出した事業完了報告書は虚偽の内容のものであり、上記の工事費8650万円は金額が水増しされたものであって、実際に会社が請負業者に支払っていた工事費は6355万円であった。さらに、この6355万円は建物全体の改修等に要した工事費であり、企業主導型保育施設とは関係のない部分の改修等に要した費用1553万円が含まれていた。

したがって、実際の工事費に基づくなどして適正な助成対象となる経費の実支出額を算出すると計4927万円となり、これに係る助成金交付額は3695万円となることから、前記の助成金交付額6523万円との差額2827万円が過大に精算されるなどして、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
内閣府本府	公益財団法人児童育成協会	株式会社Top Counselings	企業主導型保育	平成28、29	円 8698万	円 6523万	円 3770万	円 2827万

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により実施した事業の交付対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 486万円

1 交付金事業の概要

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業は、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために、内閣府本府が、都道府県の定める計画に基づき都道府県等が実施する事業の経費の一部について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を交付するものである。

交付金の交付対象事業のうち、雇用機会拡充事業は、交付要綱等によれば、特定有人国境離島地域における雇用増に直接寄与する民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助し、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を行うものとされている。そして、雇用機会拡充事業の交付対象経費は、設備費、改修費、人件費等とされており、交付対象経費の1/2以内等の額の交付金を都道府県等を通じて民間事業者等に交付することとされている。

2 検査の結果

有限会社アグリおきは、平成29年度に雇用機会拡充事業として、飲食店を開設し郷土料理を提供したり、ゲストハウスとして宿泊客の受入れを行ったりするために、古民家の改修工事費を1501万円とする契約を施工業者と締結した上で工事を実施したとしていた。そして、上記の工事費から消費税相当額を控除した1390万円を交付対象経費とする実績報告書を島根県隠岐郡西ノ島町に提出し、同町がこれを審査するなどして、同町から1042万円(交付金相当額695万円)の交付を受けていた。

しかし、実際に会社が施工業者に支払っていた工事費は450万円であり、会社は事実と相違した工事費に基づく虚偽の実績報告書を作成して同町に提出していた。

したがって、実際の工事費450万円から消費税相当額を控除して適正な交付対象経費を算定すると416万円となり、前記の交付対象経費1390万円との差額973万円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額486万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助 金等相当額
内閣府 本府	島根県	隠岐郡西ノ島 町 有限会社アグ りおき (事業主体)	特定有人国 境離島地域 社会維持推 進交付金	平成 29	円 1390万	円 695万	円 973万	円 486万

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の費用の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 1570万円
(前年度 18件 2億4482万円)

1 交付金事業の概要

島根県は、平成27年度に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業として、制度要綱等に基づき、UIターンを含め安心して就農し定着できる体制を整備するために、「新たな農業者の就業・定着総合対策事業」(総合対策事業)を実施した。

制度要綱等によれば、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的として、地方公共団体が作成した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画」(実施計画)に基づく事業に要する費用について、地方公共団体が負担する費用に対してその全部又は一部を国が交付するものとされている。

交付金の交付対象となる事業については、制度要綱等において、実施計画を作成する地方公共団体が実施計画に基づく事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担するものであることなどが定められている。

2 検査の結果

同県は、総合対策事業について、27年4月から28年3月までを事業実施期間とする実施計画を内閣府本府に提出した上で、当該実施計画に基づき、事業費5628万円(交付対象事業費同額)で実施したとして同本府に実績報告書を提出して、確認及び額の確定を受け、同本府から交付金5581万円の交付を受けていた。そして、総合対策事業のうちの1事業として、島根県農業協同組合等が整備したビニールハウス等を農業者にリースする際に、同県は、リース料の一部を軽減する事業(リース料軽減事業)を1578万円を実施したとしていた。

しかし、同県がリース料軽減事業の対象とした1578万円のうち1570万円は、実施計画で定めた事業実施期間外である28年4月から最長で41年2月までの間のリース料の一部に充当するとされたものであり、交付金の交付の対象となる実施計画に基づく事業に該当しないものであった。

したがって、リース料軽減事業のうち事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用1570万円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額1570万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	島根県	地域活性化・ 地域住民生活 等緊急支援交 付金(地方創 生先行型)	平成 27	円 5628万	円 5581万	円 1570万	円 1570万

防護柵工の設計が不適切

1件 不当金額(支出) 129万円

1 交付金事業の概要

沖縄県島尻郡八重瀬町は、平成28年度に、沖縄振興特別推進交付金事業として、同町の観光振興機能の導入を図ることなどを目的として観光拠点施設等を整備するに当たり、擁壁工、防護柵工等を事業費4491万円(交付金3593万円)で実施した。

このうち、防護柵工は、観光拠点施設等の用地に隣接する小学校のグラウンド用地との境界に金網フェンス(高さ3.0m、延長95.7m)を設置したものである。そして、金網フェンスの延長23.7mの区間については、擁壁工で設置したプレキャスト製L型擁壁の背面に2.0m間隔でコンクリート基礎ブロック(縦45.0cm、横45.0cm、高さ80.0cm。「基礎ブロック」)を設置し、これに支柱を取り付けて、金網フェンスを固定していた。

同町は、本件工事の実施に当たり、27年度に、設計業務等を設計コンサルタントに委託して実施し、設計報告書、工事設計書、土質調査報告書等(これらを「設計報告書等」)を受領^(注1)しており、設計報告書等によれば、基礎ブロックを設置する地盤面の設計条件である長期許容地耐力は100kN/m²、基礎地盤面の土質は粘土と^(注2)されていた。

建築基準法施行令(施行令)によれば、粘土質地盤の長期許容地耐力は20kN/m²と^(注3)されている。また、「道路土工 盛土工指針」によれば、土質が粘性土である発生土を工作物の埋戻し土として使用する場合は、当該発生土について適切な土質の改良を行えば使用することが可能であるとされている。

(注1) 長期許容地耐力 地盤に対し鉛直方向に長期に働く力を地盤が支えることができ、かつ有害な地盤の沈下を生じさせない設計上許される上限値

(注2) 粘土 土質材料の工学的分類によれば粘性土の一種

(注3) 施行令では「地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度」と規定されているが、同様の概念であることから、「長期許容地耐力」と表記を統一している。

2 検査の結果

同町は、前記の設計報告書等に基づき設計図書を作成する際に、基礎ブロックの埋戻し土について、土質の改良等について具体的な検討を行わず、擁壁工で生じた粘土である発生土をそのまま使用することとして、本件工事を施工業者に施工させていた。

このため、基礎ブロックを設置した地盤面の土質は、施行令において長期許容地耐力20kN/m²とされている粘土であり、基礎ブロックを設置する地盤面の設計条件である長期許容地耐力100kN/m²を下回っていることから、基礎ブロックは沈下するおそれがあり、現に、基礎ブロックが1cmから2cm程度沈下していたり、L型擁壁背面側に数cm傾いていたりにしていた。

したがって、本件防護柵工(工事費相当額161万円)は基礎ブロックの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額129万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助 事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	沖縄県 島尻郡八重瀬 町	沖縄振興特別 推進交付金	平成 28	円 4491万	円 3593万	円 161万	円 129万

国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大

1件 不当金額(支出) 3610万円

1 国勢調査の概要等

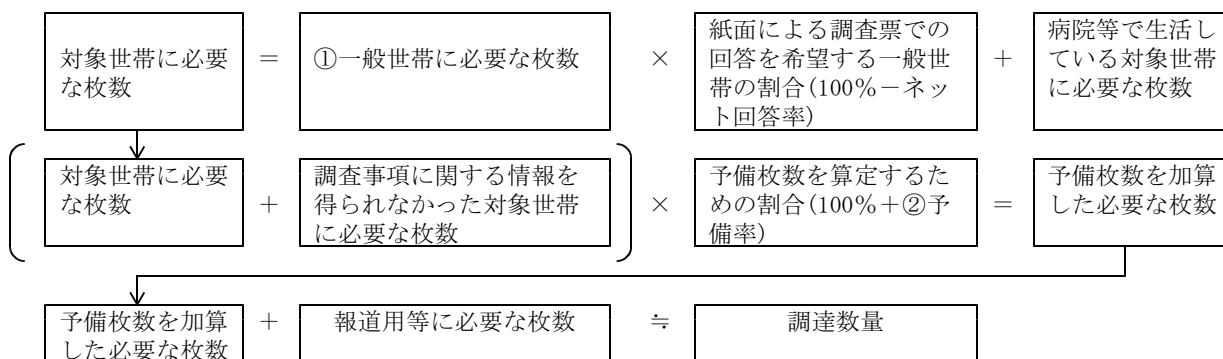
(1) 国勢調査の概要

総務省統計局(統計局)は、統計法等に基づき、人及び世帯に関する全数調査(調査対象世帯を「対象世帯」)を行い、平成27年に国勢調査を実施している(同年に実施した国勢調査を「27年国勢調査」)。

統計局は、国勢調査の調査事項に係る回答を、紙面による調査票で受ける方法に加えて、インターネット経由で受ける方法(ネット調査)を27年国勢調査において初めて全国で導入することとし、24年度から26年度までの間に3次にわたり実施した試験調査において、病院等で生活している対象世帯を除いた対象世帯(一般世帯)のうち、ネット調査で調査事項を回答した一般世帯の割合(ネット回答率)は、それぞれ25.3%、23.3%及び34.0%となっている。

(2) 調査票等の調達の概要

統計局は、27年国勢調査の実施に当たり、紙面で回答を受ける調査票及び調査票と合わせて1世帯に1部配布される「調査票の記入のしかた」(これらを「調査票等」)の調達を行っている。統計局は、次の手順により、調査票の調達数量を算定していた。



このうち、①「一般世帯に必要な枚数」及び②「予備率」の算定方法は、次のとおりとなっていた。

- ① 「一般世帯に必要な枚数」については、前回の22年に実施した国勢調査(22年国勢調査)の結果等により一般世帯の世帯数を算定するとともに、調査票1枚に記入できる回答は4名分であることから、人員数が5人から8人までの一般世帯については調査票2枚が必要になることなど(世帯人員のばらつき)を踏まえ、22年国勢調査の結果等により世帯人員のばらつきに係る追加枚数を見積り、これを一般世帯の世帯数に加算して算定する。
- ② 「予備率」については、紛失、破損等、世帯人員のばらつき、27年国勢調査に使用されるシステムに障害が発生するおそれ(システム障害に係る予備率)などを考慮して、その想定される発生割合とする。

予備率の内訳

(単位:%)

予備率の内訳	調査票回答世帯における紛失、破損等	都道府県、市町村での調査の際に天災等が発生するおそれ	統計局等における検査時の汚れ、折れなどによる書き直しが発生するおそれ	調査票回答世帯の世帯人員のばらつき	27年国勢調査に使用されるシステムに障害が発生するおそれ	計
調査票等						
調査票	10	5	6	5	3	29
調査票の記入のしかた	10	5		5		20

これらを踏まえて、調査票の調達枚数については、対象世帯に必要な枚数に8,586,103枚を加えた57,370,784枚に予備率29%を乗じて得るなどした74,008,312枚に報道用等の4,300枚を加えるなどして74,012,610枚と算定していた。また、「調査票の記入のしかた」の調達部数については、一般世帯に必要な部数からネット回答率に基づき算定した部数を控除した43,129,464部に予備率20%を乗じて得るなどした51,755,357部に、病院等で生活している対象世帯用等の10,228,530部を加えるなどして61,983,880部と算定していた。

そして、統計局は、調査票等に係る用紙購入及び印刷を行うために、算出票により算定された調達数量等に基づき、26年度に一般競争入札を実施し、用紙購入については、1会社との間で2契約、印刷については、4会社との間で4契約をそれぞれ締結している。これらの6契約に基づく支払額は用紙購入4億2620万円、印刷3億1473万円、計7億4094万円となっている。

2 検査の結果

上記の6契約を対象として、検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) システム障害に係る予備率及びネット回答率の設定

統計局は、予備率の算定に当たり、システム障害に係る予備率として3%を設定していた(これに係る調査票の枚数は1,721,130枚)。

しかし、統計局は、ネット回答率の算定に当たって、第1次、第2次両試験調査のネット回答率の平均値24.3%から、システム障害の影響等によりネット回答率が更に低下することを想定して4.3%引き下げて20%(これにより増加した調達数量3,754,270枚)としていた。したがって、システム障害に係る予備率3%を想定して見込んだ調査票1,721,130枚は調達する必要がなかった。

(2) 世帯人員のばらつきに係る予備率及び一般世帯に必要な枚数の算定

統計局は、予備率の算定に当たり、世帯人員のばらつきに係る予備率として5%を設定していた。そして、これに係る調査票の枚数は2,868,540枚となる。また、これに係る「調査票の記入のしかた」の部数は2,156,470部となる。

しかし、統計局は、算定手順①の一般世帯に必要な枚数の算定に当たって、上記の5%とは別に世帯人員のばらつきを踏まえて、追加の調査票4,417,760枚を見積り、既にこれを加算していたことから、世帯人員のばらつきに係る予備率5%を想定して見込んだ調査票2,868,540枚は調達する必要がなかった。また、「調査票の記入のしかた」については、1世帯に1部のみを配布することから、世帯人員のばらつきに係る予備率5%を想定して見込んだ上記の「調査票の記入のしかた」2,156,470部は調達する必要がなかった。

したがって、6契約で調達した調査票74,012,610枚のうち(1)1,721,130枚及び(2)2,868,540枚の計4,589,670枚並びに「調査票の記入のしかた」61,983,880部のうち(2)2,156,470部が過大に調達されており、これに係る支払額である用紙購入費1891万円及び印刷費1718万円、計3610万円が不当と認められる。

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等の交付が過大など

5件 不当金額(支出) 6億0576万円
(前年度 22件 18億1905万円)

1 交付金の概要

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)(元気交付金)は、元気交付金制度要綱、元気交付金交付要綱等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した元気交付金実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、元気交付金実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

元気交付金制度要綱によれば、元気交付金の交付対象事業は、「建設地方債の発行対象経費であるもの」などに限ることとされている。

元気交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書を各省各庁の長に提出しなければならないこととされている。そして、総務省は、元気交付金事業が工事に係るものにあつては、その交付金事業の成果は当該工事の平成25年度末の工事の出来高であるとしている。

がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)〔「がんばる交付金」〕。元気交付金とがんばる交付金を合わせて「両交付金」は、がんばる交付金制度要綱等に基づき、地域の活性化を図ることを目的として、「好循環実現のための経済対策」の円滑な実施ができるよう、がんばる交付金実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、がんばる交付金実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

がんばる交付金制度要綱によれば、がんばる交付金の交付対象事業は、「建設地方債発行対象事業等を実施する事業」に限ることとされている。

また、同省は、建設事業と一体とは認められない施設等の賃借料については、上記地方債の発行対象とならないとしている。

2 検査の結果

5事業主体において、次のとおり、元気交付金事業の成果である25年度末の工事の出来高を超えて元気交付金が交付されているなどしていたなどのため、両交付金計6億0576万円が過大に交付されるなどして不当と認められる。

(1) 3事業主体は、元気交付金事業の成果である25年度末の工事の出来高を超えて元気交付金が交付されているなどしていたため、元気交付金計4億9492万円が過大に交付されていた。

<事例1>

茨城県は、老朽校舎改築事業等11事業について、元気交付金事業の成果である25年度末の工事の出来高ではなく工事の各契約相手方に対して25年度に支払った前払金等の額を交付対象事業費に計上して、元気交付金計3億5884万円が過大に交付されていた。

(2) 2事業主体は、交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたため、両交付金計1億1084万円が過大に交付されていた。

<事例2>

佐賀県鹿島市は、東部中学校改築事業等について、「建設地方債の発行対象経費であるもの」などに該当しない中学校仮設校舎の賃借料を交付対象事業費に計上して、両交付金計5567万円が過大に交付されていた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象事業 費	左に対する交 付金交付額	不当と認め る交付対象 事業費	不当と認める 交付金交付額	摘 要
総務本 省	茨城県	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金) <老朽校舎改築等>	平成 25	円 42億4021万	円 34億2930万	円 4億1339万	円 3億5884万	過大交付
同	大阪府	同 <中学校給食導入促進等>	25	45億0095万	45億0095万	2241万	2241万	同
大阪府	大阪市	同 <区役所庁舎等建替・耐震化対策>	25	6億8626万	6億8396万	1億1366万	1億1366万	同
総務本 省	神奈川県	同 <横浜立野高校耐震化>	25	22億8809万	10億7000万	5516万	5516万	補助の対象外
佐賀県	鹿島市	同、 がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金) <東部中学校改築等>	25、 26	1億3738万	1億1460万	6729万	5567万	同
計	5事業主体			118億5290万	97億9882万	6億7193万	6億0576万	

無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が不適切など

2件 不当金額(支出) 3667万円

1 補助金の概要

無線システム普及支援事業費等補助金は、電波法等に基づき、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることなどを目的として、地上ラジオ放送用施設及び設備を整備するなどの事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費を国が補助するものである。

2 検査の結果

2事業主体において、整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったため、雷撃を受けた際に損傷等により通信を確保できなくなるおそれがある状態になっていたり、整備した地上ラジオ放送用の通信鉄塔の補強工事の施工が適切でなかったため、所要の耐震性が確保されていなかったりしていた。したがって、国庫補助金相当額計3667万円が不当と認められる。

<事例>

山形県西置賜郡飯豊町は、ラジオ送信アンテナ用鉄柱(鉄柱)を築造し、送信アンテナ等を設置するとともに、送信機、受信機等から構成される電気通信設備を設置するなどして、中継局を整備した。

同町は、中継局の整備に当たり、鉄柱については、^(注1)雷撃に対する対策のために、雷電流を接地により地中で拡散させる避雷設備を設置することとし、電気通信設備については、接地設備を設置することとしていた。これらの設計に当たって、同町は、建築基準法、日本工業規格、電気通信設備工事共通仕様書(共通仕様書)等のそれぞれの最新のものに基づくことにしていた。そして、同町は、平成27年3月版の共通仕様書に基づいて中継局の設計を行っていた。

しかし、同町が中継局の設計等に係る設計監理業務委託契約を設計業者との間で締結したのは29年6月であり、同年4月1日以降に発注する設計、工事等に適用される共通仕様書の最新の版は29年3月版となっており、これによると、接地設備については、雷撃に対応するため、地中部分において、^(注2)避雷設備と導体で接続するなどして、^(注2)等電位化することとなっている。一方、27年3月版の共通仕様書には、等電位化についての規定はなかったため、同町は、設計図面等において鉄柱の避雷設備と電気通信設備の接地設備を接続することとしておらず、等電位化を行うこととしていなかった。そして、この設計図面等により施工していた。

したがって、本件補助事業で設置された電気通信設備等(事業費相当額2110万円)については、設計が適切でなかったため、鉄柱の避雷設備と電気通信設備の接地設備等との等電位化が行われておらず、整備した中継局が雷撃を受けた際に損傷等により通信を確保できなくなるおそれがある状態になっており、これに係る国庫補助金相当額1406万円が不当と認められる。

(注1) 雷撃 雲と大地間の大気が発生する落雷における1回の放電

(注2) 等電位化 導電性の設備等との間の電位を等しくすること。これを施すことにより、雷撃を受けた際等に導電性の設備等との間に生ずる電位差によって雷電流が設備等に流れ込むことによる設備等の損傷等を回避することができるとされている。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金相当額	摘 要
総務本省	山形県西置 賜郡飯豊町	民放ラジオ難聴 解消支援	平成 29	円 3285万	円 2190万	円 2110万	円 1406万	設計不適切
同	福井放送株 式会社	同	28	1億5243万	7621万	4522万	2261万	施工不良
計	2事業主体			1億8528万	9811万	6632万	3667万	

租税の徴収額に過不足

1 件 不当金額(収入) 2億1279万円
(前年度 1件 2億6673万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

平成30年度に国が徴収決定した各税の総額は77兆8107億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税(源泉所得税)、申告所得税及復興特別所得税(申告所得税)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の87.9%を占めている。

2 検査の結果

58税務署において、納税者78人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が78事項計2億1212万円(25年度～30年度)不足していたり、1事項67万円(28年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

税 目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	1	142万	-	-
申告所得税	13	2717万	-	-
法人税	41	1億3552万	-	-
相続税・贈与税	10	1266万	-	-
消費税	12	3450万	1	△ 67万
地方法人税	1	83万	-	-
計	78	2億1212万	1	△ 67万

(注) 地方法人税 地方法人税法に基づくものであり、地方交付税の財源を確保するために、26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税額の4.4%相当額を課税するもの

上記のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 源泉所得税

徴収不足になっていた1事項は、退職手当に関する事態である。

(2) 申告所得税

徴収不足になっていた13事項の内訳は、不動産所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が4事項及びその他に関する事態が2事項である。

(3) 法人税

徴収不足になっていた41事項の内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が26事項、法人税額の特別控除に関する事態が8事項及びその他に関する事態が7事項である。

<事例>非支配目的株式等に係る配当等の額を其他株式等に係る配当等の額としていたため受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

A農業協同組合は、27年4月から29年3月までの2事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人の株式等のうち1法人の株式等を其他株式等に該当するとして、受取配当等の益金不算入の対象となる金額を、配当等の額の50/100相当額28年3月期分7200万円及び29年3月期分7453万円としていた。

しかし、A農業協同組合は、両事業年度において、当該法人の発行済株式総数等の5/100以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有していたことから、当該法人の株式等は、非支配目的株式等に該当していた。このため、両事業年度において、受取配当等の益金不算入の対象となる金額は、配当等の額の20/100相当額28年3月期分2880万円及び29年3月期分2981万円となり、上記の金額との差額28年3月

期分4320万円及び29年3月期分4472万円が過大となっているなどしていたのに、これを見過ごしたため、法人税額28年3月期分1162万円及び29年3月期分757万円、計1920万円が徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税

徴収不足になっていた10事項の内訳は、相続税については、土地建物等の価額に関する事態が2事項及びその他に関する事態が4事項、贈与税については、非課税の特例に関する事態が3事項及びその他に関する事態が1事項である。

(5) 消費税

徴収不足又は徴収過大になっていた13事項の内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が11事項、課税売上高の計上に関する事態が1事項及びその他に関する事態が1事項である。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		地方税法		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)
札幌国税局	5	-	-	-	-	5	485万	-	-	-	-	-	-	5	485万
仙台国税局	3	-	-	-	-	3	2522万	-	-	-	-	-	-	3	2522万
関東信越国税局	11	-	-	2	267万	5	1086万	2	147万	6	2309万	-	-	15	3810万
東京国税局	23	1	142万	9	2328万	17	5642万	5	557万	5	1045万 △67万	1	83万	38	9801万 △67万
金沢国税局	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	95万	-	-	1	95万
名古屋国税局	4	-	-	-	-	3	2128万	1	246万	-	-	-	-	4	2374万
大阪国税局	4	-	-	2	120万	1	50万	1	177万	-	-	-	-	4	348万
広島国税局	3	-	-	-	-	2	176万	1	138万	-	-	-	-	3	314万
高松国税局	2	-	-	-	-	2	1211万	-	-	-	-	-	-	2	1211万
熊本国税局	2	-	-	-	-	3	247万	-	-	-	-	-	-	3	247万
計	58	1	142万	13	2717万	41	1億3552万	10	1266万	12	3450万 △67万	1	83万	78	2億1212万 △67万

(これらの事態の中には、同一事由により誤っているものがある。後掲272ページ参照)

一 文部科学省

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 6239万円

1 補助金の概要

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることなどを目的として、都道府県、政令指定都市、中核市又は市町村が行う地域学校協働活動推進事業等について、その事業に要する費用の一部を都道府県、政令指定都市及び中核市に対しては直接、市町村に対しては直接又は都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。

地域学校協働活動推進事業は、幅広い地域住民等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進する事業とされている。地域学校協働活動の実施に当たっては、域内の地域学校協働活動等の総合的な調整役を担う者として、地域学校協働活動推進員又は地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員等)を、また、放課後子供教室において教育支援活動を中心的に行う者として教育活動推進員等を、それぞれ配置することとされている。

交付要綱等によれば、地域学校協働活動推進事業に係る補助金の交付額は、地域学校協働活動推進員等又は教育活動推進員等に対する謝金等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(1/3以内)を乗じて算定することとなっている。補助対象経費のうち謝金については、実際に補助事業に従事した時間数に謝金単価を乗ずる方法により算出することとされている。さらに、教育活動推進員等に対する謝金のうち、補助対象経費となるのは、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間250日未満、1日当たり4時間以内(休業日等で特に必要な場合には8時間以内)を補助対象の上限として算出された額とされている。

2 検査の結果

2市において、地域学校協働活動推進員等又は教育活動推進員等が補助事業に従事した時間数に、これらの者が休暇を取得するなどしていた時間数を含めたり、放課後子供教室について、補助対象の上限を超えた時間数及び教育活動推進員等が他の業務に従事していた時間数を含めたりなどしていたため、補助金計6239万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助 対象経費	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
文部科 学本省	秋田県秋田 市	平成 25～29	円 6億0475万	円 2億0158万	円 1億4798万	円 4932万	休暇を取得するなどして いた時間数を含めて 補助対象経費を算出 していたものなど
同	さいたま市	26～29	12億1315万	4億0437万	3921万	1307万	休暇を取得していた時 間数を含めて補助対象 経費を算出していたも の
計	2事業主体		18億1791万	6億0595万	1億8719万	6239万	

へき地児童生徒援助費等補助金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 3 5 5 万円
 (前年度 4 件 2 8 2 1 万円)

1 補助金の概要

へき地児童生徒援助費等補助金は、へき地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の1/2を限度とすることとされている。また、その補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上等となる小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒が通学のために利用する交通機関の旅客運賃等の交通費について、市町村が負担した額とされている。そして、学校統合後に当該統合校に転入してきたり、学校統合はあつたものの通学する学校の所在地が変わらなかつたりするなど遠距離通学することになった原因が学校統合ではない児童・生徒等は補助対象とならないこととされている。

2 検査の結果

静岡県伊豆市は、平成27年度から29年度までの間に、統合後の小学校3校に通う遠距離通学児童が通学のために利用する交通機関の定期券購入費に係る補助対象経費を3606万円と算定して、1753万円の補助金の交付を受けていた。

しかし、同市は、補助対象経費に、学校統合はあつたものの通学する学校の所在地が変わらないなど補助対象とならない児童に係る定期券購入費810万円を含めていたため、補助金355万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金交 付額	摘 要
静岡県	伊豆市	遠距離通 学費	平成 27～29	円 3606万	円 1753万	円 810万	円 355万	補助対象とならない児童 に係る交通費を補助対象 経費に含めていたもの

災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 896万円

1 補助金の概要

災害共済給付は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)について、当該児童生徒等の保護者等に対して医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行うものである。その運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者で負担することとなっており、センターと災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、保護者が負担する額として学校の設置者が設定した額(保護者負担額)と自らの負担額とを合わせた額をセンターに対して支払わなければならないこととなっている。

また、学校の設置者は、保護者から保護者負担額を徴収することとされているが、保護者が経済的理由によって保護者負担額を納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができることとされている。

災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)は、学校教育の円滑な実施に資することを目的として、公立の義務教育諸学校の設置者(公立学校設置者)が、経済的理由によって保護者負担額を納付することが困難であると認められる要保護者又は準要保護者から保護者負担額を徴収しないこととした場合に、当該徴収しないこととした額(免除額)を補助対象経費として、国がセンターに対して補助するものである。そして、センターが補助金の交付を受けた場合には、公立学校設置者がセンターに対して支払う額は、保護者負担額と設置者自らの負担額とを合わせた額から免除額に係る補助金相当額を控除した額とすることとなっている。

センターが免除額を補助対象経費に計上するためには、公立学校設置者が徴収することとなっている保護者負担額を設定している必要があり、保護者負担額を設定していない場合は、免除額が生じないことから、補助対象経費に計上できないこととなる。また、公立学校設置者が保護者負担額の全部又は一部を要保護者等から徴収している場合には、当該徴収している額を補助対象経費に含めることはできないこととなっている。

(注1) 要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(注2) 準要保護者 学校の設置者が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

2 検査の結果

センターは、補助金の額を平成28、29両年度に計1億7244万円とする実績報告書を提出して、同額の補助金の交付を受けていた。しかし、センターは、各公立学校設置者における実際の保護者負担額の設定状況等を把握していなかったため、実際には、公立学校設置者が保護者負担額を設定しておらず免除額が生じていないのに、補助対象経費に計上していたり、公立学校設置者が保護者負担額の全部又は一部を要保護者等から徴収していたのに、当該徴収していた額を補助対象経費に含めていたりするなどしていた。

したがって、補助の対象とならない経費を除いて、適正な補助金の額を算定すると、計1億6347万円となることから、上記の補助金交付額計1億7244万円との差額計896万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	事業主体	補助事業	年度	国庫補助金 交付額	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
文部科学 本省	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター	災害共済給付補助金(要保護 ・準要保護児童生徒共済掛金 保護者支出分充当補助)	平成 28、29	円 1億7244万	円 896万	補助対象となら ない経費を含めて いたもの

子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども園整備事業に係る分)において基金の使用が過大

1件 不当金額(支出) 3314万円

1 基金事業の概要

子育て支援対策臨時特例交付金は、文部科学省及び厚生労働省の交付要綱等に基づき、認定こども園等の保育需要への対応等を実施することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことなどを目的として、都道府県が行う基金の造成(造成された基金を「安心こども基金」)に必要な経費として国が交付するものである。

都道府県は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」に基づき、安心こども基金の管理、運用、取崩し等に係る事業(基金事業)を実施することとなっており、基金事業に係る計画の範囲内で、市町村(特別区を含む。)等が行う特別対策事業に必要な経費を安心こども基金から取り崩して支出することとなっている(安心こども基金から取り崩して支出したものを「助成金」)。

特別対策事業のうち、文部科学省から交付された交付金により市町村が実施する認定こども園整備事業(単に「認定こども園整備事業」)は、幼保連携型認定こども園等の教育を実施する部分(幼稚園部分)の新設、修理等を行う事業とされており、幼保連携型認定こども園等の保育を実施する部分(保育所部分)については補助対象とならないことから、幼稚園部分及び保育所部分を合わせた園舎全体の整備を行う場合は、対象経費の実支出額(実支出額)について、定員数を用いるなど合理的な方法により案分し、保育所部分に係る工事等の経費を除いて、幼稚園部分の実支出額を算出することとなっている。

2 検査の結果

兵庫県は、平成27年度に、加東市が、市内の事業者が実施する幼保連携型認定こども園の整備に対して補助する事業を実施するために、同市に対して認定こども園整備事業として4195万円の助成金を交付していた。

しかし、同市は、事業者が幼稚園部分及び保育所部分を合わせた園舎全体の整備を行っていたにもかかわらず、実支出額の合計額の算定に当たり、幼稚園部分に係る工事等の経費だけでなく、認定こども園整備事業の対象とならない保育所部分に係る工事等の経費も含めていたため、幼稚園部分の実支出額の合計額を過大に算定していた。

したがって、幼稚園部分に係る適正な実支出額の合計額を定員数を用いて案分して算定した上で適正な助成金の交付額を算定すると880万円となることから、前記助成金の交付額4195万円との差額3314万円が過大に使用されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する 交付金相当額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 交付金相当額
文部科学本省	兵庫県	加東市 (事業主体)	安心こども 基金	平成 27	円 4195万	円 4195万	円 3314万	円 3314万

私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 7991万円

1 補助金の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)は、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に必要な経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

補助金の補助対象経費は、交付要綱等によれば、都道府県が、私立の小学校、中学校等を設置している学校法人等に対して、小学校、中学校等の学校の区分及び全日制・定時制等の課程の区分(学校等の区分)ごとの教育に必要な経常的経費に対する補助金を交付するのに要する経費とされている。また、補助金の交付額は、補助対象経費等を基に算定された補助単価に、学校等の区分ごとの収容定員等を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、毎年度文部科学省が都道府県に発出している事務連絡によれば、補助金の補助対象経費には、他の国庫補助金に係る都道府県補助に要する経費は含まないこととされている。

2 検査の結果

東京都は、平成27年度の補助対象経費を1140億3238万円とするなどして実績報告書を提出し、161億0972万円の補助金の交付を受けていた。しかし、都は補助対象経費に、文部科学省が交付する私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)に係る経費5億6753万円を含めていたため、7991万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 経費	不当と認め る国庫補助 金	摘 要
東京都	東京都	私立高等学校等経常費助成費補助(一般補助)	平成27	1140億3238万 円	161億0972万 円	5億6753万 円	7991万 円	他の国庫補助金に係る都道府県補助に要する経費を補助対象経費に含めていたもの

私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)の交付が過大

3件 不当金額(支出) 1498万円
(前年度 1件 1533万円)

1 補助金の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)は、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に係る経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

補助金の補助対象経費は、交付要綱等によれば、都道府県が、障害のある満3歳以上の小学校就学前の子ども(障害幼児)が2人以上在籍している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園等(これらを「障害幼児認定こども園等」)を設置している学校法人等に対して、当該障害幼児の教育に必要な経常的経費に対する補助金を交付するのに要する経費とされている。また、補助金の交付額は、補助対象経費等を基に算定された補助単価に、補助の対象となる障害幼児の総数を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、文部科学省が27年2月に都道府県に発出した事務連絡によれば、障害幼児認定こども園等に在籍する障害幼児のうち、市町村から保育の必要性があると認定を受けた障害幼児(保育認定障害幼児)について、従来保育所に在籍する保育認定障害幼児に対しては障害児保育事業として地方交付税等により財源が措置されていることなどを踏まえて、26年度末時点の幼稚園に在籍する幼児に相当する者(幼稚園又は26年度末時点に幼稚園であった施設に27年度以降に入園した者も含む。)に限り、補助の対象とするとされている。そして、27年度以降に新設された幼稚園と保育所が一体化した幼保連携型認定こども園又は26年度末時点に保育所であった施設に在籍する保育認定障害幼児は補助の対象とならないとされている。

2 検査の結果

3県は、補助対象経費の算定に当たり、補助の対象とならない27年度以降に新設された幼保連携型認定こども園等に在籍する保育認定障害幼児を含めていたり、当該保育認定障害幼児を除くと2人以上の障害幼児が在籍していることとされる補助の要件を満たしていない認定こども園に在籍する障害幼児を含めていたりしたため、補助金計1498万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 経費	不当と認め る国庫補助 金	摘 要
栃木県	栃木県	私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園等特別支援教育経費)	平成 27～29	13億3397万 円	6億6615万 円	1568万 円	806万 円	補助の対象とならない保育認定障害幼児を補助対象経費の算定に含めていたもの
愛知県	愛知県	同	28、29	15億1704万	7億5852万	392万	196万	同
兵庫県	兵庫県	同	27～29	6億6640万	3億3306万	1019万	495万	補助の対象とならない障害幼児を補助対象経費の算定に含めていたもの
計	3事業主体			35億1741万	17億5773万	2979万	1498万	

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)の交付が過大

2件 不当金額(支出) 794万円
(前年度 4件 2258万円)

1 補助金の概要

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)は、幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の危険な状態にある園舎の改築、エコ改修事業等を行う学校法人等に対して、改築等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、園舎の改築、エコ改修事業等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(原則として1/3以内)を乗じて算定することなどとされている。

そして、園舎の改築を行う場合の補助対象経費は、補助単価に補助資格面積を乗じて得た額とすることとされている。この補助資格面積は、改築後の建築面積等を用いて算定することとされている。建築面積は、建物ごとに、壁や建具等により風雨を防ぐことができる部分の床面積の合計とすることとされている。

また、エコ改修事業のうち、新エネルギー活用型(太陽光発電型)は、屋根等に太陽光パネルを設置し、これにより発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステムの整備を行うものとされている。そして、エコ改修事業を行う場合の補助対象経費は、システムを構成する設備等の本体を設置するための機器設備等工事費、システムを整備するために必要な配線等に係る電気設備工事費等とされている。

2 検査の結果

学校法人大杉学園が実施した久国幼稚園の園舎の改築事業等において、壁や建具等により風雨を防ぐことができない広場部分等の面積を補助資格面積に含めて補助対象経費を算定していたため、国庫補助金625万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

また、学校法人しらゆり学園が実施したしらゆり幼稚園のエコ改修事業において、太陽光パネルにより発電した電力を同園で通常使用する電力に活用するためのシステムではなく、発電した電力の全量を電力会社に売電するためのシステムの整備に係る経費を補助対象経費に含めるなどしていたため、国庫補助金169万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める 補助対象経費	不当と認める 国庫補助金	摘 要
愛知県	学校法人大杉学園	平成 28	円 1億6462万	円 5866万	円 1875万	円 625万	補助の対象とならない面積を補助資格面積に含めていたもの(久国幼稚園)
岡山県	学校法人しらゆり学園	25	508万	169万	508万	169万	補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めるなどしていたもの(しらゆり幼稚園)
計	2事業主体		1億6970万	6035万	2384万	794万	

私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及びICT活用推進事業)の交付が過大

5件 不当金額(支出) 4493万円

1 補助金の概要

私立学校施設整備費補助金は、学校法人等に対して、教育研究施設の整備等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、教育研究施設については施設の整備に要する経費、教育装置については装置の購入等に要する経費、また、ICT活用推進事業については、情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、装置の購入等に要する経費(これらを「補助対象経費」)の1/2以内の額とすることとされている。

教育研究施設については、私立大学等改革総合支援事業(「総合支援事業」。後掲56ページ参照)の支援対象校に選定された私立大学等が施設の整備に要する経費を補助の対象とすることとされているが、総合支援事業の取組以外の利用に供する施設に係る工事費等は補助の対象とならないこととされている。また、教育装置については、総合支援事業の支援対象校に選定された私立大学等が同事業の取組に必要な装置の購入等に要する経費について補助の対象とすることなどとされている。

ICT活用推進事業については、装置の試験調整費(試験調整費)等は補助の対象とならないこととされている。

2 検査の結果

4学校法人において、教育研究施設について、総合支援事業の取組以外の利用に供する補助の対象とならない施設に係る工事費等を補助対象経費に含めていたり、ICT活用推進事業について、補助の対象とならない試験調整費等を補助対象経費に含めていたりしていた。また、1学校法人において、教育装置について、私立大学等改革総合支援事業調査票(総合支援事業調査票)に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたのに、文部科学省は、この総合支援事業調査票に基づいて、総合支援事業の支援対象校にならない学校法人を支援対象校に選定していた。

これらの結果、国庫補助金計4493万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
文部科 学本省	学校法人 廣池学園	研究室A棟	平成 28	円 1913万	円 956万	円 555万	円 277万	総合支援事業の取組以外の利用に供する補助の対象とならない施設に係る工事費等を補助対象経費に含めていたもの (麗澤大学)
同	学校法人 亜細亜学園	講座・講義 配信・視聴 システム導 入工事(第3 期2号館)	25	1億5811万	7905万	341万	170万	整備するシステムに含まれておらず補助の対象とならない装置の購入に係る経費を補助対象経費に含めていたもの (亜細亜大学・亜細亜大学短期大学部)
同	学校法人 帝京大学	情報メディ ア系授業・ 演習のため の教育用コ ンピュータ 装置等	26、 27	6902万	3371万	6902万	3371万	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたため支援対象校にならず補助金の交付対象とならないもの (帝京大学)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
文部科 学本省	学校法人 片柳学園	先進クラウド環境を利用した大学 向けIT環境 の構築	平成 25	5532万 円	2766万 円	216万 円	108万 円	整備するネットワーク に含まれておらず補助 の対象とならない予備 の機器等の購入に係る 経費を補助対象経費に 含めていたもの (東京工科大学)
同	学校法人 京都精華大 学	清風館少人 数アクティ ブラーニン グ教室整備 事業	27	1129万	564万	1129万	564万	補助の対象とならない 試験調整費を除外する と補助対象経費が交付 要件の下限額未満とな るもの (京都精華大学)
計	5事業主体			3億1290万	1億5565万	9146万	4493万	

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 1億9328万円

1 補助金の概要

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金は、経常費・設備費・施設費を重点的に支援する私立大学等改革総合支援事業(総合支援事業)において、総合支援事業の支援対象校に選定された私立大学等を対象として、大学改革の取組の実施に必要な設備費を国が当該私立大学等を設置する学校法人に対して補助するものである。総合支援事業の実施に当たり、文部科学省は、各学校法人が大学改革の取組状況を記載して日本私立学校振興・共済事業団に提出した私立大学等改革総合支援事業調査票(総合支援事業調査票)に基づき事業団が算定した点数の報告を受けて、支援対象校を選定している。支援対象校の選定に当たっては、総合支援事業調査票の点数の基準が定められており、その基準となる点数を下回った場合は支援対象校にならず、補助金の交付対象とはならない。また、同省は、平成26、27両年度において、補助金の交付決定額の総額を予算の範囲内に収めるために、補助対象経費に総合支援事業の点数に応じた圧縮率等を乗ずるなどして補助金の交付決定額を算定している。

2 検査の結果

5学校法人において、総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたのに、同省は、これらの総合支援事業調査票に基づいて、総合支援事業の支援対象校にならない学校法人を支援対象校に選定するなどしていた。

これらの結果、国庫補助金計1億9328万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	国庫補助 金交付額	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
文部科 学本省	学校法人 明海大学	eラーニングのた めの講義収録シス テム等の整備	平成 27	1741万 円	229万 円	総合支援事業において総合支援事 業調査票に実態と異なる大学改革 の取組状況を記載していたため誤 った点数に応じた圧縮率が乗じら れていたもの (明海大学)
同	学校法人 上智学院	アクティブラー ニングのためのプロ ジェクト等の整備	27	1815万	400万	同 (上智大学)
同	学校法人 帝京大学	主体的学修のため のシミュレーショ ンシステム等の整 備等	26、27	1億6457万	1億6457万	総合支援事業において総合支援事 業調査票に実態と異なる大学改革 の取組状況を記載していたため支 援対象校にならず補助金の交付対 象とならないもの (帝京大学)
同	学校法人 京都産業大 学	遠隔講義システ ムの整備	26	1435万	258万	総合支援事業において総合支援事 業調査票に実態と異なる大学改革 の取組状況を記載していたため誤 った点数に応じた圧縮率が乗じら れていたもの (京都産業大学)
同	学校法人 関西医科大 学	学生の能動的学 修促進のための実 習録画システム等 の整備	25	1982万	1982万	総合支援事業において総合支援事 業調査票に実態と異なる大学改革 の取組状況を記載していたため支 援対象校にならず補助金の交付対 象とならないもの (関西医科大学)
計	5事業主体			2億3432万	1億9328万	

学校施設環境改善交付金の交付が過大

3件 不当金額(支出) 2083万円
(前年度 10件 6億7568万円)

1 交付金の概要

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(交付対象事業)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(算定割合)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

交付対象事業は、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるものの改築事業(危険改築事業)、教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるものの改築事業(不適格改築事業)、地域・学校連携施設の新築、増築又は改築事業(校舍又は屋内運動場の新築、増築又は改築と同時にされるものに限る。「地域・学校連携施設整備事業」)等とされている。

交付対象事業のうち、危険改築事業及び不適格改築事業(危険改築事業等)について、交付申請時に配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額に応じて再計算することとなっている。また、危険改築事業等を複数年度にわたって実施する場合には、施設の解体及び撤去事業を実施する年度にのみ施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算することができることとなっている。

また、地域・学校連携施設整備事業について、当該事業の対象経費は、学校施設とは別の、社会教育施設、文化施設・文化財保護施設等の他の文教施設等(複合化対象施設)と学校施設との複合化を図ることに伴い必要となる多目的ホール、展示ホール等の地域・学校連携施設の整備等に必要な経費とされている。

2 検査の結果

3県の3市村において、施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算せずに危険改築事業等の配分基礎額を算定したり、施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算して危険改築事業等の配分基礎額を算定したり、複合化対象施設と学校施設との複合化に伴う施設の整備に要する経費に該当しない経費を対象経費として地域・学校連携施設整備事業の配分基礎額を算定したりしていたため、配分基礎額が過大に算定されており、交付金計2083万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
青森県	下北郡風間浦村	地域・学校連携施設整備事業	平成26、27	411万円	205万円	複合化対象施設と学校施設との複合化に伴う施設の整備に要する経費に該当しない経費を対象経費としていたもの
奈良県	奈良市	危険改築事業	28、29	1億3865万	625万	施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算していなかったもの
福岡県	久留米市	危険改築事業、不適格改築事業	26、27	1億5036万	1252万	施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算していたなどのもの
計	3事業主体			2億9314万	2083万	

沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 109万円

1 交付金の概要

沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)は、沖縄県が作成する沖縄振興交付金事業計画によって実施される学校施設環境改善に関する事業に要する経費に充てるために、国が同県に対して交付するものである。

交付額は、沖縄振興交付金事業計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(交付対象事業)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(算定割合)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(交付対象工事費)に算定割合を乗じて得た額(算定後交付対象工事費)の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

交付対象事業のうち、屋外教育環境の整備に関する事業(屋外環境整備事業)については、小学校等の屋外教育環境施設の整備に要する経費を交付対象とすることとされており、算定割合は1/2とされている。また、屋外環境整備事業における工事費は1校当たり6000万円を限度とすることとされている。これにより、屋外環境整備事業における交付対象工事費の上限額は6000万円となり、算定後交付対象工事費の上限額は6000万円に算定割合1/2を乗じて得た3000万円となる。

2 検査の結果

うるま市は、平成28、29両年度に、高江洲小学校及び天願小学校の屋外環境整備事業(両事業)等を実施し、交付金9965万円の交付を受けていた。同市は、両事業における交付対象工事費7562万円及び7271万円に算定割合をそれぞれ乗じて得た3781万円及び3635万円を両事業における算定後交付対象工事費としていた。

しかし、上記の算定後交付対象工事費は、いずれも前記の屋外環境整備事業における算定後交付対象工事費の上限額を超えていたことから、両事業の適正な算定後交付対象工事費はいずれも3000万円となる。

したがって、両事業の上記の適正な算定後交付対象工事費により交付金の交付額を算定すると9855万円となることから、交付金109万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 (事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の 交付額	不当と認める 交付金の交付額	摘 要
文部科学本省	沖縄県	うるま市	屋外環境整備事業	平成 28、29	9965万 円	109万 円	算定後交付対象工事費が交付対象となる上限額を超えていたもの

義務教育費国庫負担金の交付が過大

11件 不当金額(支出) 1億9369万円
(前年度 5件 5816万円)

1 負担金の概要

義務教育費国庫負担金は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(これらを「小中学校」)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費を国が都道府県に交付するものである。その額は、都道府県の実支出額と教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定めた政令に基づいて都道府県ごとに算定した額(算定総額)とのいずれか低い額の1/3となっている。

算定総額は、同政令に基づき、小中学校の教職員の基礎給料月額等と同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額と、特別支援学校の小学部及び中学部(小中学部)の教職員の基礎給料月額等と同教職員の算定基礎定数を乗ずるなどした額とを合算して算定することとなっている。

このうち、基礎給料月額等は、教職員一人当たりの給料の月額及び諸手当の単価について、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(限度規則)等に基づき、都道府県ごとに当該年度の5月1日に在職する教職員を対象として算定することとなっている。そして、算定基礎定数は、当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)等(注1)に基づき、標準学級数等を基礎として教職員の定数(標準定数)を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」により臨時的に任用される者等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

また、特別支援学校については、義務教育である小中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校(注2)があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費に義務制率を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 義務制率 「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

2 検査の結果

11県において、算定総額の算定に当たり基礎給料月額等又は算定基礎定数の算定が過大となっていたり、実支出額の算定が過大となっていたりしていた。これらの結果、負担金計1億9369万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。なお、同一の県が複数の事態に該当している場合がある。

ア 基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの

基礎給料月額等のうち、基礎給料月額は、都道府県の規則等で定めるところにより算定した一般教職員として在職した年数(経験年数)に応じて、職種ごとに、限度規則で定められた月額単価に当該経験年数の教職員の実数を乗じた額の合計額を、教職員の実数で除して得た額とすることとなっている。そして、教員の経験年数に応じた月額単価は、大学4年卒を基準として設定されているため、大学4年卒以外の教員については必要な修学年数を加算する調整を行うこととされている。

また、諸手当のうち、小中学校の教員に係る給料の調整額の算定月額は、役職ごとの単価に役職ごとの支給対象人員数を乗じて得た額の合計額を教員数(別途算定することとなっている栄養教諭等の数を除く。)で除して算定することとなっている。そして、この支給対象人員は、学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当するなどしている教員とされている。

3県において、基礎給料月額等の算定に当たり、次の①及び②の事態により、算定総額が過大に

算定されていた。

- ① 給料の調整額の算定月額額の算定において、特別支援学級を担当していない教員を支給対象人員に含めていた事態 2県
- ② 基礎給料月額額の算定において、修士課程等を修了している教員の経験年数に係る必要な修学年数の加算を二重に行うなどしていた事態 1県

イ 算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

算定基礎定数の算定に必要な特別支援学校の標準学級数の算定に当たり、児童生徒が、文部科学大臣の定める障害(障害)を2以上併せ有しているか否かにより、当該児童生徒を単一障害学級(注3)又は重複障害学級(注4)に編制することとなっている。そして、1学級に編制できる同学年の児童生徒数は、単一障害学級にあつては6人、重複障害学級にあつては3人となっているが、重複障害学級に編制する2以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。また、特別支援学校の標準定数の算定に当たっては、寄宿舎に寄宿する児童生徒数に応じて寄宿舎指導員等の定数を算定することとなっている。

さらに、小中学校の事務職員の標準定数は、4学級以上の小中学校の数の合計数に1を乗じて得た数等を合計した数となっているが、同一の設置者が設置する小学校及び中学校で4学級から6学級までの小学校及び4学級又は5学級の中学校が500mの範囲内に存する場合には1校とみなすこととなっている。

8県において、算定基礎定数の算定に当たり、次の①から④までの事態により、算定総額が過大に算定されていた。

- ① 特別支援学校の重複障害学級の標準学級数の算定において、重複障害学級に編制する2以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しなかったり、同学年の児童生徒数が3人以上であり同学年の児童生徒で学級を編制すべきであるのに一部の児童生徒を他の学年に属するものとして編制したりして、標準学級数を1学級とすべきところを2以上の学級に編制していた事態 7県
- ② 特別支援学校の標準学級数の算定において、児童生徒が障害を2以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、2以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていた事態 1県
- ③ 特別支援学校の標準定数の算定において、寄宿舎に寄宿する小中学部の児童生徒が在籍していないのに寄宿舎指導員等の定数を算定していた事態 1県
- ④ 小中学校の事務職員の標準定数の算定において、6学級の小学校と4学級の中学校とが500mの範囲内に存するのに、1校とみなさずに2校として算定していた事態 1県

(注3) 単一障害学級 障害を2以上併せ有しない児童生徒で編制する学級

(注4) 重複障害学級 障害を2以上併せ有する児童生徒で編制する学級

ウ 実支出額の算定が過大となっていたもの

3県において、実支出額の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数の算定を誤ったり、幼稚部及び高等部の実学級数に含めるべき学級を含めなかったりしていたため、義務制率が過大に算定され、実支出額が過大に算定されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は実支出額	左に対する負担 金交付額	不当と認める算定総額 又は実支出額	不当と認める負担金交付額	摘 要
山形県	山形県	平成 28	円 482億0361万	円 160億6787万	円 3825万	円 1275万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)
石川県	石川県	27、 28	866億5722万	288億8574万	2843万	947万	算定基礎定数の算定が過大となっていたなどのもの(ア①及びイ①の事態)
岐阜県	岐阜県	28	804億5328万	268億1769万	5208万	1736万	基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの(ア②の事態)
静岡県	静岡県	24～ 28	6289億8491万	2096億6163万	1752万	584万	基礎給料月額等の算定が過大となっていたなどのもの(ア①及びイ①の事態)
奈良県	奈良県	28	495億6246万	165億1831万	8443万	2814万	実支出額の算定が過大となっていたもの(ウの事態)
和歌山 県	和歌山県	26、 27	857億4028万	285億8009万	1億4654万	4884万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①及びイ③の事態)
徳島県	徳島県	27	358億4626万	119億4769万	630万	210万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)
高知県	高知県	27	364億0184万	121億3394万	1644万	548万	実支出額の算定が過大となっていたもの(ウの事態)
長崎県	長崎県	27、 28	1339億6350万	446億5450万	1281万	427万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)
大分県	大分県	28	508億7168万	169億5722万	646万	215万	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①及びイ④の事態)
宮崎県	宮崎県	24、 26、 27	1509億6728万	503億2324万	1億7176万	5725万	算定基礎定数の算定が過大となっていたなどのもの(イ②及びウの事態)
計	11事業主体		1兆3876億5237万	4625億4797万	5億8107万	1億9369万	

労働保険の保険料の徴収額が過不足

1 件 不当金額(収入) 2億3557万円
(前年度 1件 3億2118万円)

1 保険の概要

労働保険のうち、①労働者災害補償保険(労災保険)は、労働者災害補償保険法等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を、②雇用保険は、雇用保険法等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

2 検査の結果

12労働局管内の524事業主を検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めていなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除いていなかったりなどしている事態が見受けられた。

このため、524事業主のうち、12労働局管内の272事業主について保険料の徴収額が1億4477万円不足していたり、12労働局管内の84事業主について保険料の徴収額が9080万円過大になっていたりして、不当と認められる。

(注) 12労働局 山形、群馬、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、大阪、福岡、熊本、宮崎各労働局

<事例>

東京労働局は、警備業を営む事業主Aから、平成28年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者894人に対して支払った賃金総額は25億1333万円、その雇用保険分の保険料は2764万円であったとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者116人を雇用保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金2億4959万円を賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料274万円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
山形	29	11 5	515万 △ 41万
群馬	29	23 2	618万 △ 8万
東京都	89	53 11	3518万 △ 5996万
神奈川県	57	28 5	1554万 △ 563万
石川県	25	20 2	470万 △ 71万
長野県	38	18 9	1081万 △ 88万
静岡県	39	27 9	2085万 △ 464万
愛知県	58	29 7	1139万 △ 430万
大阪府	56	24 12	2102万 △ 774万
福岡県	55	21 12	711万 △ 458万
熊本県	25	11 3	309万 △ 44万
宮崎県	24	7 7	369万 △ 136万
計 12労働局	524	272 84	1億4477万 △ 9080万

健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収額が不足

1 件 不当金額(収入) 6億9904万円
(前年度 1件 6億3590万円)

1 保険の概要

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。そして、従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とする事となっている。

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の届け書を提出することとなっている。

2 検査の結果

機構の15地域部^(注)の管轄区域内に所在する164年金事務所が管轄する733事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が6億9904万円(健康保険保険料2億6390万円、厚生年金保険保険料4億3513万円)不足していて、不当と認められる。

(注) 15地域部 北海道、東北第一、東北第二、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、中部第二、近畿第一、近畿第二、中国、四国、九州第一、九州第二の各地域部

<事例>

A会社は、繊維製品製造業の業務に従事する従業員75人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち28人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の28人について調査したところ、同会社はこのうち13人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料425万円、厚生年金保険保険料697万円、計1122万円が徴収不足となっていた。なお、これらの徴収不足額は、全て徴収決定の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
北海道	札幌東等10	117	45	607万 ^円	1031万 ^円	1639万 ^円
東北第一	仙台東等15	203	102	4692万	8034万	1億2726万
東北第二	盛岡等3	34	9	123万	217万	340万
北関東・信越第一	水戸南等9	141	66	1793万	2821万	4614万
北関東・信越第二	前橋等5	99	35	492万	601万	1093万
南関東第一	千代田等16	64	25	2230万	5643万	7874万
南関東第二	千葉等16	192	66	4406万	7107万	1億1514万
中部第一	富山等16	163	49	2067万	2701万	4768万
中部第二	岐阜北等3	68	16	507万	701万	1209万
近畿第一	福島等10	28	15	259万	939万	1199万
近畿第二	大津等17	218	56	2359万	3686万	6045万
中国	松江等20	293	93	1756万	2595万	4352万
四国	松山東等5	76	18	630万	919万	1550万
九州第一	中福岡等11	154	71	2422万	3607万	6029万
九州第二	熊本東等8	137	67	2041万	2903万	4944万
計	164カ所	1,987	733	2億6390万	4億3513万	6億9904万

雇用保険の雇用調整助成金の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 331万円
(前年度 1件 2498万円)

1 保険給付の概要

雇用調整助成金は、雇用保険(後掲71ページ参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法等に基づき、雇用する被保険者(被保険者)について休業若しくは教育訓練(休業等)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等の実施に関する協定(協定)を結び、協定に基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額については、休業等を行った期間ごとに、1人1日当たりの平均賃金額に協定による休業手当の支払率及び所定の助成率を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて算定することなどとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(労働局)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、雇用調整助成金の支給を行うことなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった賃金総額を被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については1/2、中小企業の事業主については2/3

2 検査の結果

2労働局管内において平成28、30両年度に支給を受けた2事業主は、協定に基づく額の休業手当を支払っていないのに支払ったと偽ったり、休業を行っていないのに行ったと偽ったりして、雇用調整助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する雇用調整助成金の支給額計331万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

(注3) 2労働局 北海道、宮崎両労働局

<事例>

北海道労働局は、事業主Aから、28年5月から同年12月までの間に、8回、延べ293人日の休業を行い、協定に基づいて当該休業を行った日に係る基本給の100%に相当する額を休業手当として支払ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計228万円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者に対する休業手当の支払状況について事実と相違する添付書類を作成して、協定に基づく額の休業手当を支払っていないのに、上記のとおり支払ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計228万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認められる雇用調整助成金
北海道	4	1	228万 円	228万 円
宮崎	4	1	103万	103万
計	8	2	331万	331万

雇用保険の人材開発支援助成金の支給が不適正

1件 不当金額(支出) 281万円

1 保険給付の概要

人材開発支援助成金(平成29年3月以前はキャリア形成促進助成金)は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するために、労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練又は教育訓練(訓練等)を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、国が訓練等に要する経費、訓練期間中の賃金の一部等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、一般訓練コース、特定訓練コース等があり、これらの取組のうち特定訓練コースには、若年人材育成訓練、労働生産性向上訓練等の7種類の訓練等がある。

特定訓練コースのうち若年人材育成訓練に係る助成金の支給要件は、事業主が、訓練開始日において雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の雇用保険の被保険者(短時間労働者又は派遣労働者を含む期間の定めのある労働契約を締結する有期契約労働者等を除く。)である若年労働者を対象に、通常の業務を離れて行う訓練(OFF-JT)による訓練等を受けさせること、当該訓練等の期間、当該労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払うこと、訓練対象者に係る訓練等の実施状況、賃金の支払の状況等を明らかにする書類等を整備していることなどとなっている。

2 検査の結果

大阪労働局管内において29、30両年度に助成金の支給を受けた2事業主は、若年人材育成訓練において、訓練及び賃金の支払の実績を偽って助成金の支給を申請するなどしており、これら2事業主に対する助成金の支給額計281万円の全額が支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、29年10月に、助成金に係る訓練実施計画届、訓練対象者に係る雇用契約書等の提出を受けて、その内容を確認していた。そして、事業主Aから、当該訓練実施計画届に沿って同年12月に若年人材育成訓練を実施して、訓練対象者3人に当該訓練の実施期間中の賃金を支払ったとして、30年1月に、支給申請書及びOFF-JT実施状況報告書、給与明細書、出勤簿等の関係書類の提出を受けて、これに基づき、助成金計130万円の支給決定を行っていた。

しかし、事業主Aは、訓練実施期間前に訓練対象者3人のうち1人については退職していたのに、同人に対して訓練実施期間中に訓練を受けさせて、適正に賃金を支払ったとする虚偽の内容の給与明細書等を、また、残りの訓練対象者2人については出勤状況の内容を裏付ける書類を作成しておらず、虚偽の出勤簿を合わせて支給申請書に添付して同労働局に提出していた。これらのことから、事業主Aに対する助成金130万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 1 4 6 5 万円
(前年度 1 件 2 2 3 7 万円)

1 保険給付の概要

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(後掲71ページ参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法等に基づき、60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(就職困難者)、65歳以上の被保険者でない求職者等を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(平成29年3月31日以前は特定就職困難者雇用開発助成金。「就職困難者コース」)、生涯現役コース奨励金(同高年齢者雇用開発特別奨励金。「生涯現役コース」)等がある。

就職困難者コース及び生涯現役コースの支給要件は、事業主が就職困難者又は雇入れ日における満年齢が65歳以上の被保険者でない求職者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

また、就職困難者コース及び生涯現役コースのいずれにおいても、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者は、支給対象とならないこととされている。

特定求職者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(労働局)に提出することとなり、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、特定求職者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

6労働局管内において25年度から30年度までの間に支給を受けた9事業主は、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めていたり、既に雇い入れている者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととしたりして申請するなどしており、これら9事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額計1465万円(就職困難者コース1315万円、生涯現役コース150万円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

(注) 6労働局 岩手、埼玉、東京、三重、広島、宮崎各労働局

<事例>

東京労働局は、事業主Aから、就職困難者B及びCを27年3月に、就職困難者Dを同年4月に、就職困難者Eを同年5月に、いずれも東京労働局管下の上野公共職業安定所の紹介を受け、就職困難者Fを同年3月に、埼玉労働局管下の草加公共職業安定所の紹介を受けて、就職困難者B、C、D及びFを同年4月に、就職困難者Eを同年6月にそれぞれ雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者コース計835万円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者B、C、D及びFは26年4月から、就職困難者Eは同年9月からそれぞれ複数回にわたり就労しており、事業主Aは雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある就職困難者B、C、D、E及びFを雇い入っていた。したがって、就職困難者B、C、D、E及びFは就職困難者コースの対象とならず、就職困難者コース835万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正支給に係る 事業主数	左の事業主に支給した 特定求職者雇用開発助 成金 ^(注)	左のうち不当と認める 特定求職者雇用開発助 成金 ^(注)
岩手	13	1	60万 円	60万 円
埼玉	1	1	120万 円	120万 円
東京	28	1	835万 円	835万 円
三重	10	1	200万 円	200万 円
広島	36	2	60万 40万	60万 40万
宮崎	28	3	40万 110万	40万 110万
計	116	9	1315万 150万	1315万 150万
合計			1465万	1465万

(注) 「左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金」及び「左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金」の上段は就職困難者コースに係る分、下段は生涯現役コースに係る分である。

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 5 4 2 5 万円
(前年度 1 件 3 3 0 1 万円)

1 助成金の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップ^(注1)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(平成30年度に人材開発支援助成金に統合)、正社員化コース(27年度以前は正規雇用等転換コース)、健康診断制度コース(28年度は処遇改善コースの共通処遇推進制度の健康診断制度、27年度以前は健康管理コース)等がある。

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(労働局)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、人材育成コースについては、上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(訓練)の内容等が記載された訓練計画書を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

各コースの支給要件は、人材育成コースは、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施すること、訓練期間中の賃金を適正に支払うこと、正社員化コースは、キャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、健康管理コースは、キャリアアップ計画書に記載された計画期間内に有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに設けて、延べ4人以上に実施することなどとなっている。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

2 検査の結果

8労働局管内において27年度から30年度までに助成金の支給を受けた22事業主は、人材育成コースにおいて、訓練計画に基づいた訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、正社員化コースにおいて、正規雇用労働者への転換日を偽ったり、健康管理コースにおいて、期間の定めのない労働契約を締結した者を有期契約労働者と偽ったりするなどして、助成金の支給を申請しており、これら22事業主に対する助成金の支給額計7373万円のうち計5425万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の措置が執られた。

(注2) 8労働局 北海道、山形、神奈川、滋賀、京都、大阪、奈良、香川各労働局

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			円	円
北海道	2	2	668万	256万
山形	16	1	100万	50万
神奈川	20	2	598万	598万
滋賀	28	2	257万	147万
京都	3	1	500万	50万
大阪	23	9	4032万	3540万
奈良	19	3	710万	276万
香川	10	2	506万	506万
計	121	22	7373万	5425万

雇用保険の失業等給付金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 1 5 0 5 万円
(前年度 1 件 2 4 5 7 万円)

1 保険給付の概要

雇用保険は、雇用保険法等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

そして、失業等給付金には、求職者給付、就職促進給付等の4種の給付がある。求職者給付には基本手当等7種の手当等があり、このうち基本手当は、受給資格者^(注1)が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。就職促進給付には再就職手当等8種の手当等があり、このうち再就職手当は、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の1/3以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注1) 受給資格者 65歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上)あることの要件を満たして、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

2 検査の結果

^(注2)
検査の結果、8労働局の33公共職業安定所(安定所)管内における受給者50人については、事実と相違した失業認定申告書等により、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金計1505万円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

① 求職者給付

28安定所管内の受給者43人に対する基本手当の支給額計2615万円のうち計523万円は、支給の要件を満たしていなかった。

② 就職促進給付

20安定所管内の受給者20人に対する再就職手当の支給額計982万円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

(注2) 8労働局 北海道、茨城、東京、愛知、三重、島根、広島、宮崎各労働局

<事例>

名古屋東安定所は、受給者Aから、平成30年6月15日に就職したとする失業認定申告書等の提出を受けて、これに基づき、基本手当等計126万円の支給決定を行っていた。しかし、実際には、受給者Aは同月8日に就職していたのに、上記のとおり同月15日に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当等計92万円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	安 定 所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	円	円
北海道	旭川等 6	90	8	398万	123万
	旭川等 4	34	4	135万	135万
	小計			533万	258万
茨城	常総等 2	44	2	58万	16万
	龍ヶ崎	26	1	41万	41万
	小計			99万	57万
東京	大森等 4	122	6	375万	187万
	三鷹	30	1	89万	89万
	小計			464万	277万
愛知	名古屋東等 3	184	3	79万	25万
	名古屋東等 5	242	5	375万	375万
	小計			454万	400万
三重	四日市等 3	139	6	304万	34万
	四日市等 3	118	3	152万	152万
	小計			457万	187万
島根	松江等 2	86	3	132万	14万
	浜田等 2	47	2	51万	51万
	小計			184万	65万
広島	広島西条等 5	269	8	853万	30万
	広島西条等 2	128	2	78万	78万
	小計			932万	108万
宮崎	延岡等 3	120	7	413万	91万
	延岡等 2	55	2	58万	58万
	小計			471万	149万
求職者給付計	28か所	1,054	43	2615万	523万
就職促進給付計	20か所	680	20	982万	982万
合計				3598万	1505万

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ33か所、50人である。

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 7 1 8 2 万円
(前年度 1 件 5 4 5 4 万円)

1 保険給付の概要

厚生年金保険(前掲64ページ参照)において行う給付のうち、老齢厚生年金は、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(被保険者期間)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(平成29年7月31日以前は25年以上)ある者等が65歳以上である場合に受給権者となるが、特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が受給権者となっている。

この特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となったときなどには、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。そして、受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳を確認するなどした上で被保険者資格取得届等を作成して日本年金機構の年金事務所に提出することとなっており、これに基づいて機構本部が算定した年金の支給停止額を厚生労働本省が確認し、決定することとなっている。

(注1) 平成27年10月の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により、同月以降、老齢厚生年金の受給権者が、議員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員)である間においても、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

2 検査の結果

(注2) 機構の11地域部の管轄区域内に所在する54年金事務所が管轄する84事業所等の104人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられていなかった。

このため、特別支給の老齢厚生年金等計7182万円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

(注2) 11地域部 東北第一、東北第二、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、近畿第一、近畿第二、中国、九州第一の各地域部

<事例>

受給権者Aは、25年2月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、同年3月分から30年5月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、AはB事業所に28年6月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、AがB事業所に常用的に使用された後の同年7月分から30年5月分まで支給された基本年金額の一部計88万円の支給が停止されていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る 受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係 る支給額	左のうち不当と認 める支給額
		人	人	円	円
東北第一	仙台東等8	567	24	1988万	1145万
東北第二	盛岡等2	135	5	995万	859万
北関東・信越第一	水戸南等3	135	4	495万	360万
北関東・信越第二	前橋等2	131	3	463万	409万
南関東第一	千代田等8	378	9	740万	584万
南関東第二	幕張等6	423	16	788万	778万
中部第一	大曾根等5	94	7	675万	122万
近畿第一	大手前等6	120	10	720万	547万
近畿第二	大津等5	198	7	1199万	905万
中国	岡山東等5	194	10	1232万	790万
九州第一	中福岡等4	284	9	949万	679万
計	54か所	2,659	104	1億0248万	7182万

医療費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 1億6151万円
(前年度 1件 3億0747万円)

1 医療給付の概要

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により各種の医療給付が行われている。

これらの医療給付において、被保険者等に対して診療を行うなどした医療機関又は訪問看護事業所(医療機関等)は、診療報酬又は訪問看護療養費(診療報酬等)として医療に要する費用を所定の診療点数に単価を乗ずるなどして算定し、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬等(医療費)を医療給付の実施主体である保険者等に請求することとなっている。このうち、保険者等に対する医療費の請求は、診療報酬請求書又は訪問看護療養費請求書に費用の明細を明らかにした診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書を添付して行い、これらの請求を受けた保険者等及び審査支払機関は、その請求内容を審査点検した上で保険者等が審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払うこととなっている。そして、国は、保険者等が支払う医療費の一部について医療保障制度ごとに定められている割合などにより負担している。

2 検査の結果

平成26年度から30年度までの間に212実施主体が18都道府県の89医療機関及び3訪問看護事業所に対して行った医療費の支払が4億1661万円過大となっていて、これに対する国の負担額1億6151万円が不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

- ① 入院基本料 66実施主体 (48医療機関) 不当と認める国の負担額 1億1095万円
療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していた。
- ② リハビリテーション料 114実施主体 (31医療機関) 不当と認める国の負担額 3558万円
180日を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数で脳血管疾患等リハビリテーション料を算定するなどしていた。
- ③ 初診料・再診料等 84実施主体 (10医療機関) 不当と認める国の負担額 970万円
配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定するなどしていた。
- ④ 訪問看護療養費 2実施主体 (3訪問看護事業所) 不当と認める国の負担額 527万円
指定障害者支援施設の入所者に対して行った訪問看護について、訪問看護基本療養費等を算定していた。

都道県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われて いた医療費の件数	過大に支払われて いた医療費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	円	円	
北海道	4市町等(2)	280	549万	206万	①②
秋田県	10市町等(3)	1,272	4801万	1844万	①③
茨城県	65市区町村等(7)	4,210	3779万	1445万	①②③
群馬県	6市等(4)	225	1735万	671万	①
千葉県	37市区町等(11)	4,930	4878万	1894万	①②③④
東京都	10市区等(7)	798	1918万	763万	①②
神奈川県	12市区町等(6)	2,237	1209万	466万	①②③
新潟県	18市区村等(4)	3,295	2331万	895万	①③
石川県	9市等(1)	1,583	335万	128万	②
愛知県	15市町等(10)	5,528	4779万	1739万	①②③
三重県	8市等(2)	77	374万	154万	①
兵庫県	17市町等(10)	2,375	4975万	2095万	①②
広島県	7市等(4)	1,766	1424万	526万	①②
香川県	4市町等(4)	935	2344万	842万	①②
愛媛県	17市町等(6)	2,988	1995万	770万	①②③
福岡県	7市等(6)	1,081	2729万	1119万	①②④
佐賀県	5市等(3)	330	684万	266万	①
鹿児島県	2市等(2)	71	814万	318万	①
計	212実施主体(92)	33,981	4億1661万	1億6151万	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から④までは、本文の診療報酬項目等の別に対応している。

労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大

1 件 不当金額(支出) 2725万円
(前年度 1件 1億0251万円)

1 保険給付の概要

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法等に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して、負傷又は発病した労働者(傷病労働者)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関等(指定医療機関等)において、診察、処置、手術等(診療)を行うなどするもので、指定医療機関等は、都道府県労働局(労働局)に診療に要した費用(労災診療費)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、厚生労働本省が労災診療費を支払うこととなっている。労災診療費は、①健康保険法等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」の別表第一医科診療報酬点数表(健保点数表)等により算定した診療報酬点数に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、入院料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2 検査の結果

平成24年度から29年度までの間における6労働局^(注)の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、過大に支払われていた入院料、リハビリテーション料等が57指定医療機関等で計2725万円あり、不当と認められる。

その主な事態を示すと次のとおりである。

(1) 入院料(27指定医療機関等、計1180万円)

入院料のうち、入院基本料及び特定入院料については、夜勤を行う看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が所定の時間数以下であることなどの厚生労働大臣が定める施設基準等に適合しているものとして届け出た病棟に入院している傷病労働者について、その基準に掲げる区分等に従って所定の点数を算定することとされており、一定の要件を満たす場合に、その区分等に従ってそれぞれ所定の加算(入院基本料等加算)を算定できるとされている。しかし、入院基本料、特定入院料、入院基本料等加算等の算定に当たり、施設基準等に適合していないのに適合している場合の区分等に従った所定点数により算定するなどしていた。

(2) リハビリテーション料(7指定医療機関等、計708万円)

リハビリテーション料のうち、運動器リハビリテーション料については、種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合に算定することとされており、マッサージや温熱療法等の物理療法のみを行った場合には処置料の所定点数を算定することとされている。また、リハビリテーション総合計画評価料は、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づきリハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に算定することとされている。しかし、実際にはマッサージ、超音波療法等の物理療法のみを行っていたのに、消炎鎮痛等処置料の所定点数ではなく、より高い運動器リハビリテーション料の所定点数を算定したり、リハビリテーション総合計画評価料を算定したりするなどしていた。

(注) 6労働局 群馬、東京、神奈川、大阪、福岡、熊本各労働局

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数	過大支払額
		件	円
群馬	7	17	124万
東京	26	1,222	1131万
神奈川	14	729	247万
大阪	6	351	924万
福岡	2	83	241万
熊本	2	18	55万
計	57	2,420	2725万

医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)の補助対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 154万円

1 補助金の概要

医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)は、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について」(交付要綱)等に基づき、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的として、専門医認定支援事業として専門医の養成プログラム(プログラム)の作成事業を実施する病院等に対して都道府県が事業に要する経費を補助する場合等に、その費用の全部又は一部を国が補助するものである。

交付要綱によれば、プログラムの作成事業に係る補助対象経費はプログラム作成者及びその補助者に係る人件費等とされている。また、国庫補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗ずるなどした額とすることとされている。

そして、上記の基準額はプログラムを作成した1診療領域当たりの額とされており、一つの病院等で複数の診療領域を申請することができるが、1名の補助者が兼任するなどの場合は対象経費の実支出額が重複計上とならないよう注意することとなっている。

2 検査の結果

社会医療法人大成会福岡記念病院は、平成28年度に実施したプログラムの作成事業の対象経費の実支出額について、同一の1名の事務職員が補助者として内科、外科等の診療領域ごとの七つのプログラム作成業務を兼任していたのに、誤って、同人が七つのプログラム作成業務に従事した合計時間を、七つのプログラムそれぞれの作成業務に従事した時間として重複計上するなどして人件費を過大に算定していた。この結果、補助対象事業費881万円(国庫補助金交付額440万円)のうち308万円が過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金154万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者 間接補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 事業費	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
福岡県	福岡県 社会医療法人大成会福岡記念病院	平成 28	円 881万	円 440万	円 308万	円 154万	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの

医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の補助対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 1568万円

1 補助金の概要

医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)(国庫補助金)は、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について」(交付要綱)等に基づき、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費の一部を国が補助するものである。

国庫補助金の交付額は、交付要綱に基づいて算定することとなっており、特定感染症指定医療機関^(注)の運営事業(特定感染症事業)については、1病床当たりの年額に病床数を乗ずるなどして算定した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計とすることなどとなっている。

そして、厚生労働省は、対象経費の実支出額を算定するに当たり、特定感染症事業に係る分と他の事業に係る分とを明確に区分して算出できない場合は、特定感染症事業に必要な面積を病院全体の延べ面積で除した割合を用いるなどして案分計算をすることとしている。

また、交付要綱によれば、補助事業者は事業実績報告書等を都道府県に提出し、提出を受けた都道府県はこれらの内容を審査して取りまとめの上、厚生労働大臣に提出することとされている。

(注) 特定感染症指定医療機関 感染症法に規定する新感染症の所見がある者又はエボラ出血熱等の一類感染症、結核等の二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

2 検査の結果

日本赤十字社成田赤十字病院は、平成26年度から29年度までの各年度に実施した特定感染症事業の対象経費の実支出額の算定に当たり、病院全体の清掃業務等に係る委託料等の業務費用について、特定感染症事業に係る分と他の事業に係る分とを明確に区分して算出できないことから、案分計算によることとした。そして、特定感染症事業に必要な面積を感染症外来があるA棟1階と感染症病床があるA棟4階の面積を合わせた延べ面積計7,010.47㎡で除した割合を用いて特定感染症事業の対象経費の実支出額を算定していた。しかし、案分計算は前記のとおり病院全体の延べ面積で除した割合を用いて行うことになっていることから、病院全体の延べ面積計47,475.20㎡により適切な補助対象事業費を算定すると、特定感染症事業に必要な面積に同事業に必要な共有施設の面積を含めるなどしたとしても、計6171万円(国庫補助金交付額計6096万円)のうち計1643万円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計1568万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る国庫補助 対象事業費	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
千葉県	日本赤十字 社成田赤十 字病院	平成 26～29	円 6171万	円 6096万	円 1643万	円 1568万	対象経費の実支出額を 過大に算定していたも の

医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金の使用が過大

1件 不当金額(支出) 225万円
(前年度 3件 1118万円)

1 基金事業の概要

医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金(これらを「交付金」)は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画(都道府県計画)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の2/3に相当する額等を国が交付するものである(造成された基金を「確保基金」)。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(管理運営要領)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(基金事業)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」)。

基金事業の対象は、管理運営要領により、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、医療従事者の確保に関する事業(これらを「医療事業」)等の5事業とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱を定めることとなっている。そして、助成金の交付額は、助成要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗ずるなどして得た額とすることなどとなっている。

2 検査の結果

社会福祉法人恩賜財団済生会島根県済生会江津総合病院は、島根県が定めた助成要綱等に基づき、医師が不足している過疎地域等の医療機関への医師の円滑な赴任の促進を目的として、当該医療機関が新規に雇用した医師に対して勤務中における必要な研修を受けるための資金の貸与等を行う地域勤務医師赴任促進事業を平成27、28両年度に実施し、同県から助成金2426万円(交付金相当額1617万円)の交付を受けていた。しかし、同法人は、資金を貸与したとしている医師のうち1名について、実際には資金の貸与を行っていなかったり、助成の対象とならない2名の医師に対する資金の貸与に要した費用を対象経費の実支出額に含めていたりして、事業実績報告書を提出していた。したがって、同法人において対象経費の実支出額を過大に算定していたため、助成金計337万円(交付金相当額計225万円)が同県の確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
厚生労働本省	島根県	社会福祉法人恩賜財団済生会島根県済生会江津総合病院	医療介護提供体制改革推進交付金等	平成27、28	円 2426万	円 1617万	円 337万	円 225万	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの

地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の目的不達成

1件 不当金額(支出) 298万円

1 基金事業の概要

地域医療再生臨時特例交付金は、平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱等に基づき、医療機能の強化等の取組等、地域の医療課題の解決に向けて都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援するために、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を国が交付するものである(造成された基金を「地域医療再生基金」)。

都道府県は、厚生労働省が定めた運営要領に基づき、地域医療再生計画の範囲内で、必要に応じて、地域医療再生基金を活用して行われる事業(基金事業)に必要な経費を地域医療再生基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(地域医療再生基金から取り崩して助成したものを「助成金」)。

2 検査の結果

青森県は、周産期医療情報共有システム(周産期システム)の整備事業を実施した国立大学法人弘前大学に対して助成金298万円(交付金相当額同額)を交付していた。周産期システムは、周産期医療等を担う弘前大学医学部附属病院(大学病院)等の県内3医療機関及び県内2療育施設にサーバ等を設置し、これらをネットワーク接続して、転院する障害児の診療歴等の情報を共有する情報システムであり、このうち、大学病院へのサーバ等の設置及び大学病院のネットワークへの接続が本件整備事業として実施されていた。

弘前大学は、大学病院での診療歴を持ち2療育施設へ転院した障害児がいた実績があったことから、2療育施設から大学病院への情報提供要請の需要があるとして、平成25年度に本件整備事業を実施し、26年3月までに周産期システムの整備を完了していた。しかし、周産期システムの利用が可能となった同年4月以降に大学病院から2療育施設へ転院した障害児がいなかったことから、大学病院は、30年3月まで周産期システムを一度も利用していなかった。この間、弘前大学は、周産期システムが利用されていない原因を調査して接続先の見直しを行うなどの有効活用に向けた同県等の関係者との協議・検討を行わないまま、今後の利用も見込めないとして、同年4月以降は周産期システムのネットワーク接続回線等の周産期システムを利用するために必要な契約を解除していた。

したがって、大学病院における周産期システムは、整備された当初から全く利用されておらず今後も利用される見込みがないことから、本件基金事業は、補助の目的を達しておらず、これに係る助成金交付額298万円(交付金相当額同額)が不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
厚生労働本省	青森県	国立大学法人弘前大学	地域医療再生臨時特例交付金	平成25	円 298万	円 298万	円 298万	円 298万	補助の目的を達していなかったもの

国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大

11件 不当金額(支出) 4318万円
(前年度 14件 7513万円)

1 国民健康保険及び負担金の概要

国民健康保険は、市町村(特別区等を含む。)等が保険者となり、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行うものである。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(退職被保険者等)に区分される。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、その被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。「退職者該当年月日」とされ、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

国民健康保険に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために療養給付費負担金(負担金)が交付されている。

退職被保険者等を除く一般被保険者に係る医療費については、この負担金の交付の対象とされており、その交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \left(\boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金(注3)の1/2}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等(注4)}} \right) \times \boxed{\text{国の負担割合(注5)}}$$

国庫負担対象費用額

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

(注2) 30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は、当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して療養給付費負担金を交付することとされた。

(注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注5) 国の負担割合 18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

2 検査の結果

8都道府県の11市町において、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(遡及退職被保険者等)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりするなどしていたため、負担金計4318万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付先 (保険者)	年度	国庫負担対象 費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認め る国庫負担 対象費用額	不当と認める 国庫負担金	摘 要
北海道	礼文郡 礼文町	平成 28	円 2億0089万	円 6428万	円 3016万	円 965万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
同	天塩郡 幌延町	28	6882万	2202万	1280万	409万	同
青森県	三戸郡 階上町	27	7億7477万	2億4792万	1194万	382万	同
秋田県	仙北市	28	9億7850万	3億1310万	582万	186万	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
東京都	国分寺市	28	38億9641万	12億4682万	1118万	352万	同
神奈川県	三浦市	28	22億2785万	7億1279万	664万	212万	同
同	秦野市	28	55億1577万	17億6501万	806万	258万	同
同	南足柄市	28	14億8197万	4億7422万	361万	115万	同
愛知県	丹羽郡 扶桑町	26	9億8662万	3億1389万	568万	181万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
兵庫県	明石市	28	93億7467万	30億0253万	(注) -	173万	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
鳥取県	日野郡 江府町	27	2億1326万	6824万	3374万	1079万	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
計	11交付先		257億1957万	82億3087万	1億2967万	4318万	

(注) 明石市は、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったものの、負担金の計算を誤って過大に算定していたことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大

24件 不当金額(支出) 2億2426万円
(前年度 27件 2億1187万円)

1 交付金の概要

国民健康保険(前掲83ページ参照)の財政調整交付金は、国民健康保険法に基づき、市町村(特別区等を含む。)間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(調整対象収入額)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(調整対象需要額)に満たない市町村に対して交付されるもので、医療費等に係るもの(医療分)、後期高齢者支援金等(注2)に係るもの(後期分)及び介護納付金(注3)に係るもの(介護分)の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の額は、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

特別調整交付金は、市町村の特別の事情を考慮して交付されるもので、結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金(結核・精神病特別交付金)等がある。

(注1) 平成30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は、当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付することとされた。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

2 検査の結果

10道県の24市町村において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金計2億2426万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりである(上記24市町村のうち6市町については事態の態様が重複している。)

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

調整対象需要額は、本来保険料(保険税を含む。)で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。)に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金、保険財政共同安定化事業交付金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会が、市町村からの拠出金を財源とし、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において市町村が支出負担行為をした一定額以上の医療給付費等に基づき算定される額を、当年5月から翌年4月までの12期に分けて市町村に交付するものである。そして、調整対象需要額の算定に当たっては、当該交付額の1/2に相当する額(保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の1/2相当額)を国庫補助金等として控除することとなっている。

4県の8市町村は、普通調整交付金の実績報告に当たり、保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の1/2相当額を過小に算定するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計9841万円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付

金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(算定基礎所得金額)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

2道県の2市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計275万円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(結核・精神病に係る実質保険者負担額)の占める割合(結核・精神病負担額割合)が15/100を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾患又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾患又は精神病が主要疾患であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっており、結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数は、結核性疾患又は精神病の別に当該年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間の各月末現在における結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の合計を12で除して得た数とされている。

そして、結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から15/100を控除して得た割合を乗じて得た額の8/10以内の額とすることとなっている。

2県の3市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計3942万円が過大に交付されていた。

上記のほか、7道県の13市町は、特別調整交付金の実績報告に当たり、対象となる保険料調定総額^(注4)や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、離職者減免特別交付金^(注5)3846万円、非自発的失業財政負担増特別交付金^(注6)1749万円、非自発的失業軽減特別交付金^(注7)1130万円、20歳未満被保険者財政負担増特別交付金^(注8)858万円、被扶養者減免特別交付金782万円、計8367万円が過大に算定されていた。

(注4) 離職者減免特別交付金 一般被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料の減免を実施した場合に交付される交付金

(注5) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 20歳未満被保険者財政負担増特別交付金 20歳未満の被保険者が多いことによる財政への影響がある場合に交付される交付金

(注8) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置に要した費用がある場合に交付される交付金

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
北海道	北斗市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金等)	平成 25～28	円 1300万	円 547万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
同	石狩郡 当別町	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金等)	25～28	531万	237万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
同	亀田郡 七飯町	普通調整交付金	27	2億8886万	150万	調整対象収入額を過小に算定していたもの
同	網走郡 美幌町	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	25～28	732万	360万	賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
同	標津郡 標津町	特別調整交付金 (20歳未満被保険者財政負担増特別交付金)	25	858万	858万	一般被保険者の一人当たり基準総所得金額を過小に算定していたもの
千葉県	銚子市	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	26	606万	552万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
神奈川県	秦野市	普通調整交付金	28	5億2520万	1238万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
同	綾瀬市	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	25、26	619万	200万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	足柄上郡 松田町	普通調整交付金	28	5378万	827万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
静岡県	静岡市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金等)	26～28	1億0531万	233万	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に算定していたものなど
同	伊豆市	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	26	142万	142万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
愛知県	名古屋市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金等)	28	1億1726万	476万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
同	犬山市	特別調整交付金 (非自発的失業軽減特別交付金)	28	380万	170万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
兵庫県	姫路市	特別調整交付金 (被扶養者減免特別交付金)	26～28	5174万	581万	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
同	淡路市	特別調整交付金 (離職者減免特別交付金)	25～28	3846万	3846万	離職を原因とする保険料減免世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
鳥取県	八頭郡 若桜町	普通調整交付金	25	3482万	220万	調整対象需要額を過大に算定していたもの
同	西伯郡 日吉津村	同	26	1846万	465万	同
同	西伯郡 大山町	同	27、28	2億7364万	691万	同
同	西伯郡 南部町	同	26	9451万	2036万	同

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘 要
島根県	益田市	特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金)	平成 28	3億0868万 円	456万 円	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
同	安来市	特別調整交付金 (非自発的失業財政負担増特別交付金)	26、28	276万	160万	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
同	邑智郡 川本町	普通調整交付金、特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金)	26～28	1億0058万	651万	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
大分県	別府市	普通調整交付金	25、27	28億5968万	3918万	調整対象需要額を過大に算定していたもの、調整対象収入額を過小に算定していたもの
鹿児島県	霧島市	特別調整交付金 (結核・精神病特別交付金)	25～28	57億6640万	3403万	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
計	24交付先			106億9194万	2億2426万	

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を目的外使用

1件 不当金額(支出) 520万円
(前年度 1件 4866万円)

1 基金事業の概要

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金は、厚生労働本省が定めた交付要綱等に基づき、中央職業能力開発協会が、同交付金を原資として、緊急人材育成・就職支援基金(基金)を造成し、緊急人材育成・就職支援基金事業(基金事業)を実施するために国が交付するものである。そして、協会は、基金事業の一つとして若者育成支援事業を実施している。

若者育成支援事業において支給される若年者人材育成・定着支援奨励金(奨励金)は、若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)業務実施要領等に基づき、若年者の正規雇用労働者としての就職等の雇用の安定化等を図ることを目的として、非正規雇用の若年者に対して職業能力の向上を目指した実践的な職業訓練(訓練)を実施するなどした事業主を助成するものである。

奨励金には訓練奨励金と正社員雇用奨励金がある。このうち、訓練奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若年者に対して、事業主が訓練実施計画(計画)に基づいて労働者に仕事をさせながら行う訓練(OJT)と、通常の業務を離れて行う訓練(OFF-JT)とを組み合わせ実施した場合に、訓練受講者1人につき1月当たり15万円を事業主に支給するものである。また、正社員雇用奨励金は、事業主が、訓練を終了した訓練受講者(訓練修了者)を正社員として1年又は2年継続して雇用した場合に、訓練修了者1人につき50万円又は100万円を事業主に支給するものである。

奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練終了後あるいは訓練修了者を正社員として雇用してから1年又は2年経過した後、支給申請書を都道府県労働局(労働局)に提出することとなっている。そして、事業主から支給申請書の提出を受けた労働局は、申請内容の審査を行い、その審査結果を協会に送付し、協会は、労働局の審査結果に基づいて奨励金の支給決定を行い、基金から支給決定額を取り崩して奨励金を支給することとなっている。

訓練奨励金の支給要件は、計画に基づき訓練が実施されていることなどとなっており、支給単位期間において、OJTとOFF-JTの両方又はどちらか一方の訓練実施時間数が計画上の訓練実施時間数の8割を下回る場合(不支給事由)には、当該支給単位期間については、訓練奨励金が支給されないこととなっている。また、訓練奨励金の不支給事由に該当する訓練受講者は訓練修了者とはならず、訓練終了後に正社員として1年又は2年継続して雇用した場合であっても、当該訓練受講者は正社員雇用奨励金の支給対象とならないこととなっている。

2 検査の結果

京都労働局は、事業主Aから、計画に基づいて訓練を実施したなどとする支給申請書及び関係書類の提出を受け、奨励金の支給要件を満たしているとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、平成27、28年度に、奨励金を事業主Aに支給していた。

しかし、事業主Aが実施した訓練は計画に基づいたものとなっておらず、不支給事由に該当することから、奨励金計520万円が過大に支給されていた。したがって、事業主Aに対する奨励金の支給は適正なものではなく、計520万円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	交付金の交付年度	支給要件確認庁(労働局)	奨励金の支給年度	不適正な奨励金支給額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額
厚生労働本省	中央職業能力開発協会	平成21、22、24	京都労働局	平成27、28	520万円	520万円	520万円

生活扶助費等負担金等の交付が過大

8件 不当金額(支出) 1292万円
(前年度 5件 1932万円)

1 負担金の概要

生活扶助費等負担金等は、生活保護法等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(保護費)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができている(これらを「返還金等」)。

生活扶助等に係る保護費は、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、次のア又はイの程度の障害を有する者を対象として、当該障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。

ア 身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令に定める障害等級の1級のいずれかに該当する障害

イ 身体障害者障害程度等級表の3級又は障害等級の2級のいずれかに該当する障害
負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{交付額} = \left(\underbrace{\text{費用の額①} - \text{返還金等の調定額②} + \text{不納欠損額}}_{\text{国庫負担対象事業費}} \right) \times \text{国庫負担率}(3/4)$$

① 費用の額は、生活扶助等に係る保護費の額、被保護者が医療機関で診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額との合計額

② 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に調定した返還金等の額

2 検査の結果

7道県の8事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算定に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定していたり、誤った障害の区分等による加算額を認定していたりなどしていた。このため、負担金計1292万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
北海道	函館市	平成 24～29	円 2172万	円 1629万	円 156万	円 117万	障害者加算の認定を誤っていたもの
神奈川県	小田原市	24～29	790万	593万	162万	121万	障害者加算の認定を誤っていたものなど
同	大和市	24～29	1863万	1397万	147万	110万	障害者加算の認定を誤っていたもの
静岡県	静岡市	24～30	1230万	922万	246万	184万	同
三重県	尾鷲市	26～29	296万	222万	209万	156万	返還決定又は徴収決定を行っていなかったもの
岡山県	高梁市	25～29	1450万	1087万	205万	154万	障害者加算の認定を誤っていたもの
佐賀県	佐賀市	24～29	2650万	1988万	300万	225万	同
長崎県	長崎市	25～29	2511万	1883万	294万	220万	同
計	8事業主体		1億2966万	9724万	1722万	1292万	

障害者自立支援給付費負担金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 4599万円

1 負担金の概要

障害者自立支援給付費負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費等の自立支援給付費を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(対象経費の実支出額)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①で選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

4都県の5事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、誤って、対象経費の実支出額に対象とならない経費を計上するなどしていたため、負担金計4599万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

<事例>

愛知県安城市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、自立支援給付費に該当せず負担金の交付対象とならない障害児相談支援給付費を誤って計上するなどしていたため、平成28、29両年度の対象経費の実支出額を過大に算定するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が計4536万円過大に算定されており、これに係る負担金計2268万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
東京都	北区	平成 29	54億0632万 円	27億0316万 円	2269万 円	1134万 円	基準額を過大に算定 していたものなど
神奈川県	川崎市	29	157億7218万	78億8609万	974万	487万	対象外経費を計上し ていたもの
愛知県	安城市	28、29	38億7410万	19億3705万	4536万	2268万	対象外経費を計上し ていたものなど
兵庫県	尼崎市	26、27	145億8494万	72億9247万	1101万	550万	基準額を過大に算定 していたものなど
同	明石市	29	41億1464万	20億5732万	316万	158万	対象経費の実支出額 の集計を誤っていた ものなど
計	5事業主体		437億5220万	218億7610万	9198万	4599万	

障害児入所給付費等負担金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 484万円

1 負担金の概要

障害児入所給付費等負担金は、児童福祉法に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等(障害児入所給付費等)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

都道府県又は市町村が支給する障害児入所給付費等の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(総費用額)から、保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担の上限額等(利用者負担額)を控除して得た額(実支出額)となっている。

そして、負担金の交付額は、実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額等を国庫負担対象事業費として、これに1/2を乗ずることにより算定することとなっている。

2 検査の結果

2事業主体において、障害児入所給付費等の国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、総費用額から控除することとされている利用者負担額を控除しないで実支出額を計上するなどしていた。この結果、国庫負担対象事業費が968万円過大に算定されており、これに係る負担金484万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
兵庫県	神戸市	平成 28	46億1114万 円	23億0557万 円	577万 円	288万 円	利用者負担額を控除 していなかったもの など
同	尼崎市	25、26、 28、29	43億2110万	21億6055万	391万	195万	寄附金その他の収入 額を控除していなか ったもの
計	2事業主体		89億3225万	44億6612万	968万	484万	

障害者医療費国庫負担金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 2248万円

(前年度 1件 361万円)

1 負担金の概要

障害者医療費国庫負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。)又は都道府県等が、都道府県知事等の指定する医療機関等において、自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療を障害者及び障害児に提供し、当該自立支援医療に要した費用(自立支援医療費)等を障害者又は障害児の保護者に支給した場合に、その費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 自立支援医療費等の額から他の法令による給付等との調整により給付を行わないとした額を控除して得た額と、自立支援医療費等の支給に要する費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

2県2事業主体は、負担金の交付額の算定に当たり、対象となる費用の額の集計を誤るなどしていたため、負担金計2248万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
神奈川県	横浜市	平成 29	円 131億4497万	円 65億7248万	円 4058万	円 2029万	対象経費の集計を誤っていたもの
愛知県	安城市	29	1億2024万	6012万	437万	218万	対象経費の集計を誤っていたものなど
計	2事業主体		132億6521万	66億3260万	4496万	2248万	

介護保険の普通調整交付金の交付が過大

8件 不当金額(支出) 1億0208万円
(前年度 8件 5038万円)

1 交付金の概要

財政調整交付金は、介護保険(後掲98ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(交付金)は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(第1号被保険者)の総数に占める75歳以上の者の割合(後期高齢者加入割合)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで。平成26年度以前は第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(所得段階別加入割合)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

そして、調整基準標準給付費額は、介護給付に要した費用及び予防給付に要した費用の合計額から収入額を控除した額、また、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合となっている。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

2 検査の結果

6都道県の7市町及び1一部事務組合は、所得段階別加入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、交付金の交付額を過大に算定していた。このため、交付金交付額計1億0208万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付先 (保険者)	年度	交付金交付額	左のうち不当と 認める額	摘要
北海道	旭川市	平成 28	20億9083万 円	303万 円	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
同	寿都郡寿都町	27、28	6867万	110万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
秋田県	大曲仙北広域 市町村圏組合	26	14億4217万	475万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
東京都	日野市	26～29	15億7497万	7028万	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
神奈川県	平塚市	28	4億2141万	431万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	鎌倉市	27	5億4036万	185万	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
兵庫県	川西市	26～29	15億9562万	1385万	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
鳥取県	米子市	25、26、 28、29	28億6906万	288万	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
計	8保険者		106億0311万	1億0208万	

高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の補助対象経費の精算が過大など

2件 不当金額(支出) 897万円

1 補助金の概要

高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)等は、定年退職後等の高齢者に対し、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることなどを目的として、シルバー人材センター連合(シルバー連合)が行う高齢者就業機会確保事業の実施に必要な経費の一部を国が補助するものである。

この補助は、シルバー連合の運営費に対する補助と、事業費に対する補助に区分されており、このうち事業費に対する補助の種目は、平成28年度以降は、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(サポート事業)及び地域就業機会創出・拡大事業(創出事業)に区分されている。

また、「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業分)の実施について」(要領)によれば、創出事業を新規提案事業として実施する場合は、シルバー連合等が新たに行う事業であることなどの要件に該当するものを補助対象事業とすることとされている。

2 検査の結果

2シルバー連合において、サポート事業等とは関係のないシルバー人材センターの管理運營業務等にも従事するなどしていた者の給与全額を補助対象経費に計上するなどして補助対象経費を過大に精算していたり、新規提案事業として実施するとしていた創出事業の実態が、主として従来行われていた業務を継続して実施するものであり、新たに行われた業務はこれに付随して行われたもので、かつ、新たに行われた業務に従事した延べ日数は僅かなものとなっていて、補助の対象とは認められなかったりしていたため、補助金計897万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

<事例>

シルバー連合である公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会は、活動拠点である公益社団法人富田林市シルバー人材センター(富田林センター)において、27年度から29年度までの間に実施したサポート事業等の計4事業について、コーディネーターを各事業に配置したとして、コーディネーター延べ4名(実人員で計2名)に係る給与全額を補助対象経費に計上していたが、実際は、各事業とは関係のない富田林センターの管理運營業務等にも従事していた。

また、29年度に創出事業として実施した事業について、同事業の業務内容は、26年度から28年度までの間に実施した事業と同一の業務内容である高齢者宅の掃除等を行った日に、それらの業務に付随してハザードマップの配布等を行うものであり、かつ、従事した延べ日数は僅かであったことから、当該事業は、要領に定めた「新たに行う事業」には当たらないものであった。

これらのことから、協議会が富田林センターにおいて実施した計5事業については、補助対象経費が過大に精算されていたり、補助の対象とは認められなかったりしていて、補助対象経費計1539万円に係る補助金計664万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象経費	左に対する国 庫補助金交付 額	不当と認め る補助対象 経費	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
厚生労働 本省	公益財団法人東京 しごと財団	平成 29	28億9673万 円	5億3492万 円	492万 円	232万 円	補助対象経費を過大 に精算していたもの
同	公益社団法人大阪 府シルバー人材セ ンター協議会	27~29	53億7708万	14億4562万	1539万	664万	補助の対象とは認め られないものなど
計	2事業主体		82億7381万	19億8054万	2032万	897万	

被災者支援総合交付金により実施した事業の事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 273万円

1 交付金の概要

被災者支援総合交付金は、実施要綱等に基づき、被災者を取り巻く環境の変化に対応することなどにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的として、都道府県又は市町村等が作成した被災者支援事業計画(事業計画)に基づく事業に要する経費を対象に、国が交付するものである。そして、その交付対象事業は、被災者見守り・相談支援事業等とされている。

2 検査の結果

宮城県は、平成28年度に、事業計画に基づき、同県の市町村等が取り組む被災者見守り・相談支援事業等に対し、宮城県被災者支援総合交付金(被災地域福祉推進事業分)(県補助金)を交付していた。

そして、同県は、県補助金について、同県の市町村等から29年3月に事業が完了したとする実績報告書等の提出を受けて確認して、交付金の実績報告書等を作成し同年4月に厚生労働省に提出するなどして、同省から19億9903万円(交付対象事業費同額)の交付金の交付を受けていた。

しかし、同県石巻市は、既に消費税(地方消費税を含む)相当額が含まれるなどしていた経費に、誤って更に消費税8%を乗じた額を加算して算定した3億8743万円を実績額とするなどした県補助金の実績報告書等を作成して同県に提出していた。そして、同県は、同市の実績報告書等に計上された県補助金の交付額をそのまま交付金の実績報告書等に計上していた。

したがって、消費税相当額等を除いた経費に、消費税8%を乗ずるなどして適正な交付対象事業費を算定すると19億9630万円となることから、前記の交付対象事業費との差額273万円が過大に精算されていて、これに係る交付金273万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	交付対象事業費	左に対する交 付金交付額	不当と認める交 付対象事業費	不当と認める 交付金相当額
厚生労働 本省	宮城県	被災者支援総 合交付金	平成 28	円 19億9903万	円 19億9903万	円 273万	円 273万

介護給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 5 0 3 6 万円
(前年度 1 件 1 1 4 4 万円)

1 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

介護サービス事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を介護サービス事業者に支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

2 検査の結果

34事業者に対して20都府県の106市区町村等の実施主体が行った平成24年度から29年度までの間における介護給付費の支払が1億6519万円過大となっていて、これに対する国の負担額5036万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 通所介護

17事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていたり、通所介護事業所に配置している理学療法士等が個別機能訓練加算(I)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき42単位又は46単位を所定単位数に加算したりするなどしていた。このため、介護給付費の支払が46市区町等で9177万円過大となっていて、これに対する国の負担額2822万円は負担の必要がなかった。

イ 訪問介護

12事業者は、減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、介護報酬の算定に当たり、所定単位数の90/100に相当する単位数に減算していなかった。このため、介護給付費の支払が40市区町で5817万円過大となっていて、これに対する国の負担額1805万円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護療養施設サービス、通所リハビリテーション、介護福祉施設サービス、地域密着型通所介護及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、6事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が42市町村等で1524万円過大となっていて、これに対する国の負担額409万円は負担の必要がなかった。

都県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
宮 城 県	11市町等(3)	26～29	1,714	703万	201万	ア、イ、ウ
東 京 都	14市区(6)	24～29	4,001	3087万	953万	ア、イ
神奈川県	4市(1)	27～29	992	428万	128万	ア
横 浜 市	14市区(8)	27～29	4,255	4244万	1340万	ア、イ
長 野 県	4市町(1)	27、28	188	291万	87万	イ
愛 知 県	6市(1)	27	115	151万	45万	イ
名古屋市	5市等(2)	24～28	3,948	2028万	614万	ア、イ
津 島 市	11市町(1)	27、28	405	228万	70万	ア、ウ
三 重 県	5市等(1)	27、28	2,985	266万	79万	ウ
大 阪 市	1市(1)	27、28	2,130	1975万	602万	ア
池 田 市	9市町(1)	27、28	581	805万	240万	イ
和歌山県	13市町村等(1)	24～29	1,111	317万	81万	ウ
広 島 県	13市町等(4)	24～29	3,911	883万	254万	ア、ウ
松 山 市	4市町(3)	24～28	1,516	1107万	335万	ア、ウ
計	106実施主体(34)		27,852	1億6519万	5036万	

注(1) 計欄の実施主体は、都県等の中で実施主体が重複することがあるため、各都県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 4 4 2 万円
(前年度 1 件 1 3 7 4 万円)

1 自立支援給付の概要

自立支援給付は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これらを「訓練等給付費等」)^(注1)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援、就労継続支援等がある。

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援のサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(指定就労移行支援事業所)において、就労移行支援を利用して企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6か月以上雇用されている者又は雇用されていた者(就労定着者)の人数が過去4年間0である場合は、基本報酬の単位数に50/100(平成26年度以前は70/100)を乗じて得た単位数等を基に算定する。^(注2)
- ② 指定就労移行支援事業所において、就労移行支援を利用して企業等に雇用された者(就労移行者)の人数が過去2年間0である場合は、基本報酬の単位数に85/100を乗じて得た単位数等を基に算定する。^(注2)
- ③ 指定就労移行支援事業所において、前年度における就労定着者の人数を利用定員で除した数が所定の要件を満たすとして都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長に届け出た場合は、就労定着支援体制加算として、基本報酬の単位数に所定の単位数を加算する。^(注2)

市町村から支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、市町村はこれに係る訓練等給付費等を事業者に支払い、国は市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(注2) 平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬が設定されることとなり、就労定着者の人数が過去4年間0である場合等の減算、就労移行者の人数が過去2年間0である場合の減算及び就労定着支援体制加算は廃止された。

2 検査の結果

2県及び2市(1政令指定都市、1中核市)に所在する4事業者は、事業所における過去4年間の就労定着者又は過去2年間の就労移行者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に85/100等に乗ずることなく算定していたり、前年度における就労定着者がいなかったのに就労定着支援体制加算の単位数を算定していたりしていた。このため、27年度から30年度までの間に、上記の4事業者に対して7市が行った訓練等給付費の支払が計311件、計885万円過大となっていて、これに対する国の負担額442万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

県 等 名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払わ れた訓練等給 付費の件数	過大に支払わ れた訓練等給 付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
新 潟 県	2市(1)	28～30	181	403万	201万	就労移行支援
名 古 屋 市	1市(1)	27～29	47	101万	50万	同
長 崎 県	4市(1)	28、29	48	110万	55万	同
佐 世 保 市	1市(1)	28、29	35	268万	134万	同
計	7市(4)	27～30	311	885万	442万	

(注) 計欄の実施主体数は、県等の中で実施主体が重複することがあるため、各県等の実施主体数を合計したものと
は一致しない。

障害児通所給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 844万円
(前年度 1件 819万円)

1 障害児通所給付費の概要

障害児通所支援は、障害児に対して児童発達支援^(注1)、放課後等デイサービス等^(注2)を行うものであり、市町村(特別区を含む。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

指定障害児通所支援事業者(事業者)が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(管理責任者)を事業所に専任で配置している場合には、障害児の障害種別及び当該事業所の利用定員に応じた児童発達支援管理責任者専任加算(管理責任者専任加算)の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。また、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(管理責任者欠如減算)として、基本報酬の単位数に70/100を乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

市町村から通所給付決定を受けた障害児の保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、市町村はこれに係る障害児通所給付費を事業者に支払い、国は市町村が支弁した障害児通所給付費の1/2を負担している。

(注1) 児童発達支援 障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

(注2) 放課後等デイサービス 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

2 検査の結果

4都県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったなどしていたのに、管理責任者専任加算の単位数を算定したり、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、平成26年度から29年度までの間に、上記の4事業者に対して12市町村が行った障害児通所給付費の支払が計1689万円過大となっていて、これに対する国の負担額844万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

都県名	実施主体 (事業者数)	年 度	過大に支払われた障害児通所給付費の件数	過大に支払われた障害児通所給付費	不当と認める国の負担額	摘 要
栃 木 県	3市町(1)	平成 28、29	64 件	118万 円	59万 円	児童発達支援、放課後等デイサービス
千 葉 県	4市町村(1)	26、27	97	205万	102万	放課後等デイサービス
東 京 都	4市(1)	27～29	131	156万	78万	同
長 崎 県	1市(1)	28、29	532	1208万	604万	同
計	12市町村(4)	26～29	824	1689万	844万	

国営総合農地防災事業の実施に当たり、基礎杭の設計が適切でなかったため、^{かんきよ}函渠の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的不達成

1件 不当金額(支出) 1102万円

1 工事の概要

北海道開発局稚内開発建設部は、平成27、28両年度に、北海道宗谷郡猿払村ポロ沼地区において実施する国営総合農地防災事業として、「ポロ沼地区第11号排水路上流工区工事」に係る請負契約を、一般競争契約により、株式会社共成建設との間で契約額1億6999万円で締結している。

本件工事は、地区内の排水路の整備を行うとともに、農業用車両が排水路を横断できるようにするために、^{かんきよ}函渠(内空断面の幅2.6m、高さ2.0m、延長5.7m)と道路盛土の土留め擁壁(翼壁)とが一体化した構造物を築造する函渠工等を施工するなどしたものである。そして、開発建設部は、施工箇所の基礎地盤が泥炭等の軟弱地盤であることから、函渠の基礎を杭基礎にすることとして、基礎杭(外径300mm、杭長30mのPHC杭4本)を施工していた。

開発建設部は、本件工事の設計を「土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」」、「杭基礎設計便覧(平成18年度改訂版)」(これらを「基準」)^(注1)等に基づいて行っている。基準等によれば、函渠の設計に当たっては、自重、活荷重、積雪荷重等の函渠に作用する荷重を適正に組み合わせる構造計算等を行うこととされている。また、杭基礎については、杭には上部構造等から各々の杭頭部に伝達される鉛直荷重等^(注2)が作用し、これらの外力に対して所要の安全性が確保できるように設計する必要があることとされており、杭基礎の設計においては、杭1本当たりの杭頭部に作用する鉛直荷重が杭1本当たりの許容鉛直支持力以下であることを確認すること(許容鉛直支持力との照査)とされている。^(注2)

開発建設部は、本件工事の設計に当たり、許容鉛直支持力との照査を行い、杭1本当たりの鉛直荷重を347.0kNと算定し、これが杭1本当たりの許容鉛直支持力384.3kNを下回ることから設計計算上安全であるとして、これにより施工していた。

(注1) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

(注2) 鉛直荷重・許容鉛直支持力 「鉛直荷重」とは、構造物の自重等が基礎杭に対し鉛直方向に働く力をいい、その数値が設計上許される限度を「許容鉛直支持力」という。

2 検査の結果

開発建設部は、杭基礎に作用する荷重の算定に当たり、積雪(積雪深1.6m)による積雪荷重が作用する場合に最大の鉛直荷重が生ずると想定していた。そして、杭基礎の設計に当たり、函渠、翼壁等の自重による荷重等に積雪荷重を組み合わせた総荷重を、函渠の左岸側と右岸側に2本ずつ対称に配置した計4本の基礎杭に均等に分担させることとしていた。

しかし、翼壁の構造は左岸側と右岸側で異なっており、その重量は左岸側(199.5kN)が右岸側(131.6kN)と比べて著しく大きいため、基礎杭に作用する荷重は左岸側が右岸側より大きいものとなっていた。また、開発建設部は、積雪荷重以外の農業用車両等の通行による活荷重等の考慮すべき荷重の組合せについて許容鉛直支持力との照査を行うべきであったのに、これを行っていなかった。

そこで、翼壁の左右の重量差を考慮した上で、改めて考慮すべき荷重の組合せについて許容鉛直支持力との照査を行ったところ、活荷重が作用した場合の左岸側の基礎杭1本当たりに作用する鉛直荷重は505.1kNとなり、許容鉛直支持力384.3kNを大幅に上回っていて、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件函渠は、杭基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額1102万円が不当と認められる。

復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムの施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的不達成

1 件 不当金額(支出) 4716万円

1 工事の概要

関東森林管理局磐城森林管理署(磐城署)は、復旧治山事業として、平成28、29両年度に、福島県いわき市内の国有林において、治山ダムを設置する「貝屋川復旧治山工事」を、一般競争契約により、堀江工業株式会社に契約金額4716万円で請け負わせて実施している。

本件工事は、溪床の安定を図るため、治山ダムとして、堤体(堤高7.0m、天端厚1.5m、堤底厚6.0m)を無筋コンクリートで構築する重力式コンクリートダム(重力式ダム)1基を設置したものである。

磐城署は、重力式ダムの断面の設計を「治山技術基準解説 総則・山地治山編(平成21年版)」(基準)に基づき行っており、基準によれば、重力式ダムの安定条件として、転倒に対する安定、滑動に対する安定、堤体の破壊に対する安定及び基礎地盤に対する安定について検討することとされている。このうち堤体の破壊に対する安定については、重力式ダムの場合は、引張応力を生じさせないことを原則とするとされている。すなわち、洪水時に重力式ダムの背面の土砂が水抜きから流出するなどして一時的に引張応力が生ずる場合を除き、堤底の上流端に引張応力を生じさせないこととされている。そして、そのためには、重力式ダムのコンクリートの自重等による鉛直荷重及び重力式ダムに作用する水圧・土圧による水平荷重の合力(合力)の作用位置が破壊に対して安定とされる範囲内(堤底厚の中央1/3の範囲)となる必要があるとされている。

2 検査の結果

磐城署は、本件重力式ダムの設計に当たり、重力式ダムの上流側に床掘り箇所から発生する土砂や堆砂を堤底から3.5mの高さまで埋め戻すことにより、堤底から3.5mの範囲には土圧が作用し、これより上部については水圧が作用するとして安定計算を行い、合力が堤底厚の中央から下流側に0.946mの位置に作用し、これが破壊に対して安定とされる範囲内(堤底厚の中央から1.008m)にあることから、引張応力が生じないとして、安定計算上安全であるとしていた。そして、磐城署は、設計図書において、本件重力式ダムの上流側を堤底から3.5mの高さまで埋め戻すこととする埋戻し線(埋戻し線)を表示し、これにより会社に施工させることとしていた。

しかし、本件重力式ダムの上流側の埋戻し状況を施工写真や現地で確認するなどしたところ、会社が設計図書に記載された埋戻し線を十分に確認しないまま施工したため、実際には堤底から2.0mから3.4mの高さまでしか埋め戻されていなかった。

そこで、実際の埋戻しの高さが最も低かった2.0mの部分について、改めて安定計算を行うと、合力が堤底厚の中央から下流側に1.210mの位置に作用し、破壊に対して安定とされる範囲を下流側に0.202m逸脱しており、堤底の上流端に28.28kN/m²の引張応力が生ずることとなっていた。

したがって、本件重力式ダムは、施工が適切でなかったため、堤体の破壊に対する安定が確保されていない状態になっており、工事の目的を達しておらず、これに係る契約金額4716万円が不当と認められる。

経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)の実施に当たり、補助金の算定が不適切

4件 不当金額(支出) 796万円

1 補助事業の概要

4事業主体は、平成25年度の大雪又は28年の台風第16号により被災した農産物の生産に必要な施設(生産施設)等の復旧等を実施した農業者等に対して、これに要する経費の一部を助成した。

経営体育成支援事業実施要綱等によれば、市町村は、気象災害等による農業被害を受けた農業者等を助成対象者とし、これらの者が行う生産施設の復旧、気象災害等による被災前の当該生産施設と同程度の生産施設の取得、被災した生産施設の撤去等に要する経費を対象として助成を行うことができることとされている。そして、被災前と同程度の生産施設とは、被災前と同種、同規模、同機能のものとされており、生産施設の機能強化や規模拡大を行うなど、被災前と同程度を超えて再建する場合には、その超える部分を自己負担すれば実施可能であるとされている。また、被災した生産施設の規模を縮小して再建する場合には、被災した生産施設と同種、同機能のものを縮小した規模で再建するのに要する経費を助成対象経費とすることとされている。

2 検査の結果

4事業主体は、本件補助事業について、助成対象者202者に対する助成として計7億3247万円を交付したとして、4県に実績報告書を提出して、国庫補助金計4億1924万円の交付を受けていた。

しかし、上記助成のうち、3事業主体(大田原市、滑川町及び鹿屋市)は、3者に対する助成(助成額計9970万円)について、被災した生産施設の面積の算定を誤って撤去及び再建に係る助成の対象となる面積(助成対象面積)を過大に認定していたり、1事業主体(君津市)は、1者に対する助成(同717万円)について、助成対象者が生産施設の規模を縮小して再建していたにもかかわらず、これを考慮せずに被災前と同程度の生産施設を再建するのに要する経費を助成対象経費としていたりして、助成対象経費が過大に算定されていた。

したがって、上記の4者に対する助成について、適正な助成対象面積や縮小した規模で再建するのに要する経費に基づいて適正な助成対象経費を算定した上で、適正な助成額を算定すると計9306万円となり、4事業主体の4者に対する助成額計1億0687万円との差額1381万円が過大に交付されており、これに係る国庫補助金相当額計796万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費	不当と認め る国庫補助 金等相当額
関東農政局	栃木県 大田原市 (事業主体)	経営体育成支援 (被災農業者向け 経営体育成支援)	平成 26、27	円 1億2192万	円 7605万	円 227万	円 141万
同	埼玉県 比企郡滑川町 (事業主体)	同	26、27	2億6093万	1億4342万	820万	443万
同	千葉県 君津市 (事業主体)	同	26	2億0928万	1億1291万	199万	110万
九州農政局	鹿児島県 鹿屋市 (事業主体)	同	28、29	1億4032万	8685万	133万	100万
計	4事業主体			7億3247万	4億1924万	1381万	796万

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、交付率の適用を誤るなど

2件 不当金額(支出) 1386万円

1 交付金事業の概要

2事業主体は、産地競争力の強化を目的として、米の乾燥調製施設の整備を事業費計2億4838万円(交付対象事業費計2億2998万円)で実施した。

強い農業づくり交付金実施要綱によれば、乾燥調製施設を整備する場合の交付金の交付率は、交付対象事業費の1/2以内とされているが、農林水産省生産局長等が別に定める場合には、これによることとされている。そして、強い農業づくり交付金実施要領によれば、乾燥調製施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合は、乾燥調製施設のうち、集排じん設備、建物の整備等については、交付率を交付対象事業費の1/3以内とすることとされている。また、乾燥調製施設の整備において交付対象となるものは、耐用年数がおおむね5年以上のものとなっている。

2 検査の結果

2事業主体は、乾燥調製施設を整備した地区が中山間地域等以外の地域に該当していたのに、建物の整備等に係る交付対象事業費について交付率を1/2としていた。また、1事業主体(株式会社西中筋ライスセンター)は、交付対象とはならない耐用年数が2年の備品に係る購入費等を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記備品の購入費等を交付対象事業費から除き、建物の整備等に係る交付対象事業費については交付率1/3を適用して適正な交付金の交付額を算定すると、計1億0089万円となり、交付金交付額計1億1475万円との差額1386万円が過大となっていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
近畿農政局	京都府 福知山市 株式会社西中筋 ライスセンター (事業主体)	農業・食品 産業強化対 策整備交付 金	平成 26、27	円 7776万	円 3600万	円 1111万	円 226万
中国四国農政局	徳島県 小松島市 ほのか株式会社 (事業主体)	同	29	1億7062万	7875万	6955万	1159万
計	2事業主体			2億4838万	1億1475万	8067万	1386万

畜産競争力強化対策緊急整備事業の実施に当たり、補助金の算定が不適切など

1件 不当金額(支出) 898万円

1 補助事業の概要

(注) 宮崎県鶏卵生産クラスター協議会の構成員であるアミューズ株式会社は、平成26、27両年度に、畜産競争力強化対策緊急整備事業として、地域の畜産の収益性の向上を図るために、^{ひな}孵卵施設等の整備を行った。実施要領によれば、整備する施設等については、適切な能力及び規模のものを選定することとされており、補助の対象となるのは、家畜飼養管理施設等及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費とされている。そして、将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品は、上記の施設と一体的に整備する設備には該当せず、補助の対象とならないことになっている。

(注) 宮崎県鶏卵生産クラスター協議会 地域ぐるみで採卵鶏経営の収益性の向上を図ることを目的とした、宮崎県、孵卵施設を運営する会社、採卵鶏農家、農業協同組合等が参画する協議会

2 検査の結果

会社は、事業費計8億7571万円(補助対象事業費計8億2752万円)で孵卵施設及び孵卵施設と一体的に整備する設備の整備を実施したとして協議会に報告し、協議会は、会社が報告した事業費に基づいて補助対象事業費を算定した上で、宮崎県に対して実績報告書を提出し、同県から国庫補助金4億1376万円の交付を受けて、同額を会社に交付していた。そして、上記の補助対象事業費には、ひなの運搬等に用いる台車500台及び空気循環機の交換用のフィルター等の購入経費が含まれていた。

しかし、協議会は、台車の必要数量を会社が孵卵施設におけるひなの予定最大出荷羽数に基づいて算定した120台としており、残りの380台の台車は会社が誤って必要数量を超過して購入したものであった。また、空気循環機の交換用のフィルター等は、将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品であり、施設と一体的に整備する設備には該当しないことから、空気循環機の交換用のフィルター等に係る購入経費は、補助の対象とならないものであった。

したがって、適正な台車の数量に基づくなどして、適正な補助対象事業費を算定すると計8億0955万円となり、前記の補助対象事業費8億2752万円との差額1797万円が過大に算定されていて、これに係る国庫補助金相当額898万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
九州農政局	宮崎県	宮崎県鶏卵生産クラスター協議会 アミューズ株式会社 (事業主体)	畜産競争力強化対策緊急整備	平成26、27	円 8億7571万	円 4億1376万	円 1797万	円 898万

低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして交付金等の額を確定

6件 不当金額(支出) 1億5308万円

1 交付金事業等の概要

6事業主体は、トルコギキョウ等の花きの生産を行うための生産技術高度化施設として、低コスト耐候性ハウス、暖房機等を整備した。

強い農業づくり交付金実施要領等によれば、整備の対象とする低コスト耐候性ハウスは、50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するものとするなどとされている。そして、事業主体は、請負人が工事を完了したときは、しゅん功検査を行った上で引渡しを受け、都道府県又は市町村は、必要に応じてしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直しなどの措置を指示し、交付対象事業が完了したときは、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認することとされている。

2 検査の結果

6事業主体は、本件交付金事業等の実施に当たり、設計事務所等との間で、低コスト耐候性ハウスの設計、施工管理(工事の監理を含む。)等の業務を行わせる施主代行委任契約を締結しており、設計事務所等は、これに基づき、低コスト耐候性ハウスについて、50m/s以上の風速に耐えることができる強度となるように^(注1)胴縁及び^(注2)母屋の間隔を設計していた。

その後、6事業主体は、設計事務所等によるしゅん功検査を経て、生産技術高度化施設の整備が完了したとして、請負業者から工事関係書類の提出を受けるとともに、低コスト耐候性ハウスの引渡しを受けた。そして、長崎、諫早、雲仙、南島原各市は、更にしゅん功検査を実施し、長崎県等は実績報告書等を確認するなどして、低コスト耐候性ハウスが実績報告書及び工事関係書類のとおり^(注1)に整備され本件交付金事業等が適正に完了していることを確認したとして、交付金等の額の確定を行っていた。

しかし、現地の施工状況を確認したところ、胴縁及び母屋が設計よりも広い間隔で設置されるなどしており、設計と施工が異なっていた。

そこで、実際に施工された胴縁及び母屋の間隔に基づいて、風速50m/s時に胴縁及び母屋に発生する応力度を再計算したところ、それぞれの部材の許容応力度を上回ることから、本件低コスト耐候性ハウスは、いずれも50m/s以上の風速に耐えることができないものとなっていた。

したがって、本件交付金事業等(交付対象事業費計3億0658万円)は、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われており、これに係る交付金等計1億5308万円が不当と認められる。

(注1) ^{どうぶち}胴縁 外壁材を取り付けるために柱と柱の間に水平に渡す材

(注2) 母屋 屋根材を取り付けるために棟と平行に渡す材

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
九州農政局	長崎県	長崎市 ことのうみ 第三花き生 産組合 (事業主体)	農業・食品 産業強化対 策整備交付 金	平成 29	円 1億0774万	円 5387万	円 1億0774万	円 5387万
同	同	諫早市 山留坂トル コギキョウ 生産組合 (事業主体)	同	26	9371万	4685万	9371万	4685万
同	同	同 株式会社 岩永園芸 (事業主体)	国産農産物 生産・供給 体制強化対 策地方公共 団体整備費 補助金	28、29	1887万	943万	1887万	943万
同	同	雲仙市 お花屋さん 百花園有限 会社 (事業主体)	同	28、29	1968万	963万	1968万	963万
同	同	同 A (事業主体)	同	28、29	2596万	1298万	2596万	1298万
同	同	南島原市 B (事業主体)	同	28、29	4060万	2030万	4060万	2030万
計		6事業主体			3億0658万	1億5308万	3億0658万	1億5308万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費の精算が過大など

4件 不当金額(支出) 409万円

1 基金事業の概要

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」等に基づき、水産庁が、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望をもって漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることを目的として、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(機器等導入事業)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」等によれば、機構は、事業主体がコスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器(機器)等を導入する際の費用を対象に、事業主体に1/2以内の金額を助成することとされており、導入する機器等の本体価格(下取価額を控除し、消費税を除いたものをいう。)以外の経費は助成金交付の対象となる経費(助成対象経費)として認めないこととされている。また、機構が定めた「水産業競争力強化緊急事業業務要領」等によれば、助成の対象となる機器等は、導入した機器等に代替される既設の機器等と比較して生産性の向上や省力・省コスト化に資する機器等であることとされており、事業主体は、事業終了後、実績報告書等のほか、証拠書類を添えて機構に提出することとされている。

2 検査の結果

4事業主体は、機器等導入事業を事業費計5049万円、助成対象経費計4675万円で実施したとして、助成金計2337万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、4事業主体が実施した機器等導入事業において、丸栄水産株式会社、A及びB(3事業主体)は実質的な値引きを受けていたり、虚偽の領収書を提出していたりして、助成対象経費が過大に精算されていた。また、Cは助成の対象とならない経費を助成対象経費に含めていた。これらの結果、4事業主体に対する助成金が過大に交付されていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると、計3855万円となり、前記の助成対象経費4675万円との差額819万円が過大に精算されるなどしており、取り崩された基金計409万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	丸栄水産株式会社(事業主体)	競争力強化型機器等導入緊急対策	平成28	円 523万	円 242万	円 145万	円 72万
同	同	A(事業主体)	同	28	1620万	750万	100万	50万
同	同	B(事業主体)	同	28、29	1728万	800万	324万	162万
同	同	C(事業主体)	同	28、29	1177万	545万	250万	125万
計		4事業主体			5049万	2337万	819万	409万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

漁業経営安定対策事業費補助金(外国漁船操業等調査・監視事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において助成金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 2594万円

1 基金事業の概要

漁業経営安定対策事業費補助金(外国漁船操業等調査・監視事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産物の健全な発展の実現を図ることを目的として、水産関係民間団体事業実施要領等に基づき、水産庁が、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した財団は、我が国の漁業者の安全と操業秩序の維持及び操業機会の回復・拡大を支援することを目的に、外国漁船操業等調査・監視事業(調査・監視事業)を行う漁業協同組合等の事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

財団が定めた外国漁船操業等調査・監視事業指導要領(指導要領)等によれば、調査・監視事業の助成金交付の対象となる経費(助成対象経費)は、外国漁船の操業により影響を受ける水域における外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査(これらを「調査・監視」)等に要する経費とされている。

指導要領等には、調査・監視に要する経費として、調査・監視の作業を行う作業員に係る賃金及び調査船に係る用船料の1日当たりの単価等が定められている。そして、指導要領等によれば、作業時間について、原則として1日当たり8時間とされており、作業時間が4時間に短縮されることになった場合は、賃金及び用船料の1日当たりの単価はそれぞれ半額とすることなどとされている。

2 検査の結果

日本遠洋旋網漁業協同組合は、平成28、29両年度において、調査・監視事業を事業費計11億0923万円で行ったとして、財団に対して事業実績報告書を提出し、助成金計11億0923万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、組合は、助成対象経費の算定に当たり、調査・監視を全く行っていない日に係る賃金及び用船料を含めていたり、調査・監視に係る作業時間が4時間となっていたのに1日当たりの単価をそのまま使用していたりなどしていたため、助成対象経費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計10億8328万円となり、これに対する適正な助成金額は同額となることから、前記の助成金11億0923万円との差額2594万円が過大に交付されており、取り崩された基金2594万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
水産庁	一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団	日本遠洋旋網漁業協同組合(事業主体)	外国漁船操業等調査・監視	平成28、29	円 11億0923万	円 11億0923万	円 2594万	円 2594万

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、補助の要件を満たしていない家畜の貸付けを実施して基金補助金の交付対象外

1件 不当金額(支出) 175万円

1 基金事業の概要

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金は、我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を進めることなどを目的として、交付要綱等に基づき、農林水産省が公益社団法人中央畜産会に対して基金を造成させるために交付するものである。基金を造成した中央畜産会は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業を実施する畜産クラスター協議会^(注1)に対して、この基金を取り崩して、都道府県を通じて補助金(基金補助金)を交付している。

上記施設整備事業の内容は、実施要領等によれば、施設等の整備及び家畜の導入とされている。このうち、家畜の導入については、畜産クラスター協議会^(注2)が定める計画に基づき、同協議会の構成員である事業主体が導入した家畜を中心的な経営体^(注2)に対し施設と一体的に貸し付けるものである。そして、家畜に係る賃貸借料については、家畜の購入価格等から基金補助金相当額を差し引いた額を基に算出することとされている。また、事業主体は、中心的经营体との間で、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結することとされている。

(注1) 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

(注2) 中心的经营体 畜産クラスター協議会の構成員で、畜産クラスター計画を実現するために率先して計画に定められた取組を実践することなどの要件を満たす畜産を営む者等

2 検査の結果

八重山地区畜産クラスター協議会は、平成28、29両年度に、事業主体である沖縄県農業協同組合が、中心的经营体である畜産農家に貸し付けることを目的として肉用牛舎1棟の新設及び肉用繁殖雌牛10頭の導入を事業費計1846万円、補助対象事業費計1709万円で実施したとして、沖縄県を通じて基金補助金639万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けて、同額を組合へ交付していた。

しかし、組合は、肉用繁殖雌牛10頭の貸付けに当たり、肉用繁殖雌牛の購入価格等から基金補助金相当額を差し引かず算出した賃貸借料により畜産農家に貸し付けていた。また、畜産農家との間で、賃貸借料等の事項について明記した賃貸借契約を締結していなかった。

したがって、前記の補助対象事業費1709万円のうち、肉用繁殖雌牛10頭の貸付けについては、補助の要件を満たしていないことから、これに係る購入費781万円は基金補助金の交付対象とはならず、取り崩された基金175万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
農林水産本省	公益社団法人中央畜産会	沖縄県八重山地区畜産クラスター協議会 沖縄県農業協同組合(事業主体)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策	平成28、29	円 1846万	円 639万	円 781万	円 175万

都市農村共生・対流総合対策交付金事業等の交付対象事業費の一部が交付対象外

1件 不当金額(支出) 539万円

1 交付金事業の概要

気仙沼市モーランド本吉活性化推進協議会は、平成27年度から29年度までの間に、気仙沼市の市営牧場であるモーランド本吉及びその周辺地域の活性化を図ることを目的として、地場の農産物やその加工品等の山村の魅力ある地域資源の賦存状況・利用形態等の調査(地域資源調査)や地域資源等を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成等を事業費2288万円(交付金同額)で実施した。

実施要領等によれば、交付金事業は、原則として、交付決定の通知を受けて行うこととされており、やむを得ない事情により事業実施主体があらかじめ地方農政局長等に交付決定前実施届を提出した場合を除き、交付決定前に開始した事業に要した経費は交付対象経費として認められないこととされている。

2 検査の結果

協議会は、交付金事業において、協議会の構成員となっている会社(業者)に地域資源調査に係る業務を委託費498万円で委託して実施したとして、この委託費等を交付対象経費として実績報告書に計上して交付金の交付を受けていた。

しかし、実際には、協議会が業者に委託して実施したとしている地域資源調査に係る業務については、本件交付金事業の交付決定日である28年1月よりも前の27年10月に、協議会の設立準備に係る事務局であった気仙沼市が入札等の手続を行うことなく業者に着手させていた。

このほか、組織づくりなどに要した経費として27年度から29年度までの実績報告書に計上されていた協議会の幹事会に係る宿泊料等には、宿泊実績がなく宿泊料の支給を要しない協議会の構成員に支払った宿泊料等40万円が含まれていた。

したがって、本件委託費498万円及び宿泊料等40万円の計539万円(交付対象事業費同額)は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計539万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
東北農政局	気仙沼市モーランド本吉活性化推進協議会 (事業主体)	都市農村共生・対流総合対策交付金等2事業	平成 27～29	円 2288万	円 2288万	円 539万	円 539万

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が交付対象外

1件 不当金額(支出) 299万円
(前年度 1件 1035万円)

1 交付金事業の概要

深川養鶏農業協同組合は、平成28年度に、食肉等流通体制整備の取組として、山口県長門市内の食鳥処理施設において、肉用鶏の出荷羽数の増加及び食鳥処理施設の処理加工コストの削減を図ることを目的として、肉用鶏の骨や内臓を処理するための脱骨機及び中抜き機を整備した。

食肉等流通体制整備の取組については、強い農業づくり交付金実施要領等によれば、畜産物処理加工施設等の整備に要する費用が交付金の交付の対象とされている。そして、上記の取組において交付の対象となる施設等は、整備する当初から施設の一部を構成するものであり、将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品の購入や既存施設の撤去に係る費用は、交付の対象とならないことになっている。

2 検査の結果

組合は、本件交付金事業について、事業費4億8049万円(交付対象事業費4億4490万円)で実施したとして、長門市に実績報告書を提出して、これにより交付金1億4830万円の交付を受けていた。

しかし、組合は、交付の対象とならない中抜き機の交換用のカッター等の将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品の購入及び既存施設の撤去に係る費用を交付対象事業費に含めていた。

したがって、予備部品の購入及び既存施設の撤去に係る費用計899万円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額299万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助 金等相当額
中国四 国農政 局	山口県	長門市 深川養鶏農 業協同組合 (事業主体)	農業・食品 産業強化対 策整備交付 金	平成 28	4億8049万 円	1億4830万 円	899万 円	299万 円

森林環境保全整備事業として実施した森林作業道整備が補助対象外

1件 不当金額(支出) 223万円

1 補助事業の概要

菊池森林組合は、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林環境保全整備事業(整備事業)として森林作業道整備(作業道整備)を実施した。

実施要領等によれば、整備事業の対象となる森林施業及び作業道整備は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画に基づくなどして行うこととされており、このうち、作業道整備は、下刈り、間伐等のうちいずれかの森林施業と一体的に実施することとされている(作業道整備と一体的に実施する下刈り、間伐等の森林施業を「一体的森林施業」)。そして、事業主体が作業道整備を森林経営計画に基づいて行う場合、一体的森林施業を当該計画の期間内に実施しなければならないことになっている。

2 検査の結果

組合は、計画期間を平成26年1月1日から30年12月31日までとする菊池市長の認定を受けた森林経営計画に基づいて、27年度に、250.0mの作業道整備を事業費744万円で実施したとして、28年度に、熊本県に整備事業の補助金の交付申請書を提出して、国庫補助金223万円の交付を受けていた。

しかし、組合は、森林経営計画等において一体的森林施業について記載しておらず、その後、森林経営計画の期間内に一体的森林施業を実施していなかった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金223万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
林野庁	熊本県 菊池森林組合 (事業主体)	森林環境保 全整備	平成 28	円 744万	円 223万	円 744万	円 223万

森林環境保全整備事業として実施した間伐が補助対象外

1 件 不当金額(支出) 184万円

1 補助事業の概要

下北地方森林組合は、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林環境保全整備事業(整備事業)として間伐を実施した。

実施要領等によれば、整備事業の対象となる間伐の事業は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画に基づいて行うこと、間伐の施行地の面積の合計が、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに5ha以上であることなどの要件を満たすものとされている。また、森林経営計画の対象となる森林については、森林法施行令によれば、地形その他の自然的条件等又は森林経営の実施状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとされている。

2 検査の結果

組合は、平成27年度に、むつ市長の認定を受けた一つの森林経営計画に基づき施行地の面積6.59haの間伐の事業を事業費614万円で実施したとして、青森県に整備事業の補助金の交付申請書を提出し、国庫補助金184万円の交付を受けていた。

しかし、上記施行地の面積6.59haのうち1.79haについては、上記の森林経営計画に含まれておらず、これを除くと施行地の面積の合計が4.80haとなることから、当該間伐の事業は、施行地の面積の合計が森林経営計画ごとに5haという要件を満たしていなかった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金184万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
林野庁	青森県 下北地方森林組合 (事業主体)	森林環境保 全整備	平成 27	円 614万	円 184万	円 614万	円 184万

多面的機能支払交付金の一部が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外に使用されていて、交付対象外

1件 不当金額(支出) 107万円

1 交付金事業の概要

多面的機能支払交付金事業は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(要綱)等に基づき、農林水産省が、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図ることを目的として、市町村が地域の共同活動を行う組織(対象組織)に対して交付する交付金の一部を都道府県を通じて助成するものである。

そして、対象組織に対する交付金の交付額は、田、畑及び草地の地目ごとに定められた交付単価を対象農用地の面積に乗じて得た額等の合計額とされており、国の助成(国庫交付金)の額はその1/2とされている。

要綱等によれば、都道府県知事は、国が定める活動指針等を基礎として、対象組織が取り組むべき活動の具体的な内容を定めた地域活動指針等を策定することとされており、交付金の交付の対象となる活動は、地域活動指針等を満たすこととされている。そして、対象組織は、毎年度、実施状況報告書に金銭出納簿等を添えて市町村長に提出し、使用しなかった交付金等の残額(未使用額)を市町村長に返還することとされている。ただし、未使用額のうち、翌年度以降の活動に必要なとされる金額については、実施状況報告書に記入した上で、翌年度以降へ持ち越して使用することができることとされている。

また、市町村長は、交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出されていると認められた場合、対象組織に対して当該交付金に相当する金額の返還を求めるとされている。

2 検査の結果

対象組織である上八院農地・水・環境保全委員会は、平成27年度から29年度までの各年度に、26年度からの持ち越し分を含めた交付金等計709万円(交付対象事業費同額、国庫交付金相当額354万円)で交付金事業を実施したとして、福岡県三潴郡大木町に実施状況報告書等を提出していた。そして、29年度については、未使用額が253万円であるとして、その全額を30年度へ持ち越して使用するとしていた。

しかし、交付金の出納を行っている預金口座の29年度末残高は40万円となっていたことから、上記の未使用額との差額が生じていた理由について確認したところ、委員会の会計担当者は27年度から29年度までの間に交付金を私的に流用していたことなどが判明した。そして、この間、委員会は、預金口座の残高について十分に確認していなかった。

したがって、領収書等の証拠書類により収入及び支出の金額を確認したところ、上記の会計担当者が私的に流用していた額から同人が発覚前に補填するなどしていた額を除いた214万円は、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていることから交付金の交付の対象とは認められず、これに係る国庫交付金相当額107万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
九州農政局	福岡県	三潴郡大木町 上八院農地・水・環境 保全委員会 (事業主体)	多面的機能 支払交付金	平成 27～29	円 709万	円 354万	円 214万	円 107万

調整池の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 2 2 1 3 万円

1 補助事業の概要

富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアムは、次世代施設園芸導入加速化支援事業として、平成25、26、27各年度に、静岡県駿東郡小山町湯船原地区において、温室、種苗生産施設等を整備するために、土工、調整池工、副調整池工等を事業費2億6644万円(国庫補助金等交付額1億2005万円)で実施した。

このうち、調整池工は、上記施設等の整備により流出量が増加する雨水を一時貯留するために、堤体を築造するなどして調整池を整備したものであり、また、副調整池工は、調整池の不足容量を補うために、調整池と接続され一体的に機能する副調整池を整備したものである。

2 検査の結果

コンソーシアムは、本件調整池の設計を「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」(指導要綱)等に基づいて行うこととしており、^(注)指導要綱等によれば、調整池を整備する際は、洪水時に貯水位の異常な上昇を防止するため、洪水吐を設けることとされている。

しかし、コンソーシアムは、本件調整池の設計に当たり、洪水吐を設けることとしておらず、これにより施工していた。

したがって、本件調整池は、設計が適切でなく、洪水吐が設置されていないため、洪水時に貯水位の異常な上昇を防止することができず、堤体天端からの越流により堤体が損壊するおそれがある状態となっており、調整池工等(工事費相当額4470万円)は工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額2213万円が不当と認められる。

(注) 洪水吐 調整池等で貯水位が異常に上昇したとき、堤体等の安全を確保するために過剰な水を調整池等の外へ放流する施設

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る事業費	不当と認め る国庫補助 金等相当額
関東農政局	静岡県 富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアム (事業主体)	次世代施設園芸導入加速化支援	平成 25～27	2億6644万 円	1億2005万 円	4470万 円	2213万 円

導水路の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 2003万円

1 補助事業の概要

福島県は、農業用施設災害復旧事業として、平成25年度から27年度までの間に、相馬市八沢浦地区において、23年3月の東日本大震災により被災した排水機場の機能回復を図るために、現場打ち鉄筋コンクリート構造のボックスカルバート(延長8.9m、高さ5.5m、外幅8.6m(内空断面の高さ4.2m、幅2.1m及び4.4mで2連のもの。)(「本件カルバート」)等により、排水路と排水機場を接続する導水路を事業費2億6875万円(国庫補助金等交付額2億6848万円)で築造するなどした。

同県は、本件工事の設計を「土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」(基準)等に基づいて行っている。基準等によれば、鉄筋コンクリート構造物の設計においては、荷重等により鉄筋に生ずる引張応力度が、許容引張応力度以下であることを確かめなければならないとされている。また、自動車による活荷重^(注2)の算定に当たっては、ボックスカルバートの頂版の土被り厚が4.0m未満である場合には、自動車の後輪荷重を頂版の支間中央に載荷するなどして算定することとされており、土被り厚が4.0m以上である場合には、ボックスカルバートの頂版に一樣に10kN/m²の荷重を載荷することとして算定することとされている。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

2 検査の結果

同県は、本件カルバートの設計に当たり、基準等に基づいて応力計算を行い、自動車による活荷重を考慮するなどして、頂版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度99.48N/mm²が許容引張応力度157N/mm²を下回るなどから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同県は、自動車による活荷重の算定に当たり、本件カルバートの頂版には土被りが無いのに、基準等の適用を誤って、本件カルバートの頂版に、土被り厚が4.0m以上の場合の荷重である10kN/m²を一樣に載荷することとしていた。また、基準においては、鉄筋コンクリート構造物の頂版に自動車による活荷重が直接載荷する場合の許容引張応力度は、157N/mm²よりも低い137N/mm²とされているのに、これを用いて応力計算を行っていなかった。

そこで、基準等に定められた前記の土被り厚が4.0m未満の場合の活荷重の算定方法及び適正な許容引張応力度により改めて応力計算を行ったところ、算定される活荷重が472.75kN/m²となることから頂版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度は249.71N/mm²となり、許容引張応力度137N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件カルバート等(工事費相当額2005万円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額2003万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
東北農政局	福島県(事業主体)	農業用施設災害復旧	平成25～27	円 2億6875万	円 2億6848万	円 2005万	円 2003万

静砂工の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 1968万円

1 交付金事業の概要

青森県は、地域自主戦略交付金事業等として、平成24、25両年度に、つがる市木造吹原畠元地内において、海岸における飛砂、潮風、波浪、高潮等による被害を防止又は軽減することを目的とする防災林を造成するために、静砂工及び植栽工を事業費3937万円(国庫補助金等交付額1968万円)で行った。このうち、静砂工は、植栽木が砂で埋没するなどの被害を防止し、植栽木の生育環境を整えるために、植栽予定地を垣によって正方形又は長方形に区画して砂の移動を防止する静砂垣工と、風が植栽木に直接当たらないように設ける衝立工を行ったものである。

2 検査の結果

同県は、静砂垣工の設計に当たり、「治山技術基準解説」に基づき植栽予定地の風速、地形等を踏まえた上で、本件事業の現地は冬期に強い季節風が吹き込む非常に厳しい気象条件の場所であると、近接地域における施工実績を勘案して、その設置間隔、幅及び位置(間隔等)を決定することにしてきた。そして、同県は、本件事業における静砂垣工について、丸太の木柵を海岸に面した前線部では5m×10mの格子状に、内陸中央部では10m×10mの格子状に、内陸後方部では15m間隔の列状にそれぞれ配置することとして設計し、これにより施工していた。

一方、19年度から24年度までの間に実施された近接地域における静砂垣工の施工実績をみると、非常に厳しい気象条件であることを踏まえて、丸太の木柵の間隔等については、同県内における長年の試行錯誤から経験的に決定されており、全て、海岸に面した前線部では3m×3m又は4m×8mの格子状に、内陸中央部では3m×6m、4m×8m又は5m×10mの格子状に配置するよう設計され、施工されていた。

しかし、同県は、本件事業の静砂垣工の設計に当たり、現地の気象条件を踏まえた近接地域における施工実績を考慮する必要があったのに、これを行うことなく、近接地域の施工実績における間隔等より広い間隔等で設計し、施工していた。その結果、植栽後5年が経過した植栽木の生育状況は、飛砂や寒風等により、植栽全体の約8割が枯損して生育していない状況となっていた。

したがって、本件静砂工等(工事費3937万円)は、静砂工の設計が適切でなかったため、植栽木が十分に生育しておらず、飛砂や潮風等の被害を防備するなどの効果が期待できないものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫交付金1968万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
農林水産 本省	青森県 (事業主体)	地域自主戦 略交付金等2 事業	平成 24、25	円 3937万	円 1968万	円 3937万	円 1968万

擁壁の設計が不適切

1件 不当金額(支出) 973万円
(前年度 1件 1207万円)

1 補助事業の概要

福島県は、農業用施設災害復旧事業として、平成27年度から29年度までの間に、南相馬市金沢第一地区において、23年3月の東日本大震災により被災した排水機場の機能回復を図るために、本土工、護岸復旧工等を実施しており、このうち護岸復旧工として、排水機場に隣接する河岸にL型擁壁(高さ1.2m、盛土高1.5m～1.6m、延長50m)を事業費4億9434万円(国庫補助金等交付額4億9181万円)で築造するなどした。

同県は、本件L型擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(指針)等に基づいて行っている。指針等によれば、擁壁の設計に当たっては、滑動等に対する擁壁の安定性の照査を行うこととされている。そして、滑動に対する安定計算については、滑動に対する抵抗力を土圧等による滑動力で除して算定した安全率が、常時では1.5を下回ってはならないことなどとされている。また、指針等によれば、河川の水際に設置される擁壁のように壁の前後で水位差が生ずる場合には、水位差による擁壁に対する水圧(残留水圧)と浮力を考慮する必要があるとされている。

2 検査の結果

同県は、L型擁壁の滑動に対する安定について、L型擁壁の自重等により算出した滑動に対する抵抗力を、L型擁壁背面に生ずる土圧による滑動力で除した安全率が許容値である1.5を上回ることから、安定計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同県は、L型擁壁の安定計算において、L型擁壁の前面は河川であることから残留水圧及び浮力を考慮する必要があったのに、これらを考慮していなかった。

そこで、指針等に基づき、残留水圧及び浮力を考慮して、改めて滑動に対する安定計算を行ったところ、安全率は、本件擁壁の背面の盛土勾配に応じて0.94及び0.99となり、いずれも許容値である1.5を大幅に下回っており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件L型擁壁(工事費相当額974万円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額973万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
東北農政局	福島県(事業主体)	農業用施設災害復旧	平成27～29	4億9434万円	4億9181万円	974万円	973万円

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業等の事業費の精算が過大

3件 不当金額(支出) 886万円

1 補助事業の概要

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業(平成28年度以前は農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業)は、農業法人等と企業等が連携して行う農業経営全体に係るコストの低減や収益向上等を目的とした先端技術・ノウハウ等の実証(連携プロジェクト)及び連携プロジェクト全体の統括・運営に関する業務(事業統括業務)を行うものである。そして、農林水産本省は、連携プロジェクトを実施する者(連携プロジェクト実施主体)に対して助成を行った事業統括業務を実施する者(事業統括業務実施主体)に対して国庫補助金を交付している。

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱(28年度以前は農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業実施要綱。「実施要綱」)等によれば、連携プロジェクトの補助対象経費は、機械・施設等導入費、技術者人件費、農業生産費等とされている。また、事業統括業務の補助対象経費は、当該業務を行うために必要な人件費、旅費、委託費等とされている。そして、これらのうち技術者人件費及び人件費は、連携プロジェクト実施主体及び事業統括業務実施主体のそれぞれの構成員の正規職員について、事業従事者ごとに、給与等の年間支給実績等に基づき算定した時間単価に補助事業に従事した実績時間に乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

連携プロジェクト実施主体であるソーラーファームポータル実証コンソーシアム及び農業ICTの活用による果樹生産性向上・伝承推進コンソーシアムは、連携プロジェクトに従事した各連携プロジェクト実施主体の構成員である法人の技術者人件費の算定に当たり、実施要綱等によれば、事業従事者ごとに給与等の年間支給実績等に基づき算定し、時間単価に間接経費を含めないこととされているのに、人件費単価に職階別の間接経費の率を乗じた額を平均するなどして算定したり、正規職員の給与に旅費等を加えた額を基に算定したりなどして、1564万円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額637万円が不当と認められる。

また、事業統括業務実施主体である先端農業連携創造機構は、事業統括業務に従事した同機構を構成する1法人の人件費の算定に当たり、実施要綱等によれば、事業従事者ごとに給与等の年間支給実績等に基づき算定し、時間単価に間接経費を含めないこととされているのに、同法人の職階別の人件費単価に間接経費を加えた額等として、248万円が過大に精算されており、これに係る国庫補助金相当額248万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助 金等相当額
農林 水産 本省	先端農業連携創造機構 ソーラーファームポータル実証コンソーシアム (事業主体)	農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証(連携プロジェクト)	平成28	円 3178万	円 1589万	円 485万	円 242万
同	同 農業ICTの活用による果樹生産性向上・伝承推進コンソーシアム (事業主体)	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証(連携プロジェクト)	29	3125万	1417万	1079万	394万
同	同 (事業主体)	同 (事業統括業務)	28,29	6641万	6641万	248万	248万
計	3事業主体			1億2945万	9648万	1813万	886万

アジアにおける貧困削減と持続的農業の推進のための技術指導事業に係る補助対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 492万円

1 補助事業の概要

アイ・シー・ネット株式会社は、ベトナム社会主義共和国に調査員を派遣して農家の営農実態を調査、分析した上で、専門家を派遣して農業生産等について農民及び農業関係者への技術指導等を行った。

上記の補助事業に係る補助金の交付決定通知によれば、国庫補助金の確定額については、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と国庫補助金の交付決定額のいずれか低い額の合計額とされている。また、同通知において、国際農業問題検討等補助金交付要綱等が示されており、これらによれば、事業従事者が正職員である場合の人件費については、原則として、事業従事者ごとに、給与等の前年支給実績等に基づき算定した時間単価に補助事業に従事した実績時間を乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

会社は、平成26、27両年度とも正職員2名及び業務提携契約を締結している契約先(業務提携先)の職員1名を事業従事者としており、これらの者に係る人件費を含めて、本件補助事業を事業費計1531万円(補助対象事業費計1346万円)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書等を提出して、これにより国庫補助金計1346万円の交付を受けていた。

しかし、会社は、正職員に係る人件費の算定に当たり、事業従事者ごとの給与等の前年支給実績等に基づく単価ではなく、会社が業務を受託する場合等に適用する単価を用いるなどしていた。また、業務提携先に係る人件費として補助対象事業費に計上していた額は、会社が業務提携先に実際に支払った額を上回っていた。

したがって、正職員2名に係る人件費については給与等の前年支給実績等に基づき算定した適正な時間単価等により、業務提携先の職員1名に係る人件費については業務提携先への実際の支払額により算定して、配分経費ごとの実支出額と国庫補助金の交付決定額のいずれか低い額を採用するなどして適正な補助対象事業費を算定すると計854万円となり、前記の補助対象事業費1346万円との差額492万円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計492万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
農林水産 本省	アイ・シー・ ネット株式会 社 (事業主体)	アジアにおけ る貧困削減と 持続的農業の 推進のための 技術指導	平成 26、27	円 1531万 (1346万)	円 1346万	円 492万 (492万)	円 492万

揚水機場の設計及び施工が不適切

1 件 不当金額(支出) 3408万円

1 補助事業の概要

山形県は、平成27、28両年度に、最上郡鮭川村宇津森地区内において、安定的な農業用水の供給の確保を目的として、既設の揚水機場を更新するに当たり、ポンプ設備等を設置するための鉄筋コンクリート造の建築物(地上1階及び地下1階建て、延べ床面積158.9㎡。「揚水機場建屋」)の建築工事等を事業費6888万円(国庫補助金等交付額3788万円)で実施した。

同県は、揚水機場建屋の設計を、建築基準法、「鉄筋コンクリート造のひび割れ対策(設計・施工)指針・同解説」(設計指針)等に、施工を「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(標準仕様書)等に基づいてそれぞれ行っている。

鉄筋コンクリート構造物は、外気温等による温度変化、乾燥収縮等によりひび割れが発生することがあり、ひび割れの程度によっては、雨水等の浸透により鉄筋腐食等の進行を速め、構造物の耐久性の低下を加速したり、強度の低下が生じたりする可能性がある。このため、設計指針によれば、ひび割れ幅が0.3mmを超えないように制限することが耐久性についての目標とされており、設計に当たっては、ひび割れを計画的に発生させるために誘発目地を活用するなど積極的な対策を講ずることなどとされているが、特に対策を講ずる場合以外^(注)は、周囲を柱・梁・床組・誘発目地等で囲まれた1枚の壁の面積を25㎡以下とし、かつ、その辺長比を1.5以下とすることが望ましいとされている。また、鉄筋コンクリート構造物の耐久性、ひび割れ抵抗性等の所要の品質を確保するために、標準仕様書によれば、施工に当たっては、寒冷期においてはコンクリートを寒気から保護するなど、打込み後5日間以上はコンクリート温度、湿潤等を適切に管理すること(養生)などとされている。

(注) 辺長比 壁の長さを壁の高さで除したもの

2 検査の結果

同県は、揚水機場建屋の設計に当たり、1階部分の8枚の壁のうち7枚の各面積(26.3㎡～42.2㎡)が25㎡を超えていたのに、誤って辺長比が1.5を下回っていれば問題ないと考えて、誘発目地を設けるなどのひび割れ対策を講じていなかった。また、揚水機場建屋の施工に当たり、揚水機場建屋の1階躯体等のコンクリートの打込みを27年12月28日に行うことから、コンクリート打込み後5日間は、建物内壁及び外壁が接する空間をヒーター等で所定の温度に保つことなどにより、養生を行うとしていたにもかかわらず、コンクリートの打込み後3日目以降は、養生が行われていなかった。現に、揚水機場建屋の内壁、外壁等には、29年4月時点で延長103.1m(最大幅0.75mm。うち0.3mm以上の延長15.1m)のひび割れが生じており、同県は、これらの補修を行ったものの、30年4月の会計実地検査時点において、補修を行った箇所とは別に延長146.2m(最大幅0.55mm。うち0.3mm以上の延長31.5m)にわたって新たなひび割れが生じていて、一部については壁を貫通していた。

したがって、揚水機場建屋の建築工事(工事費相当額6196万円)は、その設計及び施工が適切でなかったため、鉄筋コンクリート構造物の耐久性等を確保できていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額計3408万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
東北農政局	山形県 (事業主体)	農業競争力強化基盤整備	平成 27、28	円 6888万	円 3788万	円 6196万	円 3408万

農業・食品産業強化対策整備交付金事業において、財産処分に係る承認を受けずに無断で事業を中止

1件 不当金額(支出) 2756万円

1 交付金事業の概要

マルイ食品株式会社は、平成23、24両年度に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、鹿児島県薩摩郡さつま町の鶏卵選別包装施設において、消費者ニーズに対応した鶏卵の安定的供給を図ることなどを目的として、鶏卵の加工処理を行うための洗卵選別機等一式の整備を行った。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき本件交付金事業に係る交付決定の際に付された条件、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」等によれば、間接補助事業者等は、処分制限期間内に間接補助事業等により取得した財産の使用を中止しようとするときなどには、補助事業者等による財産処分に係る承認を受けなければならない、この場合において、補助事業者等はあらかじめ農林水産大臣等の承認を受けることとされている。また、これらの承認に当たっては、残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付するなどの条件が付されることとされている。

2 検査の結果

会社は、本件交付金事業について、事業費2億3678万円(交付対象事業費2億2551万円)で実施したとして、同町に実績報告書を提出して、これにより交付金7517万円の交付を受けていた。

しかし、会社は、鶏卵の加工処理を他の施設に集約するなどとして、30年12月末に前記の鶏卵選別包装施設を閉鎖し、洗卵選別機等一式についても、令和4年9月までが処分制限期間(耐用年数10年に相当する期間)内であるにもかかわらず、平成31年1月から、財産処分に係る承認を受けずに使用を中止していた。

したがって、本件交付金事業は財産処分に係る承認を受けずに無断で中止されていて、交付対象事業費2億2551万円のうち事業を中止した時点の洗卵選別機等一式の残存簿価8268万円に係る交付金相当額2756万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
九州農政局	鹿児島県	薩摩郡さつま町 マルイ食品株式会社 (事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	平成23、24	円 2億3678万	円 7517万	円 8268万	円 2756万

護床工の施工が不適切

1件 不当金額(支出) 2650万円

1 補助事業の概要

栃木県鹿沼市は、農業用施設災害復旧事業として、平成27、28両年度に、鹿沼市富岡地区において、豪雨により被災した岩^{せき}渕堰の機能回復を図るために、護床工(延長348.0m)、固定堰工等を事業費2710万円(国庫補助金等交付額2650万円)で実施した。このうち護床工は、河床の洗掘を防止するために固定堰の上流側及び下流側に割栗石を詰めたふとんかご(長さ2.0m、幅1.2m、高さ0.5m)を1段積みで又は2段から3段に積み重ねて設置したものである。

2 検査の結果

同市は、本件工事の施工を「土木工事共通仕様書」(仕様書)等に基づいて行うこととしていた。仕様書等によれば、ふとんかごに詰める石(詰石)は、ふとんかごの高さが0.5mの場合は粒径が15cmから20cmまでの大きさとし、ふとんかごの網目(15cm×15cm)より大きなものを使用しなければならないなどとされていることから、同市は、詰石については粒径が15cmから20cmまでの割栗石を使用することとし、また、ふとんかごの施工については、割栗石をバックホウでふとんかご付近に降ろして人力でふとんかご先端から詰め込み、外回りに大きな石を配置するとともに、ふとんかご内の空隙を少なくするようにすることなどとしていた。

しかし、本件工事の請負人は、ふとんかごの施工に当たり、割栗石を直接河床に降ろし、これをバックホウですくい取って直接ふとんかご内に投入していたため、本件ふとんかごには仕様書等で定める規格を満たさない河床の玉石、砂利等が混入していた。この結果、詰石として使用された割栗石の総量は、設計上必要とされた数量を約3割下回っていた。さらに、割栗石は、納入業者が誤って粒径が15cm未満のものを混入させた状態で納品され、これが使用されていたため、本件ふとんかごには仕様書等で使用することとしていた規格を満たさない粒径の割栗石が相当量混入するなどしていた。

このため、本件ふとんかごは、詰石が流出するおそれがあるなどの状況となっており、現に、下流側のふとんかごの一部では、河川の流水により詰石の一部が流出し、ふとんかご内に大きな空隙が生ずるなどしていた。

したがって、本件工事(工事費計2710万円)は、護床工の施工が適切でなかったため、詰石がふとんかごから流出するなどして河床の洗掘が進行し、固定堰等に損傷が生ずるおそれがある状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金2650万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
関東農政局	栃木県	鹿沼市 (事業主体)	農業用施設災害復旧	平成27、28	円 2710万	円 2650万	円 2710万	円 2650万

地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大

1件 不当金額(支出) 688万円

(後掲155ページ参照)

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等交 付額	不当と認める事 業費	不当と認め る国庫補助 金等相当額
香川県	木田郡三木町 (事業主体)	地域再生基盤強化 交付金、地方創生 推進交付金	平成 26～ 29	円 21億0655万	円 4億3815万	円 3300万	円 688万

ため池廃止工事の実施に係る計画が不適切

1件 不当金額(支出) 397万円

1 補助事業の概要

大分県は、農村地域防災減災事業として、平成29年度に、国東市第1地区において、農地の遊休化により水需要がなくなるとともに老朽化が進むなど管理が困難となっていて、決壊した場合に下流の家屋等へ被害が生ずるおそれのあるため池4か所について、国東市からの要望に基づき、堤体が決壊した場合の浸水被害を防止することを目的として、ため池としての機能を廃止する工事(廃止工事)を事業費2380万円(国庫補助金等交付額2380万円)で実施した。

上記4か所のため池のうち新池(貯水量29,600m³)の廃止工事は、ため池に水が貯留しないように、堤体の一部を開削するなどして、そこにU型水路(内空断面の幅0.45m、高さ0.45m)と張コンクリート等から成る排水路(延長33.5m)を設置するものである。

2 検査の結果

同県は、新池の廃止工事に係る事業計画の策定に当たり、国東市から、新池には、堤頂から4.25m^(注)下方の水位(現況水位)まで水が残留しているが、取水孔を開けて可能な限り水位を下げているとの報告を受けたことから、実際の池底の位置を確認しないまま、現況水位において残留している水量は下流に被害を与えるほど多いものではないと想定して、U型水路の天端が現況水位に一致するように排水路の設置高さを決定していた。

しかし、ため池の管理台帳によると、新池の堤高は10.5mとされており、池底の位置によっては、池底から現況水位までには相当程度の水量が残留していることも考えられることから、上記の国東市からの報告のみにより残留している水量を想定したのは適切ではなく、実際の池底の位置を確認して、排水路の設置高さを決定すべきであった。

そこで、実際の池底の位置を確認したところ、泥状の堆積土を考慮しても、池底(最深部)は現況水位より4.88m低い位置となっていた。そして、流量計算及び氾濫解析により、堤体が決壊した場合の下流の家屋等への影響を検討したところ、豪雨時において、ため池には17,200m³の水量が貯留され、堤体の決壊により下流域に浸水被害が生ずるおそれがある状況となっていた。

したがって、本件工事のうち新池の廃止工事(工事費相当額397万円)は、計画が適切でなかったため、堤体の決壊による浸水被害の発生を防止できない状態となっていて、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額397万円が不当と認められる。

(注) 取水孔 ため池に貯留されている水を取水するための施設の一部であり、水位に応じて取水が行えるように、堤体の法面に沿って埋設されている斜樋に、複数の孔と開閉栓を上下方向に設置したもの

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
九州農政局	大分県 (事業主体)	農村地域防災 減災	平成 29	円 2380万	円 2380万	円 397万	円 397万

受水槽の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 1966万円

1 交付金事業の概要

北海道岩内郡岩内町は、電源立地地域対策交付金事業として、平成29年度に、岩内町立岩内第二中学校において、昭和54年度に設置された給水設備等について、老朽化した既設の受水槽や配水管等を更新するなどの工事を事業費7716万円(補助対象事業費7715万円、交付金7400万円)で実施した。

同町は、これらの設備の設計を「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(耐震設計指針)等に基づいて行っている。耐震設計指針によれば、設備機器を据え付けるために鉄骨架台等の支持構造部材を用いる場合は、支持構造部材をアンカーボルトで鉄筋コンクリートの床等に緊結することとされており、アンカーボルトは、設備機器と鉄骨架台を一体と考えて、地震時に作用する引抜力が許容引抜力(注)を上回らないようにすることとされている。そして、設備機器と鉄骨架台を緊結する取付ボルトについても、アンカーボルトに準じて設計することとされている。

(注) 引抜き力・許容引抜き力 「引抜き力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本あたりに作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜き力の上限を「許容引抜き力」という。

2 検査の結果

同町は、受水槽の設計に当たり、鉄筋コンクリートの床の上に径8mmのアンカーボルト4本で緊結されている既設の鉄骨架台(既設架台)を利用して新しい受水槽を設置することとしたが、既設架台と受水槽本体との取付ボルトの位置が合わないことから、既設架台の上に新設の鉄骨架台(新設架台)を設置して、既設架台と新設架台及び新設架台と受水槽本体をそれぞれ8本の取付ボルトで緊結することとした。そして、当該取付ボルトについては、耐震設計指針に基づく耐震設計計算を行って、径16mmとすれば安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同町は、耐震基準や設備機器の状況が既設の給水設備の設置当時と異なっているにもかかわらず、鉄筋コンクリートの床と既設架台とを緊結する既設のアンカーボルトについて、本件工事に際して耐震設計計算を行っていなかった。

そこで、当該アンカーボルトについて耐震設計指針に基づき耐震設計計算を行ったところ、地震時に当該アンカーボルトに作用する引抜き力24.92kN/本は、許容引抜き力3.00kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件工事により整備した受水槽は、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されておらず、地震時に転倒するなどして破損するおそれがあり、受水槽及び受水槽に接続している配水管等の給水設備(工事費相当額2050万円)は、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、これに係る交付金相当額1966万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る補助対象 事業費等	不当と認め る国庫補助 金等相当額
北海道経済産業局	北海道	岩内郡岩内町 (事業主体)	電源立地地域対策交付金	平成29	7716万 (7715万) 円	7400万 円	2050万 円	1966万 円

街路灯の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 585万円

1 交付金事業の概要

福島県は、福島特定原子力施設地域振興交付金事業として、平成29年度に、あづま総合運動公園において、太陽光発電及び風力発電を併用して給電を行うLED街路灯(街路灯)2基を新設するなどの工事を事業費1770万円(補助対象事業費同額、交付金同額)で実施した。

本件工事に係る請負契約書等によれば、本件工事は、同県の指示に基づき請負人が詳細な設計を行うなどした上で施工することとされている。また、街路灯については、「照明用ポール強度計算基準JIL1003」(強度計算基準)による速度圧^(注1)を用いて設計することとなっている。

強度計算基準において街路灯等の基礎の安定計算に用いられている「ポール基礎の安定計算法」によれば、街路灯等の基礎は、速度圧に基づいて算定する風荷重等から求められる基礎の前面地盤における水平地盤反力度^(注2)が地盤の受働土圧強度を上回らないよう基礎の前面幅、側面幅及び根入れ長を設計することにより、安定するとされている。

(注1) 速度圧 流体の密度と流速により生じた圧力の単位面積当たりの大きさをいう。

(注2) 水平地盤反力度 構造物を介して地盤に水平方向の力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。

2 検査の結果

本件工事の請負人は、街路灯の設計について、速度圧を1,341.6N/m²と算定した上で、これに基づいて算定した風荷重等を強度計算基準における換算表^(注3)に当てはめて、基礎コンクリートの前面幅及び側面幅をいずれも1.0m、高さを1.3mとし、この1.3mを根入れ長とすれば安定するとした強度計算書と、当該強度計算書を踏まえて作成したとする設計図面とを同県に提出して承認を受け、これにより施工することとしていた。

しかし、上記の速度圧は、強度計算基準によるものではなく、本件街路灯が適用対象とならない建築基準法施行令の規定に基づいて算定されたものであり、強度計算基準による速度圧2,210.0N/m²に基づき算定される風荷重等を上記の換算表に当てはめると、基礎コンクリートの前面幅及び側面幅がいずれも1.0mである場合の必要となる根入れ長は1.6mとなっていた。

また、請負人が設計図面の記載を誤っていたり、設置場所が斜面であったりしていたため、実際に施工された街路灯2基は、斜面下部の基礎の前面における根入れ長が1.1mしか確保されていなかった。

そこで、街路灯2基の基礎について、実際の施工状況に基づき改めて安定計算を行ったところ、いずれについても、斜面下部の基礎の前面地盤における水平地盤反力度51.9kN/m²は、受働土圧強度22.8kN/m²を大幅に上回っていた。

したがって、街路灯2基(工事費相当額585万円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額585万円が不当と認められる。

(注3) 強度計算基準における換算表 基礎幅の寸法、風荷重等を設定することにより、必要となる根入れ長を算出する表

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
東北経済 産業局	福島県 (事業主体)	福島特定原子 力施設地域振 興交付金	平成 29	1770万 (1770万) 円	1770万 円	585万 円	585万 円

照明設備工の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 480万円

1 交付金事業の概要

京都府舞鶴市は、電源立地地域対策交付金事業として、平成25年度に、前島みなと公園において、同公園内の緑地護岸の通路における夜間の歩行者の安全確保や防犯等のために、LED照明灯7基及び当該LED照明灯に配電線を通じて電気を供給するための引込柱(ポール)の全長6.3m)1基を設置するなどの照明設備工を事業費546万円(補助対象事業費同額、交付金480万円)で実施した。

電気設備に関する技術基準を定める省令等によれば、引込柱等の架空電線路の支持物の構造は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速40m/sの風圧荷重等を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬとされ、支持物の基礎に作用する風圧荷重等により算出される安全率が2以上であることとされている。そして、人家が多く連なっている場所に設置する架空電線路の支持物にあつては、人家等により風の遮へい効果を期待できるようその設置場所を考慮して設置する場合、風速40m/sの風圧荷重の1/2の風圧荷重を考慮して設置することができることとなっている。

2 検査の結果

同市は、本件照明設備工の設計に当たり、上記の人家が多く連なっている場所に設置する場合に適用できる風圧荷重に基づいて引込柱の基礎の設計を行い、これに基づき施工していた。

しかし、本件引込柱の設置場所は入り江に面した公園内であり、人家等により風の遮へい効果を期待できる場所ではないことから、風速40m/sの風圧荷重の1/2の風圧荷重に基づいて引込柱の基礎の設計を行っていたことは適切ではなく、風速40m/sの風圧荷重に基づいて行う必要があったと認められる。

そこで、風速40m/sの風圧荷重に基づいて改めて安全率を算出したところ、本件引込柱の基礎の安全率は1となり、必要とされる安全率2を大幅に下回っていた。

したがって、本件照明設備(工事費546万円)は、引込柱の基礎の設計が適切でなかったため、強風時における機能の維持が確保されていない状態となっており、これに係る交付金480万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 補助対象 事業費等	不当と認める 国庫補助 金等相当額
近畿経済 産業局	京都府	舞鶴市 (事業主体)	電源立地地 域対策交付 金	平成 25	円 546万 (546万)	円 480万	円 546万	円 480万

農道横断工の設計が不適切

1件 不当金額(支出) 105万円

1 交付金事業の概要

新潟県刈羽郡刈羽村は、電源立地地域対策交付金事業として、平成28年度に、昭和61年度から63年度にかけて整備した滝谷地区の農業用排水路を更新するために、既設の排水路を撤去して、開渠工、農道横断工等を行う工事を事業費1367万円(補助対象事業費1367万円、交付金1000万円)で実施した。このうち農道横断工は、農業用排水路が農道の下部を横断する箇所にプレキャスト製ボックスカルバート(カルバート)を3基(内空幅1.8m、内空高1.5m、延長計4.5m)設置するものである。

同村は、本件カルバートを設置するに当たり、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」(設計基準)等に基づき、カルバートの基礎を直接基礎によることとし、既設のカルバートを撤去した地盤の上に均しコンクリートを打設して本件カルバートを設置することとして設計していた。

設計基準等によれば、水路の基礎の設計に当たっては、計画路線について資料収集を行い、踏査、試験等の地盤調査により現地の地質構造、土質等を把握して、地盤反力度が基礎地盤の許容支持力度を上回っていないかを確認することとされ、上回っている場合には、地盤改良や杭基礎等の対策を行うこととされている。

(注) 地盤反力度 構造物を介して地盤に力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。この地盤反力度がその地盤の許容支持力度を上回っていないければ、構造物は基礎地盤の支持力に対して安定した状態にあるとされる。

2 検査の結果

同村は、本件カルバートの設計に当たり、前記の確認を行っていなかった。

そこで、本院の検査を踏まえて、同村が地盤調査を行って基礎の安定計算を行ったところ、本件カルバートの重量や自動車荷重等に基づき算定した地盤反力度59.86kN/m²は、当該地盤の許容支持力度23.80kN/m²を大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件農道横断工等(工事費相当額144万円)は、カルバート3基の基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額105万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る補助対象 事業費等	不当と認め る国庫補助 金等相当額
東北経済産業局	新潟県刈羽郡刈羽村 (事業主体)	電源立地地域対策交付金	平成 28	円 1367万 (1367万)	円 1000万	円 144万	円 105万

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外など

1件 不当金額(支出) 944万円

1 補助事業の概要

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた都道府県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。また、復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の水準等のものに修繕等をした場合の費用を補助の対象とすることとされており、施設の面積の増加は、復旧の範囲を超えることになり、当該増加分については補助の対象とはならないこととされている。そして、福島県は、修繕により面積が増加した場合、補助対象事業費の算定に当たっては、施設の修繕に係る経費に、修繕後の延床面積に対する修繕前の延床面積の割合を乗じて面積案分を行うことにしている。

中小企業等グループの構成員であるINTELLIGENT株式会社は、平成25年度から27年度の間、東日本大震災で損壊した工場等の施設の修繕及び設備の取替えによる復旧に要したとする事業費7308万円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金3654万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

会社は、同県に実績報告書を提出する際に、支払っていない経費を含めた領収書の写しを添付して、施設の修繕に係る経費を実際に支払った額より過大に補助対象事業費に計上していた。

また、修繕前の施設の延床面積は263.16㎡であり、修繕後の施設の延床面積は347.20㎡と84.04㎡増加していて復旧の範囲を超えていたことから、会社は面積の増加を考慮して補助対象事業費の算定を行うなどすべきであった。

したがって、支払っていない経費を除外した適正な施設の修繕に係る経費5989万円に、修繕後の延床面積に対する修繕前の延床面積の割合75.7%を乗じて面積案分を行うなどして適正な補助対象事業費を算定すると5419万円となり、前記の補助対象事業費7308万円との差額1889万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額944万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費等	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める補助 対象事業 費等	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
東北経済 産業局	福島県	INTELLIGENT株式 会社〈福島県いわ き市〉 (事業主体)	中小企業組 合等共同施 設等災害復 旧	平成 25～27	円 7308万 (7308万)	円 3654万	円 1889万	円 944万

地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業の事業主体に該当しない者が実施して補助対象外

1件 不当金額(支出) 933万円

1 補助事業の概要

地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業は、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が、再生可能エネルギーの熱利用の加速的な導入促進を図ることを目的として、再生可能エネルギー熱利用設備を導入する非営利民間団体等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

協議会が作成した交付規程等によれば、補助金の交付対象となるのは、医療法人等の非営利民間団体等が事業主体となって実施する事業とされている。そして、事業主体は、事業の実施場所が自己所有の施設等でない場合、当該施設等に係る利用許可書等を交付申請書に添付して協議会に提出することとされており、また、事業の実施により取得した財産等については、取得財産等明細表を作成し、これを実績報告書に添付して協議会に提出しなければならないこととされている。

医療法人社団相木整形外科医院は、医院が事業主体となって医院の当時の理事長から賃借している建物等において本件事業を実施するとして、当該建物等に係る利用許可書等を交付申請書に添付して協議会に提出していた。そして、医院は、平成24年度に、再生可能エネルギー熱利用設備である地中熱を利用した暖房設備及び融雪設備(地中熱設備)の導入に要した経費2254万円(事業費同額、補助対象事業費1866万円)を支払い、地中熱設備を取得したとして、取得財産等明細表を実績報告書に添付して協議会に提出し、これにより国庫補助金933万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

医院は、実際には、医院の当時の理事長個人が地中熱設備の導入に要した経費の全額を負担するなどして、理事長個人が地中熱設備を資産として取得していたことから、本件事業は、医院が実施したものではなく、交付規程において定められている事業主体には該当しない理事長個人が実施したものであった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金933万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	間接補助 事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費等	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認め る補助対象 事業費等	不当と認め る国庫補助 金等相当額
資源エネ ルギー庁	一般社団法人 新エネルギー 導入促進協議 会 〈東京都豊島 区〉	医療法人社 団相木整形 外科医院 〈北海道旭川 市〉 (事業主体)	地域再生可 能エネルギー 熱導入促 進対策	平成 24	円 2254万 (1866万)	円 933万	円 1866万	円 933万

地熱開発理解促進関連事業支援補助金により実施した事業の費用の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 198万円

1 補助事業の概要

地熱開発理解促進関連事業は、地熱発電所の建設等の地熱資源開発をしている又は今後予定している地域等において、地域住民の地熱資源開発への理解促進等に資するために、交付要綱等に基づき、地下からの熱水を活用した事業を行う場合に、必要な経費の全部又は一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助金の交付額は、補助対象経費に対して1億8000万円を上限とした定額とされている。そして、地熱の利用を目的とした施設等の設計費、設備費等を補助対象経費としており、他の用途が主たる目的であって、地熱を利用する上で必ずしも必要とならない施設等に係る経費は補助の対象としないことになっている。

有限会社辻田建機は、温泉熱水を利用する農業用ハウス等の整備を事業費計1億9449万円(補助対象事業費1億8008万円)で実施したとして九州経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金1億8000万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

同会社は、上記の補助対象事業費について、農業用ハウス等のほかに、農作物等の加工や販売を行うことを主たる目的とする施設等であって地熱の利用を目的とした施設等に該当しない工房棟等に係る設計費を含めて算定していた。

したがって、前記の補助対象事業費から補助の対象とならない工房棟等に係る設計費207万円を除いて適正な補助対象事業費を算定すると1億7801万円となり、前記の国庫補助金交付額1億8000万円との差額198万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額198万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 〔補助対象 事業費等〕 円	左に対する 国庫補助金 等交付額 円	不当と認め る補助対象 事業費等 円	不当と認め る国庫補助 金等相当額 円
九州経済 産業局	有限会社辻田建機 〈大分県宇佐市〉 (事業主体)	地熱開発理 解促進関連	平成 26	1億9449万 (1億8008万)	1億8000万	198万	198万

地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 140万円

1 補助事業の概要

地域・まちなか商業活性化支援事業は、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的として、地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)交付要綱等に基づき、少子・高齢化、地域交流等の分野に係る公共性の高い取組を行う商店街組織等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定め、補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアル等によれば、補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付決定日以降に発生(発注)したものであるとされている。

三鷹コラル商店会及び三鷹商工会は、平成28年度に、外国人旅行者招致に関する戦略立案、それに基づく商店街全体の活気向上等を図るために、外国人対応に向けた調査分析を外部のコンサルタント会社に委託して行う事業を事業費626万円(補助対象事業費580万円)で実施したとして、関東経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金386万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

上記のコンサルタント会社は、受託した業務の一部を交付決定日である28年10月31日より前の同年10月1日に他の事業者が発注し、226万円をその経費として計上していた。そして、三鷹コラル商店会及び三鷹商工会は、このうち210万円を委託費として補助対象事業費に計上していた。

したがって、交付決定日より前に発生した経費である上記の210万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額140万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 補助対象 事業費等	不当と認める 国庫補助金等 相当額
関東経済 産業局	三鷹コラル商店会 三鷹商工会 〈東京都三鷹市〉 (事業主体)	地域・まちなか商業活性化支援	平成 28	626万 (580万) 円	386万 円	210万 円	140万 円

地域未来投資促進事業費補助金の補助対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 1082万円

1 補助事業の概要

地域未来投資促進事業は、中心市街地等の商業等の活性化に寄与することを目的として、地域未来投資促進事業費補助金(まちなか集客力向上支援事業)交付要綱等に基づき、民間事業者等が行う施設等の整備事業であって、外国人観光客の消費を取り込むための事業に要する経費の一部を補助するものである。

ふらのまちづくり株式会社は、平成28、29両年度に、近年増加している外国人観光客等の集客を図り、中心市街地の更なる活性化を図るために、富良野駅前に位置し、駅周辺の集客施設として位置付けられていた空き店舗ビルを買い取り、このビルをレストラン、簡易宿泊施設等に改装するなどの事業を事業費6億4800万円(補助対象事業費4億2875万円)で実施したとして、北海道経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金2億5000万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

会社は、上記の改装に係る内装工事費7560万円について、別の事業者負担させていて、実際には負担していなかったのに、当該内装工事費から消費税(地方消費税を含む。)相当額を除いた7000万円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、会社が実際には負担していない額を除いて適正な補助対象事業費を算定すると3億5875万円となり、前記の補助対象事業費4億2875万円との差額7000万円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額1082万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 補助対象 事業費等	不当と認める 国庫補助金等 相当額
北海道経済産業局	ふらのまちづくり株式会社 〈北海道富良野市〉 (事業主体)	地域未来投資促進	平成28、29	6億4800万 (4億2875万) 円	2億5000万 円	7000万 円	1082万 円

**再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業の実施に当たり、実績報告書の事業費よりも低額で実施
して、事業費の精算が過大**

1 件 不当金額(支出) 158万円

1 補助事業の概要

再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業は、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が、再生可能エネルギーの熱利用の加速的な導入促進を図ることを目的として、再生可能エネルギー熱利用設備を導入する民間事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

株式会社ドリームホテルは、平成26年度に、長野県大町市に所在する宿泊施設において、再生可能エネルギー熱利用設備であるバイオマスボイラー等^(注)の導入を事業費3931万円(補助対象事業費3640万円)で実施したとして、27年3月に協議会から国庫補助金1213万円の交付を受けていた。

同会社は、バイオマスボイラー等の導入を請け負った業者(請負業者)に対して、導入に係る経費の全額を支払ったとする実績報告書を協議会に提出しており、協議会はこれに基づき補助金の額の確定を行っていた。

(注) バイオマスボイラー バイオマス(未利用間伐材等の再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの)を燃料とするボイラー

2 検査の結果

請負業者は、同会社との間で工事請負契約とは異なる内容の取決めを行い、これに基づき、工事請負契約において実施することになっている工事のうち配管工事等を実施せずに、その代金相当額等として1407万円を同会社に返金しており、同会社は、当該配管工事等について、請負業者とは別の業者に請負業者からの返金額よりも低額な961万円を実施させるなどしていた。

したがって、実際に本件事業の実施に要した経費に基づいて適正な補助対象事業費を算定すると、3164万円となり、前記の補助対象事業費3640万円との差額475万円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額158万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	間接補助 事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費等 円	左に対する 国庫補助金 等交付額 円	不当と認め る補助対象 事業費等 円	不当と認め る国庫補助 金等相当額 円
資源エネ ルギー庁	一般社団法人 新エネルギー 導入促進協議 会 〈東京都豊島 区〉	株式会社ド リームホテ ル 〈長野県松 本市〉 (事業主体)	再生可能エ ネルギー熱 事業者支援 対策	平成 26	3931万 (3640万)	1213万	475万	158万

地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の交付を受けて実施した事業により整備した施設を無断で取り壊すなど

1件 不当金額(支出) 763万円

1 補助事業の概要

地域・まちなか商業活性化支援事業は、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的として、地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)交付要綱等に基づき、少子・高齢化、地域交流等の分野に係る公共性の高い取組を行う商店街組織等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

上記の交付要綱等によれば、不動産、取得価格が50万円以上の機械、器具、備品等は処分を制限する財産(処分制限財産)とされており、補助事業者は、処分制限財産を、経済産業大臣が定めた処分制限期間内に処分しようとするときは、あらかじめ所轄の経済産業局長の承認を受けなければならないこととされている。また、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」によれば、経済産業局長は、補助事業者等からの財産処分の申請を承認する場合には、所定の金額を国庫に納付する旨の条件を付さなければならないこととされており、転用、取壊し又は廃棄等の財産処分を行う場合の金額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とされている。

星プラザテナント会及び下松商業開発株式会社は、平成28年度に、子育て・コミュニティ機能を強化し、地域に必要とされるショッピングモールの実現を図るため、ショッピングモールにキッズスペース、カルチャーセンター等を整備する事業を事業費3229万円(補助対象事業費2826万円)で実施したとして、中国経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金1884万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

星プラザテナント会及び下松商業開発株式会社は、カルチャーセンターとして整備した建物の一区画、建物附属設備並びに器具及び備品(これらを「施設」)について、新たなテナントを誘致するため、処分制限期間(建物は令和37年10月までの39年、建物附属設備は13年10月までの15年、器具及び備品は3年10月までの5年)内であったにもかかわらず、事業実施から約2年後の平成30年10月に、中国経済産業局長の承認を受けずに無断で取り壊し、廃棄するなどしていた。

したがって、中国経済産業局長の承認を受けずに無断で取り壊すなどした施設の残存簿価相当額計1145万円に係る国庫補助金相当額計763万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 〔補助対象 事業費等〕 円	左に対する 国庫補助金等 交付額 円	不当と認める 補助対象 事業費等 円	不当と認める 国庫補助金等 相当額 円
中国経済 産業局	星プラザテナ ント会 下松商業開発 株式会社 〈山口県下松 市〉 (事業主体)	地域・まちな か商業活性化 支援	平成 28	3229万 (2826万)	1884万	1145万	763万

資金供給円滑化信用保証協会等補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用

1件 不当金額(支出) 455万円

1 補助事業の概要

制度改革促進基金造成事業は、中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするために、信用保証協会が、国から資金供給円滑化信用保証協会等補助金等の交付を受けて、金融機関が融資額の一定のリスクを負担する責任共有制度による保証を行ったことにより生じた協会の損失等を優先的に処理するための制度改革促進基金(促進基金)を造成したものである。

協会は、中小企業者が金融機関から受ける融資について、信用保証協会法に基づきその債務を保証する信用保証を行っており、信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済(代位弁済)することにより中小企業者に対して求償権を取得することとなる。そして、協会は、当該求償権の回収を行うが、このうち回収不能と認められるものなどについては、各協会の求償権の償却基準に基づき償却している。

前記の責任共有制度は、信用保証付融資^(注1)において、従来、金融機関の行う融資の全額を保証することで協会が原則100%負担していた信用リスクについて、金融機関が一定のリスクを負担することとした制度であり、金融機関が部分保証方式と負担金方式のいずれかを選択することになっている。このうち負担金方式が選択された場合、協会は金融機関の行う融資の全額を保証するが、金融機関が過去の代位弁済率等に基づき協会に一定の負担金を支払うことにより、金融機関が信用リスクの一部を負担することになっている。

中小企業庁が定めた制度改革促進基金事務取扱要領によれば、協会は、平成19年10月1日以降^(注2)に行った負担金方式による責任共有制度による保証から生じた求償権(求償権補てん金の額等を控除したもの。「負担金方式の求償権」)の償却を行った総額の1/2の額を限度として、協会の損失を補填するために、促進基金を取り崩すことなどとされている。

(注1) 信用リスク 融資先の信用力の悪化等に伴い、資産の価値が減少し又は消滅することにより損失を被るリスク

(注2) 求償権補てん金 協会と株式会社日本政策金融公庫との間で締結された保険契約に基づき、代位弁済が発生した場合に協会が同公庫から受領した保険金等

2 検査の結果

福島県信用保証協会は、29年度に1億6226万円を促進基金から取り崩しており、このうち1億5854万円は、負担金方式の求償権の償却202件(償却額計3億1708万円)に係る取崩しであるとしていた。

しかし、同協会は、負担金方式の求償権の償却額を集計する際に、同協会の信用リスクの負担割合が100%であって負担金方式による責任共有制度による保証に該当せず、取崩しの対象とならない保証から生じた求償権の償却5件(償却額計910万円)を誤って含めていた。

したがって、前記の償却202件から促進基金の取崩しの対象とはならない5件を除いた197件(償却額計3億0798万円)に係る適正な促進基金の取崩額を算定すると1億5399万円となり、前記促進基金の取崩額1億5854万円との差額455万円が、補助の目的外に使用されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金使用額	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 国庫補助金相 当額
東北経済産業局	福島県信用保証協会	制度改革促進基金造成	平成29	円 1億6226万	円 1億6226万	円 455万	円 455万

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金により造成した基金を用いた事業の基金補助事業の対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 440万円

1 補助事業の概要

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業は、我が国製造業等を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図ることなどを目的として、平成24年度から26年度までの各年度に、全国中小企業団体中央会(基金設置法人)が、中小企業庁からものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の交付を受けて、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金を造成したものである。基金設置法人は、交付要綱等に基づき、試作品の開発や設備投資等を行う中小企業者等に対して、機械装置費等を対象として、基金を取り崩して補助金(基金補助金)を交付している。また、基金設置法人は、基金補助金の交付を受けて宮城県内において実施する事業(基金補助事業)に係る公募、交付決定、基金補助事業の実施者に対する確定検査等の事務を、中小企業庁が公募により選定した宮城県中小企業団体中央会(受託事業者)に委託している。株式会社ひよこ会は、障害者の就労支援を兼ねた小豆等の栽培及びそれらを使用した菓子の試作・開発を行うために、27、28両年度に、冷蔵庫、オーブン等の機械装置を購入するなどの基金補助事業を、事業費1546万円(基金補助対象事業費1437万円)で実施したとする実績報告書を受託事業者に提出し、受託事業者による確定検査を受けた上で、基金補助金884万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

2 検査の結果

同会社は、上記機械装置の購入費等について、虚偽の請求書等を取引業者に作成させるなどして基金補助対象事業費を水増ししていた。

したがって、真正な請求書等に基づいて適正な基金補助対象事業費を算定すると667万円となり、前記の基金補助対象事業費1437万円との差額769万円が過大に精算されていて、これに係る取り崩された基金440万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	間接補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費等	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める補助 対象事業 費等	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
中小企業 庁	全国中小企 業団体中央 会 〈東京都中 央区〉	株式会社ひよ こ会 〈宮城県岩沼 市〉 (事業主体)	ものづくり中 小企業・小規 模事業者試作 開発等支援	平成 27、28	円 1546万 (1437万)	円 884万	円 769万	円 440万

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付が不要

1件 不当金額(支出) 338万円

1 補助事業の概要

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた都道府県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。そして、宮城県では、施設及び設備に対して、保険金が支払われた部分について重ねて補助金を交付することはできないこととしている。

中小企業等グループの構成員であるAは、平成25年度から27年度の間東日本大震災で損壊した語学教室施設兼住宅(語学教室施設の床面積割合54.71%)のうち語学教室施設の建替えによる復旧に要した事業費3196万円(補助対象事業費3078万円)について、補助対象事業費3078万円から公共事業による用地の取得に伴い支障となる建物の移転に係る損失補償金2570万円を控除した507万円に対して国庫補助金338万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

同人は、語学教室施設兼住宅が被災したことにより損害保険金1000万円を受け取っていたことから、語学教室施設に対する同保険金を補助対象事業費から控除すべきであった。

したがって、同保険金1000万円に語学教室施設の床面積の割合54.71%を乗じた547万円と前記の損失補償金2570万円とを合計すると3118万円となり、補助対象事業費3078万円を超過することから、国庫補助金338万円は交付の必要がなかったものであり、不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める補助 対象事業 費等	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
東北経済 産業局	宮城県	A 〈宮城県石巻市〉 (事業主体)	中小企業組 合等共同施 設等災害復 旧	平成 25～27	円 3196万 (3078万)	円 338万	円 507万	円 338万

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

付帯道路工等の施工が不適切

1件 不当金額(支出) 101万円

1 交付金事業の概要

福島県双葉郡広野町は、電源立地地域対策交付金事業として、平成28、29両年度に、広野町大字上浅見川地内において、浅見川に架かる既設の橋りょうを幅員の広い橋りょうに架け替えるために、橋台工、河川土工、法覆護岸工、付帯道路工等を事業費1億3748万円(補助対象事業費同額、交付金1億3700万円)で実施した。

同町は、設計図書等に基づき、河川土工において管理用通路を護岸の背後に設けることとしており、管理用通路から車両が転落するのを防止するために、付帯道路工として、護岸の天端に鉄筋コンクリート造の基礎ブロック(高さ0.48m、底版幅0.8m、長さ2.0m。「基礎ブロック」)を相互にボルトで連結する形で延長23mにわたって設置して、これに支柱を埋め込んでガードレールを設置することとしていた。そして、管理用通路を利用する自動車の荷重等の影響により基礎ブロックが滑動することがないように、護岸の天端に敷モルタルを厚さ30mmで施工し、その上に基礎ブロックを設置することとし、また、管理用通路の路面を基礎ブロックの天端と同じ高さにすることとしていた。

2 検査の結果

施工写真を確認したところ、基礎ブロックを設置した延長23mの全区間にわたって、護岸の天端と基礎ブロックの底版との間の敷モルタルの施工が粗雑であったため、空隙が生じていたり、厚さが十分でなかったりして、摩擦抵抗が十分に確保されていない状態となっていた。また、現地を確認したところ、設計と異なり、基礎ブロックの天端を越える高さ(基礎ブロックの天端からの高さが0.1m~0.7m)の盛土が護岸の背後に行われ、その上に管理用通路が設けられていて、設計では想定していなかった盛土による土圧等が、基礎ブロックに作用する状況となっていた。これらのため、基礎ブロックが管理用通路を利用する自動車の荷重や護岸の背後に施工された盛土による土圧等に対して十分に抵抗できず滑動しやすい状態となっていた。

現に、延長23mのうち17mの区間において、基礎ブロックが同町による完成検査時と比べて最小で0.8cm、最大で7.5cm(平均3.2cm)前面に滑動するなどしていた。

したがって、本件付帯道路工等(工事費相当額102万円)は、施工が粗雑であったり、施工が設計と相違していたりしたため、ガードレールを設置した基礎ブロックが滑動しやすい状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額101万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 〔補助対象 事業費等〕 円	左に対する 国庫補助金等 交付額 円	不当と認める 補助対象 事業費等 円	不当と認める 国庫補助金等 相当額 円
東北経済産業局	福島県双葉郡広野町(事業主体)	電源立地地域対策交付金	平成28、29	1億3748万 (1億3748万)	1億3700万	102万	101万

通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が不適切

7件 不当金額(支出) 1億2204万円

1 交付金事業等の概要

社会資本整備総合交付金(下水道)事業等は、河川事業又は下水道事業において、事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の所有者である電気通信事業者又は水道事業者に対し、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(これらを「公共補償基準」)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(減価相当額)並びに既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益及び発生材価格(処分利益等額)を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(復成価格)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

2 検査の結果

1県及び6市町において、補償費の算定に当たり、復成価格の算定や表計算ソフトへの残価率の入力を誤るなどして減価相当額を誤っていたり、処分利益等額を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計3億2044万円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計1億2204万円が不当と認められる。

<事例1>

青森県は、二級河川^{あまだないがわ}天田内川総合流域防災工事による捷水路^(注1)の整備に伴い支障となる県道234号線沿いの架空線、道路下に埋設された通信線等の所有者である電気通信事業者に対し、これら通信線等の移設に要する費用の補償として計8285万円(交付対象事業費同額、交付金交付額計4142万円)を支払っている。

同県は、本件補償費の算定において、通信線等を建設するための費用から控除する減価相当額を、仮設の通信線等の材料費を基に算定するなどして計1446万円としていた。また、処分利益等額の一部を控除していなかった。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の通信線等と同等の通信線等の復成価格に基づいて算定することとされていることから、仮設の通信線等の材料費を基に算定するのではなく、既存の通信線等と同等の通信線等の材料費、設置費、諸経費^(注2)等の建設費からなる復成価格に基づいて算定すべきであり、また、処分利益等額は、その全額を控除すべきであった。

したがって、既存の通信線等と同等の通信線等の復成価格を基に算定した減価相当額計2640万円及び処分利益等額全額を控除するなどして適正な補償費を算定すると6367万円となる。このため、本件補償費8285万円は、これに比べて1917万円(これに係る交付金相当額958万円)過大となっていた。

(注1) 捷水路 ^{しょうすいろ} 河川が大きく曲がりくねって水の流れにくい部分を直線化して、下流に流しやすくするために付け替えた人工水路

(注2) 諸経費 工事価格を構成する間接工事費及び一般管理費等をいう。

<事例2>

佐伯市は、平成29、30両年度に藤原地区枝線整備工事による下水道の整備に伴い支障となる配水管等の所有者である佐伯市水道事業者に対し、配水管等の移設に要する費用の補償として3814万円(交付対象事業費3462万円、交付金交付額1731万円)を支払っている。

同市は、本件補償費の算定において、水道事業者と移設補償に関する協定を締結しており、同協定に基づくな

どして、復成価格を移設に当たり使用する配水管等の主材料費及び設置労務費から算定した額917万円とし、これに基づいて配水管等を建設するための費用から控除する減価相当額を790万円と算定するなどしていた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格に基づいて算定することとされていることから、移設に当たり使用する配水管等の主材料費及び設置労務費のみから算定するのではなく、既存の配水管等と同等の配水管等の材料費、設置労務費、諸経費等の建設費からなる復成価格に基づいて算定すべきであった。

したがって、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格を基に算定した減価相当額2574万円を控除するなどして適正な補償費を算定すると1218万円となり、本件補償費3814万円は、これに比べて2595万円(これに係る交付金相当額1171万円)過大となっていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額	摘要
青森県	青森県	防災・安全 交付金(河川)	平成 25～ 28	円 8285万 (8285万)	円 4142万	円 1917万 (1917万)	円 958万	減価相当額及び処分利益等額を誤っていたもの(通信線等)
三重県	度会郡 玉城町	社会資本整備 総合交付金(下水道)、 (効果促進)	25、 26	3738万 (3738万)	1869万	1137万 (1137万)	568万	減価相当額を誤っていたもの(配水管等)
山口県	下関市	防災・安全 交付金(下水道)	28、 29	3044万 (3044万)	1522万	244万 (244万)	122万	減価相当額を誤っていたもの(通信線等)
大分県	中津市	水質保全下水道事業費 補助、社会資本整備 総合交付金(下水道)	21、 23～ 30	3億2531万 (2億1033万)	1億0516万	1億4542万 (9223万)	4611万	減価相当額を誤るなどしていたもの(配水管等)
同	佐伯市	社会資本整備 総合交付金(下水道)、 防災・安全交付金 (同)	26～ 30	2億5384万 (2億1083万)	1億0541万	1億3107万 (1億0870万)	5435万	同
同	津久見市	未普及解消下水道事業 費補助、社会資本整備 総合交付金(下水道)、 (効果促進)	21～ 23、 27～ 30	1402万 (1363万)	681万	495万 (484万)	242万	同
同	豊後高田市	未普及解消下水道事業 費補助、社会資本整備 総合交付金(下水道)	22、 25～ 27	1002万 (904万)	452万	598万 (529万)	264万	同
計	7事業 主体			7億5388万 (5億9452万)	2億9726万	3億2044万 (2億4408万)	1億2204万	

建物の移転に係る補償費の算定が不適切

3件 不当金額(支出) 556万円

1 交付金事業の概要

防災・安全交付金(道路)事業等は、土地区画整理事業又は道路事業において、事業を行う上で支障となる建物等の所有者に対し、移転に要する費用(移転補償費)を補償するものである。

事業主体は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」等に準じて用地対策連絡協議会等が制定した損失補償の標準書(標準書)等に基づき行うこととしている。標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、通常妥当と認められる移転先を認定した上で、当該移転先に建物を移転するのに通常妥当と認められる再築、曳家、改造等の移転工法を認定して算出することとされている。これらの移転工法のうち、再築工法の場合は、従前の建物の推定再建築費に建物の標準耐用年数等により算出した再築補償率を乗ずるなどして建物移転料を算出することとされている。そして、鉄骨造り建物の標準耐用年数は、鉄骨の肉厚区分等により異なっている。

また、移転補償費のうち移転する建物の設計・工事監理等に要する費用(設計監理費)は、増築した建物のように建築物が接合している場合、一体の建物として全体の延床面積を対象に設計・工事監理等に要する業務量(業務量)を算出した上で算定することとされている。そして、業務量は、構造計算等の必要の有無等により区分された建物の類別に応じて算出することとされており、建物が2以上の類別に利用されている場合においては、最も延床面積が大きい類別を適用することとされている。

2 検査の結果

3事業主体において、移転補償費の算定に当たり、鉄骨の肉厚区分による標準耐用年数を誤っていたり、一体の建物として設計監理費に係る業務量を算出していなかったり、移転工法の認定が適切でなかったりしていたため、移転補償費が計899万円過大に算定されていて、これらに係る交付金相当額計556万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額	摘要
静岡県	富士市	社会資本整備総合交付金(土地区画整理)	平成 28、29	円 7971万 (7971万)	円 4384万	円 242万 (242万)	円 133万	鉄骨の肉厚区分による標準耐用年数を誤っていたもの
鳥取県	鳥取県	防災・安全交付金(道路)	27、28	4856万 (4856万)	3399万	329万 (329万)	230万	一体の建物として設計監理費に係る業務量を算出していなかったもの
徳島県	阿波市	同	29、30	4000万 (4000万)	2354万	328万 (328万)	193万	移転工法の認定が適切でなかったもの
計	3事業主体			1億6827万 (1億6827万)	1億0137万	899万 (899万)	556万	

交付額の算定が適切でなかったため、補助金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 9992万円

(後掲176ページ参照)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
国土交 通本省	阪神国際港湾 株式会社	国際戦略港湾競 争力強化対策	平成 27、29	7億8842万 (7億8842万) 円	3億9317万 円	2億0065万 (2億0065万) 円	9992万 円

機器の設計数量を誤ったため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 1781万円

1 交付金事業の概要

鹿児島県は、平成28、29両年度に、社会資本整備総合交付金事業として、南九州市川辺町^{かわなべ}神殿地内で管理している川辺ダムにおいて、ダムの管理用電力を自給する水力発電設備を整備するために、水車、発電機、発電機を制御する発電機制御盤(制御盤)等の機器を購入して据え付けるなどの工事を4億0478万円(交付対象事業費3億1653万円、交付金1億2637万円)で実施した。

同県は、本件工事の予定価格の積算に当たり、機器の単価に設計数量を乗じて機器の購入費を算定して、これに機器の据付け、調整等に要する費用を加算するなどしており、機器のうち制御盤の単価については1面当たり5500万円としていた。

2 検査の結果

同県は、制御盤について、構成品目のうち電圧を一定に保つための自動電圧調整装置等を制御盤の性能を満たすための主要装置とし、特記仕様書において、主要装置等を鋼製のキャビネット(キャビネット)に収納することとしていた。そして、特記仕様書及び機器配置図においてキャビネットを二つ据え付けることとしたのに合わせて、制御盤の設計数量も2面として、制御盤の購入費を1億1000万円と算定していた。

しかし、同県が発電設備全体や機器相互間の電気系統を示した設計図面において図示していたのは制御盤1面分の主要装置等の電気系統であって、実際の施工も制御盤1面分の主要装置等が隣り合った二つのキャビネットに分けて収納されていた。

このため、同県が、制御盤の設計数量をキャビネットの数に合わせて2面としたのは誤りであって、正しくは1面とすべきであった。

したがって、適正な制御盤の設計数量を1面とするなどして本件工事費を修正計算すると3億4771万円となることから、本件契約額4億0478万円はこれに比べて5706万円(交付対象事業費4462万円)割高となっており、これに係る交付金相当額1781万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
鹿児島県	鹿児島県	社会資本整備 総合交付金 (河川)	平成 28、29	4億0478万 (3億1653万) 円	1億2637万 円	5706万 (4462万) 円	1781万 円

機械設備の移転に係る補償費の算定が不適切

1件 不当金額(支出) 172万円

1 交付金事業の概要

北中西・栄町地区市街地再開発組合は、平成28年度に、市街地再開発事業を行う上で支障となる建物の借家人に対し、その移転に要する工作物移転料等の費用(移転補償費)として、3653万円(交付対象事業費同額、交付金交付額1339万円)の補償を、草津市を通じて交付された社会資本整備総合交付金により行った。

組合は、移転補償費の算定を「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」等に準じて組合が定めた「北中西・栄町地区第一種市街地再開発事業評価・損失補償基準」等に基づいて行うこととしており、これによれば、補償費の算定に当たっては、「損失補償標準書」(標準書)等に基づくこととされている。

そして、機械設備等の工作物移転料は、移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物の場合、原則として、再利用するための撤去、据付等に要する費用(移転費用)を算定することとなっている。

2 検査の結果

組合は、移転補償費のうち業務用冷蔵庫等計22台の移転費用の算定に当たり、標準書等には冷蔵庫等に係る移転費用の算定方法等が示されていないと認識して、「公共建築工事標準単価積算基準」(積算基準)等に基づき、本件冷蔵庫等の移転費用を924万円と算定していた。

しかし、本件冷蔵庫等は、建物と一体となっていないことから、その移転は積算基準等が適用となる建築工事として実施されるものではない。そして、標準書等には、機械設備に係る移転費用の算定方法等が示されており、本件冷蔵庫等は機械設備に該当することから、これにより移転費用を算定すべきであった。

したがって、本件冷蔵庫等の機械設備について、標準書等に基づき移転費用を算定すると454万円となり、これにより適正な移転補償費を算定すると3184万円となることから、本件移転補償費3653万円はこれに比べて469万円過大となっており、これに係る交付金相当額172万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
滋賀県	草津市	北中西・栄町地区市街地再開発組合	社会資本整備総合交付金 (市街地再開発)	平成28	円 3653万 (3653万)	円 1339万	円 469万 (469万)	円 172万

落石防護柵の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 2748万円

1 交付金事業の概要

鳥取県は、平成27、28両年度に、日野郡日南町福万来地区において、県道横田伯南線の防災対策として、落石防護柵を設置するなどの工事を事業費4403万円(補助対象事業費同額、国庫補助金額3082万円)で実施した。このうち落石防護柵は、支柱(高さ2.5m又は3.0m)を約10m間隔で設置した上で、ワイヤロープを隣接する支柱に巻き付けるなどした高エネルギー吸収落石防護柵(延長91.2m)となっている。

同県は、本件落石防護柵の設計を「落石対策便覧」、「道路土工 切土工・斜面安定工指針」等(これらを「便覧等」)に基づき行うこととしている。そして、便覧等によれば、落石防護柵の必要な高さは、想定する落石の跳躍高等によって決定され、一般的に落石の跳躍高は斜面から直角に測った高さ2.0m以下であるといわれていることから、斜面から直角に測った高さが2.0mとなるよう最低柵高を設定することとされている。また、落石防護柵の必要な高さの決定に当たり、落石が柵の天端に衝突して柵を越える可能性等も考慮して、最低柵高に余裕高を加えることがよいとされていることから、同県は、高エネルギー吸収落石防護柵については想定される最大の落石の半径を余裕高として加えることにしている。

2 検査の結果

同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、落石の跳躍高を2.0mと想定して最低柵高を2,000mmと設定した上で、想定される最大の落石の半径360mmを余裕高として加えるなどして落石防護柵の必要な高さを決定し、本件落石防護柵の高さを2,500mm又は3,000mmと設計し、これにより施工していた。

しかし、同県は、最低柵高の設定に必要な落石の跳躍高について、便覧等に基づき斜面から直角に測った高さとする必要があったのに、誤って鉛直方向に測った高さとしていた。

そこで、便覧等に基づき、落石の跳躍高を斜面から直角に測った高さ2.0mとして、改めて本件落石防護柵の最低柵高を算出すると、2,658mmから3,374mmとなる。そして、同柵高に余裕高360mmを加えた3,018mmから3,734mmが落石防護柵の必要な高さとなることから、本件落石防護柵の高さは全延長91.2mにおいて282mmから1,234mm不足していた。

したがって、本件落石防護柵(工事費相当額3926万円)は、設計が適切でなかったため、落石を防ぐための所要の高さが確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額2748万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
鳥取県	鳥取県	防災・安全交付金(道路)	平成 27、28	円 4403万 (4403万)	円 3082万	円 3926万 (3926万)	円 2748万

根固工の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 1 8 4 4 万円

1 交付金事業の概要

沖縄県は、平成28、29両年度に、沖縄振興公共投資交付金事業として、那覇市首里末吉町地内の二級河川安謝川において、河川改修に伴い既設護岸を補強するために根継工の築造、根固工の敷設等の工事を事業費9129万円(交付対象事業費同額、交付金8216万円)で実施した。このうち、根継工(延長158.4m)は、計画河床高から護岸の基礎の天端までの深さが不足している既設護岸を補強するために築造したものであり、根固工(延長78.5m、敷設幅3.07m)は、水衝部となる河道湾曲部の外岸側における急激な洗掘を緩和し、護岸の基礎を保護するために、コンクリート製ブロック(根固ブロック)を根継工又は既設護岸(根継工等)の前面の河床に敷設したものである。

2 検査の結果

同県は、根固工等の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(技術基準)等に基づいて行っており、根固ブロックの天端を計画河床高に合わせ、根固ブロックの河川横断方向の敷設開始位置については、同ブロックを湾曲した河道に沿って設置することを踏まえて根継工等より0.4m離れた位置とすることとして設計し、これにより施工していた。

しかし、技術基準等によれば、根固工は、河床の変動等を考慮して、護岸の基礎が安全となる構造とすることとされており、河床を直接覆うことにより急激な洗掘を緩和する目的で設置されることから、根固工と護岸等との間に間隙が生ずる場合には、間詰工を施工することとされている。そして、本件根固工の場合、上記の設計では、根固ブロックの天端の高さにおいて根固ブロックの敷設開始位置と根継工等の前面との間に0.4mの間隙が生ずることとなるのに、技術基準等により必要とされる間詰工を施工することとしていなかった。

このため、本件根固工は、間詰工が施工されておらず、間隙に流水による渦が発生するなどして、河床の洗掘が進行すると既設護岸の基礎等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。

したがって、本件根固工は、設計が適切でなかったため、既設護岸の基礎等を洗掘から保護できない構造となっていて、本件根継工(延長47.7m)、根固工(延長78.5m)等(これらの工事費相当額2049万円)は、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額1844万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
沖縄県	沖縄県	沖縄振興公共 投資交付金	平成 28、29	9129万 (9129万) 円	8216万 円	2049万 (2049万) 円	1844万 円

鋼矢板の防食工の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 1 2 7 5 万円

1 交付金事業の概要

茨城県は、平成29、30両年度に、昭和51年度から56年度までの間に茨城港日立港区第5ふ頭地区において建設した小型船だまりの計4か所の波除堤(施工延長計228.0m。「波除堤」等)について、50年間の延命化を目的として、波除堤等の下部の既設の鋼矢板(施工延長計676.0m)に防食工(注2)を事業費9531万円(国庫補助対象事業費同額、補助金等交付額3177万円)で実施した。

港湾法によれば、波除堤等の港湾施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならないとされている。そして、「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」の参考資料である「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(技術基準)によれば、鋼材の防食対策は電気防食工法(注3)、被覆防食工法(注4)等により適切に行うものとされている。また、電気防食工法の適用範囲は平均干潮面以下とされており、平均干潮面以上については被覆防食工法による防食を行うことが必要であるとされている。また、「港湾鋼構造物防食・補修マニュアル(2009年版)」(技術基準と合わせて「技術基準等」)によれば、上部コンクリートの下端が平均干潮面以下である場合は電気防食工法のみによる防食対策でよいとされている。

(注1) 波除堤 船舶の係留区域の静穏を保つために、港内の発生波や航行船舶による航跡波等を低減させる補助的防波堤

(注2) 防食工 電気防食工法、被覆防食工法等により鋼材の腐食を防止する対策

(注3) 電気防食工法 腐食を防止するために、鋼材に電気防食材を溶接するなどする工法

(注4) 被覆防食工法 腐食を防止するために、鋼材表面に被覆材料を塗布するなどする工法

(注5) 平均干潮面 全ての干潮時の潮位を平均した水位

2 検査の結果

同県は、本件工事の設計に当たり、波除堤の鋼矢板について、電気防食工法による防食のみを行うこととし、平均干潮面以下(5.9m又は10.6m)を電気防食工法の適用範囲として、設計耐用年数50年の電気防食材計75個を取り付けていた。

しかし、波除堤の鋼矢板については、上部コンクリートの下端が平均干潮面を超えていたことから、上部コンクリートの下端から平均干潮面までの間(0.5m又は0.7m)においては、技術基準等に基づき被覆防食工法による防食が必要であったのに、被覆防食工が行われていなかった。このため、鋼矢板の一部が適切に防食されていない状態となっていて、波除堤を延命化するものとなっていなかった。

したがって、波除堤の鋼矢板の防食工(工事費相当額計3825万円)については、設計が適切でなかったため、波除堤の延命化という工事の目的を達しておらず、これらに係る交付金相当額計1275万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
関東地方 整備局	茨城県	防災・安全交 付金(港湾改 修)	平成 29、30	円 9531万 (9531万)	円 3177万	円 3825万 (3825万)	円 1275万

護岸工の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 997万円
(前年度 1 件 198万円)

1 補助事業の概要

三重県は、平成27、28両年度に、河川等災害復旧事業として、三重郡菟野町大字田光^{たびか}地内の二級水系朝明川水系田光川において、台風により被災したえん堤、護岸等から構成される砂防設備を復旧するために、護岸工として巨石積護岸(左岸延長43.3m、右岸延長21.3m)等を事業費7844万円(国庫補助対象事業費7811万円、国庫補助金額5210万円)で築造した。

同県は、護岸工の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」等に準拠して同県が制定した「砂防技術指針(案)」(指針)等に基づいて行うこととしている。指針によれば、現況最深河床高から護岸の基礎工の天端までの深さ(根入れ深さ)については、地質に応じて0.5mから1.0mまで確保することとされており、同県は、本件護岸工の左岸側の設計に当たり、河床を洗掘から保護する床固工(厚さ0.8m)を指針等に基づき施工しており、この床固工を施工した区間については、床固工が底部まで洗掘されることがないことから床固工の厚さに合わせて根入れ深さを0.8mとし、床固工を施工しない区間については、現場の地質が砂れきであることから根入れ深さを1.0mとそれぞれ決定していた。

2 検査の結果

同県は、図面を作成する際に、左岸側護岸において、被災していない既設護岸の天端位置を考慮した一定の勾配となるよう、復旧させる護岸の天端位置を当初の計画よりも最大1.0m高くすることとし、基礎工の天端位置もそれに合わせて高くしてしまったことから、根入れ深さが、床固工を施工した区間においては0.22mから0.8mまで、床固工を施工していない区間においては0.22mから1.0mまでとなっていた。

このため、本件護岸工のうち左岸側護岸は、指針等により必要とされる根入れ深さが確保されおらず、河床や床固工の洗掘が進行すると護岸等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。現に、洗掘が進行したことにより床固工の下流側端部から延長7.5mにわたり護岸の基礎が露出していた。

したがって、本件護岸工のうち左岸延長43.3m(工事費相当額1496万円)は、設計が適切でなかったため、河床等の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額997万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
三重県	三重県	河川等災害復旧	平成 27、28	円 7844万 (7811万)	円 5210万	円 1496万 (1496万)	円 997万

擁壁の設計が不適切

1 件 不当金額(支出) 280万円
(前年度 1件 1000万円)

1 補助事業の概要

福島県南相馬市は、河川等災害復旧事業として、平成25年度に、南相馬市原町区金沢字大船迫地内の準用河川金沢川において、23年3月の東日本大震災により被災した護岸を復旧するために、プレキャスト鉄筋コンクリート製のL型擁壁(高さ1.2m、底版幅1.0m、右岸側延長6.0m、左岸側延長95.6m。「L型擁壁」)を事業費8841万円(国庫補助金等交付額7594万円)で築造するなどした。

同市は、L型擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(指針)等に基づいて行っており、指針等によれば、滑動、転倒等に対して安全であるかなどの安定計算及び応力計算(安定計算等)を行うこととされている。また、河川の水際に設置される擁壁のように壁の前後で水位差が生ずる場合には、水位差による擁壁に対する水圧(残留水圧)と浮力を考慮する必要があるとされている。

2 検査の結果

同市は、L型擁壁の設計に当たり、被災前のL型擁壁の安定計算書及び応力計算書(安定計算書等)に基づいて設計していたが、これらにおいては残留水圧及び浮力が考慮されておらず、本件L型擁壁については、その前面が河川であることから、残留水圧及び浮力を考慮するなどした上で改めて安定計算等を行う必要があった。また、同市は、本件工事の設計図書等において、L型擁壁の縦壁等に係る必要鉄筋量を明示するなどしていなかった。そして、請負人が、鉄筋量 $1.744\text{cm}^3/\text{m}$ のL型擁壁を使用することとして確認を求めたところ、同市は、当該鉄筋量が被災擁壁の安定計算書等に示された鉄筋量を大幅に下回っていたことを十分に確認することなく承認して、施工させていた。

そこで、指針等に基づいて残留水圧及び浮力を考慮するとともに、実際の鉄筋量 $1.744\text{cm}^3/\text{m}$ に基づくなどして、改めてL型擁壁の安定計算等を行ったところ、右岸側6.0m、左岸側23.5mの区間は、次のとおり、L型擁壁の安定計算上及び応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

- ① 滑動に対する安定については、安全率が0.676(右岸側)及び0.626(左岸側)となり、それぞれ許容値1.5を大幅に下回っていた。
- ② 転倒に対する安定については、擁壁に作用する擁壁背面の土圧等による水平荷重及び擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、擁壁の底版中央から河川側に0.401m(右岸側)及び0.434m(左岸側)の位置となり、それぞれ転倒に対して安全であるとされる範囲0.167mを大幅に逸脱していた。
- ③ 縦壁背面側及びかかと版上面側に配置されている主鉄筋に生ずる引張応力度は、 $376.252\text{N}/\text{mm}^2$ (右岸側)及び $358.797\text{N}/\text{mm}^2$ (左岸側)となり、許容引張応力度 $160\text{N}/\text{mm}^2$ を大幅に上回っていた。

したがって、本件工事のうち右岸側6.0m、左岸側23.5mのL型擁壁等(工事費相当額326万円)は、L型擁壁の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額280万円が不当と認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
福島県	南相馬市	河川等災害 復旧	平成 25	8841万 (8841万) 円	7594万 円	326万 (326万) 円	280万 円

地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大

1件 不当金額(支出) 998万円

1 交付金事業の概要

香川県木田郡三木町は、平成26年度から29年度までの間に、大字池戸^{いけのべ}地内において、同町の国土交通省所管の下水道事業及び農林水産省所管の農業集落排水事業に係る汚水処理施設の整備を一体的に行うことを目的として、町内の公共下水道認可区域で生ずる汚水及び農業集落排水区域で生ずる汚水の双方を処理する下水道施設である三木浄化センターを建設するために、両省から交付金の交付を受けて、同センターに係る土木工事、建築工事、電気設備工事等を契約額21億0655万円(交付対象事業費20億6054万円)で実施した。この交付金は、予算が内閣府に一括計上された後に、国土交通省及び農林水産省に移し替えられてそれぞれ執行されるものとなっており、交付対象事業費は、上記の両区域で発生する汚水量の比率等で案分することにより、国土交通省所管分が11億8424万円、農林水産省所管分が8億7630万円となっていた。そして、同町は、国土交通省所管分6億3852万円及び農林水産省所管分4億3815万円の計10億7667万円の交付金の交付を受けていた。

本件交付金事業のうち電気設備工事は、管理棟、水処理施設等に受変電設備、自家発電設備等を設置するものであり、同町は、電気設備工事費の積算を国土交通省制定の「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準」(積算基準)等に基づき行っている。積算基準等によれば、電気設備工事費は、据付工事原価に設計技術費を加えた工事原価のほかに、受変電設備、自家発電設備等の機器費、一般管理費等及び消費税等相当額で構成することとされており、このうち一般管理費等は、請負業者の経営管理等に必要な本店・支店の経常的な費用等を計上するもので、工事原価を対象額として、当該対象額に一般管理費等率を乗ずるなどして算定することとされている。

2 検査の結果

同町は、電気設備工事に係る一般管理費等について、工事原価6960万円及び機器費2億1729万円を対象額として、これに一般管理費等率を乗ずることにより5342万円と算定していた。そして、当該一般管理費等を含めた電気設備工事費を3億6754万円、工事費の総額を21億1671万円と積算していた。

しかし、積算基準等によれば、電気設備工事に係る一般管理費等の対象額は工事原価とされていることから、機器費を一般管理費等の対象額に含めていたことは適切とは認められない。

したがって、機器費を一般管理費等の対象額から控除して修正計算すると、電気設備工事に係る一般管理費等は1342万円となり、これを含めた電気設備工事費は3億2434万円、工事費の総額は20億7351万円となることから、本件契約額21億0655万円はこれと比べて約3300万円割高となっていて、これに係る交付金相当額計1686万円(うち、国土交通省所管分998万円、農林水産省所管分688万円)が不当と認められる(前掲127ページ参照)。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
香川県	木田郡三木町	地域再生基盤 強化交付金、 地方創生推進 交付金	平成 26～29	21億0655万 (11億8424万) 円	6億3852万 円	3300万 (1851万) 円	998万 円

しゆんせつ
浚 渫工事に係る土運船運搬工費の積算が過大

1 件 不当金額(支出) 1 0 0 万円

1 交付金事業の概要

愛知県は、防災・安全交付金(港湾改修)事業として、平成29年度に、福江港において、同港を利用する船舶の航行に支障が生じないよう同港内の福江航路の計画水深2.5mを確保するために、海底に堆積した土砂をバックホウ浚 渫船により浚 渫し、土砂(設計土量3,900m³)を土運船に積み込み、これを引船によりえい航して、土砂を土捨場に処分する浚 渫工事を事業費2062万円(交付対象事業費同額、交付金687万円)で実施した。

同県は、バックホウ浚 渫船による浚 渫工事に係る費用について、港湾請負工事積算基準に基づくなどして積算している。同積算基準によれば、浚 渫土砂の運搬及び処分(土運船運搬工)の積算については、引船及び土運船のそれぞれの1日当たり所要隻数を算出するなどして行うこととされている。そして、引船の1日当たり所要隻数については、浚 渫現場と土捨場との間をえい航する往路の距離と復路の距離の平均である往復平均えい航距離等から算出することとなっている。また、土運船の1日当たり所要隻数については、引船が土運船をえい航して浚 渫現場と土捨場を往復している間も浚 渫現場において浚 渫した土砂の積込作業を連続して行うため、引船の所要隻数に1を加えて算出することとなっている。

2 検査の結果

同県は、土運船運搬工の積算に当たり、浚 渫現場と土捨場との間をえい航する往路と復路が同じであることから、片道分のえい航距離17.1kmを2倍して、往復平均えい航距離を34.2kmとし、これに基づき引船の1日当たり所要隻数を2隻、土運船の1日当たり所要隻数を3隻と算出するなどして、土運船運搬工に係る直接工事費を765万円としていた。

しかし、前記のとおり、往復平均えい航距離は、浚 渫現場と土捨場との間をえい航する往路の距離と復路の距離の平均であることから、本件工事においては、片道分のえい航距離を用いる必要があった。

したがって、実際には地元調整により漁場等を回避してえい航する必要があったことを考慮しても、片道分のえい航距離は23.2kmとなり、引船の1日当たり所要隻数は1隻、土運船の1日当たり所要隻数は2隻となる。そして、これに基づき修正計算すると、土運船運搬工に係る直接工事費は470万円となり、工事費は、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても1754万円となることから、本件工事費2062万円はこれに比べて約300万円割高となっていて、これに係る交付金相当額100万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
中部地方 整備局	愛知県	防災・安全交 付金(港湾改修)	平成 29	円 2062万 (2062万)	円 687万	円 300万 (300万)	円 100万

灯火運用卓の移設工事に係る設計及び施工が不適切

1件 不当金額(支出) 381万円

1 補助事業の概要

北海道は、平成21年度に、女満別空港の管制塔(旧管制塔)において、飛行場灯火を操作するための灯火運用卓を製作するなどの工事(製作工事)を、また、27年度に、上記の灯火運用卓を、旧管制塔から新設した管制塔(新管制塔)に移設し、据え付ける工事(移設工事)を、それぞれ実施した。

北海道は、移設工事を「航空灯火・電気施設工事共通仕様書」(共通仕様書)等に基づいて施工することとしている。

共通仕様書によれば、機器をフリーアクセス床^(注)に据え付ける場合は、床パネルの下部に架台を設け、機器と架台をボルト等により結合した上で、架台をボルト等により床コンクリートに直接固定することとされている。そして、地震による水平移動、転倒等の事故が防止できるよう「建築設備耐震設計・施工指針」(耐震設計指針)に基づいて耐震処理を行うこととされている。

耐震設計指針によれば、架台と床コンクリートとの固定にアンカーボルトを使用する場合は、地震時に機器に作用する水平力や鉛直力に対して安全となるようアンカーボルトの設計計算を行うこととされている。

また、移設工事の契約書によれば、設計図書の表示が明確でないときなどには、請負人は北海道が定めた監督員に直ちにその旨を通知し、その確認を請求しなければならないこと、監督員は契約の履行について請負人に指示し、又は承諾を与えるなどすることとされている。

(注) フリーアクセス床 電力用配線等の収納を容易にする空間を設けるために、床コンクリートの上に支柱を建て込み、床パネルを支える構造にした床

2 検査の結果

北海道は、移設工事において、灯火運用卓の据付けに当たり、前記アンカーボルトの設計計算等を行っておらず、設計図書において明示していたのは新管制塔の管制室内における据付位置のみで、据付方法は明示していなかった。

また、旧管制塔では、架台をアンカーボルトにより床コンクリートに固定して、その架台の上に灯火運用卓を据え付けていたことから、請負人は、設計図書に据付方法が明示されていなかったにもかかわらず、契約書に定められた監督員への通知及び確認の請求を行わず、監督員の承諾のないまま、旧管制塔の架台を再利用して灯火運用卓を新管制塔へ据え付けていた。

そして、再利用した旧管制塔の架台の高さが、新管制塔の床コンクリートと床パネルとの間の高さより低かったことから、架台が床コンクリートから約3.5cm浮いた状態のままアンカーボルトで固定され、架台と床コンクリートの間においてアンカーボルトが露出するなどして、架台は床コンクリートに十分に固定されていなかった。このため、地震時に灯火運用卓に作用する水平力等によりアンカーボルト等が損傷し灯火運用卓は転倒するなどのおそれがある状態となっていた。

したがって、製作工事で取得した灯火運用卓(28年3月末時点における残存価格618万円、国庫補助金相当額370万円)は、移設工事のうち据付けに係る工事(工事費相当額17万円、国庫補助金相当額10万円)の設計及び施工が適切でなかったため、地震時における所定の機能が維持できないおそれのある状態となっていて、これらに係る国庫補助金相当額計381万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
国土交通 本省	北海道	空港整備	平成 21、27	1億7648万 (1億7648万) 円	1億0589万 円	635万 (635万) 円	381万 円

事業が完了したとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けていて補助対象外

1件 不当金額(支出) 241万円

1 補助事業の概要

新潟県西蒲原郡弥彦村は、平成23年度に、地籍整備推進調査費補助金事業として、弥彦村上泉地区において、地籍情報の整備を目的とした境界測量等を事業費505万円(補助対象事業費同額、国庫補助金241万円)で実施した。

交付要領等によれば、事業主体は、事業が完了したときは、事業の内容、経費等を記載した実績報告書を国土交通本省に提出することとされている。

2 検査の結果

同村は、境界測量等の実施に当たり、測量等の業務を業者に委託して実施しており、履行期限である24年2月に委託業者から用地実測図等の成果品が納品されて完了検査に合格したとして、本件補助事業を事業費505万円で行ったとする実績報告書を提出していた。

しかし、同村は、上記の委託業務については履行期限までに完了しておらず、成果品が納品されたのは履行期限から2年7か月以上が経過した26年9月であったのに、23年度内に完了検査に合格したとして、委託業者に請求書を提出させて、同年度内に事業が完了したとする虚偽の実績報告書を提出していた。

したがって、本件補助事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金241万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
国土交通本省	新潟県西蒲原郡弥彦村	地籍整備推進調査費補助金	平成23	円 505万 (505万)	円 241万	円 505万 (505万)	円 241万

電気防食工の計画が適切でなかったため、工事費が過大

1件 不当金額(支出) 205万円

1 交付金事業の概要

青森県は、平成28年度に、社会資本整備総合交付金(港湾改修)事業として、昭和37年度に八戸港において建設した河原木2号岸壁について、50年間の延命化を目的として、岸壁下部の既設の鋼矢板(延長115.4m)の腐食を防止するために、電気防食工等^(注1)を事業費4890万円(交付対象事業費同額、交付金1630万円)で実施した。

同県は、電気防食工の設計に当たっては、「港湾鋼構造物防食・補修マニュアル(2009年版)」に基づいて行うこととしている。これによれば、電気防食工において、電気防食材の所要の質量については、鋼材の防食対象面積を基に設計することとされている。

(注1) 電気防食工 腐食を防止するために、鋼材に電気防食材を溶接するなどする工事

2 検査の結果

同県は、本件工事の設計に先立って行う計画準備における岸壁の現況の把握に当たり、本件岸壁の図面等を改めて確認しようとしたが、本件岸壁の建設年度が古く鋼矢板に関する図面等が保存されていなかった。また、港湾台帳^(注2)には鋼矢板下端の深度はLWL-9.7mと記載されていたものの、同県は、岸壁の構造上当該深度では浅いと疑問を持ったことから、港湾台帳の記載にかかわらず、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成11年4月)」(平成11年技術基準)に基づいて、設計計算により鋼矢板の構造を推定することとして、鋼矢板の長さを22.5m、鋼矢板下端の深度をLWL-20.5mと算出した。そして、同県は、この推定値を基に電気防食工の設計を行うこととし、アルミニウム合金製の電気防食材の所要の質量を16,104.9kgと算出し、設計耐用年数50年の3.0Aの電気防食材(252.7kg/個)64個を鋼矢板に取付けていた(直接工事費1985万円)。

しかし、港湾台帳に記載された鋼矢板下端の深度に疑問を持って、設計計算により鋼矢板の構造を推定するとしても、平成11年技術基準ではなく、本件岸壁が建設された昭和37年度当時の設計の基準である「港湾工事設計要覧(昭和34年)」(昭和34年設計要覧)を用いる必要があった。そして、昭和34年設計要覧に基づいて設計計算により当時の岸壁に必要とされた鋼矢板の構造を推定すると、鋼矢板下端の深度はLWL-11.0mと算出され、同県が平成11年技術基準に基づいて算出したLWL-20.5mより大幅に浅いものとなる。現に、孔内磁気探査により実際の鋼矢板下端の深度を測定したところ、LWL-11.0m程度と確認された。

このように、電気防食工の設計に先立つ岸壁の現況の把握が適切でないまま電気防食工を設計し、施工していたことは、事業の計画における検討が十分でなく、適切とは認められない。

そこで、鋼矢板下端の深度LWL-11.0mに基づいて電気防食工の設計を行い、電気防食材の所要の質量を算出すると12,415.6kgとなる。そして、経済的な設計を考慮した適切な電気防食材の仕様及び個数は設計耐用年数50年で2.0Aのもの(168.5kg/個)74個(直接工事費1566万円)となる。

したがって、上記に基づいて本件工事費を算定すると、4273万円となり、本件工事の交付対象事業費4890万円はこれに比べて616万円過大となっていて、これに係る交付金相当額205万円が不当と認められる。

(注2) 港湾台帳 港湾法第49条の2の規定に基づき調製される帳簿及び図面で、港湾管理者が管理する港湾施設の状況等が記載されている。

(注3) 孔内磁気探査 ボーリング孔に探査計を挿入し、各深度の磁気変化を測定することで、鋼材の深度等の把握を行うもの

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
東北地方 整備局	青森県	社会資本整備 総合交付金 (港湾改修)	平成 28	円 4890万 (4890万)	円 1630万	円 616万 (616万)	円 205万

国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の必要の安全度が確保されておらず、工事の目的不達成

1件 不当金額(支出) 3607万円

1 工事の概要

東北地方環境事務所は、平成28、29両年度に、三陸復興国立公園内において、月浜園地(園地)を整備するために、敷地造成工、園路広場整備工、橋りょう工等を工事費2億8836万円で実施した。

このうち、橋りょう工は、来園者や管理用車両等の通行のために、園地内の月浜沢川に架かる月見橋及び育洋橋(いずれも、橋長12.7m、幅員2.8m。これらを「本件2橋りょう」)を築造するものであり、下部工として重力式橋台各2基計4基の築造、上部工として鋼桁各2本計4本の架設を実施するなどしたものである。

事務所は、本件2橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」(示方書)等に基づいて行っており、示方書によれば、地震時に橋桁が落下することを防止する対策として落橋防止システムを設置することとされている。この落橋防止システムは、桁かかり長^(注1)、落橋防止構造等^(注2)の中から適切なものを選定して設計することとされている。そして、これらのうち、桁かかり長は、支承部が破壊されたときに、上部構造が下部構造の頂部から逸脱して落下するのを防止するために必要な長さ(この必要な長さを「最小値」)を算出し、これ以上の長さを確保することによって落橋防止機能を発揮するものである(桁かかり長を最小値以上とすることを「桁かかり長の確保」)。

事務所は、落橋防止システムの設計を含む本件2橋りょうの設計業務を設計コンサルタントに委託し、当該設計業務の設計図面等の成果品の提出を受けている。そして、事務所は、この成果品に基づくなどして、本件2橋りょうが、両端が橋台に支持された一連の上部構造を有していることなどから橋軸方向に大きな変位が生じにくい橋りょうであり、桁かかり長の確保及び落橋防止構造を省略しても橋りょうの必要の安全度が確保されるとして、これにより施工していた。

(注1) 桁かかり長 橋桁の端部から橋座部の縁端までの長さ

(注2) 落橋防止構造 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長を超えないように機能するもの

2 検査の結果

示方書によれば、橋軸方向に大きな変位が生じにくい橋りょうについて、落橋防止システムのうち省略することができるのは落橋防止構造のみとされており、桁かかり長の確保を省略することができるとはされていない。しかし、事務所は、本件2橋りょうの設計に当たり、前記のとおり、誤って落橋防止構造のほか桁かかり長の確保についても省略することとしたため、桁かかり長の最小値を算出していなかった。

そこで、示方書に基づいて、本件2橋りょうにおける桁かかり長の最小値を算出すると76.1cmとなり、施工された本件2橋りょうの現況の桁かかり長67.0cmから68.0cm(月見橋67.5cm及び68.0cm、育洋橋67.0cm及び67.5cm)はこれに比べて長さが不足しており、落橋防止機能が確保されていない状況となっていた。

したがって、本件2橋りょうは、橋台の設計が適切でなかったため、上部工等の必要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額3607万円が不当と認められる。

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において設備の設計が不適切

10件 不当金額(支出) 1億5661万円

1 基金事業の概要

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が都道府県及び政令指定都市に地域環境保全対策費補助金等を交付して造成させたものである。都道府県及び政令指定都市は、交付要綱等に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に防災拠点となる施設等(防災拠点施設等)に、太陽光発電設備等を設置するなどの事業(基金事業)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(基金事業を実施する者を「事業主体」)に対して、基金を取り崩して補助金を交付している。交付要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、災害等による停電時に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

2 検査の結果

10事業主体において、太陽光発電設備等の設計が適切でなかったため災害等による停電時に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量(必要電力量)が確保されていなかったり、太陽光パネルの基礎の設計が適切でなかったため所要の安全度が確保されていなかったりしており、取り崩された基金計1億5661万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

事態の詳細を示すと次のとおりである。

ア 太陽光発電設備等の設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていなかった事態

(ア) 太陽光発電設備等の規模を決定する際の必要電力量の算定を誤るなどしていたため、必要電力量が確保されていなかったもの

(イ) 太陽光発電設備等の規模が適切なものとなっていなかったため、必要電力量が確保されていなかったもの

(ウ) 太陽光発電設備等を独立した複数の系統に分けて設置する際に必要電力量が系統ごとに確保できているかの検討を行っていなかったため、必要電力量が確保されていなかったもの

イ 太陽光パネルの基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていなかった事態

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
環境本省	福島県	安達郡大玉村(事業主体)	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	平成24	6085万	6085万	2940万	2940万	ア(ウ)の事態
同	同	相馬方部衛生組合(事業主体)	同	25	5413万	5413万	1803万	1803万	イの事態
同	埼玉県(事業主体)	—	再生可能エネルギー等導入推進基金	27	5194万	5194万	690万	690万	ア(ア)及び(ウ)の事態
同	三重県	多気郡大台町(事業主体)	同	28	2210万	2210万	1105万	1105万	同
同	大阪府	羽曳野市(事業主体)	同	27	2014万	2014万	2014万	2014万	ア(ア)の事態
同	香川県	さぬき市(事業主体)	同	27	2311万	2311万	152万	152万	ア(イ)の事態

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
環境本省	香川県	仲多度郡琴平町(事業主体)	再生可能エネルギー等導入推進基金	平成27	2246万 ^円	2246万 ^円	719万 ^円	719万 ^円	ア(イ)の事 態
同	沖縄県	国頭郡伊江村(事業主体)	同	27	2732万	2732万	356万	356万	ア(ア)、 (イ)及 び(ウ) の事 態
同	同	島尻郡渡嘉敷村(事業主体)	同	28	2819万	2819万	1434万	1434万	ア(イ) の事 態
同	川崎市(事業主体)	—	同	27	1億1887万	1億1887万	4445万	4445万	ア(ウ) の事 態
計	10事業主体				4億2915万	4億2915万	1億5661万	1億5661万	

循環型社会形成推進交付金事業等の建築物等の整備等に要した費用が補助対象外

5件 不当金額(支出) 8616万円
(前年度 2件 1382万円)

1 交付金の概要

循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金は、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領(これらを「取扱要領」)等に基づき、交付対象事業費を算定するものとされている。取扱要領によれば、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する事業や既存のごみ焼却施設の長寿命化のための基幹的設備改良事業等において、交付金の交付の対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等から成る施設の建設や地球温暖化対策等に資する設備等の改良とされている。

2 検査の結果

埼玉、千葉、高知、鹿児島各県内の2市3組合は、エネルギー回収推進施設における見学者ホール等の廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しない建築物等の整備等に要した費用計4億3472万円を交付対象事業費に含めていた。したがって、上記建築物等の整備等に要した費用4億3472万円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計8616万円が不当と認められる。

<事例>

指宿広域市町村圏組合は、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する事業として、平成26年度から29年度までの間に、鹿児島県指宿市十二町地内に所在する指宿広域クリーンセンターにおいて、工場棟及び管理棟を合築するなどの建設工事を事業費46億4208万円(交付対象事業費39億2500万円、交付金交付額12億4226万円)で実施し、上記の両施設において共用する見学者ホール等の建築に要した費用全てを交付対象事業費に含めていた。

しかし、エネルギー回収推進施設における見学者ホール等は、取扱要領によると、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しないため交付の対象とはならず、エネルギー回収推進施設に係る分の建築に要した費用は、交付対象事業費に含めることができない費用であった。

したがって、前記の交付対象事業費から上記エネルギー回収推進施設の見学者ホール等の建築に要した費用を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると35億5093万円となり、適正な交付金交付額は11億8063万円となって、交付金相当額6162万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
				円	円	円	円
埼玉県	所沢市	循環型社会形成推進交付金等	平成26～28	34億7209万 (27億3714万)	13億6857万	2284万 (2284万)	1142万
同	飯能市	循環型社会形成推進交付金	27～29	14億2282万 (12億6885万)	4億2295万	1523万 (1523万)	507万
千葉県	印西地区環境整備事業組合	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	27～29	22億6800万 (18億1440万)	9億0720万	309万 (309万)	154万
高知県	香南清掃組合	循環型社会形成推進交付金	25～28	75億3548万 (58億2950万)	19億4316万	1947万 (1947万)	649万
鹿児島県	指宿広域市町村圏組合	同	26～29	46億4208万 (39億2500万)	12億4226万	3億7407万 (3億7407万)	6162万
計	5事業主体			193億4049万 (155億7490万)	58億8415万	4億3472万 (4億3472万)	8616万

災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 143万円

1 補助事業の概要

岩手県九戸郡野田村は、平成28年度に、災害等廃棄物処理事業として、28年の台風第10号により住宅等から発生した災害廃棄物の収集運搬、仮置場への集積、分別、処分場への搬出等を実施した。

交付要綱等によれば、補助金の交付の対象となるのは、市町村が、災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業等とされている。そして、補助の対象となる経費は、これらの事業に係る委託料等とされており、現場管理費、一般管理費等の諸経費のうち諸経費率を乗じて算出するもの(諸経費相当額)は補助の対象から除外することとなっている。

2 検査の結果

同村は、本件補助事業を委託して実施しており、災害廃棄物の収集、運搬等に使用するダンプトラック等の機械損料、労務費等のうち、同村が制定した「平成28年度道路維持等業務委託単価表」(単価表)に記載されているものについては単価表の単価を契約単価とし、単価表に記載されていないものについては見積りによる単価を契約単価として、これらの契約単価に実際に要した作業時間を乗ずるなどして委託料を算出していた。そして、同村は、委託料2108万円から補助対象外経費を除いた2076万円(国庫補助金相当額1038万円)を補助対象事業費として、実績報告書を環境省に提出して、国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同村が機械損料等の契約単価に適用していた単価表の単価は、諸経費率48%を乗じて算出された諸経費相当額が加算されるなどしたものであり、当該諸経費相当額については、補助の対象とならないものであった。

したがって、単価表の単価から諸経費相当額を除くなどして適正な補助対象事業費を算定すると1789万円となり、前記の補助対象事業費2076万円はこれに比べて286万円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額143万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
環境本省	岩手県九戸郡 野田村	災害等廃棄物 処理	平成 28	円 2108万 (2076万)	円 1038万	円 286万 (286万)	円 143万

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外

1 件 不当金額(支出) 1 3 7 万円
(前年度 1 件 1 2 6 7 万円)

1 補助事業の概要

埼玉県比企郡小川町は、平成26年度に、地域における低炭素地域づくりのための省エネルギー設備等の導入事業(導入事業)として、同町の本庁舎に設置されている既存の空調設備等を撤去して、省エネルギー設備に更新する工事を事業費2億1945万円(補助対象事業費1億8867万円、国庫補助金額1億2578万円)で実施した。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、同年度については、公益財団法人日本環境協会が選定され、協会は、上記の事務に対して、同省から国庫補助金の交付を受けている。

同省の承認を得て協会が定めた「平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)交付規程」等によれば、補助金の交付の対象となるのは、導入事業を行うために必要な工事費等とされ、既存設備の撤去に係る工事費は補助金の交付の対象にならないとされている。

2 検査の結果

同町は、補助対象事業費の算定に当たり、上記の事業費から既存の空調設備等の撤去に係る工事費を控除したとしていた。

しかし、上記の事業費には、既存設備の撤去に係る整理清掃後片付け、内部足場等の工事費が含まれており、これらに係る費用205万円についても、既存設備の撤去に係る工事費として補助対象事業費の算定の際に控除する必要があったのに、同町は、これを控除していなかった。

したがって、上記既存設備の撤去に係る工事費205万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額137万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める国庫 補助金等 相当額
					円	円	円	円
環境本省	公益財団法人日本環境協会	埼玉県比企郡小川町	二酸化炭素排出抑制対策	平成26	2億1945万 (1億8867万)	1億2578万	205万 (205万)	137万

循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大など

1件 不当金額(支出) 2227万円
(前年度 4件 9272万円)

1 交付金事業の概要

遠軽地区広域組合は、エネルギー回収推進施設を整備する事業として、平成25年度から29年度までの間に、北海道紋別郡遠軽町向遠軽^{むかいえんがる}地内に所在する「えんがるクリーンセンター」において、用地造成工事、給水管布設工事10工事、道路舗装工事及びポンプ場建設工事等2工事の計14工事(14工事)を事業費5億2574万円(交付対象事業費4億5569万円、交付金1億5189万円)で実施した。循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(取扱要領)によれば、交付対象事業費のうちの本工事費及び土地造成費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち、現場管理費は、工場において生産されるポンプ等の調達額(特殊製品費)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の1/2に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされており、一般管理費は、直接工事費と間接工事費の合計額である工事原価に取扱要領に定められた所定の率を乗じて得た額の範囲内とされている。また、交付の対象となる土地造成費は、廃棄物処理施設の設置に必要な最小限度の工事費とされており、調整池の整備に要する費用は交付の対象となっていない。

2 検査の結果

同組合は、交付対象事業費の算定に当たり、現場管理費について、14工事において取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出していたり、用地造成工事、道路舗装工事及びポンプ場建設工事等2工事において純工事費から特殊製品費の1/2に相当する額を適切に減額していなかったりしていた。また、一般管理費について、給水管布設工事9工事及び道路舗装工事において取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出していた。さらに、用地造成工事において、交付の対象とならない調整池の整備に要する費用を土地造成費に含めるなどしており、取扱要領に基づいて現場管理費及び一般管理費を算出するとともに、上記調整池の整備に要した費用を交付対象事業費から除くなどして14工事に係る適正な交付対象事業費を算定すると計3億8886万円となることから、本件交付対象事業費4億5569万円は、これに比べて6682万円過大となっており、これに係る交付金相当額2227万円が過大に交付されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
北海道	遠軽地区広域 組合	循環型社会形成 推進交付金	平成 25～29	5億2574万 (4億5569万) 円	1億5189万 円	6682万 (6682万) 円	2227万 円

侵入防止柵の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の安定性が確保されていない状態になっているなどして、工事の目的不達成など

1件 不当金額(支出) 2174万円

1 工事の概要

海上自衛隊大湊地方総監部(大湊地方総監部)は、青森県むつ市田名部字下平地内の大湊地方総監部樺山送信所等において、同送信所内への侵入を防止するための柵(侵入防止柵)の更新等を行うために、平成28、29両年度に、樺山送信所等困障補修工事(28年度工事)及び樺山送信所困障補修工事(「29年度工事」。28年度工事と合わせて「本件工事」)を、株式会社橋本建設工業にそれぞれ工事費1002万円、1609万円、計2611万円で請け負わせて実施している。

本件工事は、昭和53年に設置された侵入防止柵が老朽化したため、延長3,894mのうちの計685.5mの区間について、既存の侵入防止柵の内側に新たに侵入防止柵を設置した後、既存の侵入防止柵の撤去等を行うものである。そして、本件工事で設置した侵入防止柵(高さ1.8m)は、鋼管の支柱をコンクリート基礎(縦0.25m、横0.25m、高さ0.45m)に建て込んで2.0m間隔で設置し、この支柱に菱形金網等を取り付けるなどしたものである。

大湊地方総監部は、本件工事で設置した侵入防止柵の設計を「外・内柵設計指針」(指針)等に基づいて行っており、侵入防止柵の基礎を指針において標準とされているコンクリート基礎とするなどして設計し、これにより施工していた。

2 検査の結果

指針によれば、侵入防止柵の基礎は、侵入防止柵に作用する荷重に対し、十分な安定性を持つ形状寸法とすることなどとされている。

しかし、大湊地方総監部は、本件工事で設置した侵入防止柵の設計に当たり、基礎の形状寸法等の決定に必要な風荷重等による転倒に対する安定計算等を行っていなかった。

そこで、指針等に基づき、侵入防止柵の転倒に対する安定計算を行ったところ、風荷重により基礎に加わる転倒モーメントは $0.703\text{kN}\cdot\text{m}$ ^(注1)、基礎の抵抗モーメントは $0.226\text{kN}\cdot\text{m}$ ^(注2)となっているなど、全ての基礎において転倒モーメントが抵抗モーメントを大幅に上回っていて、侵入防止柵が風荷重に対して十分な安定性を持っていなかった。

したがって、本件工事で設置した侵入防止柵は、基礎の設計が適切でなかったため、安定性が確保されていない状態になっているなどして、本件工事は、工事の目的を達していないなどしており、これに係る工事費相当額28年度工事876万円、29年度工事1297万円、計2174万円が不当と認められる。

(注1) 転倒モーメント 転倒させようとする力の大きさ

(注2) 抵抗モーメント 転倒モーメントに抵抗するモーメントの最大値

—日本私立学校振興・共済事業団—

私立大学等経常費補助金の経理が不当

12件 不当金額(支出) 2億7840万円
(前年度 9件 1億8805万円)

1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等や収容定員に対する在籍学生数の割合等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。

また、事業団は、私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に選定された私立大学等に係る一般補助及び特別補助の額の増額を行っている。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

2 検査の結果

12学校法人は、事業団に提出した算定資料に、①一般補助の算定対象とならない者等を含めたり、②特別補助の算定対象とならない経費等を含めるなどしたり、③私立大学等改革総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載したりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定したため、補助金計2億7840万円が過大に交付されていて不当と認められる。

事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額	不当と認める補助金額	注(1) 摘要
学校法人 日通学園 (茨城県龍ヶ崎市)	平成 27～29	14億2286万 円	6908万 円	② (流通経済大学)
学校法人 桜美林学園 (東京都町田市)	29	6億6170万	100万	② (桜美林大学)
学校法人 東洋大学 (東京都文京区)	29	18億9525万	115万	②、③ (東洋大学)
学校法人 東京国際大学 (東京都新宿区)	25～27	18億9474万	601万	② (東京国際大学)
学校法人 武蔵野美術大学 (東京都小平市)	28	7億9380万	127万	② (武蔵野美術大学)
学校法人 目白学園 (東京都新宿区)	28	7億7818万	128万	①、②、③ (目白大学、目白大学 短期大学部)
学校法人 茶屋四郎次郎記念学園 (東京都豊島区)	25～29	20億8197万	3850万	①、② (東京福祉大学、東京 福祉大学短期大学部)
学校法人 中内学園 (神戸市)	26	2億2120万	113万	② (流通科学大学)
学校法人 吉備学園 (岡山市)	28	2億0073万	125万	② (岡山商科大学)
学校法人 徳山教育財団 (山口県周南市)	28、29	5億2115万	1745万	①、②、③ (徳山大学)
学校法人 萩至誠館 ^{注(2)} (山口県萩市)	25～29	6億1026万	1億3793万	①、② 注(3) (至誠館大学)
学校法人 別府大学 (大分県別府市)	27、28	8億1259万	231万	② (別府大学)
12事業主体		118億9448万	2億7840万	

注(1) 摘要欄の①、②及び③は、「2 検査の結果」の態様に対応している。

注(2) 26年3月31日以前は学校法人萩学園、31年4月1日以降は学校法人菅原学園

注(3) 26年3月31日以前は山口福祉文化大学

一東京地下鉄株式会社一

車両基地の侵入防止柵改良工事等の施行に当たり、フェンス設置工費の積算を誤ったため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 1710万円

1 工事の概要

東京地下鉄株式会社(会社)は、平成29、30兩年度に、「和光車両基地侵入防止柵改良その他工事」を見積合わせ競争契約により、東光産業株式会社と契約額4億1406万円で締結して施行している。

本件工事は、埼玉県和光市に所在する和光車両基地(車両基地)のセキュリティ機能強化を目的として、車両基地の外周に昭和62年に設置された高さ1.75mから2.7mまでの侵入防止柵(フェンス)等延長計1,685mを撤去した後、新たに高さ3.37mから3.41mまでのフェンス等を同一箇所に設置するなどするフェンス設置工等を行うものである。

会社は、フェンス設置工で新たに設置するフェンス(延長計1,685m)のうち、延長計508.3mの部分については、車両基地が住宅地に隣接していることから、近隣住民のプライバシーの確保のために、透視性の低いブラインド構造のフェンス(ブラインドフェンス)を採用して、設置箇所の地盤の形状に合わせて、水平地盤用のブラインドフェンス(水平用フェンス)延長計492.3mと、勾配地盤用のブラインドフェンス(勾配用フェンス)延長計16.0mを設置している。

会社は、本件工事の予定価格の積算を、会社が定めた工務部土木工事費積算要領等(積算要領等)に基づき、積算要領等に示された各種算定式等を電子データ化した積算システム(積算システム)に、数量計算書に記載された数量を入力するなどして行っている。そして、フェンス設置工費については、水平用フェンスの延長1m当たりの単価57,360円及び勾配用フェンスの同80,304円にそれぞれの設置延長を乗じてブラインドフェンスの材料費を算出するなどして積算していた。

2 検査の結果

会社は、フェンス設置工費のうちブラインドフェンスの材料費の算出に当たり、数量計算書に記載された水平用フェンスの延長492.3mを積算システムに入力すべきところ、数量計算書の欄を見誤って1行上に記載されていたフェンスを支えるための基礎ブロック115か所の数値を用いて115.0mと入力し、また、勾配用フェンスの延長16.0mを積算システムに入力すべきところ、同様に水平用フェンスの延長492.3mの数値を用いて492.3mと入力して、フェンス設置工費を積算していた。

したがって、水平用フェンス及び勾配用フェンスの正しい設置延長を用いるなどして本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、諸経費等を含めた工事費の総額は3億9686万円となることから、本件契約額4億1406万円はこれに比べて約1710万円割高となっていて不当と認められる。

－日本年金機構－

職員の不正行為

1件 不当金額(収入) 130万円

日本年金機構鶴岡年金事務所において、厚生年金徴収課の職員が、厚生年金保険料、健康保険料等の収納事務に従事中、平成28年2月から30年2月までの間に、滞納事業主から直接現金で受領した厚生年金保険料及び健康保険料の一部を国庫に払い込まずに、計130万円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、令和元年7月までに全額が同人から返納されている。

－独立行政法人国立美術館－

建築設備改修工事の施行に当たり、シャッターの部品交換費等の積算を誤ったため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 530万円

1 工事の概要

独立行政法人国立美術館国立西洋美術館は、平成28、29両年度に、「国立西洋美術館建築設備改修工事」を契約額7020万円で締結して施行している。

本件工事は、美術館の設備の経年劣化や動作不良を解消するために、本館、新館及び企画展示館に設置しているシャッター及び自動扉の部品交換、新館に設置している電動式軽量シャッターの更新並びに企画展示館に設置しているエレベータ及び5 tクレーンの更新を行うものである。

美術館は、本件工事の予定価格の積算を、シャッター等の機器ごとに専門業者から徴した見積書の価格に基づくなどして行っており、シャッター及び自動扉の部品交換費並びにエレベータ及び5 tクレーンの更新費の合計額に消費税(地方消費税を含む。)を加えて7211万円と算定していた。

2 検査の結果

美術館は、仕様書において、シャッターの部品交換に伴う開閉器交換の施工箇所を15か所としており、これに適合する内容で予定価格の積算時に徴していた見積書の価格を用いてシャッターの部品交換費を算定するなどすべきであるのに、誤って、予算要求時に開閉器交換の施工箇所を30か所とする想定で徴していた見積書の価格を用いてこれを算定するなどしていた。

したがって、シャッターの部品交換費について予定価格の積算時に徴していた見積書の価格を用いるなどして本件工事の予定価格を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、適正な予定価格は6480万円となることから、本件契約額7020万円はこれに比べて約530万円割高となっていて不当と認められる。

一独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構一

職員宿舍修繕業務において、入居停止の措置や職員宿舍の入居状況を考慮して業務を見直すことについての検討が十分でなかったなどのため、必要のない修繕業務を実施

1件 不当金額(支出) 353万円

1 職員宿舍の運営方針の概要等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、会計規程等に基づき、収入、支出、契約その他の会計に関する事務を執行させるため、都道府県支部(支部)の契約担当役及び不動産管理役を支部長とし、併せて、分任不動産管理者を支部の下に置かれた職業能力開発促進センター所長等としている。そして、不動産管理規程によれば、不動産管理役及び分任不動産管理者は、管理する建物等の点検、必要な補修等を適切に行わなければならないこととされている。

機構本部は、「職員用宿舍の運営方針等について」(運営方針等)を定めており、運営方針等によれば、鉄筋コンクリート造の職員宿舍のうち、老朽化等により入居率が著しく低下し、今後の活用が見込まれない職員宿舍及び敷地全体の利用率が著しく低い職員宿舍については、耐用年数にかかわらず廃止することなどとされている。そして、継続して運営する職員宿舍については、毎年11月頃に翌年度の職員宿舍運営管理経費を把握するために、支部等に対して職員宿舍修繕等希望調査を行い、その調査結果を踏まえて、翌年3月末に該当する支部等に対して翌年度の修繕に係る予算を承認している。

機構の福岡支部は、福岡支部福岡職業能力開発センター(福岡センター)が管理する水巻第二職員宿舍(水巻宿舍)全20戸のうち10戸の浴室等の修繕を請け負わせる契約を、平成30年2月に、一般競争により契約額419万円で株式会社北九州総建と締結して、同年4月に同額を支払っている。

2 検査の結果

福岡センターは、水巻宿舍について、老朽化による浴室等の修繕を行う必要があることを平成29年度職員宿舍修繕等希望調査票に記載して28年12月に本部に提出し、福岡センター及び福岡支部は、29年3月に本部から水巻宿舍の修繕に係る29年度予算額456万円の承認を受けていた。

その後、本部は、同年12月に福岡センターから提出を受けた平成30年度職員宿舍修繕等希望調査票により、水巻宿舍について、①同年12月時点の入居戸数が20戸のうち6戸であること、②築43年と老朽化していること、③今後、給排水設備等の大規模改修に多額を要することなどを把握したことなどから、水巻宿舍の用途廃止に向けて、30年2月14日付けで福岡センター所長に対して事務連絡を発し、水巻宿舍について、新たな入居を停止することとしていた。

一方、福岡支部は、同年2月26日に、水巻宿舍全20戸のうち10戸の浴室等の修繕に係る契約を締結して、修繕業務完了後の同年4月26日に契約金額と同額を同社に支払っていた。

しかし、水巻宿舍の新たな入居を停止することとした前記の事務連絡が本部から発出された同年2月14日時点において、上記修繕の対象とした10戸のうち職員が入居していたのは3戸のみとなり、残りの7戸については入居者がいない状況となっていた。そして、前記の事務連絡は福岡支部に対しても情報提供され、福岡支部は、水巻宿舍の修繕業務の実施の必要性について検討して、新規採用職員等が福岡センター等に配置された場合を想定し、同年3月に本部に入居停止の措置の解除を申し入れることを前提として水巻宿舍の修繕を行うことを決定していたが、その後も福岡支部は、本部に対して入居停止の措置の解除を申し入れていなかった。

したがって、前記10戸のうち7戸については修繕を行う必要はなく、これに係る支払額353万円が不当と認められる。

一独立行政法人国立病院機構一

設計変更工事の実施による増額分の支払が会計規程等に違反

1件 不当金額(支出) 3582万円

1 建替整備工事等に係る契約事務の概要

(1) 建替整備工事の概要

独立行政法人国立病院機構が設置した独立行政法人国立病院機構佐賀病院(病院)は、平成25年度から29年度までの間に、既存の外来管理棟を解体し、その跡地に外来管理棟を新築するとともに、病棟の改修を行うなどの工事(建替整備工事)を実施するために、25年9月に、建替整備工事の施工を請け負わせる契約を東洋建設株式会社(建設会社)と契約金額34億7865万円で締結し、その後、ヘリポートを追加するなどの設計変更に係る契約変更を行っている(契約変更後の契約金額38億8675万円)。

(2) 機構の契約事務及び施設整備業務の概要

独立行政法人国立病院機構会計規程(会計規程)等によれば、経理責任者(病院にあっては院長)は、契約を締結するときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約代金の支払の時期等を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。そして、経理責任者は、施設整備について、設計変更に伴い契約変更手続の必要が生じたときは、その都度、遅滞なく、変更契約書を請負者と取り交わすこととされている。また、請負契約等を締結する場合には、原則として、競争契約によることとされている。ただし、予定価格が250万円を超えない工事をさせる場合等には、機構に設置された契約監視委員会(監視委)の事前点検を受けずに随意契約によることとされている。

(3) 設計変更工事の実施

病院は、前記のヘリポートを追加するなどの設計変更のほか、建替整備工事のうち外来管理棟の新築工事において、外来窓口にシャッターを設置するなどの工事を、また、病棟の改修工事において、売店を改修するなどの工事(これらを「設計変更工事」)を設計変更を行って実施している。

2 検査の結果

病院は、建設会社に指示して設計変更工事を実施していたが、外来管理棟の新築工事及び病棟の改修工事の引渡しを受け、設計変更工事に係る増額分が計3582万円となることを認識した後においても、契約変更の手続を行っておらず、変更契約書を建設会社と取り交わしていなかった。

そして、病院は、実際は設計変更工事に基づく支払であるのに、既に終了した設計変更工事の増額分について、監視委の事前点検の対象とならない1契約当たりの契約金額が250万円を超えない随意契約により支払うこととして、建設会社に対して、上記の増額分を分割した契約関係書類を作成するよう指示した。建設会社は、増額分を17契約に分割して、それぞれの契約について、新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類を作成し、病院は、この契約関係書類により随意契約を締結した。その後、病院は、増額分について、これらの契約関係書類に基づき、17契約分計3582万円を建設会社に対して支払っていた。

したがって、上記のとおり、病院が、契約変更の手続を行わず、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類を作成させ、これらに基づき支払を行っていた事態は、会計規程等に違反して不当と認められる。

—独立行政法人地域医療機能推進機構—

職員の不正行為

1件 不当金額(収入支出以外) 2667万円

独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院において、薬剤科長が、医薬品の検査、保管等に関する事務に従事中、平成26年5月から30年3月までの間に、納入された医薬品について検査を行った後、調剤室の医薬品棚に移動する際に、医薬品7,816点(購入価格相当額2667万円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、31年1月までに全額が同人から返納されている。

一国立大学法人山梨大学一

固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が不適正

1件 不当金額(収入支出以外) 4億5554万円

1 財務諸表の作成

(1) 財務諸表の作成の概要

国立大学法人等は、国立大学法人法によれば、毎事業年度(年度)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(財務諸表)を作成し、当該年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

また、国立大学法人等が作成した財務諸表は、国立大学法人会計基準(会計基準)等に基づき、国民その他の利害関係者に対し、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から、その作成及び公表が義務付けられており、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価にも利用されている。

(2) 固定資産の減損の概要

会計基準等によれば、国立大学法人等が保有する固定資産については、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めないなどの場合は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び国立大学法人等の業務運営状況を明らかにすることを目的として、減損処理を行うこととされている。

国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理に係る取扱いについては、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」(減損会計基準)等を適用することとなっており、減損会計基準によれば、国立大学法人等自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行っているなど、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象の有無を把握した上で、減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされている。

また、国立大学法人等が保有する固定資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された償却資産以外の償却資産(非特定償却資産)に係る減損額の会計処理は、当該減損額を損益計算書の減損損失の科目により当期の臨時損失として計上することとされている。

2 検査の結果

国立大学法人山梨大学は、病院再開発整備計画に基づき、平成27年度に、附属病院の診療用の建物等の一部について使用しないという決定を行ったことから、減損を認識し、同年度の貸借対照表の損益外減損損失累計額に減損額4億5554万円を計上するなどしていた。

しかし、当該建物等は、山梨大学において、非特定償却資産として管理されていたため、前記の非特定償却資産についての減損額の会計処理のとおり当期の臨時損失として計上すべきであり、損益計算書の減損損失に4億5554万円を計上しなければならないものであった。

このため、同年度の貸借対照表の損益外減損損失累計額が4億5554万円過大に表示され、損益計算書に減損損失が表示されておらず、同額過小となっていた。

したがって、山梨大学の27年度の財務諸表は、貸借対照表の損益外減損損失累計額及び損益計算書の減損損失が適正に表示されておらず、不当と認められる。

一阪神国際港湾株式会社一

コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払額が過大

1 件 不当金額(支出) 2億0065万円

1 コンテナ集貨事業の概要

阪神国際港湾株式会社は、平成26年度から、大阪、神戸両港(阪神港)におけるコンテナ貨物の取扱個数の増大及び外航コンテナ航路の維持・拡大を図ることを目的として、西日本等諸港のコンテナ貨物を新規に又は他港から転換して阪神港に集貨する事業(コンテナ集貨事業)を外航コンテナ船社等(事業者)に委託して実施している。そして、コンテナ集貨事業の実施に当たり、国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金交付要綱に基づき、国土交通省から国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金の交付を受けている。

会社は、毎年度、「阪神港の集貨事業募集実施要領(共通事項)」等を策定して、26、27両年度のコンテナ集貨事業についてはそれぞれ前年度、28年度以降のコンテナ集貨事業については26年度から前年度までの各年度のうちコンテナ貨物の取扱個数(1TEU^(注)当たり^(注)に換算した個数)が最も多い年度(これらを「比較対象年度」と)と比べて、取扱個数が増加することが見込まれるものを委託の対象として募集することとしている。業務委託料は、比較対象年度からの取扱個数の増加分に1TEU当たりの契約単価を乗じた額とされており、会社は、事業者と契約単価について協議して合意した上で業務委託契約を締結することとしている。そして、当該委託業務の完了時に、会社は、比較対象年度からの取扱個数の増加分に契約単価を乗じて算定した業務委託料等を記載した事業実績報告書を事業者から提出させ、これを確認して業務委託料を支払うこととしている。

会社は、コンテナ集貨事業として、(1)27年度にオリエントオーバーシーズコンテナラインリミテッド日本支社(00CL)に1契約40事業を契約金額3億0182万円(国庫補助金交付額1億5090万円)で、また、(2)29年度にNYK Container Line株式会社(NYK)に1契約8事業を契約金額4億8660万円(国庫補助金交付額2億4226万円)でそれぞれ委託して実施しており、契約金額は計7億8842万円(国庫補助金交付額計3億9317万円)となっている。

(注) TEU Twenty-foot Equivalent Unit(20フィート換算数量)。長さの異なるコンテナの合計取扱量を計算するため、長さ6.058m(20フィート)のコンテナに換算した場合のコンテナ個数の単位

2 検査の結果

会社は、00CLから(1)の委託業務の完了時に、40事業における取扱個数の増加分計45,661TEUに契約単価を乗じて業務委託料を3億0182万円とした事業実績報告書が提出されたことから、これを確認して同額を00CLに支払っていた。また、会社は、NYKから(2)の委託業務の完了時に、8事業における取扱個数の増加分計18,596TEUに契約単価を乗じて業務委託料を4億8660万円とした事業実績報告書が提出されたことから、これを確認して同額をNYKに支払っていた。

しかし、00CLは、27年度の取扱個数から比較対象年度である26年度の取扱個数を差し引くべきであるのに、誤って27年度の取扱個数から比較対象年度である26年度における取扱個数の増加分を差し引くなどしていたことから、7事業で取扱個数の増加分を計1,479TEU過大に算出していた。また、NYKは、29年度の取扱個数から比較対象年度である28年度の取扱個数を差し引くべきであるのに、誤って29年度の取扱個数から比較対象年度である28年度における取扱個数の増加分を差し引いていたことから、3事業で取扱個数の増加分を計7,382TEU過大に算出していた。

そこで、適正に算出した取扱個数の増加分により適正な業務委託料を算定すると、(1)は2億8981万円(国庫補助金相当額1億4490万円)、(2)は2億9796万円(同1億4834万円)となり、(1)の業務委託料3億0182万円(国庫補助金交付額1億5090万円)及び(2)の業務委託料4億8660万円(同2億4226万円)は、これに比べて、それぞれ(1)1201万円(国庫補助金相当額600万円)及び(2)1億8864万円(同9391万円)、計2億0065万円(同9992万円)過大となっていて不当と認められる(前掲147ページ参照)。

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
国 会（衆議院）		
36条意見表示		
・ 国有財産の有効活用について（衆議院議長宛て）……………		1 8 1
内 閣 府（内閣府本府）		
36条処置要求		
・ 緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について（内閣総理大臣宛て）……………		1 8 2
36条処置要求		
・ 企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について（内閣総理大臣宛て）……………		1 8 4
総 務 省		
36条処置要求		
・ 地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について（総務大臣宛て）…		1 8 6
36条処置要求		
・ 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について（総務大臣宛て）……………		1 8 8
外 務 省		
36条意見表示		
・ 政府開発援助の効果の発現について（外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て）……………		1 9 0
36条意見表示、36条処置要求		
・ 無償資金協力（経済社会開発計画）における贈与資金の効率的な活用について（外務大臣宛て）……………		1 9 2

【府省・団体名】	<件名>	ページ
厚生労働省		
34条処置要求	・ 障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について(厚生労働大臣宛て)・・	195
34条処置要求、36条処置要求	・ 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について(厚生労働大臣宛て).....	197
34条処置要求、36条処置要求	・ 賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働大臣宛て)・・	199
36条意見表示	・ 国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について(厚生労働大臣宛て).....	202
36条処置要求	・ 二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について(厚生労働大臣宛て)・・	204
農林水産省		
34条処置要求	・ 多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について(農林水産大臣宛て).....	206
36条処置要求	・ ため池の防災減災事業について(農林水産大臣宛て).....	208
36条処置要求	・ ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について(農林水産大臣宛て).....	210
36条処置要求	・ 独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて(水産庁長官宛て).....	212

【府省・団体名】	<件名>	ページ
経済産業省		
	36条意見表示	
	・独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について(経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)……………	214
国土交通省		
	34条処置要求	
	・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)……………	217
	36条処置要求	
	・住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について(国土交通大臣宛て)……………	220
環境省		
	36条処置要求	
	・浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について(環境大臣宛て)……………	222
内閣(内閣官房)、総務省		
	34条処置要求、36条意見表示	
	・政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)……………	224
内閣府(内閣府本府)、総務省		
	34条処置要求、36条処置要求	
	・中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)……………	226
文部科学省、厚生労働省		
	34条処置要求、36条処置要求	
	・認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について(文部科学大臣及び厚生労働大臣宛て)……………	229

【府省・団体名】	<件名>	ページ
日本中央競馬会		
36条処置要求		
	・事業外用地の有効利用及び処分について(日本中央競馬会理事長宛て)……………	231
日本年金機構		
34条処置要求		
	・届け書等の配送業務について(日本年金機構理事長宛て)……………	233
独立行政法人国際協力機構		
36条意見表示		
	・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)……………(190ページ参照)	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
36条意見表示		
	・独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について(経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)……………(214ページ参照)	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
36条処置要求		
	・高架下等の有効活用について(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て)……………	235

－国会（衆議院）－

国有財産の有効活用について（衆議院議長宛て）

法制局分室に係る平成30年度末の国有財産台帳価格（収入支出以外） 9億4448万円

1 衆議院所管の国有財産の管理、処分等の概要

国有財産法（法）によれば、国有財産は、国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものである行政財産と、行政財産以外の一切の国有財産である普通財産とに分類されている。そして、法に規定されている管理及び処分の原則によれば、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（各省各庁の長）は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、行政財産の用途を廃止した場合はこれを財務大臣に引き継がなければならないこととされ、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができることとされている。

衆議院は、国有財産の事務の一部について、議院事務局法に基づき衆議院に附置されている衆議院事務局（事務局）に分掌させていて、衆議院の行う業務の目的を遂行するために、その所管に属する衆議院庁舎等の土地、建物等の国有財産を行政財産として管理させている（平成30年度末の国有財産台帳価格計6725億5084万円）。また、衆議院が、行政財産の用途を廃止して財務大臣に引き継いだり、用途を変更したりするなどの場合には、国会法に基づき衆議院に設置されている衆議院議院運営委員会（議院運営委員会）の協議を要することになっている。このため、事務局は、必要に応じて、議院運営委員会に対して、国有財産の管理等に関する事項について説明を行うなどしている。

2 本院の検査結果

衆議院が管理する行政財産のうち、法制局分室（東京都渋谷区所在。30年度末現在の国有財産台帳価格9億4448万円）は、国会法に基づき衆議院に附置されている衆議院法制局（法制局）の職員の会議、宿泊等に使用するとしている会議等施設である。その内訳は、土地（1,243㎡）、建物2棟、立木竹等となっており、これらの土地等は衆議院が昭和23年8月に購入するなどして取得したものである。

この法制局分室の使用状況について見たところ、衆議院は、建物等の管理のために管理人の人件費や樹木のせん定等の費用として、平成25年度から30年度までの間に計1400万円を支払っていたものの、法制局は、24年8月に会議のため1日使用したのを最後に、法制局分室の建物が購入から70年以上経過し老朽化していて使用に適さないなどの理由から、同年9月以降、法制局分室を全く使用していない。そして、事務局は、法制局から法制局分室の使用状況について報告を受けていなかったことなどから、議院運営委員会に対して法制局分室の現状についての説明を行っていない。

衆議院において、同月以降、全く使用されていない法制局分室について、行政財産として衆議院の業務の目的を遂行するための役割を果たしていない事態は、国有財産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

衆議院が管理する法制局分室については、同月以降、全く使用されていない状況となっているが、国有財産は、前記のとおり、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行うことが求められている。

については、衆議院において、事務局が法制局分室の現状を的確に把握するなどした上で、議院運営委員会に対して衆議院が管理する法制局分室の現状についてより一層の説明を行うことなどにより、国有財産の有効活用が図られていくよう意見を表示する。

－内閣府（内閣府本府）－

緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について（内閣総理大臣宛て）

基幹回線において消費帯域が契約帯域を上回っていて通信の安定性が確保されていない

1県に係る事業費に対する交付金相当額(1)（支出） 1億3763万円

指摘の背景となった枝回線において最大消費帯域が契約帯域を大幅に下回っていて

専用回線の使用料が節減できると認められる

8県の72回線に係る使用料に対する交付金相当額(2)（支出） 4933万円

(2)のうち、契約帯域を減少させた場合に使用料が節減できることが確認できた

4県の23回線に係る節減額に対する交付金相当額(3)（支出） 965万円

必要のない通信設備を設置していた

3県の節減できた事業費に対する交付金相当額(4)（支出） 2146万円

(1)、(3)及び(4)の純計（支出） 1億6597万円

1 事業等の概要

(1) 緊急時連絡網整備事業の概要

統合原子力防災ネットワークは、原子力緊急事態発生時に、国、地方公共団体等をネットワークで接続し、テレビ会議システム等を使用して適時に情報共有を図るためのものであり、原子力規制委員会が構築して運用しているネットワーク（国ネットワーク）と、原子力災害対策重点区域が設定されている市町村が所在する各都道府県（所在都道府県等）がそれぞれ構築して運用しているネットワーク（地域系ネットワーク）で構成されている。そして、地域系ネットワークは、所在都道府県等と緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）等の拠点を専用回線で結んでいる。また、両ネットワークはオフサイトセンターを介して専用回線で結ばれている（地域系ネットワークのうち、オフサイトセンターと結ばれている専用回線を「基幹回線」、その他の専用回線を「枝回線」）。

内閣府は、緊急時連絡網整備事業として地域系ネットワークの構築及び運用を行う所在都道府県等に対して、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付している。

(2) テレビ会議システムの概要

統合原子力防災ネットワークのテレビ会議システムは、各拠点に設置された遠隔操作端末を用いて国ネットワーク内のデータセンターに設置されたMCU^(注1)（Multipoint Control Unit（多地点接続装置）の略。「国MCU」）を操作し、各拠点に設置されたテレビ会議装置に接続することで画像や音声データの送受信を可能にするものである。そして、原子力規制委員会は、平成28年4月に、既存のデータセンターに加えて新たなデータセンターを整備してMCUを増設しており、データセンターの障害に備えて二重化を図っている。

(注1) MCU 同時に多数のテレビ会議装置から画像や音声データを受け取り、画面を分割してまとめて表示できるように合成するなどした上で各拠点に送り出す装置

2 本院の検査結果

地域系ネットワークの構築及び運用を行う全24道府県が28、29両年度に実施した緊急時連絡網整備事業を対象として、内閣府及び16道府県において会計実地検査を行うとともに、残りの8府県についても調書の提出を受けるなどして検査した。

(1) 専用回線の帯域の状況

地域系ネットワーク内の各拠点に設置された通信設備が使用時に消費することとなる帯域（消費帯域）を算出した上で、専用回線の契約により使用できている帯域（契約帯域）と比較したところ、次のとおりとなっていた。

ア 基幹回線において消費帯域が契約帯域を上回っていて通信の安定性が確保されていない事態

基幹回線については、各拠点間の通信が集中する主要な回線であり、通信の安定性を確保することが特に重要である。

しかし、各所在都道府県等における基幹回線の契約帯域は5Mbpsから100Mbpsまでと区々となっており、消費帯域についての検討が十分に行われていない状況が見受けられた。そして、愛媛県においては、テレビ会議装置8台及びIP電話26台の消費帯域のみで計6.3Mbpsとなっていて、基幹回線の契約帯域5Mbpsを上回っており、通信の安定性が確保されず、原子力緊急事態発生時における適時の情報共有に支障を来すおそれがある状況となっていた(通信の安定性が確保されないことにより情報共有に支障を来すおそれがある専用回線の使用料等に係る事業費28、29両年度計1億3763万円。交付金交付額同額)。

現に、本院の検査を踏まえて、同県が、テレビ会議装置7台及びIP電話20台(消費帯域計5.3Mbps)を同時に使用して実際の消費帯域を測定する実験を実施したところ、テレビ会議システムにおいて画像が連続して乱れるなどの現象が確認された。

イ 枝回線において最大消費帯域が契約帯域を大幅に下回っていて専用回線の使用料が節減できると認められる事態

専用回線の使用料は、必要以上の帯域を確保することにより使用料が過大なものにならないように留意する必要がある。

しかし、8県が構築して運用している地域系ネットワークの枝回線計72回線について、当該回線を使用する全ての通信設備の消費帯域を合計して更に予備の帯域を加えるなどした帯域(最大消費帯域)を算出した上で、契約帯域と比較したところ、消費帯域についての検討が十分に行われていなかったため、最大消費帯域が契約帯域を大幅に下回っていた(72回線の使用料に相当する額28、29両年度計4933万円。交付金相当額同額)。そして、一般的に、専用回線の使用料は、契約帯域の減少に伴い逡減するように設定されていることから、より小さい契約帯域とすることで、専用回線の使用料を節減できると認められる。

現に、上記72回線のうち、契約帯域を減少させた場合の使用料を確認することができた青森、宮城、神奈川、愛媛各県の23回線(使用料計3096万円)について、契約帯域を最大消費帯域と同じ帯域として契約した場合の専用回線の使用料を算出したところ、計2131万円となり、965万円(交付金相当額同額)が節減できたと認められる。

(注2) 8県 青森、宮城、神奈川、新潟、石川、静岡、島根、愛媛各県

(2) 通信設備の構成の状況

青森、宮城、福島各県は、28年4月に国MCUが増設されて二重化が図られたことや、遠隔操作端末で国MCUを操作することにより地域系ネットワーク内の拠点のみのテレビ会議が実施できることを認識していなかったことから、29年度に独自のMCUを設置していた(3県におけるMCUの設置費用計2760万円。交付金相当額同額)。そして、これらの3県において、独自のMCUを設置せずに、国MCUを操作するための遠隔操作端末を設置していたとすれば、事業費は計613万円となり、2146万円(交付金相当額同額)が節減できたと認められる。

3 本院が要求する改善の処置

内閣府において、緊急時連絡網整備事業が効果的かつ経済的に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 所在都道府県等に対して、緊急時連絡網整備事業により設置する専用回線について、通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法を検討して、その内容を周知するなどして、通信の安定性が確保されなかったり、契約帯域が消費帯域を大幅に上回っていることにより交付金の交付が過大となったりすることがないように指導すること

イ 所在都道府県等に対して、地域系ネットワーク内の拠点のみでテレビ会議を実施する場合に必要な通信設備の構成を周知するなどして、通信設備の構成を適切なものとするよう指導すること

企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について(内閣総理大臣宛て)

利用が低調となっている企業主導型保育施設の整備費に係る

国庫補助金相当額(1)(支出) 31億6880万円

開設が遅延して児童を受け入れられていないなどの企業主導型保育施設の整備費に係る

国庫補助金相当額(2)(支出) 6億9198万円

(1)及び(2)の計(支出) 38億6078万円

1 企業主導型保育事業の概要等

(1) 企業主導型保育事業の概要

企業主導型保育事業は、待機児童の解消等の目的を達成するために、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」(実施要綱)等に基づき、厚生年金保険法に規定する事業主等(一般事業主)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児(児童)の保育を行うものである。

内閣府は、企業主導型保育事業費補助金(国庫補助金)の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、平成28、29両年度は公益財団法人児童育成協会を補助事業者として選定し、協会に対して国庫補助金を交付している。

(2) 企業主導型保育助成事業の概要

協会は、実施要綱に基づき、国庫補助金を原資として、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育事業を行うために設置する保育施設(企業主導型保育施設)の整備に要する費用(整備費)及び企業主導型保育施設における保育の実施に要する経費の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している(協会が企業主導型保育助成事業により行う整備費の助成を「助成」といい、そのために交付する助成金を「助成金」という。また、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設の整備を行う一般事業主等を「事業主体」という。)

実施要綱によれば、協会は、同府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を定めることとされており、これを受けて協会は、同事業の適切かつ円滑な実施を図るために、「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」等(助成要領等)を制定している。

助成要領等によれば、企業主導型保育施設を利用する児童は、1月当たりの利用日数が16日以上となるなどの条件を満たしている児童(定期利用児童)と、1月当たりの利用日数が15日以下となる児童(不定期利用児童)に区分されている。

2 本院の検査結果

(1) 企業主導型保育施設の利用が低調となっている事態

ア 企業主導型保育施設の利用状況等

28、29両年度に助成金の交付対象となっていて、利用定員、利用児童数、助成金交付額等を勘案して抽出した187事業主体の213施設のうち、30年10月時点で開設後1年以上経過しているのは、150事業主体の173施設となっていた。このうち、同月時点の各企業主導型保育施設における定員充足率^(注)及びその直近1年間(29年10月から30年9月まで)における各月の定員充足率の平均がいずれも50%未満となっていて1年以上にわたって利用が低調な状況となっていたと認められる施設が、67事業主体の72施設(整備費計44億1167万円、助成金交付額計31億6880万円(国庫補助金相当額同額))見受けられた。

上記の72施設を整備した67事業主体の利用定員に関する計画の策定状況について確認したところ、60事業主体(65施設)において、利用定員の設定を行うに当たり、従業員への聞き取りなどを行ったとしているもののその具体的な内容が確認できなかつたり、従業員の意向等の保育需要に係る調査等を行わず、企業主導型保育施設の設置予定場所の面積に合わせて施設の規模を決定して受入れ可能な児童数を算出し、そのまま利用定員としていたり、合理的な理由等がないまま一定の割合の従業員等が監護する児童が利用すると想定していたりなどしている状況が見受けられた。

(注) 定員充足率 企業主導型保育施設の利用定員に対する定期利用児童、不定期利用児童及び各月の途中で利用を開始したり利用をやめたりした児童の合計の割合

イ 協会における利用定員の審査等

協会は、利用定員の妥当性等について審査等を行わないまま助成の決定を行っていた。また、協会は、事業主体が企業主導型保育施設の利用定員の設定を行うに当たり、従業員の意向調査や、地域の保育需要、待機児童の発生状況等の確認を行う必要性等について事業主体に周知していなかった。

さらに、協会は、企業主導型保育施設の利用状況について十分に把握しておらず、利用が低調となっている場合の対応等について具体的に検討していなかった。

(2) 企業主導型保育施設の開設が遅延して児童を受け入れられていないなどの事態

ア 企業主導型保育施設の開設の状況等

前記187事業主体の213施設のうち、17事業主体の17施設は、28、29の2か年度の間企業主導型保育施設の整備を実施して、29年度中に整備を完了させて30年4月までに開設する計画となっていたが、その計画よりも開設が遅延し、同月時点で開設に至っていなかった。

そこで、その原因等について確認したところ、9事業主体の9施設(整備費計9億5668万円、助成金交付額計6億9198万円(国庫補助金相当額同額))については、事業主体が、整備予定の企業主導型保育施設は設備基準等に適合した設計となっているかなどについて十分に確認しないまま整備を実施していたため、整備途中で生じた設計の変更等により開設が遅延していた。

イ 設備基準等への適合性等に対する協会の審査等

協会は、事業主体から所要額調書、設備基準等に適合しているか確認するための設計図面等の関係書類を提出させるなどしており、これらの各書類に記載されている計数の整合性等に係る形式的な確認を行っていたものの、整備する企業主導型保育施設の設計が設備基準等に適合しているかなどについて、十分に審査等を行わないまま助成の決定を行っていた。

3 本院が要求する改善の処置

企業主導型保育事業は、待機児童の解消等を図るための重要な施策であり、今後も多額の国庫補助金が交付されることが見込まれている。

については、同府において、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用され、もって企業主導型保育事業の効果的な実施が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 補助事業者に対して、助成の申込みに当たって従業員の意向等を十分に把握するなど利用定員の具体的な設定方法等について助成要領等に定め、適切に利用定員の設定を行うことの必要性等について事業主体に周知させるとともに、助成の申込みに対する審査時に、従業員枠及び地域枠に係る利用定員の設定の根拠となる資料等を事業主体から提出させた上で、利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせること

イ 補助事業者に対して、企業主導型保育施設の利用状況について適切に把握させた上で、利用が低調となっている場合には、事業主体が定員充足率の向上等に向けた取組を適切に行うよう助成要領等に定めさせるなどして、事業主体に対して十分な指導等を行わせること

ウ 補助事業者が助成の申込みに対する審査を行うに当たり、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について確認するためのチェックシートを作成するなどして、十分に審査等を行えるような仕組みを整備すること

地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について(総務大臣宛て)

平成31年3月末現在において交付金事業が中断等している6事業に対する

交付金交付額(1)(支出) 1億4931万円

軌道年度の売上高計画実績比、人材計画実績比及び資源計画実績比がいずれも50%未満と

低調となっている22事業に対する交付金交付額(2)(支出) 6億5810万円

(1)及び(2)の計(支出) 8億0741万円

1 制度の概要

総務省は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的として、平成24年度から地域経済循環創造事業交付金事業(交付金事業)を実施している。交付金事業は、地域金融機関の融資を伴い、当該地域金融機関による事業採算性の審査を経ること、原則として、事業に係る人件費や原材料費等の経常支出において、地域の人材及び資源を活用することとされている。そして、地域事業者に助成を行う地方公共団体は、地域における経済循環を創造する際の中心的な役割が期待されるとして、地域事業者の経営能力及び事業計画の妥当性について、地域金融機関等と連携して十分な調査を行うこと、事業の立ち上げ及び継続について十分に支援することとされている。また、交付金事業の事業効果については、公費交付額と融資額の合計額、売上高、地域の人材の活用に係る経費(地域人材活用費)及び地域の資源の活用に係る経費(地域資源活用費)の各項目のそれぞれの累計額を分子とし、公費交付額を分母とし、それぞれ算出した四つの指標(それぞれ「資金循環創出効果」「経済循環創造効果」「地元雇用創出効果」及び「地元産業直接効果」)を検証・研究するものであるなどとされている(資金循環創出効果を除く三つの指標を合わせて「3指標」、算定結果を「効果倍率」)。

2 本院の検査結果

(1) 中断等している交付金事業の状況

83事業(交付額計26億5168万円)を検査したところ、31年3月末現在において、地域事業者が、今後の方策を検討するとして中断しているものが2事業、今後の見通しが立たないとして中止しているものが2事業、破産しているもの(手続中のものを含む。)が2事業あり、計6事業(交付額計1億4931万円。「6事業」)が中断等していた。

そこで、6事業について中断等の要因を確認したところ、当初予定していた供給先の需要が増えなかったり、人材が確保できず実施体制が構築できなかったり、競合する他事業者の影響を受けたりしたことによるなどとしていた。これらの要因は、いずれも事業を実施する上で容易に想定され、また、事業の立ち上げや、その後の継続に重大な影響を及ぼしうるものであることから、事業に内在するリスクとして捉えて、回避策を十分に検討することが重要であるのに、6事業の地域事業者は、当該リスクを十分に捉えて回避することができなかった。

(2) 交付金事業の実施による事業効果の状況等

83事業のうち31年3月末現在において交付金事業が中断等している6事業を除く77事業(77事業)の3指標の効果倍率について交付金事業ごとの分布を分析したところ、いずれの指標も1.00倍未満の範囲が最頻値となっていた。

3指標の効果倍率は、達成すべき基準値が設定されているものではないが、個々の交付金事業における3指標の効果倍率が1.00倍未満と低い数値にとどまっているものが多数に上っている状況は、必ずしも交付金事業が順調に進んでいるとはいえないことを示していると認められる。

(3) 売上高等の収支計画の達成状況

77事業について、事業の立ち上げ年度から当該事業が軌道に乗ると想定する年度における売上高の収支計画に対する実績の比率(売上高計画実績比)と、地域人材活用費の収支計画に対する実

績の比率(人材計画実績比)及び地域資源活用費の収支計画に対する実績の比率(資源計画実績比)を対比して分析するなどしたところ、次のとおりとなっていた。

ア 売上高の状況

77事業における売上高計画実績比については、13事業(77事業の16.8%)は100%以上となっていて収支計画を達成していたが、64事業(同83.1%)は収支計画を達成しておらず、このうち39事業(同50.6%)は50%未満となっていた。

イ 地域の人材及び資源の活用状況

人材計画実績比については、17事業(77事業の22.0%)は収支計画を達成していたが、60事業(同77.9%)は収支計画を達成しておらず、このうち29事業(同37.6%)は50%未満となっていた。また、資源計画実績比については、13事業(同16.8%)は収支計画を達成していたが、62事業(同80.5%)は収支計画を達成しておらず、このうち42事業(同54.5%)は50%未満となっていた。

このように、売上高計画実績比が50%未満の39事業において、人材計画実績比及び資源計画実績比がいずれも50%未満となっている事業が22事業(交付額計6億5810万円)で見受けられた。その要因を確認したところ、売上高が低調となっていることに起因して、人材計画実績比及び資源計画実績比が低調となっているとしているものが多かった。そして、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素について、これらに対応した事業に内在するリスクを事前に適切に把握して、その回避策を綿密に検討しておくことが必要であった。

(4) 総務省によるフォローアップの状況

同省は、28年度以降、地方公共団体から提出させている地域経済循環創造事業交付金フォローアップ調査票において、交付金事業の進捗状況、収支の実績が収支計画を達成していない要因等を記載させるなどしており、上記のように、売上高が低調となっているなどして、地域の人材及び資源の活用が十分に図られておらず、事業効果が十分に発現していない事態が報告されていた。

しかし、同省は、こうした事態を把握するなどした上で、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、地域の人材及び資源を十分に活用しておらず、交付金事業の実施による事業効果が十分に発現していない事業について、具体的な改善策等を検討させることとしたりしていなかった。また、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を事業計画等に反映させていなかった。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、交付金事業の事業効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 既存の交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、事業効果を把握した上で事業実施の参考となる情報を提供するなどして、地域事業者、地域金融機関等の関係者と交付金事業の状況について幅広く共有・協議する場を設けさせて、より一層地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、売上高が低調となっているなどのため地域の人材及び資源を十分に活用しておらず、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と具体的な改善策等を検討させたりすること

イ 今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素や、事業に内在するリスクとその回避策について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討すること

情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について(総務大臣宛て)

導入したシステムの全部又は一部が休止・遊休化等している事業に係る

国庫補助金交付額(1)(支出) 9972万円

導入したシステムの利用が低調となっている事業に係る

国庫補助金交付額(2)(支出) 7916万円

クラウドを活用して導入したシステムについて、情報セキュリティ対策が適切でない事業に係る

国庫補助金交付額(3)(支出) 4億2257万円

(1)から(3)までの純計(支出) 5億1205万円

1 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の概要等

(1) 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の概要

総務省は、情報通信技術(ICT)の一層の利活用により、地域の活性化に資する事業等を実施する市町村等に対して、情報通信技術利活用事業費補助金を交付している。この補助金の交付対象事業は、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(要綱)等によれば、ICTまち・ひと・しごと創生推進事業、ふるさとテレワーク推進事業、地域IoT実装推進事業、データ利活用型スマートシティ推進事業(これらを「本件補助事業」)等とされており、事業主体は、本件補助事業において、情報通信端末を導入したり、システムを構築したりなどして事業を実施している(本件補助事業で導入された情報通信端末や構築されたシステムを「導入システム」)。

(2) 事業主体における情報セキュリティ対策

本件補助事業を実施するに当たっては、個人情報等の重要情報等を取り扱うことがある。そして、地方公共団体は、個人情報等の重要情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律等(法)の趣旨に基づき、組織内の情報セキュリティを確保するための対策等を包括的に定めた文書(情報セキュリティポリシー)等を定めて、これを遵守することなどにより、法の趣旨に沿った情報セキュリティ対策を講ずることとしている。

2 本院の検査結果

(1) 導入システムの利用状況等

事業完了後1年以上経過し、導入システムの運用状況等について記載した運用状況及び収益状況報告書(運用状況等報告書)が提出されている53補助事業について、導入システムの利用状況等をみたところ、次のとおり補助事業の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

ア 導入システムの全部又は一部が休止・遊休化等しているもの

導入システムの運用体制を維持できなかつたり、情報通信端末が故障したりしていたことなどから、導入システムの全部又は一部が、完成した当初又は事業の途中から休止・遊休化等しているものが5補助事業(補助金交付額計9972万円)あった。

イ 導入システムの利用が低調となっているもの

導入システムの利用について、定量的な数値目標を設定していた補助事業については設定された利用者数等の数値目標に対する実際の利用者数等の割合を、また、定量的な数値目標を設定していなかった補助事業については導入システムの実際の利用者数等を、それぞれみたところ、その割合が5%以下であったり、実際の利用者がほとんどいなかったりなどして、利用が低調となっているものが6補助事業(補助金交付額計7916万円)あった。

ウ ニーズ調査の実施状況等

アの5補助事業及びイの6補助事業を合わせた計11補助事業について、事業主体におけるニーズ調査の実施状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) ニーズ調査の実施状況

6補助事業において、具体的なニーズ調査が十分に行われておらず、導入システムについての利用の意向等のニーズが十分に把握されていなかった。また、ニーズ調査は、事業期間中

又は必要に応じて事業完了後においても定期的に行うことによって、システム等の改善点を見だし、システムを改修するなどして、事業の効果的な実施等に資するものであるが、これらの事業主体はこれを十分に実施しておらず、ニーズ調査を基にした事業の効果を発現させるための方策を十分に執っていなかった。

(イ) 導入システムの利用状況の把握の状況

9補助事業において、導入システムの利用について定量的な数値目標が設定されていなかったことから、事業主体は定量的な達成目標(事業目標)の達成に向けた導入システムの利用状況を把握しておらず、事業目標の達成に向けた事態の改善の取組を十分に行っていない。

(ウ) 運用状況等報告書における報告等の状況

運用状況等報告書の提出を受けた同省は、導入システムの利用状況等について確認し、必要に応じて事業主体に指導・助言を行うこととしていたが、8補助事業については、導入システムが休止等している事態を報告していないなどして、同省において、導入システムの利用状況等の的確な把握が困難となっていて、必要な指導・助言が行われていなかった。

(2) クラウドを活用した導入システムについて、情報セキュリティ対策が適切でない事態

62補助事業のうち、クラウドを活用した導入システムに係る運用保守等を外部委託するなどしている地方公共団体である37事業主体の情報セキュリティポリシー等における情報セキュリティ対策をみると、いずれの地方公共団体においても情報システムについて外部委託する場合には、個人情報等の重要情報等の目的外利用の禁止や事業完了後の返還、廃棄等の情報セキュリティ対策上必要な事項について委託契約等において規定することとしていた。

しかし、このうち20市町村の20補助事業(補助金交付額計4億2257万円)において、契約等において、情報セキュリティ対策上必要な事項について取決めをしていないなどして、法等の趣旨に基づき定められた上記の情報セキュリティポリシー等が遵守されておらず、保有する個人情報等の重要情報等が保護されないおそれのある状況となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、導入システムの利用が低調となっているなど、補助事業の効果が十分に発現していない事業について、その効果が十分に発現するよう、また、情報セキュリティ対策が適切に講じられるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 事業主体に対して次のような処置を講ずること

(7) 導入システムの利用が低調であることなどのため、補助事業の効果が十分に発現していない事業主体に対して、具体的なニーズ調査を実施させたり、導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定させ、それに対する実績を把握させたり、事業の現状及び今後の改善計画を速やかに同省に報告させたりすること。また、これらの処置が実効あるものとするために、必要に応じて同省が指導・助言を行うこと

(イ) 情報セキュリティ対策が適切に講じられていない地方公共団体である事業主体に対して、クラウドを活用した導入システムの運用について、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講じさせること

イ 今後実施する本件補助事業については、構築するシステム等に対する利用の意向等の具体的なニーズ調査を実施すること、事業実施年度及びその後5年間の導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定し、その目標に対する実績を把握すること並びに事業目標に対する運用状況等報告書における報告内容等を同省が明確に示した上で、これに基づき報告することを実施要領等において定めることとともに、同省が必要に応じて指導・助言を行うこととする。また、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等において、地方公共団体に対して周知すること

一外務省、独立行政法人国際協力機構一

政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

指摘の背景となった援助の効果が多分に発現していないと認められる

事業に係る贈与額(支出) 20億9913万円

援助の効果が多分に発現していないと認められる事業に係る調達額(支出) 2億1389万円

指摘の背景となった援助の効果が多分に発現していないと認められる

事業に係る貸付実行累計額(支出) 110億7776万円

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱によれば、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を推進することとされている。平成30年度における政府開発援助の実績は、外務省及び独立行政法人国際協力機構が実施した無償資金協力1830億3211万円、機構が実施した技術協力707億5080万円及び有償資金協力1兆0893億7506万円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

同本省及び機構本部において会計実地検査を行うとともに、^(注)10か国の146事業について現地調査を実施するなどした結果、次の事業については援助の効果が多分に発現していなかった。

(注) 10か国 アルゼンチン共和国、コートジボワール共和国、エクアドル共和国、インドネシア共和国、キルギス共和国、ネパール連邦民主共和国、ソロモン諸島、東ティモール民主共和国、チュニジア共和国、ベトナム社会主義共和国

(1) 無償資金協力

ア ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画(贈与額20億9000万円)

この事業は、ソロモン諸島において、給水事業の改善を図るため、湧水の濁度低減施設等の整備を実施するものである。検査及び現地調査を実施したところ、機構は濁度低減施設の処理量を1,600m³/日として設計していたが、同施設を経由して送水すると給水区域の末端まで配水ができないことが判明したため、同施設は26年以降全く使用されておらず、高濁度の発生回数は、目標値の0回/年に対して、29年の実績は21回/年となっていて、給水水質の改善が図られていなかった。理由について、事業実施機関によれば、同施設から配水池までの間の既存の送水管において漏水等があり、配水するために必要な配水圧が低下するためとしており、同施設を経由せずに湧水を配水池に送水することにより、同施設の処理量以上の送水が可能であり、既存の送水管において漏水等があっても配水するために必要な配水圧が確保できることから、同施設を経由せずに、湧水の濁度を低減させないまま送水していた。機構は事業設計時において、同施設から配水池までの間の既存の送水管における漏水等の発生を把握しておらず、漏水等の影響を考慮した配水池への送水量について十分検討していなかった。

イ ノン・プロジェクト無償資金協力事業(ノン・プロ無償)(贈与額5億円)

この事業は、ベトナムの海上法執行機関の能力の強化に資することを目的として、ベトナム政府において中古船6隻等を調達するものである。検査及び現地調査を実施したところ、中古船6隻のうち、漁業監視局に納入された3隻(調達額2億1389万円)は改装作業が終了しておらず、造船会社の岸壁に係留されたままの状態ですべて使用されていなかった。同省及び在ベトナム日本国大使館は、29年4月にベトナムに対して漁業監視局に納入された中古船の活用について申入れを行うなどしていたものの、31年2月末まで現地確認を行っておらず、上記申入れ後の状況を十分に把握していなかった。なお、本院の現地調査結果を踏まえて同大使館は漁業監視局に対して働きかけを行った結果、上記の船3隻は、令和元年7月までに改装作業を終了し、このうち2隻は運用が開始され、残りの1隻は同年8月に運行試験を開始するための手続中となっている。

ウ 草の根・人間の安全保障無償資金協力(草の根無償)：パレゴ地域病院改善計画(贈与額913万

円)

この事業は、ソロモン諸島において、地域病院に新たに病棟及び職員寮を建設するものである。検査したところ、職員寮は完成していたものの、病棟は施工業者の技術的能力の不足により、土台のみ施工されて工事が中断していた。また、平成27年半ばに調達した木材等は劣化して使用できない状況となっていた。在ソロモン日本国大使館は、事業実施機関から工事を中断等した際に報告を受けることとしておらず、28年12月の現地調査により状況を把握した。その後、新たな施工業者が決まったとしていたが、予算を確保することができないことが判明し、令和元年5月においても病棟は完成していなかった。本件事業に係る施工体制等について、同大使館は、事業計画策定時に、事業実施機関から申請書類等の提出を受けて確認したとしているものの、事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認していなかった。

(2) 有償資金協力：デンパサール下水道整備事業(貸付実行累計額110億7776万円)

この事業は、インドネシアにおける下水処理場の建設等を実施するものである。検査及び現地調査を実施したところ、下水処理場は、平成20年10月に完成し、操業後は目標値の約7割の量となる汚水を処理していたものの、汚水処理後の水質についてみると、29年以降のBOD及びCODの実績値は目標値を達成していなかった。機構は、24年5月に事業実施機関から汚水処理後の水質の悪化について報告を受けていて、安定化池等に堆積した汚泥の^{しゅんせつ}浚渫の実施頻度を見直すことなどを検討するよう助言したとしている。事業実施機関等は、助言を受けて27年6月に浚渫を行うなどしたものの、同年7月以降、浚渫を行っていなかった。そして、29年以降においても汚水処理後の水質は目標値を達成しておらず、悪化傾向となっていた。しかし、機構は、助言を行った後の水質の改善状況を十分に把握しておらず、汚水処理後の水質が目標値を達成するよう、現状を踏まえた適切な維持管理を行う必要があることについて、事業実施機関等との間で十分に協議・検討を行っていなかった。

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 無償資金協力について

- (ア) ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画については、機構において、当該事態を踏まえて、今後、無償資金協力により、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に、既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うこと
- (イ) ノン・プロ無償(ベトナム)については、同省において、当該事態を踏まえて、今後、ノン・プロ無償に代わり新たに実施することとなった無償資金協力(経済社会開発計画)により、調達された中古船等に関して相手国の負担により実施される事業が進捗していないことを把握した場合、中古船等の活用について申入れを行った後も、適時に現地へ赴くなどして事業の進捗を適切に把握すること
- (ウ) パレゴ地域病院改善計画については、同省において、事業実施機関に対して、中断している工事を再開して病棟を完成させるよう働きかけるとともに、当該事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、建物の建築工事を行う事業を実施する場合、事業実施機関からの申請書類等を基に事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認したり、工事が中断等した際には、その状況を速やかに報告することについて事業実施機関に周知したりすること

イ 有償資金協力について

デンパサール下水道整備事業については、機構において、当該事態を踏まえて、今後、有償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関等から汚水処理後の水質の悪化が生じているとの報告を受けて改善のための助言を行った場合、その後の水質の改善状況を十分に把握した上で、現状を踏まえた適切な維持管理が行われるよう事業実施機関等と十分に協議・検討を行うこと

無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用について(外務大臣宛て)

調達代理契約の締結等が遅延して贈与資金の全額が	
相手国口座に保有されたままとなっている事業に係る贈与資金残高(1)(支出)	15億円
進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている	
事業に係る贈与資金残高(2)(支出)	63億0122万円
(1)及び(2)の計(支出)	78億0122万円

1 制度の概要

(1) 経済社会開発計画の概要

外務省は、貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む事業(事業)を実施する開発途上にある国及び地域(開発途上国)に対し、その事業に必要な資機材等の調達のための資金の贈与を行う無償資金協力(経済社会開発計画)を実施している。

経済社会開発計画の実施に当たって我が国と援助の相手となる開発途上国(相手国)の間で取り交わす交換公文及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録(これらを「交換公文」)によれば、資機材等の調達の事業が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、相手国は、調達のノウハウを有するとして同省から推薦された団体(調達代理機関)と調達代理契約を締結することとされ、調達代理機関が相手国に代わって資機材等の調達の契約等を実施する方式により事業を行うこととされている。

(2) 経済社会開発計画の実施の流れ

経済社会開発計画は、交換公文等に基づいて、おおむね次のように行われることとされている。

①在外公館は、相手国から事業の要請書の提出を受け、内容を確認し、要請書等を外務省本省に送付する。②同本省は、送付された要請書等の内容を確認し、妥当と判断した場合には、財務省と財務実行協議を行った上で、支援の実施計画を内閣に送付する。内閣は閣議決定を行い、我が国は、当該閣議決定に基づき、相手国と交換公文を締結する。③相手国は、相手国名義の口座(相手国口座)を開設して、外務省本省は贈与資金を相手国口座に送金する(送金した日を「贈与実施日」)。④相手国は、交換公文の発効後、原則3か月以内に調達代理機関と調達代理契約を締結する。⑤在外公館及び相手国は、調達代理機関をアドバイザーとする政府間協議会を開催する。⑥相手国は、贈与実施日から起算して12か月以内又は両国政府の関係当局間の相互の合意により支払の期限が延長された期間内において、相手国口座から調達代理機関の口座(調達代理口座)に確実に贈与資金の支払を行う。⑦調達代理機関は相手国に代わり、入札等により資機材等の調達契約を締結する。⑧調達代理機関は、四半期ごとに入札結果や業者への支払状況等に関する報告書(四半期報告書)を同本省等に提出する。⑨調達代理機関は、全ての資機材等の調達が完了するなどした後、同本省等に完了報告書を提出する。

(3) 事業実施状況のモニタリング

同省は、調達代理機関から四半期報告書の提出を受けるとともに、必要に応じて相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じてモニタリングを行うことになっており、その結果を踏まえて、在外公館は、進捗が低調であるなどの事業が見受けられた場合には、相手国の事業実施機関等に対して必要な働きかけを行うことになっている。

2 本院の検査結果

我が国が平成23年度から29年度までに交換公文を締結した経済社会開発計画計270事業(92か国及び1地域、贈与額計1214億2500万円)を対象として検査及び現地調査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業の実施状況及び完了に要した期間

上記の経済社会開発計画270事業について、30年度末における事業の実施状況をみたところ、全ての資機材等の調達完了として調達代理機関から完了報告書が提出された事業(完了事業)は169事業、実施中の事業は101事業となっており、完了事業169事業について交換公文締結から完了報告書提出までに要した期間は平均で2.80年となっていた。

(2) 実施中の事業の進捗状況

ア 調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている事態

実施中の101事業についてみたところ、我が国とケニア共和国が28、29両年度に交換公文を締結した2事業(贈与額計10億円)では、30年度末において交換公文発効日から945日及び380日が経過しているのに、同国内における事務手続の遅延等により、調達代理契約が締結されていなかった。また、我が国とベトナム社会主義共和国が28年度に交換公文を締結した1事業(贈与額5億円)では、調達代理契約が締結されていたものの、30年度末において贈与実施日から740日が経過しているのに、同国内における事務手続の遅延等により、贈与資金が調達代理口座に支払われていなかった。このため、30年度末において、上記3事業の贈与資金の全額である計15億円が相手国口座に保有されたままとなっていた。同省は、相手国に対して、調達代理契約を速やかに締結することなどの働きかけを行う必要があったが、在外公館は、上記の3事業について、調達代理契約の締結や相手国口座から調達代理口座への支払の期限等について認識しておらず、これらの働きかけを十分に実施していなかった。また、同本省が相手国口座に保有されたままとなっている贈与資金の取扱いに係る対応について定めていなかったことから、在外公館は、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことについて検討していなかった。

イ 交換公文締結から長期間が経過しているのに事業の進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている事態

実施中の101事業の進捗状況についてみたところ、我が国と11か国^(注)が25年度から27年度までの間に交換公文を締結した12事業(贈与額計71億5000万円)では、30年度末において交換公文締結から3年以上の期間が経過しているのに事業の進捗が低調となっていて、贈与資金の50%以上に当たる計63億0122万円が調達代理口座に保有されたままとなっていた。

同省が事業の実施状況のモニタリングをどのように行っていたかについてみたところ、政府間協議会における協議や在外公館の通常業務を通じて、相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じた詳細な状況の把握を行っている事業が見受けられた一方で、モニタリングの内容が四半期報告書等の確認にとどまっている事業が見受けられた。

また、上記のモニタリングの結果を踏まえて、同省から相手国に対する働きかけをどのように行っていたかをみたところ、相手国の事業実施機関の担当者に対する電話や電子メールによる申入れのほか、遅延の要因となっている事務を所掌する関係機関を交えた協議等を実施して、事業の進捗に向けた働きかけを行っていた。しかし、進捗が低調となっている12事業において、同省は、相手国の事業実施機関の担当者に対して電話や電子メールによる申入れを行ったとしているものの、相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じた詳細な状況の把握及び相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけを十分に行っていなかった。また、同本省が調達代理口座に保有されたままとなっている贈与資金の取扱いに係る対応について定めていなかったことから、在外公館は、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことについて検討していなかった。

(注) 11か国 アフガニスタン・イスラム共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、インドネシア共和国、キルギス共和国、マダガスカル共和国、ナイジェリア連邦共和国、フィリピン共和国、セントクリストファー・ネイビス、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、ウクライナ

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

同省において、経済社会開発計画における贈与資金が効率的に活用されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 事業のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業又はそのおそれがあると認められる事業を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるとともに、必要に応じて、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことができるよう贈与資金の取扱いに係る対応について定めて、これらを在外公館に通知すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている事業及び交換公文締結から長期間が経過しているのに進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている事業について、アの通知に基づいて、相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけや、必要に応じて、相手国との間で贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うこと(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について(厚生労働大臣宛て)

適正な就労定着の状況に基づかずに定着等支援加算を算定していた32事業者に係る

国の負担額(1)(支出) 3 2 7 2 万円

就職した後も就労移行支援サービス費を算定していた7事業者に係る

国の負担額(2)(支出) 7 2 2 万円

(1)及び(2)の計(支出) 3 9 9 4 万円

1 障害者に係る就労移行支援事業の概要

(1) 自立支援給付制度の概要

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものであり、自立支援給付のうち障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これらを「訓練等給付費等」)がある。

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る訓練等給付費等を事業者を支払うことになっており、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(2) 就労移行支援の概要

訓練等給付費の支給の対象には、就労移行支援、就労継続支援等があり、このうち就労移行支援は、就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものである。

そして、就労移行支援については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(算定基準留意事項通知)により、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(事業所)において、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合に就労移行支援サービス費として、利用者が就職した日の前日まで算定可能である旨が明示されている。

また、事業者は、利用者が就職した場合には、利用者の職場への定着を促進するため、利用者が就職した日から6か月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならないこととなっているが、この間の支援については就労移行支援サービス費を算定できないことになっており、他方、企業等に雇用されてから当該企業に連続して6か月以上雇用されているなどの者(就労定着者)が所定の割合以上となっているなどの要件を満たした場合には、就労移行支援体制加算又は就労定着支援体制加算(これらを「定着等支援加算」として算定することができる)になっていた。

なお、平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、就労定着支援体制加算は廃止されたが、就労定着の実績に応じて評価されていた定着等支援加算の算定の仕組みが基本報酬に組み込まれた。

2 本院の検査結果

都道府県、政令指定都市又は中核市(都道府県等)^(注1)のうち46都道府県等において、都道府県知事等の指定を受けた370事業者の411事業所に対する25年度から30年度までの訓練等給付費の支払について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(注1) 46都道府県等 東京都、北海道、大阪府(同府が条例に基づき権限委譲している茨木、八尾、寝屋川各市を含む。)、茨城、群馬、新潟、山梨、愛知、兵庫、鳥取、岡山、徳島、香川、福岡、佐

賀、長崎、鹿児島各県、札幌、函館、旭川、前橋、高崎、八王子、新潟、名古屋、豊橋、岡崎、豊田、大阪、堺、豊中、高槻、枚方、東大阪、神戸、姫路、尼崎、西宮、岡山、倉敷、高松、北九州、福岡、長崎、佐世保、鹿児島各市

(1) 適正な就労定着の状況に基づかずに定着等支援加算を算定していた事態

前記46都道府県等のうち32都道府県等では、事業者に対して就労定着者等についての記載内容が適切であるかを確認できる根拠資料(根拠資料)の提出を求めておらず、また、根拠資料の提出を求めていた14都道府県等でも提出された根拠資料に基づいて届出書の記載内容を十分に確認していないものが見受けられた。

さらに、18都道府県等管内の32事業者の33事業所において、定着等支援加算の届出書に、前年度における就労定着者を記載すべきなのに前々年度の就労定着者を記載していたり、6か月を経過する前に離職していた者を記載していたりするなど、定着等支援加算の算出対象とはならない者を記載していて、適正な就労定着者に基づいて算出される定着等支援加算の単位数を上回る単位数を算定するなどしていた。このため、25年度から30年度までの間に89市町の支払った訓練等給付費計7,248件、計6544万円が過大になっていて、これに対する国の負担額3272万円は負担の必要がなかった。

(注2) 18都道府県等 北海道、大阪府、新潟、兵庫、鳥取、徳島各県、札幌、新潟、名古屋、大阪、堺、豊中、高槻、東大阪、神戸、尼崎、佐世保、鹿児島各市

(2) 就職した後も就労移行支援サービス費を算定していた事態

7都道府県等管内7事業者の7事業所(このうち、3事業者の3事業所が(1)の事態にも該当している。)において、市町村及び事業者が、算定基準留意事項通知の内容を把握していないことなどから、利用者が就職し引き続き就労している間も就労移行支援サービス費を算定していた。このため、25年度から30年度までに21市区町の支払った訓練等給付費計300件、計1444万円が過大になっていて、これに対する国の負担額722万円は負担の必要がなかった。

(注3) 7都道府県等 茨城、鳥取、徳島各県、旭川、八王子、豊中、東大阪各市

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

厚生労働省において、都道府県等を通じるなどして速やかに過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう是正の処置を要求するとともに、就労移行支援サービス費が適正に算定されるよう次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 都道府県等に対して、基本報酬の届出の内容を確認するために届出の際に事業者に提出を求めべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知徹底すること

イ 市町村に対して、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できない旨を都道府県を通じて明確に周知徹底すること

ウ 事業者に対して、基本報酬の届出を就労定着の実績に応じて適切に行うこと、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないこと及び利用者が就職した場合に市町村に対して適時に報告することを都道府県等を通じて周知徹底すること

医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について(厚生労働大臣宛て)

利用可能な状態となっていないなどのシステムに対する交付金相当額(1)(支出)	1 3 3 3 万円
全く利用されていないなど(システムの全部の機能が未利用等のもの)のシステムに対する交付金相当額(2)(支出)	2 6 1 3 万円
指摘の背景となった全く利用されていないなど(システムの一部の機能が未利用等のもの)のシステムに対する交付金相当額(3)(支出)	1 2 億 1 2 3 7 万円
(1)及び(2)の計(支出)	3 9 4 6 万円

1 医療情報連携ネットワークの概要等

(1) 医療情報連携ネットワークの概要

厚生労働省は、世界最先端IT国家創造宣言を受け、医療分野の情報化推進に係る政策を実施している。医療情報連携ネットワークは、病院、診療所等(医療機関等)の間で医療情報を、患者(医療情報を提供する患者を「参加患者」)の同意の下、電子的に共有する仕組みで、これにより同ネットワークに参加する医療機関等(参加医療機関等)の間の効率的な医療情報の共有が可能となる。

(2) 地域における医療情報連携ネットワークの整備等に対する支援

地域における医療情報連携ネットワーク(地域医療ネット)を整備する市町村、医療法人等(事業主体)は、同省が交付する各種交付金を活用して事業を実施するなどしている。

同省は、平成26年度から、都道府県に設置する基金(地域医療介護総合確保基金。「確保基金」)の造成に必要な経費の2/3に相当する額等について、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金を交付しており、21年度から29年度までの間に都道府県に設置する基金(地域医療再生基金。「再生基金」)の造成に必要な経費について、一般会計又は東日本大震災復興特別会計から地域医療再生臨時特例交付金を交付している。そして、都道府県は、地域医療ネットの整備等の事業について、交付申請書等の確認等を行った後、必要な経費を確保基金及び再生基金から取り崩し、事業主体に対して助成するなどしている(確保基金による助成等を「確保基金助成金」、再生基金による助成等と確保基金助成金を合わせて「基金助成金」)。

また、再生基金は廃止され、確保基金助成金の事業が後継事業として位置付けられている。

2 本院の検査結果

(注1)
25年度から29年度までの間に18都道県が交付した基金助成金により104事業主体が整備等を行った地域医療ネット60システム(助成対象事業費計191億2733万円、交付金相当額計155億8984万円)を対象として、同省、18都道県及び104事業主体において、会計実地検査を行ったところ、(注2)の13事業主体が整備等を行った9システムにおいて、次のような事態が見受けられた。

(注1) 18都道県 東京都、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島根、徳島、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

(注2) 6都道県 東京都、北海道、福島、千葉、愛知、鳥取各県

(1) システムの動作確認が不十分なため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事態

(注3)
2道県から交付された確保基金助成金により2事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計4128万円、交付金相当額計1333万円)については、事業主体が、システムの動作について仕様で要求されている基本要件等が満たされているかなどの確認を十分に行っていないなどしていた。このため、システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収を了していた。そして、実際に整備されたシステムは、システムに利用者情報等を登録する機能が整備されていないなどしており、地域医療ネットが利用不可能な状態が1年以上継続していた。

しかし、2道県は、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、事業主体に対して当該事態を改善するための指導を行っていなかった。

なお、1システムは令和元年6月から利用が開始され、1システムは同年10月時点でも利用不可能

な状態となっていた。

(注3) 2道県 北海道、千葉県

(2) システムが全く利用されていないなどの事態等

ア 4都県から交付された確保基金助成金により5事業主体が整備等を行った5システム(助成対象事業費計8954万円、交付金相当額計2613万円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、参加医療機関等及び参加患者が皆無となっていて未利用となっていたり、平成31年3月末時点における参加患者の数が50名以下となっていて、利用が低調となっていたりしていた。また、2県から交付された基金助成金により6事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計17億5599万円、交付金相当額計12億1237万円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、システムの一部の機能が未利用となっていたり、利用が低調となっていたりしていた。

(注4) 4都県 東京都、千葉、愛知、鳥取各県

(注5) 2県 福島、愛知両県

イ アの事態に係る5都県において、交付申請時の審査の状況についてみたところ、4県においては、事業主体に対して、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の根拠等を申告させ、これに基づき十分に審査を行うなどしていなかった。また、東京都においては、上記事項のうち参加医療機関等の数以外の事項については申告させていなかった。

また、5都県における事業実施後の運用状況等の把握や事業主体に対する指導等についてみたところ、東京都を除く4県においては、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、全く利用されていないなどの状況が継続しているにもかかわらず、事業主体に対して、当該状況を改善するための十分な指導等を行っていなかった。

なお、会計実地検査後に5都県が指導等を行ったことなどから、計7システムの一部は利用が開始されるなどしている。

(注6) 5都県 東京都、福島、千葉、愛知、鳥取各県

(注7) 4県 福島、千葉、愛知、鳥取各県

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

同省において、次のとおり是正の処置を要求し、今後、確保基金助成金により新たに整備される地域医療ネットが適切に運用されるよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 利用可能な状態となっていなかった1システムについて、確保基金助成金を交付した都道府県に対して、利用可能な状態となっているか確認するとともに、利用が開始されない場合には、確保基金助成金の返還等の手続を行わせるよう助言すること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ システムの仕様の検討及びシステムの動作確認を十分に行うことを事業主体に指導を行うとともに、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握し、地域医療ネットが利用可能な状態となっていない事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導を行うこととするよう都道府県に対して周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 確保基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査することなどとするよう都道府県に対して助言すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握した結果、全く利用されていないなどの事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導等を行うこととするよう都道府県に対して助言すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働大臣宛て)

賃金構造基本統計調査の実施に要する経費に充てることのできる歳出科目以外の歳出科目から
支出するなどしていた金額(支出) 3710万円

1 賃金構造基本統計調査の概要等

(1) 賃金構造基本統計調査の概要

厚生労働省は、統計法等に基づき、労働者の雇用形態、就業形態、職種等と賃金との関係を明らかにすることを目的として、賃金構造基本統計調査(賃金センサス)を実施している。厚生労働大臣は、賃金センサスの実施に当たり、申請書を総務大臣に提出して、総務大臣の承認を受けており、当該承認を受けた平成29年及び30年の申請書に添付された調査計画によれば、調査は、同本省、同省の地方支分部局である都道府県労働局(労働局)及び労働基準監督署(監督署)が実施し、その実施方法は、労働局及び監督署の職員並びに調査の事務に従事させるために労働局長が任命する統計調査員が調査対象事業所を訪問して事業主に調査票を配布し、説明して調査票の記入を依頼し、記入済みの調査票を回収する方法(調査員調査)によることとされている。

同省は、毎年、賃金センサスの結果を取りまとめた報告書を発行しており、29年賃金センサスの結果報告書において、賃金センサスは、同省政策統括官(統計・情報政策担当)(30年7月31日以降は政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当))。「統計担当政策統括官」^(注)の企画の下に、労働局及び監督署の職員並びに統計調査員による実地自計調査により行ったと報告している。

(注) 実地自計調査 調査事務に当たる者が、統計調査を行う必要のある場所に実際に赴いて実施される調査

(2) 労働局における賃金センサスの実施に要する経費に係る歳出予算

同省は、労働局における賃金センサスの実施に要する経費について、内閣から、一般会計(組織)都道府県労働局(項)都道府県労働局共通費の(目)統計調査員手当、(目)職員旅費、(目)委員等旅費及び(目)厚生労働統計調査費(これらを「四つの(目)」)により歳出予算の配賦を受けている。そして、同本省は、労働局における賃金センサスの実施に要する経費を支払うための予算として、47労働局に対して、四つの(目)により歳出予算を示達している。

(3) 労働保険特別会計の管理及び一般会計と特別会計との区分経理

国は、特別会計に関する法律(特会法)に基づき、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業及び雇用保険法による雇用保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的として労働保険特別会計(労働特会)を設置して、一般会計と区分して経理している。そして、労働特会は、特会法に基づき、厚生労働大臣が管理することとなっていて、事業主及び雇用保険の被保険者が負担する労働保険料が財源の大部分を占めている。

(4) 歳出予算の流用の制度

財政法によれば、歳出予算は、支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従って項に区分しなければならないとされ、内閣は、各省各庁の長に対して歳出予算を配賦する場合、項を目に区分しなければならないこととされている。そして、各省各庁の長は、歳出予算を各項に定める目的の外に使用することができないこととされている。また、予算執行の段階においては、予算編成後における事情の変更や予期し得ない事態の発生等によって当初予算のとおりには執行し得ない場合等もあり得ることから、各「項」内における「目」の金額を相互に移して使用する予算の流用の制度が規定されており、予算統制の観点から、財務大臣の承認を経なければならないこととなっている。

(5) 労働局における会計経理

同省は、労働局総務部長に支出負担行為の事務を委任しており、労働局長に歳出金の支出の決定の事務を委任している。そして、労働局総務部長は支出負担行為担当官として、労働局長は官署支出官として、それぞれ同本省から示達される一般会計歳出予算及び労働特会歳出予算を財政

法、会計法、予算決算及び会計令等(これらを「会計法令等」)に定められた手続に従って執行することとなっている。

会計法令等によれば、各省各庁の長は、支出負担行為を支出負担行為担当官に行わせようとするときは、内閣から配賦された歳出予算の範囲内で、当該支出負担行為担当官に歳出予算を示達することとされ、その示達は当該支出負担行為担当官ごとに「目」の区別に金額等を定めた支出負担行為の計画によって行うこととされている。

(6) 公表された賃金センサスにおける不適切な事態

31年1月に、賃金センサスは、総務大臣の承認を受けた調査計画では調査員調査により実施するとされていたものの、実際は、労働局がほぼ全ての調査対象事業所について、調査票を郵送で送付して調査対象事業所から記入済みの調査票を郵送で労働局に提出させる方法(郵送調査)により実施されていたことなどが明らかになり、同省は同月にこれを公表している。

2 本院の検査結果

29、30両年度の賃金センサスの実施に当たって47労働局が支出した計2億3387万円(29年度1億1780万円及び30年度1億1606万円)を対象として検査した。

(1) 47労働局における賃金センサスの実施方法等の状況

賃金センサスの実施に当たり、47労働局の全てが統計調査員を雇用していた。しかし、47労働局全てにおいて、賃金センサスをほぼ全ての調査対象事業所について郵送調査により実施していた。そして、47労働局は、統計調査員を労働局に常駐させて、調査員調査ではなく、調査対象事業所から提出された記入済みの調査票の審査や、調査票が未提出となっている調査対象事業所への電話等による督促等の郵送調査に関する業務に従事させていた。

(2) 労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算の積算の状況

同本省は、労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算について、賃金センサスを調査員調査により実施することとして作成していた。このため、労働局における賃金センサスが実際は郵送調査により実施されているのに、郵送調査を行う場合に必要となる労働局と調査対象事業所との間における調査票等の郵送に係る郵送費が全く積算されていなかった。

(3) 賃金センサスに係る歳出予算の示達等の状況

同本省は、47労働局の支出負担行為担当官に対して、労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算として四つの(目)により示達していた。そして、統計担当政策統括官は、47労働局に対して、四つの(目)の示達額のうち賃金センサスの実施に要する経費に充てることができる金額を伝達していた。

また、30年度においては、統計担当政策統括官が賃金センサスとは別に行っている労働災害動向調査等の実施に要する経費として労働局分の歳出予算が内閣から同省に配賦されていたことなどから、統計担当政策統括官は、予算が不足するとして申出があった23労働局に対して、上記四つの(目)の示達に加えて、賃金センサスの実施に要する経費に充てることができる予算として、その歳出科目である労働特会の歳出科目から計180万円を追加で示達する旨を伝達し、統計担当政策統括官から予算の追加の示達の依頼を受け、同本省は、23労働局に対して同額を示達していた。

(4) 労働局における四つの(目)に係る予算の支出済歳出額の状況

四つの(目)に係る予算の支出済歳出額の状況をみると、労働局が雇用する統計調査員に賃金を支払うための予算である(目)統計調査員手当の支出済歳出額は、(1)のとおり47労働局全てにおいて賃金センサスの実施のために統計調査員を雇用していたことから、29年度は伝達された金額の98.6%、30年度は同95.6%となっており、両年度合計で1億7305万円となるなどしていた。また、郵送料、電話料、補助業務を行う非常勤職員の賃金等の経費を支払うための予算である(目)厚生労働統計調査費の支出済歳出額は、29年度は伝達された金額の92.1%、30年度は同91.4%となっており、両年度合計で2097万円となるなどしていた。

(5) 労働局において賃金センサスの実施に要した経費に係る実支出額が示達された歳出予算の額を

超えていて、その超過額を目的が異なる歳出科目から支出していた事態

47労働局において賃金センサスの実施に要した経費に係る実際に支出された額(実支出額)についてみたところ、(目)厚生労働統計調査費の予算から支出することとされている郵送料等に係る実支出額については、29、30両年度の合計が6009万円となっており、前記の2097万円を大きく上回っていた。

そして、47労働局は、同本省から(目)厚生労働統計調査費として示達された歳出予算の金額では郵送料等に係る実支出額を賄えないことなどから、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために同本省から示達された一般会計の歳出科目等から支出したりしており、一般会計と区分して経理を行うために特別会計を設置することとしている特会法の目的に反し、又は、歳出予算は各項に定める目的の外に使用することができないとされている財政法に違反していた。また、1労働局は、賃金センサスの補助業務を行わせるために雇用した非常勤職員に対する賃金を(項)都道府県労働局共通費(目)厚生労働統計調査費ではなく(目)統計調査員手当から支出していたが、財政法に定める「目」の間の流用に係る財務大臣の承認を受けていなかった。そして、これらの目的が異なる歳出科目から支出されていた金額は、47労働局合計で29年度計1872万円、30年度計1837万円、合計3710万円に上っていた。

上記のほか、23労働局においては、賃金センサスの実施に要した郵送料が他の業務の実施に要した郵送料と合わせて支出されており、また、36労働局においては、賃金センサスの実施に要した電話料が他の業務の実施に要した電話料と合わせて支出されていて、賃金センサスの実施に要した郵送料又は電話料が明確に区分されていなかったため、これらの労働局において、賃金センサスの実施に要した郵送料及び電話料の実支出額を特定することができない状況となっていた。そして、これらの実支出額を特定することができなかった郵送料及び電話料は、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目等から支出されていた。

労働局において、賃金センサスの実施に要する経費を、同本省から示達されるなどした一般会計の歳出科目ではなく、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために同本省から示達された一般会計の歳出科目から支出したりなどしている事態は適切ではなく、是正改善及び改善を図る必要があると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

同省において、労働局における統計調査の実施に当たり、統計調査の適切な実施の確保が図られるとともに、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 同本省及び労働局において、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 同本省において、労働局における統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握して当該予算の積算との間にかい離が生じていないかなどについて検証し、かい離が生じている場合はその原因を分析し、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について(厚生労働大臣宛て)

指摘の背景となった25都道府県に所在する国保保険者等において
国民健康保険団体連合会に審査を委託したレセプトに係る
診療報酬の額に対する国庫負担金等相当額(支出) 3437億2957万円

1 制度の概要

(1) 国民健康保険等の概要

厚生労働省は、国民健康保険法、健康保険法等に基づく医療保険制度及び高齢者の医療の確保に関する法律(高齢者医療確保法)に基づく後期高齢者医療制度を所管している。このうち、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に基づく医療保険制度等においては、市町村(特別区を含む。)及び国民健康保険組合(これらを「国保保険者」)又は後期高齢者医療広域連合(国保保険者と合わせて「国保保険者等」)が被保険者に対して療養の給付等の保険給付(後期高齢者医療給付を含む。)を行っており、同省は、国保保険者に対して療養給付費負担金等を、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者医療給付費負担金等を交付している。

(2) レセプト審査等の概要

被保険者が保険医療機関(医療機関)で診療を受けた場合、当該医療機関は、「診療報酬の算定方法」等(算定基準等)により診療報酬の額を算定し、患者負担分を除いた診療報酬(医療費)を国保保険者等に請求することとなっている。国保保険者等は、算定基準等に照らして医療費の額を審査した上で支払うこととされており、審査及び支払に係る事務については、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託することができることとされている。当該事務を委託した場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 医療機関は、診療報酬明細書(レセプト)等を診療を行った日の属する月の翌月の10日までに国保連合会に送付する。
- ② 国保連合会は、レセプトの内容の審査(レセプト審査)を行った後、医療機関が診療を行った日の属する月の翌月末日までにレセプト等を各国保保険者等に送付する。
- ③ 国保保険者等は、金額等を確認し、国保連合会を通じて、医療機関が診療を行った日の属する月の翌々月末までに医療機関に医療費を支払う。

(3) 国保連合会におけるレセプト審査の概要

ア レセプトの電子化

平成21年11月以降、原則として医療機関は「診療報酬請求書等の記載要領等について」等(記載要領等)に基づき、国保連合会に対して、傷病名コード等を用いてレセプト情報を電子的に記録したもの(電子レセプト)を送信等して医療費の請求を行うこととなっている。

イ 国保総合システムの概要

公益社団法人国民健康保険中央会(国保中央会)が国保連合会に提供している国保総合システムでは、電子レセプトの内容について、算定基準等に照らして診療行為が適切であるかについてチェックするための各種の項目(チェック項目)に基づくコンピュータチェックが行われている。電子レセプトに入力された診療行為が算定基準等に適合していないおそれがあるなどの場合、電子的な付箋(電子付箋)が付されることになる。

ウ レセプト審査の流れ

- ① 電子レセプトについて国保総合システムにより自動的にコンピュータチェックが行われる。
- ② 国保連合会の職員は、電子付箋が付されたチェック項目について、疑義内容を補足するなどした電子付箋(疑義付箋)を付したり、算定基準等に適合していると認められる場合には電子付箋を外したりなどする作業を行う。
- ③ 各国保連合会にレセプト審査を行うために置かれた医師等で構成される審査委員会は、疑

義付箋等の内容についてレセプト審査を行い、誤りがある場合には、請求額の減額等(査定)を行う。

2 本院の検査結果

国保連合会に30年4月に審査を委託した電子レセプトに係る診療報酬の額計1兆2734億0572万円(国庫負担金等相当額計3437億2957万円)を対象として検査するなどした。

(1) 25国保連合会におけるチェック項目の採用状況

30年4月の審査時点で国保総合システムにおいて提供されている5,136項目の各国保連合会における採用数は、1,920項目から4,741項目、平均3,940項目となっているなどして、コンピュータチェックが統一的に行われていない状況となっていた。

(2) 25国保連合会におけるレセプト審査の実施状況等

50項目を選定して(国保連合会ごとの各チェック項目を「項目単位」)みたところ、25国保連合会全体の1,250項目単位のうち、採用されているチェック項目は562項目単位となっていた。一方、コンピュータチェックを行っていない688項目単位について、採用していない理由及び当該チェック項目について査定される可能性があるにもかかわらず疑義付箋が付されていない電子レセプト(疑義付箋漏れレセプト)の発生状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 24国保連合会は、266項目単位について、内容が類似している他のチェック項目に当該チェック項目の内容が包含されていると誤認するなどして、当該チェック項目のコンピュータチェックを省略していたが、58項目単位について、疑義付箋漏れレセプトが発生していた。

イ 19国保連合会は、127項目単位について、査定につながらない電子付箋が大量に付されるなどにより、効率的、効果的にレセプト審査を実施することができないなどとして、当該チェック項目のコンピュータチェックを省略していた。そして、18国保連合会の82項目単位について、疑義付箋漏れレセプトが発生していた。

ウ 16国保連合会は、170項目単位について、コンピュータチェックを国保総合システムではなく、独自に導入したシステムにより行っていた。

エ 24国保連合会は、125項目単位について、国保連合会の算定基準等の解釈と合致していないと判断したチェック項目について当該国保連合会の独自の審査方針として疑義を提示しない取扱いとしていた。

国保連合会におけるレセプト審査の実施に当たり、コンピュータチェックが省略されていて、査定される可能性がある電子レセプトについて十分なレセプト審査が実施されていないことなどにより、コンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

同省において、コンピュータチェックを十分に活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されることにより、医療費の支払の適正化が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 国保総合システムにおいて提供されているチェック項目の整理及び内容の精緻化に取り組むよう、同システムの構築を行っている国保中央会に対して指導等を行うこと

イ 記載要領等におけるコード化の推進等の取組を一層加速させたり、医療機関に対して記載要領等に従って電子レセプトを作成することの重要性についてより一層の周知徹底を図るとともに、効果的な促進策を検討したりすること

ウ ア及びイにより国保総合システムの利便性の向上を図るなどした上で、全ての国保連合会において、同システムにおいて提供されているチェック項目が採用されることにより、効果的なコンピュータチェックが統一的に行われるようにするための方策を検討すること

エ 国保連合会が行っているレセプト審査の実態を把握して、チェック項目について、独自の審査方針による取扱いが行われている事態が判明した場合には算定基準等に沿って適切に処理されるよう、都道府県を通じて国保連合会に対して指導等を行うこと

二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について(厚生労働大臣宛て)

健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたりするなどして試算した開差額(支出) 3658万円
指摘の背景となった具体的な算定根拠がないまま算定した費用の額により
支払われていた特定保健指導に係る支払額相当額(支出) 2億9144万円

1 二次健康診断等給付の概要等

厚生労働省は、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するため、労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づき、二次健康診断等給付を行っている。二次健康診断等給付は、事業主が労働安全衛生法に基づき労働者に対して行った健康診断等のうち一次健診において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関わる身体の状態に関する検査であって、省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者からの請求により、当該労働者に対して行うものである。

労災保険法によれば、この給付の範囲は、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(これらを「健診機関等」)において、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査であって省令で定めるものを行う医師による健康診断(二次健診)、及び二次健診の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師又は保健師による保健指導(特定保健指導)(これらを「二次健診等」とされている。

労働者災害補償保険法施行規則によれば、二次健診で行われる検査は、空腹時血中脂質検査、空腹時血糖値検査、ヘモグロビンA1c検査、負荷心電図検査、胸部超音波検査、頸部超音波検査及び微量アルブミン尿検査の7検査項目とされている。

労災保険二次健康診断等給付担当規程(給付規程)等によれば、二次健診等に要した費用(健診費用)については、健診機関等からの請求に対して、都道府県労働局が請求内容を審査した上で支払額を決定し、これに基づき、同本省が支払うこととされている。

給付規程によれば、二次健診で行われた検査項目の組合せ及び特定保健指導の実施の有無に応じて給付規程に定められた健診費用単価(健診費用単価)により算定して支払うこととされており、健診費用単価は、検査の費用及び特定保健指導の費用から構成される。

2 本院の検査結果

平成29年度に支払われた健診費用(支払件数41,125件、支払額11億6107万円)を対象として検査した。

同省は、13年の二次健康診断等給付の創設時に、「労災診療費算定基準について」、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(20年以降は「診療報酬の算定方法」)の別表第一医科診療報酬点数表(健保点数表)等を用いて、健診費用単価を設定しており、検査の費用のうち、問診等の費用については制度創設時の直近の12年の算定基準に定められた初診料の額を用い、個別の検査の費用については同年の健保点数表に定められた各検査等の点数に1点当たり12円を乗じたものを用い、特定保健指導の費用については定額7,200円を用いて、これらの額を積み上げるなどして設定していた。

(1) 検査の費用の額の算定及び検査等を実施していない場合の取扱い

同本省は、個別の検査のうち、負荷心電図検査については、12年の健保点数表の胸部超音波検査の点数800点に1点当たり12円を乗じた額9,600円から1,050円を差し引いた8,550円を同検査の費用の額としていたが、二次健診で行う同検査以外の検査項目については健保点数表の点数を基に検査の費用の額を算定しており、同検査についてのみ健保点数表の点数を用いないこととする合理的な理由は特に認められないことから、同検査についても健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定するのが適切であると認められ、28年の健保点数表の同検査の点数32

0点に1点当たり12円を乗ずると3,840円となり、上記8,550円との間に4,710円の開差が生じていた。一方、個別の検査のうち、胸部超音波検査及び微量アルブミン尿検査については、その検査の費用の額が「労災保険給付事務取扱手引」(給付手引)に定められた検査の内容を踏まえたものとなっておらず、いずれも検査の費用の額が過小に算定されていた。

また、検査の費用の額の算定に用いた健保点数表等は、隔年で改定されているが、同本省は、13年の二次健康診断等給付の創設以降、一度も検査の費用の額の見直しを行っておらず、12年の健保点数表等と、28年の健保点数表等とを比較したところ、一部の検査項目で改定により点数が計51点(1点当たり12円を乗ずると612円)低くなるなどしていた。

さらに、同本省は、ヘモグロビンA1c検査、微量アルブミン尿検査及び特定保健指導について、当該検査等を実施していない場合でも、一定額を算定していたが、検査等を実施していない場合でもその費用の額を算定することに合理的な理由は特に認められないことから、このような取扱いが適切ではないと認められた。

以上のことから、健診費用の支払額のうち、検査に係る支払額相当額及び特定保健指導を実施していないのに算定していた額の計8億6962万円について、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、健保点数表等の改定を踏まえて検査の費用の額を見直したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたりするなどして試算すると8億3303万円となり、3658万円の開差が生ずることとなる。

(2) 特定保健指導の費用の額の算定

同本省は、特定保健指導の費用の額の具体的な算定根拠については、資料が保存されておらず、確認することができないとしていた。

そこで、特定保健指導の費用の額の算定を行うに当たって必要となる特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準の策定状況を確認したところ、同本省では、給付手引に概括的な指導内容を定めているのみで、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るための具体的な実施基準を策定していなかった。

このため、医師、保健師等の人件費、特定保健指導を実施するに当たって発生する諸経費等を算定するための基準が存在しておらず、健診費用の支払額のうち、特定保健指導に係る支払額相当額2億9144万円については、具体的な算定根拠がないまま算定した費用の額により支払われていた。

また、特定保健指導については、具体的な実施基準が策定されていないと、各健診機関等で行われる特定保健指導の実施内容、実施時間等が区々となり、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るための特定保健指導が適切に行われな可能性があると史料される。

3 本院が要求する改善の処置

同本省において、健診費用単価が適切なものとなるよう、給付規程を改定するなどして、健診費用単価について、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、健保点数表等の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行ったり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準等に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどするよう改善の処置を要求する。

多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について(農林水産大臣宛て)

過大に交付されていた長寿命化交付金の交付額に対する国庫交付金相当額(支出) 2677万円

1 事業の概要

(1) 多面的機能支払交付金事業の概要

農林水産省は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」等に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するために、多面的機能支払交付金事業(交付金事業)を平成26年度から国庫補助事業により実施している。

多面的機能支払交付金(交付金)は、上記の共同活動に取り組む農業者等から構成される組織(対象組織)に対して、交付金事業に要する費用の一部を補助するものである。

多面的機能支払交付金実施要綱(要綱)等によれば、交付金事業は、農業用排水路等の地域資源の長寿命化を図るための補修等の活動(資源向上活動(長寿命化))等とされている。

また、対象組織は、交付金事業の実施に当たって、資源向上活動(長寿命化)等に係る事業実施期間等を定めた事業計画書を市町村長に提出し、事業計画の認定を受けることとされている。そして、認定された内容について変更が生じた場合は、改めて変更に係る認定(変更認定)を受けることとされている。

(2) 長寿命化交付金に係る制度の概要

資源向上活動(長寿命化)に対して交付される交付金(長寿命化交付金)の交付上限額(交付上限額)は、対象組織が事業計画書に位置付けた農用地(対象農用地)の面積に対象農用地面積10a当たりの交付単価を乗じて得た金額(面積算定額)となっている。そして、交付単価は、田、畑等の地目等に応じて定められている(これを「所定の単価」)。

ただし、28年度に要綱等が改正され、対象農用地面積を200ha以上有するなどの要件に該当せず、かつ、施設の長寿命化のための補修等の活動を構成員が実施(直営施工)しない対象組織に対して交付される長寿命化交付金の交付上限額は、面積算定額の算定に当たって用いる交付単価が所定の単価ではなく、所定の単価に5/6を乗じて得た単価(減額単価)とされた。また、交付上限額は、上記に加えて所定の単価又は減額単価により算定した面積算定額と、対象組織が保全管理を行う区域内の農業集落数に200万円を乗じて得た金額(集落数算定額)とのいずれか低い金額とされた(上記の算定方法による交付上限額を「改正後の交付上限額」)。

上記の改正の際、要綱の附則において、27年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内の交付金の算定は事業計画認定時の算定方法及び交付単価によることとされ、改正後の交付上限額の適用を受けないこととされたため、改正後の交付上限額は、28年度以降に事業計画の認定を受けたものから適用されることとなる。そして、事業計画の認定は、対象組織が交付金事業を実施しようとするときに受ける事業計画の認定と変更認定があるが、要綱の附則においては特に両者を区分しない記載となっている(改正後の交付上限額の適用を受ける対象組織を「適用対象組織」)。

2 本院の検査結果

28年度から30年度までの間に長寿命化交付金の交付を受けた25道府県に所在する対象組織のうち、対象農用地面積を200ha以上有するなどの要件に該当せず、28年度以降に事業計画の認定を受けた計3,896対象組織(28年度から30年度までの長寿命化交付金交付額計109億6847万円、国庫交付金計54億7979万円)を対象として検査したところ、11府県(24市町村)に所在する51対象組織は、長寿命化交付金交付額を、所定の単価により算定した面積算定額に基づいて計2億1390万円(国庫交付金計1億0695万円)と算定していた。しかし、28年度以降に変更認定を受けていることなどから適用対象組織に該当するため、正しくは改正後の交付上限額に基づいて集落数算定額を考慮するなどして、長寿命

化交付金交付額を算定する必要があった。

そこで、集落数算定額を算定するとともに直営施工の実施の有無を確認するなどして交付上限額を算定したところ、11府県(19市町村)に所在する36対象組織の集落数算定額は面積算定額を下回り、交付上限額は集落数算定額となるため、長寿命化交付金が計4918万円(国庫交付金相当額計2459万円)過大に交付されていた。また、2県(6市町)に所在する15対象組織は直営施工を実施していなかったことから、面積算定額は減額単価により算定することとなる。そして、減額単価による面積算定額が集落数算定額を下回り、交付上限額は面積算定額となるため、長寿命化交付金が計436万円(国庫交付金相当額計218万円)過大に交付されていた。

このように、長寿命化交付金が合計5355万円(国庫交付金相当額計2677万円)過大に交付されていた。そして、事業計画の認定の時期等をみると、1対象組織を除いて28年度以降に変更認定を受けていたものであった。

表 長寿命化交付金が過大に交付されていたもの(平成28年度～30年度)

府県名	市町村数	対象組織数	過大となる長寿命化交付金交付額	左のうち国庫交付金相当額
集落数算定額が交付上限額となるのに、これによる長寿命化交付金交付額の算定をしていないもの(36対象組織)				
			円	円
新潟県	2	2	122万	61万
富山県	1	2	252万	126万
石川県	1	1	6万	3万
山梨県	1	1	62万	31万
岐阜県	2	3	127万	63万
滋賀県	6	13	3573万	1786万
京都府	2	8	411万	205万
兵庫県	1	1	22万	11万
和歌山県	1	1	29万	14万
福岡県	1	1	44万	22万
鹿児島県	1	3	264万	132万
小計	19	36	4918万	2459万
直営施工を行っていないのに減額単価により長寿命化交付金交付額の算定をしていないもの(15対象組織)				
			円	円
富山県	3	4	132万	66万
和歌山県	3	11	304万	152万
小計	6	15	436万	218万
計	24	51	5355万	2677万

(注) 市町村数は、重複があるため、各市町村数欄を合計しても計欄と一致しない。

これらの理由を市町村等に確認したところ、要綱の附則において改正後の交付上限額が適用されないこととされた、27年度までに事業計画の認定を受けた対象組織には、その後に変更認定を受けた場合も含まれると考え、28年度以降に、新たに事業計画の認定を受けて交付金事業を実施する対象組織のみが改正後の交付上限額を適用されると誤って解釈したことなどによるものであった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同省において、長寿命化交付金が過大に交付されていた適用対象組織に対して、交付金事業の継続的な実施に留意しつつ、府県を通じて過大に交付された国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるように、都道府県、市町村及び対象組織に対して、改正後の交付上限額の適用対象に28年度以降に変更認定を受けた場合等も含まれることを明示するなどして、28年度の要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底した上で、市町村に対して、長寿命化交付金交付額の算定に係る審査を的確に行うことを都道府県を通じて指導するよう是正改善の処置を求める。

ため池の防災減災事業について(農林水産大臣宛て)

指摘の背景となった対策工事の必要性が適切に判定されていないため池3,899か所の

豪雨調査に係る国庫補助金交付額(1)(支出) 9億3271万円

指摘の背景となった対策工事の必要性が適切に判定されていないため池142か所の

耐震調査に係る国庫補助金交付額(2)(支出) 17億9175万円

指摘の背景となったソフト対策が講じられておらず、それに係る調整等も行われていない要改修

ため池1,342か所の詳細調査に係る国庫補助金交付額(3)(支出) 86億8037万円

(1)、(2)及び(3)の純計 103億5202万円

1 事業の概要

(1) 防災減災事業の概要

農林水産省は、総合的な防災減災対策を実施する都道府県、市町村等(都道府県等)が実施する農村地域防災減災事業(防災減災事業)等に対して国庫補助金を交付している。このうち調査計画事業は、農業用ため池(ため池)等の農業用施設を対象にして、地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査等を実施する事業とされている。

(2) 農林水産省におけるため池に係る防災減災対策の取組

同省は、平成25年3月に、都道府県等に対して、ため池の現状を把握するための一斉点検を要請し、26年8月に、一斉点検の結果に応じて、豪雨に対する調査(豪雨調査)又は地震に対する調査(耐震調査)(これらを「詳細調査」)を実施すること、詳細調査の結果、豪雨又は地震に対して必要な性能を確保するための改修工事(対策工事)が必要とされたため池(要改修ため池)について、速やかな対策工事の実施に努めること、対策工事を実施するまでの間、監視・管理体制の強化等の措置(ソフト対策)を講ずるよう努めることなどを要請している。そして、都道府県等は、調査計画事業として、これらを業務委託により実施するなどしている。

(3) 対策工事の必要性の判定の際に考慮すべき項目

各都道府県等は、「土地改良事業設計指針「ため池整備」(ため池指針)に示されている設計の基本事項、ため池改修の必要性を判断する事項等から照査方法を決定するなどして詳細調査を実施している。ため池指針によれば、設計洪水流量に対して、水理計算により堤体の余裕高(堤体余裕高)や洪水吐の断面(洪水吐断面)が不足していないかなどを照査することとされており、設計洪水流量は、200年確率洪水流量等に基づくなどして決定することとされている。

また、堤体が決壊した際の下流への影響(被災による影響)を考慮して、ため池ごとに重要度区分を決定し、重要度区分に応じた耐震性能が確保されているか照査することとされている。

(4) ため池の重要度区分と耐震性能

ため池指針によれば、ため池の重要度区分は、被災による影響に応じてAA種、A種及びB種に区分されており、耐震性能の照査については、レベル1地震動に対する照査(L1照査)は全ての重要度区分に実施すること、レベル2地震動に対する照査(L2照査)はAA種にのみ実施することとされている。そして、L1照査は安全率が1.2以上であることを、L2照査は堤体の沈下量が許容される沈下量を上回らないことを確認することとされている。

また、AA種の定義は、堤体下流に住宅地等があり施設周辺の人命・財産やライフラインへの影響が極めて大きい施設等とされている一方で、貯水量10万 m^3 以上、堤高10m以上であることなどが一つの目安(規模等による目安)として示されているが、規模等による目安にとられるのではなく、被災による影響を考慮した十分な検討が必要であるとされている。

2 本院の検査結果

同省及び23府県において、25年度から30年度までの間に、防災減災事業により詳細調査が実施された10,346か所のため池を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対策工事の必要性が適切に判定されていない事態

ア 豪雨調査において対策工事の必要性が適切に判定されていない事態

豪雨調査が実施された7県の7,860か所のため池のうち、3,936か所については要改修ため池と判定されていなかったが、このうち5県の3,899か所のため池(豪雨調査を含む業務委託124契約、契約金額計9億3406万円、国庫補助金交付額計9億3271万円)については、豪雨調査に当たり、堤体余裕高や洪水吐断面について、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により照査されていなかったりなどしていたため、対策工事の必要性が適切に判定されていなかった。

イ 耐震調査において対策工事の必要性が適切に判定されていない事態

耐震調査が実施された23府県の3,199か所のため池のうち、21府県の2,774か所については、規模等による目安を満たさないことなどから、被災による影響を十分に検討することなく、AA種に該当しないとしてL2照査が実施されていなかった。しかし、規模等による目安は、AA種に設定する一つの目安にすぎないことから、ため池ハザードマップ等により、被災による影響を確認したところ、浸水想定区域に人口集中地区が存在し、被災による影響が極めて大きくAA種に該当すると認められるため池が16府県で131か所見受けられた。また、3県の11か所のため池については、安全率が1.2を下回っているのに要改修ため池と判定されていなかった。このように、耐震調査において対策工事の必要性が適切に判定されていないため池が計142か所(耐震調査を含む業務委託104契約、契約金額計18億2121万円、国庫補助金交付額計17億9175万円)となっていた。

以上のようなことから、ア及びイについては、対策工事の必要性が適切に判定されておらず、必要な対策工事が実施されなかったり、対策工事が実施されるまでの間のソフト対策が適切に講じられなかったりするおそれがあるなどの状況となっていた。

(2) 要改修ため池について対策工事が実施されるまでの間に適切なソフト対策が実施されていない事態

検査の対象とした10,346か所のため池のうち要改修ため池は23府県の5,604か所となっており、このうち5,351か所は対策工事に着手されていなかった。これらについて、詳細調査の結果に応じたソフト対策の実施状況を確認したところ、22府県の276市町村の1,554か所については特段のソフト対策が講じられておらず、このうち1,342か所(詳細調査を含む業務委託775契約、契約金額計87億5255万円、国庫補助金交付額計86億8037万円)については、ソフト対策の具体的な内容が分からないこと、ソフト対策に係る調整等の必要性を十分に認識していないことなどから、ソフト対策の実施についてため池管理者等と特段の調整等は行われていなかった。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県等に対して、詳細調査の実施に当たっては、ため池指針を参考とするなどして、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により照査を行ったり、規模等による目安だけではなく被災による影響を十分に検討して重要度区分を決定したりするなどした上で、ため池の対策工事の必要性を適切に判定するよう指導すること。また、対策工事の必要性が適切に判定されていないため池については、必要とされる照査を改めて実施するなど、対策工事の必要性を把握するための方策を速やかに検討するよう指導すること

イ 都道府県等に対して、監視・管理体制の強化等に係るソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、要改修ため池について、対策工事を実施するまでの間、詳細調査の結果に応じた適切なソフト対策が講じられるよう指導すること。また、十分なソフト対策が講じられていない要改修ため池について、ため池管理者等と速やかに調整するなどして、ソフト対策が講じられるよう指導すること

ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について(農林水産大臣宛て)

管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスよりも低くなっていた

15重要設備に係る工事費(1)(支出) 11億7703万円

指摘の背景となった15重要設備を設置する

15管理施設に係る工事費等(2)(支出) 5億8535万円

既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応しているか確認していなかった

25重要設備に係る工事費(3)(支出) 35億2648万円

指摘の背景となった25重要設備を設置する

23管理施設に係る工事費等(4)(支出) 17億9774万円

工事費(1)及び(3)の計(支出) 47億0352万円

指摘の背景となった工事費等(2)及び(4)の計(支出) 23億8310万円

1 事業の概要

(1) ダム、頭首工等の新設、更新等における耐震対策

農林水産省は、土地改良法に基づき、農業生産基盤の整備及び開発を図る国営土地改良事業の一環として、ダム、頭首工等の国が行うべき基幹的な農業水利施設(国営造成土地改良施設)の新設及び整備後の更新、改修等(更新等)を、各地方農政局等又は各地方農政局管内の調査管理事務所等(農政局等)において実施している。そして、これらダム、頭首工等の新設、更新等の実施に当たっては、「土地改良事業設計指針「耐震設計」」等に留意して、施設の重要度等に応じた耐震対策等の推進に努めることとなっている。

(注1) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設

(2) 電気盤の耐震設計

ダム、頭首工等の管理施設等の建物やこれらを統括管理する中央管理所(これらを「管理施設」)には、運転操作と状態監視を遠隔で行うために、操作設備、監視操作制御設備等(これらを「操作・監視設備」)が設置されている。そして、操作・監視設備には、これらに電気を供給し電気制御を行うための配電盤、制御盤等(これらを「電気盤」)が含まれており、これらが破損した場合には操作・監視設備の機能が失われる。

電気盤の耐震設計については、同省は、平成26年9月に「電気盤の耐震設計について」(事務連絡)を発出し、耐震設計の基本は設備と設備が設置される構造物自体が十分な耐震性を有しなければ、設備の耐震性は意味をもたないため、設備の耐震性能と当該設備が設置された土木・建築構造物の耐震性能との整合を図るなどして電気盤の耐震設計を行うこととしている。

事務連絡によれば、電気盤について、国営造成土地改良施設の重要度に応じて設計用震度を示す区分(耐震クラス)が「S」、「A」及び「B」の三つに分類されている。ダム及び頭首工の操作・監視設備については、これらが機能しないことにより水害による二次災害が発生するおそれがあることから、大地震動後においても機能が確保されるように、電気盤の耐震クラスについては、最も強固な「S」に分類されており、これを設置する管理施設の耐震クラスの組合せは「特定」とされ、大地震動後、構造物の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標としている。(ダム及び頭首工の操作・監視施設並びにダム及び頭首工を制御する水管理制御システムを「重要設備」)。

(3) ダム及び頭首工に係る設計基準等

同省は、ダム及び頭首工について、「土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」」、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」」(これらを「設計基準」)等に基づいて設計することとしており、設計に当たっては、対象施設の構成要素ごとに設計基準に定められた耐震性能に応じて設計を行うこととされている。一方、管理施設については、電気盤の重要度に応じた耐震クラ

スは示されているものの、設計基準等において、管理施設に必要とされる設計方法等は示されておらず、建築基準法等の関連する法令等に準じて設計することとなっている。

2 本院の検査結果

重要設備44設備の耐震クラスは、全て最も強固な「S」とされていたが、これらが設置されている管理施設43施設について、設計書等により管理施設の耐震クラスを確認したところ、管理施設については、電気盤の重要度に応じた耐震クラスは示されているものの、設計基準等において、管理施設に必要とされる設計方法等が示されていないことから、43施設のうち23施設の耐震クラスが機能確保が求められていない「一般」相当となっており、重要設備の耐震クラスよりも低いものとなっていた。また、設計書等が保存されていないものなど耐震クラスが確認できないものも15施設見受けられた。一方、管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスに整合する管理施設の耐震クラスである「特定」相当となっていた管理施設は、43施設のうち5施設のみとなっていた。

前記23施設及び15施設について、態様別に示すと以下のとおりである。

ア 重要設備及び管理施設の新設、更新等に当たり、管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスよりも低くなっているため、大地震動後において重要設備の機能が確保できなくなるおそれがあるもの

(注2)
5農政局等の15設備(工事費計11億7703万円)、15施設(工事費又は土地改良財産台帳価格(工事費等)計5億8535万円)については、重要設備及びこれらを設置する管理施設の新設、更新等を併せて実施していたが、管理施設の設計に当たり、重要設備の耐震クラスを考慮することなく、管理施設の耐震クラスを「一般」相当として耐震設計を行っていたため、大地震動後において重要設備の機能が確保できないおそれがある状況となっていた。

(注2) 5農政局等 東北、北陸、東海、九州各農政局、北海道開発局

イ 重要設備の新設、更新等に当たり、既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応しているか確認していなかったなどのもの

(注3)
6農政局等の25設備(工事費計35億2648万円)、23施設(工事費等計17億9774万円)については、重要設備の新設、更新等に当たり、これらを設置する既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応するものとなっているかを確認して耐震補強の必要性の有無の検討を行うなどしていなかった。このため、重要設備の耐震クラスよりも低い「一般」の耐震クラス相当として設計している管理施設や耐震性能が不明である管理施設において、必要な耐震性能が確保されていない場合には、大地震動後において重要設備の機能が確保できないおそれがある状況となっていた。

(注3) 6農政局等 東北、北陸、東海、近畿、中国四国各農政局、北海道開発局

ア及びイのとおり、大地震動後において重要設備の機能が確保されていないおそれがあるものが、重要設備については40設備、設備工事費計47億0352万円(管理施設38施設、工事費等計23億8310万円)見受けられた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、前記の管理施設について、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にして農政局等に周知するとともに、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していなかったり、耐震性能を確認していなかったりしていた管理施設については、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための必要な措置を講ずる計画を策定するなどすること

イ 農政局等に対して、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどして、大地震動後における重要設備の機能を確保することの重要性を周知徹底すること

独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて(水産庁長官宛て)

今後使用が見込まれない貸付金のうち、国が独立行政法人農林漁業信用基金に出資した出資金を財源とするものの額(試算額)(支出) 88億6947万円

1 事業の概要

(1) 漁業債務保証及び貸付けの概要

水産庁は、独立行政法人農林漁業信用基金(信用基金)に対して計257億8980万円を出資し、信用基金は、当該出資金及び各漁業信用基金協会(協会)からの出資金を財源として、独立行政法人農林漁業信用基金法等に基づき、協会に対して長期の資金(本件貸付金)を貸し付けており、平成30年度末の本件貸付金残高は計261億3000万円となっている。

本件貸付金は、中小漁業者等が、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するための資金(漁業近代化資金)等を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務について、協会が行う債務の保証(漁業債務保証)に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべきものである。

協会は、中小漁業融資保証法(融資保証法)に基づき、漁業近代化資金等について融資機関に対して漁業債務保証を行っており、中小漁業者等が債務不履行に陥った場合、当該中小漁業者等に代わって融資機関に債務の弁済(代位弁済)を行っている。

(2) 協会による代位弁済の概要及び信用基金による貸付けの目的

融資保証法によれば、協会は、中小漁業者等の会員からの出資金、毎事業年度の剰余金を積み立てた準備金から繰り入れた繰入金及び都道府県等からの交付金を保証債務の弁済に充てるための基金として管理することとされている。そして、協会は、中小漁業者等が債務不履行に陥った場合、この基金をもって代位弁済を行う(この代位弁済を「基金代位弁済」)ほか、信用基金が貸し付けた本件貸付金等の資金をもって代位弁済を行っている(この代位弁済を「資金代位弁済」)。また、融資保証法によれば、協会は、漁業近代化資金に係る債務の保証の業務と中小漁業者等が借り入れる事業又は生活に必要な資金(一般資金)等に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならないとされており、各協会の業務方法書において、漁業近代化資金及び一般資金等の別に、基金等^(注1)現在高に求償権償却引当金等を加えた額(基金等現在高等)に当該業務方法書で定める保証倍率を乗じた額が、当該協会が引き受けることのできる保証債務残高の限度額(保証限度額)として定められている。

このため、基金代位弁済を行った場合は、基金の額から代位弁済額を控除するなどして算出する基金等現在高等が一時的に減少し、これに伴い保証限度額も減少することになり、代位弁済により取得した求償権の行使による資金の回収が行われるなどするまでの間、保証限度額に余裕がない場合は新たな保証の引受けが制限される可能性がある。一方で、資金代位弁済を行った場合は、基金等現在高等が減少せず、保証限度額も減少しないこととなる。

そこで、同庁は、本件貸付けの目的を、協会による積極的な保証の引受けを促進して漁業債務保証に係る保証債務の額を増大を図ることとしており、本件貸付金により資金代位弁済を行うことで、協会において代位弁済を行っても新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。

(注1) 基金等現在高 保証限度額を算出する基礎となる計数で、基金の額から基金をもって代位弁済を行った額を控除し、これに保険金、求償権行使により回収した資金(回収金)及び信用基金からの借入金の一部を加えて算出する。

2 本院の検査結果

(1) 保証限度額の減少の防止のための本件貸付金の使用状況、今後の必要額等

ア 本件貸付金の資金代位弁済のための使用状況

26年度から30年度までの間における本件貸付金の年度末残高及び使用状況についてみると、各協会が本件貸付金により資金代位弁済を行った額は、年度ごとに計1億3237万円から計5億32

78万円となっていて、本件貸付金を資金代位弁済に使用した実績は本件貸付金の残高に対して著しく低い水準にとどまっている。

一方、本件貸付金の年度末残高は1協会の解散に伴う返納があった28年度を除き、いずれの年度も計261億3000万円となっており、規模の見直しはなされていなかった。

26年度から30年度までの本件貸付金の使用状況を30年度末で漁業債務保証を実施している41協会等(全国協会の支所及び全国協会以外の協会。)ごとにみると、本件貸付金の使用実績があるのは7協会等にとどまっていて、本件貸付金の年度末残高に対する資金代位弁済を行った額の割合の5年間の平均は、これら7協会等のうち最も高い協会等でも11.1%であって、4協会等では10%未満となっている。また、34協会等は本件貸付金を全く使用しておらず、ほとんどの協会等において本件貸付金の使用実績は貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっている。

イ 本件貸付金の必要額の試算

今後の本件貸付金の必要額について、中長期的な水産資源の増減、国際的な漁獲量の規制、燃油の高騰、自然災害の発生等の外的要因により中小漁業者等の経営状況が大きく左右される漁業の特殊性を十分に考慮して、21年度から30年度までの過去10年間における各年度の各協会等における代位弁済額のうち最も多額であった年度の代位弁済額を基にして、全国協会への合併により各協会等の間で本件貸付金が融通されるなどし、この代位弁済額について全て本件貸付金により資金代位弁済を行うものと仮定して試算した。この試算によれば、本件貸付金の必要額は計169億2032万円となり、30年度末の本件貸付金残高計261億3000万円から上記必要額を差し引いた92億0967万円(うち国からの出資金を財源とするものの額88億6947万円)は今後使用する見込みがないと認められる。

(2) 代位弁済の履行の円滑化のための本件貸付金の必要性

資金繰り面からみた本件貸付金の必要性を検討すると、保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率である弁済能力比率は、30年度末では全23協会^(注2)で適当であるとされる200%を大幅に超えるなどしており、各協会は相当程度の弁済能力を有していて、直ちに保証債務の弁済に支障が生ずる状況にはなく、資金繰り面から本件貸付金が必要とされる状況にはないと認められる。

(注2) 弁済能力比率 「漁業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準」で定められている指標で、実質保証債務額に償還事故の発生率を乗じて得た額の合計額に対する保証債務の弁済に充てることが可能な額(現金、預金、有価証券といった流動性の高い資産に相当する額。ただし、本件貸付金等による借入金に対応する資産に相当する額は含まない。)の割合

本件貸付金の使用実績が貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっていたり、全ての協会において保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるとされる水準を大幅に超えるなどしたりして、本件貸付けを行う必要性は低くなっているにもかかわらず、国の出資金を財源とする本件貸付金の規模が見直されずに、必要と認められる額を上回る貸付けが行われている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

同庁において、本件貸付金が有効に使用されるように協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせるとともに、更なる支援の必要が認められる協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、相当する国の出資金を独立行政法人通則法に基づき信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金を適切な規模のものとするよう、また、上記の本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施することができるように同庁の体制を整備するよう改善の処置を要求する。

一 経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について(経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

将来も債務保証の原資に使用されることが見込まれない政府出資金の額(試算額)

(支出) 202億6103万円

1 第2種信用基金の概要等

(1) 第2種信用基金に対する政府出資及び債務保証業務の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、平成16年7月に設立された際に、産業基盤整備基金の解散に伴って債務保証業務を承継しており、このうち第2種信用基金(第2種基金)により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金等を受けるなどして、29年度末時点での第2種基金における基金残高は399億7829万円(うち政府出資金375億4874万円)となっている。

第2種基金による債務保証業務は、債務保証を付した融資を受けた事業者等が債務不履行に陥った場合に、当該事業者等に代わって金融機関に債務の弁済(「代位弁済」。また、債務保証額に対する債務保証期間中に代位弁済を行う額の割合を「代位弁済率」)を行い、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に事業者等から資金の回収を行うものである。

(2) 債務保証業務に必要なとなる政府出資金の算定

経済産業省は、新たな債務保証制度が創設される際等に、債務保証業務を実施するのに必要となる政府出資金の額を見直している。そして、その算定は、原則として次のとおり行っており、同年度末時点においては必要となる政府出資金の額を375億4874万円としている。

債務保証業務を実施するのに必要となる政府出資金の額	=	将来にわたり生ずることが想定される代位弁済額(A)	-	将来にわたり生ずることが想定される保証料収入(B)				
将来にわたり生ずることが想定される代位弁済額(A)	=	将来にわたり生ずることが想定される債務保証を前提にした融資等の規模	×	保証割合	×	想定上の代位弁済率		
		↓						
将来にわたり生ずることが想定される保証料収入(B) (注)	=	将来にわたり生ずることが想定される債務保証を前提にした融資等の規模	×	保証割合	×	保証料率	×	保証年数

(注) 保証年数が複数年にわたる場合には、債務の返済等に伴い保証残高も減少することから更に1/2を乗ずる。

(3) 不要財産の国庫納付等

独立行政法人通則法(通則法)第8条第3項の規定に基づき、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる場合には、当該財産(不要財産)を処分しなければならないこととなっている。

(4) 第2種基金に関する過去の検査の状況

本院は、第2種基金による債務保証の利用が極めて低調となっていることから、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、今後も債務保証の利用の増大が見込まない場合は、その利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を適切に見直すよう、経済産業大臣に対して、22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。そして、同省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、引き続き利用の促進を図り、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討するとともに、23年度末までの実績を踏まえて、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を見直して、25年3月に、必要見込額を控除するなどした額に相当する80億6703万円を不要財産として国庫に納付する処置を講じた。

2 本院の検査結果

(1) 債務保証の実施状況

機構が16年7月の設立以降に実施した新規の債務保証は、主に世界的な金融危機後に実施したものであり、その実績は債務保証額計138億2399万円となっていた。一方、機構における16年7月の機構設立時点及び16年度から29年度までの各年度末時点の債務保証残高の状況を見ると、16年7月には275億2335万円あったものが29年度末時点では5億0427万円まで減少しており、この額に想定上の代位弁済率(想定代位弁済率)を乗ずるなどして実際の債務保証残高に対して必要となる政府出資金の額を試算すると1億1281万円(29年度末時点の政府出資金375億4874万円に対する割合0.3%)となり、近年では債務保証の実施は極めて低調となっていて政府出資金が有効に活用されていない状況となっていた。

(2) 政府出資金の算定状況

政府出資金の額の算出のための主要な項目である想定債務保証額及び想定代位弁済率について、29年度末時点の想定と実績を比較したところ、次のとおり実績が想定を大幅に下回るなどの状況が見受けられた。

ア 想定債務保証額

同省が算出した想定債務保証額と各債務保証業務の業務開始から29年度末までに実施してきた債務保証の累計額について、業務開始から2年以上経過している5債務保証を比較すると、想定債務保証額計1350億円に対して実際の債務保証の累計額が1債務保証の4億2500万円(想定債務保証額計に対する割合0.3%)のみとなっており、実際の債務保証額は同省が算出した想定債務保証額を大幅に下回る状況となっていた。

また、経済情勢が悪化した際には債務保証の利用が大幅に増加することも考えられることから、世界的な金融危機後の景気が悪化した局面で実施されていて、かつ、現在実施されている債務保証と類似の業務である過去の2債務保証の債務保証額も実績額に含めて比較したところ、同年度末時点における債務保証額の累計額は136億5550万円(想定債務保証額に対する割合10.1%)となっており、景気が悪化した局面で実施されていた類似の業務の実績額を含めても、実際の債務保証額は、同省が算出した想定債務保証額を大幅に下回る状況となっていた。

イ 想定代位弁済率

同省は、22年度に政府出資金の額の算定を行った際等に、保証債務損失引当金の引当率等を^(注)20.5%等と算出し、これらを想定代位弁済率としていた。しかし、その後、保証債務損失引当金の実績を蓄積しているものの、同省と機構との間で、これらに係る情報が十分に共有されておらず、同省は、想定代位弁済率20.5%等の見直しを行わないまま引き続き使用するなどしていた。

そこで、16年度から29年度までの各年度末における保証債務損失引当金の引当率の状況を見ると、世界的な金融危機後の景気が悪化した局面で実施されていて保証債務損失引当金の計上が多かった24年度から26年度までの3か年における引当率の平均値が15.9%となっており、経済情勢が悪化して債務保証の利用が増加した場合においても、想定代位弁済率20.5%等との間には開差が生じている状況となっていた。

(注) 保証債務損失引当金 債務保証を付した融資を受けた事業者等が債務不履行に陥った場合に代位弁済を行うことにより生ずる損失に備えるための引当金

(3) 政府出資金の必要額の試算等

29年度末時点における債務保証業務について、過年度の実績等を考慮した上で必要な政府出資金の額を試算すると次のとおりとなる。

すなわち、想定債務保証額については、過年度に類似の業務が行われている債務保証は類似の業務も含めた債務保証額の累計額を用いることとし、それ以外の債務保証は同省が算出した想定債務保証額を用いることとする。また、想定代位弁済率については、保証債務損失引当金の計上が多かった24年度から26年度までの3か年における引当率の平均値15.9%を用いることとするなどして算出すると、必要な政府出資金の額は172億8770万円と試算される。

したがって、29年度末の政府出資金375億4874万円のうち、172億8770万円を上回る202億6103万円については、将来も債務保証の原資に使用されることが見込まれないと認められる。

3 本院が表示する意見

同省は、機構に係る第3期中期目標(計画期間は26年4月から31年3月まで)において、保有資産は、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととしており、機構が作成した第3期中期計画においても同様に行うこととされている。

については、同省及び機構において、30年度に新たな債務保証業務が追加されていることなどを踏まえつつ、第2種基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするよう、次のとおり意見を表示する。

ア 同省において、過年度の債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率、業務の安定性等を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、機構において、通則法に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付すること

イ 同省及び機構において、今後、同様の事態が生じないよう、債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率等の情報を十分に共有するなどして、真に必要となる政府出資金の額を適時適切に検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産を不要財産として速やかに国庫に納付することができる体制を整備すること

国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)

駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて純収益を算出していたことにより低額となっていた使用料の徴収額(1)(収入) 12億6235万円
使用許可者と事業者とで異なる方法で算出した建物等帰属純収益による比率に基づいて使用許可者への配分率を算出していたことにより低額となっていた使用料の徴収額(2)(収入) 14億1824万円
(1)及び(2)の計(収入) 26億8060万円

1 国管理空港の土地等の概要等

(1) 国管理空港の土地等の概要

国土交通省は、19空港及び8飛行場(国管理空港)の民間航空専用地域を管理している。そして、東京、大阪両航空局(地方航空局)は、その土地、建物及び工作物(土地等)を管理している。

(注1) 19空港 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

(注2) 8飛行場 札幌、千歳、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島各飛行場

(2) 使用許可の概要

行政財産の使用又は収益を許可する場合(使用許可)、適正な対価を徴収することとなっている。地方航空局は、毎年度、国管理空港の土地等を使用して旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、駐車場等の施設を運営する者(事業者)に対して、使用許可を行っている(使用許可を行う者を「使用許可者」)。

(3) 使用料の算定手順等

同省は、国管理空港のうち25空港等の土地等について、使用料を次のように算定している。

① 同本省は、5か年度に1回、使用料調査を不動産鑑定評価会社(鑑定会社)等に委託して実施する。地方航空局は、使用料調査報告書の内容等に基づき、使用料を算定する。

② 地方航空局は、同本省が使用料調査を行わない年度に、その方法に準じて、使用料の変動率調査を鑑定会社等に委託して実施して、その報告書の内容等に基づき、使用料を算定する。そして、同本省は、地方航空局が算定した使用料を、事業者から徴収している。

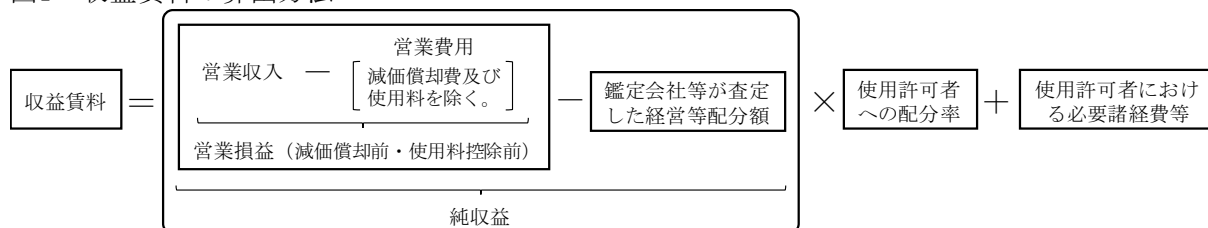
(注3) 25空港等 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港、札幌、三沢、百里、小松、美保、徳島各飛行場

(4) 使用料の算定方法

土地等を使用して運営する事業のうち、旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業(3事業)については、使用料調査及び変動率調査において、対象不動産の基礎価格などにより積算賃料を求める方法と、対象不動産の不動産等純収益(純収益)などにより収益賃料を求める方法を併用して、積算賃料の2割と収益賃料の8割を合算する方法が採られている。

このうち、収益賃料の算出方法については、実績に基づき次のとおりとなっている(図1参照)。

図1 収益賃料の算出方法



2 本院の検査結果

地方航空局が25空港等において3事業を行う39事業者に対して平成27年度から30年度までの各年度を使用許可期間として行った使用許可延べ430件に係る使用料の徴収額計452億4517万円を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 駐車場事業に係る収益賃料の算出に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて純収益を算出していた事態

ア 空港環境整備事業に要した費用を含めていたもの

同本省は、27年度の使用料調査に際して、一般財団法人空港振興・環境整備支援機構(30年6月26日以前は、一般財団法人空港環境整備協会。「空港支援機構」)^(注4)が16空港等で実施する駐車場事業に係る営業損益等の実績について、空港支援機構から、空港環境整備事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて記載した資料の提出を受けて、これを鑑定会社に交付していた。鑑定会社は、これに基づき使用料調査報告書を作成していた。地方航空局はこれに基づき使用料を算定して、28年度から30年度までの各年度の使用料を同様の方法により算定していた。

しかし、次のことなどから、空港環境整備事業は空港支援機構が法人として自らの資産や収益をもって必要な費用を賄うべき事業であり、駐車場事業とは別の事業であると認められる。

(ア) 空港支援機構は、空港環境整備事業に要した費用を公益目的支出計画に基づいて公益目的に支出した額の一部として毎年度の公益目的支出計画実施報告書に記載していたこと

(イ) 空港支援機構は、毎年度の正味財産増減計算書において、駐車場事業と空港環境整備事業を区分して経理していたこと

したがって、収益賃料の算出に当たり、空港環境整備事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出していたことは適切とは認められない。

(注4) 16空港等 東京国際、新千歳、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎各空港、小松飛行場

イ 観光事業に要した費用を含めていたもの

同省は、一般社団法人千歳観光連盟(千歳観光連盟)が新千歳空港で実施する駐車場事業について、観光事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めていた。

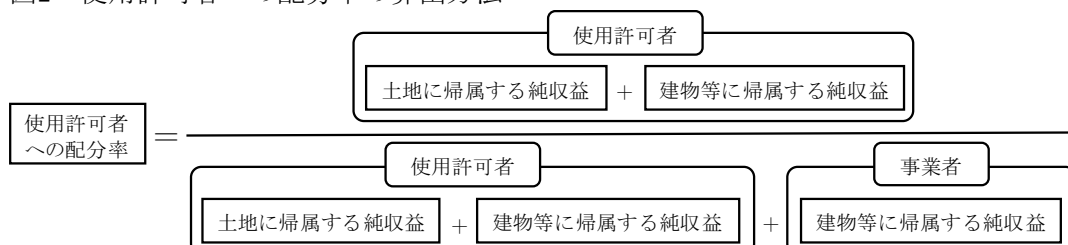
しかし、千歳観光連盟は、観光事業に要した費用を公益目的支出計画に基づいて公益目的に支出した額の一部としていたことなどから、観光事業は駐車場事業とは別の事業であり、収益賃料の算出に当たり、観光事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出していたことは適切とは認められない。

そこで、これらの16空港等において駐車場事業を行う2事業者に対する27年度から30年度までの使用許可延べ87件について、使用料を修正計算した。その結果、16空港等における2事業者に対する使用許可延べ83件の使用料は計122億5912万円となり、徴収額計109億9677万円はこれに比べて計12億6235万円低額となっていた。

(2) 3事業に係る収益賃料の算出に当たり、使用許可者と事業者とで異なる方法で算出した建物等帰属純収益による比率に基づいて使用許可者への配分率を算出していた事態

3事業に使用される資産のうち、建物及び工作物(建物等)については使用許可者及び事業者がそれぞれ保有している。このため、同省は、図2のとおり、使用許可者への配分率を算出していた。

図2 使用許可者への配分率の算出方法



しかし、これらのうち建物等に帰属する純収益(建物等帰属純収益)についてみると、使用許可者の建物等については再調達原価から時の経過等による減価分を控除した後の価格を基礎として算出していたのに対して、事業者の建物等については減価分を控除していない建物等の取得価格を基礎として算出していた。これらの異なる方法で算出した使用許可者と事業者の建物等帰属純収益による比率に基づいて使用許可者への配分率を算出していたことは、適切とは認められない。

そこで、使用許可者と事業者のいずれの算出方法に統一する場合でも生ずる開差額を算出することとして、事業者の算出方法に統一し、(1)の事態を合わせて考慮して使用料を修正計算した。その結果、24空港等^(注5)において3事業を行う33事業者に対する使用許可延べ296件の使用料は計431億4671万円となり、徴収額計406億1673万円はこれに比べて計25億2998万円低額となっていた。このうち、11億1173万円は一部の使用許可において(1)の事態にも該当していたことにより低額となっていた額であり、これを除いた計14億1824万円が(2)の事態により低額となっていた。

(注5) 24空港等 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港、札幌、三沢、小松、美保、徳島各飛行場

以上のとおり、24空港等において3事業を行う33事業者に対する27年度から30年度までの使用許可延べ307件に係る使用料は計440億7169万円となり、徴収額413億9109万円はこれに比べて26億8060万円低額となっていた(表参照)。

表 低額となっていた使用料の徴収額

年度	事業名	事業者数	使用許可件数(件)	使用料の徴収額	低額となっていた使用料の徴収額	(1)の事態に係る額	(2)の事態に係る額
平成27~30	旅客ターミナルビル	28	152	213億8094万	1億3290万	-	1億3290万
	貨物ターミナルビル	6	48	50億3291万	844万	-	844万
	駐車場	6	107	149億7723万	25億3925万	12億6235万	12億7689万
	計	33	307	413億9109万	26億8060万	12億6235万	14億1824万

(注) 旅客、貨物両ターミナルビル事業の使用許可が一括して行われたものについては、旅客ターミナルビル事業に含めている。

3 本院が求める是正改善の処置

同省において、国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料を適切に算定するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 令和元年度に駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定している使用許可について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととして、同年度に係る使用料の改定を行うこと

イ 同本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業に要した費用のみを計上することを契約の仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付すること

ウ 3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率に関して、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するための検討を行い、同本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、その結果に基づく適切な使用許可者への配分率の算出方法を契約の仕様書に明記すること

エ 地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に、イ及びウと同様の取扱いとするよう、地方航空局へ通知すること

住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について(国土交通大臣宛て)

所管行政庁が指導及び助言を行っていない建築物の所有者に対して交付された	
交付金等の額(1)(支出)	4億2732万円
指摘の背景となった所管行政庁が耐震診断後の耐震改修の実施状況を把握していない	
建築物の所有者に対して交付された交付金等の額(支出)	11億7676万円
本院の依頼に基づき所管行政庁が耐震改修の実施状況を調査した結果、未実施となっていた	
建築物の所有者に対して交付された交付金等の額(2)(支出)	3億8923万円
(1)及び(2)の計(支出)	8億1655万円

1 住宅・建築物安全ストック形成事業等の概要等

(1) 住宅・建築物安全ストック形成事業等の概要

国土交通省は、住宅・建築物の耐震性の向上を図るため、平成22年度から、住宅・建築物安全ストック形成事業として、耐震診断、耐震改修、建替え等を行う民間事業者等に対して補助金を交付する地方公共団体等に、社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金(これらを「交付金」)を交付している。また、同省は、25年度から、耐震対策緊急促進事業として、交付金に上乗せするなどして耐震対策緊急促進事業補助金(交付金と当該補助金とを合わせて「交付金等」)を交付している。

(2) 建築物の耐震化に係る法令等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)は、既存の建築物の耐震化を緊急に促進するため、25年に改正され、既存耐震不適格建築物^(注1)の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされた。

(注1) 既存耐震不適格建築物 地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法等の規定の施行等の際、現に存する建築物

(3) 所管行政庁による指導及び助言、指示等^(注2)

耐震改修促進法によれば、所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、既存耐震不適格建築物の所有者に対し指導及び助言をすることができる。とされている。

同省は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を定め、同方針の中で、所管行政庁は、耐震改修の実施を確保するために必要があると認めるときは、既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきであるとしている。

(注2) 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

2 本院の検査結果

耐震改修促進法が改正された25年度から29年度までの間に14都道府県^(注3)において耐震診断を行った既存耐震不適格建築物5,042棟(一戸建ての住宅を除く。)の所有者に交付された交付金等の交付額計64億8584万円を対象に、会計実地検査を行った。

(注3) 14都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、山形、栃木、埼玉、新潟、石川、静岡、三重、和歌山、福岡、鹿児島各県

(1) 耐震診断後の耐震改修の実施状況

前記の建築物5,042棟について耐震診断の結果を確認したところ、震度6強から7程度の地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し若しくは崩壊する危険性が高い建築物、又は倒壊し若しくは崩壊する危険性がある建築物であるため、耐震性が不十分と判定された建築物は3,789棟となっていた。

耐震性が不十分と判定された建築物3,789棟について、31年3月末現在における耐震改修の実施

状況をみると、耐震改修(除却を含む。)が実施済(実施中を含む。)の建築物は1,260棟(3,789棟に占める割合33.3%)となっている一方で、耐震改修が未実施(耐震改修を実施する予定があるとしているものを含む。)の建築物は1,536棟(同40.5%)となっていた。また、993棟(同26.2%、耐震診断に係る交付金等交付額11億7676万円)については、所管行政庁が同月末現在における耐震改修の実施状況を把握していなかった。

(2) 所管行政庁による指導及び助言の実施状況等

耐震性が不十分と判定された建築物3,789棟に係る指導及び助言の実施状況をみたところ、所管行政庁は、2,245棟(3,789棟に占める割合59.3%)については、耐震改修促進法に基づく指導及び助言であることを明記した文書を交付したり、耐震改修促進法に基づくか否かを問わず、電話、訪問等をして指導及び助言を行っていた。そして、指導及び助言の内容は、耐震改修等の必要性を説明するもの、補助金等の助成制度を説明するものが多くなっていた。一方、31年3月末現在において、耐震改修が未実施であるのに、所管行政庁が、それまでに一度も指導及び助言を行っていない建築物は458棟(耐震診断に係る交付金等交付額計4億2732万円)となっていた。

耐震性が不十分と判定された3,789棟の所管行政庁は121所管行政庁となっており、このうち耐震改修が未実施であるにもかかわらず指導及び助言が行われていない458棟の所管行政庁は39所管行政庁となっていた。そして、所管行政庁が指導及び助言を行っていない理由は、建築物の所有者が地方公共団体以外の者の場合は、「どのように指導及び助言をしていいかわからない」という理由が最も多くなっていた。また、建築物の所有者が地方公共団体の場合は、「地方公共団体が所有しており、耐震改修に向けて検討が行われていると想定される」「同じ市所有の建築物であるため全体の改修計画が把握できており、特に個別の働きかけは行っていない」などといった理由が見受けられた。

また、所管行政庁が指導及び助言を行っていて、31年3月末現在の耐震改修の実施状況を把握している建築物は、1,746棟となっており、このうち耐震改修が実施済の建築物は668棟(1,746棟に占める割合38.3%)となっていた。

(3) 所管行政庁による耐震改修の実施状況の把握

所管行政庁が耐震診断後の耐震改修の実施状況を把握していない建築物は、993棟となっており、これらの所管行政庁は48所管行政庁となっていた。そして、所管行政庁が把握していない理由は、「所管行政庁が個別の建築物の耐震改修の実施状況まで把握することにはなっていない」など把握することに対して消極的な理由が大半を占めていた。

本院が、令和元年6月に、所管行政庁に対して、耐震改修の実施状況が把握されていない993棟の建築物を対象として、実際の耐震改修の実施の有無の調査を依頼したところ、このうち耐震改修の実施状況が把握できた400棟の耐震改修の実施状況については、76.0%の304棟(耐震診断に係る交付金等交付額計3億8923万円)の耐震改修が未実施となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

同省において、交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された建築物について、平成25年に改正された耐震改修促進法等の趣旨に沿い、地震に対する安全性の向上が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 所管行政庁に対して、耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう周知すること

イ 所管行政庁による指導及び助言の実施の有無を定期的に把握し、指導及び助言が行われていない場合には、その理由等を所管行政庁から聴取するなどした上で、所管行政庁に対して技術的助言を行うこととすること

浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について(環境大臣宛て)

浄化槽の設置に要する交付対象事業費について実態調査の結果を反映した基準額とした場合に
低減できた交付金相当額(支出) 1億3589万円

1 事業の概要

(1) 浄化槽設置整備事業の概要

環境省は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律等に基づき、公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、し尿と台所、浴室等からの生活雑排水とを併せて処理する浄化槽の整備を実施する市町村に対して助成を行っている。

市町村は、浄化槽設置整備事業実施要綱等に基づき、浄化槽の設置を行う個人等に対して、その設置に要する費用を助成する浄化槽設置整備事業を実施しており、同省は、同事業を実施する市町村に対して、循環型社会形成推進交付金又は地方創生汚水処理施設整備推進交付金(これらを「交付金」)を交付している。

(2) 交付金の交付額の算定方法

交付金の交付額は、循環型社会形成推進交付金については循環型社会形成推進交付金交付要綱等に基づき、また、地方創生汚水処理施設整備推進交付金については地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱等(浄化槽設置整備事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱等及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱等を「要綱等」)に基づき、いずれも次のとおり算定することとなっている。

- ① 浄化槽の能力及び人槽^(注1)ごとに同省が要綱等に定めた基準額(基準額)と、浄化槽の設置者に対して市町村が助成するために必要とする経費とを比較して、少ない方の額を交付対象事業費とする。
- ② ①で算出した交付対象事業費に、地域等ごとに定められた交付割合(1/3又は1/2)を乗じた額を交付金の交付額とする。

(注1) 人槽 浄化槽の処理能力(大きさ)の単位で、何人用のものかを示す。

(3) 基準額の設定等

同省は、基準額の設定に当たり、浄化槽を、その能力に応じて、通常の浄化槽(通常型)、窒素又はリンを除去する能力を有する浄化槽(高度処理型)等に区分し、都道府県を通じて毎年度行っている浄化槽の本体価格及び浄化槽の設置工事費(これらを「設置工事費」)の実態調査(実態調査)のデータを基にして、能力及び人槽ごとに浄化槽1基当たりの平均的な設置工事費(平均工事費)を算出している。そして、平均工事費を基に標準工事費を決定し、浄化槽による生活雑排水等の処理のうち社会的便益となる4割相当分について公費で負担するという考えに基づき、標準工事費により基準額を算定している。

同省は、上記のとおり、毎年度実態調査を行っており、実態調査の結果を反映するなどして標準工事費及び基準額(これらを「標準工事費等」)を改定することとしている。そして、標準工事費等について、通常型は、昭和62年度に設定されてから平成19年度までに4回改定が行われているが、高度処理型は、11年度に設定されてから一度も改定が行われていない。

2 本院の検査結果

我が国では、毎年度、10万基を超える浄化槽が設置されており、同省は、浄化槽設置整備事業を実施する市町村に対して、毎年度、多額の交付金を交付している。

そして、同省によれば、各年度に設置された浄化槽の基数について、かつては通常型がほとんどを占めていたものの、21年度に高度処理型が通常型を上回り、29年度には設置された浄化槽112,78

4基のうち、高度処理型が87,285基(77.4%)を占めている。

そこで、同本省、20都道府県及び605市町村^(注2)において、29、30両年度に本件事業により設置された浄化槽のうち、通常型及び高度処理型計52,734基の設置に対する交付金相当額計67億3384万円を対象として検査した。

上記の605市町村において、29、30両年度に浄化槽設置整備事業により設置された浄化槽の基数を人槽別にみると、通常型では5人槽及び7人槽が計1,668基、高度処理型では5人槽及び7人槽が計49,197基となっており、それぞれの設置基数に対して、この2区分で93.6%及び96.6%を占めている。

そこで、設置基数に占める割合が多い5人槽及び7人槽について、現在の基準額の設定の基となった平均工事費(通常型は17年度、高度処理型は10年度)を基準として、その後の平均工事費の推移をみたところ、通常型は、おおむね横ばいとなっていた一方で、高度処理型は、おおむね減少傾向となっていた。そして、高度処理型について、対10年度比の平均工事費の変動率をみたところ、10年以上にわたりマイナス10%を下回る状態が続いていて、29年度はマイナス13.5%及びマイナス14.7%となっていた。

このような状況下で高度処理型の基準額が改定されていないのは、通常型の基準額を改定した19年度以降、同省において、高度処理型の毎年度の平均工事費を把握していたものの、標準工事費等の改定が必要なほどの大きな変化が生じていないと考えていたことなどによるとしている。

しかし、前記のとおり、高度処理型の5人槽及び7人槽の平均工事費が減少傾向にあり、19年度以降も10年度当時の平均工事費と開差が生じたままとなっているのに、標準工事費等に平均工事費の減少が反映されておらず、適切とは認められない。

そこで、高度処理型の5人槽及び7人槽について、28、29両年度の実態調査による平均工事費を基に29、30両年度の標準工事費等を試算すると、基準額は設定時よりも低額となった。

そして、前記の605市町村において、29、30両年度に本件事業により設置された5人槽及び7人槽の交付対象事業費の算定に係る高度処理型の基準額の適用状況をみると、12都府県管内の66市町村において、計4,454基に対して高度処理型の基準額が適用されていた。

したがって、前記の本院が試算した基準額に基づいて、上記の4,454基(浄化槽の設置に要する交付対象事業費29年度9億3619万円、30年度11億0890万円、計20億4510万円、交付金相当額29年度3億6291万円、30年度4億7242万円、計8億3534万円)に係る交付対象事業費を算定すると、29年度7億6382万円、30年度9億4466万円、計17億0849万円となり、それぞれ1億7230万円、1億6420万円、計3億3660万円(交付金相当額1億3589万円)低減できたと認められる。

(注2) 20都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、福島、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、岡山、香川、高知、福岡、鹿児島、沖縄各県

3 本院が要求する改善の処置

同省において、浄化槽設置整備事業の実施に当たり、実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求する。

一内閣（内閣官房）、総務省一

政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について（内閣総理大臣及び総務大臣宛て）

本来の事業効果が発現していないセキュアゾーンに係る支払額の計（支出） 18億8709万円

1 政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの概要等

(1) 政府のITガバナンスの体制

内閣官房の情報通信技術(IT)総合戦略室(IT室)は、ITの活用による行政運営の改善等に係る総合調整等を行っている。そして、平成27年4月から施行されている「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(標準ガイドライン)に基づき、各府省及び政府全体のITガバナンス体制が構築されている。

ア プロジェクト管理

標準ガイドラインによれば、各プロジェクトを推進する各府省内の組織(PJM)は、作成したプロジェクト計画書に従ってプロジェクトを実施すること、実施の各段階で自己点検を行い、その結果を府省内全体管理組織(PMO)に送付すること、PMO及びIT室は、上記の自己点検等を基にヒアリング等を実施し、必要な指導等を行うこととされている。

イ 予算の把握等

標準ガイドラインによれば、IT室は、毎年度、補正予算にあつては国会成立後速やかに各府省に対して調査を行い、政府情報システム関係予算の要求状況等を把握することとされている。

(2) 政府共通プラットフォームの概要

総務省は、各府省が整備及び運用する政府情報システムの統合・集約化のための基盤として、政府共通プラットフォーム(政府共通PF)を整備して、25年3月に運用を開始している。

(3) 政府共通PFにおけるセキュアゾーンの概要

27年5月の日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年7月、サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示(議長指示)が通知され、各府省は、政府情報システムのうち機微度の高い情報を扱う部分とインターネット等との分離を進める計画をまとめることとされた。議長指示を踏まえて、総務省は、インターネット等とのデータ交換等を完全に遮断したセキュリティ水準の高い環境(セキュアゾーン)を、政府共通PFへの機能追加により整備することとしたとしている。

(4) セキュアゾーンに係る契約

同省は、28年4月に、政府共通PF全体の運用に必要な施設・設備の賃貸借等を目的とした契約(施設・設備賃貸借契約)を、また、同年9月に、セキュアゾーンの整備に係る設計、作業請負及び機器・ソフトウェアの賃貸借を目的とした契約(作業請負等契約)を、いずれも33年3月までを契約期間として締結しており、29年4月にセキュアゾーンの運用を開始している。

2 本院の検査結果

検査したところ、セキュアゾーンは、多額の国費を投じて整備されたものの、29年4月の運用開始以降、利用されないまま、30年度末に廃止されていた。

(1) セキュアゾーンの整備から廃止に至るまでの経緯

ア セキュアゾーンの整備に係る検討及び意思決定の状況

インターネット等との分離対策としてセキュアゾーンの整備を選択するに当たっては、情報の重要度等に応じた対策の選択肢、各対策に対する需要の規模及び費用対効果を把握又は検討することが、予算の効果的な執行のために必要である。しかし、同省に確認したところ、上記の把握又は検討が十分でなく、これらを行ったことを示す資料はないとしている。

したがって、セキュアゾーンの整備を選択する意思決定過程において、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討は十分でなかったと認められる。

イ 総務省と各府省との調整状況

同省が、27年8月、各府省に対してセキュアゾーンの利用希望の調査を行った結果、厚生労働、農林水産両省の計4システムについて、利用希望の回答があった。

しかし、総務省は、各府省に対して、セキュアゾーンの機能の詳細等の必要な情報を適時に提供しておらず、契約を締結する段階で改めて各府省の利用希望を調査してもいなかった。また、厚生労働、農林水産両省からの利用を希望する旨の回答のみではセキュアゾーンへの需要を明確には把握できない状況であり、総務省は、両省に対して詳細を確認するなどの調整を行うべきであったのに十分に行っていなかった。そして、両省は、上記の4システムについて、セキュアゾーンを利用しないこととしていた。

したがって、セキュアゾーンの整備に係る各府省との調整は十分でなかったと認められる。

ウ セキュアゾーンの整備による事業効果の発現状況

総務省は、数次にわたり全府省の利用希望を調査したものの、利用希望の回答はなかったとしている。このため、作業請負等契約について、変更契約を締結し、30年度末をもってセキュアゾーンを廃止した。

したがって、セキュアゾーンは、29年4月の運用開始以降、本来の目的での利用実績が全くないまま廃止されたため、事業効果が発現していなかったと認められる。

そして、セキュアゾーンに係る支払額をみると、作業請負等契約は変更後契約額と同額の16億6486万円(28年度から30年度まで)、施設・設備賃貸借契約のうちセキュアゾーンに係る費用相当額は2億2222万円(28年度から令和元年6月まで)、計18億8709万円となっていた。

(2) セキュアゾーンに係るITガバナンスの状況

ア プロジェクト管理の状況

同省は、セキュアゾーンの整備については、既存の政府共通PF全体のプロジェクトの一部と考えて、新規にプロジェクト計画書を作成していないなどしていた。その結果、セキュアゾーンについては、標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理の枠組に組み込まれなかったため、PJMOである総務省行政管理局による自己点検、PMOである同省大臣官房やIT室によるヒアリング等の手続は、全く実施されていなかった。

なお、平成31年2月の標準ガイドライン改正以降は、セキュアゾーンのような機能追加の場合を含めて、上記の自己点検、ヒアリング等の手続が実施されることとなっている。

イ 予算の把握状況等

IT室は、27年12月の平成27年度補正予算の閣議決定後、各府省に予算の調査を行い、同省からセキュアゾーンを含む予算について金額等の報告を受け、概要を把握していた。

しかし、IT室は、上記概要把握のほかに、更なる調査やこれに基づく調整等を行っておらず、同省における各府省との調整状況についても十分に把握できていなかった。

したがって、セキュアゾーンに係るITガバナンスは、十分に機能していなかったと認められる。

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

政府共通PFを含めた今後の政府情報システムの整備等に際して、同様の事態が生ずることのないよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア 同省において、政府共通PFの整備、機能追加等の実施前に、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にすること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 内閣官房において、政府全体のITガバナンス体制を強化するために、特に、情報セキュリティ対策等のように、早急な対応が求められるため、補正予算で政府情報システムの整備等が実施される際にも、これらに対する一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うための手順を、標準ガイドライン等に明確化した上で各府省に周知徹底すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

－内閣府（内閣府本府）、総務省－

中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について（内閣総理大臣及び総務大臣宛て）

中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして

過大に交付されている中活ソフト特別交付税の交付額(1)(支出) 13億5049万円

中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに

減額調整が行われていない中活ソフト特別交付税の交付額(2)(支出) 2億1516万円

(1)及び(2)の純計(支出) 15億6565万円

1 中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の概要

(1) 中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定等の概要

中心市街地の活性化に関する法律(中心市街地活性化法)によれば、市町村は、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(基本方針)に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画(基本計画)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとされている(認定を受けた基本計画を「認定基本計画」)。

基本方針によれば、国は、認定基本計画に基づく取組に対して重点的な支援を実施することとされており、基本計画の認定を支援の対象の要件とするなどの措置(特例措置)が設けられている。そして、基本方針及び「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」(申請マニュアル)によると、市町村は、特例措置を活用しようとする場合には、特例措置を活用する取組について基本計画に記載することなどが必要とされている。また、内閣総理大臣は、基本計画の認定に当たり、中心市街地活性化法に基づいて、関係行政機関の長の同意を得なければならないこととされている。

(2) 中活ソフト特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(交付税法)に基づき、地方交付税交付金(地方交付税)を交付している。地方交付税には、普通交付税及び特別交付税があり、同省は、市町村が中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費を対象として、特例措置として、特別交付税(中活ソフト特別交付税)を交付している。同省発出の「中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業の実施状況について」(中活ソフト通知)によれば、中活ソフト特別交付税の算定の対象となる事業(中活ソフト事業)は、認定基本計画に位置付けられたソフト事業であることとされている。そして、特例措置を活用しようとする場合には、基本計画に特例措置を活用する取組について記載することが必要とされていることから、市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については、中活ソフト事業として基本計画に位置付けて内閣総理大臣の認定を受け、中活ソフト事業として実施する旨を明記した中活ソフト特別交付税を活用する取組を記載しなければならないこととなっている。また、中活ソフト事業は、中活ソフト事業を実施するために市町村が負担する経費(一般財源所要額)が100万円を超える事業であること、国庫補助金等(補助金等)を伴う事業は該当しないことなどとされている。さらに、一般財源所要額の算定に当たり、国以外の公的機関から交付を受ける助成金等は控除することとなっている。

そして、中活ソフト特別交付税の算定等の手続は、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 同省は、毎年度8月に、中活ソフト通知を発して、中活ソフト事業の範囲、一般財源所要額に基づく財政需要を把握するための基礎資料の様式及びその記載要領を示す。
- ② 市町村は、予算額に基づく見込額等を記載した基礎資料を、認定基本計画のうち中活ソフト事業として実施する旨が明記された箇所の写しなどととも、都道府県に提出する(これらの資料を「算定資料等」)。
- ③ 都道府県は、算定資料等の審査を行い、毎年度9月に同省に対して送付する(都道府県の審査

を経て同省に送付された算定資料等における一般財源所要額を「報告額」。

- ④ 同省は、都道府県の審査を経て送付された算定資料等の内容を確認し、報告額をもって中活ソフト特別交付税の額を算定して決定し、毎年度12月に市町村に交付する。

また、同省及び都道府県は、交付税法に基づき、地方交付税の交付後に、地方交付税の算定に用いた資料に関する検査(交付税検査)を行うことになっている。さらに、特別交付税に関する省令によれば、前年度以前の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回ったことなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該年度の特別交付税の算定額から総務大臣が調査した額を控除(減額調整)することとされている。

2 本院の検査結果

^(注) 24道県及び管内の60市において、平成26年度から29年度までの間に1,332事業を算定の対象として交付された中活ソフト特別交付税計77億8143万円を対象として会計実地検査を行った。

(注) 24道県 北海道、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、島根、山口、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮崎各県

- (1) 中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態

申請マニュアルについて、内閣府は、市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けなければならないことや中活ソフト事業として基本計画に位置付けるための記載方法を具体的に示していなかった。また、中活ソフト通知について、同省は、一般財源所要額として認められない経費を確実に事業費から控除することなどについて明確に示していなかった。

そこで、24道県の60市の認定基本計画及び算定資料等をみたところ、39市の285事業は、認定基本計画に中活ソフト事業として位置付けられておらず、当該事業を中活ソフト事業として実施することについて関係行政機関の長である総務大臣の同意が得られていないことから、中活ソフト事業に該当しないのに中活ソフト事業として算定資料等が作成されていた。また、12市の47事業は、認定基本計画の計画期間外に実施されていたり、補助金等の交付を受けて実施することとされていたり、一般財源所要額が100万円以下の事業として実施することとされていたりして中活ソフト事業に該当しないのに中活ソフト事業として算定資料等が作成されていた。さらに、21市の85事業は、中活ソフト事業には該当するものの、一般財源所要額の算定に当たり、国以外の公的機関から交付の決定を受けた助成金等が控除されずに算定資料等が作成されていた。そして、算定資料等についての道県の審査及び同省の確認では、これらの事態が見過ごされるなどしていた。このため、47市の387事業に係る中活ソフト特別交付税計13億5049万円が過大に交付されていた。

- (2) 中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに減額調整が行われていない事態

24道県の60市に係る1,332事業から(1)に該当する47市の387事業を除いた51市の945事業のうち、事業費等を確認できた51市の797事業について、実際に要した経費と報告額とを比較したところ、45市の422事業は、実際に要した経費が報告額を下回っていた(報告額と実際に要した経費の差額7億0840万円)。このうち30市の100事業は、実際に要した経費が報告額の2/3以下となっており、当該100事業の中には、実際に要した経費が0円となっている事業も見受けられた。しかし、同省は、道県及び市に対して実際に要した経費の報告を求めることとしておらず、上記の事態を把握していなかった。このため、30市の100事業について、報告額と実際に要した経費との差額4億3103万円に係る中活ソフト特別交付税2億1516万円(うち実際に要した経費が0円となっている8市12事業に係る中活ソフト特別交付税2005万円)については、中活ソフト特別交付税が過大に算定されたことになると認められるのに、減額調整が行われないうちとなっていた。

(3) 交付税検査が実質的に行われていない事態

中活ソフト特別交付税については、同省が具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めていないことなどから実質的に検査が行われていない状況であった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について同省において速やかに減額調整を行うよう是正の処置を要求するとともに、次のとおり、是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求する。

ア 同府において、①市町村に対して、基本計画については同省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底すること、②市町村が、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう同省と連携して申請マニュアルを見直すなどすること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

また、同省において、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 同省において、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費について報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 同省において、交付税検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

－文部科学省、厚生労働省－

認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について(文部科学大臣及び厚生労働大臣宛て)

増築等における補助基準額が過大に算定された結果、過大に算定された助成金に係る

交付金相当額(1)(支出) 文部科学省1億5686万円、厚生労働省1億0418万円

特殊附帯基準額を案分して算定した場合の助成金等の額と交付済額との差額に係る

交付金相当額(2)(支出) 文部科学省8619万円、厚生労働省1億3723万円

(1)及び(2)の純計(支出) 文部科学省2億4305万円、厚生労働省2億4141万円

1 認定こども園等の施設整備事業の概要

(1) 認定こども園等の施設整備事業に係る交付金の概要等

文部科学省及び厚生労働省は、認定こども園等における保育需要等に対応するための施設を整備することなどにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことなどを目的として、都道府県が行う基金の造成(造成された基金を「安心こども基金」)に必要な経費として、子育て支援対策臨時特例交付金(文部科学省分を「文科特例交付金」、厚生労働省分を「厚労特例交付金」)を交付している。

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(管理運営要領)によれば、都道府県は、都道府県及び市町村が安心こども基金を活用して行う事業(特別対策事業)に必要な経費を安心こども基金から取り崩して支出することとされている(安心こども基金から取り崩して、都道府県が自ら特別対策事業を実施するための原資とするもの及び特別対策事業を実施する市町村に対して交付するものを「助成金」)。

特例交付金のほか、文部科学省は、平成27年度以降、認定こども園の教育を実施する部分(幼稚園部分)等に係る施設整備事業を実施する都道府県に対して、事業に係る経費の一部として、認定こども園施設整備交付金(文科交付金)を交付している。また、厚生労働省は、同年度以降、認定こども園の保育を実施する部分(保育所部分)等に係る施設整備事業を実施する市町村に対して、事業に係る経費の一部として、保育所等整備交付金(厚労交付金)を交付している。

(2) 助成金等の額の算定方法等

管理運営要領によれば、助成金の対象経費は、^(注)本体工事費、特殊附帯工事費等とされている。そして、助成金の額は、各事業における対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と所定の方法により算定した基準額(補助基準額)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とすることとされている。

また、認定こども園施設整備交付金実施要領及び保育所等整備交付金交付要綱(これらを「要領・要綱」)によれば、文科交付金及び厚労交付金の対象経費は、本体工事費、特殊附帯工事費等とされている。そして、文科交付金及び厚労交付金の額は、施設整備事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額に補助率を乗じて得た額の合計額と、所定の方法により算定した基準額(交付基準額)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額とすることとされている。

管理運営要領及び要領・要綱において、増築、一部改築等のように定員の全てが工事に係らない場合は、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た値に、整備後の総定員数の規模に応じた補助基準額及び交付基準額(これらを「補助等基準額」)を乗じて得た額を補助等基準額とすることなどとなっている。

また、補助等基準額のうち、特殊附帯工事に係る補助等基準額(特殊附帯基準額)は、管理運営要領及び要領・要綱において、太陽光発電設備、消融雪設備等を整備する場合に、助成金、文科

交付金及び厚労交付金(これらを「助成金等」)ごとに年度別に定められた一定額を用いて算定することなどとなっており、認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の施設整備事業(幼保両事業)を同時に行う場合の特殊附帯基準額は、原則として、幼保両事業のそれぞれについて一定額を算定することとなっている。なお、その場合における特殊附帯工事に要した実支出額(特殊附帯実工事費)は、幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分するなどして算定することとなっている。

(注) 特殊附帯工事費 太陽光発電設備、消融雪設備等の整備に要する経費

2 本院の検査結果

(1) 助成金の額が過大に算定されている事態

助成金の交付を受けて32施設の施設整備事業を実施した10都府県の19実施主体において、増築等の定員の全てが工事に係らない場合に、補助基準額が過大に算定されていた。その結果、9都府県の16実施主体において、22施設の施設整備事業の実施に当たり、文科特例交付金を原資とする助成金の額計1億5686万円、厚労特例交付金を原資とする助成金の額計1億0418万円、合計2億6104万円(交付金相当額同額)が過大に算定されていた。

(2) 幼保両事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額の算定方法が適切なものとなっていないことにより、助成金等の額の算定が適切に行われていない事態

24年度から28年度までに特殊附帯基準額を算定していた124施設の特殊附帯実工事費をみたところ、幼稚園部分又は保育所部分のいずれか一つの施設整備事業を行っていた31施設の特殊附帯実工事費の平均は926万円であり、幼保両事業を同時に行っていた93施設のうち、幼保両事業のそれぞれにおいて特殊附帯基準額を算定していた78施設の特殊附帯実工事費の平均は962万円であって、両者の間に大きな差は生じていなかった。一方で、幼保両事業を行う場合には、いずれか一つの事業を行う場合と比べて、特殊附帯基準額は大きく算定されることから、上記の78施設について、1施設当たりの特殊附帯基準額と特殊附帯実工事費とを比較したところ、特殊附帯基準額が特殊附帯実工事費を上回る施設が72施設(78施設の92.3%)となっており、このうち、特殊附帯実工事費に対する特殊附帯基準額の割合が2倍以上である施設が57施設(同73.1%)となっていた。

そして、上記の78施設について、幼保両事業のそれぞれについて一定額の特殊附帯基準額を算定するのではなく特殊附帯実工事費と同様に、幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して幼保両事業それぞれの特殊附帯基準額を算定し、これを基に助成金等の額を試算したところ、特殊附帯基準額が小さく算定されて補助等基準額の合計額が減少し、補助等基準額の合計額が実支出額の合計額等よりも少ない額であることにより助成金等の額が減少する52施設において、交付額が計84億7154万円となり、交付済額の計86億9497万円は、これを計2億2342万円(文部科学省分8619万円、厚生労働省分1億3723万円、いずれも交付金相当額同額)上回る結果となった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

文部科学省及び厚生労働省において、認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、増築等の場合における補助基準額が過大に算定されたことにより助成金の額が過大に算定されていた16実施主体に係る9都府県に対して、改めて実施主体から実績報告を受けて額の確定を行わせるなどして、返還が必要となる助成金の安心こども基金への返還を求めるよう是正の処置を要求するとともに、補助等基準額が適切に算定されることにより、助成金等の額が適切に算定されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 都道府県に対して、増築等の場合における補助基準額の算定方法を明確に示して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して、当該算定方法を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ 幼保両事業を同時に行う場合において、1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう、特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定するなどの具体的な算定方法について、文部科学省と厚生労働省が協議して検討すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

—日本中央競馬会—

事業外用地の有効利用及び処分について(日本中央競馬会理事長宛て)

未利用地として把握していたが、利用計画又は処分方針を策定していなかった土地の	
固定資産税評価額(1)(収入支出以外)	1億5803万円
未利用地として把握しておらず、利用計画又は処分方針を策定していなかった土地の	
固定資産税評価額(2)(収入支出以外)	13億8681万円
(1)及び(2)の計	15億4484万円

1 日本中央競馬会が保有する土地の概要等

(1) 日本中央競馬会が保有する土地

日本中央競馬会(JRA)は、競馬場のスタンド用地、馬場用地等の直接事業運営の用に供している土地(事業用地)計24,952,437.17㎡及び舎宅用地、寮用地等の事業用地以外の土地(事業外用地)計852,617.03㎡(固定資産税評価額計291億6065万円(平成30年度))を保有している。

(2) 日本中央競馬会が保有する土地の管理、処分等

JRA本部は、毎事業年度、所有地の現況を把握し適切な資産管理がされるよう、土地の利用状況に関する調査(調査)を実施している。調査では、10競馬場、7附属機関等がJRA本部に対して、保有する事業用地及び事業外用地の面積並びに利用状況について、報告することになっている。

また、JRAは、毎事業年度作成する事業計画書において、将来にわたる経費負担を抑制する取組を継続的に実施するなど、業務運営の効率化を図ることとしている。

そして、日本中央競馬会法第26条の規定によれば、JRAは、農林水産大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないとされており、JRAは、25年8月及び28年8月に事業の用に供することが見込めない土地を処分する際に同大臣に対して提出した許可申請書において、保有する土地等の不動産のうち、当初の利用目的を達成し、今後とも事業の用に供することが見込めないものについては、維持保全経費の負担もあることから、逐次売却等の処分を進めることとする指針を示している。

なお、土地の処分により売却益が生じたときは、他の損益と合算して、各事業年度の決算において損益計算上の剰余金が生じた場合、同法第27条の規定により、その1/2に相当する金額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

(注1) 10競馬場、7附属機関 札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場、馬事公苑、競馬学校、競走馬総合研究所、日高、宮崎両育成牧場、栗東、美浦両トレーニング・センター

2 本院の検査結果

JRA本部の調査に係る報告内容を確認したところ、利用されていない事業外用地(未利用地)として報告された土地は、30事業年度末現在で計19,931.42㎡(固定資産税評価額計3億0532万円)であった。このうち、地方公共団体から買取り等の要望があり、処分が決まっている土地計13,318.43㎡(固定資産税評価額計1億4729万円)を除いた未利用地は、1競馬場及び2附属機関が管理する土地計6,612.99㎡(固定資産税評価額計1億5803万円)であった。

他方、JRA本部の調査において未利用地として報告されていなかった事業外用地の利用状況を確認したところ、30事業年度末現在で3競馬場及び1附属機関が管理する土地計23,785.95㎡(固定資産税評価額計13億8681万円)が現に利用されていない状況となっており、未利用地が適切に把握されていなかった。これは、調査において、競馬場、附属機関等の利用意向の有無にかかわらず、事業外用地のうち現に利用されていない全ての土地を未利用地として報告することとされていなかったり、一筆の土地の中で利用されている部分と利用されていない部分が混在する場合の報告上の取扱いを定めていなかったりなどして、未利用地が適切に把握できるものとなっていなかったことによると認められる。

そして、前記の調査において報告された未利用地計6,612.99㎡と上記の調査において報告されていなかった未利用地計23,785.95㎡を合わせた未利用地は、合計30,398.94㎡(固定資産税評価額計15億4484万円。「30事業年度末現在の未利用地」)であり、舎宅等を取り壊した後に更地のまま保有されるなどして、30事業年度末現在で少なくとも3年以上にわたり利用されていなかった。

また、30事業年度末現在の未利用地に係る利用計画又は処分方針の策定状況を確認したところ、未利用地として報告されていた土地を含め、利用計画又は処分方針が策定されていなかった。

そして、30事業年度末現在の未利用地については、毎事業年度、維持保全経費として、固定資産税、都市計画税及び管理費(除草作業に要する費用)を支払っていて、30事業年度の実績は計1525万円となっている。

JRAにおいて、未利用地を適切に把握していない事態及び利用計画又は処分方針を策定しないまま未利用地を保有し続けている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(注2) 1競馬場及び2附属機関 東京競馬場、宮崎育成牧場、美浦トレーニング・センター

(注3) 3競馬場及び1附属機関 中山、東京、阪神各競馬場、競走馬総合研究所

3 本院が要求する改善の処置

JRAにおいて、調査により、事業外用地のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求する。

－日本年金機構－

届け書等の配送業務について(日本年金機構理事長宛)

節減できた配送に係る支払額(支出) 6674万円

1 届け書等の配送業務等の概要

(1) 事務センター及び年金事務所の業務の概要

日本年金機構は、各種年金の支給等に係る業務を行うため、16事務センター(平成31年3月末現在)及び312年金事務所を設置している。

そして、事務センターは、事業主又は被保険者等から提出された厚生年金保険、国民年金及び健康保険に関する各種の届け書や申請書等(届け書等)の審査等の業務を行うこととなっており、取り扱う届け書等の種類別に、グループが設けられている。また、年金事務所は、届け書等を事務センターに回付する業務等を行うこととなっている。

(2) 事務センター及び年金事務所における届け書等の業務処理の概要

年金事務所は、事業主又は被保険者等から窓口で届け書等の提出を受け付ける場合、記載内容や添付書類の点検・確認等を行い、事務センターに回付することとなっており、事務センターは、回付された届け書等を点検・確認等した後、届け書等に不備がある場合には、年金事務所に返戻することとなっている。

(3) 配送契約の概要

機構は、届け書等の回付等に係る配送業務を配送業者に委託しており、年金事務所から管轄している事務センターへ回付する届け書等及び事務センターから管内の年金事務所へ返戻する届け書等は、年金事務所又は事務センターの職員が配送用のケースに入れて配送業者に引き渡し、毎日決まった時間に、定期便により集荷され、配送されている。

届け書等の配送業務委託契約(配送契約)における定期便による輸送方法は、他の荷主の荷物と積み合わせて輸送する方法(積合せ輸送)と、配送車両を貸し切って輸送する方法(貸切り輸送)とがあり、積合せ輸送は配送する荷物1個当たりの単価契約、貸切り輸送は車両1台当たりの単価契約となっている。そして、機構本部は、事務センター及び年金事務所の所在する地域ごとに、積合せ輸送又は貸切り輸送による配送契約を配送業者と締結している。

2 本院の検査結果

29、30両年度における16事務センターと312年金事務所との間の配送について、機構本部が配送業者10会社と締結した配送契約計56件、契約額計8億7907万円(29、30両年度の配送に係る支払額計6億4947万円)を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 積合せ輸送において届け書等を1個のケースにまとめるなどせずに種類別にケースを分けるなどして発送していた事態

ア 年金事務所において届け書等の種類別にケースを分けて発送していた事態

仙台広域、高崎広域及び福岡広域の3事務センター管内の計32年金事務所は、事務センターに回付する届け書等について、年金給付関係の届け書等とそれ以外の届け書等の種類別にケースを分けて発送していた。

しかし、これらのケースについては、事務センター内の同じ場所に配送するものであり、届け書等の種類別にケースを分けて発送する必要はないことから、異なる種類の届け書等を1個のケースにまとめるなどして発送することとすれば、届け書等の量が少なく配送用のケースの容量に余裕がある場合には異なる種類の届け書等を入れることによって配送個数を少なくすることができたと認められる。

イ 事務センターにおいて配送先を集約していなかった事態

北海道、大阪広域及び兵庫の3事務センターは、届け書等の種類別に各グループがそれぞれ別

のフロアで業務を行っているため、機構本部は、ケースの配送先を、北海道事務センター内については4か所、大阪広域、兵庫両事務センター内についてはそれぞれ2か所とする配送契約を締結していた。そして、北海道、和歌山、兵庫両県内の計29年金事務所は、届け書等の種類別にケースを分けて事務センター内の各フロアに配送していた。

しかし、上記の3事務センター以外の12事務センターは、事務センター内の配送先を1か所に集約して、配送業者からケースを受領した後に、届け書等を各フロアに届けるなどの作業をしており、3事務センターにおいても、上記と同様の方法により、事務センター内の配送先を1か所に集約することが可能であることから、届け書等を1個のケースにまとめるなどしていれば、届け書等の量に応じて必要となる配送個数を少なくすることができたと認められる。

したがって、届け書等の種類別にケースを分けて発送していたア及びイの計6事務センターと計61年金事務所との間の配送契約計19件(29、30両年度の配送個数計341,600個、支払額計2億2875万円)について、年金事務所において届け書等を1個のケースにまとめるなどして発送し、事務センター内の配送先も1か所に集約したとして届け書等の量に応じて必要となる配送個数及び支払額を試算すると、計287,645個、計1億9416万円となることから、支払額を3459万円節減できたと認められる。

- (2) 貸切り輸送において積合せ輸送により実施する方が低額となっていて経済的な輸送方法となっていない事態

機構本部は、東京広域事務センターと東京都、千葉、山梨両県内の38年金事務所との間並びに大阪広域事務センターと大阪府及び奈良県内の24年金事務所との間の定期便の配送については、配送個数が多く、積合せ輸送より貸切り輸送の方が安価であるなどとして、28年10月から令和元年6月までの間において貸切り輸送により実施する配送契約計8件を締結している。

しかし、東京広域事務センターは、(1)イの3事務センターと同様に、事務センター内の配送先を各フロアに分けていたが、配送先を3か所から2か所に集約することが可能であることから、届け書等を1個のケースにまとめるなどしていれば、配送個数を少なくすることができたと認められる。貸切り輸送により実施している上記の配送契約8件それぞれについて、事務センター内の配送先を集約したとして、平成29、30両年度の配送個数を算出するなどして積合せ輸送により配送した場合の支払額を試算すると、8件のうち6件の配送契約については、積合せ輸送による場合の支払額が貸切り輸送による支払額よりも低額となる。このうち直近の契約期間においては貸切り輸送による支払額の方が低額となるなどの2件を除いた東京広域事務センターと38年金事務所との間の4件の配送契約については、直近の契約期間においても積合せ輸送の方が貸切り輸送の支払額を下回っていることなどから、機構本部において、4件の配送契約の締結に当たり、事務センター内の配送先を集約するなどした上で、積合せ輸送により実施することとする配送契約を締結していれば、これら4件の契約に係る支払額は計7947万円となり、貸切り輸送による場合の支払額計1億1162万円との差額3215万円を節減できたと認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

機構において、届け書等の配送個数を少なくするなどして配送に係る費用の節減を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 年金事務所に対して、事務センターに回付する届け書等について種類が異なっても1個のケースにまとめるなど少ない個数により発送するよう指示すること

イ 事務センターにおける配送業者からケースを受領した後の各フロアで行われている作業を見直すなどして、事務センター内の配送先を集約すること、また、これを踏まえて、貸切り輸送による場合の費用と積合せ輸送による場合の費用とを比較するなどの検討を行い、より経済的な輸送方法とすること

一独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構一

高架下等の有効活用について(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て)

アンケート調査において占有希望があった高架下等を占有した場合における

占有料試算年額(収入) 9910万円

1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が保有している高架下等に係る占有制度の概要

(1) 道路資産の保有等

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構並びに東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都及び阪神各高速道路株式会社(これらを「道路会社」)は、日本道路公団等民営化関係法施行法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(機構法)、高速道路株式会社法(道路会社法)等に基づき、平成17年10月に解散した旧日本道路、旧本州四国連絡橋、旧首都高速道路及び旧阪神高速道路各公団(これらを「公団」)の一切の権利及び義務を承継している。

機構は、公団から高速道路に係る固定資産(道路資産)とこれに係る債務を承継し、保有している。そして、機構は、同月以降に道路会社が行う高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、この債務に係る道路資産を保有している。

また、機構は、道路会社が道路会社法に基づく高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(特措法)等に基づき、高速道路の道路管理者(国又は地方公共団体)の権限を代行することとなっている。そして、機構は、道路を占有(工作物、駐車場等の施設等を道路に設けて、継続して道路を使用すること)する希望(占有希望)があり占有しようとする者(占有希望者)に対して、道路法に基づき道路管理者が行う占有許可に係る権限についても代行している。

(2) 高架下等の占有許可の審査及び占有料の徴収

機構は、特措法に基づき、道路会社との間で「機構が道路の占有に関して行う権限に係る事務の会社に対する委託に関する契約」(委託契約)を締結している。そして、道路会社は、委託契約に基づき、高架の道路の路面下等(高架下等)について、占有希望者から占有の目的等を記載した占有許可申請書(申請書)が提出された場合、機構が定めた占有許可事務実施要領に従って、申請書の記載内容が道路法等に定める要件(許可基準)に適合するかどうかの確認や道路管理上の支障の有無等の調査を行った上で、申請書を機構へ送付している。そして、機構において、道路会社が確認した申請書の記載内容の審査を行い、高架下等の占有許可を行っている。

機構は、地方公共団体等は無償で占有させている場合を除き、高架下等の占有許可を受けた者から、道路整備特別措置法施行令及び道路法施行令(これらを「施行令」)に基づき、占有面積に近傍類似の土地の時価及び所在地の区分ごとの率を乗じて算定するなどして定めた占有料を徴収し、機構法に基づき、占有料を債務の返済に充てることとしている(申請書を提出した占有希望者に対して占有許可を行い、占有料を徴収するなどの仕組みを「占有制度」)。

また、26年6月に道路法が改正され、高架下等に駐車場等の収益性を有する施設等を設けようとする場合は、占有希望者が競合して、施行令で定められた占有料の額よりも高い額を支払ってでも占有希望することが想定されることから、占有料の多寡等により占有者を選定する入札(占有入札)が導入されている。

2 本院の検査結果

(1) 高架下等の有効活用の取組状況等

機構が30年度に道路会社から送付を受けた申請書について確認したところ、道路会社が機構に送付していたのは、道路会社が確認・調査の結果、許可基準に適合して道路管理上の支障がないと判断した高架下等に係る申請書のみとなっていた。

このように、機構は、道路会社から申請書が送付された場合には、高架下等の占有希望がある

ことを把握しているものの、申請書の送付に至らなかった高架下等に関しては、道路会社に対して報告を求めていることなどから、道路会社から未利用の高架下等の情報を十分得られていない状況となっていた。

そこで、本院は、機構が保有している高架下等のうち、人口が集中している地区に所在し、道路会社が3年間資材置場等として使用していない高架下等1,328か所を検査対象とし、このうち、周辺の交通量等からみて、隣接する道路からの出入りが容易であり、高架下等の近隣に企業が所在していたり、高架下等の近隣で駐車場等が運営されていたりして、有効活用が期待できる311か所(1か所当たり300㎡～11,100㎡、面積計484,134㎡、東日本高速道路株式会社38か所、中日本高速道路株式会社108か所、西日本高速道路株式会社132か所、本州四国連絡高速道路株式会社3か所、^(注1)首都高速道路株式会社1か所、阪神高速道路株式会社29か所)を対象として、当該高架下等の近隣に所在する企業、高架下等の近隣で^(注2)駐車場を運営する会社等計177社に対して、占用希望の有無等についてアンケート調査を実施した。

アンケート調査の結果、81社から回答があり、調査対象の高架下等311か所のうち占用希望がある箇所が137か所と4割を超える状況となっており、このうち23か所は複数社が占用希望していた。また、現時点で予定はないが将来的に希望するかもしれないとの回答があった高架下等が51か所となっていた。

さらに、前記アンケート調査の対象とした高架下等311か所のうち近隣の高架下等が占用許可を受け駐車場や公園等として既に有効活用されている193か所についてみると、占用希望がある高架下等が100か所と5割を超えている状況となっていた。

このように、占用希望がある高架下等が多数見受けられているのに、機構は、前記のように、道路会社から未利用の高架下等の情報を十分得られていなかった。

そして、前記のとおり、機構が高架下等の占用を許可するためには、道路会社において道路管理上の支障の有無等を調査する必要があるため、占用希望者からの申請書の提出後、必ずしも直ちに占用許可できるものではないものの、前記の占用希望のある137か所^(注3)について、占用許可した場合の年間の占用料を近隣の路線価を基に試算してみると、^(注3)占用料試算年額は計9910万円となる。

(注1) 首都及び阪神両高速道路会社の高架下等については、人口が集中している地区に多数所在しているが、既に占用許可しているなどして他の会社と比べて未利用の高架下等が少ないことから、調査対象箇所数が少なくなっている。

(注2) 177社のうち、136社に対しては1か所の高架下等について、また、残り41社に対しては複数箇所の高架下等についてアンケート調査を実施して311か所の占用希望を確認した。

(注3) 占用料試算年額 平成31年1月時点における高架下等の近隣の路線価を近傍類似の土地の時価として、これに施行令に基づき高架下等の面積及び所在地の区分ごとの率等を乗じて算定した額

(2) 占用希望を誘引するための取組の状況

機構は、自身のホームページに占用入札に付す箇所の高架下等に係る情報等を掲載しているものの、占用制度全般に係る広報や未利用の高架下等についての情報提供等を積極的に行っておらず、機構における占用希望を誘引するための取組は十分なものとなっていなかった。

現に、前記アンケート調査の結果をみると、前記の高架下等137か所に対して占用希望がある会社は、回答のあった81社のうち、51社であったが、このうち高架下等を有償で使用できる制度があることを知らなかった会社が24社となっており、中には申請するための連絡先がわからないとの意見も見受けられた。

3 本院が要求する改善の処置

機構において、高架下等の有効活用をより推進するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備すること

イ アで得られる情報に基づき、占用させることができると判断した高架下等の情報を公表するとともに、道路会社を通して広報するなどして、占用希望を誘引すること、特に、近隣で既に占用がなされている高架下等について積極的に広報を行うこと

(3) 過年度の検査報告において意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
内 閣 府（内閣府本府）		
	・ 子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について （平成28年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）	2 4 1
内 閣 府（金融庁）		
	・ 預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について （平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）	2 4 1
外 務 省		
	・ 日本NGO連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金の国庫 への返還について （平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）	2 4 1
	・ 政府開発援助の効果の発現について （平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）	2 4 2
文部科学省		
	・ 高校生等奨学給付金における学校の代理受領による授業料以外の教 育費への充当について （平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）	2 4 3
厚生労働省		
	・ 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について （平成28年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）	2 4 3
	・ 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務 について （平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見 表示及び処置要求事項）	2 4 3

厚生労働省

- ・データ入力等の請負等業務における監督、検収等について
 （平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項） …… 2 4 4
- ・国民年金等事務取扱交付金による協力・連携事務の実施について
 （平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項） …… 2 4 4
- ・労災診療費の算定における労災治療計画加算について
 （平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項） …… 2 4 5
- ・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出
 資金の規模について
 （平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項） …… 2 4 5
- ・地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金交付対
 象者について
 （平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項） …… 2 4 5
- ・建設労働者確保育成助成金における助成金単価の設定について
 （平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項） …… 2 4 6

農林水産省

- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について
 （平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項） …… 2 4 6
- ・毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算について
 （平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項） …… 2 4 6
- ・農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係
 る国庫納付制度の運用について
 （平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見
 表示及び処置要求事項） …… 2 4 7
- ・農山漁村の活性化のために実施された事業の達成状況の評価等につ
 いて
 （平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項） …… 2 4 7

【府省・団体名】	<件名>	ページ
農林水産省		
	・危険地区の山地災害対策の強化に資する治山事業の計画の適切な策定、ソフト対策との連携等について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項) ……………	248
	・米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項) ……………	248
経済産業省		
	・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の実施状況等について (平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項) ……	248
国土交通省		
	・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項) ……………	249
環境省		
	・委託事業により取得した物品の管理等について (平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項) ……………	249
	・循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターにおける資源化設備の機器の処理能力の決定について (平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項) ……………	250
防衛省		
	・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について (平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項) ……………	250
	・防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムの整備等について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項) ……………	251
日本中央競馬会		
	・畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定について (平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項) ……	251

【府省・団体名】	<件名>	ページ
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社	・道路構造物の点検等について (平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項) ……………	252
日本年金機構	・日本年金機構による地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会に係る情報提供手数料の支払について (平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項) ……………	252
	・第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について (平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項) ……………	(243ページ参照)
国立研究開発法人森林研究・整備機構	・水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項) ……………	252
独立行政法人国際協力機構	・政府開発援助の効果の発現について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項) ……………	(242ページ参照)
独立行政法人福祉医療機構	・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について (平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項) ……………	(245ページ参照)
独立行政法人都市再生機構	・賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について (平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項) ……………	253

○内閣府（内閣府本府）

・子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について（内閣総理大臣宛て）

（平成28年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

内閣府は、次のような処置を講じていた。

ア 平成29年11月から31年4月にかけて子ども・子育て支援新制度（新制度）の更なる充実等の検討に向けた分析等、国民に対する説明責任等を果たすための公表及びそれらのために必要な登録情報の範囲について具体的な検討を行った。

イ アの検討と併せて、29年12月から30年3月にかけて市町村に対するアンケート調査、都道府県等に対する聞き取り調査及び市町村等における交付申請等の業務の実態等に関する調査研究を行い、市町村等における業務の実態等や子ども・子育て支援全国総合システム（総合システム）の運用状況を把握したり、登録が進まない要因を分析したりして、31年4月までに総合システムの運用等について見直しなどを行った結果、総合システムは令和元年度で廃止することとした。そのため、新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等については、既存の調査等により情報を収集して実施することとした。また、国民に対する説明責任等を果たすための公表については、保護者等が直接閲覧可能なシステムにより行うこととし、登録する情報については、都道府県等から認可等を受けた保育所等で市町村（特別区を含む。）から財政支援の対象となることの確認を受けた施設（確認施設）について、保護者の選択に資する情報とすることとした。そして、2年度から、独立行政法人福祉医療機構が運営するシステムに確認施設の設置者等が情報を入力して都道府県等が確認等した上で、インターネット上で公表することとした。

○内閣府（金融庁）

・預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について（内閣府特命担当大臣宛て）

（平成27年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

金融庁は、金融機能早期健全化勘定における「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく優先株式等の引受け等の業務（早健法業務）に使用する見込みがない資金（余裕資金）の額を把握するとともに、余裕資金の有効活用として、早健法業務の終了の日前に同勘定に属する剰余金の全部又は一部を国庫に納付することができるようにしたり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために同勘定から「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく業務（金融再生業務）を經理している金融再生勘定に繰入れをすることができるようにしたりすることを内容とする「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。同法律案は、平成31年2月12日に閣議決定されて、第198回国会（常会）に提出された。

なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律」は令和元年5月24日に公布されて、同日に施行された。そして、同庁は、同法に基づき、余裕資金の額から今後の金融再生業務のために必要な資金として試算した額を差し引いた8000億円を預金保険機構から元年度中に国庫に納付させることとしている。

○外務省

・日本NGO連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金の国庫への返還について（外務大臣宛て）

（平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項）

外務省は、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている日本NGO連携無償資金協力を受けてNGOが実施する経済社会開発事業（N連事業）11事業について、贈与資金の精算を完了

し、令和元年6月までにNGOに残余金を国庫に返還させていた。また、今後贈与資金の精算を行うN連事業について、平成30年12月に、担当部局において、贈与資金の精算の進捗状況等を記録するための完了報告管理簿を整備し、これを用いて常時精算の進捗状況を共有するなどして贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れているN連事業を組織的に把握して、贈与資金の精算を専門に行う担当者を配置するなどした上で贈与資金の精算に係る事務処理の工程を完了報告管理簿に定めてN連事業に係る贈与資金の精算に優先的に取り組む体制を整備することにより、残余金を早期に国庫に返還させるようにするための処置を講じていた。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力

太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画について、機構は、事業実施機関、調達代理店等に対して修理状況の進捗確認を行ったり、事業実施機関からの連絡及び相談内容を調達代理店等に伝達したりするなどして、故障したパワーコンディショナの修理が確実に行われるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関により故障したパワーコンディショナが修理され、太陽光発電設備が稼働を開始した。また、機構は、令和元年5月に関係部署に対して通知を發して、今後、無償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関においてこれまで導入実績がない太陽光発電設備の設置を主たる事業内容とする場合、故障等が発生した際に事業実施機関と本邦企業等間のみでは速やかな対応が図られないときには機構に連絡して相談することを周知するとともに、連絡があった場合には、故障等への対応がなされるよう事業実施機関を支援することとした。

イ 草の根・人間の安全保障無償資金協力

(7) 助産院機材整備計画について、同省は、事業実施機関に対して、助産院としてより高水準の治療を行うことができるように開業基準を満たすよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は助産院としての開業基準を満たすよう既存の婦人科・小児科のクリニックに新生児室の設置等を行ったことから、相手国政府において、助産院の開業に必要な手続きが進められている。また、同省は、同年6月に在外公館に対して通知を發して、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力(草の根無償)を実施するに当たって、既存の医療施設においてより高水準の治療を行う目的で医療用の機材(機材)の整備等を行う場合、機材の整備以外に既存の医療施設に関して準拠しなければならない基準等の内容を確認した上で、事業実施機関に対して当該基準を満たすための措置が執られているか確認することとした。

(4) 産科診療所建設計画について、同省は、同月に在外公館に対して通知を發して、今後、草の根無償を実施するに当たって、関係機関との協議等に起因して診療所の開業が遅延したり、診療に制約を受けたりしていることを把握した場合、事業の促進及び計画に基づいた診療の実施が行われるよう事業実施機関に加えて関係機関と協議を行うなど十分な働きかけを行うこととした。

ウ 有償資金協力

下水道整備事業について、機構は、同月に関係部署に対して通知を發して、今後、有償資金協力を実施するに当たって、我が国や他国の有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、貸付契約等に基づいて、事業実施機関から提出される事業進捗報告書や施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして、整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うこととした。

○文部科学省

- ・ **高校生等奨学給付金における学校の代理受領による授業料以外の教育費への充当について(文部科学大臣宛て)**

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

文部科学省は、平成31年4月に、都道府県に対して通知を発して、やむを得ないと認められる場合を除き都道府県が生徒又は学生の保護者等に支給することとされている奨学のための給付金(奨学給付金)の受給等を高校等に委任する旨の委任状の提出が保護者等からあった場合には、高校等が、保護者等に代わって奨学給付金を受領して、教科書費、教材費等の授業料以外の教育費へ充当することを認めることを交付要綱等に規定することについて周知するとともに、都道府県における奨学給付金の事務処理に関する標準的な手順等を示した手引を改正するなどして、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための処置を講じていた。

○厚生労働省

- ・ **国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について(厚生労働大臣宛て)**

(平成28年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年6月までに、遺族基礎年金、寡婦年金及び遺族厚生年金(これらを「遺族年金」)の受給権の消滅の原因となる婚姻等の事由(失権事由)に該当している受給権者を特定した上で、失権事由に該当しているのに失権事由等を記載した届書(失権届)を提出していなかった受給権者に対して支給された遺族年金や、失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者に対して支給された遺族年金について、既に消滅時効が成立しているものを除き、日本年金機構に対して返還の手続を行わせた。
- イ 平成30年1月に国民年金法施行規則等を改正するなどして、住基ネット情報や必要に応じて戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、同年2月に機構に対して通知を発するなどして、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ的確に把握するよう指導した。
- ウ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、29年11月以降、機構のホームページに明記させたり、機構から受給権者に対して当該事項を記載したパンフレットを送付させたりするなどして、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図った。

○厚生労働省、日本年金機構

- ・ **第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)**

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項)

厚生労働省及び日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 機構は、督促等の手続に長期間を要している事案について、損害賠償金の総額及びその内訳が確認できる資料並びに医療費、葬祭費等の実支出額(医療費等実支出額)の領収証書(これらを「確認書類」)等の提出を勧奨するために、令和元年7月までに、再照会及び督促を実施したことに加え、電話及び訪問による確認書類等の提出勧奨を実施し、これらの取組によっても確認書類等の提出がなかった事案について、確認書類の提出を受給権者に命じる(最終督促)などした。

- イ 機構は、平成31年2月に「第三者行為事故に係る損害賠償と年金との調整に関する事務処理要領」(事務処理要領)を改正して、年金の支給と損害賠償との調整について、一部の手続の見直しを行うとともに、督促、最終督促及びこれに応じなかった場合の年金の支給停止についての具体的な手続を定めた。また、担当部局に指示文書を発出して、事務処理要領に基づき、適切に事務を実施するよう周知徹底した。
- ウ 機構は、同月に事務処理要領を改正して、第三者行為事故に係る年金の申請時に第三者行為事故状況届の添付書類として損害保険会社等への照会の際に必要な、損害保険会社等から確認書類の提供を受けることに同意する文書の提出を求めることとした。
- エ 機構は、同月に事務処理要領を改正して、医療費等実支出額の照会を行う場合、「回答期限までに回答がない場合、医療費等実支出額はないものとして審査を進める」旨を照会文書に明記するとともに、回答がない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行い、受給権者から回答を得られ次第再調整することとした。
- オ 同省は、機構における第三者行為事故に係る年金の支給停止等の事務が適切に実施されるよう、30年11月に機構に対して指示文書を発出するとともに、機構と事務処理要領の改正に係る協議を行うなどして、機構に対して必要な指導監督を行った。

○厚生労働省

・データ入力等の請負等業務における監督、検収等について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成31年2月に通知を発して、毎年度、検査職員等に対して会計法令や検査・監督実務の要点等に関する研修を実施することとするなどし、会計法令の遵守を周知徹底した。
- イ アの通知及びアの通知と共に発した事務連絡並びに令和元年6月に作成した作業計画書の審査マニュアルにより、事業実施部局において、仕様書等の調達関係資料の作成に当たり、履行期間が契約の適正な履行を確保する上で十分なものとなっているか検討するとともに、落札等した業者から提出される作業計画書の厳格な審査等による実施体制の確認等を十分に行うよう周知徹底した。
- ウ アの通知及びイの事務連絡により、契約実施部局において、入札の実施等に当たり、応札等しようとする業者及び落札等した業者に対して、下請等の制限を含む契約条項を遵守するよう周知徹底することとした。
- エ アの通知及びイの事務連絡により、承認の手続をとることなく下請等が行われていないかを含む履行体制、履行状況等を確認するために実施する監督職員等の立入調査の対象及び方法を例示するなどして周知徹底した。

・国民年金等事務取扱交付金による協力・連携事務の実施について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年5月に地方厚生(支)局に対して事務連絡を発出して、地方厚生(支)局は、当該事務連絡に基づき、市町村が国と協力・連携して実施する事務(協力・連携事務)の件数(算定基礎件数)には実際に協力・連携事務を行った実績件数を計上するとともに、当該実績件数が確認できる資料を作成するよう、市町村に対して周知徹底した。
- イ 平成31年1月に、市町村が免除申請書等の提出を受けた際に免除等に係る制度についてのみ説明

を行った場合の相談の件数及び市町村が年金事務所等に送付した免除申請書等に記載された被保険者の電話番号の情報提供に係る件数は算定基礎件数に含めないことを交付要綱に基づき定める算定基礎表に明示した。

ウ 同月に地方厚生(支)局に対して事務連絡を發出して、交付申請書の審査の際に、算定基礎件数に所定の単価を乗ずるなどして算定した額について算定基礎表の件数を確認し、必要に応じて根拠資料の提出を求めるよう周知徹底した。

エ 30年12月に日本年金機構に対して指示文書を發出して、所得情報の追加依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを各年金事務所に周知徹底するよう指示した。

・労災診療費の算定における労災治療計画加算について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、業務上の事由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者の診察、処置、手術等に要した費用(労災診療費)の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討した結果、そのような運用は困難であるとの結論に至り、令和2年3月に予定している労災診療費の改定時に見直しを行うこととしている。

○厚生労働省、独立行政法人福祉医療機構

・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について(厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、次のような処置を講じていた。

ア 同省は、労災年金担保貸付事業(労災貸付事業)の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、その結果、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金7億3092万円について、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、平成31年3月に不要財産の国庫納付に係る厚生労働大臣の認可を受けて、同月に国庫に納付した。

イ 同省は、令和元年6月に、元年度以降、業務廃止までの毎年度、労災貸付事業の実施に必要な政府出資金の規模を事業規模に見合うものとなるよう、必要となる政府出資金の額について、前年度の貸付残高、貸付実行額等を基に検証を行い、必要額を超えて保有していると思われる場合には、不要財産として国庫に納付することとする仕組みを整備し、機構は、その仕組みに沿って、不要財産を国庫に納付することとした。

○厚生労働省

・地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金交付対象者について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合が図られるよう、平成31年4月に実施要綱を改正して、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象となる家族が介護する要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲について、介護自立支援事業の実施前の1年間における介護サービスの利用日数の合計が10日以内であることを明記するとともに、同月に都道府県に対して通知を発して、実施要綱に明記した内容について、都道府県を通じて市町村に周知するなどの処置を講じていた。

○厚生労働省

・建設労働者確保育成助成金における助成金単価の設定について(厚生労働大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

厚生労働省は、認定訓練の受講者(受講者)1人当たり日額(助成金単価)が中小建設事業主の企業規模及び受講者の年齢構成の実態に即したものとなるよう、助成金単価の設定方法を定め、今後これに基づき助成金単価を設定することとして、平成31年3月に建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則及び雇用関係助成金支給要領を改正する処置を講じていた。

○農林水産省

・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 国営造成土地改良施設を管理する土地改良調査管理事務所等(管理事務所等)に管理事務所等が管理する通信設備(データ転送装置)の不具合の原因を調査させるなどして防災情報が転送されていない事態への対応方針等を報告させた上で、35地区のうち26地区についてデータ転送装置の修理等により不具合を解消するなどの必要な措置を講じた。

イ 平成30年10月及び令和元年6月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(防災ネットワーク)の管理に関する計画を作成させて、当該計画に基づき、データ転送装置等の不具合の有無等を確認して定期的に報告させることとするなどして、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業における防災情報の重要性を周知徹底させ、データ転送装置等の動作状況を原則として毎勤務日に確認するなどして適切に管理するよう指導させた。

ウ 平成30年10月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底させるとともに、雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導させた。

一方、同省は、引き続き、データ転送装置等の不具合が解消していない残りの9地区について、令和元年度中を目途に、不具合を解消するための工事等の必要な措置を講ずることとしている。

・毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算について(林野庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

林野庁は、平成30年12月に北海道、東北、関東、中部、近畿中国各森林管理局(5森林管理局)等に対して通知を発して、品等・品質の区分格付けなどを人が1本ごとに行う検知(毎木検知)に要する作業量の実態を把握して、その結果、各森林管理局が管内の実情を加味して定めた素材等検知業務請負要領等(積算基準)とかい離がある場合には、実態を反映するよう積算基準を改正させることとした。これに基づき、5森林管理局は、それぞれ31年3月に積算基準を改正し、同年4月までに毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算にそれぞれ適用し、経済的な積算を行うこととする処置を講じていた。

・ **農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度の運用について**
(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示及び処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 平成31年2月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、発電事業に係る運営状況に関する資料を土地改良区から定期的に提出させるなど、発電事業に係る運営状況を適切に把握して、必要に応じた指導ができる体制の整備を行うとともに、令和元年5月に地方農政局等に対して事務連絡を発するなどして、土地改良区に対して、新たに作成した手引に従った会計処理により国庫納付対象額の算定を適切に行うよう指導させた。

イ 平成31年2月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、小水力発電施設に係る会計上の取扱いを見直して、^(注) 渇水準備引当金については、発電に関する管理運営に必要な費用(発電施設運営経費)から除外することとして廃止した。

(注) 渇水準備引当金 渇水により計画発電量を下回ったため売電収益が減少した場合において、その収益の減少又は費用の増加に対して、経理の変動を防止するための引当金

ウ 同月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、建設改良積立金については、農業農村整備事業等の制度の枠組みと整合するよう、更新等事業費に充当する場合の取扱いを見直して、発電施設の更新等を行う場合には、同積立金から優先的に支出することとするとともに、発電施設の更新時期を考慮した資金需要等を勘案した同積立金の積立てが計画的に行われるよう、積立限度額を設けるなどして発電施設運営経費とする範囲等を見直したり、発電施設を管理する者に積立計画を作成させたりなどすることとした。

そして、渇水準備引当金及び建設改良積立金の見直しにより、過大に引き当て又は積み立てた金額が算出される場合は、他の積立金等に充当した上で、なお生ずる余剰額については国庫納付対象額とすることとした。

・ **農山漁村の活性化のために実施された事業の達成状況の評価等について**(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、平成31年3月に農山漁村振興交付金に係る実施要領を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 農山漁村の活性化に関する計画(活性化計画)を作成した都道府県等(計画主体)に対して、活性化計画に記載するよう努めることとされている活性化計画の目標(活性化計画目標)を設定した場合は活性化計画目標の達成状況等について評価を行い、達成されていない場合は原因分析等を行って、計画主体が活性化計画に基づいて実施する事業(活性化事業)の運営や、活性化事業に関連して実施する事業等の実施に改善の余地はないかなどについて学識経験者等第三者の意見を聴いた上で検討を行うよう地方農政局等を通じて指導するとともに、計画主体が農林水産大臣に提出する活性化計画目標等の評価に関する報告書の様式に、活性化計画目標の達成状況、今後の方針等を記載する項目を新たに設けるなどして、計画主体が上記の検討を適切に行うようにする仕組みを設けた。

イ 計画主体に対して、活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の「定住等の促進」及び「地域間交流の促進」という二つの目的に適切に対応しているかなどについて確認するよう地方農政局等を通じて指導するとともに、計画主体が活性化計画を作成する際に同大臣に提出する活性化計画の内容等を点検するための事前点検シートの様式に、活性化計画目標と活性化事業等により達成される目標とが適切に対応しているかを確認するための項目を新たに設けるなどして、地方農政局等において適切に審査することとした。

○農林水産省

・危険地区の山地災害対策の強化に資する治山事業の計画の適切な策定、ソフト対策との連携等について(林野庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

林野庁は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成31年3月に、森林管理局に対して、事務連絡を發して、国有林野施業実施計画(施業実施計画)の策定に当たり、山地荒廢の実態や基礎資料を収集するための治山流域別調査(流域別調査)の結果を施業実施計画に反映するよう指示するとともに、流域別調査の調査要領を改正し、流域別調査を適時適切に実施して山地荒廢の実態や治山施設の整備の必要性を把握するよう指示した。
- イ 同月に、都道府県に対して通知を發して、予防治山事業に係る事業箇所別実施計画の作成に当たり、危険度が低い箇所を計画箇所とする場合には、予防治山事業の優先度整理表に当該箇所を優先しなければならない理由等を具体的に明示することを徹底するなどして、現地の荒廢状況等と合わせて危険度を活用して総合的に判断して計画箇所を選定するよう周知した。
- ウ 同月に、「山地災害危険地対策の推進について」等を改訂して、森林管理局及び都道府県に対して、山地災害対策に係る市町村に対して提供する山地災害危険地区(危険地区)に関する資料として、危険地区の山地災害により被害が生ずる保全対象の位置等を示した1/5000の地図等も提供することを周知した。

・米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施について(農林水産大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

- ア 主食用米を長期計画的に販売する取組に対する支援については、平成31年3月に米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領(実施要領)を改正し、事業実施主体の借入金の基となる実際の概算金の単価に実際の借入利率を乗ずるなどして算定した支払利息の1/2に相当する額に基づいた国庫補助金を交付することとした。
- イ 業務用向けなどへの販売促進等を図る取組に対する支援については、31年3月に実施要領を改正して目標の設定及び評価に関する事項を定めるとともに、事業実施計画に目標を適切に設定することを同月に公表した事業実施主体に応募する者に対する公募要領に示したり、事業実施状況等報告において目標に対する評価を根拠資料等に基づき適切に行うよう地方農政局等を通じて事業実施主体に対して令和元年8月以降の交付決定時に事務連絡を發したりなどして指導した。また、平成31年3月に地方農政局等に対して事務連絡を發して、事業実施状況等報告の確認を適切に行うよう指示した。

○経済産業省

・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の実施状況等について(資源エネルギー庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

資源エネルギー庁は、平成31年2月までに次のような処置を講じていた。

- ア 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に対して事務連絡を發出するなどして指導を行い、3事業に係る事業主体に対して補助の要件を満たした適切な燃料を使用するよう指示文書を發出させるとともに、その後の状況を適切に把握することとさせた。
- イ 協議会及び再生可能エネルギー事業者支援事業等(事業者支援事業)の補助事業者に対して事務連絡を發出するなどして指導を行い、バイオマス熱利用設備については、バイオマス依存率が60

%以上となる燃料を使用する必要があることを事業主体に対して周知徹底させるとともに、利用状況報告書の提出時に実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出する必要があることなどについて、事業主体に対して事務連絡を发出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、当該提出資料等によりバイオマス熱利用設備で使用した燃料が補助の要件を満たしているかを確実に確認することとさせた。

ウ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して事務連絡を发出するなどして指導を行い、利用状況報告書の提出時に事業主体が設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出する必要があることについて、事業主体に対して事務連絡を发出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、当該提出資料等により太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備等(再エネ熱利用等設備)の稼働状況や供給される熱量等の計画値に対する実績値の割合(達成率)を適切に把握することとさせた。

エ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して事務連絡を发出するなどして指導を行い、再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体がその原因を分析した上で、設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画を提出する必要があることについて、事業主体に対して事務連絡を发出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、提出を受けた改善計画等に基づきその進捗状況を適切に把握するなどの改善指導等を行うこととさせた。

○国土交通省

・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、既に負担を求めている国道事務所での事例等を参考に、上水道管、下水道管、ガス管等の路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業(占有企業者)等の関係者と協議するなどして、路面下空洞調査業務に要した費用について占有企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

○環境省

・委託事業により取得した物品の管理等について(原子力規制委員会委員長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

原子力規制委員会は、次のような処置を講じていた。

ア 委託費により取得した測定装置等の物品(委託事業物品)のうち重要物品等の現況を把握して、物品管理簿に記録されていないものを記録したり、廃棄されているのに物品管理簿に記録されたままとなっているものを削除したりなどして、平成30年度末時点の物品管理簿等を適切なものとした。また、都道府県等において使用される見込みがないまま長期間保管されている委託事業物品については、活用方法の検討を行い、活用できるものは活用することとし、活用できないものは30年度末までに不用決定を行った上で物品管理簿から削除した。

イ 30年10月に事務連絡を发出するなどして、委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する委託事業物品について、所有権移転を指示する通知書を速やかに受託者に送付したり、財産取得通知書を速やかに物品管理係に提出したりするなどして、必要な情報を物品管理係と共有して無償貸付等の手続を適時適切に行うよう周知徹底を図った。

ウ 同月に事務連絡を发出するなどして、受託者に対して、無償貸付の条件に従い、委託事業物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、委託事業物品を使用する見込みがなくなった場合

には委員会に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図るとともに、執行担当課において、当該報告を受けた場合には、活用方法の検討を適時適切に行うこととした。

- エ 同月に事務連絡を発出するとともに、31年3月に委託事業物品に関するマニュアルを改定するなどして、関係者に対して、委託事業物品の構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握して物品管理を適切に行う必要性及びその具体的な方法、物品管理の対象とすべきものの範囲、その取得価格の考え方等を周知し、同年4月に物品管理系の内部マニュアルを改定して、担当職員に対して、東日本大震災復興特別会計の予算により取得した委託事業物品の属する会計の取扱いを周知した。
- オ 30年10月に事務連絡を発出して、執行担当課に対して、受託者が無償貸付された委託事業物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないよう周知徹底させた。また、受託者が貸付けの目的以外の目的のために使用することを希望する場合には、その報告をさせることとした上で、執行担当課において、他の目的のために使用させることの可否等について検討を行って、収益事業等に使用させないこととしたり、必要なものについては有償貸付としたりすることとした。

○環境省

- ・ **循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターにおける資源化設備の機器の処理能力の決定について(環境大臣宛て)**

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

環境省は、平成31年2月に都道府県に対して通知を発し、令和元年8月までに都道府県から管内の市町村等に対して周知させることにより、循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、水処理設備で分離される汚泥量(汚泥量)の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、くみ取りし尿等に含まれる汚泥成分の濃度を示す浮遊物質質量等の値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどをセンターの整備を実施する市町村、一部事務組合、広域連合等に周知し、その実施状況を確認することとする処置を講じていた。

○防衛省

- ・ **防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)**

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度には補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(指定基準)の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度には航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(テレビ聴取障害)の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものであるかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行い、27年度には検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって放送受信事業の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどした。30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正などを行った。そして、令和元年度以降は、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

・防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムの整備等について(防衛装備庁長官宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛装備庁は、次のような処置を講じていた。

ア 製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について、組織として問題を共有して対応を検討するために、平成30年9月に関係部局に対して通達を發して、庁内の関係部局の者で構成される次期システム検討委員会(検討委員会)を設置して、同年9月から31年3月にかけて検討委員会を開催し、コストデータの具体的な分析手法を検討した。その結果、防衛省が標準的なWBS(Work Breakdown Structure)の基準を定めて、これに沿った製造原価を民間企業から取得し、統計的な手法を用いてコストデータの分析を行うことにより見積資料等の妥当性の検証等を行うこととした。そして、従来、民間企業においてWBSに基づく製造原価の管理を行う経理システムとなっていなかったことから、同年3月から令和元年6月にかけて説明会を開催するなどして民間企業等と調整を行い、新たな契約制度を創設して、標準的なWBSの基準に沿った製造原価の管理を契約相手方である民間企業に義務付け、当該製造原価を提出させることとした。

(注) WBS 分析の対象となる作業を分解し、体系化して階層構造としたもの

イ アの検討を踏まえて、ライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル(CDBシステム)の有用性の検証等が可能となるシステムの在り方やCDBシステムの仕様の見直しについて検討委員会において検討を行った。その結果、コスト管理機能については、これまでの同省による独自の分析システムを構築するという方針を転換し、外国政府や防衛産業において利用実績のある既製のコスト分析に係るソフトウェアを活用することとした。また、同年6月に、関係部局に対して通知を發して、新たな契約制度の下、契約条項に基づき、標準的なWBSの基準に沿った製造原価の管理を契約相手方である民間企業に義務付け、当該製造原価を提出させることとして、2年度以降に締結する主要な防衛装備品等に係る初回の製造請負契約等に適用することとした。そして、新たな契約制度が適用されない2回目以降の契約についても同制度の例による製造原価の管理を契約相手方である民間企業に実施させることとして、今後の原価調査において効果的にコストデータの分析に適した製造原価を取得できるよう体制を整備した。

○日本中央競馬会

・畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定について(日本中央競馬会理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

日本中央競馬会は、平成30年10月に、31年度の日本中央競馬会畜産振興事業公募要領等を作成して、次のような処置を講じていた。

ア 事業の一部を委託して実施する場合は、畜産の技術の研究開発に係る事業等を行う者(実施主体)が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示して助成対象経費の範囲を明確にした。

イ 助成対象となるリース料については、原則として、リース料算定の基礎となるリース期間を法定耐用年数又はそれ以上の期間と設定することを明示するなどして、事業終了後も助成対象となるリース物件を実施主体が自らの業務で継続して使用する場合には、リース期間を法定耐用年数又はそれ以上の期間とすることとした。

ウ 通常案件より低く設定した助成率を適用する資産の取得費に当たるソフトウェアの開発費は、固定資産として管理するソフトウェアの開発費とする判断基準を明確に定めた。

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社

・道路構造物の点検等について(東日本、中日本、西日本各高速道路株式会社代表取締役社長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(これらを「3会社」)の本社は、平成30年10月に、各社制定の保全点検要領(点検要領)を改正するとともに、支社及び支社を通じて管理事務所等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 点検要領等に基づく近接目視等が物理的に困難な箇所に係る点検において、現地の状況に応じてファイバースコープ等を使用して点検を行うことを点検要領に明示するとともに、31年4月にマニュアルを制定して、ファイバースコープ等の具体的な使用方法等を周知した。

イ 点検管理システム等(システム)に記録されていなかった変状状況写真や補修写真について、保全点検業務を実施している株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道等12社(エンジニアリング会社)が詳細点検及び補修時に撮影した写真を、30年12月までにシステムに記録させた。

ウ 変状状況写真や補修写真の全てを適切にシステムに記録させることを点検要領に明示するとともに、エンジニアリング会社との間の30年度以降の契約に係るシステムへの記録について、履行確認を確実にを行うよう周知徹底した。

エ 「AA(変状が著しく、機能面への影響が非常に高いと判定され、速やかな対策が必要な場合)」と判定されている変状箇所等について、システムに記録されている変状の内容、補修等の対策に係る5か年分の進捗状況等を維持管理計画に記載させて、支社を通じて定期的に本社へ報告させることにより、本社においてその状況を的確に把握することとして、その維持管理計画の策定等のために管理事務所等が開催する会議に支社の担当者を出席させて指導させることにより、点検結果を維持管理計画に適切に反映させて、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備した。

○日本年金機構

・日本年金機構による地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会に係る情報提供手数料の支払について(日本年金機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

日本年金機構は、地方公共団体情報システム機構から月次照会により提供を受ける、年金の給付を受ける者のうち^(注)裁定を受けた者の住民票に記載されている住所、氏名、性別、生年月日、住民票の消除等の事由(異動事由)、異動事由が生じた年月日等の情報を活用することとし、平成31年2月から年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定して情報提供手数料支払額の節減を図る処置を講じていた。

(注) 裁定 厚生労働大臣が年金の給付を受ける権利があることを確認すること

○国立研究開発法人森林研究・整備機構

・水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定について(国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国立研究開発法人森林研究・整備機構は、平成31年3月に要領等を改正し、造林による収益を分収するに当たり、その対象額の算定については、丸太を林内からトラック等の車両が通行可能な作業道まで運び出し集積する工程に係る費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林する土地の所有者(造林地所有者)及び造林地所有者以外の者でその土地について造林を行う者(造林者)

の三者(造林地所有者と造林者が同一の場合がある。)で当該費用を負担するようにするなどの処置を講じていた。

○独立行政法人都市再生機構

・賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について(独立行政法人都市再生機構理事長宛て)

(平成25年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

独立行政法人都市再生機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 平成27年6月から31年3月まで、外部機関を活用して保全工事の仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、調査結果等を踏まえて、適切な資産計上及び費用処理が行えるよう工事費の範囲等の検討を行った。その結果、保全工事に係る会計処理について、工事費のうち撤去費相当額については資産計上しないこととするを28年11月に、除却した建物附属設備等、構築物及び機械装置(これらを「設備等」)の未償却簿価相当額については費用処理することなどとするを31年3月に、それぞれ支社等に周知した。
- イ 保全工事の実施による損益等の推移等を検討した賃貸住宅団地ごとの事業計画を策定することに替えて、29年1月に、見直し後の会計処理に基づく損益等が反映された個別団地の経営状況、個別団地ごとの立地、需要動向等の特性等を総合的に勘案の上、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を効果的、効率的に行うよう、支社等に周知した。

(4) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

～ 目 次 ～

【府省・団体名】	< 件 名 >	ページ
内 閣 府（宮内庁）		
	・外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの……………	2 6 3
内 閣 府（金融庁）		
	・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの……………	2 6 5
総 務 省		
	・修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部局に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの……………	2 6 6
法 務 省		
	・職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの……………	2 6 8
外 務 省		
	・日本人学校等に対する援助の実施に当たり、援助業務の実施に係る手引書を作成して援助の対象となる経費等の範囲を明確に示すなどしたり、新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して援助業務に関する実践的な研修を実施したりすることにより、在外公館等による援助金の支払が適正なものとなるよう改善させたもの……………	2 7 0

財 務 省

- ・自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの……………

2 7 2
- ・消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの…

2 7 4
- ・コンテナ貨物大型X線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの……………

2 7 6
- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの……………

2 7 8

文部科学省

- ・国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの……………

2 7 9
- ・国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの……………

2 8 1

厚生労働省

- ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施に当たり、スプリンクラー設備の整備に係る補助対象面積の定義を明確にすることなどにより、補助金の交付額が適切に算定されるよう改善させたもの……………

2 8 3
- ・介護給付費負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は施設等給付費に係る国の負担割合で、居宅等手数料は居宅等給付費に係る国の負担割合で、それぞれ算定することにより、国の負担が適切なものとなるよう改善させたもの……………

2 8 5
- ・受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの……………

2 8 7
- ・認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの……………

2 8 9

農林水産省

- ・農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されているOCR機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対してOCR機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR機器が有効に活用されるよう改善させたもの……………

2 9 1

農林水産省

- ・水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの…………… 293

国土交通省

- ・地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの…………… 295
- ・巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの…………… 297
- ・河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの…………… 299
- ・河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの…………… 301
- ・河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの…………… 303

【府省・団体名】	<件名>	ページ
環 境 省		
	・ オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うことにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの……………	3 0 5
	・ 廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの……………	3 0 7
	・ 除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの……………	3 0 9
防 衛 省		
	・ 有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの……………	3 1 1
	・ 情報システム等の導入及び換装において、既設の共用の無停電電源装置(UPS)の設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施することなどを関係部署に周知することにより、専用のUPSの調達数量を適切なものとするよう改善させたもの……………	3 1 3
	・ 広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢を整備したりすることなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定を適切に実施するよう改善させたもの……………	3 1 5
	・ 海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの……………	3 1 7

防 衛 省

- ・飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの……………

3 1 9
- ・島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの……………

3 2 1
- ・輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの……………

3 2 3
- ・対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの……………

3 2 5

日本銀行

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの……………

3 2 7

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

- ・高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの……………

3 2 8

【府省・団体名】	<件名>	ページ
独立行政法人日本スポーツ振興センター	・災害共済給付勘定において、児童生徒等の既発生 of 災害に係る給付金の後年度支払に備えるための支払備金の積立額について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、会計処理細則を改正して支払備金の積立額の算定を適切に行うよう改善させたもの……………	330
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	・新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの……	332
独立行政法人都市再生機構	・団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの……………	334
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	・試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの……………	336
日本郵便株式会社	・窓口端末機の取扱件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなどの窓口端末機を取扱件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たって、窓口端末システムのデータを活用して取扱件数等の実績を把握することにより適切な配備台数となるよう改善させたもの……………	338
東京電力ホールディングス株式会社	・福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの……………	340

－内閣府（宮内庁）－

外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの

事務室の金庫に保管するなどされていて速やかに精算されていなかった

交付資金残額(支出) 5846万円

1 外国訪問等に係る経費の支払等の概要

(1) 外国訪問等の訪問国における経費の支払の概要

宮内庁は、皇室の外国への御訪問、御旅行等(外国訪問等)に際して、会計法等に基づき、訪問先となる外国(訪問国)において現金で支払う必要がある経費に充てるために、随行する宮務課等の職員の中から資金前渡官吏を任命し、前渡資金を交付している。資金前渡官吏は、現金管理に伴う亡失等の危険を回避して安全性を確保し、効率的に事務を行うために、訪問国において、現金による支払のほかクレジットカード決済等による支払を行っている。

(2) 前渡資金の概要

国の経費については、会計法等に基づき、原則として、支出官が支出負担行為に基づき債権者に対して支出することとなっており、支出官が支出の決定をするときは、当該経費の調査、金額の算定等を行うこととなっている。ただし、債権者に対する支出の例外として、支出官は、予算決算及び会計令に基づき、外国で支払う経費等に限り、資金前渡官吏に対して、当該職員をして当該経費を現金で支払わせるために前渡資金を交付し、債権者に対する支払等の出納事務を行わせることができることとなっている。

(3) 外国訪問等に係る前渡資金の出納事務の概要

支出官から交付される前渡資金については、交付を受けた資金前渡官吏が自ら現金で経費を支払う場合に限り使用することができることとなっており、外国訪問等に際して任命された資金前渡官吏は、あらかじめ資金前渡請求書等により前渡資金を支出官に請求し、前渡資金の交付を受けた後に、訪問国に現金を携行し、現地において債権者に対して経費を支払うことになっている。そして、資金前渡官吏は、外国訪問等の終了後に交付を受けた前渡資金を精算した後、交付された前渡資金のうち債権者に対する支払に充てられなかった額(交付資金残額)について、会計法等に基づき、速やかに支出官に報告した上で前渡資金の交付により支出済となった歳出の返納金として、支出官の納入告知に基づいてその支払った歳出の金額に戻入するなどにより返納することとなっている。

2 検査の結果

外国訪問等に際して資金前渡官吏が現金で経費を支払うとして交付された21件の外国訪問等に係る前渡資金の交付額計1億0382万円(1件当たり120万円から3063万円)の支払状況を確認したところ、債権者に対する支払額等は計4535万円(1件当たり11万円から1639万円)となっていて、交付資金残額は計5846万円となっていた。

そして、上記の交付資金残額5846万円の管理状況を確認したところ、交付資金残額が生じている場合は速やかに精算し返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があるにもかかわらず、資金前渡官吏に任命された宮務課等の職員は、外国訪問等の終了後に、それぞれが管理していた交付資金残額を支出官に対して返納金として歳出の金額に戻入するなどの所要の手続をとるまでの間(27日間から426日間)、執務する事務室内の金庫に保管するなどしていた。このうちの2件の交付資金残額(224万円、1423万円)については、外国訪問等の終了後1年以上にわたって返納されておらず、その間、交付を受けた前渡資金の精算が行われないうままとなっていた。

このように、支出官が外国訪問等に随行する資金前渡官吏に対して交付した前渡資金の交付資金残額が長期間にわたり事務室内の金庫に保管するなどされていて、速やかに精算が行われていなかった事態は適正ではなく、改善の必要があると認められた。

3 宮内庁が講じた改善の処置

同庁は、前渡資金の管理等が適正に行われるよう、令和元年9月に、担当職員に対して事務連絡を発して、外国訪問等に係る前渡資金について、資金前渡官吏が会計法令等に基づき速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることなど出納事務を適正に行わなければならないことを周知する処置を講じた。

－内閣府（金融庁）－

情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

節減できた支払額(試算額)(支出) 2025万円

1 情報提供契約の概要等

金融庁は、株式会社QUICK(QUICK)と金融市場の動向等に関する情報の提供を受ける契約(情報提供契約)を、平成20年度から、毎年度、随意契約により締結している。情報提供契約に基づき提供される情報は、同庁の庁舎内にQUICKから提供されて設置される大型の液晶ディスプレイ等に常時更新されて表示等されるものとなっている。

情報提供契約の経費は、QUICKから受ける情報の提供に係る料金(情報提供料)及び当該情報を表示等するのに必要な液晶ディスプレイ等の機器の提供、利用等に係る料金(機器利用料)によって構成されている。

(注) 情報の提供 株式会社市況情報センター(現QUICK)が、昭和49年9月に、専用端末により、国内で初めて東京証券取引所等の現在株価等を顧客向けに提供するサービスを導入した。現在は、国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイムの情報等を提供するサービスとなっている。

2 検査の結果

29、30両年度に同庁が締結した情報提供契約(契約金額計1億2093万円)を対象として検査したところ、同庁は、情報提供契約について、前記の情報の提供及び機器の提供のうち、20年度当初の契約から30年度の契約までの長期間にわたって、QUICKから提供を受ける情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器の提供をQUICKから受けていたが、毎年度のQUICKとの情報提供契約の更新時に、QUICKから機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討を行っておらず、情報提供契約の見直しを行っていなかった。そして、機器利用料を含めた支払総額として、29年度6256万円、30年度5836万円、計1億2093万円(うち機器利用料29年度1205万円、30年度1135万円、計2341万円)をQUICKに支払っていた。

そこで、QUICKに機器利用料の推移等について確認したところ、機器利用料は約10年間変わらず同一のままとのことであり、一般的な液晶ディスプレイ等の価格の下落傾向が反映されているものではないことが判明した。また、QUICKによれば、顧客側において市販されている液晶ディスプレイ等の機器を調達して情報の提供を受けることは可能であり、実際、現在、QUICKと同種の契約を締結している顧客の大半は、QUICKから機器の提供を受けていないとのことであった。

このように、情報提供契約の更新時に、同一の契約相手方から液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討して、経済的な調達を図るよう見直しを行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

以上のことから、情報提供契約について、情報提供料のみを支払う契約とし、現在設置している機器と同仕様の市販品を別途購入して耐用年数の間利用すると仮定した場合に見込まれる単年度当たりの支払総額を試算したところ、29年度5213万円、30年度4853万円、計1億0067万円(うち市販品の調達費用29年度163万円、30年度152万円、計315万円)となり、前記の支払総額29年度6256万円、30年度5836万円、計1億2093万円(うち機器利用料29年度1205万円、30年度1135万円、計2341万円)を、29年度1042万円、30年度982万円、計2025万円節減できたと認められた。

3 金融庁が講じた改善の処置

同庁は、31年4月の情報提供契約の締結に当たり、液晶ディスプレイ等の機器の提供については、令和元年6月末までとして、同年7月から情報の提供のみに係る契約とする見直しを行った。そして、同年5月に、QUICKとは別の契約相手方と契約を締結して、同年6月末までにこれらの機器を別途購入する処置を講じた。

修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部局に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの

計上漏れとなっていた国有財産台帳価格(収入支出以外) 2億2124万円

計上する必要がなかった費用が含まれていた国有財産台帳価格(収入支出以外) 826万円

1 国有財産の概要等

(1) 国有財産の概要

総務省は、国有財産法等に基づき、その所管に属する国有財産を管理しており、総務省所管国有財産取扱規則等に基づき、同省大臣官房会計課長が国有財産に関する事務を総括するとともに、総合通信局等の部局に属する国有財産については当該部局の長(部局長)がその事務を分掌している。そして、部局長は、国有財産を管理するに当たっては、その分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格等を記載した台帳(国有財産台帳)を備えることとなっている。また、国有財産法によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額を集計して「国有財産増減及び現在額報告書」(現在額報告書)を作成し、財務大臣に送付することとされている。そして、同大臣は、各省各庁の長から送付された現在額報告書に基づき「国有財産増減及び現在額総計算書」(総計算書)を作成し、内閣は、総計算書を国会に報告することとされている。

(2) 国有財産台帳に登録する価格

国有財産法によれば、各省各庁の長等は、その所管に属し、又は所属に属する建物及び工作物の設置等に基づく価格等の変動があった場合は、直ちに国有財産台帳に記載し、又は記録しなければならないこととされている。そして、国有財産法施行令によれば、国有財産台帳に新たに登録する場合の価格(台帳登録価格)は、建物、工作物等については、建築費等とすることとされている。また、「国有財産台帳等取扱要領について」(取扱要領)によれば、建築費等は、建築又は製造に直接要した費用(直接費用等)とし、障害物の取壊し費その他の間接費(取壊し費等)は含めないこととされている。そして、建物、工作物の設置等に係る工事費が直接費用等と取壊し費等のいずれに区分されるかの判断に当たっては、工事費の費用項目によらず、その工事目的に応じて区分することに留意することとされている。すなわち、台帳登録価格の計算に当たっては、工事目的に応じて、直接費用等に相当する額は台帳登録価格に計上し、取壊し費等に相当する額は台帳登録価格に計上しないこととなる。

そして、工事費の費用項目は、取扱要領によれば、①建物、工作物等の建築又は製造に必要な材料費、労務費等の直接工事費、②間接経費である共通仮設費等(共通費)並びに③消費税及び地方消費税に相当する額(消費税等相当額)で構成することとされている。

また、取扱要領によれば、建物又は工作物に対し建物等の減耗を回復して原形に近づけるための工事である「純然たる修繕」を行った場合の工事費については、減価償却のいかににかかわらず台帳登録価格に計上しないこととされている。

2 検査の結果

平成25年度から29年度までの間に、総務本省、自治大学校、情報通信政策研究所及び5総合通信局^(注1)において実施した修繕等工事により国有財産台帳に新たに登録を行うなどした建物及び工作物のうち178件(国有財産台帳価格計11億0839万円)を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(注1) 5総合通信局 東北、関東、信越、近畿、中国各総合通信局

(1) 台帳登録価格に直接費用等が計上されていなかったなどの事態

取扱要領では前記のとおり、直接費用等及び取壊し費等の区分に関して、工事目的に応じて区分することに留意することとされているが、同省は、その区分を明確に定めていないなどしていた。そのため、前記の建物及び工作物178件のうち、同本省、同研究所及び3総合通信局(注2)における113件の台帳登録価格計6億5474万円については、直接費用等に該当する工事費のうち労務費の一部及び消費税等相当額が計上されていなかったり、共通費についてその全額が取壊し費等に該当すると区分して全額を計上していなかったりなどしていた。

また、前記の178件のうち、同本省において国有財産台帳の登録手続き自体を怠っているという事態が1件見受けられた。

これらの結果、114件の修繕等工事の契約金額のうち、直接費用等計2億2124万円(直接工事費計1億0335万円、共通費計1億0120万円、消費税等相当額計1668万円)が台帳登録価格に計上漏れとなっていた。

(注2) 3総合通信局 東北、関東、信越各総合通信局

(2) 台帳登録価格に純然たる修繕に該当する費用等(注3)が計上されていた事態

前記の178件のうち、同本省及び3総合通信局における21件の台帳登録価格計1億7450万円については、純然たる修繕に該当する費用を控除するなどしておらず、計上する必要のなかった計826万円(直接工事費計784万円、消費税等相当額計41万円等)が含まれていた。

(注3) 3総合通信局 関東、信越、中国各総合通信局

3 総務省が講じた改善の処置

同省は、令和元年9月までに、前記の計上漏れとなっていた台帳登録価格等について、国有財産台帳価格の修正登録を行った。また、同本省は、同月に、国有財産台帳に登録する建物及び工作物について、台帳登録価格は契約金額の総額を基本として、契約金額のうち純然たる修繕等に該当する費用がある場合は控除すること、共通費のうち台帳登録価格に計上する項目と計上しない項目との整理及び台帳登録価格に計上しない項目の具体例等を明記したマニュアルを策定し、関係部局に周知徹底する処置を講じた。

職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの

使用状況を把握し単独庁舎として使用し続ける必要性の検討等が十分に行われていない土地及び
建物に係る国有財産台帳価格(収入支出以外) 23億5845万円

1 地方検察庁の支部及び区検察庁に係る行政財産の概要

法務省は、検察庁法に基づき、必要に応じて地方検察庁(地検)の支部(支部)を地方裁判所及び家庭裁判所の支部に対応して設置し、また、区検察庁(区検)を簡易裁判所に対応して設置している。また、支部は地方検察庁支部設置規則により、区検は「最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令」(位置政令)によりそれぞれ設置する市町村等が定められている。そして、支部及び区検においては、職員が、刑事訴訟法等に基づき、事件の受理、被疑者の取調べなどの捜査、事件の処理、公判手続等の業務を行うこととなっている。

また、支部及び区検の中には、同省が所管する庁舎に単独で入居しており、職員が常駐していない支部及び区検(職員が常駐していない支部と区検が同居しているものを含む。「非常駐支部・区検」)があり、地検等に常駐している職員が必要に応じて非常駐支部・区検の庁舎に赴いて業務を行っている。

法務省所管国有財産事務取扱規程(訓令)等によれば、非常駐支部・区検の庁舎を含む検察庁の土地、建物等に関する事務は地検が分掌し、地検は常にその状況を把握し、管理及び処分を適正に行わなければならないこととされている。また、法務省組織令及び法務省刑事局事務分掌規程によれば、同省は、検察庁の組織及び運営、検察庁所管の施設の整備に関する事務を所掌するものとされており、これに基づき、非常駐支部・区検の庁舎を含めた検察庁全体あるいは個別の庁舎の整備方針等について地検に対して協議、指導、調整等の事務を行うことになっている。

2 検査の結果

全国の50地検における203支部及び438区検のうち、全ての非常駐支部・区検である34地検における63非常駐支部・区検(土地面積計61,105㎡、建物延べ床面積計17,580㎡、土地の国有財産台帳価格計21億0594万円、建物の国有財産台帳価格計4億3330万円、国有財産台帳価格合計25億3924万円)を対象に検査した。

(1) 庁舎の使用状況を把握しておらず単独庁舎として使用し続ける必要性の検討を十分に行っていない事態

前記の63非常駐支部・区検における各庁舎の使用状況についてみたところ、各地検においては、庁舎の使用日時、使用者、使用目的等の記録を残しておくこととなっておらず、全ての非常駐支部・区検において庁舎の使用状況を十分把握できる状況となっていなかった。そして、本院において、庁舎の使用状況を確認したところ、旅行命令簿等に記載されている用務先等で確認できた範囲では、非常駐支部・区検の庁舎に赴いた実績がないものや赴いた日数が数日程度のものが見受けられた。

そこで、同省における非常駐支部・区検の庁舎を単独庁舎として使用し続ける必要性についての検討状況を確認したところ、同省は、非常駐支部・区検を含めた検察庁の庁舎は、犯罪被害者、参考人等の身近に存在することによって協力が得やすくなるなど、単に使用頻度により庁舎を単独庁舎として使用し続ける必要性を判断できる性質のものではないが、このような性質を踏まえつつ、国有財産の有効活用の観点から実施される国有財産法に基づく実地監査を受けた地検においては、その結果も踏まえ、従前から、国の資産の保有の必要性を検討して移転等を進め、国有財産の有効活用を図ってきたとしている。このような同省の取組の中で、6地検は、その管理下に

ある7非常駐支部・区検の庁舎について、老朽化等のため、国の機関及び地方公共団体の庁舎への移転をそれぞれ決定していた。

しかし、32地検^(注1)における残りの56非常駐支部・区検^(注2)(土地面積計54,005㎡、建物延べ床面積計15,529㎡、土地の国有財産台帳価格計19億5568万円、建物の国有財産台帳価格計4億0277万円、国有財産台帳価格合計23億5845万円)については、同省は、非常駐支部・区検の庁舎の使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性について各地検に報告を求めておらず、その必要性についての検討を十分に行っていなかった。

(注1) 32地検 東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、前橋、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、和歌山、名古屋、広島、岡山、松江、福岡、長崎、大分、熊本、鹿児島、福島、盛岡、青森、札幌、函館、旭川、釧路、高松、徳島、松山各地検

(注2) 56非常駐支部・区検 秩父、佐原、西郷、八女、平戸、相馬、岩内、江差各支部・区検、新島、青梅、鎌倉、平塚、常陸太田、取手、古河、館林、伊勢崎、中之条、清水、三島、木曾福島、大町、新津、豊中、吹田、京丹後、篠山、浜坂、湯浅、犬山、可部、竹原、府中、庄原、児島、雲南、甘木、諫早、別府、豊後高田、宇城、荒尾、御船、伊集院、屋久島、久慈、野辺地、鱈ヶ沢、伊達、富良野、天塩、本別、善通寺、鳴門、徳島池田、愛南各区検

(2) 庁舎の移転先の調査を十分に行っていなかったなどの事態

同省は、平成30年3月に、本院の(1)の事態に係る検査を踏まえるなどして、各地検に対して、非常駐支部・区検の庁舎を廃止することの支障の有無について調査を行っており、その調査結果によれば、使用頻度が低いことなどから支障がないとしていた地検があった。そして、本院が庁舎の移転についての検討状況等を確認したところ、24地検が、その管理下にある36非常駐支部・区検の庁舎について、同省の上記の調査を受けて、国の機関の庁舎等を移転先とするための調査を行うなど、移転が可能か否かの検討を実施していた。このうち、3地検が移転可能であるとした3非常駐支部・区検について、同省は、31年4月に位置政令を改正し、これにより、当該非常駐支部・区検が隣接する区検にそれぞれ移転した。

しかし、地検が国の機関に問い合わせるなど移転先を一度は調査していたものの、移転先の調査の範囲を国の機関の庁舎だけでなく地方公共団体等の庁舎へ広げるなどの対策を執っていなかった事態が23地検における33非常駐支部・区検において見受けられた。

また、庁舎の使用状況等を踏まえることなく、取調べの際の被疑者のプライバシーを確保することなどを理由として単独庁舎が必要であるとし、移転先を調査していなかった事態が14地検における20非常駐支部・区検において見受けられた。一方、既に他の庁舎等へ移転している区検においては、プライバシーの確保等を行った上で被疑者の取調べなどの業務が行われており、単独庁舎が必要であるとする上記の理由は十分な根拠に基づくものとは認められなかった。

このように、56非常駐支部・区検の庁舎の使用状況を把握しておらず単独庁舎として使用し続ける必要性の検討を十分に行っていなかったり、庁舎の移転先の調査を十分に行っていなかったりなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 法務省が講じた改善の処置

同省は、従前からの取組に加えて、更に使用状況を踏まえるなどして非常駐支部・区検の庁舎を廃止することの支障の有無について調査を実施し、その結果、前記のとおり31年4月に位置政令を改正した。これにより、3非常駐支部・区検が隣接する区検にそれぞれ移転した。また、令和元年9月に各地検に対して通知を発し、非常駐支部・区検の庁舎を効率的に使用するために必要となる使用状況を把握する仕組みを整備させて、使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させた上で、移転を検討することなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備する処置を講じた。

日本人学校等に対する援助の実施に当たり、援助業務の実施に係る手引書を作成して援助の対象となる経費等の範囲を明確に示すなどしたり、新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して援助業務に関する実践的な研修を実施したりすることにより、在外公館等による援助金の支払が適正なものとなるよう改善させたもの

日本人学校等に対する援助対象とならない経費に対して	
支払った援助金額(1)(支出)	1975万円
日本人学校等の運営に要した実支出額を把握しなかったため	
過大に支払った援助金額(2)(支出)	1018万円
(1)及び(2)の計(支出)	2994万円

1 日本人学校等に対する援助の概要等

(1) 日本人学校等に対する援助の概要

外務省は、現地の日本人会や進出企業の代表者等からなる学校運営委員会等(運営委員会等)が日本人学校及び補習授業校(これらを「日本人学校等」)^(注1)^(注2)の運営のために負担する費用のうち、①日本人学校等が現地で採用した教員又は講師(これらを「教員等」)に支払う年間の給与(現地教員等謝金)、②校舎借料及び③安全対策費の一部に対して援助金を支払っている。

そして、同本省は、日本人学校等に対する援助の実施に当たり、毎年度、当該年度の援助における援助金額の算定方針、経費執行要領等を訓令(執行方針)で定めるとともに、これを各日本人学校等を管轄する大使館、総領事館、領事事務所等(これらを「在外公館等」)に通知している。

上記の執行方針によれば、日本人学校等への援助金の支払に当たっては、在外公館等は、運営委員会等に援助の申請書及び申請額を裏付ける根拠資料を提出させて、根拠資料により援助の申請が正しく行われていることを確認した後に支払を行うこととされている(在外公館等が援助金の支払に当たり行う一連の業務を「援助業務」)。

(注1) 日本人学校 海外において、我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設

(注2) 補習授業校 現地校、国際学校等に通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科について授業を行う教育施設。通常は、土曜日又は日曜日など、現地校等の授業が行われない日に授業を実施する。

(2) 各援助費目における援助対象となる経費等の範囲

同本省は、日本人学校等に対する援助の実施に当たり、毎年度、当該年度の執行方針を在外公館等に通知するとともに、現地教員等謝金に係る援助については、援助対象者、援助対象額等について記載した「平成24年度以降日本人学校現地採用教員(含む養護担当)及び補習授業校現地採用講師に対する政府援助執行にあたっての留意事項」(留意事項)を在外公館等を通じて各日本人学校等の運営委員会等に通知している。

執行方針及び留意事項によれば、各援助費目における援助対象となる経費等の範囲は、次のとおりとされている。

- ① 現地教員等謝金に係る援助について、援助対象者は、日本人学校等が採用する小学部及び中学部を専任して担当する教員等のうち、同本省が各年度の援助対象者として決定した教員等とされている。また、援助対象となる経費は、一般職の職員の給与に関する法律に規定する俸給に相当する基本給与額であり、賞与、住居手当、交通費その他各種諸手当等は援助対象外とされている。
- ② 校舎借料に係る援助について、援助対象となる経費は、小学部及び中学部の教室等に係る賃借料とされており、補習授業校の光熱水料は援助対象外とされている。
- ③ 安全対策費に係る援助について、援助対象となる経費は、日本人学校等が採用する警備職員

の給与、警備会社に警備を委託する場合の警備委託料及び警報器等の維持管理費とされている。

2 検査の結果

平成25年度から30年度までの間に、144在外公館等が管轄する310日本人学校等の現地教員等謝金、校舎借料及び安全対策費に対して支払った援助金額の総額161億1919万円(邦貨換算は援助期間中の毎年度の出納官吏レート)を対象に検査した。

(1) 援助対象とならない経費に対して援助金を支払っていた事態

(注3)

運営委員会等が提出した援助の申請書等をみたところ、17在外公館等が管轄する19日本人学校等において、現地教員等謝金に係る援助の申請額に賞与等が含まれていたり、校舎借料に係る援助の申請額に校舎内に所在する教員等の居住スペース等の借料が含まれていたり、安全対策費に係る援助の申請額に警備職員が兼務している学校用務に係る分の給与が含まれていたりなどしていたのに、これらの援助対象とならない経費に対して援助金が支払われていた。このため、援助金額計1975万円が過大に支払われていた。

(注3) 17在外公館等 在インド、在エクアドル、在コロンビア、在チリ、在英国、在スウェーデン、在スペイン、在オマーン各日本国大使館、在釜山、在ホーチミン、在メルボルン、在ナッシュビル、在ニューヨーク、在マイアミ、在ミラノ、在マルセイユ各日本国総領事館、在ジュネーブ領事事務所

(2) 日本人学校等の運営に要した実支出額を把握せずに援助金を支払っていた事態

(注4)

運営委員会等が提出した援助の申請書等をみたところ、5在外公館等が管轄する5日本人学校等において、現地教員等謝金及び安全対策費に係る援助の申請額が教員等又は警備職員に対して実際に支払われた給与の額よりも高額であったり、現地教員等謝金及び安全対策費に係る援助の申請額から教員等又は警備職員の欠勤による給与の不支給分が控除されていなかったり、校舎借料に係る援助の申請額に校舎移転に伴う賃借料の減少分が反映されていなかったりなどしていたのに、日本人学校等の運営に要した実支出額を把握せずに援助金が支払われていた。このため、援助金額計1018万円が過大に支払われていた。

(注4) 5在外公館等 在コートジボワール日本国大使館、在ナッシュビル、在ヒューストン、在マイアミ各日本国総領事館、公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所

このように、20在外公館等において、援助対象とならない経費に対して援助金を支払ったり、日本人学校等の運営に要した実支出額を把握せずに援助金を支払ったりしたため、援助金額計2994万円が過大に支払われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 外務省が講じた改善の処置

同省は、留意事項の記載等から運営委員会等において援助対象とならないと判断することができたにもかかわらず過大に支払われていた援助金について返還を求めるとともに、日本人学校等に対する援助金の支払が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア 援助業務の実施に係る手引書を作成し、令和元年9月に在外公館等に通知することにより、援助対象となる経費等の範囲を明確に示し、援助対象となるか不明な経費等があるときは同本省に必ず確認するよう周知徹底した。また、上記の手引書により、援助金の支払に当たり運営委員会等から提出させる根拠資料の具体例を詳細に示した。

イ 新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して、元年6月以降に、援助制度や援助対象となる経費等の範囲を具体的な事例等を交えて習得させる実践的な研修を実施することとした。

自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの

3特例の適用を誤っていた徴収過不足額(収入) 5億7908万円

(前掲45ページ参照)

1 租税特別措置等の概要

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置のうち、自己の居住の用に供する住宅を対象とした主なものとして、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第41条)、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例(措置法第41条の3の2。これらを「住宅ローン控除特例等」)、居住用財産の譲渡所得の課税の特例等(措置法第35条第1項等。「譲渡特例等」)及び直系尊属から住宅の取得等の対価又は費用に充てるための金銭(住宅取得等資金)の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措置法第70条の2。「贈与特例」)がある(これらを「3特例」)。

措置法第41条及び第41条の3の2の規定によれば、住み替え後の住宅に係る住宅ローン控除特例等と住み替え前の住宅に係る譲渡特例等(措置法第35条第3項の規定により適用を受ける場合を除く。)は、居住日の属する年とその前後の2年間計5年間において、重複して適用を受けられないこととされている。また、措置法施行令第26条第5項の規定によれば、住宅取得等資金の贈与を直系尊属から受け、贈与特例等の適用を受けた場合、その適用を受けた住宅取得等資金の額を住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除して住宅ローン控除額を計算することとされている。そして、措置法第70条の2第2項の規定によれば、贈与特例の適用要件は、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が2000万円以下であることなどとされている。

(2) 3特例の適用手続及び審査

特例の適用を受けようとする納税者から書類の提出を受けた税務署は、確定申告事務処理要領等の審査マニュアルに基づき、審査を担当する部門に回付される書類及び他の部門が管理する書類を確認する必要がある。また、納税者の転居等により所轄する税務署が変更となった場合、当該納税者の申告書等の書類のうち必要とされる一部の書類が新たに所轄することになった税務署(現所轄税務署)へ移管されることとなっている。

(3) 国税総合管理システムへの申告等情報の入力状況

国税庁は、申告、納税実績等の情報(申告等情報)のうち必要な情報を入力して税務行政の各種事務処理を行うために、国税総合管理システム(KSKシステム)を全国的に運用している。そして、税務署ごとに3特例に係る申告等情報について入力することとなっており、KSKシステムには3特例の適用要件を満たしているかなどについて審査できる申告等情報が保存(KSKデータ)されている。

2 検査の結果

同庁及び63税務署において、平成25年分から29年分までの申告について会計実地検査を行った。そして、検査により判明した3特例の適用を誤っている可能性のある事態と同様の事態の有無等について、同庁を通じて524税務署に調査を求めて検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 3特例の適用状況

455税務署^(注1)において、納税者3,398人から租税を徴収するに当たり、当該納税者が、適用額の計算を誤ったり、適用要件を満たしていなかったりしていたのに、税務署が3特例の適用に係る審査においてこれを見逃すなどしたため、申告所得税(復興特別所得税を含む。)等又は贈与税等の徴収額が納税者3,140人について5億5843万円不足していたり、納税者258人について2065万円

(注2)
過大になっていたりしていた。

(注1) 複数の事態に当てはまる税務署があるため、アからウまでの税務署数を合計しても税務署数455とは一致しない。

(注2) 修正申告等の際、3特例の適用の誤り以外を要因とするものを併せて見直したため、徴収過大となることがある。

ア 住宅ローン控除特例等の適用額の計算誤り

徴収額が不足していた申告所得税等 419税務署 2,102人 1億3126万円

徴収額が過大になっていた申告所得税等 158税務署 249人 1738万円

贈与特例又は精算課税特例の適用を受けていたのに、その適用を受けた住宅取得等資金の額を住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除せずに住宅ローン控除額を過大に計算していたことなどから、申告所得税等の徴収額が不足していたり、過大になっていたりしていた。

イ 住宅ローン控除特例等及び譲渡特例等の重複適用

徴収額が不足していた申告所得税等 310税務署 988人 3億4487万円

徴収額が過大になっていた申告所得税等 9税務署 9人 327万円

居住日の属する年とその前後の2年間計5年間に譲渡特例等の適用を受けていたのに、重複して住宅ローン控除特例等の適用を受けていたことなどから、申告所得税等の徴収額が不足していたり、過大になっていたりしていた。

ウ 贈与特例の適用要件違反 徴収額が不足していた贈与税等 40税務署 50人 8229万円

住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が2000万円を超えていたため、贈与特例の適用要件を満たしていないのに適用を受けていたことなどから、贈与税等の徴収額が不足していた。

(2) 税務署における審査状況等

同庁が、税務署に対して3特例に関する統一かつ具体的な申告書の審査方法を指示していなかったことなどから、審査を担当する部門が、同一税務署内の他の部門が管理している申告書等の書類の内容を必ずしも確認しておらず、税務署は3特例の適用に係る審査を十分に行っていなかった。また、審査に必要となる申告書等の書類を管理している税務署と現所轄税務署が異なる場合、当該書類の一部のみが現所轄税務署に移管されるため、現所轄税務署は十分に審査することができないことになるが、同庁において、これを補うKSKデータを活用した3特例の適用に係る審査を十分に実施するための体制を整備していなかった。

このように、納税者が3特例について適用を誤って申告していたのに、税務署が3特例の適用に係る審査においてこれを見過ごすなどしていたり、KSKデータを活用した3特例の適用に係る審査を十分に実施するための体制を整備していなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国税庁が講じた改善の処置

同庁は、3特例の適用が適正に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 30年11月に事務連絡を発するなどして、是正を要すると見込まれる納税者に対して申告内容の見直し、申告誤りの是正、不足分の税額の納付等を促す文書を税務署に発出させるとともに、税務署に対して3特例の適用要件等について研修や会議を通じて周知するなどした。

イ 3特例の適用誤りを防止するために、3特例の適用要件等について、納税者等に交付する手引等の見直しを実施して周知したり、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう、3特例の適用に係る審査に当たっては同一税務署内の他の部門が管理する申告等情報を活用するよう審査マニュアルを見直した上で、30年10月に事務連絡を発して税務署に対して周知したりした。また、令和元年8月に事務連絡を発して、転居等により所轄する税務署に変更があった納税者については、KSKデータを活用し、毎年、同庁において特例の適用を誤っていると見込まれる者のリストを作成の上、税務署に確認を実施させるようにするなどした。

消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの

指摘の背景となった事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産の未償却残高の合計額が100万円以上となっていた個人事業者のうち、みなし譲渡として適正に課税されていない蓋然性が高い状況となっていた棚卸資産以外の資産を保有していた個人事業者に係る当該資産の未償却残高の合計額(収入) 11億8542万円

1 制度の概要

(1) みなし譲渡における課税の概要

消費税法によれば、課税の対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等とされているが、個人事業者が棚卸資産及び棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたもの(事業用資産)を家事のために消費し、又は使用した場合、当該消費又は使用については事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす(みなし譲渡)こととされている。そして、個人事業者の事業の廃止時においても、事業の廃止に伴い事業の用に供する資産に該当しなくなった事業用資産は、原則として、事業の廃止時において、家事のために消費し、又は使用したものとし、みなし譲渡したものとして取り扱うこととされている。

また、みなし譲渡の場合における消費税の課税標準については、事業の廃止時におけるその資産の価額に相当する金額を対価の額とみなすこととされ、当該金額が消費税の課税標準額に計上されることとされている。なお、財務省によれば、棚卸資産以外の資産の消費税の課税標準額に計上する資産の価額に相当する金額は、原則として、当該資産の時価になるが、資産の状況等によっては未償却残高も一つの指標となり得るとされている。

(2) 個人事業者における所得税の申告

所得税は、所得税法に基づいて、課税所得の範囲、税額の計算の方法等が定められており、事業所得及び不動産所得の金額は、それぞれ総収入金額から必要経費を差し引いた金額とすることとなっている。この必要経費は、事業の用に供されている棚卸資産以外の資産に係る減価償却費等の金額とすることとなっている。そして、申告に当たっては、総収入金額及び必要経費の内容のほかに棚卸資産以外の資産の未償却残高等の金額を記載した所得税青色申告決算書又は収支内訳書(決算書等)を確定申告書に添付することとなっている。

(3) 個人事業者が事業を廃止した場合の手續及び税務署における事務処理

所得税法、消費税法等によれば、個人事業者が事業を廃止した場合は、事業を廃止した日等を記載した「個人事業の開業・廃業等届出書」及び「事業廃止届出書」(これらを「廃業届出書等」)を税務署に提出することとされている。なお、個人事業者が廃業届出書等を提出したとしても、棚卸資産が存在する期間は、一般的に事業を廃止したことにならないとしている。

また、国税庁が各局署の事務担当者に体系的な理解を与え、事務処理の適正、効率化を図ることを目的として事務処理手續を定めた個人課税事務提要によれば、廃業届出書等は、税務署の総務課又は管理運営部門において収受し、申告審理等を行う個人課税部門に引き継ぎ、同部門において各年分別等にとじて保管することとされている。そして、廃業届出書等は、所得税及び消費税に係る各種説明会の案内や申告書等の発送の要否の確認等のために活用することとしている。

(4) 事業者への消費税に関する周知状況

同庁は、事業者に対して、納付税額の計算方法、課税の対象、納税義務者の判定、課税標準額等の消費税の基本的な仕組みを理解してもらうために、法令改正等の内容を適宜織り込んだ冊子等を作成して、税務署の窓口における備付けや各種説明会における配布を行うなどしたり、質疑応答例を同庁のホームページに掲載したりしている。

2 検査の結果

(1) 事業の廃止時における個人事業者に係る棚卸資産以外の資産の保有状況及び消費税の課税状況
平成27年から29年までに事業を廃止した個人事業者851人の決算書等によると、事業の廃止時に事業の用に供する資産に該当しなくなった棚卸資産以外の資産を保有していた者は、703人(未償却残高計15億0201万円)となっていた。

そこで、決算書等により把握が可能な未償却残高を指標として、上記703人のうち、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産の未償却残高の合計額が100万円以上となっていた者349人(未償却残高計13億7098万円)について、当該資産の未償却残高を消費税の課税標準額に計上しているかについて確認した。その結果、305人(未償却残高計11億8542万円)については、所得税の確定申告書等における事業所得等の総収入金額のうち課税売上げとなる金額が消費税の確定申告書等における課税標準額と同額となるなどして、棚卸資産以外の資産の未償却残高を消費税の課税標準額に計上していることが確認できなかった。したがって、上記の305人が事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして適正に課税されていない蓋然性が高い状況となっていた。

(2) 国税局等への指導状況及び税務署における申告内容の確認状況

同庁は、前記のとおり、個人課税事務提要において局署の事務処理手続を定めているが、その中で個人事業者が事業を廃止した場合の棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認方法を定めていないことなどから、同庁は国税局等に対して通知等により指導を行っていなかった。そのため、税務署では個人事業者が事業を廃止した場合に提出する廃業届出書等、決算書等を有効に活用するなどして、棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認を十分に行っていなかった。

(3) 個人事業者への消費税に関する周知状況

同庁は、前記のとおり、消費税に関する周知について、冊子等を作成するなどしたり、質疑応答例を同庁のホームページに掲載したりしている。しかし、個人事業者が事業を廃止した場合における棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の取扱いについては記載等がなく、個人事業者に対して周知が図られていない状況となっていた。

このように、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして適正に課税されていない蓋然性が高い状況となっていたのに、個人事業者が事業を廃止した場合の棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認方法を定めていなかったため、廃業届出書等、決算書等を有効に活用するなどして棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認が十分に行われていなかった事態、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして消費税の課税の対象となることについて、事業を廃止した個人事業者に対して周知が図られていなかった事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 国税庁が講じた改善の処置

同庁は、次のような処置を講じた。

ア 事業廃止届出書、決算書等を消費税の申告審理等に活用することとする手続を定めるとともに、国税局等に対して、事業廃止届出書、決算書等を有効に活用するなどして棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認を行うことができるよう、令和元年9月に事務連絡を発し、各種会議により周知した。

イ 個人事業者が事業を廃止した場合に、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして消費税の課税の対象となることについて、事業廃止届出書にその説明を記載したり、質疑応答例を同庁のホームページに掲載したりするなどして、同月に個人事業者へ周知した。

コンテナ貨物大型X線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの

国庫債務負担行為に基づく契約を締結していなかった額(支出) 146億4509万円

1 附帯施設等の賃貸借契約の概要等

(1) コンテナ貨物大型X線検査装置の附帯施設及び貨物検査場の概要

財務省は、コンテナで輸出入される貨物に対して、効果的かつ効率的な取締り及び物流の円滑化の両立を図るために、コンテナ貨物をトラックに搭載したままX線を照射し、コンテナ貨物を開披することなく内容物の検査を行うための検査機器であるコンテナ貨物大型X線検査装置を、コンテナ貨物の取扱量が多い全国の港湾に配備している。そして、同装置が配備されている6^(注1)税関は、同装置を設置するための建屋(附帯施設)を設置し、また、一部の附帯施設では、附帯施設に隣接して、同装置によるコンテナ貨物の内容物の検査の結果、異常が確認されたコンテナ貨物の検査を行うための建屋(貨物検査場)を設置している。

(注1) 6税関 函館、東京、横浜、名古屋、神戸、門司各税関

(2) 附帯施設等の賃貸借契約の概要

6税関は、平成14年度から18年度に、リース会社と建設会社等との間で三者契約等(リース会社等と当初に締結した契約を「当初契約」)を締結し、建設会社に附帯施設9施設及び貨物検査場3施設、計12附帯施設等を建設させ、当該附帯施設等をリース会社から賃借することとしていた。そして、当初契約締結の翌年度以降15年度から19年度までは、毎年度、単年度契約により、また、20年度以降は、5か年度までの国庫債務負担行為により、リース会社等との間で附帯施設等の賃貸借契約を締結している。

(3) 税関における支出負担行為に関する事務の概要等

財政法によれば、支出負担行為とは、「国の支出の原因となる契約その他の行為をいう」とされており、また、会計法によれば、「支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」とされている。同法によれば、この支出負担行為に関する事務は、各省各庁の長が管理することとされているが、各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができることとされており、この委任を受けた職員が支出負担行為担当官とされている。

6税関においては、総務部長が財務大臣から支出負担行為に関する事務の委任を受けて支出負担行為担当官となっているが、6税関の会計課長は同事務の委任は受けていない。

また、支出負担行為に関する事務における「契約」とは、「一定の法律効果の発生を目的とする二以上の相対立する当事者の意思の合致により成立する法律行為」であると解されている。

(4) 国庫債務負担行為の概要

国庫債務負担行為とは、複数年度にわたって国が支出の義務を負担することであり、国庫債務負担行為を行うに当たっては、財政法によれば、「予め予算を以て、国会の議決を経なければならない」とされている。

2 検査の結果

6税関が14年度から30年度までに締結した附帯施設等の賃貸借契約71件(契約期間は14年度から34年度まで)、契約金額計144億7446万円を対象に検査した。

6税関は、当初契約の契約手続に当たり、支出負担行為担当官である各税関の総務部長(支出負担行為担当官代理である総務部次長を含む。)がリース会社等と契約書を作成して賃貸借契約を締結していた。

一方、支出負担行為担当官ではない6税関の会計課長は、当初契約の締結日と同時期に、総務部長

がリース会社等との間で別途確認したとする次の事項についてリース会社等と覚書11件を取り交わしていた。

① 附帯施設及び貨物検査場の賃貸借期間は、それぞれ14年間又は18年間とする(覚書の対象期間は14年度から36年度まで)。

② 税関が当該賃貸借期間の途中で契約を更新しないときなどの中途解約をしたときは、リース会社等は残存期間の賃借料全額から附帯施設等に係る未経過金利に相当する金額等を除いた金額の支払を税関に請求できるものとする。

しかし、上記の覚書は、6税関の支出負担行為担当官である総務部長と支出負担行為担当官ではない会計課長が同じ認識をもって、税関が組織としてリース会社等と取り交わしたものであり、6税関とリース会社等との間で附帯施設等を14年間又は18年間賃貸借するという意思が合致している。このため、6税関は、リース会社等と覚書を取り交わした時点で、12附帯施設等に係る14年間又は18年間の賃借料総額計146億4509万円を、国庫債務負担行為に基づくことなく国の債務として実質的に負担していた。

そして、14年度以降は順次、単年度契約又は国庫債務負担行為に基づく契約が締結されているが、会計実地検査時点において、国庫債務負担行為に基づく契約が締結されていない国の債務が、2^(注2)税関の3貨物検査場に係る令和5年度以降の賃借料相当額計2億0396万円見受けられた。

このように、6税関において、附帯施設等の賃貸借契約に当たり、支出負担行為担当官ではない会計課長が覚書を取り交わすことで、国庫債務負担行為に基づくことなく実質的に国が複数年度にわたる債務146億4509万円を負担していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 2税関 横浜、神戸両税関

3 2税関及び財務本省が講じた改善の処置

2税関は、会計実地検査時点で国庫債務負担行為に基づく契約を行っていない国の債務2億0396万円について、現在の契約を解約し6年度までの国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとし、また、財務本省は、元年8月に税関及び沖縄地区税関に対して事務連絡を発して、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守するよう周知徹底するなどの処置を講じた。

情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

節減できた支払額(試算額)(支出) 1200万円

1 情報提供契約の概要等

財務本省は、株式会社QUICK(QUICK)と金融市場の動向等に関する情報の提供を受ける契約(情報提供契約)を、平成17年度から、毎年度、随意契約により締結している。情報提供契約に基づき提供される情報は、同本省の庁舎内にQUICKから提供されて設置される大型の液晶ディスプレイに常時更新されて表示されるものとなっている。

情報提供契約の経費は、QUICKから受ける情報の提供に係る料金(情報提供料)及び当該情報を表示するのに必要な液晶ディスプレイ等の機器の提供、利用等に係る料金(機器利用料)によって構成されている。

(注) 情報の提供 株式会社市況情報センター(現QUICK)が、昭和49年9月に、専用端末により、国内で初めて東京証券取引所等の現在株価等を顧客向けに提供するサービスを導入した。現在は、国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイムの情報を提供するサービスとなっている。

2 検査の結果

29、30両年度に同本省が締結した情報提供契約(契約金額計5828万円)を対象として検査したところ、同本省は、情報提供契約について、前記の情報の提供及び機器の提供のうち、17年度当初の契約から30年度の契約までの長期間にわたって、QUICKから提供を受ける情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器の提供をQUICKから受けていたが、毎年度のQUICKとの情報提供契約の更新時に、QUICKから機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討を行っておらず、情報提供契約の見直しを行っていなかった。そして、機器利用料を含めた支払総額として、29年度2898万円、30年度2930万円、計5828万円(うち機器利用料29年度1315万円、30年度1332万円、計2647万円)をQUICKに支払っていた。

そこで、QUICKに機器利用料の推移等について確認したところ、機器利用料は約10年間変わらず同一のままとのことであり、一般的な液晶ディスプレイの価格の下落傾向が反映されているものではないことが判明した。また、QUICKによれば、顧客側において市販されている液晶ディスプレイ等の機器を調達して情報の提供を受けることは可能であり、実際、現在、QUICKと同種の契約を締結している顧客の大半は、QUICKから機器の提供を受けていないとのことであった。

このように、情報提供契約の更新時に、同一の契約相手方から液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討して、経済的な調達を図るよう見直しを行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

以上のことから、情報提供契約について、情報提供料のみを支払う契約とし、現在設置している機器と同仕様の市販品を別途購入して耐用年数の間利用すると仮定した場合に見込まれる単年度当たりの支払総額を試算したところ、29年度2305万円、30年度2322万円、計4628万円(うち市販品の調達費用29年度253万円、30年度255万円、計509万円)となり、前記の支払総額29年度2898万円、30年度2930万円、計5828万円(うち機器利用料29年度1315万円、30年度1332万円、計2647万円)を、29年度593万円、30年度607万円、計1200万円節減できたと認められた。

3 財務本省が講じた改善の処置

同本省は、令和元年8月に、2年度以降のQUICKとの情報提供契約の締結に当たり、液晶ディスプレイ等の機器の提供については、QUICKとは別の契約相手方から購入するなど、経済的な調達となるよう見直しを行い、機器利用料に係る2年度の予算要求を行わないこととするとともに、元年9月に、2年度の情報提供契約については、従来どおり液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けることを予定していないことをQUICKに対して通知するなどの処置を講じた。

国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの

特殊工事項目について補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より
50%以上又は5000万円以上増減している補助事業に係る補助金の交付額を
再算定した額と実際の交付額の差額(支出) 35億4060万円

1 国立大学法人施設整備費補助金の概要

(1) 国立大学法人による施設整備の概要

文部科学省は、国立大学法人施設整備費補助金交付要綱(交付要綱)に基づき、国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費に対して補助を行い、もって大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、国立大学法人施設整備費補助金を国立大学法人に交付している。

そして、文部科学大臣は、国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(補助対象経費)について、予算の範囲内で補助金を交付することとなっており、補助対象経費は、施設整備費と設計委託料等の附帯事務費等とに区分されるなどしている。

(2) 交付申請額の算定等

国立大学法人施設整備費等要求書・同関係資料作成要領(作成要領)によれば、国立大学法人は、同省に対して、補助事業に必要な一般工事費と特殊工事費とを合計した施設整備費及び附帯事務費から構成される補助対象経費とその算定内訳を記載した書類(実施計画)を作成し、提出することとされている。このうち、一般工事費とは施設・設備等を整備する上で共通的に必要となる部分の整備に要する工事費であり、また、特殊工事費とは立地条件や教育研究上必要となる工事を項目ごとに積み上げた工事費であり、それぞれ次のおり算定することとされている。

一般工事費は、改修等を実施しようとする面積(補助対象面積)に、一般建物、図書館等の用途区分、階高等ごとに同省が毎年設定している単価を乗ずるなどして算定されている。

また、特殊工事費は、作成要領に列挙された工種ごとに同省が毎年設定している単価に、面積や施工延長、箇所数等の数量を乗じて得た額を積み上げて算定することとされている。

そして、通常、実施計画で算定された施設整備費及び附帯事務費の合計額と同額で交付申請、交付決定が行われることから、実質的に実施計画が交付決定額の内訳を示すものになっている。

(3) 交付決定後の変更申請

交付要綱によれば、国立大学法人は、補助金の交付決定後に補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ、計画変更の承認申請書を同大臣に提出し(変更申請)、その承認を受けなければならないとされている。ただし、一般工事費の算定の基礎となる補助対象面積の2%以内の増又は1%以内の減の変更が生ずる場合等は、「軽微な変更」として、変更申請は要しないとされている。

そして、特殊工事に係る「軽微な変更」については、補助金の具体的な取扱いを定めた「国立大学法人等施設整備費補助金の予算執行事務手続について」によれば、「補助目的を達成するために、特殊工事の範囲(カ所、面積等)を必要最低限の範囲で増又は減する場合」は変更申請を要しないとされているが、「必要最低限の範囲」について、明確な基準は示されていない。

(4) 補助金の実績報告と額の確定

交付要綱等によれば、国立大学法人は、補助事業を完了したときは、検査調書等の書類を添付した実績報告書を同省に提出し、同省は、実績報告書の書類の審査等を行い、実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確

定し、国立大学法人に通知することとされている。

2 検査の結果

(注1)

15国立大学法人が実施した平成27年度から30年度までに完了した建物の新增改築又は改修工事で補助金交付額が1億円以上の47補助事業(補助対象経費計879億3632万円、補助金交付額計532億1694万円)を対象として、交付申請時と実績報告時における補助対象経費の内訳がどの程度増減しているかみたところ、47補助事業のうち46補助事業において、実績数量に基づき実施計画における補助対象経費の算定方法により算定(再算定)した交付額と補助金交付額との間に増減が認められた。

そして、特殊工事費については、面積や施工延長、箇所数等の数量が変更される場合が少なくないことから、特殊工事費の工種ごとの内訳である基礎、電源設備等の特殊工事項目について、他の補助金における「軽微な変更」の取扱いや1補助事業当たりの平均予算額等を踏まえ、補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より50%以上又は5000万円以上増減していて「軽微な変更」の範囲を超えていると考えられるものの状況を確認したところ、14国立大学法人が実施した45補助事業における特殊工事項目計1366項目のうち372項目あった。そのうち、増加していたものが13国立大学法人が実施した39補助事業の150項目(増加額48億9417万円)ある一方、減少していたものが14国立大学法人が実施した44補助事業の222項目(減少額60億3902万円)となっていた。そして、これらのうちには、金額で90%以上又は3億円以上減少している特殊工事項目も見受けられた。

特殊工事が大幅に増減した上記の状況について、各国立大学法人は、特殊工事の範囲を大きく変更した場合でも工事の目的に変更がなければ、補助目的を達成するための必要最低限の範囲の増又は減にすぎないとして、変更申請を行っておらず、当初の交付決定額と同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、補助目的を達成するための「必要最低限の範囲の増又は減」を超えるかどうかは、増減割合や増減額等を考慮して具体的に判断する必要があり、特殊工事費の工種ごとの内訳である特殊工事項目について補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より50%以上又は5000万円以上増減している項目があるにもかかわらず、工事の目的に変更がなければ、一律に「軽微な変更」に該当するとして変更申請を行っていない事態は、国立大学法人が施設・設備の整備等に要する経費に対して補助を行うという補助金の制度の趣旨に照らして、妥当性を欠いていると認められる。

そこで、上記の45補助事業について、事業に係る補助金の交付額を再算定すると、実際の交付額との間に差額が生ずるものは12国立大学法人が実施した33補助事業あり、これらに係る補助金の交付額を再算定した額は計340億3414万円となり、実際の補助金交付額計375億7474万円との間に35億4060万円の差額が生じていた。

(注1) 15国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、山梨大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学の各国立大学法人

(注2) 12国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、琉球大学の各国立大学法人

3 文部科学省が講じた改善の処置

同省は、補助金の交付額が適切なものとなるよう、令和元年8月に事務連絡を発して、特殊工事に係る「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を特殊工事項目の金額の50%を超える変更又は5000万円を超える変更をする場合等と具体的に示し、この基準に基づき変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うことを国立大学法人に周知し、2年度に交付申請を行う補助事業から適用することとする処置を講じた。

国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの

運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額を損益外減損損失相当額

に計上していなかった額(1)(収入支出以外) 3億9546万円

授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額を損益外減損損失相当額

に計上していた額(2)(収入支出以外) 9866万円

(1)及び(2)の純計(収入支出以外) 4億9412万円

1 制度の概要

(1) 財務諸表の作成と会計基準

国立大学法人等は、国立大学法人法に基づき、毎事業年度(年度)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成することとなっている。そして、国立大学法人法施行規則によれば、上記で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書(業務実施コスト計算書)等とするとされている。また、国立大学法人等がその会計を処理するに当たっては、国立大学法人会計基準(会計基準)等に従うこととされており、国立大学法人等は、その公共的な性格から正確な情報開示を行わなければならないと、さらに、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性を強く要請されることから、一定の事項については個々に判断するのではなく、統一的な取扱いをする必要があることに留意する必要があるとされている。

(2) 固定資産の減損の概要等

国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理に係る取扱いについては、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(減損会計基準)等が適用されている。

減損会計基準等によれば、固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下しているなど、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象の有無を把握した上で、減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされている。

(3) 資産見返負債を計上している固定資産等の概要

減損会計基準等によれば、会計基準第84によりその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された償却資産(特定償却資産)、非償却資産及び資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、その減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、損益計算書上の費用には計上しないこととされている。そして、減損を認識した固定資産が、特定償却資産又は非償却資産である場合は、貸借対照表の損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上し、貸借対照表の資産見返負債を計上している固定資産である場合には、資産見返負債を減額することとされている。

(4) 業務実施コスト計算書の概要

会計基準等によれば、業務実施コスト計算書の作成目的は、納税者である国民の国立大学法人等の業務に対する評価及び判断に資するため、一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関して、教育・研究や固定資産の取得等に係るコストのうち、税金等を原資とする国からの運営費交付金等を財源とする最終的に国民の負担に帰せられるコスト(国民負担コスト)を損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされている。そして、会計基準等によれば、業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減損損失相当額等の科目に区分して表示しなければならないとされており、例えば、業務費用の科目については、上記のとおり、

国からの運営費交付金等を財源とするコストは国民負担コストに該当するため、国立大学法人等の損益計算書上の費用から控除すべき収益とはされていないのに対して、税金等を原資としない国以外の者から受領した授業料、寄附金等を財源とするコストは国民負担コストに該当しないため、授業料、寄附金等は国立大学法人等の損益計算書上の費用から控除すべき収益とされているなど、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されている。

一方、損益外減損損失相当額の科目については、業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿って、国民負担コストに該当する減損額は計上し、国民負担コストに該当しない減損額は計上すべきではないのに、会計基準等において、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額とされているのみで、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されていない。

2 検査の結果

(1) 運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったもの

平成25年度から29年度までの間に、8国立大学法人^(注1)が資産見返負債を減額するなどした減損額4億5178万円についてみたところ、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていなかった。

しかし、25年度から29年度までの間に、8国立大学法人において、損益外減損損失相当額に計上していなかった減損額のうち3億9546万円は、国からの運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額であり、国民負担コストに該当するのに、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていなかった。

(注1) 8国立大学法人 筑波大学、東京大学、三重大学、京都大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、長崎大学の各国立大学法人

(2) 授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたもの

6国立大学法人^(注2)は、特定償却資産、非償却資産及び資産見返負債を計上している固定資産のうち、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額計32億8163万円を業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上していた。

しかし、25年度から28年度までの間に、6国立大学法人において、損益外減損損失相当額に計上していた減損額のうち9866万円は、授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額であり、国民負担コストに該当しないのに、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていた。

(注2) 6国立大学法人 東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、名古屋大学、大阪大学、佐賀大学の各国立大学法人

このように、各国立大学法人の業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額において、国からの運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったり、国以外の者から受領した授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたりしており、国民負担コストを損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされている業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿ったものとなっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 文部科学省が講じた改善の処置

文部科学省は、各国立大学法人等に対して、国民負担コストが適切に開示されるよう、令和元年8月に事務連絡を発し、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額のうち、国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については損益外減損損失相当額に計上することなど、業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、周知する処置を講じた。

一厚生労働省一

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施に当たり、スプリンクラー設備の整備に係る補助対象面積の定義を明確にすることなどにより、補助金の交付額が適切に算定されるよう改善させたもの

補助対象面積を修正して算定した場合の補助金の開差額(支出) 1億2824万円

1 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業等の概要

(1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要

厚生労働省は、平成25年に福岡県福岡市で発生した有床診療所の火災事故を踏まえて、26年度から、医療施設等施設整備費補助金交付要綱及び有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱に基づき、病床又は入所施設を有している病院、診療所及び助産所(これらを「有床診療所等」)^(注1)が事業主体となって実施するスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び火災通報装置を整備する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(スプリンクラー等整備事業)に要する費用を補助するため、都道府県を通じて補助金を交付している(この補助金のうち、スプリンクラー設備の整備に要する費用に係る分を「スプリンクラー補助金」)。

そして、上記の火災事故を契機とした28年4月の消防法施行令等の改正により、原則として、避難のために患者の介助が必要な有床診療所等については、産婦人科等の特定の診療科のみを有する有床診療所等を除き、令和7年6月末までにスプリンクラー設備を整備しなければならないこととなっている。

(注1) スプリンクラー設備 加圧送水装置、配管、スプリンクラーヘッド等により構成され、火災を感知後、天井等に配置されたスプリンクラーヘッドから自動的に散水を行う消防用設備

(2) スプリンクラー補助金の交付額の算定方法

交付要綱によれば、有床診療所等に整備するスプリンクラー設備の対象面積(補助対象面積)1㎡当たりの基準単価を17,500円(平成26年度は17,000円)とし、基準単価に補助対象面積を乗じて算定した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額をスプリンクラー補助金の交付額とするなどとされている。

同省がスプリンクラー等整備事業の創設当時に事務連絡等と併せて都道府県に送付した「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集」(質疑応答集)によれば、補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積であるとされている。

2 検査の結果

26年度から29年度までの間に13都府県^(注2)の823事業主体に交付されたスプリンクラー補助金計189億7409万円を対象として検査した。

質疑応答集によれば、前記のとおり、補助対象面積はスプリンクラーを設置する部分の面積とされているが、スプリンクラーを設置する部分がどの部分を指すのかについては明確に示されていない。そのため、同省にスプリンクラーを設置する部分が具体的にどの部分を指すのかについて確認したところ、同省は、スプリンクラーを設置する部分とは整備されたスプリンクラー設備による散水ができる居室等であるとしている。

そこで、補助対象面積が適正に算定されているか検査したところ、9都県の57事業主体では、建物の広範囲にスプリンクラー設備の配管が設置されていることなどから建物の延べ面積を補助対象面積とするなどしていた。しかし、これらの面積にはスプリンクラーヘッドが設置されていないなどしてスプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積が含まれている状況となっていた。^(注3)

上記57事業主体の補助対象面積をスプリンクラー設備による散水ができる居室等の面積に修正してスプリンクラー補助金の額を算定すると、57事業主体のうち48事業主体で開差が生じており、48

事業主体が交付を受けていたスプリンクラー補助金計10億4592万円は計9億1768万円となり、1億2824万円の開差額が生じていた。

このように、有床診療所等が実施するスプリンクラー等整備事業への補助について、スプリンクラーヘッドが設置されていないなどして、スプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積を補助対象面積に含めていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 13都府県 東京都、京都府、栃木、千葉、新潟、山梨、愛知、島根、山口、愛媛、福岡、長崎、大分各県

(注3) 9都県 東京都、栃木、千葉、山梨、山口、愛媛、福岡、長崎、大分各県

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、令和元年8月に、スプリンクラー等整備事業の補助対象面積を、整備されたスプリンクラー設備による散水ができる居室等であるとの定義を明確にして、有床診療所等が作成する事業計画書の様式を補助対象面積となる居室等の面積が確認できるように改めるとともに、都道府県に対して事務連絡を発して、元年度のスプリンクラー等整備事業に係る事業計画書を提出した有床診療所等にも上記の改正を周知し、新たな様式による事業計画書の再提出を求める処置を講じた。

介護給付費負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は施設等給付費に係る国の負担割合で、居宅等手数料は居宅等給付費に係る国の負担割合で、それぞれ算定することにより、国の負担が適切なものとなるよう改善させたもの

審査支払手数料に係る負担金相当額と審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して計算した負担金相当額との開差額(支出) 7699万円

1 介護給付費負担金等の概要

(1) 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が保険者となって、その区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、要介護状態等に関して必要な保健医療サービス及び福祉サービス(介護サービス)に係る介護給付、^(注1)予防給付(これらを「介護給付等」)等の保険給付を行うものであり、介護サービスには、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス並びに居宅介護支援等がある。

(注1) 居宅サービス 居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

(注2) 地域密着型サービス 地域密着型サービスには、地域密着型介護予防サービスを含む。

(2) 介護給付費の概要

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が介護サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又はその全額を介護サービス事業者に支払うこととなっている(市町村が支払う介護報酬を「介護給付費」)。

介護給付費の支払手続は、介護サービス事業者が要介護者等に提供した介護サービスの内容等を記載した介護給付費明細書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務(審査支払事務)の委託を受けた国民健康保険団体連合会(国保連合会)に送付し、国保連合会が介護給付費明細書等を審査するなどした後に介護給付費を市町村に請求し、請求を受けた市町村が国保連合会を通じて介護サービス事業者に介護給付費を支払うこととなっている。

介護給付費明細書の様式のうち、地域密着型サービスに係る様式には、居宅サービスに係る様式又は施設サービスに係る様式と共通となっているものがある。

(3) 審査支払手数料の概要

市町村は、国保連合会から介護給付費審査支払手数料払込請求書、介護給付費等請求額通知書(請求額通知書)等の送付を受けて、国保連合会に審査支払事務の実施に要する手数料(審査支払手数料)を支払っている。

審査支払手数料の額は、審査した介護給付費明細書の件数(審査支払件数)に、介護給付費明細書1件当たりの審査支払手数料に係る単価(手数料単価)^(注3)を乗ずるなどして算定されている。

(注3) 手数料単価 各都道府県の国保連合会が毎年度定めており、平成28、29両年度においては、34円02銭から95円となっている。

(4) 介護給付費負担金の概要

国は、介護保険法に基づき、平成17年度まで、介護給付等に要する費用の20/100を負担していたが、18年4月に同法が改正され、介護給付等に要する費用のうち、施設サービスである介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス並びに居宅サービスである特定施設入居者生活介護等(これらを「施設等サービス」)に係る給付に要した費用(施設等給付費)については15/100を負担し、施設等サービスに該当しない介護サービス(居宅等サービス)に係る給付に要した費用(居宅等給付費)については20/100を負担することとなった。

そして、国が負担する額は、18年度以降、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令において、施設等給付費の15/100に相当する額と居宅等給付費の20/100に相当する額との合算額とされており、厚生労働省は、介護給付費等負担金交付要綱(交付要綱)に基づき、この合算額を介護給

付費負担金として、市町村に交付することとなっている。

一方、交付要綱によれば、審査支払手数料については、「審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の20/100に相当する額とする」こととされている。

2 検査の結果

28、29両年度に負担金の交付を受けていた47都道府県の1,580市区町村等が、負担金の交付額の算定の基礎とした介護給付等に要する費用のうち、審査支払手数料計170億7755万円(負担金相当額計34億1551万円)を対象として検査した。

同省は、審査支払手数料については、施設等サービスに係る介護給付費の審査に要した審査支払手数料(施設等手数料)と居宅等サービスに係る介護給付費の審査に要した審査支払手数料(居宅等手数料)とに区分することなく、交付要綱において、国の負担割合を一律に20/100としていた。同省は、その理由について、18年4月に地域密着型サービスが導入されたことにより、1件の介護給付費明細書の中に、施設等サービスに係る介護給付費と居宅等サービス(地域密着型サービス)に係る介護給付費とが混在する場合が生じ、この場合に審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して算定することとすれば、市町村に多大な事務負担が生ずることになるためであるなどとしていた。

しかし、実際には、次のとおり、市町村に多大な事務負担が生ずることなく、施設等手数料と居宅等手数料とを区分して算定することが可能であると認められた。

ア 国保連合会は、施設等サービスを提供した実績と居宅等サービスを提供した実績とが混在して記載されている介護給付費明細書については、審査において、介護サービス事業者に返戻する取扱いとしていた。そのため、1件の介護給付費明細書の中に、施設等サービスに係る介護給付費と居宅等サービスに係る介護給付費とが混在することはない状況となっていた。

イ 請求額通知書に記載されている施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計は、国保連合会が審査した施設等サービスに係る介護給付費明細書の件数と一致していた。

ウ ア及びイにより、審査支払手数料のうち、施設等手数料は、請求額通知書に記載されている施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計に手数料単価を乗ずるなどすることにより、また、居宅等手数料は、請求額通知書に記載されている審査した介護給付費明細書の件数から施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計を差し引いた件数に手数料単価を乗ずるなどすることにより、それぞれ算定することができることとなっていた。

上記の方法により、前記の28、29両年度の審査支払手数料計170億7755万円を施設等手数料と居宅等手数料とに区分すると、それぞれ計15億3985万円、計155億3770万円となることから、前記の介護保険法に定めるそれぞれの国の負担割合により負担金相当額を計算すると、合計33億3851万円(施設等手数料に係る額計2億3097万円、居宅等手数料に係る額計31億0754万円)となり、前記の審査支払手数料に係る負担金相当額計34億1551万円と比べて7699万円の開差が生じていたと認められた。

このように、国保連合会から市町村に送付される請求額通知書上の情報に基づいて、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して算定することが可能であったのに、同省において、審査支払手数料の全額について国の負担割合を一律に20/100とした取扱いを交付要綱で定めていたことにより、負担金が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、31年4月に交付要綱を改正し、負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は介護保険法に定める施設等給付費に係る国の負担割合で、また、居宅等手数料は同法に定める居宅等給付費に係る国の負担割合でそれぞれ算定することとし、国の負担が適切なものとなるようにする処置を講じた。

受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの

過大となっていた助成金相当額(1)(支出)	624万円
運用が適切に行われていなかった喫煙室等に係る助成金相当額(2)(支出)	7086万円
無断で譲渡するなどしていた喫煙室等の財産処分時点の残存価額(3)(支出)	1240万円
(1)、(2)及び(3)の計(支出)	8950万円

1 受動喫煙防止対策助成事業の概要等

(1) 受動喫煙防止対策助成事業の概要

厚生労働省は、中小企業事業主が、その事業場の室内及びこれに準ずる環境において、労働者が他人のたばこの煙を吸わされること(事業場内受動喫煙)を防止するための対策を推進することを目的として、平成23年度から、受動喫煙防止対策助成金交付要綱、受動喫煙防止対策助成金交付要領(交付要領)等(これらを「交付要綱等」)に基づき、受動喫煙防止対策助成事業(助成事業)を実施している。助成事業は、事業場内受動喫煙を防止するために喫煙室、屋外喫煙所等(これらを「喫煙室等」)の設置等(助成対象事業)を行った中小企業事業主(事業主)に対して、受動喫煙防止対策助成金(助成金)を交付するものである。交付要綱等によれば、助成事業の対象となる喫煙室及び屋外喫煙所は、喫煙のための専用の室等とされており、当該室等で飲食等の喫煙以外のことを行うことは認められないとされている。

(2) 事業実績報告書の審査等

交付要綱等によれば、事業主は助成対象事業を完了したときは助成対象経費の支払に係る領収書の写しなどを添付した事業実績報告書を都道府県労働局長(労働局長)に提出することとされており、労働局長は、事業実績報告書に記載された助成対象経費と領収書の金額との整合がとれているかを確認するなど、提出された事業実績報告書の審査等を行うこととされている。また、事業主は、事業実績報告書等の根拠となる詳細な資料(証拠書類等)について、助成対象事業の完了した日の属する年度(事業完了年度)の終了後5年間を経過するまで、これを保存しなければならないとされている。

(3) 助成対象事業完了後の喫煙室等の取扱い

交付要綱等によれば、事業主は、助成対象事業により取得するなどした喫煙室等の財産については、助成対象事業の完了後においても、助成金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないなどとされている。また、事業主は、助成対象事業において取得した不動産及びその従物並びに助成対象事業において取得するなどした価格が30万円以上の機械及び重要な器具については、事業完了年度の終了後5年間(処分制限期間)を経過するまでに、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、取り壊すなど(これらの行為を「財産処分」)する場合は、労働局長の承認を受けることとされている。そして、労働局長は、財産処分の承認に当たっては、財産処分を行う喫煙室等に係る助成金額に、処分制限期間に対する処分制限期間から経過年数を差し引いた年数の割合を乗じて得た額(残存価額)を国庫納付する条件を付すことなどとなっている。また、交付要綱等によれば、都道府県労働局(労働局)は、助成金により設置された喫煙室等の適正な運用のため、喫煙室等の運用状況等の確認等(追跡調査)を処分制限期間内に少なくとも1回実施することとされており、追跡調査の調査日については処分制限期間が経過した時点から遡って6か月以内に設定することが望ましいなどとされている。追跡調査の具体的な手法については、事業主から喫煙室等の現状についての報告書を労働局に提出させて、労働局において、報告された内容に基づき、不適切な喫煙室等の運用の有無等を確認することなどとされている。

2 検査の結果

25年度から29年度までの間に全国47労働局管内で実施された助成事業2,463件(助成金交付額計25億2509万円)を対象に検査した。

(1) 助成金が過大に交付されていた事態

事業主が、事業実績報告書に記載した助成対象経費よりも低額で助成対象事業を実施するなどしていたにもかかわらず、支払の事実と異なる領収書の写しを添付した事業実績報告書を労働局に提出して、助成金が過大に交付されていた事態が20労働局において33件見受けられた(助成金相当額計624万円)。

そして、20労働局は、交付要綱等において事業実績報告書に記載された助成対象経費等について領収書以外の証拠書類等と整合がとれているか確認することとされていないことから、証拠書類等による確認を十分に行っていなかった。

(注1) 20労働局 北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、東京、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、福岡、佐賀、鹿児島、沖縄各労働局

(2) 喫煙室等の運用が適切に行われていなかったなどの事態

ア 喫煙室等の運用が適切に行われていなかった事態

事業主が喫煙室及び屋外喫煙所に飲食を目的とする飲料自販機や冷蔵庫を設置するなどして、喫煙室等の運用が事業場内受動喫煙の防止対策を推進するという助成金交付の目的に従って適切に行われていなかった事態が66件見受けられた(助成金相当額計7086万円)。

イ 労働局に無断で喫煙室等を譲渡するなどしていた事態

事業主が、処分制限期間内であるにもかかわらず、労働局長の承認を受けずに無断で喫煙室等を譲渡したり取り壊したりしていた事態が31件見受けられた(喫煙室等の財産処分時点における残存価額計1240万円)。

そして、ア及びイの事態計97件が見受けられた32労働局のうち27労働局における83件については、追跡調査の調査日が事業完了年度の終了から5年目に設定されており、追跡調査が実施される前に、喫煙室等の運用が適切に行われていなかったなどの事態が生じていた。また、財産処分の時期が把握できたイの31件についても、喫煙室等が完成してから平均2年11か月で財産処分が行われており、これらを踏まえると、事業完了年度の終了から5年目に実施する追跡調査では、不適切な喫煙室等の運用の有無等を適時適切に把握できているとはいえず、労働局における追跡調査の実施が実効性のあるものとなっていないと認められた。

(注2) 32労働局 北海道、青森、岩手、宮城、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、広島、山口、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各労働局

(注3) 27労働局 北海道、青森、岩手、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、広島、香川、高知、長崎、大分、鹿児島各労働局

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同省は、令和元年8月までに、労働局に対して、過大に交付されていた助成金及び事業主が労働局に無断で譲渡するなどしていた喫煙室等の残存価額の返還の処置を執らせたり、事業主に対して、喫煙室等を助成金交付の目的に従った運用に改めさせたりするとともに、通達を発するなどして次のような処置を講じた。

ア 交付要領等を改正するなどして、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどして労働局にその内容を十分に確認させることとした。

イ 労働局に対して、喫煙室等の運用を助成金交付の目的に従って適切に行うこと及び適正な手続により財産処分を行うことについて、事業主に対して周知徹底を図ることを指示した。

ウ 労働局に対して、今後は、喫煙室等の設置後おおむね1年を経過するごとに、その運用状況等を確認するなど実効性のある追跡調査を実施することを指示した。

認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの

付加奨励金のうち支給の趣旨に沿わなかった支給額(支出) 849万円

1 求職者支援制度等の概要

厚生労働省は、雇用保険(前掲71ページ参照)で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(法)等に基づき、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者(特定求職者)の就職を促進し、職業及び生活の安定に資することを目的として、平成23年度から求職者支援制度を実施している。同制度は、特定求職者に対して、民間訓練機関による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(認定職業訓練)の実施等の就職に関する支援措置を講ずるものである(認定職業訓練を実施する民間訓練機関を「訓練校」)。

法等によれば、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するために、訓練校に対して、認定職業訓練実施奨励金を支給することとされており、同奨励金のうち認定職業訓練実施付加奨励金(付加奨励金)は、認定職業訓練のうち実践訓練の受講を修了した特定求職者及び就職を理由とした中途退校者(訓練修了者等)の就職率(1実践訓練における訓練修了者等のうち就職した者等の占める割合をいう。)が一定水準以上であるなどの支給要件を満たす訓練校に対して支給することとされている。この就職率の算定に用いられる就職(算定就職)は、実践訓練が終了した日から起算して3か月を経過する日までの間に、雇用保険法に規定する一般被保険者となった就職(雇用保険適用就職)等とされており、同法によれば、雇用保険の一般被保険者資格の取得要件は、1週間の所定労働時間が20時間以上であることなどとされている。

また、付加奨励金の支給額は、1実践訓練における訓練修了者等の人数に就職率に応じた単価を乗じた上で、認定職業訓練の開始から終了までの支給単位期間数^(注1)を乗ずるなどして算定することとされており、この単価は、就職率が60%以上の場合1支給単位期間当たり2万円、35%以上60%未満の場合同1万円等とされており、就職率が35%未満の場合は付加奨励金が支給されないこととされている。

付加奨励金の支給を受けようとする訓練校は、認定職業訓練実施奨励金支給要領(要領)等に基づき、就職率を算定するなどして支給申請書等を作成し、都道府県労働局(労働局)に提出することとなっており、労働局は、支給申請書等に記載された就職率や雇用保険適用就職とされた者に係る雇用保険の一般被保険者資格の取得状況を確認するなどした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、付加奨励金の支給を行うことなどとなっている。

(注1) 支給単位期間 実践訓練の期間を当該実践訓練の開始日又は各月においてその日に相当する日(応当日がない月の場合は、その月の末日。「開始応当日」)から、各翌月の開始応当日の前日までの各期間に区分した場合における一の期間

2 検査の結果

現行の求職者支援制度では、訓練修了者等が訓練校又は訓練校と実質的な一体性が認められる事業主(訓練校等)に就職した場合(訓練校等就職)においても、雇用保険の一般被保険者資格を取得していれば、付加奨励金の支給額の算定に当たって、算定就職の対象に含まれることとなる。

28、29両年度に12労働局^(注2)が支給決定を行った44訓練校の95実践訓練に係る付加奨励金の支給額計9411万円を対象として、当該95実践訓練を修了等して45訓練校等に就職し雇用保険の加入期間が4か月未満となっていた訓練修了者等196名の勤務実態等について検査した。

上記の訓練修了者等196名について、訓練校等は1週間の所定労働時間が20時間以上であるとしていたが、実際の労働時間を調査したところ、6労働局管内の15訓練校の32実践訓練を修了して16訓練校等に就職した61名については、就職日から離職日までの全期間において1週間当たりの実労働時

間(1週間の実労働時間)が20時間に達していなかった。

そこで、上記の61名について、上記の勤務実態^(注4)となっていた理由を6労働局を通じて訓練校等及び訓練修了者等から聴取するなどしたところ、4労働局管内の7訓練校の18実践訓練を修了して8訓練校等に就職した35名については、就職日から離職日までの全期間において勤務予定表における労働時間が週20時間未満となっていてその予定どおり勤務していたり、訓練修了者等から1週間の実労働時間が20時間未満となるよう希望する申出を受け入れて勤務時間を減らしたりするなどして、1週間の実労働時間が20時間に達していなかった。したがって、8訓練校等は、雇入れ当初から1週間の実労働時間が20時間未満の就職となることを認識していたものと認められた。

上記の事態について、同本省は、雇用契約書等により、1週間の所定労働時間が20時間以上であるなどして雇用保険適用就職と認められるものであったとしても、訓練校が訓練校等就職のうち1週間の実労働時間が20時間に達していない就職を算定就職の対象に含めることについては、これにより就職率が上昇し、就職支援の良否にかかわらずより高額な付加奨励金の受給要件を満たすことにつながることから、高い就職率を達成するためにより質の高い就職支援を行った訓練校に対してインセンティブを付与するという付加奨励金支給の趣旨に沿わないとしている。

そこで、前記の35名を算定就職の対象から除くと就職率が下がり、その結果、27名に係る4労働局管内の5訓練校の12実践訓練において、付加奨励金の支給額算定の基礎となる就職率に応じた単価が下がることから、これらの実践訓練に係る付加奨励金の額は、28、29両年度計737万円となり、同本省及び4労働局がこれらの訓練校に対して支給した付加奨励金の額計1587万円との間に849万円の開差額が生じていた。

このように、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職となっていて付加奨励金支給の趣旨に沿うものではない訓練校等就職が算定就職の対象に含まれていて、これにより就職率が上昇し、訓練校がより高額な付加奨励金の支給を受けていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 12労働局 北海道、福島、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、沖縄各労働局

(注3) 6労働局 北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡各労働局

(注4) 4労働局 東京、神奈川、大阪、兵庫各労働局

3 厚生労働省が講じた改善の処置

同本省は、付加奨励金の支給がその趣旨に沿った適切なものとなるよう、31年3月に要領等を改正して、同年10月1日に開講する実践訓練から、訓練校等就職のうち1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は、原則として、付加奨励金における算定就職の対象とならないことを定めるとともに、訓練校等就職の場合、出勤簿、賃金台帳等の雇用した者の勤務実態が分かる書類等を訓練校から提出させるなどして、労働局が訓練校等就職した訓練修了者等の勤務実態等を把握して算定就職の対象となるかを適切に確認する仕組みを整備した。

そして、これらについて、労働局に対しては31年3月に周知し、訓練校に対しては、法により職業訓練の認定に関する事務を行うこととされている独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じて、実践訓練の認定の際に、令和元年7月以降、順次周知するなどの処置を講じた。

―農林水産省―

農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されているOCR機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対してOCR機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR機器が有効に活用されるよう改善させたもの

利用率が50%未満となっていたOCR機器51台の
賃貸借業務に係る支払額相当額(支出) 3659万円

1 農林水産統計調査等の概要

(1) 農林水産統計調査の概要

農林水産省は、統計法に基づき、毎年農林水産業に関する各種の統計調査(農林水産統計調査)を実施しており、その調査結果は政策目標の設定や評価等に活用されている。

農林水産統計調査は、選定された調査対象である経営体等に対して郵送や統計調査員を通じて農林水産統計調査に係る調査票(調査票)を配布して回収するなどの方法で収集したデータについて、7農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局(これらを「農政局等」)及び農政局等管内の各都道府県等をそれぞれ所管する拠点等(沖縄総合事務局の各農林水産センターを含む。)が記載内容の審査及び入力を行い、同本省が集計及び分析を行うなどの手順により行われている。

(注) 7農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(2) 農林水産統計システムの概要

同省は、上記調査対象の選定、データの収集・分析等の作業を実施するに当たり、農林水産統計調査の正確性、効率性を高めるなどのために、農林水産統計システムを運用している。そして、農林水産統計システムへの調査票のデータ入力は、農林水産統計の業務を担当する職員(担当職員)が職員用のパソコンを用いて農林水産統計システムへ手入力する方法に加え、迅速な入力処理や審査精度の確保の観点から、スキャナや制御用端末等(これらを「OCR機器」)を使用してOCR機器に対応した調査票を機械的に読み取り、読み取った画像データを農林水産統計システム内で処理する方法等により行われている。

(3) OCR機器の調達の概要

同本省は、OCR機器等を調達し、その保守等を行うために、平成28年5月13日に、一般競争契約により、東芝ソリューション株式会社及び株式会社JECCとの三者間で、29年1月4日から33年3月31日までの間を賃貸借期間とする「農林水産統計システムの周辺機器賃貸借業務」を契約額2億6352万円で締結している。そして、28年8月1日に、賃貸借期間を29年1月30日から33年3月31日までの間とする変更契約を契約額2億6141万円で締結して、28年度から30年度までに計1億3505万円を支払っている。

上記の契約により同本省が調達したOCR機器の台数は88台であり、その設置箇所は、担当職員等からの問合せや動作テスト用として同本省に2台、データ入力用として9農政局等及び60拠点等(29年1月時点)の計69か所に86台となっている。また、OCR機器の保守については、上記契約の仕様書により、不具合時の対応のほか年2回定期点検を行うこととされており、保守業者は定期点検時の作業報告書に点検前後のスキャナの読み取り枚数を記載することになっている。

2 検査の結果

OCR機器88台のうち同本省に設置された動作テスト用等の2台を除いた86台(28年度から30年度までの支払額相当額6171万円)について、29年1月から31年1月までの2年間における調査票等の読み取り枚数を定期点検時の作業報告書により確認したところ、31年1月までの累計読み取り枚数は計157,770枚となっており、このうち定期点検に用いた読み取り枚数計2,144枚を除いたデータ入力に用いた読み取り枚数(データ入力枚数)は計155,626枚となっていて、上記の期間における1年当たりの平均

データ入力枚数は77,813枚となっていた。

一方、29年度に実施した農林水産統計調査のうち、農政局等及び拠点等においてOCR機器によるデータ入力が可能で12統計の調査票について、統計ごとの1件当たりの調査票の枚数に有効回収数を乗ずるなどして、各農政局等及び各拠点等においてOCR機器によるデータ入力が可能であった調査票の枚数(データ入力可能枚数)を試算すると184,504枚となる。

そして、上記の試算により得られたデータ入力可能枚数184,504枚に対する実績値である前記1年当たりの平均データ入力枚数77,813枚の割合により、OCR機器によるデータ入力に係る利用率(利用率)を算定すると、約42%にとどまっていた。

そこで、前記の86台について、1台ごとに、それぞれが設置されている農政局等又は拠点等の農林水産統計調査に係るデータ入力可能枚数を基に利用率をみると、50%未満と低調になっているものが51台見受けられた。そして、そのうち23台は利用率が10%未満となっていて利用が極めて低調となっており、中には、当初から全く利用されていなかったものも見受けられた。また、拠点等の廃止により、その後全く利用されなくなり、単に保管されたままとなっているなどしているものも見受けられた。

しかし、前記12統計の調査票はOCR機器の読み取りが容易な様式となっており、入力データは専ら数値であるなど、基本的にOCR機器によるデータ入力が想定されていること、また、OCR機器の処理能力(両面カラー20枚/分)には十分な余裕があることを踏まえると、OCR機器が十分に活用されているとは認められない状況となっていた。

利用率が低調となっている理由について、農政局等及び拠点等の担当職員に確認したところ、職員用のパソコンを用いて農林水産統計システムに直接入力した方が効率的であるといった認識を持っていたり、OCR機器を利用した調査票のデータの入力方法を十分に習得していないことから、OCR機器の利用は煩さであると考えていたりしたためであるなどとしていた。

同本省は、調査票のデータ入力を効率的に実施するためにOCR機器を導入しているにもかかわらず、OCR機器を設置した際や設置後に、農政局等及び拠点等に対して、OCR機器を利用して調査票のデータ入力を効率的に行う必要があることについて説明していなかった。また、拠点等の廃止等により全く利用されていないOCR機器の有効活用を図るための対策も講じていなかった。

このように、OCR機器はOCR機器に対応した調査票のデータ入力に利用することが想定されているにもかかわらず、OCR機器51台(支払額相当額3659万円)は、利用率が50%未満と低調となっていて、農林水産統計調査のデータ入力に十分に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 農林水産省が講じた改善の処置

同省は、次のような処置を講じた。

ア 令和元年8月に農政局等を対象に会議を開催して、担当職員にOCR機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導し、OCR機器の操作方法等について説明するとともに、同年9月までに農政局等から拠点等の担当職員に対して同様に指導及び説明させた。

イ 毎年、OCR機器の利用状況を調査して、十分に活用されていない場合には、更に指導を行うこととするとともに、2年度に実施する予定の農林水産統計システムの更改の際に、同一の建物に2台設置されていた拠点ではOCR機器を1台とする見直しを行った。

水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの

<u>指摘の背景となった実際に活動した区域等の把握や根拠資料の保存が十分でなく、対策活動が適切に実施されたか確認できなかった活動組織に対する交付額(1)(支出)</u>	<u>11億9220万円</u>
<u>指摘の背景となった協定区域以外の区域で行った活動に係る経費が対策事業の交付対象に含まれていた活動組織に対する交付額(2)(支出)</u>	<u>3億1701万円</u>
<u>指摘の背景となったモニタリング結果が協定面積全体を把握できるものとなっていなかったことなどにより自己評価が適切に行われていなかったなどしていた活動組織に対する交付額(3)(支出)</u>	<u>8億2370万円</u>
<u>(1)から(3)までの純計(支出)</u>	<u>18億0913万円</u>

1 事業の概要

(1) 水産多面的機能発揮対策事業の概要

水産庁は、水産業の再生・漁村の活性化を図るために、漁業者等が行う水産業等の多面的機能の効率的・効率的な発揮に資する地域の活動を支援する水産多面的機能発揮対策事業(対策事業)を実施しており、地域協議会(協議会)を通じて、活動に取り組む組織(活動組織)に対して水産多面的機能発揮対策交付金を交付している。実施要領等によれば、活動組織が対策事業の対象となる活動(対策活動)を実施しようとするときは、活動組織の代表者は対策活動を行う場所の市町村長との間で協定(協定)を締結するとともに、協定書に添付された活動計画について協議会の承認を得ることとされている。また、対策活動として実施できる活動(活動項目)として、「藻場の保全」^(注)、「国境・水域の監視」等の13活動項目が設定されており、このうち「藻場の保全」等の7活動項目(藻場の保全等7活動項目)及び「国境・水域の監視」の1活動項目の計8活動項目(8活動項目)については、活動計画において、対策活動を行う範囲等を設定した区域(協定区域)及びその面積(協定面積)を定めることとされている。

(注) 7活動項目 ①藻場の保全、②サンゴ礁の保全、③種苗放流、④干潟等の保全、⑤ヨシ帯の保全、⑥環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善、⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理

(2) 対策事業における自己評価の概要等

実施要領等によれば、活動組織は、毎年度、対策活動の成果目標の達成状況について自ら評価(自己評価)を行って協議会に報告し、協議会はその内容の評価を行って取りまとめの上、水産庁長官に報告することとされている。そして、同長官及び協議会は、成果目標が達成されていないと判断される場合には、目標達成に向けて取り組むよう指導することとされている。また、同長官は、対策事業全体の評価結果等を公表し、翌年度以降の交付金の交付に当たり当該評価結果を考慮することとされている。自己評価の成果目標に係る指標(成果指標)は活動項目ごとに定められており、藻場の保全等7活動項目は「対象水域における生物量の増加」とされていて、対象生物や調査項目についても具体的に定められている。そして、活動組織は、毎年度、成果指標についてのモニタリングを必ず行うこととされていて、協定面積全体の状況が把握できるようにモニタリングを実施する場所(定点)を設定し、毎年度同じ場所等で実施したモニタリングにより把握した情報(モニタリング結果)を基に自己評価を行い、各年度の対策活動の成果を客観的に評価することとされており、同庁は、モニタリングは対策事業において重要な役割を担うものであるとしている。

(3) 実施状況の報告等

実施要領等によれば、対策事業の交付対象となる経費は、対策活動を行う者に対する日当、用

船料等とされており、活動組織は、毎年度、対策活動の実施状況を取りまとめた実施状況報告書を作成して、写真等の添付書類とともに市町村及び協議会に提出することとされている。市町村及び協議会は、対策活動の実施状況等について、実施状況報告書等により確認することとされている(活動組織、市町村及び協議会を「活動組織等」)。そして、協議会は、実施状況報告書を取りまとめて、同長官に提出することとされている。

2 検査の結果

25協議会の430活動組織が平成28、29両年度に実施した8活動項目に係る事業(事業費計31億7368万円、交付額計23億2219万円、以下、交付額は28、29両年度の計)を対象として検査した。

(1) 対策活動が適切に実施されたか確認できなかったなどの事態

活動組織は、活動計画に基づいて、協定区域において対策活動を実施することになっており、実施要領等によれば、活動組織は活動状況を記録した写真等を保存することとされているものの、実際に活動した区域等を記録したり、それを把握するための根拠資料を保存したりすることにはなっていなかった。そこで、前記の430活動組織について、対策活動が協定区域内で実施されたものか確認したところ、17協議会の209活動組織(交付額計11億9220万円)において、実際に活動した区域等の記録や根拠資料の保存が十分でなく、市町村及び協議会において、対策活動が協定区域で適切に実施されたか確認できなかった事態が見受けられた。また、実際に活動した区域等の根拠資料を自主的に保存していた活動組織において実際の活動状況を確認したところ、14協議会の60活動組織(交付額計3億1701万円)において、協定区域以外の区域でも活動を行っていて、対策事業の対象とならない活動に係る経費が対策事業の交付対象に含まれていた事態が見受けられた。

(2) 自己評価が適切に行われていなかったなどの事態

前記の430活動組織のうち、モニタリングが必要な藻場の保全等7活動項目を実施している379活動組織(交付額計20億4142万円)について、モニタリングの実施状況等を確認したところ、24協議会の231活動組織(交付額計8億2370万円)において、次のように、モニタリングが適切に行われていなかったなどのため、自己評価が適切に行われていなかったなどの事態が見受けられた。

- ア 定点が協定区域内の一部に偏在していたなどのため、その結果を基に行われた自己評価は、協定面積全体の状況を把握したものとなっていなかったもの(110活動組織)
- イ モニタリングの定点、時期等の条件が前年度とは異なっていたため、前年度のモニタリング結果と比較することができず、成果目標の達成状況が把握できなかったもの(108活動組織)
- ウ 成果指標とされている生物ではない生物を成果指標としていたもの(44活動組織)
- エ モニタリング結果の根拠資料が保存されておらず、モニタリングの内容の適否が確認できなかったもの(107活動組織)

そして、自己評価の基となるモニタリングが適切に行われていなかったなどのため自己評価が適切に行われていなかったことは、自己評価に基づく活動組織に対する協議会や同長官の指導等が適切に行われないことにもつながるおそれがある。

このように、対策活動が協定区域で適切に実施されたか確認できなかったなどの事態及び自己評価が適切に行われていなかったなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 水産庁が講じた改善の処置

同庁は、対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう、令和元年9月に、協議会に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 活動組織等に対して、協定内容の確認表並びに活動した区域等の把握、確認等のための活動記録等の様式等を具体的に示すなどして対策活動の実施等が適切に行われるよう指導した。
- イ 活動組織等に対して、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類を見直すなどしてモニタリング及びこれに基づく自己評価等が適切に行われるよう指導した。

—国土交通省—

地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの

周辺地区等と合わせて申請をすることとしていたなどのため、

申請が速やかに行われていない事業に対する国庫補助金交付額(1)(支出) 1735万円

一部で土地所有者等の確認が得られていないなどのため、調査実施地区全体について

申請が行われていない事業に対する国庫補助金交付額(2)(支出) 3681万円

(1)及び(2)の計(支出) 5416万円

1 地籍整備推進調査費補助金事業の概要等

国土交通省は、国土調査法等に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図ることなどのために、地籍調査等の国土調査と併せて、国土調査以外の測量及び調査の成果についても活用を促進することとしている。そして、同法第19条第5項の規定によれば、国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について国土調査の成果としての認証を申請した場合において、国土交通大臣等は、これらの地図及び簿冊が国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定(19条5項指定)することができることとされている。

同省は、地籍整備推進調査費補助金制度要綱(要綱)等に基づき、平成22年度から、都市部における地籍整備の推進等のために、土地境界の情報の調査・測量を行い、19条5項指定の申請等を通じて成果を地籍情報として整備しようとする都道府県、市区町村及び民間事業者等(これらを「調査実施主体」)に対して、地籍整備推進調査費補助金を交付している。

要綱等によれば、調査実施主体が実施する地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する情報を整備するための調査について、調査・測量による境界情報の整備等(調査・測量等)に要する費用を補助金の交付対象とすることとされている。そして、調査実施主体は、補助事業の完了後に19条5項指定の申請を行う予定の期日(申請予定期日)等を記載した実績報告書を同省へ提出することとされている。また、調査実施地区における調査・測量等が完了した場合には、速やかに19条5項指定の申請等による地籍整備に必要な手続を行うこととされている。

調査実施主体は、19条5項指定の申請に当たり、調査・測量等により得られた地図等を土地境界が土地所有者等により適切に確認されていることの根拠資料とともに19条5項指定の申請書類として同省へ提出して、同省は、提出された地図等について審査し、地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有するとして19条5項指定を行った場合、当該地図等の写しを登記所へ送付することとなっている。そして、送付された地図は、登記所において、原則として不動産登記法第14条第1項に規定する地図として備え付けられることとなり、将来の土地取引や用地取得の円滑化、災害時の復旧活動の迅速化等に資するものとなる。

2 検査の結果

22年度から29年度までの間に実施され、実績報告書に記載された申請予定期日が到来している地籍整備推進調査費補助金事業のうち26調査実施主体が実施した90事業(事業費計3億9414万円、補助金交付額計1億6001万円)を対象として、会計実地検査を行った。

(1) 周辺地区等の調査・測量等の成果と合わせて19条5項指定の申請をすることとしていたなどのため、申請が速やかに行われていなかった事態

(注1)
6調査実施主体が実施した17事業(事業費計4024万円、補助金交付額計1735万円)について、調査実施主体は、調査実施地区(調査実施面積計39.38ha)の調査・測量等の完了後、周辺地区等の調査・測量等が予定されていたなどのため、これらの調査・測量等の完了後に合わせて19条5項指定

の申請を行うことなどとしていた。このため、当該調査実施主体は、調査実施地区において19条5項指定の申請を行うための成果を得ていたにもかかわらず、周辺地区等の調査・測量等が予定より遅れたことなどから、申請予定期日が経過した後も申請を行っていなかった。

- (注1) 6調査実施主体 上尾、岐阜、岸和田、大和郡山各市、村田土地家屋調査士事務所、株式会社北山
- (2) 調査実施地区の一部で土地所有者等の境界の確認が得られていないなどのため、調査実施地区全体について19条5項指定の申請が行われていなかった事態

(注2)

8調査実施主体が実施した18事業(事業費計8902万円、補助金交付額計3681万円)について、調査実施主体は、調査実施地区(調査実施面積計33.71ha)の調査・測量等の完了後、調査実施面積計33.71haのうち計15.82haにおいて土地所有者等による境界の確認が得られていないなどのため、これらの境界の確認が得られるなどした後に調査実施地区全体について19条5項指定の申請を行うこととしていた。このため、当該調査実施主体は、申請予定期日が経過しているのに、調査実施地区全体について申請を行っていなかった。

そこで、同省に、境界の確認が得られていないなどの場合における19条5項指定の申請の可否を確認したところ、同省は、19条5項指定制度において、境界の確認が得られていないなどの筆がある場合であっても、当該筆を除いて申請を行うことは原則として可能であるとしていた。このため、上記の調査実施面積計33.71haのうち、土地所有者等による境界の確認が得られていないなどの調査実施面積計15.82haを除いた計17.89haについては、19条5項指定の申請が可能なものとなっていた。また、境界の確認が得られていないなどの調査実施面積計15.82haについては、地籍情報を整備する上での基礎情報が得られているため、市区町村が実施する地籍調査等にこれを活用することができるものとなっていた。

したがって、当該調査実施主体において、19条5項指定の申請を行うための成果が得られている調査実施面積計17.89haについては申請を行い、また、境界の確認が得られていないなどの調査実施面積計15.82haについては調査・測量等により得られた情報を将来の地籍調査等に活用できるように基礎情報として市区町村の地籍調査担当部局等に送付することなどにより、調査実施面積計33.71haの調査・測量等により得られた成果等を有効に活用することが可能であったと認められた。

- (注2) 8調査実施主体 東京都、飯能、越谷、小金井、岐阜、岸和田、大和郡山各市、名鉄バス株式会社
- このように、調査実施主体において、調査実施地区全体の調査・測量等が完了しており、19条5項指定の申請を行うための成果を得ていたのに周辺地区等の調査・測量等の成果と合わせて申請することなどとしていて、申請が速やかに行われていなかったり、土地所有者等による境界の確認が得られている筆について申請を行うための成果が得られているのに申請が行われておらず、また、境界の確認が得られていない筆に係る基礎情報が市区町村の地籍調査担当部局等に送付されていなかったりなどとしていて、成果等が有効に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、周辺地区等の調査・測量等の成果と合わせて19条5項指定の申請をすることとしていたなどの6調査実施主体に対して、当該調査実施主体が実施した17事業について令和元年9月末までに申請を行わせるとともに、同年8月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備することの重要性を踏まえて、速やかに19条5項指定の申請を行うことについて周知するとともに、申請予定期日が経過した後に申請が行われていないものについて、申請に向けた取組状況の確認を行い、原則として申請を速やかに行わせることとした。

イ 調査実施主体に対して、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの筆がある場合には、当該筆を除いて19条5項指定の申請を行い、当該申請から除いた筆に係る基礎情報については、将来の地籍調査等に活用するために市区町村の地籍調査担当部局等に送付するなどの手続を定めて、これを周知することとした。

巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの

複数の巡視船で共有することにより予備翼の製造枚数を減らした場合の
契約金額との開差額(支出) 3億9556万円

1 巡視船のプロペラに係る予備翼の概要

海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図ることを目的として、多数の巡視船を建造し、運用している。同庁は、巡視船の船体については、造船会社と契約して建造させているが、可変ピッチプロペラ^(注)、エンジン、機関砲等については、それぞれの製造会社と契約して製造させ、造船会社に支給して船体に取り付けさせている。

可変ピッチプロペラは、船体の左舷側及び右舷側に各1式、計2式が取り付けられており、その中心部の周りにプロペラ翼が放射状に取り付けられている。そして、プロペラ翼が海中の漂流物等により損傷した場合には、巡視船をドックに入れてプロペラ翼を取り外し、予備のプロペラ翼(予備翼)と交換できるようになっている。

同庁は、可変ピッチプロペラの製造に関する契約の中で、船体に取り付けるプロペラシャフト、プロペラ翼等と合わせて、プロペラ翼が損傷した場合に速やかな交換、修理が行えるよう、予備翼も製造させており、調達した予備翼については、各巡視船別に専用の予備品として、当該巡視船の所属する海上保安部の倉庫等に保管している。

(注) 可変ピッチプロペラ エンジンの回転数やプロペラシャフトの回転方向を変えずに速度の調節をしたり、後進したりすることができるよう、プロペラ翼の傾きを操作することができるプロペラ

2 検査の結果

平成26年度から30年度までの間に契約日又は検収日が含まれる可変ピッチプロペラの製造に関する契約13件、契約金額計87億3354万円(予備翼の製造枚数122枚)を対象として検査を実施した。

可変ピッチプロペラの製造に関する契約13件のうち、巡視船「くにさき」を1番船とする1000トン型巡視船(くにさき型)に係る契約5件は、3製造会社に、同型の巡視船18隻に取り付ける可変ピッチプロペラ用として、1隻当たり8枚(左舷用及び右舷用各4枚)のプロペラ翼や、1隻ごとに4枚(左舷用及び右舷用各2枚)の計72枚の予備翼を製造させるものとなっていた。このほか、同庁は、25年度以前に「くにさき型」2隻を建造した際にも予備翼を計8枚(左舷用及び右舷用各4枚)製造させていて、これらを合わせて計20隻の「くにさき型」に対して計80枚の予備翼を保管することにしていた。また、巡視船「れいめい」を1番船とする6500トン型巡視船(れいめい型)に係る契約3件は、1製造会社に、同型の巡視船3隻に取り付ける可変ピッチプロペラ用として、1隻当たり10枚(左舷用及び右舷用各5枚)のプロペラ翼や、1番船及び2番船について各10枚(左舷用及び右舷用各5枚)、3番船について6枚(左舷用及び右舷用各3枚)の計26枚の予備翼を製造させるものとなっていた。

一方、「くにさき型」20隻及び「れいめい型」3隻に係る予備翼の図面等を確認したところ、「くにさき型」の1隻を除いて、船型及び製造会社が同一であれば、左舷用、右舷用のそれぞれについて寸法、形状等が同一で互換性のあるものとなっており、表のとおり、予備翼を複数の巡視船で共有できるものとなっていた。

表 予備翼の互換性の状況

船型	製造会社	隻数	1隻当たりの予備翼枚数	予備翼の枚数	予備翼の互換性の状況
くにさき型	A社	7隻	4枚	28枚	左の7隻で共有が可能
	B社	6隻	4枚	24枚	左の6隻で共有が可能
	C社	6隻	4枚	24枚	左の6隻で共有が可能
	C社	1隻	4枚	4枚	他の「くにさき型」19隻とは共有できない
れいめい型	B社	3隻	2隻×10枚 1隻×6枚	26枚	左の3隻で共有が可能

また、既に海上保安部に配属されている「くにさき型」の予備翼の保管場所について確認したところ、予備翼は、各巡視船別に専用の予備品として、当該巡視船が所属する海上保安部の倉庫等に保管されていた。そして、プロペラ翼を予備翼に交換する際には、当該巡視船が入ることができるドックに予備翼を輸送して交換することになっていた。

そこで、予備翼を共有することとした場合に必要となる枚数について、過去10か年度間における巡視船に係る可変ピッチプロペラの損傷事故等の発生状況や、大規模な災害時における巡視船の活動に支障を来さないよう運用面での安全性を考慮して試算すると、互換性のある予備翼については、1隻分の取付枚数（「くにさき型」の場合8枚、「れいめい型」の場合10枚）を5隻で共有すれば足りると認められた。

これらのことから、「くにさき型」の19隻に係る76枚の予備翼は、複数の互換性のある巡視船（7隻、6隻、6隻）のグループごとに、1グループ当たり2隻分の取付枚数（16枚）計48枚で足りることとなる。また、同様に、「れいめい型」の3隻に係る26枚の予備翼は、1隻分の取付枚数（10枚）で足りることとなる。そして、これらを上回る44枚（「くにさき型」28枚、「れいめい型」16枚）の予備翼については製造しないこととしていれば、前記の契約金額との開差額は「くにさき型」が1億1988万円、「れいめい型」が2億7567万円、合計3億9556万円となる。

このように、巡視船のプロペラに係る予備翼について、互換性のあるものを複数の巡視船で共有することなく各巡視船別に専用の予備品としていて、巡視船の建造ごとに製造していた事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

3 海上保安庁が講じた改善の処置

同庁は、予備翼の互換性に着目して複数の巡視船で予備翼を共有することとし、予備翼の適切な必要枚数について、大規模な災害時におけるプロペラの損傷に対しても速やかに対応できるよう、運用面での安全性を考慮して、1隻に取り付けられたプロペラ翼の枚数と同数の予備翼を5隻で共有することとした。そして、令和元年8月に、これらのことを今後の予備翼の調達等に関する方針として制定し、適切な枚数の予備翼を調達するなどの体制を整備する処置を講じた。

河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの

指摘の背景となった電気設備の耐震調査が実施されておらず、
電気設備において所要の耐震性が確保されているか不明となっていた

防災施設に対する交付金等相当額(支出)

945億1337万円

1 防災施設の概要等

(1) 防災施設の概要

国土交通省は、河川管理施設、海岸保全施設及び下水道施設(これらを「河川管理施設等」)を整備する地方公共団体に対して、河川改修事業費補助金、下水道事業費補助金等の国庫補助金、社会資本整備総合交付金等(これらを「交付金等」)を交付しており、地方公共団体は、河川管理施設等の維持管理を行っている。

河川管理施設等には、水門のゲートや雨水排水ポンプ場のポンプなどを電気で稼働して、施設の機能を適時に円滑に発揮することにより、津波、洪水等から施設の背後地に居住する住民等の人命、財産等を守ることを目的とする防災対策に資する施設(防災施設)がある。そして、防災施設は、建屋のほかゲートやポンプなどの設備(これらを「防災施設本体」)により構成されており、当該ゲートやポンプなどを電気で稼働する制御装置等や停電時に電気を供給する自家発電設備等の設備(これらを「電気設備」)が設置されている。

同省は、河川管理施設等について、レベル2地震動等^(注1)に対応するよう、所要の耐震性が確保されているか確認したり、耐震化を行う工事の内容を把握したりする調査(耐震調査)を実施するため、「河川構造物の耐震性能照査指針(案)・同解説」(河川耐震照査指針)等において河川管理施設及び海岸保全施設の耐震調査の方法を定め、地方公共団体に対して技術的助言等として河川耐震照査指針等を示しており、また、「下水道施設の耐震対策指針と解説」(下水道耐震指針)等で示されている方法に基づき下水道施設の耐震調査を実施するよう、地方公共団体に対して通知等により示している。

(注1) レベル2地震動 現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動

(2) 電気設備の耐震調査の方法

下水道施設に設置されている電気設備については、下水道耐震指針等によれば、耐震調査は、基礎ボルト部材の耐震計算を行い、電気設備が転倒等することはないか、耐震性能を確認することなどとされている。

一方、河川管理施設及び海岸保全施設に設置されている電気設備については、同省は地方公共団体に対して耐震調査の方法を示していない。

2 検査の結果

9県及び38市町が、昭和32年度から平成30年度までの間に防災施設本体又は電気設備の新設、更新等の際に交付金等の交付を受けていて、30年度末までに防災施設本体の耐震調査を実施していた防災施設272施設(交付金等対象額計3420億4408万円、交付金等相当額計1762億8476万円)を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

電気設備の耐震調査の実施状況等をみると、114施設については、耐震調査が実施されるなどしていた。

一方、8県及び21市町が管理する158施設(交付金等対象額計1851億3874万円、交付金等相当額計945億1337万円)については、電気設備の耐震調査が実施されておらず、所要の耐震性が確保されているか不明となっていた。そして、今後の耐震調査の結果、電気設備について所要の耐震性が確保されていない場合には地震時等に防災施設としての機能が十分に発揮されないおそれがある状況と

なっていた。このうち、^(注4)2市が管理する下水道施設5施設の無停電電源装置については、アンカーボルト等によりコンクリート基礎等の上に固定されていなかったため、所要の耐震性が確保されていなかった。なお、2市では、上記の無停電電源装置を固定する措置を講じた。

上記の158施設を管理する8県及び21市町に、電気設備の耐震調査を実施していない理由を聴取したところ、耐震性を確認するために必要な電気設備に関する設計資料等が保管されておらず、河川耐震照査指針等には設計資料等がない場合の耐震性の確認方法が示されていないためなどとしていた。

しかし、設計資料等の保管が十分でない場合の電気設備の耐震調査の方法を同省に確認したところ、例えば、類似条件の他の電気設備等と比較したり、新設時の条件により算出されるアンカーボルトの径等と現状を比較したりするなどの方法が考えられるとしている。

(注2) 8県 神奈川、岐阜、静岡、三重、和歌山、島根、高知、宮崎各県

(注3) 21市町 仙台、塩竈、多賀城、土浦、龍ヶ崎、横浜、川崎、横須賀、藤沢、静岡、浜松、津、伊勢、松阪、桑名、和歌山、高松、延岡、日南各市、三重郡川越、綾歌郡宇多津両町

(注4) 2市 桑名、延岡両市

<事例>

三重県は、二級河川前川水系の河口部において、津波、洪水等による被害を軽減するため、10年3月、志摩市阿児町地内に補助対象事業費3億5700万円(国庫補助金相当額1億7850万円)で河川管理施設である鶴方水門を設置していた。そして、同水門には、制御装置、自家発電設備等が設置されていた。

同県は、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が危惧されることから、大規模地震発生後の津波等による浸水被害の軽減を図る必要があるとして、防災施設本体が所要の耐震性を確保しているか確認するため、河川耐震照査指針等に基づき、24年度に耐震調査を実施していた。そして、同県は、耐震調査の結果、所要の耐震性が確保されていなかったため、令和元年度までに耐震改修工事を実施していた。

しかし、同県は、制御装置等の耐震調査については、河川耐震照査指針等に具体的な方法が示されていないなどとして、実施していなかった。

このように、防災施設に設置されている電気設備について耐震調査が実施されていないことから所要の耐震性が確保されているか不明となっており、所要の耐震性が確保されていない場合には地震時等に防災施設としての機能が十分に発揮されないおそれがある状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう、元年9月に事務連絡を発して、地方公共団体に対して防災施設に設置されている電気設備について、耐震調査を実施することの必要性について周知するとともに、設計資料等の保管が十分でない場合は現地調査の実施等により耐震性が確保されているかの確認を行うこと、その結果耐震性が確保されていないときは耐震性を確保する対策を検討することなどについて技術的助言を行うなどの処置を講じた。

河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

低減できた鋼矢板工費の積算額(直轄事業)(支出) 860万円

低減できた鋼矢板工費の積算額に対する

国庫補助金等相当額(補助事業)(支出) 1億1164万円

1 鋼矢板工の概要

(1) 河川工事等における鋼矢板工の概要

国土交通省は、河川法等に基づき、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等(補助事業)として、堤防、護岸等の河川管理施設の整備を行う河川工事等を実施している。そして、河川事務所等及び地方公共団体(これらを「事業主体」)は、護岸の基礎、樋門等の遮水工等として、また、河川管理施設を整備する際の仮締切等として、鋼矢板を打設する鋼矢板工を実施している。

(2) 鋼矢板工の設計

事業主体は、「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」等に基づき、整備する構造物の種類、目的等に応じて応力計算を行うなどして必要となる鋼矢板の強度等を求めて安定性を確認し、使用する鋼矢板を選定して鋼矢板工の設計をすることとしている。

鋼矢板には、断面形状がU形となっている板幅400mmの標準型、600mmの広幅型等(これらを「U形鋼矢板」)があり、従来、河川工事等において使用されてきている。また、U形鋼矢板の後に開発され、製品化されてから10年程度となる断面形状がハット形となっている板幅900mmのハット形鋼矢板があり、U形鋼矢板と同様に河川工事等に使用されている。

そして、ハット形鋼矢板は、U形鋼矢板に比べて、1枚当たりの板幅が広く重量が重いことから、1枚当たりの材料費が高く、打設に時間を要して打設費も高くなるものの、鋼矢板工の施工延長が長くなると、U形鋼矢板を使用する場合よりも必要となる打設枚数が少なくなり、打設に必要な日数が短くなるなどのため、鋼矢板工費が安価となることがある。

なお、設計上必要とされる強度、安定性等を有するハット形鋼矢板がない場合や施工条件上ハット形鋼矢板を打設できる機械がない場合があることなどにより、U形鋼矢板を選定することになることもある。

2 検査の結果

9^(注1)地方整備局等管内の12^(注2)河川事務所等、20^(注3)道県及び20^(注4)市町の計52事業主体が、平成29、30両年度に実施した計594工事(直轄事業63工事(契約金額計194億8772万円、鋼矢板工費の積算額計20億3793万円)、補助事業531工事(契約金額計5350億1327万円、国庫補助金等交付額計4738億1453万円、鋼矢板工費の積算額計286億6418万円、国庫補助金等相当額計232億5748万円))を対象として検査したところ、220工事ではU形鋼矢板のみを、304工事ではハット形鋼矢板のみを、70工事ではU形鋼矢板とハット形鋼矢板の両方をそれぞれ使用する設計としていて、U形鋼矢板を打設する鋼矢板工(U形鋼矢板工)を実施した工事は計290工事、また、ハット形鋼矢板を打設する鋼矢板工を実施した工事は計374工事となっていた。

そして、39事業主体が上記の290工事で実施したU形鋼矢板工(鋼矢板工費の積算額計113億7969万円(直轄事業29工事計9億3220万円、補助事業261工事計104億4749万円(国庫補助金等相当額計83億3855万円)))について、ハット形鋼矢板を使用することが可能であったか確認したところ、89工事で実施したU形鋼矢板工では、設計条件、施工条件等からハット形鋼矢板を使用できないものとなっていた。

しかし、残りの201工事で実施したU形鋼矢板工については、設計上必要とされる強度、安定性等を有するハット形鋼矢板があって、施工条件上ハット形鋼矢板を打設できる機械もあるなどしていたことから、U形鋼矢板又はハット形鋼矢板のいずれも使用できる状況となっていた。そこで、上

記の201工事で実施したU形鋼矢板工について、ハット形鋼矢板を使用する場合との経済比較を行ったところ、17事業主体^(注5)が69工事で実施したU形鋼矢板工(鋼矢板工費の積算額計11億7882万円(直轄事業4工事計4504万円、補助事業65工事計11億3377万円(国庫補助金等相当額計8億2420万円)))では、U形鋼矢板を使用するよりも鋼矢板工費が安価となっており、U形鋼矢板に代えてハット形鋼矢板を使用することとして、より経済的な設計とすることが可能であったと認められた。

このように、河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、U形鋼矢板又はハット形鋼矢板のいずれも使用できる場合に、ハット形鋼矢板を使用することとしていけば鋼矢板工費が低減できたのに、経済比較を行わずにU形鋼矢板を使用することとしていて、経済的な設計となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記の69工事で実施したU形鋼矢板工について、U形鋼矢板に代えてハット形鋼矢板を使用する設計として鋼矢板工費の積算額を計算すると、直轄事業で4工事計3639万円、補助事業で65工事計9億9168万円(国庫補助金等相当額計7億1256万円)となり、積算額を直轄事業で860万円、補助事業で1億4200万円(国庫補助金等相当額1億1164万円)それぞれ低減できたと認められた。

(注1) 9地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注2) 12河川事務所等 信濃川、天竜川上流、大和川、武雄、川内川各河川事務所、岩手、甲府、浜田、高知各河川国道事務所、札幌、旭川、網走各開発建設部

(注3) 20道県 北海道、岩手、宮城、栃木、群馬、埼玉、山梨、愛知、三重、兵庫、和歌山、島根、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注4) 20市町 陸前高田、石巻、名取、岩沼、宇都宮、さいたま、川口、行田、上尾、戸田、三郷、名古屋、鈴鹿、神戸、尼崎、出雲、益田、延岡、鹿児島各市、本吉郡南三陸町

(注5) 17事業主体 大和川河川事務所、札幌開発建設部、岩手、宮城、栃木、群馬、埼玉、三重、和歌山、山口、長崎、宮崎各県、上尾、名古屋、鈴鹿、神戸、延岡各市

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、令和元年9月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、鋼矢板工の設計をより経済的なものとするよう、使用する鋼矢板の選定対象にハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することとし、同事務連絡の発出後に設計を行う工事から適用するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に周知するなどの処置を講じた。

河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの

低減できた積算額(支出) 4080万円

1 テレメータ装置等設置工事等の概要

(1) テレメータ装置等設置工事の概要

国土交通省は、河川法等に基づき、洪水等による災害発生の防止を図るなどのために河川を総合的に管理し、公共の安全を保持することなどを目的として、堤防、護岸等の河川管理施設に設置している水位・雨量等の観測データを無人で収集して無線等で送信するテレメータ装置(空中線等の周辺機器を含む。)及び複数の通信データを一つの電波にまとめて伝送する多重無線装置(これらを「テレメータ装置等」)の整備を多数実施している。

(2) テレメータ装置等の積算

同省は、直轄の土木工事における電気通信設備の工事費の積算を行うために「土木工事標準積算基準書(電気通信編)」及び「土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用」(これらを「積算基準等」)を定め、地方整備局等に周知している。

積算基準等によれば、請負工事費は、工事価格に消費税(地方消費税を含む。)相当額を加えたものとなっており、工事価格は機器単体費と工事費から構成され、機器単体費は、工事施工に当たっての機器の調達価格とされており、その価格は原則として、入札時における市場価格とすることとされている。そして、積算に当たって用いる機器単体費(積算価格)は、同省が定めた①標準機器価格・統一機器価格、②物価資料等価格、③個別見積の順位に従って採用することとされている。

また、物価資料は刊行物である積算参考資料を指すものであり、同省は、上記の②物価資料等価格には、積算参考資料に掲載されている価格と、物価調査機関に特定の機器を指定して市場価格を調査させる特別調査による結果(特別調査価格)が含まれるとしており、積算価格を決定するに当たり、積算参考資料により難しい場合は、特別調査価格を採用することとしているが、積算基準等には特段明記していない。

(3) 特別調査

上記の特別調査は、機器等の適正な市場価格を把握するために、物価調査機関と委託契約を締結して実施する調査である。そして、特別調査による価格は、物価調査機関が、指定された機器等の過去の取引実績等を基に、製造会社、販売代理店、同等品を購入している工事業者等に対しての聞き取り調査等を行い決定している。

2 検査の結果

6^(注1)地方整備局及び17^(注2)事務所等が、平成28、29両年度に締結した契約額300万円以上のテレメータ装置等設置工事に係る契約のうち、太陽電池パネル、太陽電池配電盤、空中線、同軸避雷器、固定減衰器及び多重無線装置(FWA)の6^(注3)機種の機器の積算価格を特別調査又は個別見積により積算している97^(注4)契約(契約金額計79億2671万円、6機種計1,825台の積算額計2億2379万円)を対象として検査した。

6^(注4)地方整備局及び17^(注5)事務所等は、テレメータ装置等設置工事に当たり、6^(注6)機種の機器については、標準機器価格・統一機器価格がなく、物価資料にも価格が掲載されていなかったことから、上記の97^(注7)契約に係る1,825台の積算価格を、次のように決定していた。

すなわち、97^(注7)契約のうち、3^(注8)地方整備局及び7^(注8)事務所が工事を実施した40^(注8)契約に係る863台(積算額計6174万円)については、3^(注8)地方整備局等は、6^(注8)機種の機器は複数の製造会社において製造が可能であり市場性があると判断して、特別調査を行い積算価格を決定していた。

一方、97^(注8)契約のうち、5^(注8)地方整備局及び10^(注8)事務所等が工事を実施した61^(注8)契約に係る残りの962台(積算額計1億6205万円)については、5^(注8)地方整備局等は、物価資料等価格に特別調査価格が含まれて

いることなどが積算基準等に明記されていないことなどから、特別調査を行い積算価格を決定する必要がないと判断して、複数の業者から徴した個別見積の価格のうち最低価格を採用するなどして、個別見積の価格を積算価格としていた。

そこで、上記962台について、特別調査を行って積算価格を決定していた863台の仕様書の内容と比較して確認したところ、主要部分の仕様が一致しているものが、4^(注9)地方整備局及び10事務所等が実施した46契約において616台見受けられ、その全てにおいて特別調査価格が個別見積の価格を下回っていた。

そして、上記の616台(積算額1億1158万円)について、3地方整備局及び7事務所が積算に使用した特別調査価格により積算額を算出すると計7075万円となり、個別見積の価格を基に決定していた積算額を4080万円低減できたと認められた。

(注1) 6地方整備局 東北、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注2) 17事務所等 岩手、甲府、浜松、浜田、高知各河川国道事務所、静岡、天竜川上流、琵琶湖、武雄、川内川各河川事務所、八ッ場ダム工事事務所、北上川、天竜川、淀川各ダム統合管理事務所、鶴田ダム管理所、札幌、旭川両開発建設部

(注3) 固定減衰器 電気回路に挿入して信号の振幅を減衰させる装置であり、主に多重無線装置で使用されている。

(注4) 97契約 一つの契約の中で機器の積算価格を特別調査により決定しているものと個別見積により決定しているものが混在している場合があるため、契約件数の合計は一致しない。

(注5) 3地方整備局 中部、近畿、中国各地方整備局

(注6) 7事務所 甲府、浜松、浜田各河川国道事務所、静岡、天竜川上流両河川事務所、八ッ場ダム工事事務所、天竜川ダム統合管理事務所

(注7) 5地方整備局 東北、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注8) 10事務所等 岩手、高知両河川国道事務所、琵琶湖、武雄、川内川各河川事務所、北上川、淀川両ダム統合管理事務所、鶴田ダム管理所、札幌、旭川両開発建設部

(注9) 4地方整備局 東北、近畿、四国、九州各地方整備局

<事例>

四国地方整備局は、29年度に実施した平成29年度土佐局外テレメータ設備製造工事において太陽電池パネルの設置を行っており、同局は、太陽電池パネルの積算価格を、個別見積の価格313,000円とし、これに数量7台を乗じて2,191,000円としていた。

一方、特別調査を行って積算価格を決定していた中国地方整備局においては、四国地方整備局の太陽電池パネルと仕様書の内容が主要部分で一致している太陽電池パネルの積算価格を、市場性があると判断して、特別調査を行い同年度の特別調査価格を86,900円と決定していた。

そこで、四国地方整備局が行った前記工事の太陽電池パネルの積算額2,191,000円について、中国地方整備局の特別調査価格86,900円により積算額を算出すると608,300円となり、個別見積の積算額を約150万円低減できることになる。

特別調査価格が個別見積の価格より安価となるのは、個別見積の価格が、製造会社等の販売希望価格となる場合もあるのに対して、特別調査価格は、過去の取引実績等を基に、製造会社等に対する聞き取り調査等により得られた市場価格であることによるものと思料された。

このように、4地方整備局及び10事務所等において、6機種の機器の積算価格の決定に当たり、特別調査を行わず個別見積の価格を積算価格としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、令和元年8月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、積算基準等における物価資料等価格には特別調査価格が含まれていることなど、6機種の機器の積算に当たっては、特別調査を行って積算価格を決定することを周知し、同月以降に入札手続を開始する工事から適用することとする処置を講じた。

オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うことにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの

節減できた賃借料(支出) 2060万円

1 オンサイトラボに係る賃貸借契約の概要等

原子力規制委員会(平成25年3月31日以前は文部科学省)は、国際原子力機関による保障措置の^(注)一環として、国内における核物質の計量及び管理の状況を確認するために、原子力事業者等に対して、事務所等への立入り、帳簿等の検査、試料の採取、監視装置の取付けなどの検査を定期的に行ったり、検査で採取した試料の分析を行ったりするなどの業務を実施している。

委員会は、日本原燃株式会社(日本原燃)が整備を進めている六ヶ所再処理施設(再処理施設)に係る検査で採取した試料を高精度かつ迅速に分析するために、六ヶ所保障措置分析所(オンサイトラボ)を再処理施設の敷地内に設置することとし、16年12月以降、再処理施設の敷地内の建物の一部及びそこに備えられた設備(分析建屋等)を日本原燃から賃借してオンサイトラボとして使用している。

委員会は、分析建屋等の賃借に当たり、16年度以降の毎年度、日本原燃との間で賃貸借契約を締結して賃借料を支払っており、当該賃借料については、16年度に最初の賃貸借契約を締結する際に行った委員会と日本原燃との協議により、日本原燃が分析建屋等の整備のために借り入れた資金を一定の期間、一定の利率で利子を支払いながら回収していくとした考え方に基づくなどして算出することとなっている。

また、賃貸借契約においては、経済事情の変動、施設の改造その他の負担の増減により、賃借料の改定の必要が生じた場合には、両方で協議の上、賃借料を改定することとなっている。

(注) 保障措置 核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動

2 検査の結果

29、30両年度に、委員会が日本原燃との間で締結した賃貸借契約(賃借料は両年度とも3304万円、計6609万円)を対象に検査した。

日本原燃は、建屋等ごとに資金の借入れを行っておらず、分析建屋等の整備のために借り入れた資金の利率を特定できないことから、委員会及び日本原燃は、賃借料の算出に当たり、前記協議の時点で把握することができた直近の13年度末時点における日本原燃の借入金全体の平均利率(借入金平均利率)を基に定めた利率を当面用いることとしており、29、30両年度の賃借料についても、同じ利率を用いていた。

しかし、16年度に最初の賃貸借契約を締結してから長期間が経過し、その間、金利情勢がほぼ一貫して低下傾向となっていることから、本院が委員会を通じて借入金平均利率の推移を確認したところ、借入金平均利率は13年度末以降低下し続けており、29、30両年度の契約時点で把握することができた直近の27、28両年度末時点における借入金平均利率をみると、13年度末時点と比較して大幅に低下していた。一方、この間、委員会は、日本原燃との間で分析建屋等の賃借料の改定に係る協議を行っていなかった。

このように、賃貸借契約の締結に当たり、分析建屋等の賃借料の改定に係る協議を行うべき状況にあったにもかかわらず、その協議を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

委員会が、29、30両年度の賃貸借契約について、契約時点で把握することができた直近の27、28両年度末時点における借入金平均利率を用いて賃借料を見直していたとすれば、賃借料は、29年度2304万円、30年度2243万円、計4548万円となり、前記の賃借料29年度3304万円、30年度3304万円、計6609万円との差額、29年度999万円、30年度1061万円、計2060万円が節減できたと認められた。

3 委員会が講じた改善の処置

委員会は、31年3月に、オンサイトラボに係る賃貸借契約について日本原燃と賃借料の改定に係る協議を行い、31年度の分析建屋等の賃借料の算定においては、契約時点で把握することができた直近の29年度末時点における借入金平均利率を用いることとし、同年4月に当該利率を用いて算定した金額を賃借料とする賃貸借契約を締結する処置を講じた。また、委員会は、令和元年8月に日本原燃との間で覚書を締結して、今後の分析建屋等の賃借料の算定においても、毎年度、契約時点で把握することができる契約年度の前々年度末時点における借入金平均利率を用いることとする処置を講じた。

廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの

冷却水の調達費用として支払っていた額(支出) 2億0049万円

1 廃棄物処理施設における冷却水の調達

環境省は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が廃棄物の収集等を実施する必要がある地域として指定した汚染廃棄物対策地域^(注)において、同地域内にある廃棄物(津波により生じたがれきや倒壊した家屋等を含む。「対策地域内廃棄物」)の処理について対策地域内廃棄物処理計画を定めた上で、同計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施している。

環境省福島地方環境事務所(平成29年7月13日以前は福島環境再生事務所。「事務所」)は、相馬郡飯館村等の対策地域内廃棄物等を焼却して減容化するために、相馬郡飯館村蕨平地区に飯館村蕨平地区仮設焼却施設(処理施設)を建設することとして、その設計、施工、運営等を行う「飯館村蕨平地区対策地域内廃棄物等処理業務(減容化処理)」(処理業務)について、神鋼環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体(30年12月31日以前はIHI環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体。「JV」と請負契約を締結して実施させている。

事務所は、処理施設の運営に当たり、廃棄物の焼却処理を行う際に発生する高温の燃焼ガスを冷却するために、1日当たり600m³程度の冷却水を確保する必要があるとしていて、冷却水の調達費用については、上記の請負契約において、単価を約定して、使用量の実績に基づいてJVに支払うこととしており、処理施設の運営を開始した27年11月から31年3月までの間に支払った金額は2億0049万円に上っている。

(注) 汚染廃棄物対策地域 福島県双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾村及び相馬郡飯館村の全域並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の区域のうち指定された地域

2 検査の結果

上記のとおり、冷却水の調達費用は多額となっており、処理施設の運営は今後も継続することが見込まれている。

そこで、処理業務に係る請負契約(25年度から30年度までの支出済額計442億8485万円)を対象に検査した。

事務所は、冷却水について、25年5月に、ボーリング調査の結果、地下水では必要量が確保できないことが判明したことから、処理施設の近傍を流れる二級河川比曾川から取水することにした。そこで、比曾川において河川法(法)の施行前から水利権を有しており、取水用水路(延長約70m、幅約30cm。「組合水路」)を設置して比曾川から無償で取水している飯館村蕨平行政区水利組合(組合)と交渉したところ、組合から冷却水を購入することについて合意した。そして、同年12月に行った処理業務に係る請負契約の入札公告において提示した要求水準書に、冷却水を有償で取水することができることを記載した。

その後、事務所は、27年5月に、二級河川の水の売買は法上認められていないことに気付いたことから、比曾川の水を購入することを断念して、比曾川において水利権を取得することにした。そして、水利権の取得に当たっては、従前の組合との交渉経緯を踏まえて、組合が有している水利権に基づく取水量の一部の転用を受けることにして組合と交渉し合意の上、同年10月に、河川管理者と水利権の取得に向けた法第95条の規定による協議を行い、同年11月に協議が成立して水利権を取得した。

組合水路の使用料については、JVが組合水路の使用を開始した27年11月の時点では決まっていなかったが、組合は、28年5月に、組合水路を使用して取水できなければ上水道から冷却水を購入することになるとして、処理施設の近隣で上水道施設が稼働していた伊達市の上水道を1日当たり600

m³使用した場合とほぼ同額となる月額489万円を組合水路の使用料とする見積りを事務所に提出した。事務所は、上記使用料の見積りを冷却水の調達費用として妥当と判断して了承した。そして、JVは組合水路の使用料を月額489万円とするなどの内容の契約を組合と締結して、事務所とJVは冷却水の調達費用に係る単価を月額489万円と約定した。この結果、27年11月から31年3月までの間の冷却水の調達費用として、事務所はJVに対して計2億0049万円を支払い、JVは組合に対して計2億0049万円を支払っていた。

しかし、冷却水として実際に使用する組合水路から取水した水は上水道によって供給される上水ではないことから、事務所が上水道料金相当額の組合水路の使用料を冷却水の調達費用として支払っていたことは適切とは認められない。

このように、事務所において処理施設で使用する冷却水の調達に当たり、上水道料金相当額の組合水路の使用料を冷却水の調達費用として支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 事務所が講じた改善の処置

事務所は、組合と協議を行い、組合水路を無償で使用するについて合意したことから、31年4月に、前記の請負契約における冷却水の調達費用に係る単価の約定を削除する内容の変更契約をJVと締結するとともに、処理業務の内容を示した要求水準書に組合水路の使用料を無料とすることを明記し、同月以降、組合水路の使用料を支払わないこととする処置を講じた。

除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの

低減できた大型土のうの材料費の積算額(支出) 6億5530万円

1 除染工事等の概要

(1) 除染工事等の概要

環境省は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(特措法)に基づき、国が除染等の措置等を実施する必要があるとして指定した除染特別地域において、住宅屋根、路面等の清掃や、除草、表土等の除去作業を行うなどの除染工事のほか、除去土壌等を中間貯蔵施設に運搬するなどの輸送工事等を実施している(これらの工事を「除染工事等」)。

(注1) 除染等の措置等 特措法によれば、「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」が「除染等の措置等」とされている。このうち、「土壌等の除染等の措置」は、「事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置」とされている。

(注2) 除染特別地域 福島県双葉郡楡葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾村及び相馬郡飯館村の全域並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の区域のうち指定された地域

(2) 除去土壌等の収納に使用する大型土のうの種類等

同省が平成23年12月に定めた「除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン」等によれば、除去土壌等の収集、運搬等を実施する場合には、放射性物質の飛散防止等のために、耐候性大型土のう(大型土のう)等に収納するなどの措置を講ずることとされている。

除染工事等を実施している環境省福島地方環境事務所(29年7月13日以前は福島環境再生事務所。「事務所」)は、除去土壌等の収納に当たり、主に耐用年数が3年、径が1,100mm又は1,300mmの大型土のうに、それぞれ内袋がないもの、ポリエチレン製内袋が一重又は二重付きのもの計6種類(「内袋なし1100土のう」「内袋なし1300土のう」「ポリ一重1100土のう」「ポリ一重1300土のう」「ポリ二重1100土のう」「ポリ二重1300土のう」)を使用している。

事務所は、通常は径1,100mmの大型土のうを使用し、それらが破損した場合には径1,300mmの大型土のうに詰め替えるなどとし、また、水分を多く含む除去土壌等を収納するために、大型土のうに防水性を高めた上記のポリエチレン製の内袋付きの大型土のうを使用するとしている。

(3) 暫定積算基準における材料の単価

同省は、除染工事等の工事費を積算するために、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」(暫定積算基準)を定めており、事務所は、暫定積算基準に基づき除染工事等の工事費を積算している。

暫定積算基準によれば、工事費の積算に当たり設計書に計上する材料の単価(積算単価)については、設計時に実際に購入できる適正な価格(市場価格)によることとされている。そして、積算に当たり、物価資料に掲載されている材料については物価資料に掲載されている単価(物価資料単価)により、また、物価資料に掲載されていない材料については3者以上から見積りを徴する(見積りにより決定した単価を「見積単価」)などして、材料の積算単価を決定することとされている。

2 検査の結果

29年度に契約を締結した除染工事等のうち大型土のうを使用している44件(工事費計3114億0997万円、大型土のうの使用枚数計138万枚、大型土のうの材料費の積算額計111億8604万円)を対象に検査した。

事務所は、大型土のうの積算単価について、内袋なし1100土のうについては物価資料単価に、その他の大型土のうについては物価資料単価がないことから見積単価に基づくなどして決定していた。

一方で、事務所と同様に福島県においても除染等の措置等を行っていることから、大型土のうの積算単価の決定方法について確認したところ、同県は、同県制定の福島県除染作業暫定積算基準に

規定する除染作業資材等単価表(単価表)に基づき、積算単価を決定していた。そして、単価表の作成に当たっては、物価調査機関に市場価格を調査させる特別調査を実施させて、その結果を基に大型土のうのそれぞれの単価を決定していた(特別調査を実施して決定した単価を「特別調査単価」)。

そして、仕様が同一となっているポリ二重1300土のうについて、29年度における事務所の見積単価と同年度における同県の特別調査単価とを比較したところ、見積単価が14,300円であるのに対して、特別調査単価は12,000円となっており、16%程度下回っていた。このように、特別調査単価が見積単価より安価となるのは、見積単価が、製造会社等の販売希望価格となる場合もあるのに対して、特別調査単価は、過去の取引実績等を基に、製造会社等に対する聞き取り調査等により得られた市場価格であることなどによると思料された。

また、物価資料によると、物価資料単価は、最も一般的とみなされる取引数量に基づく単価を記載しており、取引数量の多寡等によっても左右されるとされている。内袋なし1100土のうの物価資料単価は、取引数量が300枚から500枚程度までの単価となっており、前記44件のうち、内袋なし1100土のうを使用している14件の平均使用枚数は1万枚以上となっていることから、実際の取引においては物価資料単価より安価となり得るものと想定された。

そこで、本院の検査を踏まえて事務所が30年7月に実施した特別調査の結果のうち、仕様が同一であるなど単価の比較が可能であった内袋なし1100土のう、内袋なし1300土のう、ポリ一重1300土のう及びポリ二重1300土のうについて、特別調査単価と見積単価又は物価資料単価とをそれぞれ比較すると、内袋なし1300土のう、ポリ一重1300土のう及びポリ二重1300土のうについては、特別調査単価が8,820円、10,800円及び13,000円となっていて、見積単価9,700円、12,000円及び14,300円をそれぞれ9%程度又は10%程度下回っていた。また、内袋なし1100土のうについては、取引数量が4,000枚以上の場合、特別調査単価が2,800円となっていて、同時期の物価資料単価4,700円を40%程度下回っていた。

これらのことから、検査の対象とした29年度に契約を締結した44件のうち、前記の特別調査単価と見積単価又は物価資料単価との比較ができた大型土のうを使用している14件(使用枚数計437,097枚)については、特別調査を活用することにより市場価格を把握して経済的な積算を行うことが可能であったと認められた。

このように、事務所において、除染工事等で使用する大型土のうの積算単価の決定に当たり、特別調査を活用して市場価格を把握することなく、見積単価や取引条件の異なる物価資料単価を積算単価としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記の14件に係る計437,097枚の大型土のうの材料費(積算額計46億9031万円)について、福島県が29、30両年度に決定した特別調査単価は同額であったことなどから、29年度と30年度との間で市場価格に変動が生じていないと仮定して、事務所が実施した前記特別調査の結果に基づく市場価格により修正計算すると計40億3495万円となり、上記の積算額を6億5530万円低減できたと認められた。

3 環境省等が講じた改善の処置

事務所は、30年10月に、特別調査の結果に基づき除染工事等において使用する大型土のうの積算単価を決定し、同年11月以降に入札手続を開始する工事から適用するとともに、同省は、令和元年9月に積算単価の決定に当たり特別調査を活用するよう暫定積算基準を改定し、同年10月以降に入札手続を開始する工事から同基準を適用することとする処置を講じた。

有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの

保管勘定(3DD)の残高のうち日本に返還可能な額(収入) 4 8 2 6 万円

1 制度の概要

(1) 有償援助による防衛装備品等の調達の概要

防衛装備庁(装備庁)は、アメリカ合衆国政府(合衆国政府)から有償援助(FMS)により、防衛装備品及びその修理等の役務(これらを「防衛装備品等」)の調達を行っている(この調達方法を「FMS調達」)。

有償援助による調達の実施に関する訓令(訓令)等によれば、防衛装備品等を輸入しようとするときは、調達源が合衆国政府に限られるもの又は価格、取得時期等を考慮してFMS調達が妥当であると認められるもののいずれかの条件を満たし、かつ、合衆国政府がFMSによる販売を認める場合に、FMS調達を行うこととされている。

(2) FMS調達の要求から余剰金の返還までの手続

FMS調達の支払は原則として前払であり、防衛装備品等の納入後に精算が行われ、前払金に係る余剰金が返還されることになっている。

訓令等によれば、装備庁が実施機関として行うFMS調達における防衛装備品等に係る調達の要求から余剰金の返還までの主な手続は、次のとおり行うこととされている。

- ① 支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。「支担当官」)は、陸上、海上、航空各幕僚監部等の調達要求元からの依頼を受けて、合衆国政府に^(注1)引合書の請求を行う。
- ② 支担当官は、合衆国政府から引合書の送付を受けた場合、必要に応じて調達要求元と引合書の記載内容について調整を行うなどする。支担当官が、支出負担行為として当該引合書に署名して^(注2)引合受諾書とした後、これを合衆国政府に送付すると契約が成立する(引合受諾書に基づく個々の契約を「ケース」)。
- ③ 支出官は、引合受諾書に記載された支払時期に合わせて、合衆国政府に、日本銀行等を通じて米ドル建てで送金して前払金を支払う。
- ④ 合衆国政府は、受領した前払金をアメリカ合衆国財務省のFMSトラストファンド(信託基金)等において管理し、当該前払金を基に提供すべき防衛装備品を購入するなどした上で、日本に対して防衛装備品等を提供する。
- ⑤ 支担当官は、ケースに係る全ての防衛装備品等を受領して、合衆国政府から最終の計算書が送付されたときは、速やかに関係書類と照合して、提供の完了の確認を行い、その結果前払金に係る余剰金が発生した場合には、速やかに余剰金の返済を請求するための措置を執る。
- ⑥ 合衆国政府は、日本の返済請求を受けて信託基金から余剰金の返還を行う。

(注1) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの

(注2) 引合受諾書 日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者(日本側は支担当官)が署名する文書で、これに基づきFMS調達が行われる。この文書には、両政府が合意した防衛装備品等の名称、数量、単価、支払時期等の条件が記載される。

(3) 余剰金以外の資金の返還

合衆国政府は、上記の余剰金以外で日本に返還可能な資金が生じた場合、基本的には、返還事由ごとに区分された信託基金内の勘定(保管勘定)において当該資金を管理しており、四半期ごとに保管勘定の入出金、残高等の情報が記載された文書(明細書)を支担当官に送付している。

支担当官は、明細書の内容を確認するなどした上で、当該資金の返済を請求するための措置を執る。そして、合衆国政府は、日本の返済請求を受けて保管勘定から当該資金の返還を行う。

2 検査の結果

平成26年度から30年度までの保管勘定における日本からの返済請求が可能な資金の管理を対象に検査するとともに、アメリカ合衆国において、FMSの手続を担当している国防省傘下の国防安全保障協力庁(DSCA)等から保管勘定の残高、入出金の経緯等を聴取するなどして調査した。

装備庁は、合衆国政府から、余剰金以外の資金について3保管勘定^(注3)の明細書の送付を受けていた。3保管勘定のうち、2保管勘定については、装備庁が明細書の内容の確認や返済請求を行っていたが、残りの保管勘定(3DD)については、明細書により確認できた範囲で遅くとも25年度末には430,943米ドルの残高があり、装備庁は、26年度から30年度までの間、四半期ごとに明細書の送付を受けていたものの当該明細書の内容を確認していなかったことから、返済請求を行っておらず、30年度末においても同額が入金されたままとなっていた。そこで、DSCA等に入金の経緯等を確認したところ、次のような状況となっていた。

DSCA等によると、日本を含む複数の国が過去に参加した電子戦国際安全保障プログラム(ECISAP)^(注4)において、参加国は、参加するための拠出金をFMSにより合衆国政府に支払うことになるが、拠出金の支払後にECISAPへの参加国が増加して当初からの参加国の拠出金の分担割合が減少した場合には、当初からの参加国に対して拠出金の一部が返還されることがあるとしている。そして、実際に、ECISAPへの参加国の増加を受けて、拠出金の一部が日本への返還のために合衆国政府により3DDに入金されており、DSCA等によると、当該資金は、合衆国政府においてFMSの実施に使用されることはなく、日本の返済請求があれば、速やかに返還されるものであるとしている。

そして、本院の検査を受けて、装備庁が3DDに資金が入金された経緯をDSCA等に問い合わせたところ、昭和62年頃にECISAPへの参加のための拠出金が日本から支払われていたが、その後ECISAPへの参加国が増加して日本の拠出金の分担割合が減少したことに伴い、平成10年に、当該拠出金を一部返還するとして、合衆国政府から3DDに入金されたものであることが確認された。

上記のとおり、3DDに入金されていた430,943米ドル(30年度末の出納官吏レートによる邦貨換算額4826万円)の資金は、日本がECISAPへの参加のために支払った拠出金の返済金であり、日本の返済請求に応じて返還されるものであることから、合衆国政府から3DDの明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して合衆国政府に対して返済請求すべきものであったと認められた。

このように、装備庁において、合衆国政府から3DDの明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して合衆国政府に対して返済請求を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 3保管勘定 保管勘定(7QQ)、保管勘定(8QQ)及び保管勘定(3DD)の三つの保管勘定。このうち、保管勘定(7QQ)は、合衆国政府の見積額で精算が行われた後に、実際の精算額が見積額を下回り、資金が残存した場合の残余資金が入金される勘定である。また、保管勘定(8QQ)は、日本に納入された防衛装備品に合衆国政府の責任により生じた不具合が判明した場合に、当該防衛装備品に係る輸送費等相当額の返済金が入金される勘定である。

(注4) 電子戦国際安全保障プログラム 電波妨害装置等の電子戦装置に関する技術的な知見等を合衆国政府がFMSの利用国等に提供したり、合衆国政府と同装置を運用するFMSの利用国等との情報共有を行ったりすることなどを目的として、合衆国政府により設けられた枠組み

3 装備庁が講じた改善の処置

装備庁は、令和元年7月に、外務省を通じるなどして、合衆国政府に対して3DDに係る返済金の返済請求を行うとともに、同年8月に関係部局に対して通知を発するなどして、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うことを周知徹底する処置を講じた。

情報システム等の導入及び換装において、既設の共用の無停電電源装置(UPS)の設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施することなどを関係部署に周知することにより、専用のUPSの調達数量を適切なものとするよう改善させたもの

節減できた専用UPSの調達価格相当額(支出) 3 2 2 1 万円

1 陸上自衛隊の庁舎等に設置されている共用の無停電電源装置等の概要

(1) 陸上自衛隊の庁舎等に設置されている共用の無停電電源装置の概要

防衛省の各組織は、部隊間における通信、防衛上の情報収集等の効率化を目的として各種の情報システム及び装置(情報システム等)を導入している。これら情報システム等の多くのものは、常時継続的に使用できる状態にあることが求められている。

このため、陸上自衛隊は、情報システム等を構成する通信機器等(通信機器)に対して、商用電源の停止等の緊急時(停電時等)に非常用発電設備から給電が開始されるまでの間(1分間以内)に給電するなどの目的で、約10分間給電する機能を有する無停電電源装置(UPS)を、陸上自衛隊のほとんどの駐屯地及び分屯地(駐屯地等)の主として通信業務を主管する庁舎(通信局舎)に設置して、共用のUPS(共用UPS)として使用している。また、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地及び防衛省情報本部(情報本部)は、防衛省市ヶ谷地区(市ヶ谷地区)において、防衛省内部部局が設置した共用UPSを使用している。

(2) 情報システム等の導入及び換装に含めて調達する専用の無停電電源装置の概要

陸上幕僚監部(陸幕)、統合幕僚監部及び情報本部(これらを「陸幕等」)は、陸自電算機防護システム等の情報システム等を駐屯地等、市ヶ谷地区等に導入している。これらの情報システム等は、常時継続的に使用されており、停電時等であっても給電を受け続ける必要があることから、非常用発電設備を備えた通信局舎、市ヶ谷地区等に設置されている。そして、陸幕等は、通信機器に対して、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間に、給電するなどの目的で約5分間給電するなどの機能を有するUPSを、情報システム等の導入及び換装の際に当該情報システム等の構成部品に含めて防衛装備庁(装備庁)に調達要求し、装備庁は賃貸借契約等を締結して調達している(情報システム等の専用のUPSを「専用UPS」)。

2 検査の結果

賃貸借契約等により平成26年度以降に設置し、30年度末時点でも設置していた11情報システム等^(注1)(26年度から30年度までの間の賃借料等の支払額計363億9620万円)に係る専用UPS1,569台(賃借料等の支払相当額(調達価格相当額)計4億2279万円)を対象として会計実地検査を行った。

44駐屯地等及び情報本部は、従来、通信局舎等に設置してある共用UPSを使用しており、当該駐屯地等及び市ヶ谷地区で使用している多くの通信機器は、停電時等に、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間、共用UPSから給電されることになっている。

しかし、44駐屯地等及び情報本部では、通信機器と空き容量が十分にある共用UPSを直接接続できたにもかかわらず、共用UPSと同じ目的で給電する機能を有する専用UPS210台が調達されていた。

すなわち、11駐屯地等及び情報本部では、専用UPSを共用UPSと通信機器との間に接続して設置するなどしていたが、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間の通信機器への給電は、共用UPSのみで賄えると認められた(図1参照)。また、35駐屯地等^(注4)では、共用UPSから給電できる電源ではなく、商用電源及び非常用発電設備の電源から直接専用UPS及び通信機器を接続していたが、通信機器が設置されている場所から接続可能な範囲の同室内等に共用UPSが設置されており、情報システム等の換装の際に既設の共用UPSに空き容量が十分にあったことから、共用UPSと通信機器を直接接続できたと認められた(図2参照。2駐屯地は両方の事態に該当する。)

そして、陸幕等は、専用UPSの調達に当たって、駐屯地等及び市ヶ谷地区の共用UPSの設置状況及び空き容量等の調査を実施していなかったり、共用UPSを使用している駐屯地等及び情報本部は、情報システム等に使用する可能性がある共用UPSの設置及び空き容量の状況を的確に把握していなかつ

たりしていた。

- (注1) 11情報システム等 陸幕システム、陸自指揮システム、陸自指揮システム(認証基盤)、市ヶ谷庁舎保全システム、中央指揮システムに係る専用交換装置等、防衛情報通信基盤オープン系、防衛情報通信基盤クローズ系、陸自電算機防護システム、システム監査用器材、駐屯地等情報基盤装置、訓練演習支援機能
- (注2) 44駐屯地等 旭川、上富良野、札幌、丘珠、北千歳、帯広、北恵庭、南恵庭、白老、青森、八戸、岩手、霞目、仙台、船岡、神町、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、十条、市ヶ谷、新発田、富士、宇治、大久保、八尾、信太山、伊丹、姫路、米子、日本原、海田市、山口、松山、福岡、小倉、小郡、目達原、対馬、健軍、国分、那覇各駐屯地及び苗穂、白川両分屯地
- (注3) 11駐屯地 札幌、青森、仙台、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、十条、市ヶ谷、伊丹、小郡、健軍各駐屯地
- (注4) 35駐屯地等 旭川、上富良野、丘珠、北千歳、帯広、北恵庭、南恵庭、白老、八戸、岩手、霞目、船岡、神町、新発田、富士、宇治、大久保、八尾、信太山、伊丹、姫路、米子、日本原、海田市、山口、松山、福岡、小倉、小郡、目達原、対馬、国分、那覇各駐屯地及び苗穂、白川両分屯地

図1 11駐屯地及び情報本部における給電関係図の例

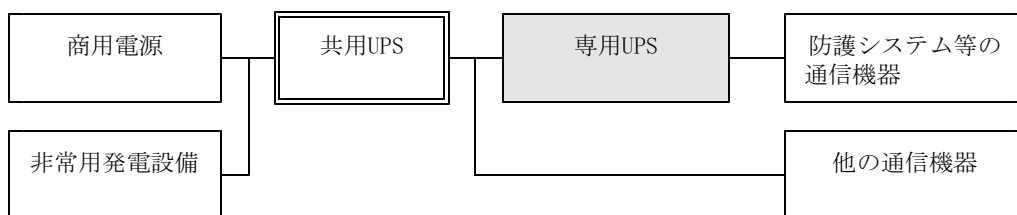
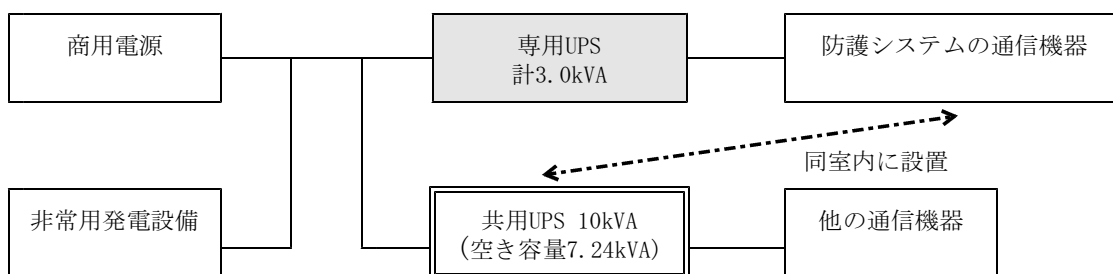


図2 35駐屯地等における給電関係図の例



このように、駐屯地等及び情報本部において、共用UPSの設置及び空き容量の状況を的確に把握していなかったり、陸幕等において、共用UPSの設置状況及び空き容量等の調査を実施していなかったりして、必要がない専用UPSを調達していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

前記11情報システム等の専用UPSの換装において、既設の共用UPSの設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施するなどして専用UPSの調達数量を決定すれば、専用UPS210台を調達する必要はなく、調達価格相当額計3221万円が節減できたと認められた。

3 陸幕等が講じた改善の処置

陸幕等は、令和元年9月までに関係部署に対して通達及び通知を發して、次のような処置を講じた。

ア 陸幕は、情報システム等の導入及び換装に対応できるように、共用UPSの設置及び空き容量の状況について、駐屯地等に調査させるとともに、その結果を陸幕に報告させ、陸幕及び駐屯地等が的確に把握する態勢を整備した。また、情報本部は、情報システム等の導入及び換装に対応できるように、専用UPSの設置予定場所における共用UPSの設置及び空き容量の状況を調査することとした。

イ 陸幕等は、情報システム等の導入及び換装に際して、共用UPSの設置状況及び空き容量等の調査結果を踏まえて、専用UPSの調達数量を算定するなどすることとした。

広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢を整備したりすることなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定を適切に実施するよう改善させたもの

指摘の背景となった改修機能が適時適切に活用されていなかった

プログラム改修に係る契約金額(支出) 2億7010万円

指摘の背景となったプログラム改修が実施されていなかった

構成無線機の調達価格相当額(支出) 47億6672万円

節減できた二次電池の調達価格相当額(支出) 2億0745万円

1 野外通信システム等の概要

(1) 野外通信システムの概要

陸上自衛隊は、方面隊等の指揮、統制等のための通信を継続的に確保するために、野外通信システム(システム)を調達し、運用している。システムは、ソフトウェア無線技術を使用した広帯域多目的無線機(無線機)等から構成されている。無線機には、車両等に搭載して使用するものと、隊員が携帯して使用するもの(携帯無線機)がある。

(2) プログラム改修の概要

陸上幕僚監部(陸幕)は、無線機等の機能充実や向上を図るために、無線機等に適用するプログラムの改修機能を決定している。陸上自衛隊補給統制本部(補給統制本部)は、陸幕の決定に基づき、平成27、29両年度にプログラム改修用ソフトウェア(ソフトウェア)の製造請負契約3件を契約金額計8億5606万円で締結している(28年3月に締結した契約(契約金額2億7010万円)による改修を「27プロ改」、29年4月に締結した契約(同5億0004万円)による改修を「28プロ改」、同年7月に締結した契約(同8591万円)による改修を「29プロ改」)。納入されたソフトウェアは、陸幕が配布先の部隊等を決定した上で、補給計画に基づき当該部隊等に配布されたが、配布後、瑕疵等が発覚したため、27プロ改に係るソフトウェアについては30年2月に当該部隊等に再配布されている。

29プロ改には27プロ改及び28プロ改の無線機に適用される改修機能が包含されている。そして、27プロ改、28プロ改及び29プロ改の改修機能には、速やかに改善を必要とするものなどが含まれている。また、27プロ改以前のバージョンの無線機等と28プロ改以降のバージョンの無線機等が混在すると、通信を行うに当たって一部の機能が制限されるとされている。

(3) 携帯無線機に使用する二次電池の調達等の概要

携帯無線機を使用するためには専用の電池が必要である。電池には、使い捨て用の電池と、充電器で繰り返し充電して使用できる電池(二次電池)がある。二次電池は、仕様書において、通常300回程度充電器で繰り返し充電して使用できるとされている。また、陸幕は、「携帯無線機で使用する二次電池の活用促進について(通達)」において、二次電池の寿命について5年を目安とするとしている。陸幕は、携帯無線機の保有数量等に基づき二次電池の調達数量を算定し、防衛装備庁に対して調達要求している。調達要求を受けた同庁は、製造請負契約を締結している。

2 検査の結果

プログラム改修の実施については、27、29両年度に製造請負契約を締結した3件(契約金額計8億5606万円)を、二次電池の調達については、29年度に製造請負契約を締結した1件、33,800個(同2億7813万円)を対象として、陸幕、補給統制本部等並びに方面総監部、補給処や部隊等が所在する駐屯地等において検査した。

(1) プログラムの改修状況

陸幕は、27プロ改については、部隊等に対して補給計画をもって実施を指示したとして、補給計画以外に、別途実施を指示していなかった。また、部隊等における改修の実施状況を確認していなかった。一方、陸幕は、前記のとおり、28プロ改については、27プロ改以前のバージョンの

無線機等が混在すると一部の機能が制限されることから、適用時期を統制するために、31年2月に、部隊等に対して、無線機について28プロ改の改修機能を包含した29プロ改の実施を指示していた。

そこで、無線機19,357台の30年度末時点のプログラム改修の実施状況をみたところ、陸幕がソフトウェアの配布を決定した部隊等が保有する数量は18,649台となっていた。しかし、このうち11,775台については、上級部隊等から実施の指示がないなどとして、27プロ改に係るソフトウェアが再配布された30年2月以降の約1年以上、27プロ改が実施されておらず、その改修機能が活用されていなかった。なお、これらの無線機は、30年度末時点で、29プロ改が実施された又は実施される予定であり、それに伴い自動的に27プロ改の改修機能が活用されることになった。

また、陸幕は、前記19,357台のうち、10式戦車等の特定の装備品の通信に使用される無線機(構成無線機)708台については、構成無線機をプログラム改修の実施の対象と考えなかったことなどから、27プロ改、28プロ改及び29プロ改の対象としていなかった。このため、構成無線機643台(調達価格相当額計47億6672万円)については、プログラム改修が実施されていなかった。

(2) 携帯無線機に使用する二次電池の調達状況

陸幕は、二次電池の29年度の調達数量について、方面区等ごとに、28年度末の携帯無線機の保有数量を基に、携帯無線機1台を72時間持続して運用することを想定して算出した数量(基準数量)に、二次電池が5年で消耗すると仮定して基準数量を一律に5で除した数量を消耗分として加え、方面総監部等から聴取した28年度末の二次電池の保有数量を差し引くなどして算定していた。そして、陸幕は、5年で消耗するとした理由について、部隊等が訓練等により1年間に60回充電すると仮定したためとしていた。また、陸幕は、上記の算定に当たり、方面区等間の管理換を考慮していなかったり、実際の部隊等の二次電池の使用状況等を把握していなかったりしていた。

そこで、30年度末時点の二次電池の保有状況、使用状況等をみたところ、29年度に調達した二次電池33,800個について部隊等が払出しを受ける時期は令和元年度中となっていた。そして、平成30年度末時点の部隊等の保有数量116,550個のうち、基準数量を超えていた二次電池が39,287個見受けられた。また、30年度末時点で廃棄される予定のものは590個、同時点で既に300回に到達していたものは83個、令和元年度末までに300回に到達すると予想されるものは722個程度となっていた。

以上のことを踏まえ、部隊等ごとに、平成30年度末において、部隊等間で管理換することとした上で、部隊等が令和元年度末までに必要となる数量を保有することとして、実際の保有状況、使用状況等を考慮するなどして平成29年度分の必要な調達数量を算定すると、10,555個となり、同年度に調達した二次電池33,800個のうち23,245個(調達価格相当額計2億0745万円)を節減できたと認められた。

3 陸幕が講じた改善の処置

陸幕は、令和元年9月にプログラム改修や二次電池の請求等に関する要領を定めるなどして、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定が適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

ア プログラム改修について、構成無線機も対象とし、全ての無線機について、部隊等に対して実施の指示を明確に行ったり、部隊等における実施状況を確認したりすることとするなどして、プログラム改修を適時適切に実施する態勢を整備した。

イ 二次電池の調達数量の算定について、二次電池の基準数量の考え方とその算出方法を明確に示して、これらを基に部隊等ごとの保有定数を算定することとした。そして、算定した部隊等ごとの保有定数に基づき、必要な管理換を実施することとした上で、部隊等において不用決定等により不足した数量を請求させるとともに、方面総監部等がその数量が適切であるか確認することとして、その妥当性を確認するなどの態勢を整備した。

海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの

節減できた支払額(支出) 625万円

1 海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理の概要

(1) 海自造修整備補給システム(オープン系)の概要

海上自衛隊は、艦船、航空機等の即応体制の維持に寄与するために、補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理して管理するシステムである海自造修整備補給システム(オープン系)(造整補システム)を構築して運用している。

(2) 造整補システムの維持管理等役務契約の概要

海上自衛隊補給本部(補給本部)は、毎年度、造整補システムの維持管理等役務契約を富士通株式会社と締結しており、平成30年度は30年6月に同年7月1日から31年2月28日までを履行期間とする維持管理等役務契約(本件契約)を締結している。そして、会社は費用を削減して作業を効率的に行うため、本件契約に係る作業の一部を下請業者に実施させている。

補給本部では、あらかじめ代金を確定することが契約相手方に不当の利益を生ずるおそれがある場合に準確定契約を締結することとしている。準確定契約には、「代金の中途確定に関する特約条項」(中途確定特約)付契約と契約履行後の実績に基づき代金を確定させる「契約履行後における代金の確定特約条項」(履行後確定特約)付契約等がある。このうち、中途確定特約付契約は、契約履行の中途までの実績に係る額とその後の履行期間について見込んだ額を算定して、これらの額を合算した額と契約金額とを比較するなどして代金を確定している。

本件契約に係る補給本部の業務分担についてみると、造整補システムを所掌している装備システム課(要求元課)が作業内容等を記した仕様書及び役務の調達要求書を作成して、それに基づき原価計算課が予定価格を算定し、仕様書の内容から特約条項を付すことについて検討して契約課と調整を行っている。そして、契約課が中途確定特約付契約により会社と本件契約を締結している。また、原価計算課は、会社が31年1月までに履行のために要した費用の実績額及び同年2月に履行のために要すると見込んだ費用の額を確認するなどして算定し、これらを合算した額(合算額)と契約金額とを比較するなどして代金を確定し、契約課は、契約金額より確定した代金が低い場合にはその差額分について会社との間で減額の変更契約を締結して、代金を支払っている。

要求元課が作成した仕様書によれば、本件契約の作業内容は、データ整備等支援等の維持管理に関する技術支援(維持管理)及び調査検討、プログラム設計等のプログラム改修に係る作業(プログラム改修)に区分されている。また、維持管理のうちデータ整備等支援には、同年3月の造整補システム換装に伴うデータ移行の準備作業(準備作業)が含まれている。

(3) 本件契約の予定価格の積算等

本件契約の予定価格については、原価計算課が会社から提出された見積書を基に維持管理及びプログラム改修について、それぞれ元請業者である会社の作業に係る分(元請作業分)に要する費用の額と下請業者の作業に係る分(下請作業分)に要する費用の額を区分するなどして積算している。

そして、原価計算課と契約課の間で調整を行った結果、本件契約は、契約金額5464万円を支払額の上限額とする中途確定特約付契約として締結されている。そして、契約課は31年2月に契約金額と確定した代金との差額分について会社と変更契約を締結して、同年3月に5442万円を支払っている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 作業の有無が決まっていないのに契約時点で代金を確定している事態

原価計算課は、本件契約の代金の確定に当たり、元請作業分については、契約時点における元請作業分に要する費用の額(元請確定額)としていた。

そこで、元請作業分の作業実績を確認したところ、プログラム改修のうち、調査検討を1時間実施しただけでプログラム設計等を行われていなかった。そして、プログラム改修に要した作業実績は1時間となっており、予定価格の算定において積算していた作業時間154.6時間を大幅に下回っていた。要求元課は、プログラム設計等は、履行期間中に調査検討を実施した結果として必要な場合に実施されるものであり、契約時点ではプログラム設計等の有無が決まっていなかったが、仕様書でその旨を明示していなかった。

(2) 過大に算定された合算額で代金を確定している事態

原価計算課は、本件契約において、中途確定特約に基づき、下請作業分については、技術者によって単価が異なり、作業時間の割振りが契約時点と代金の確定時点とで大きく異なる可能性があることから下請作業分に係る代金の上限額(下請上限額)を定めていた。そして、31年2月25日までに代金を確定する際に、合算額と下請上限額とを比較して、低い方の額を下請確定額としていた。造整補システムの換装は今回が初めてであり、また、準備作業は主に履行期間の終盤に行うため、その作業量を的確に把握することは履行期間の終盤に至っても難しいことが契約時点において明らかであった。しかし、要求元課は、仕様書でその旨を明示しておらず、原価計算課及び契約課と適切な情報共有を行っていなかったことから、原価計算課及び契約課は、作業完了後でなければ作業実績に基づく適切な額で代金を確定することが難しい契約であることを認識できなかった。その結果、原価計算課は、作業完了後の作業実績で代金を確定する特約条項を付すことについて検討を行っておらず、契約課と調整を行っていなかった。そして、契約課は中途確定特約を付して本件契約を締結し、原価計算課は合算額を算定した際に見積もった作業時間(見積作業時間)7,252.9時間に対して作業実績は6,631.1時間となっていて、見積作業時間を621.8時間下回っていたのに、過大に算定された合算額で代金を確定していた。

このように、元請作業分について、プログラム改修に要した作業実績が予定価格で積算した作業時間を大幅に下回っていたのに、契約時点において元請確定額で代金を確定したり、下請作業分について、作業実績が見積作業時間を下回っていたのに、過大に算定された合算額で代金を確定したりして、作業実績に基づき契約金額を精算していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

本件契約について、作業実績等により修正計算すると、計4816万円となり、支払額5442万円との差額625万円が節減できたと認められた。

3 補給本部が講じた改善の処置

補給本部は、令和元年6月に、履行後確定特約を付して元年度からの造整補システムの維持管理等役務契約を締結して、元請作業分及び下請作業分について、作業完了後の作業実績で代金を確定して、契約金額を精算できるようにした。

また、補給本部は、同年8月に関係部署に業務連絡を発出して、次の事項等について周知徹底する処置を講じた。

ア 要求元課は、今後、同様の情報システムの維持管理等役務契約のうち、契約時点で作業の有無が明確でなく、また、契約時点で履行期間の終盤に至っても作業量を把握することが難しい作業を含むことが明らかな契約については、その旨を仕様書で明示すること

イ 原価計算課及び契約課は、アの仕様書の内容に基づき、作業完了後の作業実績で代金を確定できるような適切な特約条項を付すことにより、契約に係る作業の実態に見合った代金の確定をして、契約金額の精算が行われるようにすること

飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの

低減できた保守点検業務に係る人件費の積算額(支出) 2810万円

1 騒音自動測定装置等に係る保守点検業務等の概要

(1) 騒音自動測定調査等の概要

防衛省は、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺における航空機の離陸、着陸等により生ずる音響(航空機騒音)や演習場の周辺における砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響(砲撃音等)の強度、発生回数、発生時刻等を継続的に測定し、航空機騒音対策及び砲撃音等対策の基礎資料を得るため、「航空機騒音自動測定調査の実施要領について(通知)」及び「砲撃音等自動測定調査の実施要領について(通知)」(これらを「実施要領」)を定めており、地方防衛局等は、実施要領に基づき航空機騒音自動測定調査等を実施することとなっている。また、一部の地方防衛局は、上記の航空機騒音自動測定調査等以外にも、地元からの要請に基づき、騒音自動測定調査を行っている(実施要領に基づく航空機騒音自動測定調査等及び地元からの要請に基づく騒音自動測定調査を合わせて「測定調査」)。

そして、測定調査は、調査対象となる飛行場等の周辺等に騒音自動測定装置を設置するなどして実施されており、9防衛局等は、平成30年度末現在において、全国に騒音自動測定装置を計217台設置している。

(注1) 9防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、東海防衛支局

(2) 騒音自動測定装置等の保守点検業務について

9防衛局等は、毎年度、騒音自動測定装置等の性能維持及び管理を行うために、一般競争入札により決定した業者に騒音自動測定装置等の保守点検業務(保守点検業務)を請け負わせて実施している。保守点検業務の内容は、仕様書によれば、①騒音自動測定装置の保守点検基準に基づき、沖縄防衛局を除く8防衛局等においては年間3回、沖縄防衛局においては年間4回の定期点検を実施すること、②落雷等により騒音自動測定装置に不具合が発生した場合は直ちに対応すること(臨時対応)などとされている。また、業務完了後、業者は、9防衛局等に対して、蓄電池の電圧やマイクロホンの感度等の定期点検結果が記載された定期点検報告書、不具合の状況や修理内容が記載された臨時対応の報告書等を提出することとされている。そして、9防衛局等が29、30両年度に実施した保守点検業務の契約金額は、29年度計8341万円、30年度計9115万円、合計1億7457万円となっている。

2 検査の結果

9防衛局等が29、30両年度に締結した保守点検業務契約24件(契約金額1億7457万円)を対象として、会計実地検査を行った。

9防衛局等は、予定価格の積算に当たり、騒音自動測定装置の定期点検等に係る人件費(人件費)を29年度計3928万円、30年度計4325万円、合計8253万円と算出していた。そして、それぞれの契約における人件費の額の算出方法について確認したところ、9防衛局等全てにおいて、同省の積算基準等に同種の業務の積算単価、歩掛かり等が明示されていないことから、複数の業者から見積書を徴して、見積総額が最も安価な見積書の内容を採用するなどしており、騒音自動測定装置1台当たり年3回又は4回の定期点検の分と、臨時対応の分を合わせたものとなっていた。そして、見積書には人件費の額の算出内訳が明記されていなかったことから、本院において見積書の内容を精査したり、9防衛局等を通して業者に確認したりしたところ、1時間当たりの作業単価は8,700円となっており、これにより騒音自動測定装置1台当たりの年間の作業時間を算出したところ、沖縄防衛局を除く8防衛局等においては20.49時間から31.73時間、沖縄防衛局においては22.87時間から28.58時間となって

いた(この方法により算出された作業時間を「見積書等により算出された作業時間」)。(注2)

しかし、9防衛局等における定期点検の作業時間の実績を確認したところ、5防衛局等^(注2)に業者から提出された29、30両年度の定期点検報告書に記載されていた作業時間の実績によれば、騒音自動測定装置1台の1回当たりの作業時間の実績の平均は、騒音自動測定装置間の移動時間等を含めて作業員1名当たり約2時間、作業員2名で計約4時間となっていた。また、残りの4防衛局^(注3)に業者から提出された29、30両年度の定期点検報告書には作業時間の実績が記載されていなかったことから、定期点検時に4防衛局の担当者が現場に立ち会った際の作業時間の実績について聞き取り調査を行ったところ、冬期期間に除雪作業を行う場合があるなどの特殊な事情が認められた北海道防衛局を除く3防衛局における作業時間の実績の平均は、上記の5防衛局等における実績とおおむね同様となっていた。

また、北海道防衛局を除く8防衛局等における臨時対応の実績を29、30両年度の臨時対応の報告書等により確認したところ、騒音自動測定装置1台当たりの年間の対応回数は、平均で0.1回程度となっていた。また、臨時対応の報告書には作業時間の実績が記載されていなかったことから、臨時対応時に8防衛局等の担当者が現場に立ち会った際の作業時間の実績について8防衛局等に聞き取り調査を行ったところ、大半は作業員1名で約2時間となっていた。したがって、騒音自動測定装置1台当たり年間1回の臨時対応が行われたとしても、その作業時間は約2時間となる。

これらのことから、上記の8防衛局等のうち沖縄防衛局を除く7防衛局等における作業時間の実績は、定期点検を年3回行うことから約14時間(定期点検約12時間、臨時対応約2時間)と算出され、これを7防衛局等における見積書等により算出された作業時間20.49時間から25.75時間と比較すると、約6.49時間から約11.75時間下回っていた。また、沖縄防衛局における作業時間の実績は、定期点検を年4回行うことから約18時間(定期点検約16時間、臨時対応約2時間)と算出され、これを沖縄防衛局における見積書等により算出された作業時間22.87時間から28.58時間と比較すると、約4.87時間から約10.58時間下回っていた。

このように、見積書等により算出された作業時間は作業時間の実績とかい離しているのに、作業時間の実績に基づくことなく人件費を算出していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

北海道防衛局を除く8防衛局等の人件費の積算額計7850万円について、29、30両年度の作業時間の実績(約14時間及び約18時間)を用いて修正計算すると、計5032万円となり、積算額を2810万円低減できたこと認められた。

(注2) 5防衛局等 東北、北関東、南関東、九州各防衛局、東海防衛支局

(注3) 4防衛局 北海道、近畿中部、中国四国、沖縄各防衛局

3 防衛省が講じた改善の処置

同省内部部局は、令和元年8月に地方防衛局等に対し通知を発して、保守点検業務における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績について定期点検報告書等により把握し、同通知の発出以降契約を締結する保守点検業務の予定価格の積算に当たっては、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出することなどについて周知する処置を講じた。

島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの

低減できた共通費の積算額(支出) 1億2250万円

1 島しょ部における工事の概要

(1) 積算基準等の概要

防衛省は、島しょ部における防衛態勢を強化するために、島しょ部に駐屯地等の防衛施設の建設を進めるとともに、建設した防衛施設の改修工事等の整備を実施している。そして、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(これらを「建築等工事」)の積算については、国土交通省が制定し、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において統一基準と決定された「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」(これらを「統一基準」)等を適用することとしており、また、土木工事については、防衛省が独自に「土木工事積算基準」及び「土木工事積算価格算定要領」(これらを「土木工事積算基準等」)等を定めている。

(2) 工事費の構成等

同省における建築等工事及び土木工事の工事費は、統一基準及び土木工事積算基準等によれば、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額から構成されている(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を「共通費」)。このうち統一基準においては、共通仮設費は各工事種目に共通の仮設に要する費用とされ、仮設建物費等から構成されており、現場管理費は工事現場を管理運営するために必要な費用で共通仮設費以外の費用とされ、労務管理費等から構成されている。また、土木工事積算基準等においても同様の趣旨で、共通仮設費は営繕費等から、現場管理費は労務管理費等から構成されている。

そして、統一基準及び土木工事積算基準等のいずれにおいても、作業員等の募集及び解散に要する費用等は労務管理費として現場管理費に計上することとなっている。また、共通仮設費の額は直接工事費に共通仮設費率を乗ずるなどして、現場管理費の額は直接工事費と共通仮設費を合算した額(純工事費)に現場管理費率を乗ずるなどして算出されることとなっている。

(3) 渡航費及び拘束費の積算

同省は、建築等工事について、「公共建築工事共通費積算基準の運用の資料」及び「公共建築工事共通費積算基準等の運用」(これらを「運用通知」)を定め、島しょ部等で建設工事に従事する作業員等の確保が困難であると判断される場合における作業員等の確保に要する費用については、直接工事費等に所定の率を乗ずるなどして算出される共通費に含まれているもののほかに、作業員等の渡航に係る費用(渡航費)、作業員等の拘束に係る費用(拘束費)等を積み上げにより算定して加算(積上げ計上)することとしている。なお、拘束費の具体的な内容については運用通知等において示されていない。

2 検査の結果

島しょ部における建築等工事及び土木工事について、地方防衛局等が渡航費又は拘束費を積算した工事のうち、平成28、29両年度に完了した工事費1億円以上の工事26件(共通費積算額計102億4719万円)を対象として、内部部局、5防衛局において、検査したところ、共通費の積算について次のような事態が見受けられた。

(注1) 5防衛局 北海道、北関東、中国四国、九州、沖縄各防衛局

(1) 渡航費を現場管理費ではなく共通仮設費に積上げ計上している事態

同省は、建築等工事については、運用通知により、渡航費を共通仮設費に積上げ計上することとしており、5防衛局は、建築等工事20件(共通費積算額計86億9847万円)について、渡航費を共通仮設費に積上げ計上していた。また、土木工事については、土木工事積算基準等に渡航費の積算

方法に関する記述はないものの、沖縄防衛局は、土木工事6件(共通費積算額計15億4872万円)について、渡航費を営繕費として建築等工事と同様に共通仮設費に積上げ計上していた。

しかし、上記計26件の工事に係る渡航費は、赴任や帰省に係る船賃等の旅費となっていて、労務管理費のうち作業員等の募集及び解散に要する費用に該当する内容のものであり、統一基準及び土木工事積算基準等によれば、労務管理費は工事現場を管理運営するために必要な費用である現場管理費に含まれる費用とされていることから、建築等工事及び土木工事の共通費の積算に当たっては、渡航費を共通仮設費ではなく、現場管理費に積上げ計上する必要があったと認められた。そして、これにより、現場管理費率を乗ずる対象である純工事費から本来は含める必要がなかった渡航費が除外されることなどから、共通費積算額が低減されることとなる。

(2) 拘束費を積上げ計上している事態

4防衛局^(注2)は、建築等工事11件(共通費積算額計26億3374万円)について、運用通知に基づき、拘束費として、作業員等のそれぞれの労務費の額に渡航に係る日数を乗じた額を共通仮設費に積上げ計上していた。

同省は前記のとおり拘束費の具体的な内容については運用通知等に示していない。そこで、本院が拘束費を積上げ計上することとした経緯について確認したところ、同省は運用通知を定める以前から、硫黄島や南鳥島といった島しょ部において建築等工事を実施する際に行っていたが、その後運用通知を定めた際、これら以外の島等についても拘束費を積上げ計上することにしたとしていた。そして、硫黄島や南鳥島といった島しょ部における建築等工事について拘束費を積上げ計上することにしてしていたのは、これらの島は公共交通機関による作業員等の渡航が不可能であるため、同省が日時や場所を指定して作業員等を集合させ、そこから官用機の定期便(週1便程度)に搭乗するよう指定して渡航させており、このような特別な事情による拘束が生じたためとしていた。

しかし、前記11件の建築等工事の拘束費が積算されている作業員等の渡航は、公共交通機関による通常の渡航であり、4防衛局は当該工事の作業員等に対して渡航の日時等を指定していないことなどから、上記のような特別な事情は認められず、前記11件の建築等工事について拘束費を積上げ計上したことは、適切とは認められない。現に、同省において、土木工事については、公共交通機関による通常の渡航が可能な島しょ部については拘束費を積算していなかった。

(注2) 4防衛局 北海道、北関東、九州、沖縄各防衛局

(1)及び(2)の事態に係る工事計26件^(注3)(共通費積算額計102億4719万円)について、渡航費計4億1637万円を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとして、また、拘束費計7778万円を積上げ計上しないこととして共通費を修正計算すると、計101億2463万円となり、上記の102億4719万円から1億2250万円共通費積算額を低減できたと認められた。

(注3) (1)と(2)の事態について重複する工事が11件ある。

3 防衛省が講じた改善の処置

同省は、令和元年8月に内部部局から地方防衛局等に対して通知を発するなどして、同通知の発出以降契約を締結する島しょ部等における防衛施設に係る建築等工事及び土木工事の共通費について経済的な積算を行うよう、次のような処置を講じた。

ア 渡航費について、費用の内容を考慮して現場管理費に積上げ計上することとした。

イ 拘束費について、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き、積上げ計上しないこととした。

輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの

物品管理簿への記録が適正となっていなかった
整備用器材の取得価格(収入支出以外) 90億2837万円

1 物品の管理等の概要

(1) 輸入調達による防衛装備品等の調達の概要

防衛省は、防衛装備品及びその修理等の役務(これらを「防衛装備品等」)の調達を行っている。防衛装備品等の調達方法には、防衛装備品等について国内製造会社等から調達する国内調達と外国企業等から直接又は商社等を通じて調達する輸入調達の2種類がある。このうち、輸入調達については、商社等を通じるなどした輸入による調達(一般輸入調達)と、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づくアメリカ合衆国政府(合衆国政府)からの有償援助(FMS)による調達(FMS調達)がある。FMSは、合衆国政府が武器輸出管理法等のアメリカ合衆国の法令等に従って防衛装備品等を諸外国に提供する取引であり、出荷時期は予定であることなどの合衆国政府から示された条件を受諾することにより防衛装備品等の提供を受けることができるものとなっていることから、納入の完了まで長期間にわたる場合がある。

(2) 誘導弾及びその整備用器材等の概要

海上自衛隊は、FMSにより調達した各種誘導弾を保有し護衛艦に搭載して運用しており、舞鶴、横須賀、佐世保各弾薬整備補給所において、その定期整備を実施している。そして、当該定期整備において使用する誘導弾整備用器材については、通電状況を確認するための導通試験に使用する試験装置、誘導弾の組立に使用する架台、工具類等により構成されており(これらを「各種器材」)、防衛装備庁(装備庁)がFMS等により調達している。

(3) 国における物品の管理等

物品管理法等によれば、国の物品については、各省各庁の長がその所管に属する物品の取得、保管、供用及び処分(これらを「管理」)を行い、各省各庁の長から管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。

そして、各省各庁の長は、その所管に属する物品について、供用及び処分の目的に従い分類を設けることとされ、物品管理官又は物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官(これらを「物品管理官等」)は、物品の属すべき分類等を決定しなければならないこととされている。

また、物品管理官等は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類等及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を、それぞれ、各省各庁の長の定めるところにより記録しなければならないこととされており、財務大臣が指定する機械、器具等(重要物品)については、その取得価格も物品管理簿に記録しなければならないこととされている。重要物品については、機械又は器具を連結して一個の機械又は器具として管理することとした場合には、価格を改定することとされている。

そして、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(物品報告書)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付しなければならないこととされている。

(4) 海上自衛隊における物品の管理等

海上自衛隊物品管理補給規則等によれば、分任物品管理官が備える物品管理簿には、価格、性質区分、異動数量、現在高等を記入することとされている。

FMSにより調達された物品の価格については、受領した物品に添付されている出荷証書に記載された米ドル建ての価格を当該物品取得時の支出官レートにより邦貨額に換算した価格を記録することとされている。性質区分については、需給統制機関の長又は補給部隊の長が決定する消耗品、

非消耗品又は重要物品の区分を示す記号を記録することとされていて、誘導弾整備用器材については補給本部長が性質区分を決定することになっている。

2 検査の結果

FMS等により調達した誘導弾整備用器材を対象として検査したところ、舞鶴弾薬整備補給所(舞鶴弾補所)は、FMSにより調達した誘導弾である標準型ミサイルの定期整備を実施しており、当該整備において使用する誘導弾整備用器材(整備用器材)については、装備庁が平成20年度から22年度までの間に締結したFMS調達2ケース及び一般輸入調達3契約により調達していた。

上記の2ケース及び3契約により調達した各種器材について、舞鶴弾補所における受領状況を確認したところ、24年度から30年度までの間に全ての各種器材(取得価格計91億0871万円)の納入が完了していた。そして、舞鶴弾補所は受領の都度、各種器材を使用部隊へ供用しており、使用部隊では25年11月以降、一部の各種器材について組立設置等を行った上でこれを使用して標準型ミサイルの整備業務を実施していた。

そこで、受領した各種器材の物品管理簿への記録状況を確認したところ、補給本部は、受領した各種器材により構成される整備用器材全体を1品目の物品として物品管理簿へ記録して管理することにしてきた。そして、補給本部は、各種器材は24年度以降順次納入されているものの全ての組立設置等が完了していないこと、また、FMSにより調達した各種器材については各々の性能、品質、用途等の特性や、価格、性質区分等の情報が確定していないことから、整備用器材を物品管理簿に記録することができないと判断し、舞鶴弾補所に対して物品管理簿への記録に必要な情報を示していなかった。

そのため、舞鶴弾補所は、FMS調達2ケースにより調達して受領した各種器材をまとめて1品目、また、一般輸入調達3契約により調達して受領した各種器材を契約ごとにまとめて3品目として、これら4品目について物品管理簿を作成して記録していた。そして、FMS調達2ケース(取得価格計13億0109万円)については物品管理簿に受領した際の外装木箱等の数量のみを記録して、価格及び性質区分を記録せず、また一般輸入調達3契約(取得価格計78億0762万円)については物品管理簿に重要物品であることを示す性質区分を記録していなかった。一方、受領した各種器材のうち、試験用ミサイル1品目(取得価格8034万円)については、他の弾薬整備補給所において整備業務に使用するために管理換を行う必要があったことから、30年9月に個別に物品管理簿を作成して、価格及び重要物品を示す性質区分を記録していた。

その結果、整備用器材は、舞鶴弾補所が補給本部へ送付した重要物品の増減等についての資料に計上されていないことから、30年度の物品報告書には、上記管理換のため物品管理簿に記録されていた1品目を除き、整備用器材1品目(取得価格計90億2837万円)が計上されていないかった。

このように、舞鶴弾補所において受領している整備用器材について、物品管理簿に価格及び性質区分が適正に記録されておらず、その結果、物品報告書が管理する重要物品の現況を反映したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 補給本部及び舞鶴弾補所が講じた改善の処置

補給本部は舞鶴弾補所に対して整備用器材の物品管理簿への記録に必要な情報を示し、舞鶴弾補所は、当該情報に基づき、令和元年8月に整備用器材を1品目として物品管理簿に価格や重要物品であることを示す性質区分を記録するなどして、整備用器材の物品管理簿の記録内容を適正なものとした。そして、補給本部は同月に整備用器材等を管理する分任物品管理官に対して事務連絡を発して、分任物品管理官は、輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等について、出荷証書等の価格や性質区分が確認できる資料を受領した都度、補給本部に対して送付するとともに、補給本部が当該資料に基づき速やかに決定して示した価格及び性質区分に基づき、物品管理簿に必要な情報を記録するよう周知徹底する処置を講じた。

対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの

有効に活用されていなかった避雷器の物品管理簿価格(収入支出以外) 3803万円

1 避雷器等の概要

(1) 装備品等に係る管理等の概要

航空自衛隊は、航空自衛隊物品管理補給規則及び航空自衛隊物品管理補給手続(これらを「補給規則等」)に基づき、物品を装備品と装備品以外に大別して管理している。そして、装備品には、主要装備品と、主要装備品を支援したり補助したりする支援装備品等があり、装備品以外の物品には、装備品の構成品であり、交換等の目的で取得する補用部品等がある。

補給規則等によれば、装備品の部隊等への配分は、原則として、航空自衛隊補給本部(補給本部)等が基地及び分屯基地(基地等)に所在する部隊等ごとに定める装備定数^(注1)を充足するように、補給本部が作成する補給計画によることなどとされている。また、部隊等は、装備定数の範囲外の装備品(定数外品)を原則として保有することができないこととされており、自隊に対して定められた装備定数を増加又は削減する必要があると認めた場合は補給本部等に対して申請することとされている。

そして、補給本部等は、装備定数を定めるに当たり、原則として、実際に使用することなく、在庫として保有する装備品の数(予備)を含めないことにしている。

一方、補給規則等によれば、補用部品の配分については、基地等の分任物品管理官において必要とする数量を航空自衛隊の補給処に請求することなどによるとされており、配分された補用部品については、原則として基地等の分任物品管理官が管理することとされている。

(注1) 装備定数 部隊等の編成及び運用に応じて、当該部隊等に装備することを認められた装備品の品目及び数量

(2) 避雷器の概要

航空自衛隊は、我が国とその周辺の上空の警戒監視や航空管制を行うために、航空機と交信するための主要装備品である対空無線機を地上に設置して使用している。

そして、任務の性質上対空無線機を常時運用する必要がある警戒管制任務及び航空管制任務を行う部隊(警戒隊等)では、対空無線機を落雷から保護するために避雷器に接続して使用することにしており、航空自衛隊第3補給処(第3補給処)が警戒隊等の保有する対空無線機に対応した型式の避雷器を取得し、警戒隊等に配分している。

避雷器は、平成26年度までは補用部品として管理^(注2)されていたが、27年度以降は支援装備品として管理されており、令和元年6月1日時点で46警戒隊等に計2,404個(物品管理簿価格計3億3178万円)が配分されている。

(注2) 46警戒隊等 第1、第13、第23、第27、第42、第43、第45、第56各警戒群、第5、第7、第9、第15、第17、第18、第19、第22、第26、第28、第29、第33、第35、第36、第37、第44、第46、第53、第54、第55各警戒隊、千歳、三沢、松島、百里、入間、静浜、浜松、小牧、岐阜、小松、美保、防府、築城、芦屋、新田原各管制隊、土佐清水、奄美両通信隊、硫黄島基地隊

2 検査の結果

17警戒隊等^(注3)に対する会計実地検査において、避雷器の使用状況等を確認したところ、一部の警戒隊等で実際に対空無線機に接続して使用している数量よりも多くの避雷器を保有していた事態が見受けられた。

そこで、46警戒隊等について、補給本部から、同年6月1日時点の避雷器計2,404個の使用状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認したところ、25警戒隊等において、装備定数に予備が含まれていたり、定数外品を保有していたりして、避雷器計237個(物品管理簿価格計3803万円)が実際に対空無線機に接続して使用されている数量よりも多く保有されている事態が見受けられ

た。その一方で、会計実地検査において、必要な避雷器が配分されておらず保有していない警戒隊等が見受けられた。

しかし、上記のとおり、一部の警戒隊等において、実際に対空無線機に接続して使用している数量よりも多くの避雷器を保有し又は必要な避雷器を保有していなかったにもかかわらず、装備定数の削減又は増加を補給本部に対して申請するなどの手続をとっていなかったことから、補給本部において、装備定数の見直しを適切に行えなかった。このため、第3補給処において、警戒隊等に再配分できる状況になっていなかった。

このように、避雷器が適時適切に再配分できる状況になっておらず、有効に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 17警戒隊等 第43、第45両警戒群、第17、第46、第53、第55各警戒隊、千歳、三沢、百里、入間、静浜、浜松、小牧、小松、防府、築城、新田原各管制隊

(注4) 25警戒隊等 第1、第13、第23、第27、第42、第45、第56各警戒群、第5、第7、第9、第15、第19、第22、第26、第28、第29、第33、第35、第37、第46、第53、第54、第55各警戒隊、小牧管制隊、土佐清水通信隊

3 補給本部が講じた改善の処置

補給本部は、平成31年3月に、基地等の分任物品管理官等を通じて、警戒隊等に対して、支援装備品である避雷器については、使用している数量と装備定数が同数となるよう増加又は削減の申請をすること、原則として装備定数に予備を含めないことなどを周知徹底するとともに、令和元年8月までに、実際に対空無線機に接続して使用されている数量よりも多く保有されている避雷器計237個について、上記の申請に基づき、避雷器を必要としている警戒隊等に再配分したり、残りの避雷器については、故障等発生時の代替品として補給処で管理させたりするための計画を第3補給処に作成させ、装備定数を変更して避雷器が有効に活用されるよう処置を講じた。

－日本銀行－

情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

節減できた支払額(試算額)(支出) 970万円

1 情報提供契約の概要等

日本銀行本店は、株式会社QUICK(QUICK)と金融市場の動向等に関する情報の提供を受ける契約(注)(情報提供契約)を、平成17年12月に随意契約により締結している。情報提供契約は翌年12月に契約期間が終了し、その後は毎年延長されることとなっている。情報提供契約に基づき提供される情報は、同行本店の店舗内にQUICKから提供されて設置される大型の液晶ディスプレイに常時更新されて表示されるものとなっている。

情報提供契約の経費は、QUICKから受ける情報の提供に係る料金(情報提供料)及び当該情報を表示するのに必要な液晶ディスプレイ等の機器の提供、利用等に係る料金(機器利用料)によって構成されている。

(注) 情報の提供 株式会社市況情報センター(現QUICK)が、昭和49年9月に、専用端末により、国内で初めて東京証券取引所等の現在株価等を顧客向けに提供するサービスを導入した。現在は、国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイムの情報を提供するサービスとなっている。

2 検査の結果

同行本店が締結している情報提供契約(29、30両事業年度の支払額計2596万円)を対象として検査したところ、同行本店は、情報提供契約について、前記の情報の提供及び機器の提供のうち、17年12月の当初の契約締結時から30事業年度までの長期間にわたって、QUICKから提供を受ける情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器の提供をQUICKから受けていたが、毎年のQUICKとの情報提供契約の延長時に、QUICKから機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討を行っておらず、情報提供契約の見直しを行っていなかった。そして、機器利用料を含めた支払総額として、29、30両事業年度各1298万円、計2596万円(うち機器利用料29、30両事業年度各636万円、計1272万円)をQUICKに支払っていた。

そこで、QUICKに機器利用料の推移等について確認したところ、機器利用料は約10年間変わらず同一のままのことであり、一般的な液晶ディスプレイの価格の下落傾向が反映されているものではないことが判明した。また、QUICKによれば、顧客側において市販されている液晶ディスプレイ等の機器を調達して情報の提供を受けることは可能であり、実際、現在、QUICKと同種の契約を締結している顧客の大半は、QUICKから機器の提供を受けていないとのことであった。

このように、情報提供契約の延長時に、同一の契約相手方から液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討して、経済的な調達を図るよう見直しを行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

以上のことから、情報提供契約について、情報提供料のみを支払う契約とし、現在設置している機器と同仕様の市販品を別途購入して耐用年数の間利用すると仮定した場合に見込まれる単年度当たりの支払総額を試算したところ、29、30両事業年度各812万円、計1625万円(うち市販品の調達費用29、30両事業年度各150万円、計301万円)となり、前記の支払総額29、30両事業年度各1298万円、計2596万円(うち機器利用料29、30両事業年度各636万円、計1272万円)を、29、30両事業年度各485万円、計970万円節減できたと認められた。

3 日本銀行本店が講じた改善の処置

同行本店は、液晶ディスプレイ等の機器の調達方法について見直しを行い、令和元年6月に、QUICKに対して、2年3月までに情報提供契約について液晶ディスプレイ等の機器の提供を除外して情報の提供のみに係る契約とする旨を通知した。そして、元年9月に、QUICKとは別の契約相手方と契約を締結して、2年2月末までにこれらの機器を別途購入する処置を講じた。

一東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社一

高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの

浸水するおそれのある場所に設置されていた非常用自家発電設備及び連続72時間の運転時間が確保できていない非常用自家発電設備の資産価額の純計(収入支出以外)
東会社1億4889万円、中会社2678万円、西会社5557万円、本四会社5964万円
指摘の背景となった非常用自家発電設備が浸水することにより災害対策本部の機能が十分に発揮できなくなるおそれのある事務所建物の資産価額(収入支出以外)
東会社11億1514万円、中会社1億0316万円、西会社6億3784万円
指摘の背景となったグループ会社との土地賃貸借契約額(収入) 本四会社4億2703万円

1 防災対策等の概要

(1) 防災対策の概要

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社(これらを「3会社」)及び本州四国連絡高速道路株式会社(「本四会社」3会社と合わせて「4会社」)は、国や地方公共団体と協力して国民の生命等を災害から保護するために、その業務に係る防災に関する防災業務計画を作成して業務を実施している。

4会社が作成している防災業務計画、防災業務要領等(これらを「防災業務計画等」)によれば、高速道路において重大な災害が発生した場合等には4会社の本社、管理事務所等(これらを「管理事務所等」)に非常災害対策本部等(災害対策本部)を設置すること、管理事務所等は災害対策本部の非常用電源を確保するための自家発電設備(非常用自家発電設備)を整備し最低3日分の燃料を備蓄することなどとされている。

(2) 非常用自家発電設備の概要

4会社は、非常用自家発電設備を管理事務所等の建物(事務所建物)等に設置しており、非常用自家発電設備の設計については、各社が制定した設計要領(要領)等に基づくこととしている。

そして、4会社は、要領に基づき連続72時間以上運転可能となるよう非常用自家発電設備の燃料槽(燃料槽)の増設計画を定めて、増設工事を行っている。

(3) 休憩施設等における防災体制

本四会社は、グループ会社との間で土地賃貸借契約を締結して、グループ会社に高速道路のサービスエリア等(休憩施設)における店舗等の管理運営を行わせており、土地の使用条件として、災害等が発生したときは、高速道路利用者の避難誘導を行うことなどとされている。

また、本四会社は、防災業務計画等に基づきグループ会社と協力して被害の拡大を防止するための措置(災害応急対策活動)等を実施するため、グループ会社との間で防災業務に関する協定及び細目協定を締結し、グループ会社は、災害発生時において、災害応急対策活動に協力して道路利用者への情報の提供及び誘導等を行うこととされている。

さらに、グループ会社は、営業施設内で実際に出店しているテナント会社(テナント会社)との間で、営業委託契約(委託契約)を締結し、テナント会社は、飲食の提供等を行うほか、本四会社が行う道路管理業務に協力する義務と責任を負うこと、高速道路利用者の利便の確保に影響を及ぼすような事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずることとされている。

2 検査の結果

検査に当たっては、3会社の事務所建物119棟(平成30事業年度末の資産価額計138億5415万円)、4会社の非常用自家発電設備123式(同計20億2817万円)、本四会社とグループ会社との土地賃貸借契約(30年度の契約額4億2703万円)等を対象として検査した。

(1) 非常用自家発電設備の浸水対策の取組状況

3会社の非常用自家発電設備116式のうち24式は、津波や洪水により浸水することが想定される事務所建物等に設置されていた(浸水高さは最大で10.0m)が、9式(30事業年度末の資産価額計8787万円)については、浸水高さより低い位置にあり浸水するおそれがあるのに、浸水対策を実施していなかった。このため、津波や洪水により浸水した場合に非常用自家発電設備を稼働することができず、当該9式により電力の供給を受けることとなる事務所建物10棟(30事業年度末の資産価額計18億5615万円)は、災害対策本部としての機能を十分に発揮できなくなるおそれがある状況となっていた。

(2) 非常用自家発電設備の連続運転可能時間の確保状況

4会社は、防災業務計画等及び要領に基づき、非常用自家発電設備を連続72時間以上運転することが可能となるように、30事業年度末までに、69式の燃料槽の増設工事を行っていた。

一方、要領において、燃料槽は、連続72時間以上運転可能な容量とすることが明記されているが、機械の摩擦部分の熱等を防ぐための潤滑油の貯留槽の容量については明記されていなかった。

そこで、前記の69式について、潤滑油の貯留槽の容量等に基づき連続運転可能時間の確保状況を確認したところ、21式(30事業年度末の資産価額計2億1843万円)については22.5時間から70.0時間となっていて、潤滑油の貯留槽の容量が不足しているため、防災業務計画等及び要領において求められている連続運転可能時間が確保されていない状況となっていた。

(3) 休憩施設等における高速道路利用者への対応体制

本四会社のグループ会社及びテナント会社は、災害発生時に、高速道路利用者の避難誘導のほかに、支援物品の提供等を行うこと(利用者支援活動)が求められることになる。しかし、土地賃貸借契約、委託契約等には利用者支援活動について一切定められていなかった。

そこで、利用者支援活動の対応体制を確認したところ、支援物品の種類等が上記の委託契約等において明確ではないことなどから、テナント会社において利用者支援活動を十分に行える体制となっておらず、本四会社が行う道路管理業務に支障が生ずるおそれがあると認められた。

このように、非常用自家発電設備の浸水対策が実施されていないことにより災害対策本部としての機能が十分に発揮できないおそれがある状況となっていた事態、防災業務計画等で定められている非常用自家発電設備の連続運転可能時間が確保されていない状況となっていた事態及び災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制が整備されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 4会社が講じた改善の処置

4会社は、令和元年8月及び9月に各支社又は各管理センターに事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 3会社は、想定される浸水高さより低い位置に設置されている非常用自家発電設備について嵩上げ、遮水設備の設置等による浸水対策を実施することや、災害応急対策活動を行うための代替施設等をあらかじめ防災業務計画等に定めることによる浸水対策を実施することとした。

イ 4会社は、燃料槽の増設工事を行う際は潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するとともに、潤滑油の貯留槽の容量が不足している非常用自家発電設備については連続運転可能時間を72時間以上確保するための対策を実施することとした。

ウ 本四会社は、グループ会社との間に新たに協定を締結して災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備した。

一独立行政法人日本スポーツ振興センター一

災害共済給付勘定において、児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるための支払備金の積立額について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、会計処理細則を改正して支払備金の積立額の算定を適切に行うよう改善させたもの

過小に表示されていた支払備金の額(収入支出以外) 8377万円

1 制度の概要

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、独立行政法人通則法に基づき、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類等(財務諸表)を作成することとなっている。「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」によれば、貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における全ての資産、負債及び純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならないとされている。

また、センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法等に基づき、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)につき、当該児童生徒等の保護者等に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行っている。

災害共済給付勘定においては、毎事業年度末日において、学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるために必要な金額を支払備金として積み立てることとなり、その金額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付勘定及び免責特約勘定の支払備金の積立額に関する会計処理細則(会計処理細則)によれば、次のとおり算定することとされている。

(計算式1)

$$\boxed{\text{支払備金の積立額}} = \boxed{\text{次年度の4月給付金額}} + \boxed{\text{見込積立額}}$$

次年度の4月給付金額は、当年度末において、給付金の支払はしていないが給付金の支払額は決定していることから決定額を、見込積立額は、支払額が決定していないため見込額を積み立てるものである。そして、見込積立額は、過去の年度末における既発生未報告額(年度末において、災害が既に発生し、給付金の支払義務があると認められるもののうち支払の請求を受けていないものなど)に対する後年度の給付金支払額の平均発生率等を基に次のとおり算定することとされている。

(計算式2)

$$\boxed{\text{見込積立額}} = \boxed{\text{過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率}} \times \boxed{\text{当年度給付金総額}}$$

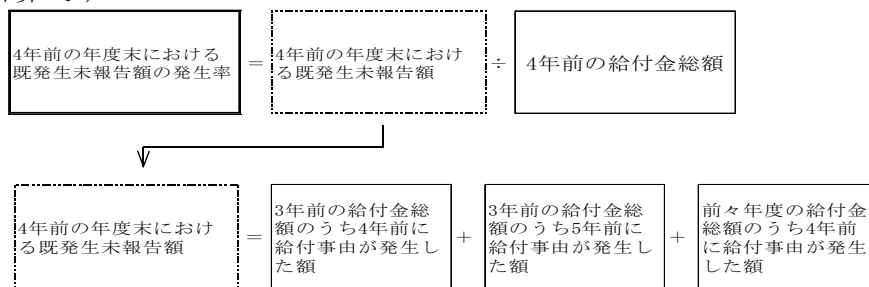
また、過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率は次のとおり算定することとなっている。

(計算式3)

$$\boxed{\text{過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率}} = \left(\boxed{\text{4年前の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{3年前の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{前々年度の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{前年度の年度末における既発生未報告額の発生率}} \right) \div 4$$

そして、例えば「4年前の年度末における既発生未報告額の発生率」は次のとおり算出することとなり、このうち「4年前の年度末における既発生未報告額」については、災害共済給付を受ける権利の時効が2年間であることから、4年前の翌年度(3年前)の給付金総額のうち4年前及び5年前に給付事由が発生した額と、4年前の翌々年度(前々年度)の給付金総額のうち4年前に給付事由が発生した額を算出し、これを基に算定することになる。

(計算式4)



センターは、前記の方法により支払備金の積立額を算定するなどして財務諸表を作成しており、平成29事業年度における貸借対照表の支払備金の計上額は、68億3965万円となっている。

2 検査の結果

29事業年度の財務諸表を対象として、センター本部において検査したところ、センターは、図のとおり、29事業年度末の「過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率」の算定に当たり、計算式4における「4年前(25事業年度)の年度末における既発生未報告額」について、①3年前(26事業年度)の5月から翌年3月までの11か月間に給付した額のうち4年前(25事業年度)及び5年前(24事業年度)に給付事由が発生した額と②前々年度(27事業年度)の5月から翌年3月までの11か月間に給付した額のうち4年前(25事業年度)に給付事由が発生した額を合計していた。

しかし、①については、26事業年度の4月給付金額は25事業年度末において「次年度の4月給付金額」として別途積み立てているため適切に算定されていることとなるが、②については、27事業年度の4月給付金額を25事業年度末において別途積み立てていないため12か月間分の額を用いる必要があった(図参照)。

図 4年前(平成25事業年度)の年度末における既発生未報告額の算定誤り(概念図)

給付事由の発生年度	給付金の支払年度				
	平成26年度		平成27年度		
	26年4月	26年5月～27年3月	27年4月	27年5月～28年3月	
24年度	積立済		-	-	①
25年度	積立済		-	-	
	-	-			②

…センターが合計していた金額
 …センターが合計していなかったが、合計することが適切である金額

また、センターは、「3年前(26事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、「前々年度(27事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、「前年度(28事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、当年度給付金総額等についても、各給付年度の5月から翌年3月までの11か月間分の額を用いて算出していたが、上記と同様に別途積み立てていないなどのため12か月間分の額を用いる必要があった。

この結果、災害共済給付勘定の支払備金が29事業年度に8377万円過小に算定されていて、貸借対照表の支払備金の計上額が過小に表示されるなどしていた。

3 センターが講じた改善の処置

センターは、支払備金の積立額の算定を適切に行うような処置を講じた。

ア 災害共済給付勘定の支払備金の積立額の誤りについて、30事業年度の財務諸表において、29事業年度に過小に計上されていた支払備金の額を臨時損失として計上し、30事業年度の支払備金の積立額を適正に表示させた。

イ 令和元年8月に、会計処理細則を改正して、既発生未報告額の算出等に12か月間分の額を用いるものを具体的に示して、災害共済給付勘定の支払備金の積立額の算定方法を明確にした。

—独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構—

新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金交付額と

費用等の実績により試算した石油備蓄事業補給金の額との開差額(支出) 1億1966万円

1 事業の概要

(1) 石油備蓄事業補給金の概要

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律(法)等に基づき、我が国への石油の供給が不足するなどの事態に備えて、石油備蓄事業を実施している。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づき、国の委託を受けて、法に規定する国家備蓄石油として、原油を、国家備蓄施設に貯蔵したり、民間の石油精製事業者等(事業者)に委託して貯蔵させたりして管理している。事業者は、国家備蓄石油について、事業者が自ら所有する貯蔵施設に貯蔵したり、複数の事業者が共同で設立した会社(共同備蓄会社)の貯蔵施設に貯蔵させたりなどしている。

機構は、毎年度、国家備蓄石油の貯蔵を委託するための契約(委託契約)を事業者と締結しており、委託契約において、国家備蓄石油を貯蔵する石油タンクの容量(算出基礎容量)、原油1kL当たりの毎月の委託料単価(補給金単価)等を定めており、資源エネルギー庁は、事業者に対して、算出基礎容量に当該補給金単価を乗じた額の石油備蓄事業補給金(補給金)を毎月交付している。機構は、事業者と委託契約を締結するに当たり、貯蔵施設ごとに国家備蓄石油の貯蔵に要する費用を把握して、これに基づくなどして補給金単価の予定価格を算定している。

(2) 新潟共同備蓄基地に係る補給金の概要

ア 新潟共同備蓄基地等の概要

新潟石油共同備蓄株式会社(新潟共備)は、石油タンクなどで構成される貯蔵施設(新潟共同備蓄基地)を所有する共同備蓄会社であり、資本金のうち50%を昭和シェル石油株式会社(平成31年4月1日以降は出光興産株式会社。「昭和シェル」)、太陽石油株式会社、東亜石油株式会社、中部電力株式会社及びコスモ石油株式会社の5社が出資しており、残りの50%を共同備蓄会社に対する支援の一環として機構が出資している。

そして、新潟共備は、機構が昭和シェル等3社^(注)に貯蔵を委託している国家備蓄石油等について、昭和シェル等3社から委託を受けて新潟共同備蓄基地の13基の石油タンクに貯蔵して、これに係る施設利用料の支払を受けている。

このほか、新潟共備は、昭和シェルが所有している貯蔵施設であり、新潟共同備蓄基地と隣接している新潟東港貯油所の石油タンク4基等について、昭和シェルから運営業務の委託を受けており、昭和シェルからこれに係る委託料の支払を受けている。

(注) 昭和シェル等3社 昭和シェル、太陽石油株式会社、東亜石油株式会社

イ 新潟共同備蓄基地に係る補給金の交付

機構は、新潟共同備蓄基地における国家備蓄石油の貯蔵に要する費用を把握するために、毎年度の開始前に、新潟共備から原油1kL当たりの1か月分の貯蔵に係る施設利用料の単価(利用料単価)の予定額に関する資料の提出を受けて、利用料単価の予定額に昭和シェル等3社の管理費等に相当する額を加えて新潟共同備蓄基地に係る補給金単価の予定価格を算定している。

機構は、委託契約の締結に当たって、各事業者から見積書を徴取するなどした結果、29、30両年度について、いずれの事業者とも予定価格と同額の補給金単価により委託契約を締結している。

そして、同庁は、委託契約において定められた補給金単価に基づき、29、30両年度に新潟共同備蓄基地において実施された国家備蓄石油の貯蔵に係る補給金として昭和シェル等3社に対して、29年5月から31年4月までの間に計32億4245万円を交付している。

2 検査の結果

29、30両年度に新潟共同備蓄基地において実施された国家備蓄石油の貯蔵に係る補給金として交付された上記の32億4245万円を対象として検査したところ、新潟共備は、新潟共同備蓄基地に係る利用料単価の予定額について、昭和シェルから委託を受けている新潟東港貯油所の運營業務に係る費用を含む新潟共備の全ての費用、特別損失及び税引前当期純利益(これらを「費用等」)の予定額から、施設利用料収入以外の全ての収入の予定額を控除することにより、その予定額を算定し、これを施設利用料収入により賄うこととしていた。

そして、このようにして算定した新潟共同備蓄基地に係る費用等の予定額は、29、30両年度とも新潟共備における費用等の予定額の85.8%を占める結果となっていた。

新潟共備は、上記の新潟共同備蓄基地に係る費用等の予定額に基づき、利用料単価の予定額を29年度146円、30年度148円と算定していた。そして、機構は、利用料単価の予定額に昭和シェル等3社の管理費等に相当する額を加えて新潟共同備蓄基地に係る補給金単価の予定価格を29年度148円、30年度150円と算定していた。

しかし、新潟共備の費用等の中には新潟共同備蓄基地に係る費用等以外の費用等が含まれていることから、個別に費用等の内容を確認して新潟共同備蓄基地に係る費用等とその他の費用等を区分して積み上げることなどにより、新潟共同備蓄基地に係る費用等を算定する必要があると認められた。

そこで、29、30両年度に新潟共備において実際に生じた全ての費用等について、個別に内容を確認して新潟共同備蓄基地に係る費用等とその他の費用等に区分することとし、新潟共同備蓄基地と新潟東港貯油所において一体として費用等が生じていた修繕費、減価償却費、業務委託料等については石油タンクの基数の割合で案分するなどして試算したところ、新潟共備の費用等の実績額に占める新潟共同備蓄基地に係る費用等の割合は29年度82.9%、30年度82.4%となっていた。そして、費用等の実績により試算した上記の割合を新潟共備の費用等の予定額に乗ずるなどして新潟共同備蓄基地に係る費用等の予定額を算定し、これに基づいて利用料単価を算定したところ、29年度141円、30年度142円となり、いずれも前記の利用料単価と比べて低くなっていた。

このようにして算定した利用料単価に基づいて補給金単価を算定すると29年度143円、30年度144円となり、補給金交付額は計31億2279万円となって、前記の補給金交付額32億4245万円と比べて1億1966万円の開差が生じていた。

このように、新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と区分することなく利用料単価の予定額が算定されていたことなどにより、新潟共同備蓄基地に係る補給金単価が国家備蓄石油の貯蔵に要する費用の実態に即したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、令和元年9月に、新潟共備に対して、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分した新潟共同備蓄基地に係る予算関係資料等の関係書類の提出を要請する文書を発するとともに、関係部局に対して、当該関係書類を用いて適切に算定した新潟共同備蓄基地に係る補給金単価の予定価格を次年度からの委託契約を締結する際に適用することを指示する文書を発するなどの処置を講じた。

一独立行政法人都市再生機構一

団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの

株式会社URコミュニティが保有している金融資産のうち独立行政法人都市再生機構に納付する
必要があると認められた額(収入) 19億5021万円

1 機構の経営改善計画の概要等

(1) 機構の経営改善計画の概要

独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法に基づき、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることなどを目的として平成16年7月に設立され、前身である都市基盤整備公団等から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務等を行っている。

機構は、25年度末時点において、12兆3708億円の有利子負債を抱えており、26年3月に策定した「経営改善に向けた取組みについて」(経営改善計画)では、有利子負債を削減して支払利息を抑制するなど、金利上昇リスクに耐性のある経営基盤を確立することが必要となるなどとして、令和15年度末における有利子負債を平成25年度末比で3兆円以上削減することを中長期にわたる目標としている。また、関係会社について、役割や組織の在り方、機構との契約の在り方について整理し、機構の収益最大化に資するようグループ経営機能を強化することとしている。

そして、機構が有している有利子負債は、30年度末で10兆7260億円となっており、経営改善計画における令和15年度の目標である平成25年度末比で3兆円以上の削減のためには、今後1.3兆円以上の削減が必要となっている。また、支払利息は、30年度において1076億円となっている。

(2) URコミュニティが保有している金融資産等

ア 株式会社URコミュニティ(URコミュニティ)は、機構が100%出資する子会社であり、25年12月以降、機構が所有する賃貸住宅団地等の管理運営に関する業務(団地管理業務)並びに機構等が譲渡した住宅及び宅地に係る団体信用生命保険に関する業務(団信業務)を行っている。団地管理業務は、機構から委託を受け、機構が所有する賃貸住宅団地等の賃借人等の入退去に関する業務、家賃の収納業務、賃借人等からの問合せへの対応等の管理運営を行う業務である。また、団信業務は、URコミュニティが、機構等から住宅や宅地を購入することで機構に対して債務を有している者のうち団体信用生命保険に加入した者を対象とした団体信用生命保険契約を民間の生命保険会社との間で締結して、加入した者が死亡等した場合に、当該団体信用生命保険契約によって受け取った保険金を基に機構に対して代位弁済を行うなどする業務である。

イ URコミュニティは、30年度末において、現預金60億9170万円、投資有価証券28億1946万円及び長期預金12億円(これらを「金融資産」)の計101億1117万円の金融資産を保有している。

2 検査の結果

(1) URコミュニティの財務状況

URコミュニティの26年度から30年度までの損益の状況については、毎年度、売上高は120億円程度で、継続的に一定の営業利益及び当期純利益が計上されていた。

URコミュニティの30年度末における資産については、資産の合計111億7587万円の9割以上の101億1117万円が金融資産となっていた。また、団地管理業務及び団信業務における設備投資が少ないことなどから有形固定資産及び無形固定資産は計3億5244万円となっており、金融資産と比較して少額になっていた。一方、負債については、負債の合計は57億7139万円となっており、金融資産と比較して少額であり、その主な内訳は、団信業務において今後生じ得る支出を賄うために計上されている団信安定化準備勘定22億9888万円及び団地管理業務においてURコミュニティが一時的な資金不足とならないよう機構から前受金として受け入れている1か月分の業務委託費12億0776万円となっていた。そして、純資産については、資本金1億円、資本準備金23億5000万円、その

他資本剰余金22億5000万円等となっていた。

また、URコミュニティは、機構に対して、団地管理業務から生じた利益等を原資として26年度に1億9900万円、30年度に5700万円、令和元年6月に2650万円の配当を行っていた。

(2) URコミュニティにおける余裕資金の額の試算等

URコミュニティは、前記のとおり、平成30年度末において101億1117万円の金融資産を保有しており、26年度以降毎年度、継続的に一定の営業利益及び当期純利益を計上していた。そこで、本院において、URコミュニティが経営を継続していくために必要な金融資産(必要資金)の額として、団地管理業務の運転資金として必要な額、団信業務等に必要な額、負債に相当する支出を賄うために必要な額等を積み上げて試算したところ、81億3445万円となった。

したがって、URコミュニティは、30年度末の金融資産の額101億1117万円から、必要資金の額計81億3445万円及び令和元年6月に機構に対して配当を行った2650万円を控除した19億5021万円を余裕資金として保有していると認められた(表参照)。

表 余裕資金の額の算出過程(令和元年7月末時点)

平成30年度末の金融資産の額(A)		101億1117万円	
必要資金の額(試算) 注(1)	項目	試算の根拠等	
	団地管理業務の運転資金として必要な額	団地管理業務においてURコミュニティが一時的な資金不足とならないよう機構から受け入れている平成30年度末時点の前受金に相当する額	12億0776万円
	団信業務等に 必要な額	① 団信業務において今後生じ得る支出を賄うために計上されている30年度末時点の団信安定化準備勘定に相当する額 ② 団体信用生命保険に加入している者が減少傾向にあり、将来的に同保険に加入している者が一定数を下回ることによって団信業務が終了する見込みであるため、団信業務が終了した後も残った者に対して団信業務と同様のサービスを提供する場合に想定される最大の支出額に相当する額	30億9885万円 (① 22億9888万円 ② 7億9996万円)
	負債に相当する支出を賄うために必要な額	30年度末時点の負債の計57億7139万円から、「団地管理業務の運転資金として必要な額」とした前受金12億0776万円及び「団信業務等に必要な額」に含めた団信安定化準備勘定22億9888万円を控除した額に相当する額	22億6475万円
	不測の事態に対応するために必要な額	機構からの団地管理業務に係る業務委託費の入金遅延等の不測の事態が生じた場合でも資金不足とならないために必要な団地管理業務の1か月分の支出に相当する額	12億0776万円
	設備投資等に 必要な額	令和元年7月末時点で計画されている設備投資等への支出に相当する額 注(2)	3億5532万円
計(B)		81億3445万円	
令和元年6月に機構に対して配当が行われた額(C)		2650万円	
余裕資金の額(試算)(D) = (A) - (B) - (C)		19億5021万円	

注(1) 今後生ずる利益は考慮していない。

注(2) 団地管理業務及び団信業務における設備投資が少ないことなどから令和元年7月末時点で計画されている設備投資等以外の設備投資等は考慮していない。

このように、機構が経営改善計画における目標を達成するためには今後も有利子負債の削減が必要である状況において、継続的に一定の営業利益及び当期純利益が計上されている子会社のURコミュニティに多額の余裕資金を保有させ続けていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、元年8月に、URコミュニティに対して必要資金の規模を検討させ、余裕資金に相当する19億5021万円を機構に対して納付させることとする処置を講じ、同月にURコミュニティから同額の配当を受けた。

一国立研究開発法人日本原子力研究開発機構一

試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの

節減できた燃料要素の製作に要する支払額相当額(支出) 10億9675万円

1 材料試験炉JMTR等の概要

(1) 材料試験炉JMTRの概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人日本原子力研究開発機構)は、原子力に関する基礎的研究等を総合的、計画的かつ効率的に行うことなどを目的として、大洗研究所、原子力科学研究所等に各種の研究目的に応じた試験研究用等原子炉を設置して、それぞれ運転等を行っている。そして、機構は、原子炉の安全性の研究を目的とした試験研究用等原子炉として、大洗研究所に材料試験炉JMTR(Japan Materials Testing Reactor。「JMTR」)を設置し、昭和45年9月から運転を開始している。

JMTRの運転に当たり、機構は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(原子炉等規制法)等に基づき、試験研究用等原子炉の運転時間等を示した運転計画を、毎年度(内容を変更した場合はその都度)、原子力規制委員会(平成24年9月18日以前は文部科学大臣)に提出している。

そして、機構は、JMTRの高経年化対策のため、18年8月に運転を停止し、23年度からの運転再開を予定していたものの、23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により運転再開が見送られた。その後、機構は、24年1月に提出した運転計画では24年度下期から運転を再開するとしていたが、上記地震等の際に旧東京電力株式会社の福島第一原子力発電所で発生した事故を受けて、原子炉の安全確保の一層の向上を図るために、同年6月に原子炉等規制法が改正され、事故を防止するための基準が強化されることとなり(原子炉等規制法改正後の基準を「新規制基準」、必要な安全対策を講じなければ試験研究用等原子炉を運転できなくなった。このため、機構は、JMTR等の各試験研究用等原子炉の運転再開を目指して新規制基準に適合させるための対応(新規制基準対応)に取り組むなどしてきたが、同年9月に提出したJMTRの運転計画では、上記地震等の影響により施設の健全性を確認する必要性が生じたことから運転再開時期を未定としており、その後提出した運転計画でも、新規制基準対応に取り組む必要性が生じたことなどから引き続き運転再開時期を未定としていた。また、新規制基準対応に取り組む過程において、JMTRの耐震力不足が判明するなどしたことから、機構は、28年9月にJMTRの運営方針として廃止の決定をした。

(2) 燃料要素の概要

JMTRの運転は、約30日間の連続運転を1サイクルとして最大で年間6サイクルとなっていて、運転に必要な燃料である燃料要素は、6サイクルで約63体が消費される。燃料要素は、原子炉等規制法等に基づく厳格な管理が求められる核燃料物質であるウランを内包する芯材をアルミニウム合金で被覆した燃料板と側板等の構成部品で構成されており、原子炉の構造等に従って定められたJMTR固有の仕様となっていることから、他の試験研究用等原子炉では使用することができないものとなっている。

(3) 燃料製作契約及びウラン購入契約の概要

機構は、23年10月に、JMTRで使用する燃料要素第3次64体、第4次64体、第5次96体の計224体の製作を目的とした請負契約(燃料製作契約)をイーエナジー株式会社と締結して、24年1月から27年7月までの間に計16億1336万円を支払っている。燃料要素の製作工程には、ウラン等を用いて燃料板及び構成部品を製作する工程と、それらを組み立てる工程とがあり、燃料製作契約の仕様書に

よれば、燃料板及び構成部品の製作は機構が製作開始指示を発出するまでは開始してはならず、燃料要素の組立ては、機構が燃料要素組立開始指示を発出するまでは開始してはならないなどとされている。

また、機構は、燃料製作契約の履行のため、25年3月に、第4次64体及び第5次のうち32体の燃料要素の製作に必要なウランの購入契約(ウラン購入契約)をアメリカ合衆国エネルギー省と締結して、同年5月に2億8814万円を支払っている。

2 検査の結果

燃料製作契約及びウラン購入契約を対象として検査したところ、機構は、第3次64体の燃料要素について、製作に必要なウランを会社に供給した上で、24年3月に製作開始指示を発出して燃料板及び構成部品の製作させた後、25年7月及び同年9月に燃料要素組立開始指示(3次組立指示)を発出して燃料要素を組み立てさせて、26年8月に燃料要素の納入を受けていた。また、第4次64体及び第5次のうち32体の燃料要素について、前記のとおり、燃料製作契約の履行のため25年3月に締結したウラン購入契約によりウランを購入して会社に供給した上で、同年5月に製作開始指示(4・5次製作指示)を発出しており、JMTRの運営方針として廃止の決定をした28年9月までに、第4次64体分の燃料板及び構成部品並びに第5次32体分の芯材の仕掛品が製作されていた。

そして、3次組立指示及び4・5次製作指示の発出については、契約の履行に係る手続として、JMTRの早期の運転再開を目指していた燃料要素の製作を担当する部署のみの判断で行われていた。

しかし、前記のとおり、JMTRについては、24年9月時点で施設の健全性を確認したり新規制基準対応に取り組んだりする必要性が生じており、機構は、同月以降、運転再開時期を未定とする運転計画を提出して運転再開時期の見通しが立たない状況と認識していた。

また、機構は、同月時点で未使用の燃料要素を150体保管しており、これは年間6サイクルで運転した場合でも2年以上の在庫量となっていた。一方、機構は、JMTRの施設の健全性の確認及び新規制基準対応に、それぞれ約1年の期間を要すると見込んでいたことから、燃料要素の製作に要する期間を考慮したとしても、同月時点で燃料要素の製作を継続する必要はない状況となっていた。

したがって、3次組立指示及び4・5次製作指示の発出並びにウラン購入契約の締結は上記の状況に適切に対応したものとなっていなかった。そして、機構が運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえずに製作した第3次64体の燃料要素、第4次64体分の燃料板及び構成部品並びに第5次32体分の芯材の仕掛品は、28年9月のJMTRを廃止する運営方針の決定によりJMTRの運転に供することはできず、JMTR固有の仕様となる前の段階にとどまっていた他の試験研究用等原子炉に転用されていた上記第5次32体分の芯材の仕掛品を除いて、適切な処理・処分等の対応が必要な状況となっていた。

このように、機構において、運転再開時期の見通しが立たない状況と認識していた24年9月以降、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえて燃料要素の製作を留保しておらず、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等が発生していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

機構において運転再開時期を未定とした運転計画を提出した同月以降、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえて、3次組立指示及び4・5次製作指示の発出並びにウラン購入契約の締結について、運転再開時期の見通しが立つまで留保していれば、燃料製作契約の支払額相当額9億0892万円、ウラン購入契約の支払額相当額1億8783万円がそれぞれ節減できたと認められた。

3 機構が講じた改善の処置

機構は、令和元年9月に新たに規程を整備するなどして、今後、運転再開を目指して新規制基準対応に取り組むなどしている各試験研究用等原子炉で新たに見込まれる燃料要素の製作については、製作開始指示の発出等に当たり、新規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、担当部署に加えて運転計画等を統括している上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するための処置を講じた。

—日本郵便株式会社—

窓口端末機の取扱件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなどの窓口端末機を取扱件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たって、窓口端末システムのデータを活用して取扱件数等の実績を把握することにより適切な配備台数となるよう改善させたもの

使用実績が全くなかった窓口端末機の調達価格相当額(支出) 5083万円

1 郵便窓口端末機等の概要

(1) 郵便局等の概要

日本郵便株式会社(平成24年9月30日以前は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社。「日本郵便」)は、日本郵便株式会社法等に基づき、郵便業務、窓口業務等を実施しており、これらの業務を実施するために、全国に13の支社と支社管内に計2万を超える郵便局を設置している。

そして、郵便局には、平日の一般的な営業時間帯に切手、はがきなどの販売、郵便物、荷物の引受けなどの業務を行う窓口(郵便窓口)並びに銀行及び保険の業務を行う窓口がある。また、郵便局のうち1,000を超える郵便局は、郵便物等の取集、配達等の業務を行う部門(集配部門)が設置されている郵便局(集配局)となっており、多くの集配局には、平日の郵便窓口の営業時間帯以外及び休日の一部の時間帯に、郵便窓口で行っている業務を行う窓口が設置されている。

(2) 郵便窓口端末機の概要

日本郵便は、顧客との取引のために切手、はがきなどを販売した際に領収書を発行したり、別後納郵便物等を引き受けた際に、重量等を計測して適正な料金を決定(重量換算)するとともに、その結果として作成される帳票を出力したりするなどの機能を有する郵便窓口端末機(窓口端末機)を各郵便局の郵便窓口及び集配部門に、最低でも各1台配備して運用しており、その総数は、26,117台となっている。日本郵便本社は、27、28両年度に窓口端末機を総額109億7304万円(1台当たりの平均単価42万円)で調達し更新しており、それらの各郵便局への配備に関する権限を有している。

そして、29年度末における窓口端末機の用途ごとの内訳は、郵便窓口で運用しているものが23,440台、集配部門(集配業務を廃止したものを含む。)が2,038台、訓練専門機、予備機等が639台となっており、30年度末では、それぞれ、23,666台、1,991台、460台となっている。

2 検査の結果

前記の窓口端末機26,117台を対象として検査したところ、日本郵便本社は、18年7月から28年12月までの間に使用していた窓口端末機(従前機)を更新するために、24年7月及び27年6月に現行の窓口端末機の調達に係る契約を締結し、仕様書に基づいた機器の詳細な設計、製作等を行い、その後、28年2月から同年12月までの間に現行の窓口端末機への更新を順次行っていた。当該更新に当たっては、単に全郵便局で使用していた従前機の全てについて、これを更新するために必要となる台数を調達していた。

前記の窓口端末機26,117台は、多くの郵便窓口において1台のみの配備としていた一方、多くの集配部門において複数台を配備していたことから、集配部門の配備状況をみたところ、29年度末時点で1,086局に2,038台が配備されていた。このうち窓口端末機が複数台配備されていた集配局は832局の1,773台(集配業務を廃止したなどの14局の25台を除く。)となっていた。

そして、それらの使用実績を確認するために、全ての窓口端末機における領収書の発行枚数(取扱件数)に係るデータが蓄積されているシステム(窓口端末システム)の29年度分のデータを基に分析したところ、次のとおりとなっていた。

各郵便局において、窓口端末機は、顧客対応のために最低限1台は必要であることから、前記の複数台配備されていた集配局の窓口端末機1,773台から取扱件数が多い窓口端末機832台を最低限必要な1台目として除くことにして、残りの941台の取扱件数についてみると、表のとおり、日本郵便本

社が、2台目配備の目安としている1か月当たり平均取扱件数3,500件/台以下のものが大半を占めている状況となっていた。このうち、1年間で取扱件数が全くない窓口端末機は244台となっており、重量換算等の使用状況についてみても、121台(調達価格相当額5083万円)については、使用実績が全くないものとなっていた。

表 窓口端末システムのデータによる窓口端末機の平成29年度における取扱件数の状況

1か月当たりの 平均取扱件数	台数	計に占める 割合 (%)
0件	244	25.9
0件超500件以下	245	26.0
500件超1,000件以下	121	12.8
1,000件超1,500件以下	89	9.4
1,500件超2,000件以下	73	7.7
2,000件超2,500件以下	72	7.6
2,500件超3,000件以下	48	5.1
3,000件超3,500件以下	24	2.5
3,500件超	25	2.6
計	941	100.0

(注) 割合は、端数処理のため数値を集計しても計と一致しない。

一方で、29年度末時点で郵便窓口で窓口端末機を配備している郵便局は20,059局あり、このうち、上記の1か月当たり平均取扱件数3,500件/台を超える取扱件数がある郵便局は248局となっていた。そして、郵便窓口数より窓口端末機の台数が少ない郵便局では、窓口端末機1台で複数の窓口での顧客対応を行うなどしていることから、集配部門に配備されていて使用実績が全くないなどの2台目以降の窓口端末機については、取扱件数が多い郵便局へ移設することにより、郵便窓口の業務の効率化に寄与するものとなる。

このように、日本郵便本社は、窓口端末システムのデータにより、窓口端末機ごとの取扱件数を把握して、これを基に調達台数を決定することが可能であるのに、単に従前機の全てを更新するとして、これに必要な台数を調達していた結果、前記の121台は使用実績が全くない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 日本郵便本社が講じた改善の処置

日本郵便本社は、使用実績が全くない窓口端末機の移設に着手するとともに、令和元年度から、年1回、全国の郵便局の窓口端末機の取扱件数を窓口端末システムより抽出し、各支社へ情報提供をすることとし、これに基づき、使用実績が全くないなどの窓口端末機がある場合には、取扱件数の多い郵便局に積極的に移設するよう各支社に対して、元年9月に通知を発して、次世代機の調達に当たって、適切な配備台数となるよう、窓口端末システムのデータを活用することとする処置を講じた。

ー東京電力ホールディングス株式会社ー

福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの

指摘の背景となった維持管理が適切に行われていなかった

フェーシングの取得価額(収入支出以外) 203億1399万円

保守管理方針に基づいたものとなっていなかったフェーシングの点検に係る

委託契約の契約金額相当額(支出) 195万円

1 フェーシング工事等の概要

(1) フェーシング工事の概要

東京電力ホールディングス株式会社(平成28年3月31日以前は東京電力株式会社。「東京電力」)は、福島第一原子力発電所(福島第一原発)において、23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波等による事故により放出された放射性物質について、土壌から放出される放射線量を低減すること及び雨水の地下への浸透を防止して汚染水の発生の原因となる原子炉建屋等への地下水の流入を抑制することを目的として、25年12月以降、敷地内の地表面にモルタルを吹き付けるなどする広域的な敷地舗装(フェーシング)の工事を実施している。

(2) フェーシングの維持管理の概要

福島第一原発における土木設備の点検については、26年4月に、東京電力の福島第一廃炉推進カンパニープロジェクト計画部土木・建築設備グループ(計画グループ)が、各土木設備の点検項目、点検方法等を示した原子力土木設備点検基準ガイド(点検基準ガイド)を制定し、これにより同カンパニー福島第一原子力発電所土木部土木保全・総括グループ(29年10月までは土木第一グループ。「点検グループ」)が土木設備の点検を行うこととしている。そして、新たに土木設備を取得した場合には、計画グループが点検基準ガイドを改定し、当該土木設備の点検項目、点検方法等を定めている。

フェーシング工事については、短期間のうちに施工する必要があり、フェーシングにひび割れ防止を目的とする目地を設けなかったため、一部の施工箇所では乾燥や温度変化に伴う収縮によるひび割れが生じたことから、福島第一原発においてフェーシングの管理を行う同カンパニー土木部廃棄物基盤グループ(29年10月までは土木第二グループ。「施工グループ」)は、28年11月に「フェーシングの保守管理方針について」(保守管理方針)を定めて、その内容を計画グループに報告している。保守管理方針によれば、施工グループは、地表面が露出するほどのモルタルの剝離等については補修を計画し、また、ひび割れ部を突き破って雑草が繁茂している場合等には、モルタルの剝離の進行等を抑制し、補修が必要な状況になることを防ぐための予防保全を検討することとされている。

そして、施工グループは、保守管理方針に基づいて補修を計画したり予防保全を検討したりする必要のあることから、29年度以降、点検グループにフェーシングを点検の対象とするよう求め、点検グループは、自ら又は東京電力の子会社に委託して、フェーシングの点検を行っている。

(3) 過去の会計検査の状況

本院は、国会からの検査要請に基づき、30年3月に「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」を報告している。この中で、東京電力が請負業者に実施させたフェーシング工事のうち1号機から4号機までの原子炉建屋の山側法面エリア及び北側エリアの一部の施工箇所について、工事完成直後に東京電力が行った調査により法面に吹き付けられたモルタルに多数のひび割れが確認されたこと、当該請負業者にひび割れの深さについて調査を実施させた後、東京電力が行った毎月の目視による保守点検において大

きな変化及び機能維持に影響がある動向が見受けられないなどとして、29年12月末時点で補修を行っていないこと、フェーシング工事実施箇所については、引き続き毎月の保守点検を慎重かつ確実に実施して、維持管理を適切に行っていくことが望まれることなどについて記述している。

2 検査の結果

東京電力が25年12月から29年3月までに実施した工事の完成に伴い取得したフェーシング(取得価額計203億1399万円)及び29年4月から31年3月までに実施したフェーシングの点検(東京電力の子会社との土木設備点検委託契約のうちフェーシングに係る契約金額相当額計195万円)を対象に検査した。

前記のとおり、フェーシングについては、25年12月以降に順次工事が進められ、27年8月以降に工事の完成に伴い新たな土木設備として取得しており、また、28年11月に施工グループが保守管理方針を定めてその内容を計画グループに報告しているのに、計画グループは、点検基準ガイドを改定しておらず、フェーシングに係る点検項目、点検方法等が定められないままとなっており、保守管理方針の内容が点検グループに周知されていない状況となっていた。

このため、点検グループは、29年度以降、フェーシングを毎月点検しているものの、29年度及び30年度の委託によるものも含めたいずれの点検においても、その点検項目、点検方法等は保守管理方針に基づいたものとはなっておらず、フェーシングを実施した法面の崩壊を招くおそれのある変状等を対象とした点検にとどまっていた、保守管理方針において予防保全を検討することとされているひび割れ部を突き破って雑草が生えているかどうかについては点検の対象となっていなかった。

そこで、本院が、30年4月から同年8月までの間に点検グループが自ら点検を実施した際の点検記録報告書を確認したところ、記載されているのは大きなひび割れや湧水等の変状がある箇所のみとなっていて、同報告書に添付されている写真には現にモルタルのひび割れ部を突き破って雑草が生えている箇所が40か所写り込んでいたにもかかわらず、これらについては、点検の対象として把握されることなく、予防保全の検討が行われなかったままとなっていた。

このほか、同年10月の会計実地検査の際に、本院が、フェーシング工事実施箇所の一部について確認したところ、上記の点検記録報告書に記載されていない1か所においてひび割れ部を突き破って雑草が生えている状況が見受けられ、この箇所は、幅約5cm、長さ約10cmにわたってモルタルの表面が剝離していることから、保守管理方針に照らして補修を計画する必要があると認められた。

このように、東京電力において、保守管理方針に基づいたフェーシングの点検が行われておらず、ひび割れ部を突き破って雑草が生えている箇所について予防保全の検討が行われていないなどとして、フェーシングの維持管理が適切に行われていなかった事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

3 東京電力が講じた改善の処置

東京電力は、次のような処置を講じた。

ア 施工グループは、31年4月にフェーシングのひび割れ部を突き破って雑草が生えている箇所について予防保全を検討し、令和元年5月に、予防保全の一環としてフェーシングエリアを対象とした除草を実施するとともに、ひび割れ部等の点検を実施して、地表面が露出するほどのモルタルの剝離等について補修を行うなどのフェーシングの機能維持を図ることを目的とした工事に着手した。

イ 計画グループは、平成31年4月に点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めるとともに、その内容を周知するなどして、フェーシングの維持管理を適切に行う体制を整備した。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

～ 目 次 ～

<件	名>	ページ
・ 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について……………		3 4 5
・ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について……………		3 4 6

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

是正措置が未済となっている件数及び金額 367件 92億9769万円

(前年度 411件 102億1397万円)

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第29条第3号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(省庁等)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(金銭を返還させる是正措置)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(金銭を還付する是正措置)
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(手直し工事等による是正措置)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないように指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置

2 検査の結果

昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが37省庁等における367件92億9769万円^(注)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが37省庁等における360件91億6629万円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体における3件202万円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省における5件1億2937万円ある。

(注) 367件92億9769万円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても367件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。

3 本院の所見

是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

改善の処置の履行状況を検査した事項の件数 59件

(前年度 64件)

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(省庁等)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(処置済事項)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われること)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

2 検査の結果

本院は、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、平成29年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項66件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの2件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの5件を除いた59件について、平成30年8月から令和元年7月までの間に、関係する32省庁等を検査した。

検査したところ、改善の処置が履行されていたもの(履行済)が46件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(検査分履行済)が13件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(一部不履行)及び改善の処置が全く履行されていなかったもの(不履行)はそれぞれ0件となっていた。

3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、検査分履行済13件、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの5件及び平成30年度決算検査報告に掲記した処置済事項44件の計62件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

(6) 国会及び内閣に対する報告(随時報告)

～ 目 次 ～

		ページ
< 件	名 >	
・ 租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について……………		3 4 9
・ 国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について……………		3 5 3
・ 年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について……………		3 5 7
・ 独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について……………		3 6 1

租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨及び租税特別措置を取り巻く状況

租税特別措置(特別措置)は、租税特別措置法に基づき、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられている。

平成26年6月に政府税制調査会から報告された「法人税の改革について」によれば、政策税制については真に必要なものに限定する必要があるとされている。この中で、政策税制の見直しに当たっては、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき実施される特別措置の適用の実態の調査(適用実態調査)の結果等を踏まえることとされている。

(2) 貸倒引当金に係る特例の概要

法人税法第52条の規定により、貸倒れ等による損失の見込額として、中小企業^(注1)、公益法人等、協同組合等、銀行等が損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、政令で定める金額に達するまでの金額(繰入限度額)は、所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められている。

(注1) 中小企業 株式会社等の普通法人のうち、資本金(出資金を含む。)の額が1億円以下であるもの。ただし、事業年度終了の時ににおいて資本金の額が5億円以上である法人等との間に当該法人等による完全支配関係がある法人を除く。

繰入限度額は、法人の有している金銭債権を、貸倒れ等の事由による損失が見込まれる一定の要件を満たすことにより個別に評価する金銭債権と、それ以外の一括評価金銭債権とに区分して、それぞれの金銭債権について計算することとなっている。

一括評価金銭債権には、売掛金、受取手形等(これらを「売掛債権」と)、貸付金その他これらに準ずる金銭債権とがある。そして、一括評価金銭債権に係る繰入限度額は、期末の一括評価金銭債権の合計額(期末一括評価債権額)を基に、次の算式により計算することとなっている。

一括評価金銭債権に係る繰入限度額 = 期末一括評価債権額 × 貸倒実績率^(注2)

(注2) 貸倒実績率 次の算式により算出した割合であり、小数点第4位未満を切り上げることとなっている。

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\text{前3年内事業年度における貸倒損失等の平均額}}{\text{前3年内事業年度における期末一括評価債権額の平均額}}$$

ただし、中小企業、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等(これらを「中小企業等」)については、一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、次の算式のとおり、事業区分ごとに定められた法定繰入率により計算することも認められている(この措置を「繰入率特例」)。

一括評価金銭債権に係る繰入限度額
= (期末一括評価債権額 - 実質的に債権とみられないものの額) × 法定繰入率

さらに、公益法人等及び協同組合等は、その財務基盤を強化することを目的として、一括評価金銭債権に係る繰入限度額について、次の算式のとおり、貸倒実績率又は法定繰入率により計算した場合の繰入限度額のいずれかの110%相当額とすることとなっている(この措置を「割増特例」)。

一括評価金銭債権に係る割増限度額
= (貸倒実績率又は法定繰入率による繰入限度額) × (1 + 割増率)

(3) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額

売掛債権の貸借対照表価額は、企業会計上、取得価額とされており、消費税法に規定する課税資産の譲渡等に該当する場合は、当該売掛債権は消費税及び地方消費税(消費税等)を含めた価額となっている。したがって、繰入率特例における繰入限度額は、課税資産の譲渡等に該当する売掛債権(課税売掛債権)に係る消費税等に相当する額(仮受消費税相当額)を含む期末一括評価債権額に基づいて算出される。

一方、消費税法第39条等の規定によれば、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税に相当する額は課税標準額に対する消費税額から控除することとされていることなどから、課税売掛債権に係る仮受消費税相当額は損失とはならないこととなっている。

(4) 繰入率特例及び割増特例の適用実績等

繰入率特例については、適用実態調査は行われていない。

割増特例については、適用実態調査が行われており、27年4月1日から28年3月31日までの間に終了した事業年度(27終了事業年度)における適用法人数は8,846法人、適用総額は4577億円となっている。また、財務省は、適用実態調査の結果を基にした27終了事業年度における割増特例に係る法人税の減収額を72億円と試算している。

(5) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(関係省庁)は、税負担の軽減等を行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税に係る特別措置の期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合には、行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)に基づいて政策の事前評価等を行うことが義務付けられている。また、政策評価法によれば、政策効果はできる限り定量的に把握することなどとされており、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」によれば、特別措置等による効果については直接的効果を把握することなどとされている。

このほかに、税制改正要望の際に財務省に提出される税制改正要望書において、関係省庁及び財務省により、特別措置の効果等の検証が行われることとなっている。また、特別措置には、国民の納得できる必要最小限の特別措置であることが要請されていることを踏まえて、関係省庁は、税制改正要望書にこのような要請を満たしているか否かを記載することとなっている。

2 検査の着眼点

本院は、①繰入率特例における繰入限度額は、貸倒実績率等をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものとなっているか、②期末一括評価債権額の算出は合理的なものとなっているか、③割増特例は、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているか、④関係省庁である金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(5省庁)並びに財務省における中小企業等の貸倒引当金の特例(貸倒引当金の特例)の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 繰入率特例の適用状況等

ア 法定繰入率と貸倒損失発生率との^(注3)かい離の状況等

「会社標本調査」の対象となった内国普通法人を対象として、繰入率特例の適用状況をみとところ、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人のうち、繰入率特例を適用している法人は98.4%となっていた。そして、当該内国普通法人を対象として、事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っていた。

繰入率特例を適用している農業協同組合等のうち、農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料から貸倒実績率が判明するなどした537法人について、27終了事業年度における貸倒引当金繰入額の損金算入額及び貸倒実績率により算出した繰入限度額を基に、繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、計133億円となった。

さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料によれば、金融庁は信用金庫及び信用組合に係る法人税の減収額は199億円と推計していた。

(注3) 「会社標本調査」の対象 会社標本調査の対象には、公益法人等及び協同組合等は含まれていない。

イ 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

27年4月1日から28年3月31日までの間に開始した事業年度における消費税等の課税事業者で所得がある1,494法人について、損失とはならない仮受消費税相当額に係る貸倒引当金繰入額として損金の額に算入されたと見込まれる額を試算したところ、計10億4100万円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計2億4668万円となっていた。

ア及びイのとおり、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があること、期末一括評価債権額に損失とならない仮受消費税相当額が含まれていることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(2) 割増特例の適用状況

ア 協同組織金融機関における自己資本比率等の状況

割増特例を適用している協同組織金融機関^(注4)(割増適用金融機関)1,084法人について、自己資本比率をみたところ全国の銀行の平均値(銀行平均値)である10.7%以上となっている法人が966法人(89.1%)見受けられたり、利益剰余金の額をみたところ「金融業、保険業」の平均利益剰余金の額(平均利益剰余金)である8億8649万円以上となっている法人が901法人(83.1%)見受けられたりなどした。

(注4) 協同組織金融機関 割増特例対象法人のうち、協同組合等であって金融保険業を営む法人である信用金庫等、信用組合等及び労働金庫等並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等、漁業協同組合等及び農林中央金庫

イ e-Taxデータを基に分析した割増適用減税額等の状況

e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増特例の適用による減税額(割増適用減税額)は27終了事業年度で計18億1472万円となっていた。そして、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上となっている229法人に係る割増適用減税額は11億4669万円(61.7%)となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっている219法人に係る割増適用減税額は17億8151万円(95.9%)となっていたりなどしていた。

ア及びイのとおり、e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増適用減税額は計18億1472万円となっていたが、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっていたりなどして、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るといふ割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(3) 貸倒引当金の特例の検証状況

繰入率特例については、政策評価の義務付け対象となっていないため、5省庁は政策評価を行っておらず、税制改正要望の際の検証も行っていなかった。一方、割増特例については、5省庁は政策評価法等に基づく検証及び税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、その内容をみると、割増特例の適用対象となる法人の財務基盤の強化に割増特例が及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。また、5省庁は税制改正要望書において国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているかの検証を行っていなかった。

4 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不断に検証して真に必要なものに限定すべきであるとされている。

貸倒引当金の特例について、繰入率特例に係る適用実態調査が実施されていないため適用実績の把握が困難な場合もあるものの、繰入率特例においては、繰入限度額が合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあること、割増特例においては、その対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあることを踏まえ、5省庁は、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のも

のとなっているかなどの観点により検証を行い、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

また、財務省においても、貸倒引当金の特例について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

本院としては、今後とも貸倒引当金の特例の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

渉に依存する事業としているものが1補助金(同1.4%)となっていた。

一方、残りの47補助金(同67.1%)は、その他の事業となっており、これらについて、交付要綱等に定める事業の実施方法により分類したところ、a「地方公共団体等において基金事業又は国庫補助金等の交付を受けて単年度で実施する事業を事業内容により選択して実施することとしているもの」が19補助金(47補助金の40.4%)、b「基金事業のみにより実施することとしているもの」が28補助金(同59.5%)となっていた。

aの19補助金については、各府省は、地方公共団体等において実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに確認することが重要である。一方、bの28補助金については、各府省は、交付要綱等において基金事業とすることとした事業が基金事業の性質に該当しているか、国庫補助金等ごとに確認することが重要である。

そして、基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが、農林水産省において、2補助金(28年度末基金保有額429億円)見受けられた。

イ 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

(ア) 規定の整備状況

前記の70補助金について、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるもの(基本的事項)の公表に係る規定の整備状況についてみたところ、適用対象補助金26補助金(28年度末基金保有額6844億円)については、規定が整備されていなかったものが2補助金(26補助金の7.6%、同1414億円)見受けられた。

一方、適用対象外補助金44補助金(同3211億円)については、規定が整備されていなかったものは22補助金(44補助金の50.0%、同2371億円)となっており、適用対象補助金に比べて規定が整備されていたものの割合が低く、基金の設置造成時期の違いなどにより、規定の整備状況に差が生じている状況となっていた。

(イ) 基本的事項の公表状況等

基本的事項の公表が定められていた46補助金(適用対象補助金24補助金、適用対象外補助金22補助金)に係る1,018基金(28年度末基金保有額6270億円)について、地方公共団体等における基本的事項の公表状況をみたところ、86基金(1,018基金の8.4%、同458億円)は、公表されていなかった。一方、基本的事項の公表が定められていなかった24補助金(適用対象補助金2補助金、適用対象外補助金22補助金)に係る445基金(同3785億円)について、基本的事項ではないものの、基金の額、国庫補助金相当額等の基金の運営管理に関する事項の地方公共団体等における公表状況をみたところ、公表されていなかったものは216基金(445基金の48.5%、同2121億円)となっていた。

また、地方公共団体等において、基本的事項又は上記基金の運営管理に関する事項(これらを「基本的事項等」)が公表されていなかった計302基金のうち、4基金(同4301万円)は、府省及び地方公共団体等のいずれにおいても公表されていなかった。

ウ 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、基金規模の妥当性を適切に確認するための基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合(保有割合)等の報告に係る規定の整備状況をみたところ、適用対象補助金26補助金(28年度末基金保有額6844億円)については、規定がないものが6補助金(26補助金の23.0%、同2204億円)となっていた。一方、適用対象外補助金44補助金(同3211億円)については、規定がないものが36補助金(44補助金の81.8%、同2849億円)となっており、適用対象補助金と比べると、保有割合等を報告させることとしないものの割合が高い状況となっていた。

また、28年度末対象基金1,463基金について、地方公共団体等による保有割合等の報告状況をみたところ、保有割合等の報告に係る規定がある計693基金のうち38基金(693基金の5.4%)は、報告されておらず、この中には、既に基金残額を国庫に返納することが義務付けられており保有割合を報告する必要がないものがあった一方で、報告することの認識が欠けているなどのも

のも見受けられた。そして、保有割合等を報告する必要がないものを除き報告されていなかったものは、保有割合等の報告に係る規定がないものを含めると、計801基金(1,463基金の54.7%)となっていた。

さらに、文部科学、厚生労働両省が同一の交付要綱に基づき設置造成している安心こども基金において、所管別に区分して経理を行っていて相互に配分変更することができないこととなっているのに、これらを合算して保有割合を算定していたため、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたものが、2補助金(同793億円)見受けられた。

エ 国庫返納に係る規定の整備状況等

改正適正化令によると、基金造成費補助金等の目的を達成するために必要がある場合に付する交付の条件として、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことについての規定(終期前返納規定)を定めることとなっている。前記の70補助金について、終期前返納規定の整備状況についてみたところ、適用対象補助金26補助金(28年度末基金保有額6844億円)については、終期前返納規定が定められていないものが2補助金(26補助金の7.6%、同1414億円)となっていた。このうち厚生労働省所管の1補助金は、基金を保有する都道府県において、法令に基づき、基金拠出率を設定する際に、基金規模や将来のリスクを踏まえた検証が適切に実施されているとしていて、残りの1補助金は、基金の取扱要領の整備が遅れたとしていた。一方、適用対象外補助金44補助金(同3211億円)については、終期前返納規定が定められていないものが19補助金(44補助金の43.1%、同1827億円)となっており、適用対象補助金と比べると、定められていないものの割合が高い状況となっていた。

また、前記の24年度から28年度までに存在した3,918基金のうち岩手、宮城、福島各県等に設置造成された基金を除く3,671基金について、24年度から28年度までの間における国庫返納の状況等をみたところ、国庫返納の実績のないものが2,608基金となっていた。また、国庫返納の実績のある1,063基金についてみると、国庫返納件数は1,336件、国庫返納額は計3162億円となっていた。これらの返納理由をみると、終期の到来に伴うものが1,019件(1,336件の76.2%)、計2060億円(3162億円の65.1%)、基金規模の見直しに伴うものが156件(同11.6%)、計894億円(同28.2%)となっていた。このように、基金規模の見直しに伴う国庫返納件数は全体の1割強で、これらは全て終期前返納規定が定められている国庫補助金等に係る国庫返納となっていた。

(3) 基金規模等の状況

28年度末対象基金1,463基金のうち、基金の設置造成後3か年度以上が経過していて、28年度末基金保有額が1000万円以上の取崩し型の基金405基金及び回転型の基金90基金について、本院において基金規模の状況がどのようになっているか分析したところ、次のような状況となっていた。

ア 取崩し型の基金(基金を各事業の財源に充てることによって費消していくもの)

取崩し型の基金405基金について、過去3か年度の事業実績についてみたところ、過去3か年度において基金事業の事業実績がないものが16基金あった。また、基金保有倍率(28年度末基金保有額を26年度から28年度までの3か年度の平均事業実績額で除して得た数値)が10倍以上となっている基金が32基金となっていた。そして、これら計48基金(28年度末基金保有額117億円)のうち43基金は、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であった。このうち、基金事業の事情により、過去3か年度において基金事業の実施に至らなかった又は当初の計画よりも基金事業の実施が少なかったとしていたものが29基金となっていて、その中には今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていなかったものが10基金見受けられた。

イ 回転型の基金(貸付けなど基金を繰り返し回転させて使用するもの)

回転型の基金90基金について、過去3か年度における各年度末の基金造成総額に対する各年度末の資金残高の比率(繰越率)の3か年度平均(平均繰越率)を算定したところ、平均繰越率が50%以上のものが78基金(90基金の86.6%、28年度末基金保有額293億円)となっていた。そして、こ

れら78基金のうち2基金は、繰越率が毎年度高くなっているものの、今後も継続的な需要が予想されるなどとしていた。また、残りの76基金は、従前から、自主納付制度を設けて、基金規模を客観的に把握するために、毎年度、都道府県に余剰金の額を算定させて、余剰金の自主納付について検討させるといった基金規模の適正化に向けた取組が行われていた。しかし、依然として繰越率が高くなっている基金が見受けられることなどを踏まえて、76基金のうち48基金は、基金規模の適正化に向けて自主納付制度の運用の見直し中であるとしており、残りの28基金は、自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて所管する農林水産省(水産庁)において十分に確認できていないなどの状況となっていた。

4 所見

各府省は、次の点に留意して、地方公共団体等と十分に連携し、基金事業が適切かつ有効に実施され、使用見込みの低い基金については国庫返納を促すことなどについて努める必要がある。

ア 改正適正化令の適用状況等

(ア) 基金事業としての性質の該当性の状況等

各府省は、今後も改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業として実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに又は国庫補助金等ごとに確認するなどして、基金により事業を実施する必要があるか不断に検討すること。農林水産省は、2補助金の基金事業について、基金によることなく事業を実施することの可否について十分に検討すること

(イ) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金について、交付要綱等に基本的事項の公表を定めることについて十分に留意すること。適用対象外補助金についても、基金の透明性を高めて、国民への説明責任を果たすために、基本的事項の公表を定めることについて検討すること。また、交付要綱等において公表が定められているのに、公表されていなかったなどの基金について、地方公共団体等に対して、基本的事項を適時適切に公表するよう周知徹底するとともに、各府省においても公表対象を十分に把握するなどして基金に関する情報を適時適切に公表するよう留意すること

(ウ) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金のもとより、適用対象外補助金であっても、地方公共団体等と協議を行い、保有割合等を報告させるなどして基金規模を客観的に把握し、基金規模の妥当性を適切に確認すること。また、各府省は、保有割合等の報告に係る規定がある基金について、地方公共団体等が報告していないことの事情等を十分に把握した上で、保有割合等を報告させるよう周知徹底すること。文部科学、厚生労働両省は、所管別に区分して経理が行われている安心こども基金について、基金規模の妥当性を適切に確認できるようにするために、所管別に保有割合等を算定するようにすること

(エ) 国庫返納に係る規定の整備状況等

厚生労働省は、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていない1補助金について、国費の適正かつ効率的な使用の観点等から、基金規模が過大であると認められる場合に、速やかに国庫補助金等相当額の国庫返納が行われるようにするために、終期前返納規定を整備することについて、適切に検討すること。また、各府省は、適用対象外補助金についても、基金の見直しにより基金規模を適正化するために、終期前返納規定を整備していない場合は、終期前返納規定を整備することについて検討すること

イ 基金規模等の状況

各府省は、基金の実際の使用実績や具体的な根拠資料等により今後の使用見込みを十分に把握したり、基金規模を客観的に把握できるよう保有割合等を報告させたりするなどして、引き続き基金を保有することの妥当性及び基金規模の妥当性を十分に確認等すること

本院としては、今後とも国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について引き続き注視していくこととする。

年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について

1 検査の背景

(1) 公的年金制度の概要

我が国の公的年金制度は、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者からの保険料で賄っていく財政方式(賦課方式)を基本として運営されているが、一定金額の積立金を保有し、その運用収入及び元本の取崩しを年金給付の財源の一部として活用することにより、将来の保険料水準や給付水準の平準化を図ることとしている。厚生労働大臣は、国民年金及び厚生年金保険に係る積立金(年金積立金)を管理しており、年金積立金の残高は平成29年度末において164兆1609億円となっている。また、政府は、少なくとも5年ごとに国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及びその後おおむね100年間の見通しを作成(財政検証)しなければならないこととなっている。

(2) 年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人の概要

年金特別会計の国民年金勘定(特会国年勘定)及び厚生年金勘定(特会厚年勘定)において生じた剰余金は将来の年金給付等に必要な額を積立金として積み立て、厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に寄託して運用することとなっている。

GPIFは、年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業等の運営の安定に資することを目的として、18年4月に設置されている。

(3) 年金積立金の推移

29年度末における年金積立金の残高は、年金特別会計が管理している分が7兆7777億円、GPIFが管理している分が156兆3831億円、計164兆1609億円となっている。

(4) GPIFにおける年金積立金の運用

厚生労働大臣は、GPIFが達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定めて、実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた運用利回り)を示している。GPIFは中期目標を達成するための計画において、長期的な観点からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)等を定めている。そして、運用結果等について、毎年度、業務概況書を作成して公表している。

GPIFは、年金積立金について、基本ポートフォリオに基づき、国内外の債券、株式等に分散投資を行っている。また、オルタナティブ投資、ESG投資等、投資手法の拡大を図っている。

GPIFによる年金積立金の市場運用には、年金積立金の運用を委託した機関(運用受託機関)に投資の判断等を一任する委託運用と、GPIF自らが投資の判断等を行う自家運用とがある。そして、GPIFは、特定運用信託契約により年金積立金の管理を信託銀行(資産管理機関)に委託している。

(5) 運用環境の変化

厚生年金基金は、国に代わって厚生年金保険の給付の一部を代行して支給する(代行部分)などができることとされている。しかし、バブル経済の崩壊等により、いわゆる代行割れ基金が多数存在することから、26年4月に、厚生年金基金の新設を認めないこととするとともに、厚生年金基金の解散又は代行部分の支給義務の国への返上(これらを「解散等」)を促進するために、解散等の際に国に納付する最低責任準備金の期限、額等の特例を適用するなどとされた。

2 検査の着眼点

本院は、24年10月の厚生労働省及びGPIFにおける報告の所見に対する対応に留意しつつ、年金積立金の運用状況等について①年金積立金の運用状況等は、どのようになっているか。運用に係る基本ポートフォリオ等は、どのように策定又は変更され、運用にどのような影響・効果を及ぼしているか、②厚生年金基金の解散等、低金利政策の継続及びマイナス金利政策の導入等の運用環境の変化は、年金積立金の運用にどのような影響を及ぼしているか、③委託運用及び自家運用におけるファンドの運用実績は、どのようになっているか。また、管理運用業務の委託先の評価等は適切に行われているか、④GPIFにおけるガバナンスは組織改編後、どのようになっているかに着眼して検査

した。

3 検査の状況

(1) 年金積立金の運用状況等

ア GPIFにおける年金積立金の運用に係る基本ポートフォリオ等の状況

27年10月の被用者年金制度の一元化以降は、GPIF、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団(これらを「運用主体」)がそれぞれの基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(モデルポートフォリオ)が定められることとなった。モデルポートフォリオの策定過程について、モデルポートフォリオに関する連絡会議の事務局を務めたGPIFは、市場への影響を考慮して、同会議の開催要綱において、同会議は非公開、資料及び議事録は公表しないことを定めたとしている。また、積立金基本指針によれば、運用主体は、財政検証が行われるなど必要があるときは、共同して、モデルポートフォリオについて検討して変更することとされているが、変更が必要となる場合の具体的な手続等が特に整備されていない状況となっていた。

イ 実績連動報酬制

29年度において実績連動報酬制が適用されている33ファンドのうち、超過収益を獲得できていないのにパッシブ運用を上回る報酬が支払われているものが5ファンド見受けられたが、GPIFは、30年度から、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの報酬となるなどの新しい実績連動報酬制を、原則として全てのアクティブファンドに適用することとしている。

ウ カストディ費用の低減

GPIFは、資産管理機関であるステート・ストリート信託銀行に対する現地ヒアリングにおいて、外国において有価証券の保管を行っているA社に支払う保管手数料(カストディ費用)の料率が最も優遇されたものであることを確認しているとしている。

一方、GPIFの資産管理機関として参入の意思を示したB信託銀行からの提案によるとA社に対する外国債券に係るカストディ費用の料率は、現行のステート・ストリート信託銀行の料率よりも低くなっていた。

(2) 運用環境の変化による影響

ア 年金特別会計における年金積立金への影響

特会厚年勘定における余裕金は、解散等した厚生年金基金からの最低責任準備金等の増加等の影響により、28年6月以降増加していた。

イ 短期資産ファンドの運用状況

GPIFが流動性を確保するために保有している短期資産ファンドの残高は、28年度から著しく増加していた。

ウ キャッシュアウト等対応ファンドの運用状況

キャッシュアウト等対応ファンドについては、キャッシュアウトが必要な時期が26年度以降の10年間程度との見込みと異なる状況となるなどしており、また、将来のキャッシュアウトに使用される見込みの少ない残存期間の長い国債を多く保有している状況となっている。

(3) 各ファンドの運用状況等

ア 委託運用における各ファンドの運用状況

GPIFは、29年度からESG指数に基づく国内株式のパッシブ運用を開始しており、中長期的に投資の効果を確認しながら、新たなESG指数の活用やアクティブ運用なども含めてESG投資を拡大する方針であるとしている。

イ 委託運用におけるファンドの評価及び選定・入替え等

(ア) 運用受託機関が運用する既存のファンドの評価

GPIFは、運用受託機関が運用する既存のファンドについては、毎年度総合評価を実施して運用受託機関の見直しを行っている。各ファンドの実際の収益の状況についてみると、委託

運用のアクティブファンドのうち、25年度から29年度までの平均年率(最長5年)等の基準でみて超過収益率を確保していなかったのは、主として国内株式ファンドと外国株式ファンドとなっている。

(イ) 総合評価の方法の変更

GPIFは、29年10月以前は運用受託機関に係る総合評価を定性評価及び定量評価により行っていたが、同年11月以降の定性評価においては、従来の定量評価の指標となっていた超過収益率等を定性評価を行う際の参考指標として評価することとしている。

ウ 自家運用における各ファンドの運用状況

GPIFが自家運用における国内債券パッシブ運用について開示している収益率は、証券貸付運用の収益を含めて算定されている一方、委託運用分については、証券貸付運用の収益を含まないことから、両者の運用実績を厳密に比較することは困難な状況となっている。

エ オルタナティブ投資の状況

GPIFは、26年2月からオルタナティブ投資を実施しているが、投資信託受益証券を購入する形で自家運用によりオルタナティブ投資を行っている2ファンドについては、運用開始後は内部収益率がマイナスで推移しているが、1ファンドは29年度に収益が生じている状況となっている。

オ 管理運用に関する情報開示の状況

(ア) 運用受託機関及び資産管理機関における運用に係る費用

GPIFは、業務概況書において、直接契約している運用受託機関及び資産管理機関に対して支払った管理運用手数料について開示しているが、資産管理機関が管理する信託財産から引き去られているカストディ費用等については開示していなかった。

また、証券貸付運用に係る費用のうち、外国債券及び外国株式の委託運用分について、GPIFが直接契約を締結していないとして、業務概況書等において開示していなかったり、国内債券の自家運用分について、業務概況書において他の管理手数料に含めて開示しており、他の管理手数料と分離して開示していなかったりしていた。

さらに、オルタナティブ投資に係る管理手数料について、業務概況書において他の管理手数料と分離して開示していなかった。

(イ) 運用リスク情報

GPIFが29年度の業務概況書において、リスク情報として記載したバリュアット・リスク(VaR)は、27年度の業務概況書に記載したものと異なり、GPIFが実際に保有している資産のデータを基に、保有期間1年、観測期間2年、信頼水準84%という前提で算出されている。

4 所見

同省においては、次の各点に、また、GPIFにおいては、イ(ア)を除く各点にそれぞれ留意することとし、もって年金積立金の適切な管理運用に努める必要があると認められる。

ア 年金積立金の運用状況等

(ア) GPIFが他の運用主体と共同して策定するモデルポートフォリオについては、各運用主体が策定する基本ポートフォリオが運用成績を左右する重要な要因とされており、各運用主体が基本ポートフォリオを策定する際にモデルポートフォリオを参酌すべきものとされていることに鑑みて、モデルポートフォリオの策定過程について、事後的に検証ができるように議事録等を一定期間経過後に公表することについて、モデルポートフォリオに関する連絡会議の構成員である他の運用主体と協議するなどして検討するとともに、モデルポートフォリオの変更を適時適切に行うことができるように、その変更に係る具体的な手続を整備することについて他の運用主体と協議するなどして検討すること

(イ) アクティブファンドの運用手数料に係る実績連動報酬制については、30年度から本格的に新しい実績連動報酬制を適用することとしていることから、新しい実績連動報酬制の導入の効果について、一定期間後に検証を行うなどして、運用受託機関に対する超過収益獲得のための動

機付けがより働くものとなるよう引き続き努めること

- (ウ) カストディ費用については、年金積立金の経済的な運用を確保するために、資産管理機関との特定運用信託契約において適用されているカストディ費用の各種料率等が、最も優遇されたものであることを、当該資産管理機関の報告やその他の情報により継続的に確認すること

イ 運用環境の変化による影響

- (ア) 年金特別会計における年金積立金に対する厚生年金基金の解散等の影響については、年金収支の見通しを的確に把握して、年金特別会計の積立金に属する現金の繰替使用の額や積立金の取崩し額を必要最小限にとどめて、特会国年勘定及び特会厚年勘定において多額の余裕金を保有することがないように努めること

- (イ) GPIFの短期資産ファンドに対する厚生年金基金の解散等の影響については、多額の短期資産を保有する状況となっていることについて国民に丁寧に説明すること

- (ウ) GPIFのキャッシュアウト等対応ファンドに対する厚生年金基金の解散等の影響については、31年の次期財政検証の検討状況を踏まえながら適時に、ファンドの規模、償還期間別の国内債券の構成等を見直すことを検討すること

ウ 各ファンドの運用状況等

- (ア) ESG投資については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資するという年金積立金の目的に適合するものとなっているか、ESG投資の中長期的な投資効果を継続的に確認していくこと

- (イ) 委託運用における運用受託機関の評価については、年金積立金のより効率的な運用を図るために、適時適切に運用受託機関の評価を行って、運用受託機関の構成やファンドの資金配分が最適なものとなるよう運用受託機関の見直しを引き続き行うこと

- (ウ) 運用受託機関の総合評価の方法については、従来の定性評価及び定量評価から、定性評価(評価項目の一部として定量評価を含む。)に変更した効果等を、その実績を踏まえて検証して、必要に応じて見直しを行うなどすること

- (エ) 自家運用における各ファンドの運用状況については、自家運用及び委託運用について同一の条件に基づいて算出した収益率を示すなどして、自家運用によるファンドの収益の状況について国民に丁寧に説明すること

- (オ) オルタナティブ投資については、透明性を確保するために、その収益、費用等の具体的な計数を含む運用状況について国民により丁寧に説明すること

- (カ) 管理運用に係る費用については、資産管理機関が管理する信託財産から引き去られているカストディ費用等も合わせて開示することを検討すること。また、証券貸付運用に係る費用のうち外国債券及び外国株式の委託運用分については、業務概況書等において開示するとともに、国内債券の自家運用分について、他の管理手数料と分離して開示することを検討すること。さらに、オルタナティブ投資に係る費用については、資産管理機関に対する管理手数料について他の管理手数料と分離して開示することを検討するとともに、運用受託機関に対する運用手数料について、支払が発生した場合には、他の運用手数料と分離して開示することを検討すること

- (キ) 運用リスク情報の開示については、基本ポートフォリオの変更により株式の占める割合が増加し、リスク(標準偏差)が大きくなるなどしており、収益が減少するリスクについて国民に対して丁寧に説明を行っていく必要があることから、29年度の業務概況書に記載されている保有期間1年のVaRに加えて、ストレステストの結果等中長期のリスクについて継続して記載すること

本院としては、今後とも、年金積立金の管理運用が運用環境の変化等に即して適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について

1 検査の背景

(1) 創設時における独立行政法人制度の概要

独立行政法人制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として創設された。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(通則法)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律等において定められている。

そして、独立行政法人の会計については「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(会計基準)が定められている。独立行政法人は、運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、その後、業務の進行に応じて負債から収益に振り替える(収益化)ことなどとなっている。また、独立行政法人は、中期目標期間の最終事業年度以外の事業年度に、損益計算において利益が生じたときは、当該利益のうち、独立行政法人の経営努力として主務大臣が承認(経営努力認定)した利益を目的積立金として積み立て、中期計画に記載した使途に使用することができることとなっていて、中期目標期間の最終事業年度末には運営費交付金債務を全て収益化し、当期末処分利益は全て積立金に振り替えることとなっていた。

(2) 独立行政法人改革等の概要

政府は、行政改革推進会議における議論を踏まえ、25年12月に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(基本的な方針)を決定した。基本的な方針によれば、独立行政法人改革等の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、独立行政法人の長(法人の長)のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図ることなどとされている。そして、基本的な方針に沿った改革等を進めるために、通則法が改正され(改正通則法)、会計基準が改訂された(改訂会計基準)。

改正通則法では、法人の事務及び事業の特性に応じて、独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人の三つに分類することとされた。主務大臣は、分類に応じて中期目標等を定めることとされ、法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの機能の強化を図るために、毎事業年度又は中期目標等の期間における法人の業務の実績を自ら評価(主務大臣評価)することで、目標及び評価の一貫性及び実効性を向上させることとされた。そして、主務大臣は、「一定の事業等のまとまり」(主要な事業ごとの単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等の目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位)ごとに中期目標等の項目を設定することとされ、目標策定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するために、独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、中期目標等における「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくセグメント情報とされた。

会計基準によれば、運営費交付金は、三つの収益化に係る基準(収益化基準)に基づき収益化することとされていたが、改訂会計基準では、事業年度末時点の業務の進行状況を測定する必要がある業務達成基準の採用を原則とし、収益化基準の単位としての業務(収益化単位の業務)を設定して、収益化単位の業務ごとに収益化することとされた。そして、経営努力認定に関しては、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合について新たに経営努力として認めることなどとされ、また、次期中期目標又は次期中長期目標の期間へ繰り越す積立金(繰越積立金)に、最終事業年度における経営努力認定に相当する額(経営努力相当額)を含めることができることとされた。

改正通則法では、独立行政法人の業務方法書に、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法等

に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する事項を記載しなければならないこととされた。そして、総務省は、各独立行政法人の主務省に対して「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(体制整備通知)を発出した。また、改正通則法では、主務大臣は、監事の任命に当たり、必要に応じ、公募の活用に努め、公募によらない場合であっても、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。さらに、総務省は、監事を補佐する体制(監事補佐体制)の整備等、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組について充実させることにより、監査の質の向上を図るために、「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」(監事の機能強化通知)を発出し、主務大臣に対して可能な限り独立行政法人における監事補佐体制の整備に協力することなどを求めている。

2 検査の着眼点

本院は、①独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下でのPDCAサイクルを機能させるための主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況はどのようになっているか、②独立行政法人の自律的なマネジメントの実現を図るための管理会計の考え方がどのように取り入れられているか、経営努力の促進等に係る取組はどのようになっているか、③内部統制システムの整備等及び主務大臣による監事の任命、監事の機能強化等による独立行政法人の内部統制・ガバナンスの強化の状況等はどのようになっているかに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況

ア 評価単位とセグメントの対応状況

29事業年度を含む中期目標等期間の中期目標等が改正通則法に基づき策定されている53法人(改正通則法に基づく中期目標等策定53法人)において、29事業年度の独立行政法人が自ら行った評価(自己評価)及び主務大臣評価における評価単位とセグメントの対応状況をみると、4法人においてはこれらの一部又は全部が対応していなかった。

イ 「一定の事業等のまとまり」の単位と評価を行った単位の状況

改正通則法に基づく中期目標等策定53法人のうち、29事業年度の自己評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている25法人中21法人が、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていないかった。また、29事業年度の主務大臣評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている23法人中19法人が、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていないかった。

ウ 主務大臣評価におけるセグメント情報等の活用状況

改正通則法に基づく中期目標等策定53法人から前記の評価単位とセグメントが対応していない4法人を除いた49法人に係る29事業年度の主務大臣評価において評定を付している項目のうち、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていて、評価項目がセグメントと対応している38法人172項目の主務大臣評価の評価書(主務大臣評価書)のインプット情報についてみると、予算額の記載がないため、決算額と予算額の対比ができない項目が3法人8項目あった。当該3法人8項目を除いた35法人164項目のうち、決算額が予算額に対して10%以上増減している24法人49項目のインプット情報についてみると、評定の根拠を記載する欄等に、決算額と予算額の差異の理由を踏まえた評価等の明確な記載が見受けられず、インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっていた。さらに、上記49法人のうち、主務大臣評価書に記載されているインプット情報に、計数の転記誤りなどにより差異が生じている項目が、3法人3項目において見受けられた。

(2) 経営努力の促進等に係る取組状況

ア 業務達成基準を採用したことによる運営費交付金の収益化等の状況

業務達成基準を採用していた73法人における収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業

務の進行状況の測定方法について、各独立行政法人の規程等により明文化されているかをみると、31法人においては明文化されていなかった。また、上記73法人のうち42法人においては、29事業年度に業務達成基準を採用していた業務に係る運営費交付金債務を30事業年度に繰り越しており、当該42法人に係る収益化単位の業務における業務の進行状況を測定する指標をみると、運営費交付金配分額全額を翌事業年度に繰り越している業務を除き、全ての業務において投入費用が指標として設定されていた。

イ 法人の長における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況

29事業年度において、上記73法人のうち16法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった。

ウ 経営努力認定の状況

経営努力認定された額を目的積立金に計上したり経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上したりしている独立行政法人の割合や、経営努力認定された額及び経営努力相当額に運営費交付金で賄う経費の節減分が含まれる独立行政法人の割合が年々増加していた。

(3) 内部統制・ガバナンスの強化等の状況

ア 内部統制システムの整備状況

全87法人の29事業年度末時点における体制整備通知において業務方法書に具体的に記載することとされている106の具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、8法人は、業務方法書への記載を現在検討中であるとしていた具体的項目があった。また、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、該当する全ての具体的項目を業務方法書に記載していた独立行政法人は、29事業年度末においては84法人となっていた。

イ 内部統制の取組状況

全87法人における29事業年度末現在のWBS(プロジェクト全体を細かい作業に分割した構成図のこと)等の手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化の状況をみると、16法人がWBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていなかったとしていた。また、各独立行政法人における29事業年度末のリスクの識別から対応までに係る2項目は、全87法人で業務方法書へ記載されており、リスクの識別から対応までについて取り組むことが定められていたが、29事業年度末現在におけるリスクの識別から対応までに係る2項目の進捗状況についてみると、未着手の段階が5法人、作業途中の段階が21法人、実施できる段階が61法人となっていた。

ウ 監事の機能強化等の状況

28事業年度又は29事業年度に任期が開始した66法人延べ130人の監事のうち初めて任命された者は57人となっており、当該57人の任命状況をみると、公募によらない場合としている割合は96.4%となっており、このうち推薦以外による割合が高くなっていた。また、任命された監事の経歴についてみると、常勤監事は民間企業出身者が、非常勤監事は公認会計士・税理士の占める割合が、それぞれ高くなっていた。そして、27年4月に設立された日本医療研究開発機構を除いた86法人について改正法施行前の26事業年度末の状況と施行後の29事業年度末における監事の人数、構成をみると、変化があったのは4法人となっていた。また、全87法人の監事補佐体制は、26事業年度末に対して29事業年度末に監事を補助する専属の職員が改正法の施行等に伴い増加したとしている独立行政法人が16法人ある一方で、組織又は業務の見直しにより減少したとしている独立行政法人も3法人見受けられ、29事業年度末に監事を補助する専属の職員が皆無であるとしている独立行政法人は64法人となっていて、多くの独立行政法人が監事の補助業務と内部監査業務等を兼務する職員を配置していた。

4 所見

主務省及び独立行政法人は、独立行政法人が効果的かつ効率的に業務運営を行うという理念の下、制度導入の本来の趣旨にのっとり、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、次の点に十分留意することが必要である。

ア 自己評価及び主務大臣評価について

- (ア) 29事業年度末時点において自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントが対応していない独立行政法人について、主務大臣及び独立行政法人においては、セグメントを評価単位である「一定の事業等のまとまり」に対応させることができるように十分に検討した上で、セグメントの設定の見直しを図るなどして、評価単位とセグメントを適切に対応させること
- (イ) 自己評価において「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っていない独立行政法人においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、主務大臣評価の円滑化に資するために、評定を付す際には「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行うこと。また、中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」の単位で主務大臣評価を行っていない主務大臣においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、独立行政法人の評価等にセグメント情報を十分に活用し、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの機能の強化に資するために、中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行うこと
- (ウ) インput情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっている独立行政法人の主務大臣評価書について、主務大臣においては、成果に対して要したインputに係る評価についても適切に主務大臣評価書に記載し、セグメント情報等を評価にどのように活用しているかが分かるようにするなどして、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の実効性を確保するなどすること。また、主務大臣評価書に記載されているインput情報が評価単位に対応する適切なセグメント情報等の数値となっていない独立行政法人に対する主務大臣評価書においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に記載して、評価を適切に行うこと

イ 経営努力の促進等に係る取組について

- (ア) 29事業年度末時点において収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を明文化していない独立行政法人においては、業務達成基準を採用するに当たって、収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を規程等により明確にすること
- (イ) 29事業年度末時点において法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していない独立行政法人においては、法人の長の事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握の必要性等について検討すること

ウ 内部統制・ガバナンスの強化等について

- (ア) 29事業年度末時点において業務方法書への記載について検討中の具体的項目があるとしている独立行政法人においては、早期に方針を決めて、業務方法書への記載を行うなどの対応を執ること
- (イ) WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていなかったとしている独立行政法人においては、対応すべきリスクについて示したリスク対応計画の作成や見直しなどの際に、業務ごとにリスクが網羅的に洗い出されるよう、WBS等の手法を用いるなどして業務フローの認識及び明確化を行うことにより、リスクの識別をより効果的に行うことを検討すること
- (ウ) 29事業年度末時点において未着手段階法人においては、法人の長のリーダーシップの下、早期にリスクの識別から対応までの作業に着手し、途中段階法人においては、モニタリングが実施できる段階まで早期に作業を進めること。また、実施段階法人においては、モニタリングの結果等を踏まえ、目標の設定に反映させていく取組を引き続き適切に実施していくこと
- (エ) 独立行政法人においては、監事監査の実効性を担保するために、監事の機能強化通知を踏まえ、引き続き監事補佐体制の強化を図ること

本院としては、独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

(7) 国会からの検査要請事項に関する報告

～ 目 次 ～

< 件	名 >	ページ

・ 中心市街地の活性化に関する施策について.....		3 6 7
・ 有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について.....		3 7 1

中心市街地の活性化に関する施策について

1 検査の背景

本院は、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省を対象に、①中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況、②中心市街地の活性化に関する施策の有効性を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2 検査の着眼点

本院は、9府省庁等、都道府県及び市町村における中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について、①施策を確実に実施するための事業推進体制の整備や充実が図られ、国、都道府県、市町村、中心市街地活性化協議会等の連携や調整は適切に行われているか、②市町村が作成して、認定された中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画(市町村が作成する計画を「基本計画」、認定された基本計画を「認定基本計画」)に記載された事業(認定事業)は、認定基本計画期間中に円滑に実施されているか、認定基本計画期間終了後においても、継続して実施されているか、③大型店(大規模集客施設又は大規模小売店舗)の立地抑制や誘導を図るために、特別用途地区の設定や大規模小売店舗立地法(大店立地法)の特例措置を活用した対策は適切に行われているか、④評価のための指標は、適切に設定され、測定されているか、認定基本計画は適切に見直されているか、また、施策の有効性等について、①国の支援措置は、市町村が活用しやすいように設定され、認定基本計画に適切に位置付けられて有効に活用されているか、②中心市街地の活性化に関する施策の実施は、都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の改善に寄与しているか、③認定基本計画の評価の結果は、中心市街地の活性化の状況を適切に反映した有効なものとなっているか、などに着眼して検査を実施した。

3 検査の結果

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制

国は、中心市街地活性化本部を設置し、①中心市街地活性化法に定める特別の措置(法定措置)、②基本計画の認定を要件として支援の対象、支援対象項目の拡大又は支援要件が緩和されるなどの認定と連携した特例措置(拡大支援措置)、③中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置(通常支援措置)、④拡大支援措置や通常支援措置以外の中心市街地の活性化に資するその他の支援措置(その他の措置)に区分された支援措置の整備を行い、市では、市町村の中心市街地活性化に係る事業を担当する関係部局を統括する組織(中活課室)等を設置するなどして、実施体制の充実が図られてきている。一方、基本計画の作成や認定事業の実施に当たって、バリアフリー事業が完了していなかったり、大店立地法の特例措置に係る情報提供等を実施していなかったり、拡大支援措置である認定基本計画に位置付けられた空き店舗対策等のソフト事業に対して交付する特別交付税(中活ソフト特別交付税)の算定対象となるソフト事業に位置付けられていなかったりするなどして、国、道県、市等における連携等が十分に図られていない状況となっていた。

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の実施状況

ア 認定事業の実施状況等

国は、平成28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援(国庫負担額8700億円)している。会計実地検査を行った90市の134計画についてみたところ、同年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画のうち76計画では一部のハード事業が完了していなかった。そして、76計画のうち、60計画において関係者の合意形成が図られていなかったことなどにより、認定基本計画期間終了時点で達成を見込む指標値(目標値)の達成に寄与するとされている事業(主要事業)とされているハード事業の全部又は一部が認定基本計画期間終了時点で完了していなかった。一方、74市の80計画について、主要事業となっている認定基本計画期間終了後のソフト事業の継続状況をみたところ、53計画においては、市の補助事業等による財政的な支援等の体制が整わないことなどにより主要事業とさ

れたソフト事業の一部が継続されていなかった。

イ 都市計画手法の活用及び経済活力向上事業の実施状況

準工業地域への大型店の立地の制限について、対象面積を10,000㎡以下にしたり、近隣商業地域、商業地域等の準工業地域以外の用途地域に設定したりすること(多重制限)等を行っていた市(多重制限市)12市と多重制限等を行っていなかった市(多重制限未実施市)78市について、18年度から28年度までの間に中心市街地区域外に立地した大型店の店舗面積の変化を比較したところ、1,000㎡を超える大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では74市(94.8%)、多重制限市では10市(83.3%)となっていた。また、中心市街地への影響が大きいとされる店舗面積が10,000㎡以上の大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では24市(30.7%)、多重制限市では2市(16.6%)となっていた。さらに、24道県について、基本方針等を踏まえて、大型店の立地に関して広域的な調整を図るための条例等を定めているかをみたところ、大型店を立地できる市町村の地域や店舗面積を定めたり、大型店の立地予定の市町村及び隣接する市町村に店舗面積等を通知して中心市街地の活性化の見地から意見等を聴取したりなどしていたのは、9道県にとどまっていた。

90市について、認定基本計画における大店立地法の特例措置の活用状況をみたところ、25市は大店立地法の特例措置を活用していたが、65市は活用していなかった。また、中心市街地への集客効果が大きいと考えられる店舗面積5,000㎡以上の大型店の店舗面積は、大店立地法の特例措置を活用していた市では8市(32.0%)において増加していた一方、大店立地法の特例措置を活用していなかった市で増加していたのは11市(16.9%)にとどまっていた。

ウ 評価の実施状況

1回以上フォローアップが実施された88市の129計画について目標及び指標の設定状況をみたところ、「にぎわいの創出」等4種類の目標分類で計354目標が設定されており、これらの目標の達成状況を把握するために「通行量」等7種類の指標分類で計404指標が設定されていた。88市の129計画に係る404指標のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみたところ、168指標(70.2%)が目標値を達成しておらず、このうち114指標(67.8%)については、認定基本計画期間開始時点での指標値(基準値)に達していない状況となっていた。

74市の80計画に係る239指標のうち、全ての定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点での目標達成が困難であるとされていた50指標について、定期フォローアップの評価結果の反映状況をみたところ、26指標については、市が認定基本計画の変更に相当程度の時間を要すると判断したり、適当な改善策がないと判断したりするなどして、認定基本計画の見直しが実施されていなかった。また、Ⅱ期の認定基本計画で継続して測定することとしているなどの指標116指標を除いた123指標について、市による最終フォローアップ後の実績値の測定状況及び測定されている場合の実績値の状況をみたところ、43指標については、最終フォローアップ後に実績値の測定が実施されておらず、実績値の評価に基づく主要事業の評価や、評価結果を中心市街地の活性化に係る取組に反映することができなくなっていた。

(3) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

ア 国の支援措置の活用状況

18年度から28年度までの間の各年度に、国が基本方針等で示している支援措置の数は、法定措置225措置、拡大支援措置193措置、通常支援措置265措置、その他の措置380措置、計1,063措置となっていた。そして、1,063措置がどの程度活用されているかをみたところ、活用されていたのは法定措置26措置(11.5%)、拡大支援措置136措置(70.4%)、通常支援措置180措置(67.9%)、その他の措置102措置(26.8%)となっていた。一方、活用されていなかった支援措置は619措置となっていて、このうち法定措置は199措置(32.1%)に上っていた。そして、各支援措置のうち、法定措置については、大店立地法の特例措置の活用のための情報提供が15道県におい

て十分でなかったことなどから、65市において大店立地法の特例措置が活用されていなかった。また、拡大支援措置については、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業について、留意事項の周知が十分でなく、中活課室等の理解も十分でなかったことなどから、43市において認定基本計画に適切に位置付けられていない状況となっていた。

イ 活性化関連一般指標の推移等

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の市域全体人口は、18年度2026万人、28年度2014万人と18年度から28年度までの間の推移は微減となっていた。一方、74市の中心市街地区域内人口の合計は、18年度75万人、28年度77万人と微増となっていた。74市それぞれの中心市街地区域内人口について、18年度と比較して28年度に中心市街地区域内人口が増加しているのは29市(39.1%)、減少しているのは45市(60.8%)となっており、29市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた。

74市内の217地点の都道府県地価調査価格の平均価格の推移は、18年度205,129円/㎡、28年度182,433円/㎡となっており、18年度から28年度までの推移は増減を繰り返しつつ、18年度と比較して28年度は下落している。18年度と比較して28年度に中心市街地区域内の都道府県地価調査価格が上昇しているのは10市(13.5%)、下落しているのは64市(86.4%)であり、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められるのは10市にとどまっていた。

74市の固定資産税収入額の合計額の推移は、18年度の1兆3326億円から23年度の1兆3934億円まで増加した後、24年度に1兆3278億円に減少し、28年度に1兆3628億円となっており、回復基調となっている。74市それぞれの住民1人当たりの固定資産税収入額について、18年度と比較して28年度に住民1人当たりの固定資産税収入額が増加しているのは39市(52.7%)、減少しているのは35市(47.2%)であり、39市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた。

上記のとおり、活性化関連一般指標の数値が増加し、又は上昇している市においては、認定基本計画の実施が中心市街地の活性化に一定程度寄与していると思料される状況が見受けられる一方、指標ごとに数値が増加し、又は上昇している市は区々となっていて、特定の指標だけで中心市街地の活性化の状況を評価することは困難であり、多様な指標による評価を検討することが必要であると思料された。

ウ 都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の状況

都市機能の増進の状況に影響する指標(都市コンパクト化指標)の区分で上位群となっていた13市のうち、6市は経済活力の向上の状況に影響する指標(経済活力向上指標)の区分が上位群、3市は中位群となっていた一方、4市は下位群となっていた。また、経済活力向上指標の区分で上位群となっていた15市のうち、6市は都市コンパクト化指標の区分が上位群、4市は中位群となっていた一方、5市は下位群となっていた。

都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも上位群となっている6市については、都市機能の増進と経済活力の向上がバランスよく推進されており、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められると思料された。また、都市コンパクト化指標又は経済活力向上指標の上位群のうち、いずれか一方が中位群となっていた7市についても、都市機能の増進と経済活力の向上が一定程度推進されており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組を継続的に行うことが重要であると思料された。一方、都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも下位群となっている24市については、認定基本計画の実施の効果は限定的と考えられ、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された。

エ 達成状況と最終評価の関係

最終評価に当たっては、25年3月の基本方針等の改正により「かなり活性化が図られた」「若干の活性化が図られた」「活性化に至らなかった(計画策定時と変化なし)」又は「活性化に至らな

った(計画策定時より悪化)」の4種類の評価から選択することとされた。また、基本方針等によれば、最終評価に当たっては、当該市町村だけではなく、協議会の意見及び市民意識の変化を記載することとされている。

そこで、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市のうち、25年3月の評価の方法の改正以降に最終フォローアップを行った69市の最終評価をみたところ、市による最終評価では64市(92.7%)が、協議会による最終評価では65市(94.2%)が、「活性化が図られた」としていた。一方、市民による最終評価では、57市(82.6%)が「活性化が図られた」としていた。

最終フォローアップにおける市の最終評価と指標の達成状況をみたところ、64市が「かなり活性化が図られた」又は「若干の活性化が図られた」を選択して「活性化が図られた」としているが、指標の達成状況をみると、このうち24市は、目標値に達していなかった。そして、これら24市のうち9市は指標の達成状況が目標値及び基準値に達していないなど、最終評価と指標の達成状況にかい離が生じている状況となっていた。

4 検査の結果に対する所見

国として、社会経済情勢が大きく変化している中であって、国民生活の向上と健全な発展に向けて、中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の点に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること

イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと

エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確でPDCAサイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること

オ 都道府県に対して、アからエまでについて、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

ア 市町村に対して、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるよう各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと

イ 市町村に対して、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

本院としては、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たすものであり、その活性化が我が国における地域活性化の重要な施策の一つであることから、国、地方公共団体の中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、今後も引き続き検査していくこととする。

有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について

1 検査の背景

本院は、防衛省を対象に、①FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況、②FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況、③FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況、④防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2 検査の着眼点

本院は、①防衛装備品及びその修理等の役務(防衛装備品等)全般の調達額の推移等、防衛装備品の調達方法の選定等はどうになっているか、②日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者が署名した引合受諾書(LOA)の記載内容、防衛装備品等の発注の方式はどうになっているか、有償援助(FMS)による調達(FMS調達)の選定、調達の要求から前払金の精算までの流れなどはどうになっているか、LOAにおける契約額を構成する各要素の価格の設定方法等はどうになっているか、③出荷予定時期を経過して防衛装備品等の納入が完了していないものや防衛装備品等の納入後も前払金の精算が完了していないものの状況はどうになっているか、FMSにより調達した防衛装備品の物品管理簿への記録は適切に行われているか、前払金の精算に伴い発生した余剰金等の状況を適切に把握し、返金を受けるための請求を合衆国政府に対して適時に行っているか、④同省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況はどうになっているかなどの点に着眼して検査を実施した。

3 検査の結果

(1) FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況

ア 防衛装備品等全般における調達状況

「有償援助による調達の実施に関する訓令」によるFMS調達の実施状況に係る報告(大臣報告)に基づき、FMSによる調達額についてみると、平成25年度の1117億円から29年度の3882億円へと3倍以上に増加していた。そして、調達額が増加した要因は、陸上自衛隊ではティルト・ローター機(オスプレイ)、海上自衛隊ではイージス・システム、航空自衛隊では戦闘機(F-35A)等を調達したことなどによるものとなっていた。

同省は、「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」において、同計画の別表に記載の6防衛装備品等に係る主要な装備等をFMSにより調達していて、同計画からFMSにより調達する防衛装備品等の種類が増加していた。

また、同省は、平成31年度予算の概算要求後、新規に調達する2防衛装備品^(注1)の選定結果等を公表していた。一方、その公表内容について確認したところ、調達方法の代替案分析は行われていたが、その具体的な内容や比較検討した防衛装備品は公表されていなかった。

(注1) 2防衛装備品 装輪155mmりゅう弾砲及び新多用途ヘリコプター(UH-X)

イ 防衛装備品等の調達を含む後年度負担額の状況等

同省は、国庫債務負担行為等により複数年度契約を締結している。後年度負担額は、当年度を基準としてみた場合、当年度に締結した契約に基づきその翌年度以降に支払う経費(新規分の後年度負担額)と過年度に締結した契約に基づき当年度の翌年度以降に支払う経費とに区分される。同省における後年度負担額は25年度から増加して、29年度は4兆7577億円となっており、このうち国庫債務負担行為によるものが4兆4558億円と大部分を占めていた。

そこで、国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額について、翌年度以降の支払時期の状況を確認したところ、「国庫債務負担行為により契約した年度+3年度」以上のものの占める割合が25年度と比べて29年度は増加していて、支払期間が相対的に長期化している傾向が見受けられた。

27年度から29年度までの防衛装備庁(装備庁)が行うFMS調達(FMS中央調達)に係る国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の状況を確認したところ、3600億円から4500億円程度で推

移していた。また、国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の翌年度以降の支払時期の状況を確認したところ、各年度とも「国庫債務負担行為により契約した年度+3年度」以上のもの占める割合が5割を超えている状況となっていた。

(2) FMSによる防衛装備品等の調達契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア 契約方法の状況

FMS調達には、購入国(地域及び国際機関を含む。)が調達を希望する防衛装備品等の内容を具体的にLOAに記載する確定発注方式と、LOAに調達を希望する防衛装備品等の内容を具体的には記載せず、前払金の範囲内で購入国が個々の防衛装備品等の部品名、数量等を指定して発注を行う直接発注方式の2種類があり、FMS中央調達は確定発注方式、陸上自衛隊補給統制本部及び海上、航空両自衛隊補給本部が行うFMS調達は直接発注方式で行われている。また、直接発注方式には、合衆国政府が購入国のために一定数量の防衛装備品等の維持等に用いる交換用の部品(補用部品)をあらかじめ在庫品として確保しておき、購入国から発注を受けた際に、当該在庫品から払出しを行う協同兵站補給支援協定(CLSSA)の仕組みがあり、FMSO I (FMS Order I)と呼ばれるケースで購入国が支払った前払金を使用して合衆国政府が在庫品を確保し、その後、FMSO II (FMS Order II)と呼ばれるケースで購入国は前払金を支払うとともに補用部品を発注し、在庫品の払出しを受けている。

イ 契約手続等の状況

支出官は、LOAに記載された支払時期に合わせてニューヨーク連邦準備銀行内の利子付き口座に前払金を支払い、国防財政会計サービスは、利子付き口座から無利子のFMSトラストファンド(信託基金)の勘定(保管勘定)に必要な金額を繰り入れる。

陸上、航空両自衛隊において、CLSSAにおけるFMSO I のケースの終結等に係る手続が定められていない状況となっている。そして、陸上自衛隊の地对空誘導弾ホークについては、合衆国政府において在庫の確保が困難な状況となっており、補用部品を迅速に調達できるとするCLSSAの利点をいかせていない状況となっていたが、FMSO I のケースの終結等に係る検討を十分に行っていなかった。上記について、陸上自衛隊はFMSO I のケースの終結に向けた手続を進めている。

ウ 調達価格の設定等の状況

FMS調達に係る契約額は、一般的に、防衛装備品等の見積調達価格に事務手続に係る各種の手数料等を加えた価格で構成されている。見積調達価格は、合衆国政府が製造会社等から提示された価格等に基づいて設定され、手数料等のうち、一般管理費は、FMSに係る人件費、施設費等の一般的な管理経費、契約管理費は、合衆国政府と製造会社等との契約に係る契約管理、品質保証・検査及び監査の経費にそれぞれ充てるために付加されている。

契約管理費については、互恵的な協定等を合衆国政府と締結することにより減免を受けることができることとされており、近年FMSによる調達額が多額に上っているオーストラリア連邦、イスラエル国等の各政府は、合衆国政府と協定等を締結して契約管理費の減免を受けている一方で、同省は、協定等の内容によっては日本側の利益になるとは限らないことなどから、協定等を締結していないとしており、契約管理費の減免を受けていない。

(3) FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア FMS調達に係る防衛装備品等の受領の状況

(ア) 29年度末時点における防衛装備品等の未納入の状況

大臣報告においては、ケースの履行状況として前払金の支払額、未精算額等を報告することとされており、支出負担行為担当官が受領検査調書と照合し、中間計算書に記載された内容に誤りがないかなどを確認する提供の確認を行った防衛装備品等の金額等を精算額とし、前払金から精算額を差し引いた額を未精算額と整理している。

29年度末時点で前払金に未精算額があるケースの件数及び未精算額は1,189件、8510億円、出荷予定時期を経過したケースの件数及び未精算額は653件、1417億円となっていた。出荷

予定時期を経過したケースのうち、防衛装備品等の納入が完了していないため精算が遅延しているもの(未納入ケース)の件数及び未精算額は85件、349億円となっていた。

FMS調達による防衛装備品等の納入が完了していないことにより、納入されない状態が続くなどした場合には、部隊等の運用に支障を来すおそれがある事態が見受けられた。

また、同年度末時点におけるFMS中央調達に係る未納入ケースのうち未精算額が10億円以上の6件のケースについてみたところ、6件のケースのうち2件は精算額が0円となっていた。

(注2) 出荷予定時期を経過したケース FMS調達においては、合衆国政府からの出荷、梱包及びこれらに係る附帯事務に時間を要することから、納入が遅延した期間が1年以上のもの

(イ) 物品管理簿への記録状況

海上自衛隊舞鶴弾薬整備補給所でFMS等により調達し受領した、納入の完了まで長期間にわたる防衛装備品について、30年度末時点で物品管理簿に取得価格等が記録されていないなどの事態が見受けられた(前掲323ページ参照)。

イ FMS調達に係る前払金の精算状況等

(ア) FMS調達に係る前払金の精算状況

29年度末時点で防衛装備品等は納入されたが精算が完了していないもの(精算未完了ケース)の件数及び未精算額は568件、1068億円となっていた。新精算方式が目標として設定している時期である納入の完了後2年を経過して最終計算書が到着していないケースの件数及び未精算額は、同年度末時点で280件、520億円となっていた。納入の完了後10年(最長17年)を経過しても最終計算書が到着していないケースが8件(未精算額3億4481万円)あった。また、精算未完了ケースのうち未精算額が10億円以上のケースの上位10件のケースをみたところ、提供の確認が全く行われていないため、精算額が0円となっていたケースが2件見受けられた。

(イ) 残余資金等の返済請求等の状況

保管勘定(3DD)に遅くとも25年度末には430,943米ドル(邦貨換算額4826万円)の残高があり、装備庁は、四半期ごとに明細書の送付を受けていたものの内容を確認していなかったことから、返済請求を行っておらず、30年度末においても同額が入金されたままとなっていた(前掲311ページ参照)。

(4) 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

ア 調達価格の透明性の確保に向けた取組の状況

同省は、オスプレイ及びF-35AについてLOAより詳細な価格内訳を入手していた。また、25年度から29年度までの役務ケースに係る工数旅費データシートを受領したケースの件数は年々増加していた。そして、29年度にLOAを取り交わした役務ケース16件について確認したところ、11件はLOAの品目の細目等に具体的な役務の内容や価格が記載され、5件は引合書^(注3)を請求する書類において役務の内容等がLOAより具体的に記載されていた。

(注3) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの

イ 納入遅延に対する取組の状況

装備庁は、28年11月に28件のケースについて出荷促進を行っており、このうち15件については29年度末までに納入が完了していた。また、修理を要する物品と合衆国政府所有の良品を交換して修理期間を短縮する方式による修理について、25年度から29年度までの間に実施した部品点数の割合をみると、25年度の44.1%から年々上昇し、29年度は95.3%となっていた。

本院は、29年9月に報告した「次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について」において、提供が行われていない品目について、速やかな提供が図られるよう、合衆国政府と調整を行うことに留意することが必要である旨を記述している。上記に対する同省の取組の状況を確認したところ、30年度末までに出荷予定時期が到来していた67品目のうち45品目はその一部について受領していたものの、残りの22品目は合衆国政府から提供が行われていなかった。

ウ 精算遅延に対する取組の状況

装備庁は、28年11月に241件のケースについて精算促進を行っており、29年度末までに109件について最終計算書が送付されて、このうち73件のケースについて約50億円の余剰金が国庫に返還されていた。また、新精算方式による精算促進の状況を見るために、25年度にLOAを取り交わして最終計算書が送付されたケースのうち20件について、納入の完了から最終計算書受領までの経過年数等を確認したところ、2年以内のケースは13件となっていたが、3割以上のケースに当たる7件において最終計算書を受領するまでに2年を経過していた。

エ 計算書と受領検査調書との適切な照合に向けた取組の状況

本院は、平成28年度決算検査報告において、計算書と受領検査調書との照合の過程等を記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の適切な照合を行うための効果的な方策を検討するよう意見を表示したものを掲記している。

装備庁は、実施要領を定めて照合の過程等を書面等に記録及び保存することとし、また、適切な照合を行うための効果的な方策の検討を行っていた。そして、上記のような処置を講じた結果、装備庁は、照合の過程等を照合台帳に記録して保存していた。また、装備庁によれば、適切な照合が可能となるよう、合衆国政府において各軍省等と調整を行っているとしている。

4 検査の結果に対する所見

同省において、必要に応じて合衆国政府の協力を求めるなどして、今後、次の点に留意して、より一層適切なFMS調達の実施に取り組むことが重要である。

(1) FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況

防衛装備品等の特性に応じて調達方法を適切に選定するとともに、調達方法の選定を含む防衛装備品の選定過程について、十分な透明性を確保し、適切に説明責任を果たしていくこと

(2) FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア 陸上、航空両自衛隊は、将来の防衛装備品の配備規模の縮小に備えて、適時にFMSO Iのケースの終結等を行えるよう、あらかじめFMSO Iのケースの終結等に係る手続について検討すること

イ FMS調達に係る契約額の増加に伴って、手数料の負担額も増加することに鑑み、契約管理費の減免を受けることによりFMS調達に係る契約額を低減する余地がないか検討すること

(3) FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア 出荷予定時期を経過しても防衛装備品等が納入されないケースについて、部隊等の運用に支障を来さないよう、出荷促進を行うなど合衆国政府と引き続き調整を行うこと

イ 未精算額が多額となっている未納入ケース、未精算額が多額となっている精算未完了ケース及び防衛装備品等の納入の完了から長期にわたり精算が未完了となっているケースについて、ケースごとに精算等が遅延している理由を分析するなどした上で、合衆国政府に計算書の送付を促進したり、防衛装備品等の受領に応じた提供の確認を行ったりするなどして、引き続き未精算額を減少させるよう努めること

ウ FMSにより調達した防衛装備品について、速やかに物品管理簿に記録し、適切に管理すること

エ FMSに係る前払金や返済金の管理を適時適切に行えるよう、日本に関連する信託基金の勘定やその残高を十分に把握した上で、必要に応じて速やかに合衆国政府に対して返済請求を行うこと

(4) 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

合衆国政府との協議等を通じてFMS調達の改善に向けた取組を引き続き推進するとともに、装備庁は、新精算方式による精算が着実に実施されるよう合衆国政府に対して引き続き精算促進を行うこと

本院としては、FMSによる防衛装備品等の調達が適切に行われているかについて、多角的な観点から今後も引き続き検査していくこととする。

(8) 特定検査対象に関する検査状況

～ 目 次 ～

< 件 名 >	ページ
・ 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について……………	3 7 7
・ 租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について……………	3 8 3
・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社において実施しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況、同事業に対する国の財政負担の状況等について……………	3 8 7
・ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について……………	3 9 1

社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について

1 国の財政健全化への取組等と社会保障のうち医療保険、介護保険等の概要

(1) 国の財政健全化への取組等の概要

政府は、平成27年に「経済財政運営と改革の基本方針2015」を閣議決定し、これに盛り込まれた「経済・財政再生計画」において、財政健全化の目標を定めるなどしている。そして、同計画の当初3年間(28年度から30年度まで)を集中改革期間と位置付けるとともに、同計画に基づく改革工程表(29年度に改定された改革工程表を「改革工程表2017」)に掲げられた改革項目について、各年度における具体的な取組である改革工程等を定めている。さらに、30年に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」において、2025年度(令和7年度)の国・地方を合わせたプライマリー・バランス(国・地方PB)の黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持するという新たな財政健全化目標を定めるとともに、2019年度(令和元年度)から2021年度(3年度)までを基盤強化期間と位置付け、改革工程表(改革工程表2018)を策定している。

しかし、平成29年度の国・地方PBはマイナス12.1兆円、債務残高対GDP比は188.9%となっており、我が国の財政は依然として厳しい状況が続いている。

(2) 社会保障の基本的な財政の仕組み等

社会保障制度には、医療保険及び介護保険のように被保険者及び事業主が拠出する保険料を主たる財源とする社会保険方式を基本としつつ、国及び地方公共団体が一部を負担しているものと、租税を財源とする税方式となっているものなどがある。そして、社会保障給付費は増加傾向となっていて、医療保険及び介護保険は29年度にそれぞれ35.1兆円、9.8兆円となっており、社会保障給付費に対する国庫負担分である社会保障関係費も増加傾向となっていて、医療保険及び介護保険は30年度にそれぞれ9.7兆円、2.8兆円となっている。

医療保険及び介護保険を含めた社会保障制度について、財務省によれば、医療・介護分野の給付はGDPの伸びを大きく上回って増加していて、受益と負担の均衡が取れた制度を一刻も早く構築していく必要があるとされており、政府は、社会保障分野の改革の取組として、給付と負担の見直しも含めた改革工程表の進捗を十分に検証しながら、改革を着実に推進するなどとしている。

(3) 医療保険及び介護保険の概要

ア 医療保険の概要

医療保険制度は、疾病、負傷等に関して保険給付を行うもので、健康保険組合、全国健康保険協会及び共済組合からなる被用者保険と、被用者保険に加入していない者を対象とする国民健康保険、75歳以上の高齢者(後期高齢者)を対象とする後期高齢者医療制度がある。

医療保険制度のうち、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、それぞれ国が医療費の財源の一定割合を負担している一方、健康保険組合管掌健康保険(組合健保)は、医療費の財源を保険料等で賄っており、国が当該医療費に係る財源を負担していない。そして、社会保険診療報酬支払基金(支払基金)は、主として国民健康保険の保険者に前期高齢者交付金を、後期高齢者医療広域連合に後期高齢者交付金をそれぞれ交付しており、その費用に充てるために、各保険者から前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を徴収していて、国は後期高齢者支援金等に要する費用の一定割合を負担している。

また、政府は、医療機関等が診療行為等の対価として患者や保険者から受け取る報酬(診療報酬)を定期的に改定(診療報酬改定)していて、診療報酬は、医師の人件費等である診療報酬本体と薬及び材料の価格である薬価等からなっている。

イ 介護保険の概要

介護保険制度は、加齢に伴う疾病等により、常時、介護を要すると見込まれる状態(要介護状態)になった者に介護サービスを行う介護給付、継続して日常生活を営むのに支障があると見込

まれる状態になった者に介護サービスを行う予防給付及び被保険者が要介護状態等になることの予防等を行う地域支援事業を行うものであり、地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)等がある。そして、介護給付及び予防給付に係る費用(介護給付費)並びに地域支援事業に係る費用(地域支援事業費)に対して、国が財源の一定割合を負担している。

被保険者は、65歳以上の者(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)であり、第2号被保険者が加入している協会けんぽ、国民健康保険等の各医療保険者は、支払基金が市町村に交付する介護給付費交付金の費用に充てるための介護納付金を支払基金に納付していて、国は介護納付金に要する費用の一定割合を負担している。

また、政府は、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用(介護報酬)を定期的又は臨時に改定(介護報酬改定)している。

2 検査の着眼点

本院は、昨年次に引き続き社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について検査することとし、令和元年次の検査においては、社会保障の各制度のうち医療保険及び介護保険について、高齢化の進展等に伴って医療給付費及び介護給付費並びにこれらに係る国庫負担等の負担が増加する要因はどのようなものか、国の財政健全化への取組における医療保険及び介護保険に係る取組の状況等はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 医療保険及び介護保険の動向

ア 医療保険及び介護保険の給付の動向

(ア) 医療保険

医療保険については、医療費が増加すると国庫負担も増加することとなる。人口一人当たり医療費について、医科診療における医療費を年齢階層別にみると、19歳以下の年齢階層では、0歳以上4歳以下において5歳以上より多額となっており、その後年齢階層が高くなるにつれて少額となっている。20歳以上の年齢階層では年齢階層が高くなるにつれて多額となっている。また、医科診療における一人当たり医療費に占める入院の比率は、5歳以上の年齢階層において年齢階層の上昇とともに高くなっていて、後期高齢者では更に高くなっている。

(イ) 介護保険

介護保険については、介護給付費等が増加すると国庫負担も増加することとなる。受給者一人当たり介護給付費について、年齢階層別及びサービス別にみると、全ての年齢階層において、居住系、施設両サービスは在宅サービスと比べて多額となっており、また、年齢階層別の受給者数についてサービス別にみると、一人当たり介護給付費が多額である居住系、施設両サービスの受給者数の割合が、年齢階層が高くなるにつれて高くなっている。そして、平成29年度における介護給付費について、年齢階層別及びサービス別にみると、介護給付費に占める居住系、施設両サービスの割合は年齢階層が高くなるにつれて高くなっている。

(ウ) 将来見通しにおける医療給付費及び介護給付費

政府は、30年に令和7、22両年度における医療給付費、介護給付費等の推計値を示しており、22年度の医療給付費は66.7兆円又は68.5兆円(対GDP比8.4%又は8.7%)、介護給付費は25.8兆円(同3.3%)となり、平成30年度のそれぞれ1.7倍、2.4倍になることが見込まれている。

イ 医療保険及び介護保険の負担の動向

医療保険及び介護保険共に、国庫負担、地方公共団体負担、保険料等の全ての区分で増加傾向となっている。

また、社会保障関係費に充てる財源としての消費税は、消費税率(地方消費税分を含む。)が令和元年10月に10%に引き上げられ、増収分(5兆円強)の使途については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」によれば、従来、1/5を社会保障の充実に、4/5を財政再建に使うとしていた使い道が見直され、子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建とにおおむね半分ずつ充てる

とされている。そして、上記の「経済財政運営と改革の基本方針2018」によれば、この見直しなどにより、従来の財政健全化目標(2年度の国・地方PB黒字化)の達成は困難となり、新たな財政健全化目標として、2025年度(令和7年度)の国・地方PB黒字化を目指すこととされている。

社会保障関係費が増加傾向にある一方で、消費税の収入は平成26年度の消費税率の引上げの影響を除き安定的に推移している。また、社会保障関係費と消費税の収入との差額については、消費税の収入以外の税収や公債の発行収入金等(公債の収入等)が充てられることになり、この差額の増加は、国の債務残高を増加させる要因となる。公債の収入等が充てられることになる額について、本院が機械的に試算すると、25年度までは増加傾向にあったが、26年度の消費税率の引上げ等の影響により減少し、その後は医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費の増加に伴って増加している。そして、公債の収入等が充てられることになる額は、令和元年10月の消費税率の引上げにより減少が見込まれるものの、その後消費税の収入がこれまでと同様、安定的に推移するとすれば、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費の増加に合わせて今後も増加することが見込まれる。

また、本院が、平成13年度以降の各年度の特例国債の発行による収入額について、12年度を基準とした増加及び減少の要因を整理してみると、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費は、いずれの年度においても12年度より増加しており、特例国債の増加要因となっている。

(2) 国の財政健全化に与える影響

ア 医療保険及び介護保険の給付に係る取組

(ア) 医療保険及び介護保険の対象範囲の見直し等

a 市場拡大再算定の特例、医療保険の対象範囲の見直し等

厚生労働省によれば、高齢化による影響を除いた医療費の伸びの半分以上は薬剤費の伸びによるとされており、薬剤費を抑制するために、次のとおり取組を行うなどしている。

(a) 市場拡大再算定の特例等

高額薬剤等の中には、年間販売額が極めて大きくなるなどして市場拡大再算定の特例等の対象となり、薬価が大きく引き下げられたものがあり、医療費が抑制されている。一例として、抗ウイルス薬(市場規模の大きいC型慢性肝炎の5品目の薬剤に限る。)の薬剤費について、公表されているレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDBオープンデータ)によると、27年度には、新しく発売された高額薬剤の利用が患者負担が低く抑えられていたことなどから促進され、前年度より4130億円増加しているが、28年度には、市場拡大再算定の特例等による薬価の引下げ、当該薬剤が処方される患者数の減少等から、前年度より2047億円減少している。

(b) 医療保険の対象範囲の見直し

政府は、市販品類似薬等の医薬品について、処方制限を行うなどして医療保険の対象範囲を見直しており、湿布薬については、28年度の診療報酬改定において、入院中の患者を除き1処方につき70枚を超えて投薬した場合の超過分に係る薬剤料について診療報酬の算定の対象としないこととしている。27年度の湿布薬の薬剤費上位5品目を対象に27、28両年度の処方数量及び薬剤費をNDBオープンデータを用いて比較すると、28年度は処方数量及び薬剤費共に前年度から減少している。なお、薬剤費の減少の要因には、薬価調査に基づく薬価の引下げの影響もあると思料される。

そして、上記の湿布薬のうち最も高額である1品目と前記の高額薬剤である抗ウイルス薬5品目とを比較すると、湿布薬の市場規模はいくつかの高額薬剤よりも大きくなっており、湿布薬1品目の薬価は低額であるが国の財政に与える影響は大きくなっている。

(c) 後発医薬品の使用促進

同省が行った29年の薬価調査によれば、後発医薬品の使用割合は29年9月時点で約65.8%とされており、政府が掲げた目標である70%には達していなかった。なお、30年の薬

価調査によれば、30年9月時点で約72.6%となっており、後発医薬品への置換えによる医療費適正効果額(年間推計)は1兆3987億円とされている。

b 介護保険の対象範囲の見直し

政府は、27年4月以降、遅くとも29年度末までに、予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、地域支援事業のうち総合事業に段階的に移行することとした。この予防給付の対象範囲の見直しにより、27年度以降地域支援事業費の伸びが大きくなっており、これに伴って地域支援事業費に係る国庫補助金も増加傾向となっている。

また、同省は、予防給付及び地域支援事業のうち総合事業に係る費用の伸び率を、現行制度を維持した場合の自然増予測(5%から6%)から、後期高齢者数の伸び(3%から4%)程度となることを目安として努力するとしている。上記の見直しによる影響をみると、予防給付に係る費用が減少する一方、地域支援事業費は増加している。そして、26年度を基準として、最も低い目安である3%で伸びると仮定した場合の費用を試算すると、27、28、29各年度とも実績値が目安に基づく試算値を下回っている。

(イ) 診療報酬改定及び介護報酬改定

a 診療報酬改定

診療報酬改定率について、診療報酬全体では直近2回はマイナス改定で、国民医療費の対前年度伸び率は、診療報酬がマイナス改定である年度は抑制される傾向にあるものの、国民医療費はおおむね前年度を上回って推移している。診療報酬改定は、診療報酬本体と薬価等に区分されていて、診療報酬本体は、近年、プラス改定となっており、国民医療費(薬剤費等を除く。)は増加傾向となっている。また、薬価は、市場実勢価格に合わせるために、近年マイナス改定が続いているものの、薬剤費は増加傾向となっている。

一方、28年度の国民医療費は、抗ウイルス薬の薬剤費の大幅な減少等により対前年度伸び率がマイナスとなるとされており、これに伴い28年度の薬剤費は前年度より減少すると思料される。そして、27、28両年度の処方数量比較が可能な薬剤を対象としてNDBオープンデータを用いて整理すると、28年度の薬剤費は27年度より5924億円減少しており、その要因は、薬価改定により6916億円減少し、処方数量の変動により992億円増加していた。

b 介護報酬改定

介護報酬改定率について、15、18、27各年度にマイナス改定であり、主な改定事項は、施設サービスの質の向上と適正化、居住費・食費に関連する介護報酬の見直しや効率的なサービスの提供体制の構築である一方、近年は、プラス改定が多く、主な改定事項は、介護従事者の処遇改善、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現等である。介護給付費の対前年度伸び率について、介護報酬がマイナス改定である年度は抑制される傾向にあるものの、介護給付費は一貫して前年度を上回って推移している。

イ 医療保険及び介護保険の負担に係る取組

(ア) 国庫負担

医療保険の国庫負担割合について、協会けんぽは21年度までの13.0%が22年度に16.4%に引き上げられ、国民健康保険は16年度までの50.0%が17年度に45.0%、18年度に43.0%、24年度に41.0%にそれぞれ引き下げられ、後期高齢者医療制度は13年度の20.0%から18年度の33.3%に段階的に引き上げられている。また、介護保険の国庫負担割合について、施設等給付は18年度に20%に引き下げるなどしている。

そして、医療保険及び介護保険の社会保障給付費に対するそれぞれの国庫負担分である社会保障関係費の割合の推移について、医療保険の17年度、介護保険の18年度のように国庫負担割合の改正等を行っている年度に減少しているものの、医療保険は17年度以降、介護保険は21年度以降おおむね横ばいになっている。

(イ) 地方公共団体負担

地方公共団体の負担割合は、国庫負担割合の改正に応じて引上げや引下げが行われている。

また、地方財政計画には地方団体の歳入歳出総額の見込額が計上されていて、この算定過程において財源不足が見込まれる場合、財源不足を地方交付税の増額等により補填し、収支の均衡を図る調整が行われる。そして、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険の給付等のような地方公共団体が行う事務に要する経費については、国がその経費の全部又は一部を負担することとなっている。医療保険及び介護保険に係る事務に要する経費の地方公共団体負担額の見込額は、21年度以降毎年度増加し、30年度は5兆7652億円となっている。

医療給付費及び介護給付費の増加に伴い地方公共団体の負担の増加が見込まれ、地方財政に財源不足が生ずるなどの場合には、国の財政に影響をもたらすことも想定される。

(ウ) 保険料

a 医療保険

医療給付費に対する保険料の割合について、協会けんぽ、組合健保及び共済組合は100%を超えて推移している一方、国民健康保険及び後期高齢者医療制度は50%未満でおおむね横ばいに推移している。協会けんぽ、組合健保及び共済組合の割合が高くなっているのは、前期高齢者交付金や後期高齢者交付金が保険料等を財源としているためである。

国民健康保険及び協会けんぽの後期高齢者支援金については、国は、一定割合を補助することとなっている。そして、同支援金は増加傾向となっている一方、同支援金に係る国庫補助金等はおおむね横ばいで、ここ数年は減少傾向にある。同支援金の被用者保険間の案分方法について、従来、各保険者の加入者数に応じて案分する加入者割としていたが、22年度に1/3について各被用者保険者の総報酬額に応じて案分する総報酬割を導入した後、段階的に拡大し、29年度に全面総報酬割とすることとなった。同支援金に係る国庫補助金等は加入者割の部分が補助対象であるため、協会けんぽの同支援金に係る国庫補助金等については、加入者割の部分の減少に合わせて減少しており、全面総報酬割となった29年度以降、原則として交付されないこととなった。

後期高齢者支援金等は、一般的に、健康保険組合等の財政悪化の要因であり、健康保険組合を解散する場合があるとされている。そして、国は組合健保の医療費に係る財源を負担していないことから、解散した健康保険組合の被保険者等が協会けんぽに異動することで、協会けんぽの医療費等に係る国庫負担は増加することになる。健康保険組合の29年度の義務的な支出全体に対する後期高齢者支援金等の割合は平均で47.3%となっており、健康保険組合の約4割が赤字とされている。また、協会けんぽの平均保険料率である10%を超える健康保険組合は29年度で175組合(全体に占める割合12.5%)となっている。

そして、協会けんぽの被保険者等数について、25年度から29年度までの5年間のうち4か年度は、協会けんぽから組合健保への異動の被保険者等数が、組合健保から協会けんぽへの異動の被保険者等数を上回っている。令和元年度においては、大規模な二つの健康保険組合(2組合の事業所数計775事業所、被保険者等数計約67万人)が解散し、被保険者等が協会けんぽに異動したことにより、国庫負担は増加することが見込まれる。

b 介護保険

財源の50%を賅っている保険料については、第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合等によって、それぞれの保険料負担率が決定される。被用者保険及び国民健康保険の各医療保険者は、介護納付金の納付に充てるために、第2号被保険者から保険料等を徴収することとなっており、国は国民健康保険及び協会けんぽの同納付金に要する費用の一定割合を負担している。同納付金は介護給付費の増加に伴い増加傾向である一方、同納付金に係る国庫補助金は、国民健康保険及び協会けんぽの同納付金の増減に応じて増減している。また、同納付金の被用者保険間の案分方法について、従来、加入者割であったが、総報酬割を平成29年度に1/2、令和元年度に3/4に導入し、2年度に全面総報酬割とすることとなった。

同納付金に係る国庫補助金は加入者割の部分が補助対象であるため、協会けんぽの同納付金に係る国庫補助金については、2年度以降、原則として交付されないこととなった。

(エ) 患者負担及び利用者負担

a 医療保険

70歳から74歳までの被保険者等の患者負担割合は、平成20年度に1割から2割に引き上げられたものの、1割とする特例措置が25年度まで継続された。26年度以降、新たに70歳になる被保険者は原則どおり2割、31年4月以降、全ての被保険者等が2割となっている。

また、患者負担の金額が著しく高額であるときに、一定の額を超える額を保険者が支給する「高額療養費」や、医療保険の患者負担と介護保険の利用者負担を合計し、一定の額を超える額をそれぞれの保険者が支給する「高額介護合算療養費」があり、協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度におけるこれらの費用については、国が財源の一定割合を負担している。これらの費用の推移をみると毎年度増加しており、これにより国庫負担も増加している。

医療費に対する患者負担額の割合である実効負担率は、一人当たり医療費が増加傾向にある中、16年度以降低下傾向にあり、28年度には15.0%となっている。実効負担率の低下は、医療給付費が増加することになり、それに伴い国庫負担も増加することになる。

b 介護保険

現役並みの所得がある利用者の負担割合は、30年8月に2割から3割に引き上げられたが、同省の推計によると、対象となる者は介護保険の利用者全体の3.2%となっている。

また、利用者負担の金額が著しく高額であるときに、利用者負担のうち一定の額を超える額を保険者が支給する「高額介護サービス費」、介護保険の利用者負担と医療保険の患者負担を合計し、一定の額を超える額をそれぞれの保険者が支給する「高額医療合算介護(予防)サービス費」や、原則として利用者負担である食費と居住費(滞在費)を保険者が支給する「補足給付」があり、これらの費用については国が財源の一定割合を負担している。これらの費用の推移をみると毎年度増加しており、これにより国庫負担も増加している。

介護サービス費に対する利用者負担額の割合である実質自己負担率は、12年度10.6%から29年度7.5%へと低下している。実質自己負担率の低下は、介護給付費が増加することになり、それに伴い国庫負担も増加することになる。

ウ 給付と負担に関する改革項目の進捗状況等

改革工程表2017における社会保障分野に係る改革項目44項目のうち、医療保険、介護保険等に係るものであって、給付と負担に直接関係すると思料される改革項目は15項目あり、これら15項目に掲げられている改革工程は75工程である。このうち、14工程及び次年度以降も引き続き実施する2工程の計16工程は実施段階のものであり、この中には、30年度末までに検討し結論を得るなどとされていたものの、30年度末までに結論を得るに至らなかったものとして、「後期高齢者の窓口負担の在り方」「金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討」及び「薬剤自己負担の引上げ」がある。また、上記の16工程は全て改革工程表2018の8工程に引き継がれていて、令和3年度までの基盤強化期間に必要な措置を講ずるとしているものが5工程ある一方で、措置を講ずる時期が明記されていないものが3工程ある。

4 本院の所見

医療保険制度及び介護保険制度については、国民的な議論の下での検討を踏まえた上で、給付と負担のバランスを図りつつ、両制度の持続可能性を確保していくことが必要である。また、医療保険制度や介護保険制度における給付と負担については、国の財政健全化にも大きな影響を与えることから、医療保険及び介護保険に係る取組等を引き続き推進していくことが望まれる。

本院としては、社会保障が財政健全化に多大な影響を与えていることを踏まえ、社会保障関係費の推移及び財政健全化に向けた取組について引き続き検査していくこととする。

租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置(特別措置)は、所得税法、法人税法等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(措置法)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。

(2) 住宅ローン控除特例及び譲渡特例の概要等

ア 住宅ローン控除特例及び譲渡特例の概要

特別措置のうち、自己の居住の用に供する住宅を対象とした主なものとして、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第41条。「住宅ローン控除特例」と居住用財産の譲渡所得の特別控除(措置法第35条第1項。「譲渡特例」)がある(これらを「住宅税制租税特別措置」)。

(ア) 住宅ローン控除特例の概要

住宅ローン控除特例は、個人が居住用家屋の新築、取得又は増改築等(住宅の取得等)をして、その家屋をその者の居住の用に供した場合において、その者が当該住宅の取得等に係る住宅借入金等を有していて、適用要件を満たしているときに適用できる特例である。この特例は、当該居住の用に供した日(居住日)の属する年以後10年間等の各年にわたり、当該住宅借入金等の年末残高の合計額(住宅の取得等の対価の額又は費用の額が住宅借入金等の年末残高の合計額よりも少ないときは、当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額)と住宅借入金等の年末残高の限度額のいずれか少ない方の額に控除率を乗じて計算した金額(住宅ローン控除額)を、その者のその年分の所得税額から控除することができるなどのものとなっている。

(イ) 譲渡特例の概要

譲渡特例等^(注1)のうち、譲渡特例は、個人がその居住の用に供している家屋又は家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の居住用財産(旧住居)を譲渡した場合、譲渡所得金額の計算上、3000万円を上限として控除することができる特例である。

措置法第35条第1項の規定等によれば、譲渡特例の適用要件として、譲渡特例は居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に適用できるとされている。これは、居住の用に供されなくなった後、一定期間内に譲渡する場合には、居住用財産の譲渡であると考えられることから、譲渡特例の適用を受けることができるという趣旨によるものとなっている。

(注1) 譲渡特例等 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措置法第31条の3第1項)、居住用財産の譲渡所得の特別控除(措置法第35条第1項)、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例(措置法第36条の2)、特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措置法第36条の5)、既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(措置法第37条の5)並びに認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例(旧措置法第37条の9の2)

イ 住宅ローン控除特例と譲渡特例等の併用の制限

住宅ローン控除特例の適用要件は、措置法第41条の規定等によれば、居住日の属する年とその前後の2年間計5年間に譲渡特例(措置法第35条第3項の規定により適用を受ける場合を除く。)等の適用を受けていないこととされている。これは、旧住居の譲渡に伴いこれに代わる新たな居住用財産(新住居)を新築又は取得(取得)することが通常であり、旧住居の譲渡に譲渡特例等の適用を受けているにもかかわらず、併せて新住居の取得について住宅ローン控除特例を認めることは適当ではないという趣旨によるものとなっている。

(3) 住宅ローン控除特例等及び譲渡特例の適用による減収見込額の規模

財務省の試算によると、平成29年度分において、住宅ローン控除特例等に係る減収見込額は、6690億円となっていて、所得税関係の特別措置に係る減収見込額2兆0210億円に占める割合は、33.1%となっている。なお、財務省は、譲渡特例について、増減収額を見込むことが困難であるとして試算していない。

(4) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

特別措置については、平成22年度税制改正大綱等によれば、その適用実態等からみて、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの観点から抜本的に見直すこととされており、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされていることから、その効果等を不断に検証する必要があるとされている。そして、検証には税制改正要望の際に特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(関係省庁)及び財務省が行う検証と、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)等に基づき、関係省庁が行う検証がある。

ア 税制改正要望の際の検証

関係省庁は、財務省に提出する「税制改正要望書」(要望書)において、施策の必要性、手段としての有効性及び要望の妥当性といった点から、特別措置による減収見込額、適用実績や政策目標の達成状況を提示することなどにより、当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かを要望書に記載することとなっている。そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等を参考にして、特別措置の効果等の検証を行っている。

イ 政策評価法等に基づく検証

政策評価法等において、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減等を行う特別措置のうち、法人税関係については事前評価及び事後評価の実施が義務付けられているが、所得税、相続税等の法人税以外の税目については、政策評価に関する基本方針において、積極的かつ自主的に事前評価を実施するよう努め、また、事後評価の対象とするよう努めることとなっている。

2 検査の着眼点等

本院は、住宅税制租税特別措置の検証の際に留意すべきと思料される適用状況はないか、関係省庁及び財務省における住宅税制租税特別措置の検証は適切に行われているか、住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び直系尊属から住宅の取得等の対価又は費用に充てるための金銭の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(措置法第70条の2)(これらを「3特例」)の適用に係る審査は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、住宅税制租税特別措置の適用状況について、46税務署において29年に住宅ローン控除特例の適用を開始している納税者85,916人から増改築等に係るものを除いた上で、機械的に抽出した者のうち、申告書に添付された登記簿謄本により住宅ローンの借入金利を確認できた納税者1,748人及び譲渡特例等のうち最も適用件数が多い譲渡特例の適用を28年又は29年に受けている納税者24,004人を対象として検査した。そして、住宅税制租税特別措置の検証状況について、住宅ローン控除特例を要望する関係省庁である国土交通省、経済産業省及び環境省並びに譲渡特例を要望する関係省庁である国土交通省(これらを「3省」)及び財務省において会計実地検査を行った。

また、3特例の適用に係る審査状況について、国税庁及び63税務署において、25年分から29年分までの申告について会計実地検査を行った。そして、会計実地検査により判明した3特例の適用を誤っている可能性のある事態と同様の事態の有無等について、同庁を通じて全524税務署に調査を求めて検査した。

3 検査の状況

(1) 住宅税制租税特別措置の適用状況

ア 住宅ローン控除特例の適用者の住宅ローンの借入金利の状況

住宅ローン控除特例の適用期間において住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除特例の控除

率である1%を下回る場合には、住宅ローン控除額よりも課される所得税額の方が少ない場合等を除き、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回ることになる。また、住宅ローンの借入金利が低くなるほどその差額は大きくなる。

このため、住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る場合には、住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになったりすることがある。

昭和61年に住宅ローン控除特例が創設された際の控除率は1%であったのに対して、同年3月時点の旧住宅金融公庫の融資基準金利は5.25%であった。一方、平成15年から導入された全期間固定金利の代表的な住宅ローンであるフラット35の借入金利(返済期間が21年以上35年以下の場合)についてみると、20年4月時点で最高3.20%から最低2.64%であったのに対して、令和元年8月時点で最高1.87%から最低1.17%となっているなど、近年住宅ローンの借入金利は低下してきている。

フラット35の借入金利の推移を踏まえると、通常、借入れ時点において変動金利の住宅ローンは全期間固定金利の住宅ローンより低い借入金利になることから、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者もいると思料される。

そこで、会計実地検査等を実施した46税務署において、平成29年に住宅ローン控除特例の適用を開始し、住宅ローンの借入金利を登記簿謄本から確認できた納税者1,748人の住宅ローンの借入金利をみたところ、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者は1,366人であり、全体に占める割合は78.1%となっていた。

(注2) フラット35 民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構が提携して提供する最長35年の全期間固定金利の住宅ローンであり、返済期間や民間金融機関により適用借入金利が異なることから借入金利に最高値及び最低値が生ずる。

(注3) 借入金利 複数の住宅ローンを借り入れている者については、それぞれの借入金利を住宅ローンの額により加重平均して借入金利を算出している。

イ 新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた3年後に旧住居を譲渡し譲渡特例の適用を併用して受けているもの

前記のとおり、住宅ローン控除特例と譲渡特例等の併用の制限があるため、25年に居住を開始した新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた場合、図表のケース1のように、25年から27年までの間の旧住居の譲渡は、新住居の居住日の属する年とその前後の2年間の譲渡に当たることから、譲渡特例等の適用を受けることはできない。

また、図表のケース2のように、29年以降の旧住居の譲渡は、旧住居が居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日より後の譲渡に当たることから、譲渡特例等の適用を受けることはできない。

一方、図表のケース3のように、28年の旧住居の譲渡は、新住居の居住日の属する年とその前後の2年間の譲渡には当たらず、かつ、旧住居が居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に当たることから、両特例の併用が可能となる。

図表 両特例の併用が可能となる例(平成25年に旧住居から新住居へ転居の場合)

		平成25年		26年	27年	28年	29年	30年	
		取得	居住	居住	居住	居住	居住	居住	
新住居		住宅ローン控除特例適用							
旧住居	ケース1	居住	譲渡(譲渡特例等の適用不可)						
	ケース2	居住	保有	保有	保有	保有	譲渡(譲渡特例等の適用不可)		
	ケース3	居住	保有	保有	保有	譲渡(譲渡特例等の適用可能)			

図表のケース3の場合のように、新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた上で、新住居を取得した日以後3年を経過する日の属する年に行った旧住居の譲渡に限って譲渡特例等の

適用を受けることができるのは、制度の趣旨に鑑みると合理的ではなく、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる。

そこで、上記のような両特例の併用状況をみるために、会計実地検査等を実施した前記の46税務署において、28年又は29年に譲渡特例の適用を受けている者のうち、25年又は26年に居住を開始した者の新住居の取得に係る住宅ローン控除特例の適用状況を検査したところ、両特例の併用を行っている者が37人(これに係る本院試算の譲渡特例の減税額5011万円)見受けられた。

(2) 住宅税制租税特別措置の検証状況

前記の適用状況は、住宅税制租税特別措置の検証の際に留意すべきものであると思料されるが、3省は、25年度税制改正要望において、住宅ローン控除特例の施策の必要性については検証を行っていたが、手段としての有効性及び要望の妥当性については検証を行っていなかった。特別措置による減収見込額及び適用実績等についての把握もしておらず、検証が部分的なものにとどまっていた。また、譲渡特例について、関係省庁である国土交通省は、昭和50年度税制改正以降、税制改正要望を行っておらず、税制改正要望の際に行うこととされている検証の機会がないため、税制改正要望の際の検証を行っていなかった。

さらに、3省は、政策評価法等で実施が義務付けられていないことから、住宅税制租税特別措置の政策評価を実施しておらず、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていなかった。

そして、財務省は、3省から提出を受けた要望書等を参考にして、特別措置の効果の検証を行っていた。

(3) 3特例の適用に係る審査状況

3特例の適用状況及びこれに係る審査状況について検査したところ、全524税務署のうち455税務署において、納税者3,398人から租税を徴収するに当たり、当該納税者が、適用額の計算を誤ったり、適用要件を満たしていなかったりしていたのに、税務署が3特例の適用に係る審査において同一税務署内の他の部門が管理している申告書等の書類の内容を必ずしも確認しておらず、これを見過ごすなどしたため、申告所得税(復興特別所得税を含む。)等又は贈与税等の徴収額が納税者3,140人について5億5843万円不足していたり、納税者258人について2065万円過大になっていたりしている事態が見受けられた。

上記の事態については、本院の指摘に基づき、同庁が改善の処置を講じた(前掲272ページ参照)。

4 本院の所見

今回の本院の検査の結果を踏まえて、3省において、税制改正要望の際や政策評価法に基づいて行う政策評価の際の検証の中で、住宅税制租税特別措置の検証の内容を一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに、適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの検証を行うことが望まれる。そして、住宅税制租税特別措置の有効性について国民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。

また、財務省においても、住宅税制租税特別措置について今後とも十分に検証していくことが肝要である。

さらに、同庁は、3特例の適用に係る審査について、より適切に行うよう改善の処置を講じたが、今後、講じた処置に沿って3特例の適用に係る審査を適切に行うことが肝要である。

本院としては、今後とも住宅税制租税特別措置の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況、そして、同庁による3特例の適用に係る審査の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社において実施しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況、同事業に対する国の財政負担の状況等について

1 検査の背景

(1) PCB廃棄物の処理等の概要

変圧器、コンデンサー、安定器等のポリ塩化ビフェニル(PCB)が封入されるなどしたもの(PCB使用製品)が廃棄物となったもの(PCB廃棄物)については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(特措法)等によれば、国が、确实かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、PCB廃棄物を保管する事業者(保管事業者)は、毎年度、都道府県、政令市等(平成31年3月末現在で122都道府県市^(注1)「都道府県市」)に対して、高濃度PCB廃棄物(高濃度PCB使用製品が廃棄物となったもの^(注2))の保管や処分の状況について届出を行い、処分期間内に処分を他人に委託しなければならないなどとされている。

(注1) 122都道府県市 47都道府県、政令により都道府県知事の権限に属する事務を行うこととされている20政令市及び55市

(注2) 高濃度PCB使用製品 封入されたPCBの重量の割合が0.5%を超えるPCB使用製品をいう。

(2) PCB廃棄物処理事業の概要

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」等に基づき、5PCB処理事業所^(注3)の7処理施設^(注4)において、高濃度PCB廃棄物の処理を行うこととなっており、高濃度PCB廃棄物の処理が完了した後は、処理施設の解体・撤去等を行うこととなっている(処理施設の設置から解体・撤去等に至るまでの一連の業務を「PCB廃棄物処理事業」)。環境省は、24年12月にPCB廃棄物に係る処分期間の末日を当初の28年7月15日から39(令和9)年3月末に延長し、26年6月に、保管事業者が高濃度PCB廃棄物の処分を会社に委託する期限である計画的処理完了期限を、処理施設ごとに、それぞれ31年3月末から36(令和6)年3月末までと定め、28年7月に、高濃度PCB廃棄物に係る処分期間の末日をそれぞれ計画的処理完了期限の1年前と定めた。

(注3) 5PCB処理事業所 北海道、東京、豊田、大阪、北九州各PCB処理事業所

(注4) 7処理施設 北海道(当初)、北海道(増設)、東京、豊田、大阪、北九州(I期)、北九州(II期)各処理施設

(3) 掘り起こし調査の概要

同省は、保管等の届出がされていないPCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の所在等を把握するための調査(掘り起こし調査)の基本的な手法等に関して、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」(マニュアル)を都道府県市に対して通知している。

マニュアルでは、①変圧器、コンデンサー及び安定器について、アンケートの調査対象事業者のリストを整備して、それらの所有の有無等に関する調査票を発送する。②未回答事業者にフォローアップ調査を繰り返し実施するなどした上で、未回答事業者にPCB廃棄物を定められた期限までに処分しなければならないことなどを明記した最終的な通知文書(最終通知)を送付する。そして、これらの過程で全ての調査対象事業者から回答を得られたとき又は未回答事業者がいる場合で当該未回答事業者に最終通知を送付したときに、掘り起こし調査を終了することとしている。

(4) PCB廃棄物処理事業に係る国の財政支援等

政府は、会社設立時の103億円のほか155億円を追加出資しており、30年度末における出資額は計258億円となっている。また、同省は、30年度までに、会社に対して、廃棄物処理施設整備費(PCB廃棄物処理施設整備事業)国庫補助金を計1418億円、独立行政法人環境再生保全機構に対して、中小企業者等の処理料金の負担を軽減するための事業(軽減事業)等に係る支出に充てるために設けられたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を造成するために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進費国庫補助金(推進費補助金)を計282億円交付している。

2 検査の着眼点

国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備等を講ずるよう努めなければならないことなどから、PCB廃棄物処理事業については、これまでに多額の国費を投入しており、今後も多額の事業費が発生することが見込まれている。そこで、PCB廃棄物処理事業等について、高濃度PCB廃棄物の処理及び掘り起こし調査は適切に行われているか、事業費や会社の財務状況等はどのようになっているか、長期収支計画において、収支相償の実現に向けて解体・撤去等費用が適切に見積もられ、国の財政負担が明らかにされているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) PCB廃棄物処理事業の実施状況等

ア 高濃度PCB廃棄物の処理状況の推移

変圧器及びコンデンサーの処理量は、16年度以降、処理施設が順次整備されたことに伴い増加した後、変圧器は23年度、コンデンサーは25年度をピークにそれぞれ減少してきている。また、安定器等の処理量は、21年度と25年度の処理施設の整備に伴い、年々増加してきている。

会社は、既に都道府県市に届出が行われ所在が確認されている高濃度PCB廃棄物の総量に基づくなどして、計画処理量を見込んでいる。そこで、16年度から30年度までの実際の処理量と31(令和元)年度から35(令和5)年度までの計画処理量とを合算した処理量全体に占める実際の処理量の割合を算出して処理の進捗状況を見ると、変圧器及びコンデンサーは9割程度、安定器等は6割程度となっていた。

そして、各年度における各処理施設の変圧器、コンデンサー、安定器等の計画処理量が、各処理施設の処理能力の範囲内とされ、過年度における各処理施設の実際の処理量の最大値よりは低い値で設定されていることからみて、このままの状態では、既に所在が確認されている高濃度PCB廃棄物については、計画的処理完了期限である令和5年度末までに処理できることが見込まれる。

イ 都道府県市が行う掘り起こし調査の実施状況

本院が、122都道府県市が行う掘り起こし調査の実施状況を調査したところ、回答が得られた118都道府県市のうち、平成30年度末現在、変圧器及びコンデンサーの掘り起こし調査は、46府県市が終了しており、残りの72都道府県市は調査中としている。そして、72都道府県市の進捗状況を見ると、72都道府県市において調査が可能な対象事業者数に占める回答事業者数と最終通知を送付した事業者数とを合算した事業者数の割合(進捗率)の平均は82.2%となっている。

一方、安定器の掘り起こし調査は、3府県市が終了しているが、51都府県市は掘り起こし調査を始めていない。そして、調査中としている残りの64道府県市における進捗率の平均は37.3%となっており、変圧器及びコンデンサーの掘り起こし調査に比べて安定器の掘り起こし調査を終了していない都道府県市が多い状況となっている。

ウ 掘り起こし調査の終了後に確認された高濃度PCB廃棄物等の状況

イの46府県市において、掘り起こし調査の調査対象事業者となっていなかった新たな保管事業者からの連絡や掘り起こし調査の際に保管していないと回答していた事業者からの連絡等により、掘り起こし調査の終了後に所在が確認された高濃度PCB廃棄物等は、30年度末現在で変圧器18台及びコンデンサー720台となっており、一定量の高濃度PCB廃棄物等の所在が確認されている。そして、調査が可能な対象事業者の一定数から回答を得た後に未回答事業者等に対して最終通知を送付することにより掘り起こし調査を終了していた35府県市では、掘り起こし調査の終了後に変圧器18台及びコンデンサー664台の所在が確認されている。また、35府県市の中には、調査対象事業者の存否の確認に時間を要したことから、フォローアップ調査を行わないまま最終通知を送付して掘り起こし調査を終了していた市も見受けられた。

このように調査が可能な対象事業者の一定数から回答を得た後に未回答事業者等に対して最終通知を送付した後にも高濃度PCB廃棄物等の所在が確認されることがあることなどから、都道

府県市は、掘り起こし調査において、最終通知を送付する前に十分なフォローアップ調査等を行うことにより、高濃度PCB廃棄物等の所在を確実に把握することが重要である。

(2) PCB廃棄物処理事業に係る事業費及び国の財政負担の状況

ア PCB廃棄物処理事業に係る事業費の状況

5処理施設での処理を前提とするなどした16年度の事業費の試算額及び事業費に対する収入の試算額(これらを「16年度計画額」)、7処理施設の全てが稼働している30年度末までの事業費及び収入の実績額(これらを「30年度末実績」)及び国に報告している長期収支計画(29年度長期計画)において見込んでいるPCB廃棄物処理事業終了時までの全ての事業費及び収入の見込額(事業終了時見込額)については、次のとおりとなっている。

すなわち、30年度末実績の事業費計6795億円は、16年度計画額の事業費計4155億円と比べて2640億円増加している。これは、30年度末までに解体・撤去等が始まっていないことから、16年度計画額で見込んでいた解体・撤去等費用234億円は実績額として計上されていない一方、処理施設の増加と処分期間の延長等に伴い、施設整備費が810億円、維持管理費等が2064億円増加したことによる。また、事業終了時見込額の事業費計9303億円は、16年度計画額の事業費の試算額と比べて5148億円増加すると見込んでいる。これは、処理施設の増加と処分期間の延長等に伴い、施設整備費が1029億円、維持管理費等が3353億円、及び解体・撤去等費用が766億円増加すると見込んでいることによる。

事業費に対する収入の状況についてみると、30年度末実績の事業費に対する収入は計6974億円となっていて、事業費を賄うことができている一方、事業終了時見込額の収入は計8611億円と見込まれており、693億円の支出超過になることが見込まれている。これは、処分期間の延長等に伴う維持管理費等の増加や、解体・撤去等費用の増加等の収入が伴わない費用の増加等によるものである。

そして、特措法により、国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備等を講ずるよう努めなければならないとされていることなどから、処理料金収入等により賄うことができないPCB廃棄物処理事業に係る事業費は、追加的な国の財政負担となることが見込まれる。

イ 長期収支計画等

会社は、29年度長期計画において、PCB廃棄物処理事業の完了時期を41(令和11)年度末と仮定した上で、28年度までの実績額のほか、売上高、売上原価等の計画額を計上している。29年度長期計画では、今後、売上高は、各処理施設の計画的処理完了期限を迎える30年度末から35(令和5)年度末までの間に、高濃度PCB廃棄物の処理量が大幅に減少していくことに伴い大きく減少し、36(令和6)年度以降は売上げがなくなるとしている。一方、解体・撤去等費用を除く売上原価は、処理量が減少しても処理施設を稼働し又は維持するための維持管理費等が発生することなどから、34(令和4)年度以降、毎年度、売上高を超過することや、解体・撤去等費用が37(令和7)年度以降の数年間多額となることなどの影響により、34(令和4)年度以降、毎年度当期純損失が発生するとしている。そして、会社は、41(令和11)年度末の累積損失額は693億円になると見込んでいるが、30年度までの追加出資額155億円に545億円を加えた総額700億円の追加出資を受けると最終的に収支相償になるとしている。

このように、PCB廃棄物処理事業の収支相償は、29年度長期計画によると、令和元年度以降の国の追加出資額545億円等を前提としたものとなっているが、同省は、国の財政負担が最終的にどの程度となるかなどについて明らかにしていない。

一方、会社は、7処理施設に係る解体・撤去等費用の総額について、確度の高い見積りができていないため今後更に精査が必要であるとしているものの、1処理施設当たりの解体・撤去等費用を一律に150億円と想定するなどして、29年度長期計画において1000億円を見込んでいる。

しかし、会社が平成29年度に実施した委託業務において、処理施設を整備したプラントメー

カーに解体・撤去等の仕様を示して徴した見積りに基づき算出される7処理施設に係る解体・撤去等費用は、PCBの付着状況及び除去分別の方法、解体方法等の条件によっては29年度長期計画の解体・撤去等費用1000億円を大きく上回る額になると報告されている。

このように、29年度長期計画の解体・撤去等費用1000億円は、会社が今後更に精査が必要であるとしていること、上記の報告によれば、PCBの付着状況及び除去分別の方法、解体方法等の条件によっては費用が高額なものになると想定されていることなどを勘案すると、今後のPCBの付着状況の調査、PCBの除去分別の方法等の検討等の結果次第では、更に高額になるおそれがあり、そのような場合には、令和元年度以降の追加出資額が前記の想定額545億円を上回るおそれもある。

そして、会社は、中長期経営計画において、処理施設の解体・撤去等に向けた体制を構築し、様々な技術的な課題に対してスケジュール感を持って解決を図るとしており、収支相償を実現するための解体・撤去等費用の見積り作業について、平成29年度末を目指して進めるとしていた。しかし、会社は、令和元年7月時点において、収支相償の実現に向けた7処理施設の解体・撤去等に関する技術的な課題の解決や解体・撤去等費用の見積りをするための具体的な計画策定を終えておらず、確度の高い解体・撤去等費用の見積りはできていない。

ウ 掘り起こし調査の軽減事業分に対する影響等

同省は、平成13年度から30年度までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金のうち軽減事業に係る支出に充てる分(軽減事業分)の所要額560億円のうち同省が負担することになっている280億円を推進費補助金として機構に対して交付している。そして、機構は、17年度から30年度までの間に計203億円を取り崩して会社に助成金として交付しており、30年度末における軽減事業分の残高は367億円となっている。

同省は、29年度末時点における高濃度PCB廃棄物等の保管量等を基に、掘り起こし調査により発見が推定される率(掘り起こし率)を乗ずるなどして、軽減事業の対象となる高濃度PCB廃棄物等の保管量等を推定している。同省は、高濃度PCB廃棄物等の保管量等の推定に当たり、変圧器及びコンデンサーは過去の実績値に基づく掘り起こし率を用いているが、安定器は掘り起こし調査の実績が少ないことから変圧器及びコンデンサーに比べて掘り起こし調査により発見される可能性が高いことを想定した掘り起こし率を用いている。そして、この保管量等に助成単価を乗ずるなどして、30年度以降の取崩し見込額を、安定器は285億円、安定器以外は92億円、計377億円と試算して、29年度末の軽減事業分の残高374億円は全て使用されるとしている。

しかし、今後の安定器の掘り起こし調査の進捗に伴い、その結果次第では、軽減事業分の取崩し見込額は変動し、軽減事業分の残高に過不足が生ずるおそれがあり、そのような場合には、国の財政負担に対して影響を与えるおそれがある。

4 本院の所見

同省及び会社は、次のような点に留意して、PCB廃棄物処理事業を実施することなどが重要である。

ア 同省は、掘り起こし調査の終了後に高濃度PCB廃棄物等の所在が確認される事態を少なくして、今後の軽減事業分の取崩し見込額を早期に把握するために、都道府県市に対して、掘り起こし調査において、未回答事業者に最終通知を送付する前に十分なフォローアップ調査等を行うことにより、高濃度PCB廃棄物等の所在を確実に把握することが重要であることを十分に周知すること、また、7処理施設の解体・撤去等費用について、会社に早期に確度の高い見積りを行わせた上で、国の財政負担となることが見込まれる額を明らかにすること

イ 会社は、7処理施設の解体・撤去等に関する技術的な課題の解決や解体・撤去等費用の見積りをするための具体的な計画を早急に定めて、安全かつ経済的なPCBの除去分別や処理施設の解体の方法等についての検討を行うなどして解体・撤去等費用の低減を図ること

本院としては、会社が実施するPCB廃棄物処理事業の実施状況、国の財政負担の状況等について、引き続き注視していくこととする。

量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について

1 検査の背景

(1) 日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(日銀当座預金)の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整(金融調節)を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額(超過準備額)並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等(非対象先)に係る日銀当座預金(超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」)について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである。

(2) 量的・質的金融緩和等の概要

ア 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標(物価安定の目標)を導入し、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」を導入した。そして、26年10月に、量的・質的金融緩和の拡大を決定し、金融調節の方針(金融市場調節方針)として、マネタリーベースが年間約80兆円(拡大前から約10~20兆円追加)に相当するペースで増加するように金融調節を行うこととした。また、資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約80兆円(同約30兆円追加)に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を最大3年程度延長して「7年~10年程度」にすること、②指数連動型上場投資信託(ETF)及び不動産投資信託(J-REIT)について、保有残高がそれぞれ年間約3兆円及び年間約900億円(同いずれも3倍増)に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとした。

イ マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年1月に、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、従前の量的・質的金融緩和に、日銀当座預金等の一部にマイナスの金利を適用する「マイナス金利」を加えた金融緩和(マイナス金利付き量的・質的金融緩和)の導入を決定した。上記のマイナス金利は、補完当座預金制度を改正して、同年2月以降、日銀当座預金等を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用するものである。

ウ 長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年9月に、量的・質的金融緩和及びマイナス金利付き量的・質的金融緩和の下での経済・物価動向と政策効果について総括的な検証を行い、その結果を踏まえて、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、上記二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。そして、この金融緩和の下での金融市場調節方針として、それまでのマネタリーベース増加額目標に代えて、物価安定の目標に向けたモメンタム(勢い)を維持するために最も適切と考えられる短期・長期の金利の形成を促すべく、長短金利の操作についての方針(金利操作方針)を示すこととした。具体的には、短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%(従来どおり)の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行い、長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめどとしつつ、

金利操作方針を実現するように運営するとともに、引き続き幅広い銘柄を買入対象とし、平均残存期間の定めは廃止することとした。また、資産の買入れ方針として、ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約6兆円及び年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとした。

エ 強力な金融緩和継続のための枠組み強化

日本銀行は、30年7月に、強力な金融緩和を粘り強く続けていく観点から、政策金利のフォワードガイダンスを導入することにより、物価安定の目標の実現に対するコミットメントを強めるとともに、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の持続性を強化する措置を決定した。

日本銀行は、上記のフォワードガイダンスとして、令和元年10月に予定されている消費税率引上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえて、当分の間、現在の極めて低い長短金利の水準を維持することを想定しているとした。そして、金融市場調節方針として、短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行い(いずれも従来どおり)、その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施することとした。また、資産の買入れ方針として、ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約6兆円及び年間約900億円(いずれも従来どおり)に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとするなどとした。

(3) 債券取引損失引当金の制度の拡充

日本銀行は、日本銀行法施行令等に基づき、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について、債券取引損失引当金の積立て又は取崩しを行うことができることとなっている。

日本銀行は、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、平成27年11月に財務大臣に対して引当金制度による対応の検討を要請した。その後、同月に日本銀行法施行令等が改正されて債券取引損失引当金の制度が拡充され、同引当金について、27年度決算から当分の間、上記収益の額に長期国債利息の金額の全部又は一部を、上記損失の額に有利子負債に係る支払利息の金額をそれぞれ含めることとされた。

2 検査の着眼点

本院は、24年度から30年度までの日本銀行の財務の状況について、量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債、貸出金等の資産及び日銀当座預金、引当金等の負債等並びに保有長期国債の利回りや補完当座預金制度に係る支払利息等の損益の状況はどのように推移しているか、財務の健全性を確保するための取組状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 日本銀行の資産、負債等への影響

日本銀行の資産、負債等の推移をみると、総資産残高及び総負債残高はいずれも毎年度増加している。これは、総資産残高については、主に、日本銀行が25年4月に量的・質的金融緩和を導入して金融市場調節方針としてマネタリーベース増加額目標を設定し、金融機関等からの長期国債の買入れを保有残高が増加するペースで行ってきたこと、そして、28年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和を導入して金融市場調節方針としてマネタリーベース増加額目標に代えて設定した金利操作方針の下で、金利操作方針を実現するよう引き続き上記長期国債の買入れを保有残高が増加するペースで行ってきたことによるものである。また、総負債残高については、主に、日本銀行による上記長期国債の買入れにより金融機関等が日本銀行に預け入れている日銀当座預金の残高が増加してきたことによるものである。

(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等への影響

ア 日本銀行の損益への影響

日本銀行の経常損益の推移をみると、経常利益が25、26両年度とも前年度から増加した後、

27年度は減少に転じたが、28年度以降は再び増加しており、特に30年度は一段と増加している。これは、25年度以降、日本銀行が長期国債、ETF等の資産の買入れをいずれも保有残高が増加するペースで行ってきたため、これらの資産から生ずる長期国債利息、ETF運用益等の額が増加し続けていること、また、特に27、30両年度については、為替レートの変動の影響を受けて、27年度は前年度の為替差益が為替差損に、30年度は前年度の為替差損が為替差益にそれぞれ転じて為替差損益の額が大きく変動したことによるものである。

イ 長期国債利息への影響

長期国債利息は、毎年度、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益を加減して算定されている。そこで、長期国債利息の状況をみると、25年度から27年度まではいずれも前年度から増加しているが、28年度以降はほぼ横ばいとなっている。これは、受取利息が毎年度増加している一方で、利息調整損益については、近年、日本銀行が長期国債の大部分を額面金額を上回る価額で買入れていることなどにより、利息調整損の額が利息調整益の額を上回って毎年度増加しているためである。

ウ 保有長期国債の利回り等への影響

保有長期国債の利回り等の状況をみると、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債の平均残高の対24年度増加率に比べて長期国債利息の同増加率は小さくなっていて保有長期国債の利回りは低下傾向が続いており、30年度の平均残高449兆4778億円に対する利回りは前年度の0.317%から更に低下して0.290%となっている。

エ 補完当座預金制度に係る支払利息等への影響

超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、日銀当座預金等の残高の増加に伴い、24年度の315億円に対して25年度は836億円、26年度は1513億円、27年度は2216億円といずれも前年度から増加していたが、28年度は減少に転じて1873億円となっている。そして、29年度は1836億円、30年度は1865億円とほぼ横ばいとなっているが、これは、年0.1%の利率及び年マイナス0.1%の利率が適用された残高がいずれもほぼ同様の規模で推移していることによる。

オ 当期剰余金の処分等への影響

(ア) 当期剰余金の状況

日本銀行の各年度における剰余金(当期剰余金)は、経常利益に債券取引損失引当金等の積立て又は取崩し等に係る額を特別損益として加減したのから法人税、住民税及び事業税(法人税等)を差し引いた額となっている。当期剰余金の状況をみると、24年度から29年度までの間は主に経常利益の増減に伴ってその額が増減しており、24年度は5760億円、25年度は7242億円、26年度は1兆0090億円と増加した後、27年度は減少に転じて4110億円となり、28年度及び29年度は再び増加していてそれぞれ5066億円、7647億円となっている。一方、30年度は、経常利益が前年度の1兆2287億円から2兆0009億円に増加したものの、当期剰余金は前年度の7647億円から減少して5869億円となっている。これは、特別損失のうち債券取引損失引当金積立額が前年度の4451億円から8154億円に増加したことなどによるものである。

(イ) 債券取引損失引当金等の状況

日本銀行は、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、財務大臣の承認を受けて、債券取引損失引当金等を積み立てることができることとなっている。債券取引損失引当金は、27年度末から29年度末まではいずれも前年度末から4500億円程度増加し、30年度末は前年度末から8154億円増加している。これは、27年11月の債券取引損失引当金の制度の拡充に伴う改正後の会計規程等に基づき、27年度から29年度まではいずれも長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額を、30年度は同差額の95%に相当する額を、それぞれ財務大臣の承認を受けて積み立てたことによるものである。

(ウ) 当期剰余金の処分の状況

日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5%に相当する金額を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。法定準備金積立額は、25、26両年度において、それぞれ当期剰余金の5%に相当する額を超える1448億円及び2522億円となっている。これらは、日本銀行が、財務の健全性を確保する観点から、量的・質的金融緩和等に伴い資産規模が拡大していることにより、従来よりも収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、財務大臣の認可を受けて、25年度は当期剰余金の額の20%に相当する額を、26年度はその25%に相当する額を積み立てたものである。一方、27、28、29、30各年度においては、当期剰余金の5%に相当する額を積み立てている。

そして、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。国庫納付金の納付の状況をみると、主に当期剰余金の増減に伴ってその額が増減しており、24年度は5472億円、25年度は5793億円、26年度は7567億円と増加した後、27年度は減少に転じて3905億円となっている。また、28年度は4813億円、29年度は7265億円と増加した後、30年度は再び減少に転じて5576億円となっている。

(エ) 利益及びその用途の内訳の状況

日本銀行の経常利益等の利益及びその用途の内訳の推移をみると、各年度の為替レートの変動の影響を受けて、外国為替等取引損失引当金取崩額又は同積立額がそれぞれ利益又は用途に含まれている。そして、上記の外国為替等取引損失引当金積立額と同様に日本銀行内部に留保された、法定準備金積立額及び債券取引損失引当金積立額を合わせてみると、その額は、25、26両年度は法定準備金積立額の影響により、27年度以降は債券取引損失引当金積立額の影響によりいずれも増加傾向にあり、特に30年度は前年度からの増加幅が大きくなっている。また、国等に納付された国庫納付金及び法人税等を合わせてみると、その額は、25、26両年度とも前年度から増加した後、27年度に減少に転じたものの、その後は毎年度増加していて、30年度は26年度とほぼ同程度にまで増加している。

4 本院の所見

日本銀行の財務は、25年度に量的・質的金融緩和が導入されて以降、総資産残高及び総負債残高が毎年度増加してきた中で、損益面では量的・質的金融緩和等の影響により必ずしも悪化したという状況にはないと考えられるが、資産及び負債の規模が引き続き拡大している状況下においては、将来の市場金利、株式市場、為替レート等の動向、日本銀行自身が決定する金融政策の内容等によっては大きく変動する可能性もある。

したがって、日本銀行においては、債券取引損失引当金等及び法定準備金の積立額が将来の備えとして必要十分かについて不断の検証を行い、適切に債券取引損失引当金等を積み立て、また、特に必要があると認めるときは、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金に積み立てるなど財務の健全性の確保に努めるとともに、日本銀行の財務の状況について国民に分かりやすく説明していくことが重要である。

また、財務省においては、日本銀行から債券取引損失引当金等の積立て、財務諸表等の承認や当期剰余金の5%に相当する額を超える金額の法定準備金への積立ての認可の申請があった場合には、今後の日本銀行の財務の健全性等を勘案した上で、国民に還元されるべきとされている日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、引き続き適切に承認又は認可を行っていくことが必要である。

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き検査していくこととする。

(9) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

～ 目 次 ～

< 件	名 >	ページ

・ 国民の関心の高い事項等に関する検査状況	3 9 7

国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保や、少子高齢化及び情報化の進展、気候変動問題等を背景とした社会保障、情報通信(IT)、環境及びエネルギーといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効果、適正で公平な運用等や、資産、基金等のストックに対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「4. 検査の結果」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 国民生活の安全性の確保に関するもの

(事例) 住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について(国土交通省)・・・・・・・・・・220ページ参照

イ 社会保障に関するもの

(事例) 二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について(厚生労働省)・・・・・・・・・・204ページ参照

ウ 制度・事業の効果等に関するもの

(事例) 有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について(国会からの検査要請事項に関する報告)・・・・・・・・・・371ページ参照

エ 制度・事業の適正で公平な運用に関するもの

(事例) 消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの(財務省)・・・・・・・・・・274ページ参照

オ 資産、基金等のストックに関するもの

(事例) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について(経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構)・・214ページ参照

カ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

(事例) 賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働省)・・・・・・・・・・199ページ参照

キ 環境及びエネルギーに関するもの

(事例) 試験研究用等原子炉で使用される燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)・・・・・・・・・・336ページ参照

ク 情報通信(IT)に関するもの

(10) 特別会計財務書類の検査

～ 目 次 ～

< 件	名 >	ページ

・ 特別会計財務書類の検査	4 0 1

特別会計財務書類の検査

会計検査院は、特別会計に関する法律第19条第2項の規定に基づき、平成30年11月6日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する13特別会計の平成29年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月25日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

同書類について、同法、特別会計に関する法律施行令、特別会計の情報開示に関する省令、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、同基準等と異なる処理を^(注1)して、同書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、17府省庁等が所管する4特別会計^(注2)において9事項見受けられた。

なお、上記の9事項については、全て6省^(注2)において所要の訂正が行われた。

(注1) 4特別会計 財政投融资、エネルギー対策、食料安定供給、東日本大震災復興各特別会計

(注2) 6省 財務、文部科学、農林水産、経済産業、環境、防衛各省

5 国の財政等の概況

～ 目 次 ～

<件	名>	ページ
(1)	国の会計	4 0 7
(2)	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	4 1 1
(3)	財政投融资	4 1 4
(4)	国の財政状況	4 1 6

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

(1) 国の会計

① 概況

平成30年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
歳入	合計	486,874,566	490,130,991
	一般会計	105,697,418	103,644,049
	特別会計	381,177,148	386,486,941

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
歳出	合計	467,910,709	472,265,815
	一般会計	98,974,696	98,115,604
	特別会計	368,936,012	374,150,210

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

② 一般会計

歳入及び歳出

30年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	30年度(百万円)	29年度(百万円)
収納済歳入額	105,697,418	103,644,049
租税及印紙収入	60,356,384 (57.1%)	58,787,489 (56.7%)
公債金	34,395,399 (32.5%)	33,554,599 (32.4%)
公債金	8,097,199	7,281,799
特例公債金	26,298,199	26,272,799
その他	10,945,633 (10.4%)	11,301,961 (10.9%)

区 分	30年度(百万円)	29年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	98,974,696	98,115,604
社会保障関係費	32,569,137 (32.9%)	32,521,059 (33.1%)
文教及び科学振興費	5,748,234 (5.8%)	5,703,092 (5.8%)
国債費	22,528,601 (22.8%)	22,520,820 (23.0%)
地方交付税交付金	15,871,381 (16.0%)	15,434,303 (15.7%)
防衛関係費	5,474,990 (5.5%)	5,274,292 (5.4%)
公共事業関係費	6,913,460 (7.0%)	6,911,607 (7.0%)
その他	9,868,890 (10.0%)	9,750,429 (9.9%)

(注2) 平成30年度における支出済歳出額に対する公債金34兆3953億余円の割合は34.8%である。

③ 特別会計

30年度において、特別会計に関する法律に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)	
特別会計(勘定)数		13会計(33勘定)	13会計(33勘定)	
ら一 の般 繰入 額か	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	10会計(24勘定)	10会計(24勘定)	
	一般会計からの繰入合計額(注3)	54,318,215	52,749,679	
決 算 剰 余 金	決算剰余金合計額(注4)	12,241,135	12,336,730	
	金決 算の 処 理 余	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	3,261,451	3,885,412
		翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	7,188,040	6,693,632
		一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,791,643	1,757,686
積 立 金 等 に お け る 資 金	資金を計上している特別会計(勘定)数	9会計(17勘定)	9会計(17勘定)	
	資金を計上している資金数	19資金	19資金	
	資 金 残 額	外国為替資金	145,585,142	144,023,971
		財政融資資金	124,885,439	127,565,606
	上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	142,047,241	140,543,668	
損 益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	7会計(20勘定)	7会計(20勘定)	
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)	5会計(11勘定)	5会計(11勘定)	
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	2会計(4勘定)	2会計(4勘定)	

(注3) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

30年度(百万円)			29年度(百万円)		
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,076,609	(30.6%)	交付税及び譲与税配付金特別会計	15,621,975	(29.7%)
国債整理基金特別会計	22,527,758	(12.1%)	国債整理基金特別会計	22,520,016	(11.8%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,823,412	(46.4%)	年金特別会計(国民年金勘定)	1,939,211	(46.5%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	9,798,768	(20.4%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	9,481,945	(19.7%)
年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	2,081,887	(75.9%)	年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	1,206,045	(69.0%)

(注4) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

30年度(百万円)			29年度(百万円)		
国債整理基金特別会計	3,076,435	(1.7%)	国債整理基金特別会計	3,093,150	(1.6%)
外国為替資金特別会計	3,015,882	(97.3%)	外国為替資金特別会計	2,737,185	(97.5%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	1,234,366	(4.9%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	1,588,109	(3.3%)

(注5) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,489,209	地震再保険特別会計積立金	1,315,525
国債整理基金	3,005,889	国債整理基金	3,007,369
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	1,099,223	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,893,829
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,911,666	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,743,602
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,144,504	雇用安定資金	1,199,837
雇用安定資金	1,330,468	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,209,679
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,101,160	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,293,580
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,313,206	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	110,332,050
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	111,929,511		

(注6) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,257,493	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,123,562
労働保険特別会計(労災勘定)	8,188,305	労働保険特別会計(労災勘定)	8,202,944
労働保険特別会計(雇用勘定)	5,472,736	労働保険特別会計(雇用勘定)	6,097,556
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,336,779	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,087,789
年金特別会計(国民年金勘定)	8,136,735	年金特別会計(国民年金勘定)	8,035,871
年金特別会計(厚生年金勘定)	115,833,162	年金特別会計(厚生年金勘定)	115,302,391

(注7) 翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,317,419	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,268,815
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 7,647	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 9,571
食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 25,786	食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 25,385
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 120	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 238

④ 一般会計及び特別会計の債務

平成30年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分	30年度 (百万円)	29年度 (百万円)
年度末債務現在額の合計額	1,162,217,085	1,148,132,953
うち公債(注8)	976,861,731	959,202,605
うち借入金	53,201,845	53,849,808
一般会計(注9)	10,598,069	11,199,800
特別会計		
借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(7勘定)	7会計(8勘定)
借入金(注10)	42,603,776	42,650,007
利子支払額の合計額	8,714,814	8,894,128
うち公債利子等	8,690,051	8,863,450
うち借入金利子	24,763	30,677
一般会計	16,644	19,648
特別会計	8,118	11,029

(注8) 公債の主なものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	573,654,271	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	553,081,518
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	270,185,331	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	269,158,398
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	92,245,641	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	94,525,905
日本国有鉄道清算事業引継債務を借り換えるために発行したものと	16,755,323	日本国有鉄道清算事業引継債務を借り換えるために発行したものと	17,218,701
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,376,273	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,481,324
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	3,846,799	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,111,291
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,357,742	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,172,562
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,867,944	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,955,466

(注9) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	10,509,866	交付税及び譲与税配付金借入金	11,093,748
旧国立高度専門医療センター借入金	38,184	旧国立高度専門医療センター借入金	45,916
旧国営土地改良事業借入金	8,595	旧国営土地改良事業借入金	18,714

(注10) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成30年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆1002億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については1兆0405億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	31,617,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	32,017,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	7,382,223	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	6,932,256
年金特別会計(健康勘定)	1,458,290	年金特別会計(健康勘定)	1,464,007
国有林野事業債務管理特別会計	1,205,971	国有林野事業債務管理特別会計	1,222,610

(2) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成30年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4法人	4法人
	独立行政法人	83法人	83法人
	国立大学法人等(注1)	90法人	90法人
	その他の法人	29法人	29法人
	計(注2)	205法人	205法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	994,696,321	963,416,999
	うち独立行政法人(注4)	313,832,491	310,295,893
	うち国立大学法人等	10,222,188	10,265,058
	負債の部	865,450,831	837,605,672
	うち独立行政法人	239,249,833	238,187,586
	うち国立大学法人等	3,125,338	3,131,389
	純資産の部	129,245,489	125,811,327
	うち独立行政法人	74,582,657	72,108,306
	うち国立大学法人等	7,096,849	7,133,668
	うち政府出資金	46,628,175	46,320,331
	うち独立行政法人	15,392,723	15,474,603
	うち国立大学法人等	6,141,427	6,141,611
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12法人	12法人
	損益の状況	当期利益金を計上している法人	164法人
うち独立行政法人		59法人	61法人
うち国立大学法人等		80法人	79法人
当期損失金を計上している法人		42法人	39法人
うち独立行政法人		24法人	22法人
うち国立大学法人等		10法人	11法人
翌年度繰越損失金を計上している法人		20法人	22法人
翌年度繰越損失金の額の合計		1,331,437	1,342,920
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	49,934	46,401
	補助金	236	250
	交付金	—	—
	政府出資額	237,973	245,347
	計	288,143	291,999
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	75,414	59,998
	運営費交付金	1,526,537	1,498,688
	その他の補助金等	1,132,245	963,924
	政府出資額	71,469	111,003
	計	2,805,666	2,633,615
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	55,177	71,491
	運営費交付金	1,098,542	1,092,697
	その他の補助金等	66,969	74,980
	政府出資額	—	—
計	1,220,688	1,239,169	
その他の法人に対するもの			
補給金	1,422	1,703	

補助金	1,678,400	1,699,088
交付金	10,645,800	10,392,717
政府出資額	155,960	703,627
計	12,481,584	12,797,136
合計	16,796,083	16,961,919

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,088,177	資産の部	21,603,200
負債の部	15,473,937	負債の部	16,236,330
純資産の部	5,614,239	純資産の部	5,366,869
うち政府出資金	6,365,782	うち政府出資金	6,194,405
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,641,214	資産の部	17,998,424
負債の部	14,962,176	負債の部	15,465,477
純資産の部	2,679,037	純資産の部	2,532,947
うち政府出資金	1,635,300	うち政府出資金	1,615,200
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	12,630,929	資産の部	12,278,942
負債の部	2,887,599	負債の部	2,665,229
純資産の部	9,743,329	純資産の部	9,613,712
うち政府出資金	8,083,417	うち政府出資金	8,037,407
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	14,135,036	資産の部	13,986,468
負債の部	12,785,292	負債の部	12,611,910
純資産の部	1,349,743	純資産の部	1,374,557
うち政府出資金	1,068,765	うち政府出資金	1,102,093
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	12,679,254	資産の部	12,910,327
負債の部	11,518,180	負債の部	11,799,508
純資産の部	1,161,073	純資産の部	1,110,818
うち政府出資金	1,073,768	うち政府出資金	1,072,768
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	43,210,295	資産の部	40,900,878
負債の部	30,309,708	負債の部	28,652,201
純資産の部	12,900,586	純資産の部	12,248,677
うち政府出資金	4,109,004	うち政府出資金	4,101,908
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,424,532	資産の部	1,420,820
負債の部	299,677	負債の部	288,481
純資産の部	1,124,854	純資産の部	1,132,338
うち政府出資金	1,045,214	うち政府出資金	1,045,214
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,079,602	資産の部	8,127,442
負債の部	139,159	負債の部	177,320
純資産の部	7,940,442	純資産の部	7,950,122
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	4,550,414
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,827,388	資産の部	16,740,690
負債の部	13,584,295	負債の部	13,681,008
純資産の部	3,243,093	純資産の部	3,059,681
うち政府出資金	1,773,239	うち政府出資金	1,644,239

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- | | |
|-------------|--|
| ① 破綻先債権 | 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金 |
| ② 延滞債権 | 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金 |
| ③ 3か月以上延滞債権 | 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。) |
| ④ 貸出条件緩和債権 | 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。) |

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	8,656	破綻先債権	10,757
延滞債権	582,394	延滞債権	579,438
3か月以上延滞債権	558	3か月以上延滞債権	483
貸出条件緩和債権	492,356	貸出条件緩和債権	515,321
合計	1,083,966	合計	1,106,001
貸付金等残高	17,085,756	貸付金等残高	17,605,658
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	191,105	延滞債権	188,842
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	188,036	貸出条件緩和債権	225,846
合計	379,142	合計	414,688
貸付金等残高	13,576,561	貸付金等残高	13,513,680
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	609,302	貸出条件緩和債権	654,814
合計	696,365	合計	741,877
貸付金等残高	12,387,356	貸付金等残高	12,092,066
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	8,287	破綻先債権	8,888
延滞債権	65,239	延滞債権	41,744
3か月以上延滞債権	3,687	3か月以上延滞債権	4,538
貸出条件緩和債権	57,821	貸出条件緩和債権	59,346
合計	135,035	合計	114,518
貸付金等残高	3,927,761	貸付金等残高	4,095,478
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	24,990	破綻先債権	23,358
延滞債権	195,457	延滞債権	192,148
3か月以上延滞債権	60,624	3か月以上延滞債権	55,426
貸出条件緩和債権	299,283	貸出条件緩和債権	323,019
合計	580,356	合計	593,953
貸付金等残高	9,506,739	貸付金等残高	9,374,268
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	64,939	破綻先債権	68,143
延滞債権	230,547	延滞債権	251,817
3か月以上延滞債権	71,147	3か月以上延滞債権	74,985
貸出条件緩和債権	453,920	貸出条件緩和債権	524,834
合計	820,555	合計	919,780
貸付金等残高	23,493,039	貸付金等残高	23,325,854

(3) 財政投融资

① 財政投融资の概要

国の財政投融资の主なものは、財政投融资計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(これらのうち財政投融资の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

② 財政投融资の原資

財政投融资の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融资特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

ア 財政融資資金は、財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。

イ 財政投融资特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。

ウ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

③ 財政投融资計画の実績

平成30年度における財政投融资計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分			30年度 (百万円)	29年度 (百万円)
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	9,451,247	10,590,537
		年度末残高	99,303,707	102,140,430
	財政投融资特別会計(投資勘定)	実 績	206,605	228,049
		年度末残高	5,497,069	5,402,556
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	2,567,885	3,434,549
		年度末残高	31,694,349	33,499,516
	郵便貯金資産	実 績	—	—
		年度末残高	640,676	829,243
	簡易生命保険資産	実 績	—	—
		年度末残高	5,374,899	6,238,564
	計	実 績	12,225,738	14,253,135
		年度末残高	142,510,702	148,110,311

区 分		30年度 (百万円)	29年度 (百万円)
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—
		年度末残高	46,780
	特別会計	実 績	10,303
		年度末残高	749,190
	政府関係機関	実 績	4,088,673
		年度末残高	24,154,472
	事業団等	実 績	858,617
		年度末残高	10,233,304
	独立行政法人	実 績	4,135,209
		年度末残高	48,804,055
	地方公共団体	実 績	2,844,434
		年度末残高	51,445,134
	その他	実 績	288,500
		年度末残高	7,077,766
	計(注4)	実 績	12,225,738
		年度末残高	142,510,702
			148,110,311

(注1) 財政融資資金の平成30年度末の財源のうち、財投債は92兆2456億余円、預託金は31兆3534億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	14,248,351	株式会社日本政策金融公庫	14,848,574
株式会社国際協力銀行	7,080,463	株式会社国際協力銀行	7,289,245
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,259,273	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,070,798
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,993,493	株式会社日本政策投資銀行	8,949,968
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,138,329	独立行政法人福祉医療機構	3,192,881
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,266,708	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,304,450
独立行政法人日本学生支援機構	6,298,120	独立行政法人日本学生支援機構	6,149,310
独立行政法人都市再生機構	9,790,228	独立行政法人都市再生機構	10,046,602
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,751,401	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,508,722
独立行政法人住宅金融支援機構	4,316,184	独立行政法人住宅金融支援機構	5,717,870
地方公共団体	51,445,134	地方公共団体	54,065,411
その他		その他	
地方公共団体金融機構	6,741,786	地方公共団体金融機構	7,516,352

(4) 国の財政状況

1 国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、平成30年度末において、建設国債、特例国債、復興債等のように利払・償還財源が主として税込等の歳入により賄われる国債(普通国債)の残高は874.0兆円に達している。そして、30年度一般会計歳出決算総額における国債の依存度は34.7%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は22.7%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支」(国・地方PB)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目GDP(GDP)比の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間における改革努力のメルクマール」として、平成30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を平成29年度からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」としている。そして、2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを同時に目指すという財政健全化のための目標等は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても踏襲されている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」において実績値等を示している。

2 国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、16年度から30年度まで決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(一般会計PB)及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、30年度の一般会計PBは、前年度から悪化してマイナス10.4兆円となっている。一般会計PBの内訳となる税込等及び政策的経費について、16年度から30年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税込等を上回っている。そして、30年度の一般会計PBは、政策的経費の前年度からの増加が税込等の前年度からの増加を上回っており、一般会計PBの赤字は拡大している。30年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、30年度の税込等のうち、租税及印紙収入が1.5兆円及び前年度剰余金受入が0.2兆円それぞれ増加している一方、「その他」は1.5兆円減少している。租税及印紙収入は、26年度から増加しており、30年度の租税及印紙収入の約8割を占める所得税、法人税及び消費税は、前年度からそれぞれ増加している。支出面では、30年度の政策的経費のうち、地方交付税交付金及び地方特例交付金(地方交付税交付金等)が0.4兆円、中小企業対策費及び防衛関係費が共に0.2兆円それぞれ前年度から増加している。また、政策的経費の約7割を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費について、26年

度から30年度までの推移をみると、社会保障関係費については一貫して増加し、地方交付税交付金等については国の税収の増加等に伴って29、30両年度は増加し、公共事業関係費については、28年度以降、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加している。30年度の政策的経費の約4割を占める社会保障関係費について、16年度から30年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、16年度から30年度まで決算額でみた国の一般会計の財政収支(一般会計財政収支)対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、30年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から悪化してマイナス3.3%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、16年度から30年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。30年度においては、GDP成長率はプラスであり、税収等及び財政経費は前年度から増加しており、財政経費の内訳についてみると、政策的経費が0.8兆円増加している一方、利払費等は0.1兆円減少している。利払費等は、28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。また、普通国債の利率別の残高についてみると、利率1.0%以上の普通国債の残高は、28年度末以降減少している。

(3) 債務残高対GDP比

普通国債のうち復興債を除いた国債(復興債を除いた普通国債)の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、30年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から20.9兆円増加(対前年度比2.4%増)して、868.6兆円となっている。30年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債は1.0兆円、特例国債は20.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.6兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高について、26年度末から30年度末までの推移をみると、特例国債の残高の増加額は建設国債を大幅に上回る95.7兆円となっている。

債務残高対GDP比について、16年度から29年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加している25年度以降は、債務残高対GDP比の増加幅は抑えられているものの、依然として前年度を上回っている。債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(債務残高増加率)及びGDP成長率について、25年度から29年度までの推移をみると、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、25年度以降全ての年度において、GDP成長率を上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

